

環境白書

[平成24年版]



長崎県

平成24年版 環境白書 目次

第1部 環境行政の展望	1
第2部 環境の状況及び環境の保全に関し講じた施策（平成23年度）	
第1章 地球環境保全を目指す社会の実現	
第1節 地球温暖化対策の推進	
1 温室効果ガスの排出抑制	9
2 温室効果ガスの吸収作用の保全と強化	16
3 地球温暖化への適応策	16
第2節 広域的な環境汚染対策の推進	
1 オゾン層の保護対策の推進	18
2 酸性雨対策の推進	19
3 漂着ごみ・漂流油対策の推進	20
4 環境保全のための国際協力の推進	21
第2章 環境への負荷の削減と循環型社会づくり	
第1節 廃棄物対策の推進	
1 廃棄物の発生・排出抑制	23
2 廃棄物の再資源化の推進	27
3 廃棄物の適正処理の推進	31
第2節 大気環境の保全	
1 大気汚染防止対策の推進	39
2 自動車排出ガス抑制対策の推進	52
第3節 水環境の保全	
1 海域、河川、湖沼等の水質保全対策の推進	55
2 生活排水対策の推進	62
3 工場・事業場等排水対策の推進	65
4 水の循環利用	66
第4節 土壌・地盤環境の保全	
1 土壌環境の保全	68
2 地盤環境の保全	70
第5節 騒音・振動・悪臭対策の推進	
1 騒音対策の推進	71
2 振動対策の推進	82
3 悪臭対策の推進	84

第6節	化学物質の環境リスク対策の推進	
1	化学物質の適正管理	88
2	内分泌かく乱化学物質（環境ホルモン）等に関する対策の推進	89
3	ダイオキシン類削減対策の推進	89
第3章	人と自然とが共生する快適な環境づくり	
第1節	生物多様性の保全	
1	生物多様性の保全	94
2	野生動植物の保護、生態系の保全と再生	102
第2節	自然とのつながりの回復	
1	自然とのふれあいの場の保全・整備	115
2	自然とのふれあいの機会の提供	126
3	社会経済活動における適切な活用	128
第3節	快適な生活環境と歴史的環境の保全と創造	
1	快適な生活環境の創造と美しいふるさとづくりの推進	131
2	歴史的環境の保全と創造	135
第4章	県民・事業者・行政のパートナーシップによる環境づくり	
第1節	環境教育・環境学習等の推進	
1	学校等における環境教育・環境学習の推進	137
2	社会における環境教育・環境学習の推進	138
第2節	自主的な環境保全行動の促進	
1	県・市町の環境保全に向けた取り組みの推進	140
2	県民の環境保全に向けた取り組みの推進	141
3	事業者の環境保全に向けた取り組みの推進	142
第3節	環境情報の収集、発信の強化	
1	情報提供機会の拡大、情報共有化の推進	144
第5章	環境保全のための共通基盤的施策	
1	適正な土地利用の推進	145
2	調査研究・技術開発の推進、監視観測の充実	145
3	環境産業の育成	147
4	環境配慮の推進	147
5	公害苦情と公害紛争等の適正処理	148
6	環境管理システムの適切な運用と普及の促進	149
7	環境保全効果を促進させるための手立て	150
8	規制措置の活用	152

第6章 重点施策の動き

第1節 地球環境保全の取組み

- 1 ゴミゼロながさきプロジェクト 153
- 2 ナガサキ・グリーンニューディール 155
- 3 生物多様性保全プロジェクト 156

第2節 豊かな水環境の保全・創造の取組み

- 1 大村湾再生プロジェクト 158
- 2 諫早湾環境対策プロジェクト進 159
- 3 島原半島窒素負荷低減プロジェクト 160

第3部 平成24年度の施策

第1章 地球環境保全を目指す社会の実現

- 第1節 地球温暖化対策の推進 161
- 第2節 広域的な環境汚染対策の推進 165

第2章 環境への負荷の削減と循環型社会づくり

- 第1節 廃棄物対策の推進 167
- 第2節 大気環境の保全 172
- 第3節 水環境の保全 174
- 第4節 土壌・地盤環境の保全 178
- 第5節 騒音・振動・悪臭対策の推進 179
- 第6節 化学物質の環境リスク対策の推進 180

第3章 人と自然とが共生する快適な環境づくり

- 第1節 生物多様性の保全 182
- 第2節 自然とのつながりの回復 185
- 第3節 快適な生活環境と歴史的環境の保全と創造 190

第4章 県民・事業者・行政のパートナーシップによる環境づくり

- 第1節 環境教育・環境学習等の推進 195
- 第2節 自主的な環境保全行動の促進 197
- 第3節 環境情報の収集、発信の強化 198

第5章 環境保全のための共通基盤的施策 200

第6章 重点施策の動き

第1節 地球環境保全の取組み	206
第2節 豊かな水環境の保全・創造の取組み	213

(別冊)

第4部 環境基本計画の進行管理

第1章 長崎県環境基本計画施策体系図	1
第2章 長崎県環境基本計画の進捗管理	
第1節 長崎県環境基本計画の体系について	3
第2節 各施策の進捗状況について	3
第3節 数値目標の分析管理について	5
第4節 重点施策について	7
第3章 評価の進捗状況(平成23年度実績)	10
第4章 数値目標達成状況一覧	43
第5章 数値目標の進捗状況個表」の達成状況	46
第6章 重点施策の動き	79

資料編

1 長崎県環境基本計画推進管理体制	1
2 長崎県環境保全関係審議会設置状況等	2
3 環境基準等	5
4 規制基準等	17
5 長崎県大気汚染監視テレメータシステム	32
6 水質汚濁防止法に基づく届出状況	35
7 公共用水域の水質に係る環境基準達成状況	36
8 海水浴場調査結果	41
9 大村湾の水質	42
10 狩猟鳥獣の種類	43
11 狩猟鳥獣の捕獲禁止及び制限(猟区以外)	43
12 鳥獣保護区指定状況	44
13 休猟区一覧表	46
14 特定猟具使用禁止区域(銃)一覧表	47
15 公園施設の一覧表(実績)	49
16 市町の木及び花	51
17 ダイオキシン類調査結果	52
18 環境放射能	56
19 産業廃棄物処理施設に係る立地基準	57
20 長崎県環境基本計画に係る平成23年度当初予算	59

第 1 部

環 境 行 政 の 展 望

第1部 環境行政の展望

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、東北地方を中心に壊滅的な被害をもたらし、今なお、被災地では大変厳しい状況が続いています。環境面でも、大規模な津波により膨大な量のがれき等の災害廃棄物が発生、有害物質の流失による環境汚染、東京電力福島第一原子力発電所事故による一般環境中への大量の放射性物質の放出など深刻な問題を引き起こし、その影響は全世界へ及んでいます。原子力発電への信頼性の崩壊により、地球温暖化対策とも両立し得るエネルギー政策の転換と、住民の一層の脱炭素社会への取組が求められています。

福島第一原子力発電所の事故を受けて、事故翌日の3月12日から環境放射能水準調査のモニタリングの強化が全国で実施されました。

本県においても平成23年3月から5月の降下物調査で微量の人工の放射性核種（I-131、Cs-134、Cs-137）が検出されましたが、平成23年6月以降の人工の放射性核種の検出はなく、モニタリングポストによる空間放射線量率調査でも同事故の影響が認められませんでした。現在、モニタリングポストは従来の1基から6基に増設されており、現在も環境放射能水準調査を継続し、環境放射能の情報を発信しています。

本県では、平成12年1月、豊かな環境を将来の世代へ引継ぐため、環境分野における施策の方向性を定めた「長崎県環境基本計画」を策定、その後、新たな環境課題への対応を図るため、平成18年及び平成23年に見直しを行いました。

今後、この基本計画に掲げた「地球環境保全をめざす社会の実現」「環境への負荷の削減と循環型社会づくり」「人と自然とが共生する快適な環境づくり」「県民・事業者・行政のパートナーシップによる環境づくり」という4つの基本目標に沿って、地球温暖化対策、循環型社会の構築、生物多様性の保全等、快適な生活環境の創造と美しいふるさとづくりなど、実効ある取組を推進し、本県がめざす「海・山・人 未来につながる環境にやさしい長崎県」実現に努めてまいります。

また、本県独自の課題であるツシマヤマネコ等の希少動物の保護、大村湾や諫早湾干拓調整池等の閉鎖性水域の環境保全へも取り組んでいます。さらに国境離島を数多く抱える本県の環境は、大陸からの越境汚染の影響が危惧されています。漂着ゴミ問題や黄砂、光化学オキシダント、酸性雨等の課題についても、県民やボランティア、事業者と協働して解決への取組を推進してまいります。

I 地球環境保全をめざす社会の実現

- 地球温暖化を防止するために、我が国においては、平成2年に「地球温暖化防止行動計画」が策定されました。また、平成9年に採択された京都議定書の主旨を踏まえ、平成10年に「地球温暖化対策の推進に関する法律」が制定されるとともに、「地球温暖化対策推進大綱」が策定されました。その後、平成17年4月に「京都議定書目標達成計画」（平成20年3月28日全面改定）が策定されました。

県では、地球温暖化対策を推進するため、平成8年に「長崎県地球環境保全行動計画」を策定しました。また、平成12年に策定した長崎県環境基本計画において地球温暖化対策を重点施策と位置付け、その推進を図ってきました。

平成14年には地域に密着した対策を推進するため「長崎県地球温暖化防止活動推進員」を委嘱するとともに、平成16年12月に温暖化防止の普及啓発事業や地域の活動団体の支援を行うため「長崎県地球温暖化防止活動推進センター」を指定しました。

さらに、県民、事業者、行政が一体となった地球温暖化対策を検討、推進するため、平成16年12月に「地球温暖化対策協議会（現ながさき環境県民会議）」を設立しました。協議会は、地球温暖化防止活動推進センター、地球温暖化防止活動推進員、事業者及び住民などのほか各種団体、行政、学識者等で構成されており、温室効果ガスの排出量の削減及び森林等による吸収量の確保のための各種対策等について協議しています。

平成17年度には、協議会において、県民主導の温暖化対策を推進するための「長崎県ストップ温暖化レインボープラン」が策定され、産業、民生、運輸など、部門ごとに実効ある施策の展開をめざしています。

平成19年度からは増加する民生家庭部門の二酸化炭素排出量を削減するため、家庭における節電等の取組が評価できるエコシートを配布するなど、住民参加型の普及啓発事業を展開しています。

平成20年度からは未来環境条例に基づき、温室効果ガスを多量に排出する事業者に対して、温室効果ガス排出削減計画書及び削減報告書の提出の義務づけ、また、一定規模以上の駐車場設置者に対しては、利用者へのアイドリング・ストップの周知を義務づけています。

平成21年度から平成23年度においては、実効ある地球温暖化対策として、一般住宅用の太陽光発電設備等の設置に対する補助を行っています。

平成23年度からは、家庭、事業所等に「省エネナビ」の貸出や「無料省エネ診断」を行い、省エネ効果の「見える化」を図り、より効果的な省エネへの取組を推進しています。

さらに、二酸化炭素の吸収源として認められている森林の整備を推進するとともに、炭素の固定につながる県産材の有効利用を積極的に促進しています。

- 県自らの地球温暖化防止対策としては、平成12年に「第一次長崎県温暖化対策実行計画」を策定し、県の事務・事業に係る二酸化炭素排出量の削減に取り組んできました。

平成23年度には第三次計画となる「県庁エコオフィスプラン」を策定し、更なる二酸化炭素排出量の削減を推進しています。

また、平成13年度からは毎年度「環境物品等調達方針」を策定しており、環境にやさしい物品の調達に努めています。

- オゾン層の保護対策については、「特定家庭用機器再商品化法」（平成13年4月施行）に基づき家庭用エアコン・冷蔵庫、「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」（平成14年1月施行）及び「使用済自動車の再資源化等に関する法律」（平成17年1月施行）に基づき、業務用冷凍・空調機器やカーエアコンからのフロン回収・処理を推進しています。

また、最近では、フロン類を用いない製品（ノンフロン製品）の開発・普及が進んでいます。ノンフロン製品を選択することは、オゾン層保護及び地球温暖化防止につながる大変有意義な取組です。「オゾン層保護対策推進月間」（毎年9月1日～30日）等を利用して、オゾン層保護・フロン等対策に関する啓発活動を行っています。

- 県内3地点（長崎市、佐世保市、諫早市）での酸性雨の状況は、1降雨の年平均値のpH（水素イオン濃度）は4.59～4.87でした。全国の国設酸性雨測定局の平均は4.56～5.34であり、全国レベルの範囲内にありますが、将来、森林への影響や湖沼の酸性化など生態系への影響が危惧されています。

このような状況に対応するため、工場・事業場に対するばい煙の排出抑制対策や自動車排出ガス対策の一層の推進に努めます。

- 本県は日本列島の西端に位置し、海岸線総延長約4,200kmと北海道に次ぐ全国第2位の長さを有する地形的特性から、毎年多くのごみが漂着し、景観、自然環境、水産資源、観光等への影響が深刻な問題となっています。

このため、本県では、平成14年10月に「長崎県漂流・漂着ごみ問題対策協議会」を設置し、各種対策や市町あてに回収処理費用を助成するなど、全国に先駆けて漂流・漂着ごみ対策に取り組んできました。

平成22年からは「海岸漂着物処理推進法」（平成21年7月）に基づいて「長崎県海岸漂着物対策推進計画」を策定（平成22年10月）し、回収処理費用、発生抑制対策費用についても補助を行っており、引き続き漂着ごみ対策の推進に努めてまいります。

- 平成4年8月に開催された九州北部3県（福岡県、佐賀県、長崎県）と韓国南岸1市3道（釜山廣域市、全羅南道、慶尚南道、済州道）による「日韓海峡沿岸県市道知事交流会議」での協議事項を踏まえ、日韓両地域での環境問題や環境行政施策等に関する情報交換、環境に関する共同研究事業を実施しています。平成12年度より山口県が同事業に参加しました。

これまで、酸性雨共同調査、河川水生生物検定共同調査、陸水及びその集水域における窒素流動（flux）調査、日韓都市間大気汚染度比較評価、集水域の地質・植生が異なる河川水調査、オキシダント（オゾン）広域濃度分布特性調査及び黄砂現象時の大気汚染物質特性及び分布調査を実施してきました。

平成22年度、23年度は、日韓の行政、研究者等が集い、地球温暖化や廃棄物等の環境問題に関する発表や住民との交流を図るため、平成22年度は長崎市、平成

23年度は済州特別自治道において「環境シンポジウム」を開催。平成24年からPM2.5に関する調査に取り組むこととしています。

また、漂流・漂着ごみ対策に取り組むこととし、「日韓海の環境美化キャンペーン」(H15～H17)、「日韓学生つしま会議～漂着ごみを拾う・考える～」(H18～H20)、「日韓海峡海岸漂着ごみ一斉清掃」(H22～)を実施するなど、日韓双方に浸透した漂流・漂着ごみへの問題意識や環境保全への取組みと両国の友好・交流に努めています。

II 環境への負担の削減と循環型社会づくり

- 本県では、循環型社会の形成推進を図るため、本県の目指す将来像を、ゴミのない、資源循環型の長崎県「ゴミゼロながさき」と定め、ゴミゼロながさき県民運動の展開、産業廃棄物の適正処理の維持等に取り組んでまいりました。

これらの取組により、廃棄物の排出量削減や不法投棄などの不適正処理は改善されましたが、今なお廃棄物の再生利用量は低い水準で推移しており様々な課題が残されています。加えて、近年、世界的な資源制約の顕在化や地球環境問題への対応など、廃棄物の処理やリサイクルを取り巻く状況は大きく変化し、循環型社会への転換をさらに進める必要があります。

このため、平成23年3月に策定した「長崎県廃棄物処理計画」に基づき、廃棄物の発生抑制、減量化やリサイクル等の施策を総合的かつ計画的に推進していきます。

また、計画実践のための推進母体である「ゴミゼロながさき推進会議（現ながさき環境県民会議）」は、平成24年2月に見直した「ゴミゼロながさき実践計画」に基づき、進捗管理を行うとともに、廃棄物の減量化、リサイクルの推進について、県民運動の展開を図ります。

さらに、県自らも事業活動により生じる廃棄物の発生抑制、分別の徹底、再利用に努めるとともに、率先して再生利用製品の活用を図ります。

- 平成17年度から九州7県が足並みをそろえて導入した産業廃棄物税は、産業廃棄物の焼却施設又は最終処分場への搬入に対して課税するもので、この税収を活用して、産業廃棄物の発生抑制、リサイクル、適正処理の推進に向けた取組を推進しています。

- 本県の大気環境はおおむね良好な状況で推移していましたが、近年、本県の光化学オキシダント濃度は徐々に上昇し、注意報を発令する事態がしばしば起こっています。平成18年5月に初めての注意報発令、以降、平成21年5月8日には10市8町、翌9日には4市4町へ2日連続で注意報を発令しました。平成22年5月8日には3市1町、平成23年5月16日には2市に注意報を発令しています。

高濃度の光化学オキシダントは本県をはじめ北部九州の広い地域で観測されています。加えて、一般に濃度が下がるといわれる夜間や人為的な汚染源が少ない離島

部の測定局（五島、吉岐）でも観測されることから、「上空のオゾン層からのオゾンの降下」や「大陸からの移流」による影響も推測されており、国や他県とも協力して原因究明を進めていきます。

また、引続き、県内大気汚染物質の発生源である工場・事業場に対する規制、指導の徹底を図り、ばい煙中の硫黄酸化物や有害化学物質の排出抑制に努め、良好な大気環境の維持を図ります。

- 海域、河川、湖沼のそれぞれの水域において、測定計画に基づき調査を実施し、水質環境の状況を把握するとともに、環境基準を達成維持するため、工場・事業場への立入調査や排水の検査などの対策や生活排水対策など各種対策を推進します。

特に生活排水対策は大村湾や有明海等閉鎖性海域を多く有する本県では重要です。流域の市町と連携して、下水道や浄化槽等の整備促進に努めます。

また、地下水質についても継続的に汚染状況を把握し、より良い水環境の保全に努めます。

- 大村湾、諫早湾及び有明海については、「第2期大村湾環境保全・活性化行動計画」、「第2期諫早湾干拓調整池水辺環境の保全と創造のための行動計画」及び「有明海の再生に関する長崎県計画」により、環境保全に関する各種施策・事業を展開していきます。

- 土壌環境については、現在、特に大規模な土壌汚染の発生はみられませんが、島原半島では、地下水の硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の環境基準超過率が、県内の他地域に比べて高い傾向にあります。そこで、硝酸性窒素等による地下水汚染を改善するため、総合的な対策を講じることを目的として、平成23年2月に具体的な対策と数値目標を掲げた「第2期島原半島窒素負荷低減計画」（平成23年度から平成27年度までの5か年）を策定し、窒素負荷低減に向けた取組を進めています。

- 近年、多種多様な化学物質を含む製品が、様々な形で消費・廃棄され、環境中に拡散し、大気、水質、土壌、生物等広範囲に渡る環境影響が危惧されます。

特に内分泌攪乱作用（環境ホルモン）を有する化学物質や廃棄物焼却施設等から排出されるダイオキシン類は、人への健康影響が懸念されています。

本県では、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、ダイオキシン類による環境中の汚染実態の把握や発生源からの削減対策を推進し、また、PRTR法（特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律）の的確な運用により化学物質の適正管理の推進に努めます。

- 騒音、振動、悪臭等の被害から県民の生活環境を保全するため、騒音に係る環境基準の類型指定、騒音・振動・悪臭規制地域の指定及び見直しを行うとともに、県内各市町が実施する騒音、振動、悪臭の環境監視及び規制事務の支援及び調整を行います。

Ⅲ 人と自然とが共生する快適な環境づくり

- 本県の自然環境は、法的規制により保全されている自然環境（自然公園、自然環境保全地域、鳥獣保護区等）や、人間の暮らしや文化の中で培われてきた自然環境（社寺林、棚田、溜池、湿地、草原等）など様々な形で存在しています。これらの多様な自然環境の中には、人の関与があることで維持されてきたものも多く、生活様式や産業形態・土地利用の変化などにより、耕作放棄地のように知らず知らずのうちに荒廃してしまったものが目立ってきています。

また、海外あるいは他地域から持ち込まれた動植物や、人と動物と環境のバランスが崩れたことによって増えすぎた野生動物によって、農林業への被害はもとより、昔から本県に生息・生育していた野生動植物が影響を受けている例もみられます。

- 様々な生物は個々に独立して生存しているのではなく、食物連鎖や共生関係などにより環境に適応した生態系を構成し、相互に関係をもって生存しています。ひとつの希少種を保護することで、結果的にその周りの多くの種をも保護することができるのです。

このように、希少種だけでなく多種多様な動植物が相互に関係しながらバランスを保って存続している状態を、「生物多様性が保全されている」といいます。

県では、本県の特徴ある生物多様性を総合的に保全しその恵みを活用していくために必要な施策や、社会経済活動における取組、多様な主体との連携・協働事業などをとりまとめ、平成21年3月に「長崎県生物多様性保全戦略」を策定しました。

- 地域の生物多様性の代表ともいえる希少種（絶滅のおそれのある野生動植物種）の保護のための基礎資料として、平成12年度に「長崎県レッドデータブック」を作成しましたが、この後10年を経た平成22年度には、「改訂版長崎県レッドリスト」をとりまとめ公表しました。

平成23年度からは、レッドリスト掲載種を中心にモニタリング調査を実施して、県内の希少な野生動植物とその生息・生育地の現状把握、保護対策への反映に努めています。

- 最初のレッドデータブック作成から10年が経過したことから、平成23年度には「長崎県レッドデータブック2011（普及版）」を発刊するとともに、改訂版レッドリストに基づき希少野生動植物種・同保存地域の追加拡大の進め方などをとりまとめた、保護・保全策の新しい基本方針を策定しました。今後は、この基本方針に基づいて、緊急性の高い種や地域の保護・保全策の実践を進めていきます。

- 公共事業の実施にあたっては、事業を実施する地域の環境特性を踏まえ、動植物や生態系に配慮した立地・工法等の選定や、農地、農村、森林、河川、海域などさ

さまざまな場所での環境改善の取組の展開により、生物多様性保全に資する事業の推進に努めます。

- 自然公園においては、県民の自然とのふれあいや、自然に親しむレクリエーションの機会を通じて、自然に対する理解と自然環境の保全への意識の向上を図るとともに、観光利用により地域振興に貢献することを目的とし、自然環境を活かした野外レクリエーション施設の整備を進めています。

これらの自然公園の利用については、従来の自然景観を楽しむだけの利用から、自然とのより深いふれあいを求める利用者ニーズの高まりを踏まえ、これらの志向に対応できる施設の整備を進めていく必要があります。

また、県有の自然公園施設の老朽化等に対応するとともに、施設のバリアフリー化や景観の向上及び利用しやすい施設への改善などに重点を置きながら、エコツーリズムの利用拠点ともなる施設整備を推進していきます。

- 平成21年8月、島原半島が国内初の世界ジオパークに認定されましたが、県内他地域においても、交流人口の拡大による地域振興を目的に、自然環境を活かした地域づくりを進めており、自然環境保全事業への支援やガイド養成など、本県ならではの特徴と自然環境を活かした先進的な取組を推進します。

IV 県民・事業者・行政のパートナーシップによる環境づくり

- 地球の温暖化、オゾン層の破壊、化学物質による汚染や生態系の破壊、生物の多様性の減少など、環境への負荷は知らず知らずに増加しています。

私たちが、このような現状を理解し、地球の環境保全とともに自然豊かな長崎県を未来につなげるための行動を実践するためには、環境に関する情報の授受と、環境学習が基本となります。

- 環境教育・学習を通じて環境問題への関心は高くなっていますが、環境保全の必要性を感じ、具体的な行動を起す人はまだ十分に広がっていません。ISO14001やEA21など環境マネジメントシステムの認証取得、植栽活動、環境美化活動、民間活動団体や特定非営利活動法人（NPO法人）などの支援、講演会・研修会や実践活動など、身近な環境から地球規模の環境まで、問題解決へ向けて自ら実践することができる様々な行動があります。

これらの活動団体や事業者、行政が連携できる社会的仕組みの整備なども含めて、自主的な環境保全行動の推進に努めていく必要があります。

- 未来環境条例に基づく快適な生活環境の創造と美しいふるさとづくりの一環として、ごみの投げ捨て等防止重点地区等を指定し、地域と連携して地域の環境美化を推進しています。

- 環境問題の解決のために、環境学習の果たす役割は重要です。特に次世代を担う子どもたちが環境問題に対する関心を深め、環境にやさしい暮らし方を実践していくことが必要です。

このため県では「こどもエコクラブ」等の活動に対して、顕微鏡などの資材の貸し出しを行っています。また、「環境アドバイザー派遣制度」を設け、学習会を開催する民間団体などの要請により専門家を講師として派遣するなど活動の支援に努めています。

- 平成17年3月策定の「環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する長崎県基本計画」では、学校・地域社会・職場といった様々な場における環境についての情報や体験機会の提供、環境教育を推進する際の県民、事業者、団体及び行政の役割や連携、施策の方向性について整理されています。

この計画を推進することにより、環境保全の意欲の増進と環境教育を総合的、体系的に進めていきます。

第 2 部

環境の状況及び環境の保全に関し講じた施策 (平成23年度)

第2部 環境の状況及び環境の保全に関し講じた施策（平成23年度）

第1章 地球環境保全をめざす社会の実現

第1節 地球温暖化対策の推進

1 温室効果ガスの排出抑制

現状・施策

(1) 温室効果ガスの排出量〔未来環境推進課〕

我が国における平成22年度（確定値）の温室効果ガスの総排出量は12億5,800万t（二酸化炭素換算）で、京都議定書の規定による基準年（平成2年）の排出量（12億6,100万t）と比較して約0.3%の減少となっています。

このうち、二酸化炭素排出量は、11億9,200万tで基準年と比較して4.2%の増加となっています。

本県の平成22年度の温室効果ガス総排出量は903.9万tであり、二酸化炭素がその91.7%を占めています。

また、基準年の排出量931.7万tと比較すると0.7%減少しており、前年の平成21年度の排出量873.8万tとの比較では3.8%の増加となっています。（表1-1-1-1）

なお、県民一人あたりの二酸化炭素の年間排出量は5.81tとなっています。

表1-1-1-1 長崎県内の温室効果ガス排出量（単位：t）

	京都議定書の基準年	H21年度	H22年度	構成比 H22年度	基準年比	前年度比
二酸化炭素(CO ₂)	835.2	798.6	829.4	91.7%	-0.7%	3.8%
二酸化炭素(CO ₂)を除く5ガス	96.5	75.2	74.6	8.3%	-22.7%	-0.8%
メタン(CH ₄)	24.1	21.3	21.4	2.4%	-11.3%	0.2%
一酸化二窒素(N ₂ O)	32.2	28.3	28.6	3.2%	-11.3%	1.0%
代替フロン等3ガス	40.2	25.6	24.6	2.7%	-38.7%	-3.6%
ハイドロフルオロカーボン類(HFC)	24.9	18.8	20.4	2.3%	-18.1%	8.7%
パーフルオロカーボン類(PFC)	7.0	4.3	2.7	0.3%	-61.0%	-36.8%
六ふっ化硫黄(SF ₆)	8.3	2.5	1.5	0.2%	-81.6%	-38.6%
合計	931.7	873.8	903.9	100%	-3.0%	3.4%

(2) 本県の二酸化炭素排出量〔未来環境推進課〕

本県の平成22年度の産業部門における二酸化炭素排出量は111.0万t-CO₂で全体の13.4%を占めており、基準年から21.0%減少しています。業務その他部門における二酸化炭素排出量は185.0万t-CO₂で全体の22.3%を占めており、基準年から4.0%増加しています。

また、平成22年度の家庭部門における二酸化排出は128.7万t-CO₂で全体の15.5%を占めており、基準年から1.6%増加しています。マイカー等を含む運輸部門における二酸化炭素排出量は252.0万t-CO₂で全体の30.4%を占めており、基準年から7.6%増加しています。(表1-1-1-2)

表1-1-1-2 本県の二酸化炭素排出量の推移 (単位：万t-CO₂)

	基準年 (H2)	H17	H18	H19	H20	H21	H22	構成比 (H22)	増減率 基準年比	増減率 前年比
産業部門	140.5	118.8	128.4	133.1	113.1	105.5	111.0	13.4%	-21.0%	5.3%
民生業務部 門	177.9	190.7	185.5	201.0	180.6	174.7	185.0	22.3%	4.0%	5.9%
民生家庭部 門	126.7	139.4	133.0	137.1	126.7	121.5	128.7	15.5%	1.6%	5.9%
運輸部門	234.2	268.0	268.7	260.7	249.6	252.4	252.0	30.4%	7.6%	-0.2%
エネルギー 転換部門	131.8	138.7	129.3	131.2	119.3	112.3	120.3	14.5%	-8.7%	7.1%
廃棄物部門	18.8	29.5	29.2	28.8	28.2	27.9	27.8	3.3%	47.7%	-0.4%
水道部門	5.3	4.6	4.7	5.0	4.6	4.4	4.6	0.5%	-14.1%	3.0%
合 計	835.2	889.7	878.8	896.9	822.1	798.6	829.4	100%	-0.7%	3.8%

(3) 新エネルギーに対する取組み

〔産業振興課・林政課・未来環境推進課・廃棄物対策課〕

平成12年2月に、新エネルギー利用促進とそれに伴う県内産業の活性化を目的に「長崎県地域新エネルギービジョン」を策定し、新エネルギーへの取組について、県民等に対する普及、広報活動を行っています。

併せて、新エネルギー導入に対する支援について、NEDO（独立行政法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構）等が実施している補助制度の普及啓発を図っています。

ア 風力発電

本県は地勢的に風況がよく風力発電に適しているといわれ、特に市町において直営・第三セクターにより発電所が建設され公共施設の電源、あるいは売電がなされています。

また、近年は売電を目的として民間事業者の参入も相次いでおり、九州でも有数の風力発電地域となっています。

イ 太陽光発電

A 民間事業者等省エネ・グリーン化推進事業補助金

民間事業者の太陽光発電システムと県が指定する省エネ設備を新たに複合的に設置する費用の一部を補助しました。

平成23年度実績 8件

B 住宅用太陽光発電設備及び省エネ設備の導入支援事業

住宅用の太陽光発電システムや県が指定する省エネ設備の設置に対する補助を実施しました。

平成23年度実績 1,717件

C 市町施設省エネ設備等整備促進事業

市町施設への太陽光発電設備や省エネ設備整備に対して、設置費用を補助しました。

平成23年度実績 佐世保市、島原市、大村市、平戸市、松浦市、波佐見町、新上五島町、実践モデル都市（対馬市、西海市）

ウ その他の新エネルギー

A 木質バイオマスエネルギーの利用

循環型社会を形成し、地球温暖化防止に寄与するため、これまで未利用となっている林地残材等をバイオマスエネルギーとしての利用を推進するとともに、木質ボイラー等の利用施設の導入を推進しました。

森林バイオマスエネルギー利用施設 4か所

B 長崎県ごみ処理広域化計画の推進

平成11年3月策定、平成21年7月に見直しを行った「長崎県ごみ処理広域化計画」に基づき、サーマルリサイクル、マテリアルリサイクルの施設整備を推進しています。

(4) 環境実践モデル都市推進事業

〔ナガサキ・グリーンニューディール推進室〕

地域の環境産業の活性化、環境負荷削減技術の展開等を行う市町を「環境実践モデル都市」に選定（平成22～24年度に各1市町（地域））し、その取り組みを支援するとともに、取組成果を県内市町に普及・還元していきます。

平成22年度に選定した対馬市と、平成23年度に新たに選定した西海市に、技術・研究開発・事業化を目指したワーキンググループを設置し、地域の課題解決にむけた取組みを支援しています。

(5) EV（電気自動車）導入による二酸化炭素排出量削減

〔EVプロジェクト推進室〕

電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）の普及のためのモデル事業の実施地域として国の認定を受けた「長崎県EV・PHVタウン」構想を推進するため、五島地域において、次世代EV社会モデルの構築を目指す「長崎EV&ITSプロジェクト」を推進するとともに、EV等の導入を行う市町や民間企業等に対する補助を実施しました。

平成23年度は、約360台のEV・PHVが普及し、約160tの二酸化炭素排出量削減効果が得られました。

(6) 未来環境条例に基づく地球温暖化対策 〔未来環境推進課〕

ア 特定事業者による対策

一定量以上の温室効果ガスを排出する事業者（※）に対し自主的な温暖化対策を促すため、温室効果ガス排出削減計画書及び削減報告書の提出を義務づけています。

平成23年度は98事業者から削減計画書が提出されました。

※県内事業所（フランチャイズ含む）の原油換算エネルギー使用量の合算量が1,500kL/年以上の事業者

イ 駐車場設置者による対策

一定規模以上の駐車場（※）設置者等に対し、利用者に駐車時のアイドリング・ストップの実施を呼びかけるよう義務づけています。

※駐車面積500m²以上又は駐車台数40台以上で、道路法、駐車場法、自動車ターミナル法に規定するもの及び大規模小売店舗、公共団体等の駐車場

(7) 温暖化対策「見える化」推進事業 〔未来環境推進課〕

家庭、事業所及び県有施設における省エネ診断により省エネ効果の「見える化」を図り、省エネ改修等を推進しています。

ア 家庭向け対策

県内121世帯に「省エネナビ」の無料貸出及び「うちエコ診断」による、家庭の省エネ診断を実施しました。

イ 事業者、県有施設向け対策

民間事業所10か所、県有施設5か所に対し、無料省エネ診断を実施しました。

(8) 公共交通機関の利用促進

〔新幹線・総合交通対策課・未来環境推進課〕

長崎都市圏において、ゴールデン・ウィークの交通混雑緩和のためラジオによる広報等により、マイカー自粛、公共交通機関の利用促進の啓発に取り組みました。

また、長崎県地球温暖化対策協議会（現：ながさき環境県民会議）と合同で、12月に県下一斉ノーマイカー&エコドライブウィークを実施しました。

平成23年度は、新たにエコドライブの実施も集計対象に加えたことで、前年を上回る374社（者）、約32,119人が参加し、約74tの二酸化炭素排出量削減効果が得られました。

（9）エコドライブ普及促進事業〔未来環境推進課〕

エコドライブインストラクターとともに、県内各地で、県民向け・事業所向け・行政職員向けのエコドライブ講習会を開催しました。

（10）エコスクールの推進〔教育環境整備課〕

県立学校においては、夏季における教室内の温度上昇を抑制することや環境教育の生きた教材としての活用など教育上の効果や環境保全上の観点から校舎や校地の緑化を推進しています。

平成23年度は鳴滝高校及び大崎高校の校舎屋上緑化、西彼農業高校の校舎壁面緑化、対馬高校及び長崎工業の校地内の植栽整備を行いました。

（11）環境管理システムの導入の促進〔環境政策課〕

「エコアクション21」の地域事務局と連携し、ライオンズクラブの総会などにおいて環境管理システムの説明と導入への働きかけを行いました。

平成23年度の環境管理システムの新規認証登録事業者 17件

（12）「県庁エコオフィスプラン」の実施〔未来環境推進課〕

ア 県の計画

県は、「第1次長崎県温暖化対策実行計画」の第3次計画となる「県庁エコオフィスプラン」を平成23年3月に策定し、温室効果ガスの削減に取り組んでいます。

平成23年度の実績は表1-1-1-3のとおりです。

二酸化炭素排出量は、平成21年度比で4.3%削減できました。また、廃棄物の発生量は、平成21年度比で3.2%削減できました。今後とも目標達成に向け、取り組むこととしています。

イ 環境物品等調達方針の策定

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に基づき、県の機関による環境の負荷の低減に資する製品等（環境物品等）の調達を実施しています。

平成23年度は、19分野231品目について実施し、19分野の単純平均で98.8%の調達率を達成しました。

表1-1-1-3 県庁エコオフィスの平成23年度実績

項目		21年度 (基準年度)	23年度 (実績)	増減率 (%)	27年度(目標年度)		
					目標値	増減率(%)	
二酸化炭素排出量		t	56,697	54,276	-4.3	51,027	-10
内訳	燃料関係	t	30,149	30,030	-0.4	27,134	-10
	電気使用関係	t	26,548	24,246	-8.7	23,893	-10
燃料	ガソリン	kL	2,463	2,322	-5.7	—	—
	軽油	kL	7,248	7,685	6.0	—	—
	灯油	kL	460	470	2.1	—	—
	ジェット燃料	kL	49	29	-39.6	—	—
	A重油	kL	940	588	-37.5	—	—
	潤滑油	kL	15	11	-29.6	—	—
	LPG・LNG	トン	104	123	17.7	—	—
	都市ガス	千m ³	652	658	0.9	—	—
電気使用量		千kWh	70,983	65,706	-7.4	—	—
コピー用紙使用量		千枚	124,404	124,202	-0.2	124,404	±0
廃棄物発生量		t	1,816	1,758	-3.2	1,326	-27
廃棄物資源化率		%	47.8	44.6	-6.7	60	—

(13) JR長崎本線連続立体交差事業〔都市計画課〕

鉄道の高架化による道路交通の円滑化と一体型の市街地整備を進めるとともに、複数の踏切が一挙に除却され、一旦停止やアイドリングストップによる待ち時間が解消されることで、二酸化炭素の発生を削減します。

- ・解消する踏切の数 4箇所(長崎市松山町～尾上町)

(14) 各種団体への支援・連携の強化〔未来環境推進課〕

ア 長崎県地球温暖化対策協議会(H16.12.22設立)

県民、事業者等あらゆる主体が自ら考え、自ら行動することを基本として、幅広いアイデアの集約及び課題の検討などを行い、各主体が共有できる目標を設定し、実行することを目的として設立されました。

その後、二酸化炭素排出量の削減と吸収源の確保を目的とした「長崎県ストップ温暖化レインボープラン」を策定しました。

計画策定年月	平成18年3月
計画の性格	県内の多様な主体がパートナーシップを旨としながら、主体的に地球温暖化防止のために実施しようとする行動を宣言したものであり、また、県民の主

	体的な行動の提案と行政施策との連携を図ることにより、県民全体の運動として進めていくことを目指したものです。
計画の柱	<ul style="list-style-type: none"> ・ 二酸化炭素の排出抑制対策 節電や省エネに取り組む「自発的もったいない運動」の展開など ・ 吸収源の確保対策 県民総参加による森林整備、県産材の利用促進など ・ 共通基盤的対策 環境教育の推進、研究開発の支援など

また、「長崎県ストップ温暖化レインボープラン」に掲げる取組の柱である「自発的もったいない運動」の県民への普及・啓発と、取組の推進を目的とした、長崎県もったいない運動推進大会を開催しています。

イ 市町地球温暖化対策協議会等

市町においても、県と同様に地球温暖化対策協議会または地球温暖化対策に関する実践を行う組織を設置しており、平成21年度末時点で全市町に設置されています。県としても地域での活動が重要と考えているため、地球温暖化対策ネットワーク会議を開催するなど、県と市町の協議会間の連携を推進しています。

ウ 長崎県地球温暖化防止活動推進センター、地球温暖化防止活動推進員との連携・協働〔未来環境推進課〕

センター、推進員と連携・協力して、普及啓発活動を実施しています。平成23年度は、長崎県もったいない運動推進大会を松浦市で開催しました。また7月～12月の計27回にわたり、地球温暖化防止ラジオキャラバンを実施しました。

また、推進員が実施する地域学習会の支援や推進員研修会の開催などを行いました。

課題

- 温室効果ガス排出量の削減のために、事業者や県民と一体となった取組が必要です。
- 新エネルギーの導入やエネルギー消費効率の高い機器の購入、省エネルギーシステムの導入、さらに県民の省エネルギー意識の高揚と取組の実施が必要です。
- 交通渋滞は依然として解消していないため、マイカー自粛、公共交通機関の利用促進について、継続して啓発に努める必要があります。
- 風力発電・太陽光発電は環境負荷が少なくクリーンな発電方式ですが、風況・日射量など自然条件に左右され供給が不安定です。また、原子力・化石燃料による大規模発電と比較すると発電コストが割高なことか

ら、今後は普及促進を図ることにより、生産コストの低廉化、技術革新による供給安定化が必要です。

- 大規模な風力発電施設については、自然景観に大きな影響を与え、バードストライク等による野生生物への影響も懸念されることから、立地選定にあたっては十分な配慮が必要です。

2 温室効果ガスの吸収作用の保全と強化

現状・施策

(1) 間伐等の森林整備の推進〔森林整備室〕

地球温暖化防止森林吸収源対策を推進するため、平成20年度から24年度までの5か年間で18,500haの間伐を推進します。

- ・平成23年度間伐面積 3,489ha

(2) 木質バイオマスエネルギーの利用（再掲）〔林政課〕

循環型社会を形成し、地球温暖化防止に寄与するため、これまで未利用となっている林地残材等をバイオマスエネルギーとしての利用を推進するとともに、木質ボイラー等の利用施設の導入を推進しました。

- ・森林バイオマスエネルギー利用施設 4か所

(3) 漁場環境の改善〔漁港漁場課〕

磯焼け対策の取組みにおける母藻の供給基地となる海藻バンクを整備するため、海藻が着生するコンクリートブロックや自然石など着定基質を設置します。

また、藻場等の維持・管理等の環境・生態系の保全活動を行う県内35組織に対し、国交付金事業を活用し支援しています。

- ・海藻バンクの整備：県北、西彼、橘湾

課題

- 民有林面積の約40%がスギ、ヒノキの人工林で、人工林においては特に森林が有する公益的機能の発揮に重要な間伐の一層の推進が必要です。
- 漁場環境の長期的変化を把握するとともに、陸域から沿岸海域への負担の低減や環境の積極的な修復改善等を行うことにより、沿岸環境の保全と創造を推進する取組が必要です。

3 地球温暖化への適応策

現状・施策

(1) 地球温暖化対策農業技術支援事業〔農産園芸課〕

地球温暖化により生じる恐れがある農作物被害を抑制し、また農業によって発生する温暖化ガスを低減するため、温暖化対策プロジェクトチームで実証試験圃を設置して、現地に適応する技術の開発や改良・応用を行い、その普及活動を実施しました。

(2) 土砂災害防止施設の推進〔砂防課〕

異常気象による土石流、地すべり、がけ崩れ等の土砂災害から生命財産を守るため、土砂災害防止施設の整備を推進しました。

・平成23年度の実績

土砂災害防止施設の整備により467戸保全しました。

(3) 病虫害発生予察費〔農業経営課〕

主要作目の病虫害発生状況、農作物の生育状況を定期的に調査し、気象条件等をふまえながら病虫害による損害の発生を予測し、効率的かつ効果的な防除を推進するため、病虫害発生予察情報を市町、JA等の207か所に提供しました。

・平成23年度実績

病虫害予察情報提供率 100%

課題

- 環境保全型農業直接支援対策については、平成24年度から地球温暖化防止に効果がある堆肥施用の取り組みが新たに支援対象となるため、農業者に対して周知を図る必要があります。

第2節 広域的な環境汚染対策の推進

1 オゾン層の保護対策の推進

現状・施策

(1) フロン対策の推進〔未来環境推進課〕

平成14年4月に施行された「フロン回収・破壊法」により、業務用冷凍空調機、カーエアコンからのフロン回収が義務付けられました。

(現在カーエアコン内のフロン類については自動車リサイクル法により規制されています。)

これに伴い、法の確実な施行を確保するため、フロン回収業者に対する監視・指導を行いました。

表1-2-1-1 第1種特定製品（エアコンディショナー、冷蔵機器・冷凍機器（うち、フロン類の充填量が50kg以上の第1種特定製品も含む））からのフロン回収実績（平成23年度）

フロンの種類	回収台数（台）		回収量（kg）	
	整備	廃棄等	整備	廃棄等
CFC	122	100	27.95	143.58
HCFC	866	2,334	5,716.86	14,712.11
HFC	925	428	4,978.05	1,584.00

CFC：クロロフルオロカーボン HCFC：ハイドロクロロフルオロカーボン
HFC：ハイドロフルオロカーボン

表1-2-1-2 第1種フロン回収業者への立入調査件数

年度	H19	H20	H21	H22	H23
立入調査件数	104	104	99	102	66
基準適合件数	92	93	91	84	59
基準適合率	88%	89%	92%	82%	89%

課題

- CFC等のオゾン層破壊物質は既に生産が規制されていますが、過去に生産され、家庭用冷蔵庫、冷凍空調機器、カーエアコン等の機器に充填された形で存在しているCFCについて、機器が廃棄される際に回収・破壊を進めることが必要です。
- 家電リサイクル法、自動車リサイクル法、フロン回収・破壊法が施行され、製品中からのフロン回収が義務付けられるとともに回収基準が設けられました。また、平成19年10月にはフロン回収・破壊法が改正され、今後は、法の内容やユーザーの費用負担等について、事業者・ユーザーへ周知し、より円滑な回収・破壊を進めることが必要です。

2 酸性雨対策の推進

現状・施策

(1) 酸性雨モニタリング調査〔環境政策課〕

雨水自動採取装置による1降雨の調査を3市3地点で実施しました。pHの年平均値及び1降雨の酸性雨出現率を表1-2-2-1に示します。

この3地点での1降雨のpHの年平均値は4.59～4.87の範囲にあり、この値は、環境省が全国31地点で実施した酸性雨対策調査結果（平成22年度の年平均値）の範囲内（4.59～5.22）でした。

また、4地点（廃止地点を含む）での1降雨時の酸性雨出現率及びpH年平均値の経年変化を表1-2-2-2に示します。

3地点以外にも、県では環境省が設置している酸性雨測定所（対馬）の管理及び運営を行うとともに、検体の採取・成分分析も行っています。

表1-2-2-1 酸性雨の出現状況及びpHの年平均値（平成23年度）

調査地点	降雨数	pHの平均値	酸性雨出現率(%)	強酸性雨出現率(%)
		1降雨	1降雨	1降雨
長崎市クリーンセンター	72	4.87	93.1	6.9
佐世保市保健所	62	4.59	96.8	6.5
県央保健所	71	4.82	94.4	4.2

① 1降雨：雨の降り始めから降り終わりまでの一連の雨をいいます。
 ② 酸性雨：pH値が5.6以下の雨をいいます。
 ③ 強酸性雨：pH値が4.0未満の雨をいいます。

pHについて

酸性 ← 中性 → アルカリ

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14

← 強酸性雨 →

← 酸性雨 →

pH5.6

表1-2-2-2 1降雨の酸性雨出現状況及びpHの年平均値の経年変化

調査地点		年度	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
式見ダム	酸性雨出現率(%) (pH≤5.6)		94.3	95.9	97.8	92.5	95.8	97.3				
	強酸性雨出現率(%) (pH<4.0)		8.0	6.1	9.9	1.5	9.5	1.4	(廃止)	(廃止)	(廃止)	(廃止)
	pHの年平均値		4.7	4.7	4.7	4.6	4.6	4.6				

長崎市 クリーン センター	酸性雨出現率(%) (pH \leq 5.6)	97.7	97.1	95.7	97.3	98.3	93.2	95.0	94.8	96.5	93.1
	強酸性雨出現率(%) (pH $<$ 4.0)	11.5	4.4	7.1	4.0	6.8	5.4	4.0	3.1	8.2	6.9
	pHの年平均値	4.6	4.7	4.7	4.6	4.6	4.5	4.6	4.8	4.7	4.9
佐世保市 保健所	酸性雨出現率(%) (pH \leq 5.6)	96.1	92.6	96.3	94.5	97.4	97.4	100	97.0	95.1	96.8
	強酸性雨出現率(%) (pH $<$ 4.0)	5.3	2.9	13.4	8.2	13.0	18.2	7.5	12.1	8.2	6.5
	pHの年平均値	4.6	4.7	4.6	4.6	4.5	4.4	4.5	4.6	4.6	4.6
県 央 保健所	酸性雨出現率(%) (pH \leq 5.6)	93.5	98.6	100	93.0	94.3	97.4	95.1	96.0	95.2	94.4
	強酸性雨出現率(%) (pH $<$ 4.0)	1.6	1.4	6.3	4.2	5.7	1.3	3.7	5.3	7.1	4.2
	pHの年平均値	4.9	4.8	4.8	4.7	4.6	4.6	4.7	4.7	4.8	4.8

課題

- 酸性雨の原因物質は、自動車、家庭から出るゴミの焼却、重油や石炭を燃やして発電する火力発電所等から発生します。酸性雨の発生を防ぐには私たち一人一人が資源やエネルギーの無駄使いをなくすことが重要です。

3 漂着ごみ・漂流油対策の推進

現状・施策

(1) 漂着ごみ対策〔廃棄物対策課、港湾課、漁港漁場課、農村整備課〕

本県は日本列島の西端に位置し、海岸線総延長約4,200kmと北海道に次ぐ全国第2位の長さを有し、地形的な特性から、国内外からの様々なごみが毎年多く漂着しています。

このため国に対して漂着ごみ対策に係る政府施策要望等を行うとともに、平成21年7月に制定された海岸漂着物処理推進法に基づいて「長崎県海岸漂着物対策推進計画」を策定（平成22年10月）し、継続して漂着ごみ対策を実施しています。

平成22年度から平成23年度は、市町あてに漂着ごみの回収処理費用、発生抑制対策費用を補助するとともに、県管理海岸においても海岸清掃を実施しました。

(2) 漂流油による汚染対策〔危機管理課、廃棄物対策課、資源管理課〕

例年、離島をはじめとした県内各地の海岸で、船舶事故や原因者不明の漂着油事故が発生しています。

このため県は、「漂流油等による長崎県沿岸汚染対策要綱」に基づき、関係部課と連携して、油流出事故発生時における情報の収集や関係

漁協等への情報提供及び指導を行いました。

(3) 漁場油濁被害救済基金への負担金拠出〔資源管理課〕

原因者不明の漁場油濁による漁場被害について救済金の支給と油の防除に要した費用の支払い等を行うために設立された(財)漁場油濁被害救済基金に対し、負担金を支出しました。

(4) 海浜の環境美化対策〔資源管理課〕

「自分たちの海は自分たちで守ろう。」という漁業者の自発的な活動から始まった浜そうじを全県的な運動に発展させるため、平成6年から長崎県漁業協同組合連合会などの水産関係団体と市町、県が一体となって海と渚の環境美化を推進し、水産業の振興に寄与するため、「長崎県海と渚環境美化推進委員会」を組織し、7月15日から8月13日までの30日間の推進期間中にポスター・新聞等による環境美化キャンペーンを行うとともに、県下一斉浜そうじを実施しました。

また、有明海の漁場環境を改善するため、本県と佐賀・福岡・熊本の有明海沿岸4県で組織する「有明海沿岸4県漁場環境保全総合美化推進事業推進協議会」が、有明海の漁場環境保全に関する啓発活動、並びに夏季を中心に漁船による漂流ごみの回収や海浜清掃を行いました。

(5) 漁業集落における海岸清掃活動等の取組に対する支援

〔資源管理課〕

漁村の地域資源である漁場の生産力の再生・向上を図るために、国の交付金等を活用し、海岸清掃、水質維持保全、海底清掃などの保全活動に対する支援を実施しました。

課題

- 「漂流油等による長崎県沿岸汚染対策要綱」に基づき、本県沿岸に漂流もしくは漂着した油等により、沿岸汚染又は汚染のおそれがある場合、これの拡大を防止又は防除するなど、総合的な汚染対策を実施する必要があります。
- 本県における漂流・漂着ごみ問題に関し、国、県、市町、住民団体等が適切な役割分担と相互協力によって対策を実施する必要があります。

漂着ごみ問題に対する県民の意識の高揚とモラルの向上や本県の特徴である外国由来のごみ対策等が課題となっており、啓発や環境教育の充実、国に対しての要望等、更に漂着ごみの発生抑制対策に取り組む必要があります。

4 環境保全のための国際協力の推進

現状・施策

(1) 日韓海峡沿岸環境技術交流会議〔未来環境推進課〕

九州北部3県（福岡県、佐賀県、長崎県）及び山口県と韓国南岸1市3道（釜山廣域市、全羅南道、慶尚南道、済州特別自治道）による「日韓海峡沿岸環境技術交流会議」での合意事項に基づき、日韓両地域での環境問題や環境行政施策等に関する共同事業を実施しています。

平成22年度から平成23年度にかけては、日韓8県市道の行政、研究機関等により、日韓2都市（平成22年度：長崎市、平成23年度：済州特別自治道）において環境シンポジウムを開催し、地球温暖化や廃棄物等の環境分野に係る行政施策や調査・研究等について発表を行いました。

また、平成24年度から平成25年度については、従前の日韓両国による共同調査研究を2か年度毎にテーマを選定し取り組むことを決定し、「微小粒子状物質（PM2.5）に関する広域分布特性調査」を実施することが決定されました。

(2) 日韓海峡海岸漂着ごみ一斉清掃〔廃棄物対策課〕

平成23年5月31日から7月18日を、一斉清掃期間と定め、日韓8県市道で啓発活動、清掃活動を実施しました。

本県においては、県内10市4町41か所で海岸清掃を実施し、延べ9,470人の参加により約88トンのごみを回収しました。

また、6月の環境月間街頭キャンペーンにおいて、漂着ごみのパネル展示による発生抑制に向けた啓発活動を実施しました。

(3) アジアの環境問題への貢献プロジェクト

〔ナガサキ・グリーンニューディール推進室・環境政策課〕

「アジア・国際戦略」の一環である「アジアの環境問題への貢献プロジェクト」の第1段階として、平成23年9月、長崎県環境部と福建省環境保護庁の間で、「環境技術交流に関する協定」を締結しました。

今後、両地の環境保全を目指し、技術者の相互派遣など活発な交流を進めます。

課題

- これまでの共同調査・研究の成果を行政施策に十分反映させる必要があります。

第2章 環境への負荷の削減と循環型社会づくり

第1節 廃棄物対策の推進

1 廃棄物の発生・排出抑制

現状・施策

(1) 一般廃棄物の状況〔廃棄物対策課・未来環境推進課〕

廃棄物の発生を抑制するためには、発生・排出段階での抑制と中間処理施設による減量化が必要です。

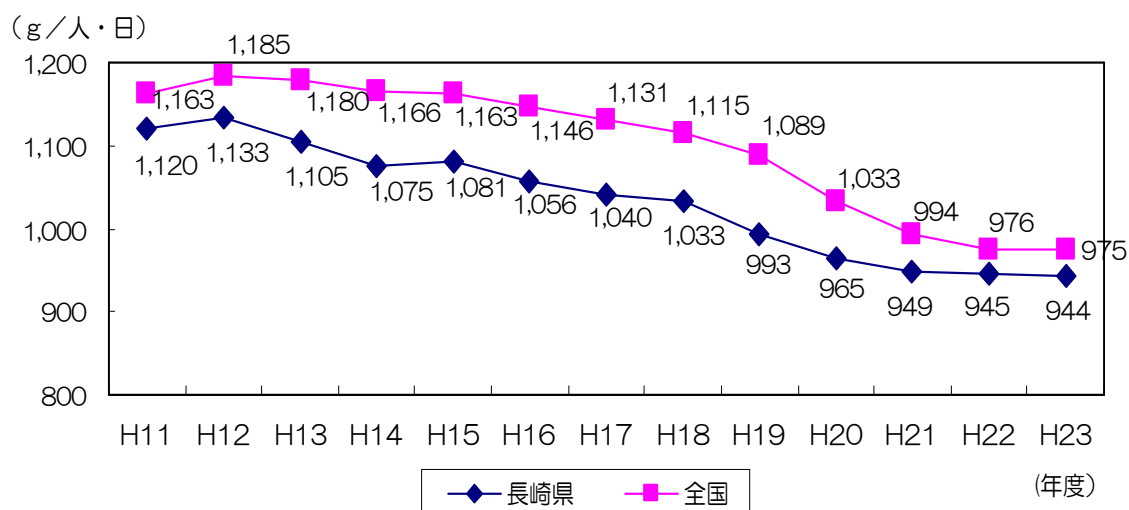
市町においては、ごみ処理手数料の有料化、各家庭による生ごみのコンポスト化などを実施することで発生抑制を図り、併せて、収集したごみから資源化物を選別しリサイクルすることで、焼却量や最終処分量の減量化に努めています。

県では、ごみの発生抑制と減量化について、県民の意識向上を推し進めるため、ごみ減量化・リサイクル等に関する各種広報を行い、また、身近にできる取り組みとして「マイ・バッグ・キャンペーン（買い物袋持参運動）」やレジ袋無料配布中止、生ごみの減量化・リサイクル運動などを推進しています。

ア ごみ処理

長崎県における一人一日あたりのごみ排出量の推移を図2-1-1-1に示します。ごみ排出量は年々減少傾向にあり、平成23年度は944g/人・日と、全国平均975g/人・日より31g少なく、全国では19番目に少ない都道府県となっています。

図2-1-1-1 一人一日あたりのごみ排出量の推移

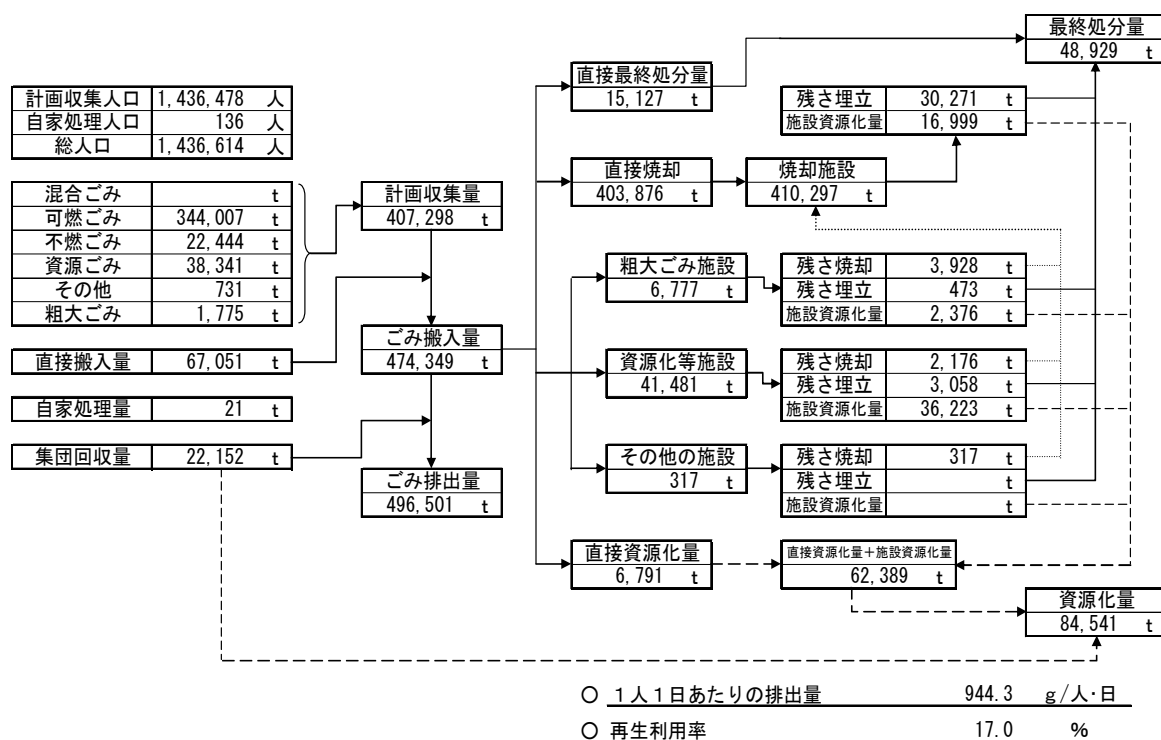


ごみ処理の体系を図2-1-1-2に示します。平成23年度におけるごみの排出量は約497千トンであり、前年度に比べて約3千トン(0.6%)減少しています。

平成23年度のごみ処理については、全排出量の95.5%が市町等で計画的に処理されており、その内訳は、直接焼却85.2%、焼却以外の中間処理10.2%、直接埋立処分3.2%、直接資源化1.4%となっています。また、全排出量の4.5%は集団回収により資源化されています。

平成23年度のごみ処理事業費は、処理施設の建設・改良費と処理及び維持管理費に分けられ、処理及び維持管理費の処理単価は1トン当たり42千円、年間一人当たり14千円となっています。

図2-1-1-2 ごみの処理系統（平成23年度）



ごみ排出量=計画収集量+直接搬入量+集団回収量

計画収集量: 市町等によって収集されたごみ量

直接搬入量: 住民、事業者等がごみ処理施設に直接搬入したごみ量

集団回収量: 自治会や子ども会などが古紙などを回収し、市町に報告した量

施設資源化量: 資源化等を行う施設等における処理に伴い資源化された量

直接資源化量: 市町が収集後、資源化処理施設を経ずに直接再生業者等へ搬入された量

資源化量=施設資源化量+直接資源化量+集団回収量

1人1日あたりの排出量=ごみ排出量÷ごみ収集を行っている区域の人口÷年間日数(人口: 9月末時点の住民基本台帳人口)

再生利用率=(資源化量÷ごみ排出量)×100

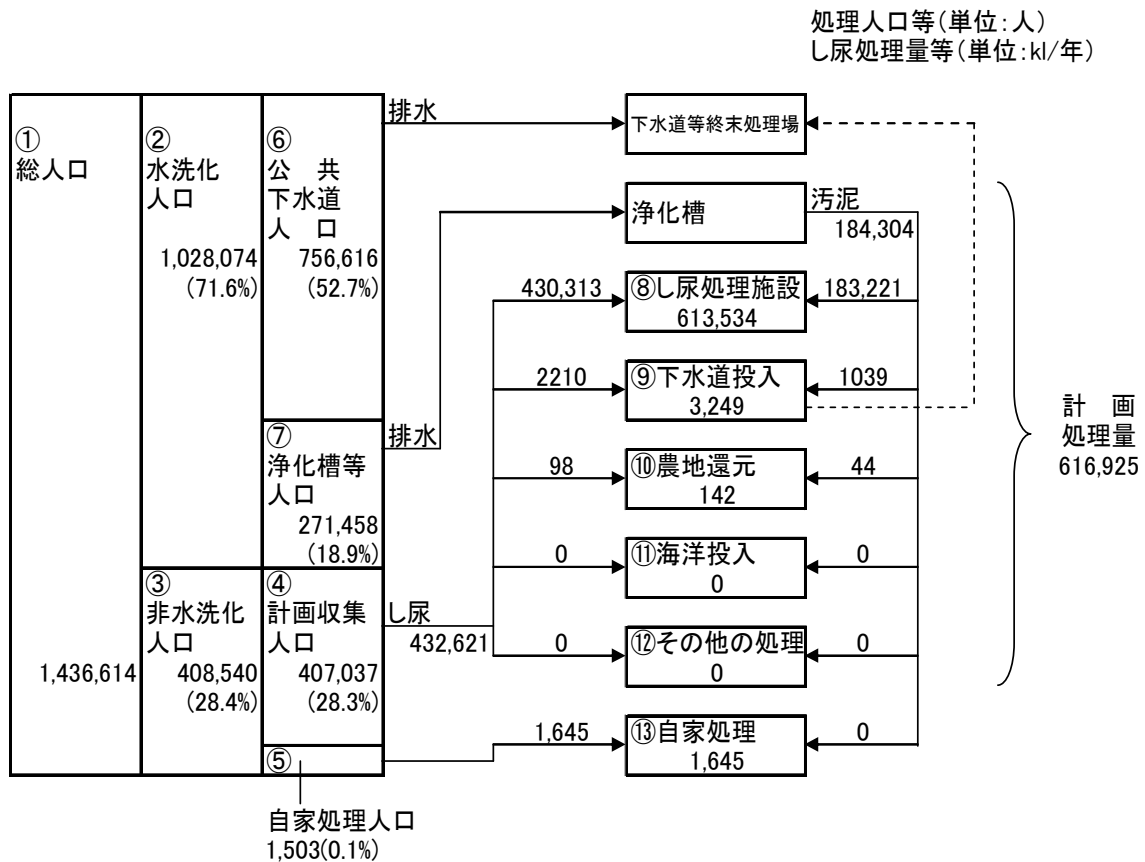
イ し尿処理

平成23年度における処理人口と処理系統を図2-1-1-3に示します。水洗化人口の割合は、71.6%で、そのうち、公共下水道が52.7%、コミュニティ・プラントや浄化槽によるものが18.9%となっています。

水洗化率は、公共下水道等の普及に伴い、前年度より1.1ポイント増加しています。

また、収集されたし尿及び浄化槽汚泥は、し尿処理施設(99.45%)、下水道投入(0.53%)、農地還元(0.02%)で処理されています。

図2-1-1-3 し尿処理の状況(平成23年度)



[計画処理量(含む浄化槽汚泥)] = ⑧ + ⑨ + ⑩ + ⑪ + ⑫ = 616,925kl a
 [総処理量(計画処理量 + 自家処理量)] = ⑧ + ⑨ + ⑩ + ⑪ + ⑫ + ⑬ = 618,570kl b
 [し尿処理施設及び下水道投入による処理率] = (⑧ + ⑨) ÷ a = 99.98%
 [1人1日当たりし尿計画処理量] = (a - 浄化槽汚泥184,304) ÷ ④ ÷ 366日 = 2.90ℓ/人・日
 [1人1日当たりし尿排出量] = (b - 浄化槽汚泥184,304) ÷ ③ ÷ 366日 = 2.90ℓ/人・日
 [1人1日当たり浄化槽汚泥計画処理量] = (浄化槽汚泥184,304) ÷ ⑦ ÷ 366日 = 1.86ℓ/人・日
 [1人1日当たり浄化槽汚泥排出量] = (浄化槽汚泥184,304) ÷ ⑦ ÷ 366日 = 1.86ℓ/人・日

(2) 一般廃棄物の発生抑制・減量化目標の設定

〔未来環境推進課、廃棄物対策課〕

平成23年3月に策定した「長崎県廃棄物処理計画」において、ゴミのない、資源循環型の長崎県「ゴミゼロながさき」を形成するため、将来の目標値を設定しました。

(現状)	平成20年度の排出量	51.7万t
	県民一人一日当たりの排出量	965g/人日
	再生利用量	8.2万t
	排出量に占める割合	16%
(目標)	平成27年度の排出量	43.4万t
	県民一人一日当たりの排出量	850g/人日
	再生利用量	10.9万t
	排出量に占める割合	25%

(3) 産業廃棄物の状況〔廃棄物対策課〕

平成22年度に実施した産業廃棄物実態調査（5年毎調査）によると、平成20年度の産業廃棄物の総排出量は、約450万トンと推計されます。

排出量を業種別にみると、農業・林業（動物のふん尿等）約173万トン（38.4%）、電気・ガス・水道業（ばいじん、汚泥等）約172万トン（38.1%）、建設業（がれき類等）約70万トン（15.5%）、製造業（汚泥等）約31万トン（6.9%）となっています。（図2-1-1-4）

このうち約156万トン（35%）が排出事業者や処理業者により減量化されています。減量化の内訳は、種類別にみると電気・ガス・水道業及び製造業から排出される汚泥の脱水が大半を占めています。（図2-1-1-5）

図2-1-1-4 産業廃棄物の業種別排出量（平成20年度）

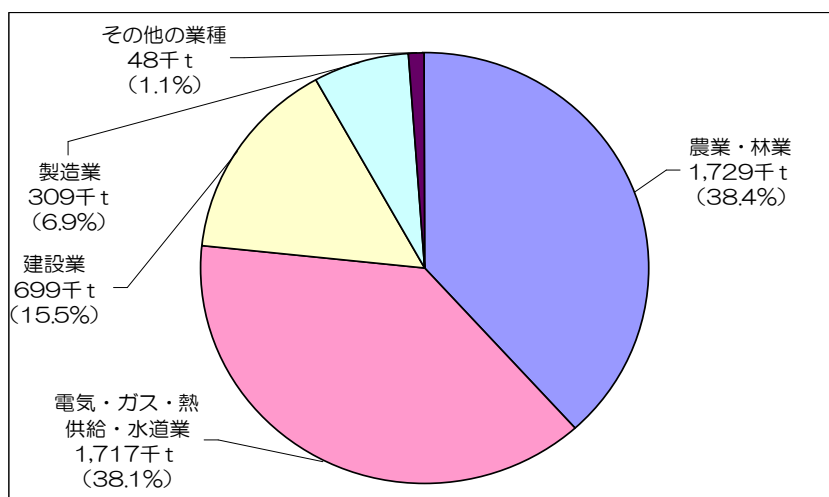
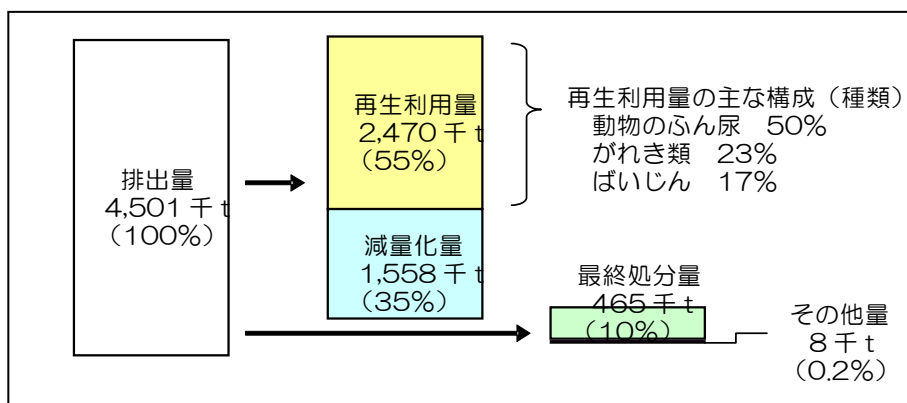


図2-1-1-5 産業廃棄物の処理の状況（平成20年度）



(4) ゴミゼロながさき推進会議（現ながさき環境県民会議）〔未来環境推進課〕

平成15年2月、「ゴミゼロながさき推進会議（現ながさき環境県民会議）」において、「ゴミゼロながさき実践計画」を策定しました。本計画は、本県の将来像である「ゴミのない資源循環型の長崎県『ゴミゼロながさき』」を形成するため、県民・事業者・行政（県・市町）が互いに

協力し、それぞれの役割分担に応じた目標の実現に向けての取り組みを示した、具体的な活動方針です。

同会議の構成団体は、毎年、実施計画を作成し、取り組むとともに、本計画の進捗状況をPDCAサイクルにより管理・評価し、必要に応じて取り組み内容を見直すこととしています。

県としては、本計画に基づく県民・事業者の実践活動を支援するため、平成15年度から「ゴミゼロながさき推進事業」を展開しています。

その啓発事業の一環として、「ゴミゼロ」に関するシンボルマークを定め、公募により選考した標語等を活用し、広く啓発しています。



シンボルマーク

平成22年度最優秀作品

標語	響かせよう	長崎の鐘	エコの鐘
川柳	ゴミゼロの	長崎さるく	気持ち良さ

なお、本計画は平成23年度に見直しを行い、平成27年度までに一般廃棄物の1人1日あたりの排出量を平成20年度の値に比べて115g削減すること、再生利用率を25%に向上させることを目標とし合計25の具体的な実践行動を掲げています。

また、新しい実践計画では「ゴミゼロ県民運動」として

- ①ゴミゼロ意識の確立に向けての実践行動
- ②家庭系廃棄物に係る実践行動
- ③事業系廃棄物に係る実践行動

を柱として、各構成団体等が連携・協力した取組を実践することとしています。

課題

- 廃棄物の排出抑制対策を一層進めていく必要があります。
- ゴミのない、資源循環型の長崎県「ゴミゼロながさき」を形成するためには、「長崎県廃棄物処理計画」で定めた基本目標や、具体的な数値目標を確実に達成していくことが重要です。

そのためには、県民、事業者、行政が互いに協力しながら役割を分担して、各種施策を展開していく必要があります。

2 廃棄物の再資源化の推進

現状・施策

(1) 廃棄物の発生抑制とリサイクルの促進

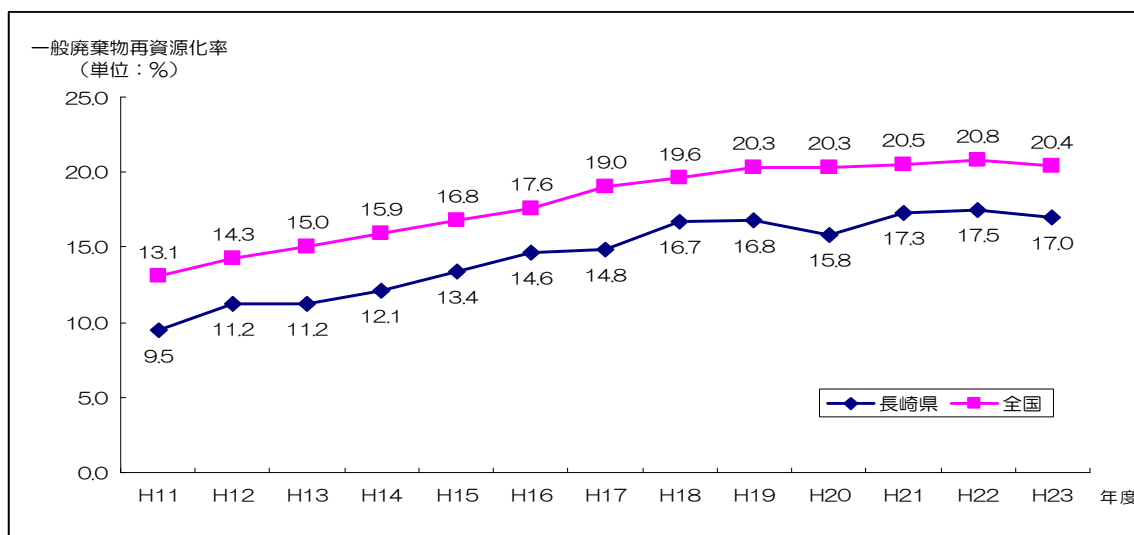
〔未来環境推進課、廃棄物対策課〕

ア 一般廃棄物

一般廃棄物のリサイクルについては、主に、資源ごみの分別収集、資源化施設による資源回収及び集団回収により取り組まれています。

平成23年度の再生利用率は17.0%で、前年度から0.5ポイント減少しており、全国平均（20.4%）と比較しても、3.4ポイント低い値となっています。（図2-1-2-1）

図2-1-2-1 一般廃棄物再資源化率の推移



A 資源ごみの分別収集

平成9年に施行された「容器包装リサイクル法」に基づき一般家庭のごみから資源ごみ（びん・缶・ペットボトル・プラスチック及び紙製容器包装・段ボール・飲料用紙パックなど）を分別収集することにより資源の再生利用を推進しています。

平成23年度は、容器包装廃棄物（10品目）を含めた一般廃棄物全体の分別数には、21分別から6分別までと幅があるものの、全市町において分別収集が実施されており、空き缶やペットボトルなどの容器包装廃棄物は、28,777t（平成23年度）が容器包装リサイクル法に基づき収集されました。

B 資源化施設による資源回収

市町は、収集したごみの中から、リサイクルセンターやストックヤードなどの資源化施設等において資源化物の回収（民間業者への委託を含む）を行っています。

平成23年度の資源化量は62,389tとなっており、内訳は紙類11,242t、金属8,364t、ガラス類10,144t、ペットボトル2,945t、プラスチック類8,414t、布類818t、その他が20,462tです。

また、焼却施設などで熔融スラグ13,323t、固形燃料596t、肥料336tが製造されています。

C 集団回収

集団回収は、以前から町内会や子ども会などによって行われており、その売却収入は団体の活動資金等に利用されています。大半の市町では、地域の自主活動の促進とごみ減量化・リサイクルの促進が図られることから、これらの団体による集団回収活動に対し助成金を交付して集団回収の促進を図っています。

平成23年度の回収量は、22,152tとなっており、内訳は、紙類20,507t、金属848t、ガラス類500t、ペットボトル105t、プラスチック類5t、布類187tとなっています。

D 民間団体等との協働による生ごみのリサイクルの推進

生ごみの減量化を推進するため、県が「NPO法人大地といのちの会」に委託して育成した生ごみ減量化リーダーが、県内各地で保育園・幼稚園、小・中学校や公民館等で、生ごみの堆肥化とそれを活用した野菜づくりの実践指導を、延べ679回実施しました。

イ 産業廃棄物〔未来環境推進課、廃棄物対策課〕

A 資源化

資源化量は、発生する不要物等のうち有償物として回収される量と産業廃棄物として排出された後再生利用される量との合計です。

平成22年度に実施した産業廃棄物実態調査（5年毎調査）によると、平成20年度の有償物量は約29万t、再生利用量は約247万tであり、合計約276万tが資源化されています。

B 家畜排せつ物の利用の現状と施策〔畜産課〕

家畜ふん尿を適正に管理し、堆肥として有効利用することは、資源の有効活用の観点から重要であり、環境への負荷の少ない資源循環型農業に資するものです。

平成11年11月に「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」が施行され、一定規模以上の畜産経営者に対して、国が定める基準に基づく家畜ふん尿の適正管理が義務づけられることとなったため、県では実態調査等を踏まえ、「長崎県における家畜排せつ物の利用の促進を図るための県計画」を策定し、施設整備を推進した結果、法律に対応する体制が整いました。今後については良質堆肥の生産、堆肥の広域流通など有機性資源の循環利用を推進します。

a ハード事業

県単独事業による施設・機械整備 7か所

事業名	市町名	事業実施主体名	事業内容
ながさき養豚振興計画推進事業	西海市	長崎西海養豚生産組合	家畜排せつ物処理利用施設・機械
	雲仙市	吾妻土作り堆肥利用組合	家畜排せつ物処理利用施設・機械
	雲仙市	奥広野堆肥利用組合	家畜排せつ物処理利用施設・機械
	五島市	有限会社草野ファーム	家畜排せつ物処理利用施設・機械

島原半島良質 堆肥広域流通 促進事業	雲仙市 雲仙市 南島原市	橘堆肥組合 上本飼料生産組合 鍛冶屋敷堆肥組合	堆肥流通用施設・機械 堆肥流通用施設・機械 堆肥流通用施設・機械
--------------------------	--------------------	-------------------------------	--

b ソフト事業

- ・長崎県資源循環型畜産確立推進指導協議会の開催 2回
- ・畜産経営環境保全実態調査 1回

種類	水質汚濁	悪臭	害虫	水質汚濁と 悪臭と害虫	悪臭と 害虫	その他	計
件数	10	9	0	6	3	10	38

(2) 長崎県リサイクル製品等認定制度〔未来環境推進課〕

リサイクル製品等の普及拡大と環境産業の育成を目的として、平成20年3月に長崎県リサイクル製品等認定制度を創設しました。

認定製品等は、県の環境物品等調達方針において優先使用を明記するとともに、県の公共工事等における利用促進を図っていきます。

また、認定製品等の利用を市町に推奨するとともに、認定製品等の情報をホームページ等で公開することにより、市町及び民間の利用拡大を目指します。

平成23年度の新規認定件数は、19件でした。

課題

- 現状の一般廃棄物リサイクル率が全国平均に比べ低いため、住民と連携した分別回収システムの整備を図るなど、より一層の取り組みが必要です。
- 産業廃棄物の減量化やリサイクルに取り組む事業者への支援やリサイクル製品の普及促進を図る必要があります。
- 家畜排せつ物法が施行されてから、家畜ふん尿の堆肥化处理が進み、土づくりに有効利用されていますが、地域によっては適正量を超える堆肥が農地に投入されているケースもあり、地下水への影響が心配されています。このため、地域内の堆肥需給の適正化に向けて、地域を越えた堆肥の広域流通やバイオマスとしての利活用の促進が求められています。
- 農業分野のリサイクルを推進する上では、未利用資源の有効活用法について試験研究を継続する必要があるため、また、地域リサイクルを推進するために有機性未利用資源の発生状況を調査し、地域内においてのリサイクルの確立を図る必要があります。
- 資源化される廃棄物の利用を促進するため、公共工事における資材調達に再生資源により行われるよう取組を進めていく必要があります。
- グリーン購入法（通称）による環境物品の購入拡大が必要です。
- 地域住民、中小の事業者等が容易に継続して取り組める技術開発や仕組

みづくりが必要です。

- 再生資源を用いたリサイクル製品はバージン資材を用いた製品と比べてコスト高になるため、公共工事等での優先使用や技術開発に対する支援制度の整備等をはかることが必要です。
- リサイクル製品等認定制度における品質、環境安全性等に関する技術基準の整備を推進し、リサイクル認定製品の品目拡大と普及を図る必要があります。
- 廃棄物の発生抑制・減量化を進めるための経済的手法として、地域の実情に応じたデポジット制度の導入について検討していく必要があります。
- エコファーマーの育成を引き続き推進するとともに、環境に対する意識や環境保全型農業技術の向上を図る必要があります。

3 廃棄物の適正処理の推進

現状・施策

(1) 一般廃棄物の適正処理の推進〔廃棄物対策課〕

一般廃棄物処理計画に基づく市町における廃棄物（し尿、ごみ等）の再資源化、減量化等の推進について調整・協力し、また、処理施設の整備並びに同施設における廃棄物の適正処理について、市町等に対する指導、助言を行いました。

ア 一般廃棄物処理計画

市町は、ごみ及び生活排水の処理について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定により、一般廃棄物処理計画を策定しなければならないことになっています。

ごみ処理施設や最終処分場の計画的整備とともにごみの排出抑制や再資源化の推進がより一層必要となっています。加えて、台所、風呂等から排出される生活排水に対する処理の重要性が高まっている中で、生活排水対策をさらに計画的、総合的に推進することが必要になっています。

県は、平成24年3月に策定した「長崎県廃棄物処理計画」に基づいて、廃棄物の減量化やリサイクル、適正処理に関する施策を総合的かつ計画的に推進していきます。

イ 一般廃棄物処理施設の整備

A 施設整備状況

一般廃棄物処理施設の整備状況は、表2-1-3-1のとおりです。一般廃棄物を適正に処理するため、「長崎県廃棄物処理計画」、「長崎県ごみ処理広域化計画」や市町の「一般廃棄物処理計画」、「循環型社会形成推進地域計画」等に基づいて、今後も処理施設の計画的な整備を推進します。

表2-1-3-1 一般廃棄物処理施設（平成24年3月31日現在）

施設区分		施設数	処理能力等計
ごみ焼却施設 （稼動施設のみ）	全連続式	8	1,628 t/日
	准連続式	4	277 t/日
	機械化バッチ式	12	155 t/日
	計	24	2,060 t/日
最終処分場		28	2,431,033 m ³
粗大ごみ処理施設		2	80 t/日
資源化施設		17	216 t/日
し尿処理施設	し尿処理施設	35	1,994 kL/日
	コミュニティ・プラント	12	4,618 m ³ /日

廃棄物処理施設を整備する場合、国庫交付金制度（循環型社会形成推進交付金：環境省）が設けられており、平成23年度は10市町・1組合が、同制度を活用し、計画・設計や施設整備を行いました。（表2-1-3-2）

このほかの老朽化施設についても、引き続き、計画的に更新していくこととしています。

表2-1-3-2 廃棄物処理施設整備国庫交付金事業の実績（平成23年度）

（単位：千円）

事業・施設の区分	設置主体	規模	事業年度	交付決定額
施設整備に関する計画支援事業 （エネルギー回収推進施設）	長崎市	300t	H20~24	5,445
施設整備に関する計画支援事業 （マテリアルリサイクル推進施設） （エネルギー回収推進施設）	佐世保市	—	H23~25	5,055
長寿命化計画支援事業		—	H23	2,166
施設整備に関する計画支援事業 （有機性廃棄物リサイクル推進施設）	島原市	—	H23	2,139
マテリアルリサイクル推進施設 （ストックヤード）	平戸市	3か所	H23~25	35,023
施設整備に関する計画支援事業 （ストックヤード）		—	H22~23	4,901
有機性廃棄物リサイクル推進施設	西海市	74kL/日	H20~23	185,681
施設整備に関する計画支援事業 （エネルギー回収推進施設）		—	H20~24	7,689
マテリアルリサイクル推進施設 （ストックヤード）	雲仙市	4箇所	H23~25	78,515
施設整備に関する計画支援事業 （ストックヤード）		—	H22~24	2,152

施設整備に関する計画支援事業 (エネルギー回収推進施設)	長与・時津 環境施設組合	—	H22~23	97
漂流漂着ごみ処理施設 (ストックヤード)	対馬市	600m ³	H23	15,750
施設整備に関する計画支援事業 (漂流漂着ごみ処理施設)		—	H23	2,250
施設整備に関する計画支援事業 (有機性廃棄物リサイクル推進施設)		—	H22~23	6,906
エネルギー回収推進施設	吉岐市	26t/日	H20~23	249,314
マテリアルリサイクル推進施設		3.6t/日	H20~23	121,554
有機性廃棄物リサイクル推進施設		96kL/日	H20~23	126,061
最終処分場		6,400m ³	H21~23	3,042
マテリアルリサイクル推進施設 (ストックヤード)	新上五島町	2か所	H20~23	69,626
合 計				923,366

B ごみ処理広域化

長崎県では、ごみ焼却に伴うダイオキシン類の排出を削減するため、平成11年3月に「長崎県ごみ処理広域化計画」を策定し、平成21年7月に計画の見直しを行いました。

この計画では、ダイオキシン類の削減、焼却残渣の高度処理、資源化の推進、余熱利用の推進、最終処分場の適正化などを主要な目的としており、長崎県内を7広域ブロックに分け、平成10年度末に60施設あったごみ焼却施設を平成30年度を目標に17施設以内に集約することとしています。(表2-1-3-3、表2-1-3-4)

表 2-1-3-3 ごみ焼却施設の集約化状況

広域ブロック名	構成市町数 (H23.3.31現在)	計画策定時 平成10年度末	目標 平成30年度
長崎・西彼ブロック	2市2町	15	4
佐世保・県北ブロック	3市4町	13	5以内
県央・県南ブロック	5市	12	3
下五島ブロック	1市	6	1
上五島ブロック	2町	6	2
吉岐ブロック	1市	4	1
対馬ブロック	1市	4	1
合 計		60	17以内

表2-1-3-4 広域化計画策定後の各ブロックの状況(平成23年度)

広域ブロック名	状 況	施設数
長崎・西彼 ブロック	西海市の処理施設が平成27年4月稼働予定。	4

佐世保・県北 ブロック	北松北部環境組合（2市3町※現、平戸市、松浦市）の処理施設が平成16年4月稼働	8
県央・県南 ブロック	県央県南広域環境組合（2市10町※現、島原市、諫早市、雲仙市、南島原市）の処理施設が平成17年4月稼働。	3
下五島 ブロック	福江市の処理施設（1市5町※現、五島市）が平成14年11月稼働。	3
上五島 ブロック	上五島地域広域市町村圏組合の処理施設（5町※現、新上五島町）が平成14年9月稼働。	2
壱岐 ブロック	壱岐市の処理施設（旧4町分）が平成24年4月稼働予定。	3
対馬 ブロック	対馬総町村組合の処理施設（6町※現、対馬市）の平成14年12月稼働。	1

ウ 監視、指導

A ダイオキシン類対策

ダイオキシン類が人の生命や健康に重大な影響を与えるおそれがある物質であること、その発生源が主に廃棄物の焼却施設であることから、国は、平成9年の「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の改正や平成11年の「ダイオキシン類対策特別措置法」の制定により、廃棄物焼却施設の設置者に排ガス中のダイオキシン類の検査等が義務化されるとともに、構造や維持管理に関する基準強化を図っています。

平成22年度に、法に基づき設置者が実施した排ガス中のダイオキシン類濃度の自主検査結果は、表2-1-3-5のとおり、全ての施設が排出基準を満たしています。なお、一般廃棄物焼却施設の広域化等によりダイオキシン類の年間排出量は年々減少しています。

表2-1-3-5 排ガス中のダイオキシン類濃度自主検査結果等（平成23年度）

	施設数	ダイオキシン類	
		濃度範囲 (ng-TEQ/m ³)	年間排出量 (g/年)
一般廃棄物焼却施設	24	0.00000037~4.2	0.38
自主検査実施数	24	0.00000037~4.2	
適合施設	24	0.00000037~4.2	
不適合施設	0	—	

また、施設への立入調査を実施し、構造、維持管理の状況や排ガス中のダイオキシン類濃度の調査等により排出基準の適合状況を検査しており、適合しない恐れのある施設については、施設の改善（場合によっては施設の廃止を含む）について指導を行っています。

B 一般廃棄物最終処分場対策

不燃物や焼却灰を埋め立てる最終処分場を適正に維持管理し、生

活環境の保全を図るため、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、監視指導を行っています。

(2) 産業廃棄物〔廃棄物対策課〕

ア 産業廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理業の状況

産業廃棄物の処理は、排出事業者自ら行うことが原則ですが、事業者の処理を補完するものとして、県又は政令市（長崎市、佐世保市）の許可を得た業者が処理を行っています。

一定規模以上の施設として許可（届出）を要する産業廃棄物処理施設の設置状況及び産業廃棄物処理業の許可状況は、表2-1-3-6のとおりです。

表2-1-3-6 産業廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理業の現状

（平成24年3月31日現在）

区分	処理施設※			産業廃棄物			特別管理産業廃棄物			処理業 合計
	中間処 理施設	最終 処分場	計	収集 運搬業	処分業	小計	収集 運搬業	処分業	小計	
県	206	12	218	1,380	149	1,529	163	2	165	1,694
長崎市	68	7	75	196	55	251	21	3	24	275
佐世保市	44	0	44	223	37	260	24	2	26	286
計	318	19	337	1,799	241	2,040	208	7	215	2,255

※設置許可対象施設をいう。

イ 最終処分場の状況

県における最終処分場の状況を型別にみると表2-1-3-7のとおりですが、近年、最終処分場の設置は困難な状況にあります。

残容量は2,533千m³ですが、そのうちの37%火力発電所の自社処分場です。残余年数は、安定型処分場が8.5年、管理型処分場が13.9年となっています。

表2-1-3-7 最終処分場の設置状況（平成24年3月31日現在）

種類	区分	施設数	県	政令市		計
				長崎市	佐世保市	
安定型処分場		施設数	9 (7)	5 (4)		14 (11)
管理型 処分場	処理業者所有	施設数		1 (0)		1 (0)
	事業者所有	施設数	3 (3)	1 (1)		4 (4)
	小 計	施設数	3 (3)	2 (1)		5 (4)
計		施設数	12 (10)	7 (5)	0	19 (15)

※（ ）は実稼働数

ウ 監視、指導の状況

不適正処理事案の未然防止や早期発見を図るため、平成19年9月に

立入検査マニュアルを策定し、平成21年1月に改正し、排出事業者、処理業者等を対象として、計画的かつ実効性のある立入検査を実施しています。

平成23年度における立入検査等の実施状況（政令市を除く）は、表2-1-3-8のとおりです。

表2-1-3-8 立入検査等の実施状況

項目	排出事業者	産業廃棄物 処理業者	自動車リサイクル法 関連業者	合計
立入検査	1,396	4,487	562	6,445
口頭指導	135	188	12	335
文書指導	12	11	2	25
報告徴収	15	7	2	24
命令・処分※	1	6		6

※命令・処分の内訳（処理業の取消し：3件、措置命令：1件、業の停止命令：2件）

エ 園芸用廃プラスチックの排出抑制及び適正処理の推進〔農産園芸課〕
産業生産資材における園芸用廃プラスチックの排出抑制及び適正処理の推進のため「園芸用等廃プラスチック適正処理推進地区別協議会」を5地区で開催し、適正処理の啓発活動に取り組みました。また、関係者による「適正処理研修会」を実施し、回収処理体制の整備、回収率向上を図り、平成23年度において、回収量は5,146 t、回収率は104%と向上しました。

（3）その他の廃棄物

ア 環境美化（空きかん等散乱ごみ対策）の推進〔未来環境推進課〕

本県の豊かで美しい自然環境を守り、快適な生活環境を創造していくことを目的として、平成6年4月に、緑化の推進、ごみの散乱防止、資源リサイクルの推進を3本柱とする長崎県環境美化の推進に関する条例（平成20年3月、未来環境条例に統合）を施行しました。条例の制定を契機に平成6年8月に長崎県環境美化推進協議会（平成20年度からゴミゼロながさき推進会議に統合）を設置し、環境美化を継続的かつ効果的に推進するための協議を行うとともに、その後、県下すべての市町で同様の条例が制定されたことから、県、市町及び長崎県保健環境連合会等の各種環境美化団体が一体となって取り組みを推進してきたところです。

毎年、6月の環境月間には各機関が協力して空きかん回収キャンペーンを実施しており、平成23年度は約2万4千人が参加して約13万個の空きかんを回収しました。（表2-1-3-9）

また、8月のクリーンながさき推進月間には県下各地で一斉清掃や緑化活動等が展開されました。

表2-1-3-9 空きかん回収キャンペーンの実施状況

回	年度	実施市町村数	参加人員 (人)	回収個数 (千個)	回収重量 (トン)	備考
20	H12	48	80,858	1,012	41	
21	H13	53	94,978	1,093	48	
22	H14	50	99,585	1,044	43	
23	H15	46	74,425	829	32	
24	H16	44	78,774	830	33	
25	H17	30	73,902	598	25	
26	H18	14	69,175	463	19	
27	H19	14	65,121	391	18	
28	H20	17	68,209	336	18	
29	H21	15	68,674	275	12	
30	H22	14	68,543	254	11	
31	H23	11	24,348	130	6	

※各年度とも統一行動日実施市町分の集計

イ 廃棄物不法投棄取締パトロール〔廃棄物対策課〕

県内における廃棄物の不法投棄量は、ここ数年横ばい傾向にありますが、全国的には依然として悪質、巧妙化、大量投棄の事例が報告されています。

このような不法投棄を防止するため、平成5年度から順次、廃棄物適正処理推進指導員を配置し、平成23年度は18名体制による不法投棄取締パトロールを実施しました。（表2-1-3-10）

また、防災ヘリコプターによる空域からのパトロールを実施するなど、廃棄物の不法投棄等不適正処理の防止に努めました。

表2-1-3-10 廃棄物不法投棄取締パトロール実施結果

年度	発見件数	撤去件数	投棄量 (m ³)	撤去率 (%) ※
H18	435	266	5,666	61.2
H19	401	261	6,973	65.1
H20	424	293	4,711	69.1
H21	480	389	2,954	81.0
H22	515	480	4,119	93.2
H23	352	339	1,518	96.3

※撤去率は、撤去件数÷発見件数で算出

ウ クリーンアップ事業〔廃棄物対策課〕

県内において、原因不明のため責任の追及ができず、未撤去のまま放置されている廃棄物について、県有地を優先的に撤去・処分を行い

ました。(表2-1-3-11)

表2-1-3-11 平成21～23年度クリーンアップ事業実績

	H21	H22	H23	合計
雇用者数	延べ44人	延べ43人	延べ45人	延べ131人
作業日数	42日間 (12月～3月)	48日間 (1月～3月)	40日間 (11月～1月)	130日間
撤去件数	482件	343件	266件	1,091件
撤去数量	約1,860m ³	約3,091m ³	約1,307m ³	約6,258m ³
主な種類	金属くず 瓶・缶・ペット他	がれき類 金属くず他	金属くず 廃プラ他	

※3年間で、約6,258m³を撤去改善(事業費合計 144,121千円)

課題

- ごみ処理広域化計画の進展により、一部の廃止されたごみ処理施設が未解体の状況であり、ダイオキシン類の周辺環境への流出が懸念されるため、早期解体に努める必要があります。
- 全国的にみると、最終処分場の浸出水による水源・公共用水域の汚染及び焼却施設からのダイオキシン類の発生の問題などにより、住民の不安・不信を招いています。従って、いかにして産業廃棄物処理施設の安全性を確保し、住民の不安を解消するかが大きな課題になっています。
- 産業廃棄物最終処分場は県下に19か所(平成24年3月31日現在)設置されています。最終処分場の残余容量については、安定型最終処分場、管理型最終処分場とも近年、横ばいで推移していますが、再生処理や減量化を進め最終処分量を削減することが必要です。
- 最終処分場の新規設置については適地不足、周辺住民の反対等により、将来的な建設が懸念されています。
- 環境美化の一層の推進に向け、行政機関と民間団体等が連携し、各種の実践活動を通じ、県民の意識の高揚を図る必要があります。
- 不法投棄物の撤去改善は原因者(投棄実行者)が行うことが原則です。よって、不法投棄の未然防止のための取締パトロールの強化及び発見した不法投棄事案についての徹底的な追跡調査を行い、早期改善に努める必要があります。
- 産業廃棄物の不適正処理を防止するために、効率的、かつ効果的な立入検査を実施する必要があります。

第2節 大気環境の保全

1 大気汚染防止対策の推進

現状・施策

(1) 発生源の現況〔環境政策課〕

ア 固定発生源

本県には固定発生源として、工場や事業場に設置されているボイラー・加熱炉・廃棄物焼却炉等のばい煙を発生する施設と、土石・鉱物を対象とした堆積場・ベルトコンベア・破砕機等の粉じん（一般粉じん）を発生する施設があります。

大気汚染防止法ではこれらの施設のうち、ばい煙や粉じんを多く発生し、大気を汚染するおそれのある一定規模以上のものを「ばい煙発生施設」及び「粉じん発生施設」として、設置やその構造の変更等に際し届出を義務付け、ばい煙の排出量や一般粉じん発生施設の管理について規制しています。

A ばい煙発生施設

本県に設置されているばい煙発生施設は、平成23年度末で表2-2-1-1のとおり1,861施設であり、長崎市、佐世保市、諫早市及び大村市に多く集中しています。

ここ数年、小型ボイラー（伝熱面積が小さい反面、燃焼能力が大きい）と電気工作物（非常用自家発電装置）の設置が増加しています。

表2-2-1-1 ばい煙発生施設設置状況（平成24年3月31日現在）

施設の種類	長崎市	佐世保市 (事業所のみ)	県所管分	合計
ボイラー	269	145	649	1,063
焙焼炉	0	0	0	0
金属溶解炉	8	0	3	11
金属鑄造・加熱炉	22	0	21	43
焼却炉・熔融炉	0	1	117	118
乾燥炉	3	0	49	52
廃棄物焼却炉	7	11	75	93
ディーゼル機関	0	0	25	25
電気工作物	124	51	272	447
ガス工作物	0	0	9	9
合計	433	208	1,220	1,861

B 一般粉じん発生施設

本県に設置されている一般粉じん発生施設は平成23年度末現在で表2-2-1-2のとおり、962施設です。

施設の種類は堆積場、ベルト（バケット）コンベア、破碎機及び摩砕機が多く全体の約7割を占めており、その大半は採石場、アスファルトプラント及び県下3か所の火力発電所（松島・松浦・相浦）に設置されています。

表2-2-1-2 一般粉じん発生施設の設置状況（平成24年3月31日現在）

施設の種類	長崎市	佐世保市 (事業場のみ)	県所管分	合計
堆積場	17	5	119	141
ベルトコンベア	78	1	249	328
破碎機・摩砕機	29	0	128	157
ふるい	28	0	65	93
電気工作物	0	0	243	243
合計	152	6	804	962

(2) 大気常時測定結果

平成23年度は、浮遊粒子状物質が短期的評価（1年間のデータが環境基準を満足しているかどうかを評価するものです。1回でも環境基準を超過すると「不適合」となります。）では、42測定局中41局で、また長期的評価（1年間の日平均値の2%除外値が日平均値の環境基準値以下であること、及び日平均値が環境基準値を超えた日が2日以上連続しないことが「適合」の条件です。）では、42測定局中40局で環境基準を達成できませんでした。

光化学オキシダントは、全測定局（30局）で環境基準を達成できず、5月に注意報を発令しました。

ほかの項目は、すべての測定局で環境基準を達成しており、本県の一般大気環境は、概ね良好な状態で推移しています。

ア 監視測定体制

長崎県では、大気汚染防止法第20条及び第22条の規定に基づき、昭和45年から自動測定による大気環境の常時監視を開始し、昭和54年度にはテレメータシステムを導入しました。

昭和61年度には、県北地域への火力発電所（石炭専焼）の立地に伴い、測定局の増設など監視体制を強化しました。

離島地域を含め、県内全域の大気環境状況を把握するため、平成18年度に測定局の再編・整備を行い、離島（五島、壱岐、対馬）にも、測定局を設置しました。

現在、一般環境大気測定局（42局：長崎県11局、長崎市4局、佐

世保市5局及び企業所管局22局)、自動車排出ガス測定局(4局:長崎市2局、佐世保市2局)、気象測定局(1局:企業所管局)を併せ、47局でテレメータシステムによるオンライン収集を実施しています。(表2-2-1-3)

表2-2-1-3 大気常時測定局の設置状況(平成24年3月末現在)

測定機関	測定局区分	測定局数		大気汚染物質								気象			
				環境基準対象項目				その他の項目				風向・風速	日射量	放射収支量	
				二酸化硫黄	浮遊粒子状物質	二酸化窒素	光化学オキシダント	一酸化炭素	一酸化窒素	メタン	非メタン炭化水素				
小計	合計														
長崎県	一般環境大気測定局	11	11	11	11	11	11	11	—	11	1	1	11	2	2
長崎市	一般環境大気測定局	4	6	2	4	4	4	—	4	1	1	4	—	—	
	自動車排出ガス測定局	2		—	2	2	—	1	2	2	2	—	—	—	
佐世保市	一般環境大気測定局	5	7	5	5	5	5	—	5	—	—	5	—	—	
	自動車排出ガス測定局	2		1	1	2	—	2	2	2	2	1	—	—	
企業 電源開発 九州電力	一般環境大気測定局	22	23	22	22	20	10	—	20	—	—	22	—	—	
	気象局	1		—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	
合計		47		41	45	44	30	3	44	6	6	44	2	2	

イ 環境基準対象項目

A 二酸化硫黄(SO₂)

41測定局(自動車排出ガス測定局1局を含む。)で測定を行い、全ての測定局が測定時間6,000時間以上の有効測定局でした。

a 環境基準達成状況

環境基準達成状況を表2-2-1-4に、濃度上位測定局を表2-2-1-5に示しました。

・短期的評価

全ての測定局が環境基準を達成しました。

・長期的評価

全ての測定局が環境基準を達成しました。

表2-2-1-4 二酸化硫黄の環境基準達成状況(短期的評価、長期的評価)

年度	測定局数	短期的評価			長期的評価			
		達成局数	非達成局数	達成率(%)	有効測定局数	達成局数	非達成局数	達成率(%)
14	46	46	0	100	46	46	0	100

15	46	46	0	100	46	46	0	100
16	46	46	0	100	46	46	0	100
17	46	46	0	100	46	46	0	100
18	43	43	0	100	43	43	0	100
19	40	40	0	100	40	40	0	100
20	41	41	0	100	41	41	0	100
21	41	41	0	100	41	41	0	100
22	41	41	0	100	41	41	0	100
23	41	41	0	100	41	41	0	100

表2-2-1-5 二酸化硫黄濃度の上位測定局（平成23年度）

順位	1時間の最高値 (ppm)		順位	日平均値の2%除外値 (ppm)		順位	年平均値 (ppm)	
1	口之津	0.067	1	大野	0.011	1	大野	0.006
2	木場	0.062	2	口之津	0.010	2	島原市役所	0.004
3	島原市役所	0.040	3	島原市役所	0.009	3	諫早・口之津	
4	吉井・鹿町 石岳	0.033	4	福石	0.008	4	川棚・福石	0.003
			5	諫早・石岳	0.007	5		

b 経年変化

県下各地域を代表する測定局の過去10年間における経年変化を図2-2-1-6に示しました。

また、長期暴露の観点から平均的な動きをみるために年平均値についても図2-2-1-7に示しました。

図2-2-1-6 二酸化硫黄の2%除外値の経年変化

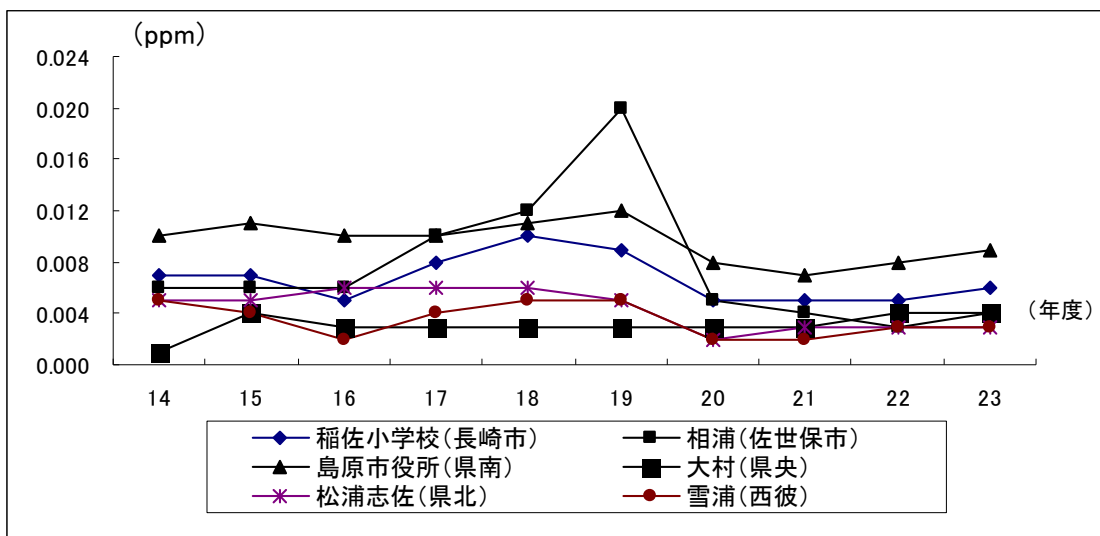
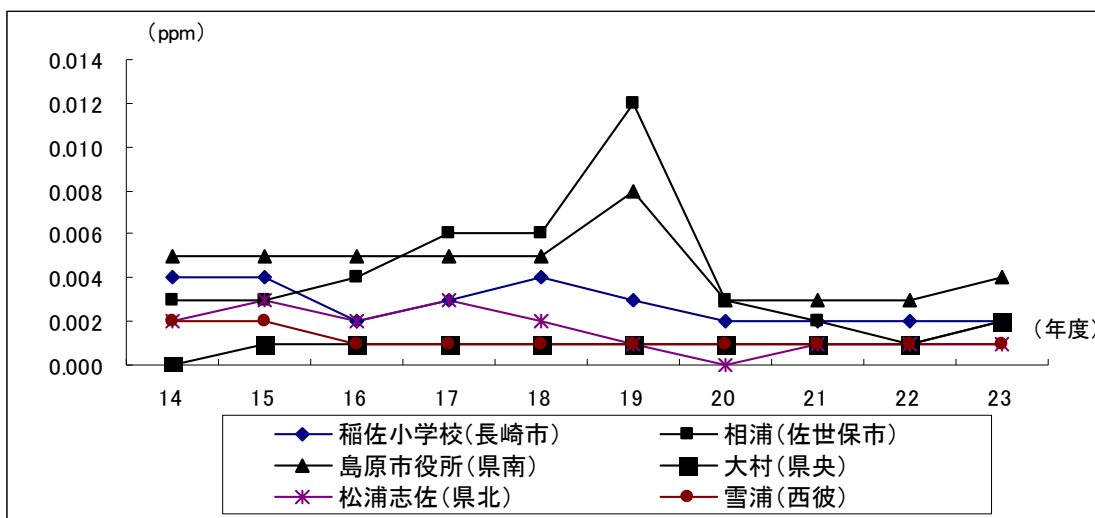


図2-2-1-7 二酸化硫黄の年平均値の経年変化



B 浮遊粒子状物質 (SPM)

45測定局（一般環境大気測定局42局、自動車排出ガス測定局3局）で測定を行い、全ての測定局が測定時間6,000時間以上の有効測定局でした。

a 環境基準達成状況

環境基準達成状況を表2-2-1-8に、濃度上位測定局を表2-2-1-9に示しました。

・短期的評価

45測定局のうち44局（一般環境大気測定局41局、自動車排出ガス測定局3局）において、環境基準を達成できませんでした。

環境基準を連続して超えた時期には、黄砂が観測されており、超過の原因は自然的なものと考えられます。

・長期的評価

45測定局のうち43局（一般環境大気測定局40局、自動車排出ガス測定局3局）において、環境基準を達成できませんでした。

環境基準を達成できなかった理由としては、これまで春や秋に観測される黄砂等の気象現象の影響が考えられていますが、平成23年度においても、黄砂や大陸を含む国内地域外からの越境汚染等による影響が考えられます。

表2-2-1-8 浮遊粒子状物質の環境基準達成状況（短期的評価、長期的評価）

年度	測定局数	短期的評価			長期的評価			
		達成局数	非達成局数	達成率 (%)	有効測定局数	達成局数	非達成局数	達成率 (%)
14	49	0	49	0	49	1	48	2.0

15	49	33	16	67.3	49	46	3	93.9
16	49	36	13	73.5	49	48	1	98.0
17	49	9	40	18.4	49	45	4	91.8
18	47	18	29	38.3	47	45	2	95.7
19	44	0	44	0	44	8	36	18.2
20	45	20	25	44.4	45	45	0	100.0
21	45	2	43	4.4	45	16	29	35.6
22	45	0	45	0	45	15	30	33.3
23	45	1	44	2.2	45	2	43	4.4

表2-2-1-9 浮遊粒子状物質濃度の上位測定局（平成23年度）

順位	1時間値が 0.2mg/m ³ を超え た時間数 (短期的評価基準) (時間)	順位	日平均値が 0.1mg/m ³ を 超えた日数 (短期的評価基準) (日)	順位	年間2%除外値 (長期的評価基準) (mg/m ³)	順位	年平均値 (mg/m ³)		
1	平戸 31	1	平戸	3	1 中央橋 0.065	3	1 中央橋 0.033		
2	大村 30		五島		2 五島 0.063		2 鷹島 0.031		
3	五島 29		鹿町		3 小ヶ倉支所 0.061		3	長崎駅前	
4	島原市役所 27		鷹島		4			長崎駅前 0.060	紐差 0.030
5	鹿町 25		口之津					福石	平戸

b 経年変化

県下各地域の代表測定局の2%除外値及び年平均値による過去10年間の経年変化を図2-2-1-10及び図2-2-1-11に示しました。

図2-2-1-10 浮遊粒子状物質の2%除外値の経年変化

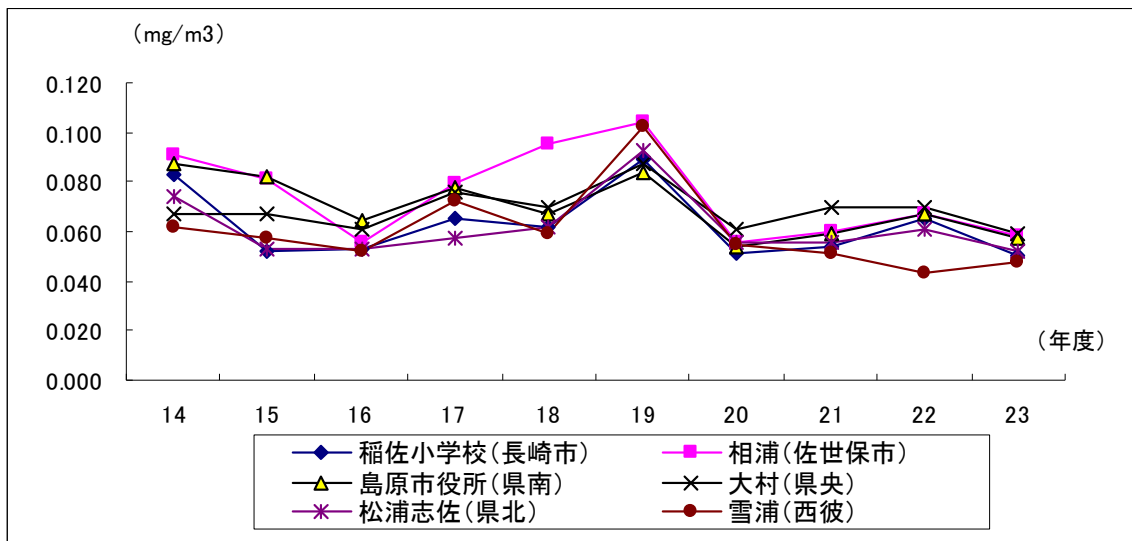
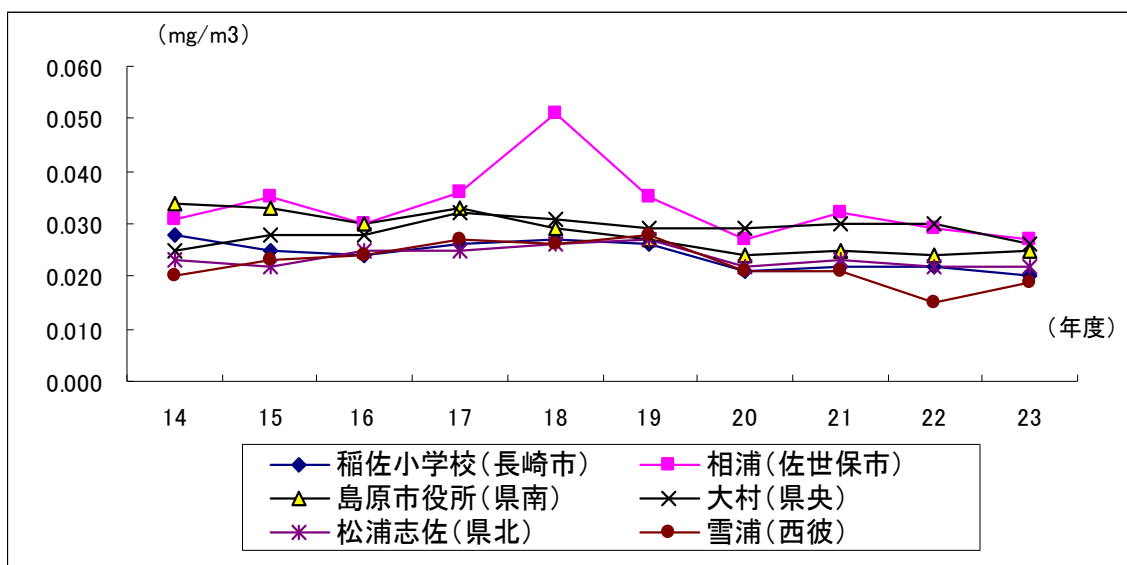


図2-2-1-11 浮遊粒子状物質の年平均値の経年変化



C 二酸化窒素 (NO₂)

44測定局（一般環境大気測定局40局、自動車排出ガス測定局4局）で測定を行い、全ての局が測定時間6,000時間以上の有効測定局でした。

a 環境基準達成状況

平成23年度の測定結果は、表2-2-1-12のとおり、44測定局全てにおいて環境基準を達成しました。

日平均値の年間98%値（以下「98%値」という。）及び年平均値が高い上位測定局を表2-2-1-13に示しました。

また、県下各地域の代表的な測定局の98%値と年平均値の推移を図2-2-1-14、図2-2-1-15に示しました。

表2-2-1-12 二酸化窒素の環境基準達成状況

年度	測定局数		有効測定局数		達成局数		非達成局		達成率 (%)	
	一般局	自排局	一般局	自排局	一般局	自排局	一般局	自排局	一般局	自排局
14	43	5	43	5	43	3	0	2	100	60
15	43	5	43	5	43	3	0	2	100	60
16	43	5	43	5	43	4	0	1	100	80
17	43	5	43	5	43	5	0	0	100	100
18	42	4	42	4	42	4	0	0	100	100
19	39	4	39	4	39	4	0	0	100	100
20	40	4	40	4	40	4	0	0	100	100
21	40	4	40	4	40	4	0	0	100	100
22	40	4	40	4	40	4	0	0	100	100
23	40	4	40	4	40	4	0	0	100	100

表2-2-1-13 二酸化窒素濃度の上位測定局（平成23年度）

一般環境大気測定局				自動車排出ガス測定局							
順位	98%値 (ppm)		順位	年平均値 (ppm)		順位	98%値 (ppm)		順位	年平均値 (ppm)	
1	小ヶ倉	0.011	1	大塔	0.020	1	長崎駅前	0.043	1	長崎駅前	0.026
2	大塔	0.010		2		中央橋	0.039	2		中央橋	
3	相浦	0.009	3	小ヶ倉	0.019	3	日宇	0.035	3	日宇	0.023
	早岐			相浦・早岐		4	福石	0.030	4	福石	0.021

図2-2-1-14 二酸化窒素の98%値の経年変化

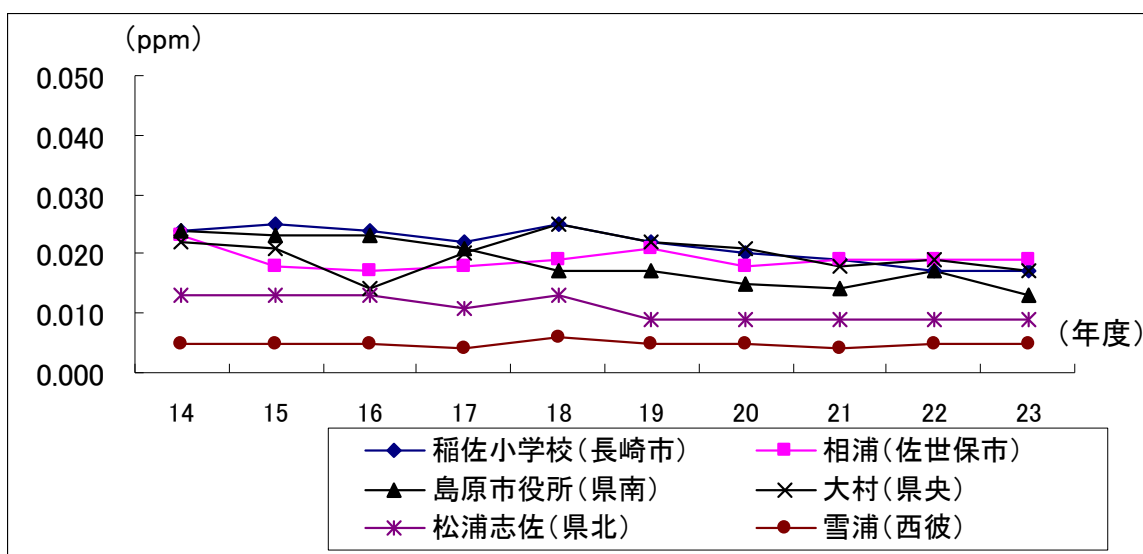
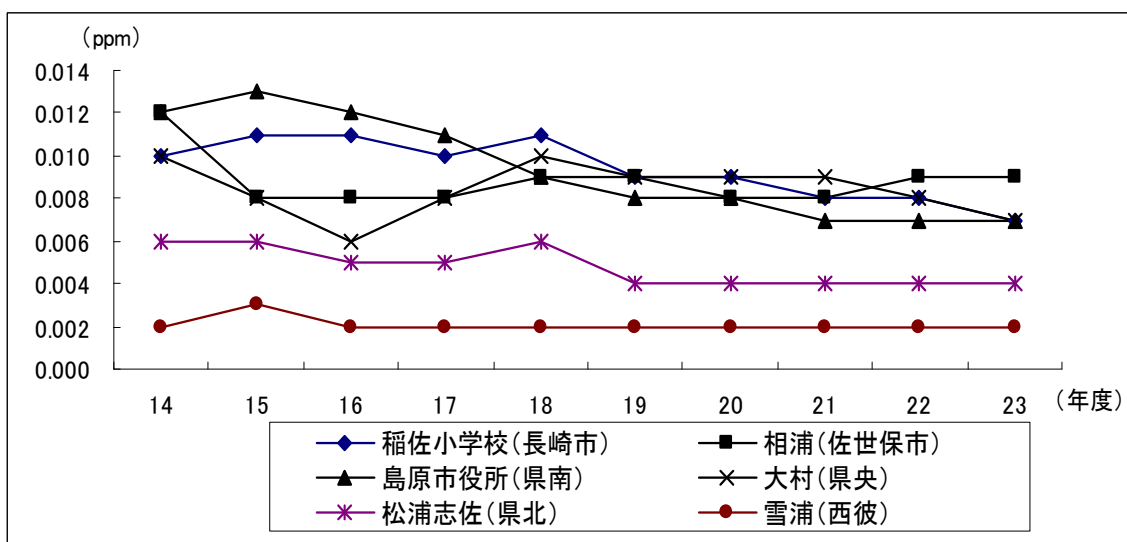


図2-2-1-15 二酸化窒素の年平均値の経年変化



D 光化学オキシダント (Ox)

30測定局（一般環境大気測定局30局）で測定を行い、全ての局が測定時間6,000時間以上の有効測定局でした。

a 環境基準達成状況

例年、全ての測定局が環境基準を達成していませんが、平成23年度においても全ての測定局で達成しませんでした。

過去10年間における光化学オキシダントの環境基準達成状況を表2-2-1-16に、県下各地域を代表する測定局の月別の環境基準超過時間数を表2-2-1-17及び図2-2-1-18、濃度上位測定局を表2-2-1-19、注意報発令状況を表1-2-1-20に示しました。

季節別、地域別にみると、3～6月の春期、9～10月の秋期の2期に濃度が高くなる傾向にあり、超過時間数の多い測定局は、県北地区及び離島地区に多くみられます。

表2-2-1-16 光化学オキシダントの環境基準達成状況

年度	測定局数	達成局数	非達成局		達成率 (%)
			局数	環境基準を100時間以上超過した局数	
14	30	0	30	26	0.0
15	30	0	30	28	0.0
16	30	0	30	27	0.0
17	30	0	30	26	0.0
18	29	0	29	27	0.0
19	26	0	26	24	0.0
20	28	0	28	25	0.0
21	30	0	30	30	0.0
22	30	0	30	30	0.0
23	30	0	30	30	0.0

表2-2-1-17 光化学オキシダントの環境基準の月別超過状況（平成23年度）

地域区分	測定局名	環境基準超過時間数												年計
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
長崎市	稲佐小学校	97	79	0	0	0	0	24	0	0	0	0	67	267
西彼地域	黒崎中学校	202	124	21	9	10	15	267	9	0	0	5	72	493
佐世保市	相浦	108	92	228	8	0	23	21	2	0	0	0	31	307
県央地域	大村	134	122	31	11	6	19	21	4	0	0	0	56	404
県北地域	鹿町	214	131	32	11	0	421	38	9	0	0	1	66	544
西彼地域	伊佐浦	156	105	5	4	6	81	14	6	0	0	4	75	383
離島地域	対馬	221	146	121	25	6	22	48	6	0	0	1	18	614

図2-2-1-18 光化学オキシダントの環境基準月別超過状況（平成23年度）

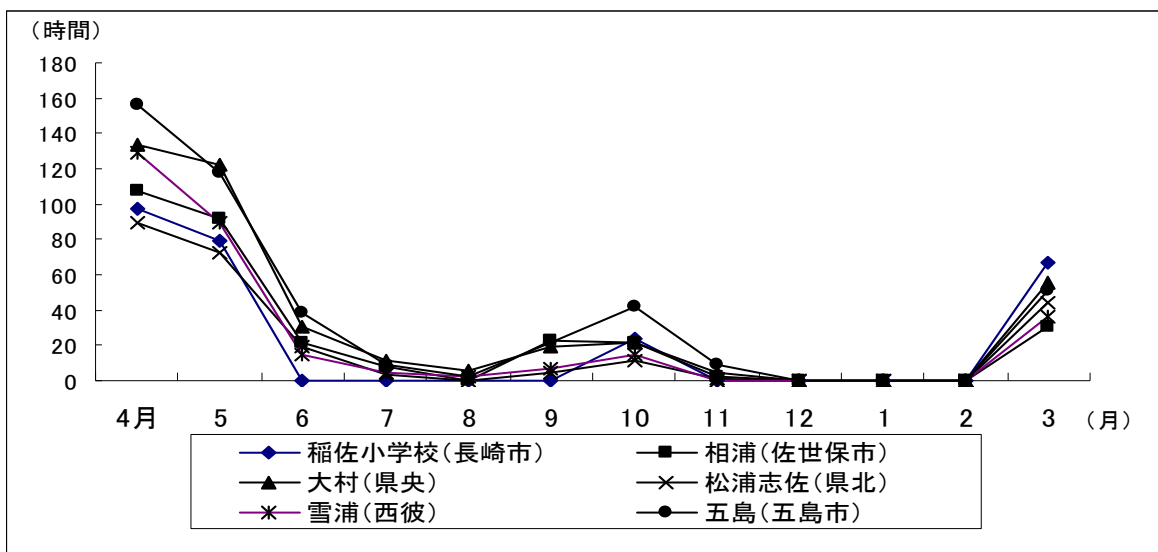


表2-2-1-19 光化学オキシダント濃度の上位測定局（平成23年度）

順位	昼間の1時間値の最高値 (ppm)	順位	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数 (日数)	順位	昼間の1時間値の年平均値 (ppm)
1	島原市 0.121	1	対馬 614 (81)	1	鹿町 0.040
2	対馬 0.108	2	紐差 545 (85)	2	黒崎中学校 紐差・対馬 0.039
3	諫早 0.106	3	鹿町 544 (75)	5	伊佐浦 俵ヶ浦 0.038
4	川棚 0.102	4	小浜 538 (74)		
5	五島 0.101	5	壱岐 493 (71)		

表2-2-1-20 平成23年度の注意報発令状況（発令基準0.120ppm以上）

発令月日	発令市町	該当測定局	測定時刻	測定濃度 (ppm)
5月16日 (月)	島原市	島原市役所	14:00	0.121
	南島原市	島原市役所	14:00	0.121

イ 環境基準対象外項目

A 非メタン炭化水素

炭化水素のうち非メタン炭化水素は、窒素酸化物が共存すると光化学反応により光化学オキシダント発生の原因となるために、本県では例年一般環境大気測定局2局、自動車排出ガス測定局4局で測定を実施しています。

光化学オキシダントの環境基準である0.06ppm(昼間の1時間値)に対応する非メタン炭化水素の濃度は0.20~0.031ppmC(6~9時の3時間平均値)のゾーンに相当するとして、この濃度を光化学オキシダント生成防止の指針値としています。

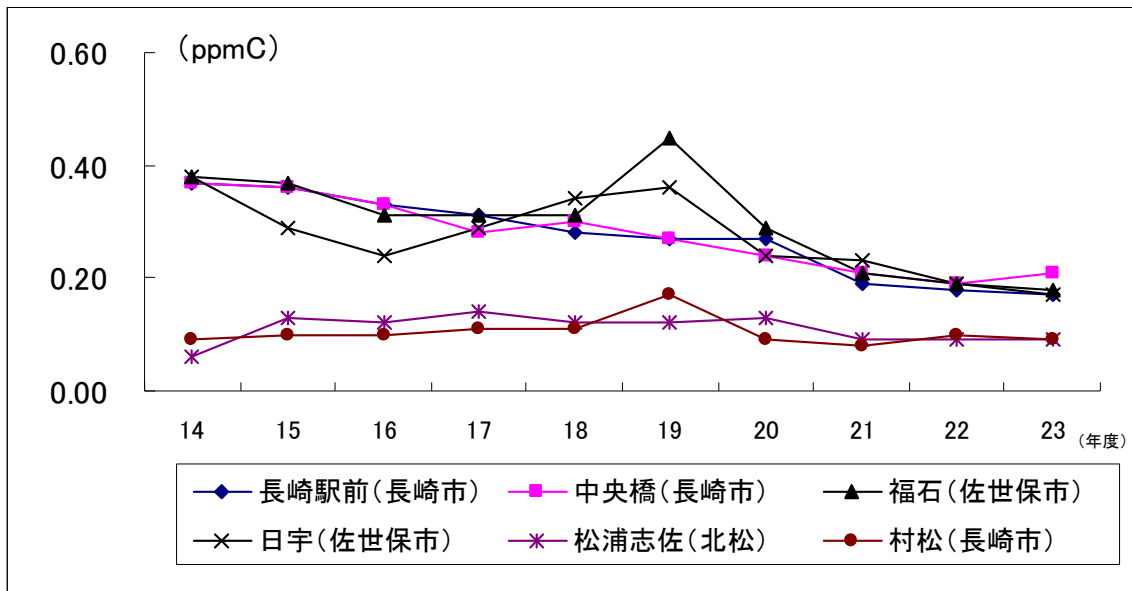
年間の状況を表2-2-1-21に示しました。

6～9時における年平均値は一般環境大気測定局0.09～0.11ppmC、自動車排出ガス測定局0.23～0.27ppmCでした。6～9時の3時間平均値が指針値の上限を超えた日については全測定局でみられ、自動車排出ガス測定局において特に多くみられました。年平均値による経年変化を図2-2-1-22に示しました。

表2-2-1-21 非メタン炭化水素の年間の状況（平成23年度）

測定局の区分	6～9時の3時間平均値が0.31ppmCを超えた日数	6～9時における年平均値(ppmC)	年平均値(ppmC)
一般環境大気測定局	0～4日/年	0.09～0.10	0.09
自動車排出ガス測定局	51～92日/年	0.22～0.27	0.17～0.21

図2-2-1-22 非メタン炭化水素の年平均値の経年変化



(3) 有害大気汚染物質調査

大気汚染防止法の一部改正（平成9年4月1日施行）により、継続的に摂取される場合には、人の健康を損なうおそれのある物質で大気汚染の原因となる物質のうち健康リスクが高い22物質が、優先取組物質と指定され、平成9年度からベンゼン、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレン等測定方法が確立している16物質についてモニタリングを開始しました。順次項目が追加されています。

平成23年度は環境基準が定められている4物質（ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタン）等測定方法が確立している19物質について8地点で調査を実施しました。

ア 環境基準が定められている4物質

表2-2-1-23に示すように環境基準が定められている4物質の調査結果は、全ての調査地点で環境基準を達成しました。

表2-2-1-23 環境基準が設定されている4物質の調査結果（単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）

物質名	長崎県の調査結果 (平成23年度)			全国の調査結果 (平成22年度)			環境基準 (年平均値)
	地点数	平均値	年平均値の範囲	地点数	平均値	年平均値の範囲	
ベンゼン	7	1.5	1.0~2.1	425	1.1	0.50 ~ 2.8	3.0
トリクロロエチレン	6	0.75	0.03~4.2	392	0.44	0.0081~10	2.0
テトラクロロエチレン	6	0.09	0.02~0.28	379	0.17	0.0076~1.4	2.0
ジクロロメタン	6	0.5	0.38~0.67	396	1.6	0.28~16	1.5

イ その他の物質について

健康リスクの低減を図るための指針値が設定されている7物質の調査結果は、全ての物質において、大きく指針値を下回りました（表2-2-1-24）。また、環境基準等が設定されていない8物質の調査結果は、平成22年度の全国調査結果の平均値と比較して同等若しくはそれ以下の濃度レベルでした。（表2-2-1-25）

表2-2-1-24 健康リスクの低減を図るための指針値が設定されている7物質の調査結果

物質名	長崎県の調査結果 (平成23年度)			全国の調査結果 (平成22年度)			指針値 (年平均値)
	地点数	平均値	年平均値の範囲	地点数	平均値	年平均値の範囲	
アクリロニトリル	5	0.063	0.003~0.20	339	0.073	0.0075~1.3	2.0
塩化ビニルモノマー	3	0.039	0.029~0.056	352	0.055	0.0014~1.7	10
水銀及びその化合物	3	1.8	1.6~1.9	280	2.0	0.79~4.0	40
ニッケル化合物	4	4.5	3.2~5.9	295	4.0	0.48~21	25
クロロホルム	5	0.16	0.10~0.25	353	0.19	0.0060~1.5	18
1,2-ジクロロエタン	5	0.18	0.14~0.25	358	0.16	0.0045~1.2	1.6
1,3-ブタジエン	5	0.25	0.14~0.38	390	0.14	0.0052~1.6	2.5

（アクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、1,2-ジクロロエタン、1,3-ブタジエン 単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 、左記以外の物質 単位： ng/m^3 ）

表2-2-1-25 環境基準等が設定されていない8物質の調査結果

物質名	長崎県の調査結果 (平成23年度)			全国の調査結果 (平成22年度)		
	地点数	平均値	年平均値の範囲	地点数	平均値	年平均値の範囲
アセトアルデヒド	6	1.7	1.1~2.6	305	2.0	0.53~5.2
酸化エチレン	3	0.076	0.046~0.11	214	0.088	0.018~0.46
ベンゾ(a)ピレン	4	0.12	0.0069~0.16	295	0.21	0.020~1.7
ホルムアルデヒド	6	2.5	2.1~3.0	306	2.4	0.42~5.3
ヒ素及びその化合物	6	1.8	1.3~2.4	276	1.4	0.16~38
バリリウム及びその化合物	2	0.005	0.005~0.005	257	0.030	0.0022~0.62
マンガン及びその化合物	2	22	17~27	270	25	1.1~280
クロム及びその化合物	2	5.6	3.3~7.8	263	5.6	0.36~93

（アセトアルデヒド、酸化エチレン、ホルムアルデヒド 単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 、左記以外の物質 単位： ng/m^3 ）

(4) 大気環境保全対策〔環境政策課〕

ア 固定発生源対策

大気汚染防止法では、ばい煙発生施設に対する規制として硫黄酸化物・ばいじん・有害物質（窒素酸化物・塩化水素等）について排出基準が定められています。また、一般粉じん発生施設については、土石や鉱物からの粉じん飛散防止のための施設の構造・使用に対して基準が定められています。

工場や事業場のばい煙発生施設及び一般粉じん発生施設を対象に立入検査を実施し、ばい煙発生施設にあっては、必要に応じてばい煙濃度の測定を実施しています。さらに、ばい煙排出者が自ら排出ばい煙をチェックし、管理することにより大気環境の保全に努めるよう指導しています。

平成23年度の立入検査状況を表2-2-1-26に示します。

表2-2-1-26 立入検査実施状況（平成23年度：長崎県実施分）

区分	立入検査工場及び事業場数	立入検査施設数	ばい煙濃度の測定件数
ばい煙発生施設	159	380	10
一般粉じん発生施設	104	741	—
合計	263	1,121	10

各種届出事項をチェックし、変更事項の届出・ばい煙濃度の自主測定の励行・施設の適正運用、一般粉じん発生施設からの粉じん飛散防止等について検査しました。

本県には大型固定発生源である火力発電所が3か所に立地していますが、排煙脱硫装置や電気集じん機等種々の大気汚染防止施設を設置し、周辺大気環境の保全を図っています。

また、事業者及び地元市町、県とで環境保全協定を締結し、硫黄酸化物・窒素酸化物・ばいじんの各物質について排出基準よりも更に厳しい協定値を設定しています。

各発電所の発生源には、硫黄酸化物及び窒素酸化物濃度の自動測定機が設置され、本県テレメータシステムにより常時監視していますが、平成23年度も協定値を超えることはありませんでした。

イ 大気汚染緊急時対策

二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、一酸化炭素及び二酸化窒素の4物質の環境濃度は、緊急時の濃度よりかなり低いレベルにありますが、光化学オキシダントは、近年上昇傾向にあり、たびたび注意報を発令する状況にあります。日頃から気象状況を把握し、関係機関・住民等への周知連絡体制を整えています。

また、松浦市に2電力企業の国内最大級の出力(各2号機完成時370

万kw)を有する石炭火力発電所が稼働しており、県北地域では、環境保全協定に基づく発令濃度ランクを定める等、更に詳細な緊急時対応を整えています。

(5) 民間建築物の吹付けアスベスト対策〔建築課〕

現在、建築物にアスベストの飛散の恐れのある建築材料を使用することは禁止されていますが、過去に建てられた建築物には、吹付け材アスベストが含まれ放置しているとアスベストが飛散する恐れがある建築物があるため、民間建築物に対するアスベストの含有を確認する成分調査及びアスベスト除去等対策工事費用を市町と連携して助成を行っています。(表2-2-1-27)

表2-2-1-27 民間建築物の吹付けアスベスト等の除去等件数

年 度	除去等対策工事(件)		成分調査(件)	
		うち助成件数		うち助成件数
平成19年度	14	3	52	23
平成20年度	13	8	38	28
平成21年度	13	10	28	23
平成22年度	6	6	22	21
平成23年度	4	4	18	18
合 計	50	31	158	113

課題

- 大気環境基準の維持達成に向けた工場・事業場からのばい煙等の排出抑制対策や、有害大気汚染物質の使用実態及び排出状況等の把握並びに削減対策等の指導の推進が必要です。
- 建築物の吹付けアスベストの除去等対策工事費用に対し助成しているが、所有者は、なお多額の自己負担が必要です。

2 自動車排出ガス抑制対策の推進

現状・施策

(1) 自動車排出ガス測定結果〔環境政策課〕

自動車排出ガスの寄与が大きい二酸化窒素と一酸化炭素について、4か所(一酸化炭素は3か所)の自動車排出ガス測定局で継続して測定を行っています。

平成23年度は、二酸化窒素、一酸化炭素とも全ての測定局で環境基準を達成しています。(図2-2-2-1、図2-2-2-2)

図2-2-2-1 二酸化窒素の98%値の経年変化

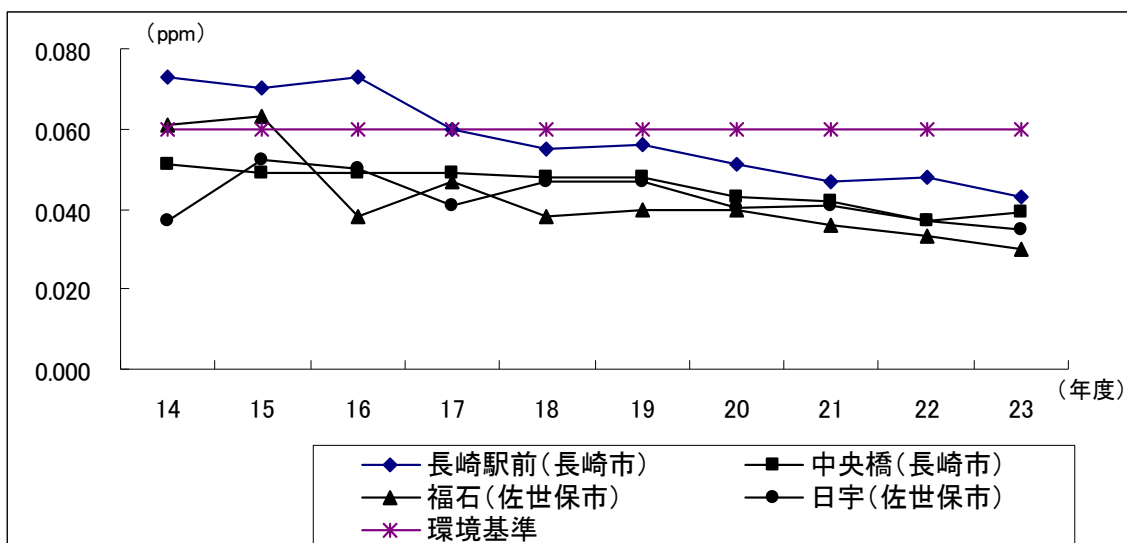
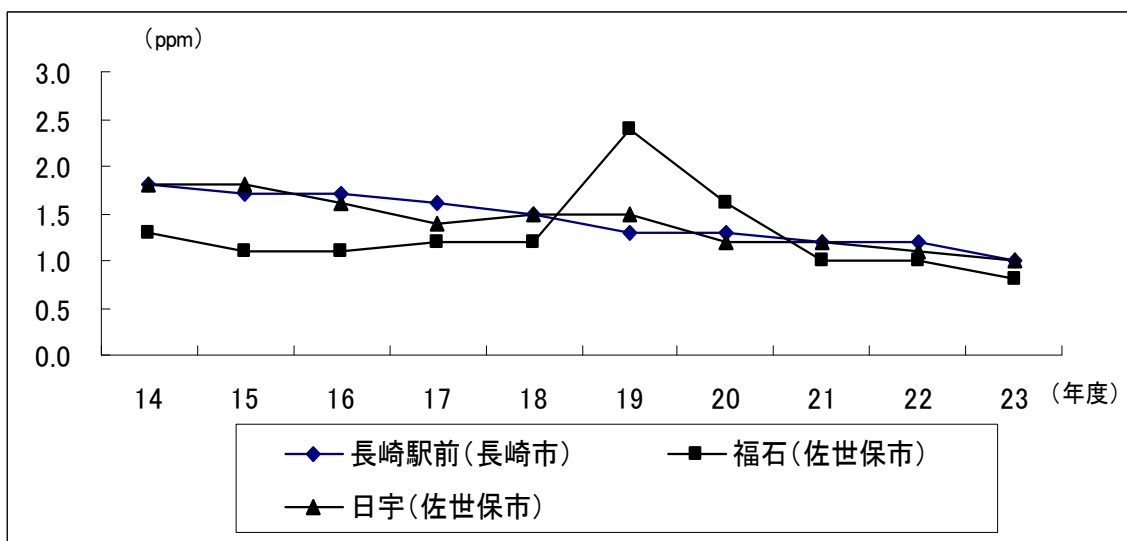


図2-2-2-2 一酸化炭素の2%除外値の経年変化



(2) マイカー自粛、公共交通機関の利用促進（再掲）

〔新幹線・総合交通対策課、未来環境推進課〕

長崎都市圏において、ゴールデン・ウィークの交通混雑緩和のためラジオによる広報等により、マイカー自粛、公共交通機関の利用促進の啓発に取り組みました。

また、長崎県地球温暖化対策協議会（現：ながさき環境県民会議）と合同で、12月に県下一斉ノーマイカー&エコドライブウィークを実施しました。

平成23年度は、新たにエコドライブの実施も集計対象に加えたことで、前年を上回る374社（者）、約32,119人が参加し、約74トンの二酸化炭素排出量削減効果が得られました。

- (3) エコドライブ普及促進事業（再掲）〔未来環境推進課〕
 エコドライブインストラクターとともに、県内各地で、県民向け・事業所向け・行政職員向けのエコドライブ講習会を開催しました。
- (4) エコドライブ（省燃費運転）の推進〔交通局（県営バス）〕
 環境保全、燃料消費量の削減、さらには車内事故防止を目的に、アイドリングストップ、惰性運転、穏やかな発進・停車などのエコドライブを推進し、営業所別・車両別の燃費結果の確認、それを踏まえた乗務員への研修、個別指導等に取り組みました。
- (5) 環境に配慮したまちづくり（再掲）〔都市計画課〕
 ア JR長崎本線連続立体交差事業
 鉄道の高架化による道路交通の円滑化と一体型の市街地整備を進めるとともに、複数の踏切が一挙に除却され、一旦停止やアイドリングストップによる待ち時間が解消されることで、二酸化炭素の発生を削減します。
 ・ 解消する踏切の数 4箇所（長崎市松山町～尾上町）
- (6) 交通網の充実〔道路建設課〕
 都市圏における円滑な交通確保のため、渋滞を緩和し、交通に起因する環境負荷を低減する道路網の充実に取り組んでいます。
 具体的には、バイパス、環状道路、現道拡幅等による交通容量拡大策を展開しています。

課題

- 自動車排出ガス対策を推進するためには、自動車単体の構造・技術的課題や都市計画、運輸計画を含めた総合的な道路交通体系の整備面からの課題、さらには運転者一人ひとりの意識の問題等多岐に渡って施策を展開する必要があります。
- マイカー自粛、公共交通機関の利用促進についての啓発を引き続き行うとともに、都市部においては、自家用車から公共交通機関に乗り換えるパーク・アンド・ライドや通勤シャトルバスの運行などを検討する必要があります。
- 市街地における車の走行速度は低いままであり、今後ますます公共事業費が減少することが予想され、財源確保が課題となっています。
- 都市部沿線では、用地取得が難航するケースが多く、植樹帯設置のための拡幅計画が理解されにくい傾向があります。
- 概ねエコドライブは実施されていますが、バス乗務員等へ趣旨を徹底して更に実施率を向上させる必要があります。

第3節 水環境の保全

1 海域、河川、湖沼等の水質保全対策の推進

現状・施策

(1) 海域、河川、湖沼等の水質保全対策〔環境政策課〕

ア 公共用水域の水質監視状況

都市化・産業化の進展により、清流の枯渇、水質の悪化、地下水の減少等水循環の変化に起因する様々な問題が生じています。

そこで、水質汚濁防止法に基づき、知事は、公共用水域及び地下水の水質の汚濁状況を常時監視することとされており、毎年作成される測定計画に従って、県、長崎市及び佐世保市等関係機関が公共用水域及び地下水の水質調査を実施しています。

公共用水域については、県内の主要河川・湖沼及び海域の191地点で調査を実施しました。

県下の公共用水域の環境基準の維持達成状況を把握するための地点（環境基準点）数は135地点で、河川が55水域57地点、湖沼が1水域2地点、海域が14水域76地点です。

A 河川

生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）のうち、河川の水質汚濁の状況を、BOD（生物化学的酸素要求量）の環境基準達成率でみると表2-3-1-1のとおりです。

平成23年度は、達成率100%で、類型指定55水域の全てで環境基準を達成しています。主要河川のBOD75%値は図2-3-1-2のとおりです。

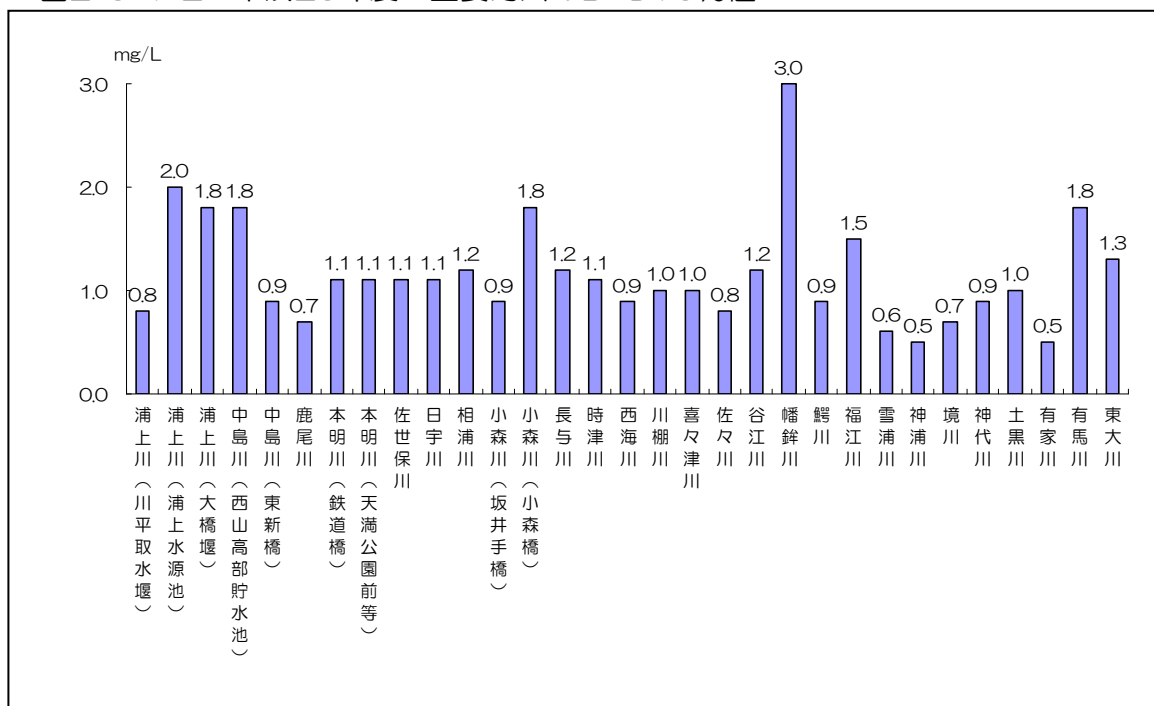
また、人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）についても全ての測定地点で全項目とも環境基準を達成しています。

表2-3-1-1 河川におけるBODの環境基準達成率

年度	類型指定水域数	環境基準達成水域数	達成率(%)
18	57	55	96.5
19	55	53	96.4
20	55	55	100.0
21	55	55	100.0
22	55	55	100.0
23	55	55	100.0

注) 達成率＝環境基準達成水域数÷類型指定水域数×100

図2-3-1-2 平成23年度 主要河川のBOD75%値



B 湖沼

平成21年度から本明川（調整池）で水質監視を行っています。水質汚濁の状況をCOD（化学的酸素要求量）の環境基準達成率は、1水域2地点とも未達成で、環境基準達成率は0%でした。（2地点のCOD75%値はそれぞれ7.7mg/L、7.6mg/L（環境基準は5mg/L）でした。）

また、閉鎖性水域の富栄養化の指標とされている全窒素及び全燐についても1水域2地点とも未達成で、環境基準達成率は0%でした。

C 海域

海域の水質汚濁の状況をCOD（化学的酸素要求量）の環境基準達成率でみると、表2-3-1-3のとおりで、76地点中9地点が未達成で達成率は88.2%でした。（図2-3-1-4）

閉鎖性の強い大村湾では、昭和51年以降、環境基準を超過した状態が続いています。

なお、大村湾、長崎湾、佐世保湾、伊万里湾及び有明海の5海域は閉鎖性が強く、赤潮の発生や魚介類への被害を招く富栄養化の防止を図るため、全窒素・全燐について環境基準の類型指定を行い、平成12年度より、その類型指定に基づく測定を実施しています。

海域の全窒素は11水域全てで環境基準を達成できましたが、全燐は11水域中、3水域で環境基準を達成できませんでした。

なお、人の健康の保護に関する環境基準については、全ての測定地点で全項目とも環境基準を達成しています。

表2-3-1-3 海域におけるCODの環境基準達成率

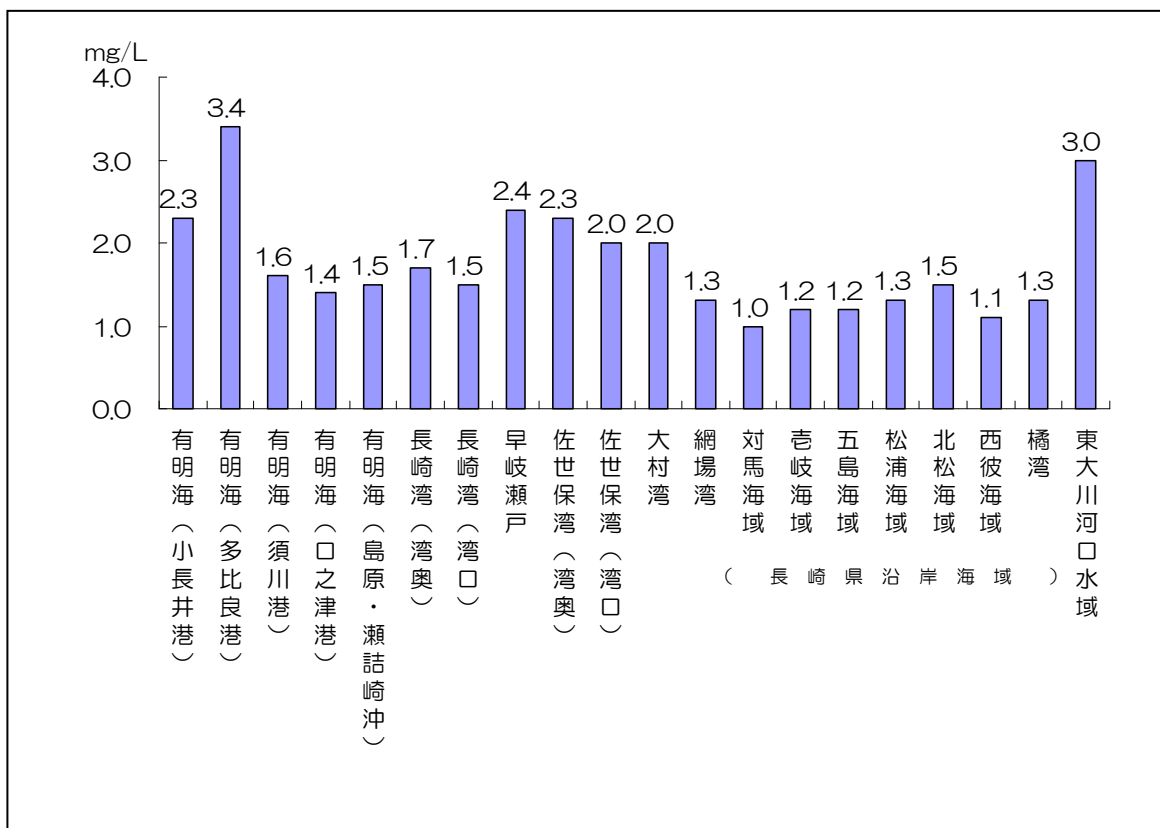
年度 (平成)	類型指定 水域数	環境基準 達成水域数	達成率 a (%)	環境基準 点数	環境基準 達成地点数	達成率 b (%)
18	14	10	71.4	76	56	73.7
19	14	11	78.6	76	60	78.9
20	14	9	64.2	76	57	75.0
21	14	9	64.2	76	58	76.3
22	14	9	64.2	76	54	71.1
23	14	12	85.7	76	67	88.2

注) 達成率a＝環境基準達成水域数÷類型指定水域数×100

達成率b＝環境基準達成地点数÷環境基準点数×100

注2) 海域の水質の状況については、国は水域数を基本とした達成率で評価しているが、本県では対馬海域、杵岐海域、五島海域、松浦海域、北松海域、西彼海域及び橘湾を含む広い水域が「長崎県沿岸海域」という1水域となり、各水域ごとの水質の状況が把握しにくいので、環境基準点数を基本とした「達成率b」でも評価している。

図2-3-1-4 平成23年度 海域のCOD75%値



イ 地下水

地下水については、トリクロロエチレン等の人の健康の保護に関する項目について、地域の全体的な地下水質の概況を把握するために実施する「概況調査」、概況調査等により新たに発見された汚染について、その汚染範囲を確認するために実施する「汚染井戸周辺地区調査」、

及び汚染井戸周辺地区調査により確認された汚染の状態を継続して監視するために実施する「継続監視調査」に分けて実施しました。

A 概況調査

長崎市及び佐世保市の2市の計33地点で調査を実施し、超過した地点は、ありませんでした。

B 汚染井戸周辺地区調査

長崎市及び佐世保市の30地点で調査を実施しました。

- ① 総水銀が、長崎市の2地点で超過しました。
- ② トリクロロエチレンが、長崎市の1地点で超過しました。
- ③ 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が、佐世保市の1地点で超過しました。

C 継続監視調査

7市1町の計35地点で調査を実施しました。

- ① 砒素が、長崎市の1地点で超過しました。
- ② 総水銀が、長崎市の1地点で超過しました。
- ③ 1,2-ジクロロエチレンが、佐世保市の1地点で超過しました。
- ④ トリクロロエチレンが、長崎市の1地点で超過しました。
- ⑤ 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が、佐世保市の3地点、島原市の7地点、南島原市の1地点の計11地点で超過しました。

ウ 海水浴場の調査

海水浴場の水質調査は、県下の主要な25海水浴場で、開設前と開設中の2回、ふん便性大腸菌群数、油膜の有無、COD、透明度の4項目について実施し、調査結果は表2-3-1-5のとおりで、不適な海水浴場はなく、全体として概ね良好な水質を維持していました。

表2-3-1-5 平成23年度海水浴場の水質調査結果

水質の区分		平成23年度	
		開設中	開設前
適	水質AA	20 (80.0%)	17 (68.0%)
	水質 A	5 (20.0%)	8 (32.0%)
可	水質 B	0	0
	水質 C	0	0
不適		0	0
計		25 (100%)	25 (100%)

(2) 大村湾水質保全対策 [環境政策課]

大村湾は、南北に約26km、東西に約11km、面積約320km²、容積約47億m³の閉鎖性内湾であり、県本土の中央部に位置し古くから多くの人々に親しまれています。

大村湾の水質をCOD（化学的酸素要求量）で見ると、平成23年度は全湾の平均値が2.0mg/L（COD75%値）でした。

近年、水質の改善傾向が見られますが、依然として環境基準（COD2.0mg/L）を超過した状態が続いており、継続した水質保全対策が求められます。

水質汚濁対策としては、水質汚濁防止法及び長崎県未来につながる環境を守り育てる条例による工場・事業場排水規制のほか、平成21年3月に策定した「第2期大村湾環境保全・活性化行動計画」に基づき大村湾の環境保全及び水質改善等を推進するため次の取組を実施しています。

- 1) 下水道の整備等による汚水処理人口普及率の向上
大村湾流域汚水処理人口普及率 89.8%（平成23年度末）
- 2) 大村湾底質改善実証試験事業による底質改善の効果検証
- 3) 環境学習・啓発事業
 - ・いさはやエコフェスタへの参加
 - ・NPO法人との協働により、アサアオサの回収・有効利用等の取組を実施
 - ・教員等を対象とした環境学習会の開催
- 4) 大村湾貧酸素水塊観測情報の提供
- 5) 大村湾環境ネットワークによる地域連携の拡大
- 6) 環境保健研究センターによる事業
 - ・溶存有機物に関する研究
 - ・アサリ生息場造成効果の検証等

また、水質の環境基準達成を図るため、水質汚濁防止法第3条に基づく横出し排水規制（県条例改正：平成21年3月31日公布、平成21年10月1日施行）により産業廃棄物最終処分場の排水規制の強化を図っています。

さらに大村湾流域の自治体等により構成する「大村湾をきれいにする会」では、例年、湾内に浮遊するゴミを除去するとともに、大村湾沿岸の一斉清掃や、「大村湾をきれいにしよう！」キャンペーンによる啓発活動を行っています。

(3) 諫早湾干拓調整池の水質保全対策〔環境政策課〕

諫早湾干拓調整池の水質をCOD（化学的酸素要求量）で見ると、平成23年度は平均値が7.7mg/Lでした。

水質保全対策として、平成20年3月に策定した「第2期諫早湾干拓調整池水辺環境の保全と創造のための行動計画」（以下「第2期行動計画」という。）に基づき、調整池の恒久的な水質保全を図るとともに、新しく生じている水辺環境や生態系を住民とともに守り育み、自然豊かな水辺空間づくりを推進しています。

なお、第2期行動計画に基づき取組んだ施策は、次のとおりです。

- | |
|--|
| 1) 下水道の整備等による汚水処理人口普及率の向上
諫早干拓調整池生活排水処理率 84.0% (平成23年度) |
| 2) 工場・事業場の排水規制にかかる立入検査・指導業務 |
| 3) 二枚貝による調整池水質浄化の研究 |
| 4) もみ殻炭によるリン除去能検証 |
| 5) 関係機関との連携による対策実施
・水生植物等植生による水質浄化試験
・アオコ除去装置の実証確認試験 等 |

また、調整池における水質汚濁防止法に基づく上乘せ排水規制について、本明川（旧）流域において「上乘せ排水基準」を昭和58年8月に設定していましたが、平成20年4月25日の同河川区域の拡大（本明川は調整池まで延伸）により、上乘せ排水規制の対象を調整池流域の工場・事業場に拡大させました（平成20年7月28日条例改正）。

さらに、平成21年3月に調整池に直接排水する排水規制項目として新たにCOD（化学的酸素要求量）の項目を設定する条例改正（平成21年3月24日公布、平成23年7月29日施行）を行い、調整池流域の工場・事業場には一律排水基準より厳しい規制を設けています。

(4) 諫早湾周辺地域環境保全型農業推進事業〔農業経営課・諫早湾干拓課〕

「第2期行動計画」に基づき、土づくりを重視した栽培や減化学肥料、減化学農薬栽培など環境負荷を軽減する環境保全型農業を推進しています。具体的には、表土や肥料養分等の流出を防止するカバークロップの推進や地域でまとまりをもって化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から5割以上削減する営農活動に取組む農業組織に対する支援、有機物を活用した窒素負荷低減対策技術開発のための試験等、環境保全型農業直接支援対策の推進に取組みました。

・平成23年度実績

カバークロップ導入面積（諫早湾干拓調整池流域畑地） 151ha
環境保全型農業直接支援対策面積（平成諫早湾干拓地及び諫早湾干拓調整池周辺農地） 848ha
未利用資源を活用した窒素負荷低減技術開発のための試験

1課題

(5) 島原半島地域地下水汚染対策〔環境政策課・農業経営課〕

島原半島では、地下水の硝酸性窒素・亜硝酸性窒素濃度の環境基準（10mg/L）超過率が、県内の他地域に比べて高い傾向にあります。そこで、硝酸性窒素等による地下水汚染を改善するため、総合的な対策を講じることを目的として、平成23年2月に「第2期島原半島窒素負荷低

減計画」を策定しました。

本計画に基づき、関係行政機関と事業者団体が連携してGAPの推進、環境保全型農業直接支援対策による支援を活用した特別栽培等の推進など、環境負荷の軽減に配慮した環境保全型農業の推進を行っています。

また、島原半島内の過剰堆肥を半島外に搬出する取組を推進するため、平成23年度に島原半島良質堆肥広域流通促進事業を立ち上げて、堆肥調整保管庫や堆肥運搬車・散布車等の施設・機械の整備費に対して補助金の支給を行っています。

GAP取組集団数	30集団（島原半島）
特別栽培取組面積	320ha（島原半島）

（6）漁場環境の改善〔漁港漁場課〕

ア 水産環境整備事業

磯焼け対策の取組みにおける母藻の供給基地となる海藻バンクを整備するために、海藻が着生するコンクリートブロックや自然石など着定基質を設置します。

・海藻バンクの整備：県北、西彼、橘湾

（7）赤潮被害防除技術の研究開発〔漁政課〕

長崎県における有害赤潮の発生件数は、平成10年以前は年間5件以下で推移していましたが、平成11年以降は年間13～23件と増加しています。そこで、有害赤潮による養殖魚のへい死を防ぐために、現場調査、主要原因プランクトンの発生機構の解明や有効な防除方法の検討を行いました。

課題

- 環境保全型農業直接支援対策は、平成24年度から化学肥料・化学合成農薬の使用量を通常の5割以上低減する取組に併せてカバークロープ、堆肥の施用及び有機農業等、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果のある取組を行う個々の農業者に対し支援する対策のみになることから対策の周知が必要です。
- 河川は近年改善の傾向は見られますが、下水道等の生活排水処理施設の整備の遅れにより、市街地を流れる都市河川や都市周辺で開発が進む地域を流域に持つ河川等で水質の改善が進まないのが課題です。
- 湖沼（諫早湾干拓調整池）は、生活排水や干拓地などの面源系からの流入負荷が調整池内の潜在的な汚濁負荷が要因となっており、その対策にかかる事業の推進や、新たな水質浄化対策の構築が大きな課題です。
- 海域は、本県の場合、地形的に閉鎖性の強い海域を多く抱えていますが、この閉鎖性海域は海水の交換が悪いことに加え、生活排水等の流入が水質に大きな影響を与えておりその改善が課題です。

- 地下水については、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が広域的に検出され、一部の地域で環境基準を超過しており、今後の対策が課題となります。
- 陸域からの汚濁対策に加えて、今後、藻場の育成など自然が持っている水質浄化能力を活用した湾の直接浄化対策の研究、技術開発が必要です。
- 近年大村湾では、夏季に大規模な貧酸素水塊の発生により海洋生物が大量に死滅するなど、海洋環境が大きく変化しています。大村湾の水質・底質改善に取り組むとともに、貧酸素水塊発生・発達等のメカニズムを解明し、貧酸素水塊に対する有効な対策を検討するためのデータ収集及び解析を継続していくことが重要です。
- 諫早湾干拓調整池や干陸地には渡り鳥の飛来や葦の繁茂など新たな生態系が生じています。これらを住民と守り育む活動を推進し、かつ、調整池の恒久的な水質保全を図るための施策が必要です。

2 生活排水対策の推進

現状・施策

(1) 生活排水対策の総合的推進〔環境政策課・水環境対策課〕

近年における公共用水域の水質汚濁の主な原因は、炊事、洗濯、入浴など私たちの日常生活に伴う生活排水が大きな要因となっています。

生活排水対策を推進するために、下水道整備を促進するほか、地域の実情に応じ農業・漁業集落排水施設、コミュニティ・プラント、浄化槽等の各種生活排水処理施設の整備を推進するとともに、各家庭からの汚濁負荷を削減するため住民意識の啓発、住民による実践活動の推進等の対策を実施しています。(表2-3-2-1)

表2-3-2-1 平成23年度末生活排水処理施設整備状況

処理施設名	処理施設別人口内訳(万人)	
	長崎県	全国
下水道	84 (77.8%)	9,355 (86.5%)
農業・漁業集落排水等	5 (4.6%)	350 (3.2%)
浄化槽	18 (16.7%)	1,079 (10.0%)
コミュニティ・プラント	1 (0.9%)	26 (0.2%)
計	108	10,811
総人口	143	12,335
汚水処理人口普及率	75.2%	87.6%

注①：()内は、整備人口の総計に対する各施設の整備人口の割合。

なお、処理施設別人口は四捨五入のため、集計が合わないところもあります。

②：全国の状況は、岩手県、福島県の2県を除いた値。

(2) 汚水処理施設整備の推進〔水環境対策課〕

市街地、農山漁村等を含めた市町村全域で効率的に汚水処理施設の整備を推進するためには、各種汚水処理施設の有する特性や経済性を勘案した効率的かつ適正な整備手法の選定を行うことが必要です。

本県では、市町と連携して平成17年12月に長崎県内の汚水処理の展望について示した「長崎県汚水処理構想」を策定、平成23年度には見直しを行い、「長崎県汚水処理構想2012」を策定しました。

また、実施工程表の提出を受けた3市町に対し、平成25年度の事業着手に向けて汚水処理計画などの作成を支援すると共に、市町村設置型浄化槽の普及促進を図るため、PFIを活用した研究会を開催しました。

(3) 生活排水対策重点地域〔環境政策課〕

諫早湾流域、及び有明海流域の生活排水対策重点地域指定を受けた市が行う生活排水対策啓発事業に技術支援、財政支援を行っています。

重点地域に指定された市町は、自ら策定した「生活排水対策推進計画」に基づき、下水道や浄化槽等の整備を図り、あわせて住民に対し家庭排水の汚濁対策を啓発、実践しています。

(4) 下水道〔水環境対策課〕

ア 現状（平成23年度末現在）

・普及率 58.6%

・事業実施市町 9市6町 ・供用開始済み市町 9市7町

イ 施策

平成20年度の下水道普及率60%を目標とした「水澄むふるさとづくり構想」に基づき、市町事業に対する支援を行っています。

A 促進交付金

財政力の弱い市町に対し、事業費に応じた一定割合の支援を行っています。（平成23年度実績：1市）

(5) 農業集落排水事業の整備〔水環境対策課〕

県では平成23年度末に見直した「長崎県汚水処理構想2012」を基に、農業集落地域の約4万人を対象として、農業集落排水事業を実施することとしています。

平成23年度は、諫早市の伊木力・元釜地区において、農業集落排水施設の整備を実施しました。

(6) 漁村の集落排水施設整備（下水道）〔漁港漁場課〕

県では平成23年度末に見直した「長崎県汚水処理構想2012」において、漁業集落地域の約1万人を対象として、漁業集落排水事業を実施することとしています。

平成23年度は引き続き、芦辺漁港において集落排水施設等の整備を实

施しました。

また、新たに有喜漁港において平成24年度からの事業実施に先立ち、基本計画を策定しました。

(7) 浄化槽の整備 [水環境対策課]

ア 浄化槽の適正な維持管理に関する指導の徹底

浄化槽の管理者による適正な維持管理の実施、浄化槽保守点検業者の登録、(財)長崎県浄化槽協会による法定検査の適正実施等、「浄化槽法」に基づく浄化槽の設置・保守点検等の適正な運用を図り、生活環境や海、川などの水質環境の保全に努めています。

イ 浄化槽の設置の推進

本県では、生活雑排水による公共用水域の汚濁等の生活環境の悪化に対処するため、浄化槽の設置及び整備の推進しています。

浄化槽の設置状況は、表2-3-2-2のとおり、その設置基数は年々増加しており、平成23年度は前年度より1,485基増加し、総数で49,058基(前年比3.1%増)となりました。

A 浄化槽設置整備事業(個人設置型)

浄化槽設置に対する補助制度は、昭和60年度から、閉鎖性水域である大村湾流域を対象にスタートし、平成3年度からは、補助対象を県下全域に拡大しています。

平成23年度は、国庫補助と県費補助をうけて18市町が整備事業を実施し、1,886基が整備されました。

B 浄化槽市町村整備推進事業(市町村設置型)

平成6年度に市町村が設置主体となって浄化槽の整備・管理を行う浄化槽市町村整備推進事業が国において創設され、本県では平成14年度から事業が実施されています。

平成23年度は県内3市町において、26基の浄化槽が整備されました。

また、平成17年度からは、生活排水処理対策等を緊急に促進する必要がある地域の当該事業に県費補助を行っています。

表2-3-2-2 各年度別浄化槽設置基数(基、%)

		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
みなし 浄化槽	基数	21,733	21,276	20,489	19,773	18,895	17,365	16,552
	構成比	(35.2)	(33.8)	(32.0)	(30.4)	(28.7)	(26.7)	(25.2)
浄化槽	基数	39,991	41,664	43,612	45,200	46,908	47,573	49,058
	構成比	(64.8)	(66.2)	(68.0)	(69.6)	(71.3)	(73.3)	(74.8)
合計		61,724	62,940	64,101	64,973	65,803	64,938	65,610

※みなし浄化槽：し尿のみを処理する浄化槽で平成13年4月1日以降の新設は禁止されている。

(8) 長崎県汚水処理施設整備促進交付金〔水環境対策課〕

平成25年度までに公共下水道事業、農業・漁業集落排水事業、コミュニティプラント事業、浄化槽市町村整備推進事業を新規着手する財政力の弱い市町、離島地域若しくは生活排水対策重点地域にある市町に対し、事業着手より6年間、最大15%の促進交付金の支援を行っています。

(9) 諫早湾干拓事業関連水質保全緊急対策資金利子助成事業

〔諫早湾干拓課〕

諫早湾干拓調整地の水質保全対策のひとつとして、流域における農業集落排水施設への接続を促進することにより、調整池の水質保全を図るため、接続に伴う宅内配管工事費用等の借入資金に対する利子助成を行いました。(市が行う利子助成に対し、県がその1/2を助成)

平成23年度実績 32千円

課題

- 生活排水の処理率を高めるためには、地域住民の生活排水対策への理解と協力のもと、下水道や農業・漁業集落排水処理施設、浄化槽等の一層の普及促進が重要です。
- 汚水処理施設の整備は全国と比較すると遅れており、水環境保全のためにも整備を進める必要がありますが、未実施の所は離島地域や半島地域で財政力の弱い市町が多く、なかなか整備速度が上がらない状況です。
- 浄化槽の設置を計画的に進めていくためには、市町が設置・管理を行う浄化槽市町村整備推進事業を推進する必要があります。
- 漁村については、依然、都市部との格差は大きく、今後、さらなる整備促進が必要です。
- 本県の農業集落排水事業は、水質保全を図る必要がある大村湾や諫早湾干拓調整池などの閉鎖性水域周辺を中心に進めています。今後は、離島地域を含めた県下全域での整備を進めていく必要があります。

3 工場・事業場等排水対策の推進

現状・施策

(1) 工場・事業場の監視状況〔環境政策課〕

水質汚濁防止法及び長崎県未来環境条例に基づき、工場・事業場に立入検査を実施し、排水基準の遵守状況等を確認するとともに、排水基準に違反し又は違反する恐れのある事業場については、改善の指導及び勧告、さらには改善命令等の行政措置を行っています。

平成23年度は、法に規定する特定事業場において、44件の改善指導

を行い、改善勧告を2件行いました。

また、長期にわたり環境基準を達成できない閉鎖性海域である大村湾流域等の工場・事業場については、条例に基づき法令よりも厳しい上乘せ排水基準や横出し排水基準を適用する指定施設に指定して、水質汚濁防止の強化を図っています。

さらに、有害物質については、県下の取扱い事業場の立入検査を実施しています。

保管状況や排水等の処理状況を調査し、河川や地下水汚染の未然防止のため、監視・指導を行っています。

平成23年度における特定事業場及び指定施設への監視指導状況は表2-3-3-1のとおりです。

表2-3-3-1 特定事業場・指定施設設置事業場等の立入検査実施状況（平成23年度）

種別	事業場数	排水基準適用 事業場数	立入検査 件数	改善指導 件数	改善勧告 件数	改善命令 件数
特定事業場	6,144	564	1,363	44	2	0
指定施設設置事業場	674	58	180	0	0	0

（＊長崎市・佐世保市を含む）

課題

- 県内に多数ある対象事業場において、法で規定されている排水基準等の遵守が徹底されるよう、効率的で効果的な事業場監視の実施が課題です。

4 水の循環利用

現状・施策

（1）雨水・再生水の利用〔水環境対策課〕

水の循環利用とは、雨水や再生水を利用して、工場、ビル、住宅やこれら施設が集まった一定の地域において、飲用に供する水までの水質を要しない雑用水として、トイレ洗浄水、樹木への散水、洗車等に利用することをいいます。

県では、雨水、再生水の利用施設について、公用または公共用の建築物には積極的に導入を図るとともに、市町や民間施設、個人住宅等においても導入を進めるよう、「雨水利用のすすめ」、「再生水利用のすすめ」、「節水機器利用のすすめ」の啓発用冊子を作成し、市町等への啓発に努めています。

また、安定した水道事業を継続するため、経営基盤がぜい弱な簡易水道事業については、簡易水道を管路により上水道へ連結するなどの方法により、事業統合を推進しています。（表2-3-4-1）

表2-3-4-1 水道水の目的別内訳

使用目的別	1日平均使用量 (トン/日)	構成比 (%)	備 考
ト イ シ	82,271	28	
風 呂	70,518	24	
炊 事	67,580	23	
洗 濯	47,012	16	
洗面、その他	26,444	9	
生活用水計	293,826	100	63.1
その他業務用等	171,762		36.9
合 計	465,588		100

(平成22年度長崎県水道事業概要からの推計値)

(2) 水源地域整備事業 [森林整備室]

水資源に乏しい本県において、県土の60%を占める森林は良質な水の供給源であり、水を育む緑のダムとして重要です。

近年の森林生産活動の長期的停滞により、水資源のかん養等の森林がもつ公益的機能の低下した森林が増加しており、水資源確保上重要な水源森林の整備を図り、森林の持つ水源かん養機能の高度化、及び良好な森林水環境の形成を図ります。

・平成23年度水源地域整備事業実施 10か所

(3) ながさき水源の森緊急整備事業 [森林整備室]

県内136か所の「ながさき水源の森」のうち手入れが遅れ荒廃している人工林を「ながさき森林環境税」を活用し、間伐等の森林整備を推進しました。

・平成23年度ながさき水源の森緊急整備事業実施 522ha

課題

- 新たに建設される公共用建築物には、雨水利用設備等の導入が図られていますが、民間施設、家庭への導入については、今後市町と連携し促進していきます。
- 荒廃した森林の整備を図るとともに、林業不振の中で木材を積極的に利用することで、森林所有者の林業に対する意欲の向上を図り、併せて、上流域の森林の重要性について広く理解を得る必要があります。

第4節 土壌・地盤環境の保全

1 土壌環境の保全

現状・施策

(1) 土壌汚染の現状〔環境政策課〕

土壌汚染は地下水汚染と密接に関連し、地下水を生活用水や飲用水として利用している地域では、生活環境や健康被害に直結した大きな問題となります。

本県では、次の(2)のとおり、対馬佐須地区で農用地汚染が確認され、土地改良が行われました。

一方、健康被害対策については、昭和41年から佐須地区住民に対して住民健康調査を実施し、昭和43年以降からは国が示した健康調査方式に基づき住民健康調査を実施しました。

昭和52年から平成11年度まで、要経過観察者に対する健康調査を県の事業として、延べ8,023人(要観察地域6,892人、対照地域1,131人)の住民健康調査を実施しました。

現在は、特に大規模な土壌汚染は発生していません。

(2) 対馬における農用地のカドミウム汚染の現状と対策〔農業経営課〕

昭和40年代後半に対馬市厳原町の佐須地区では、長年の鉱業活動に伴う重金属による農用地の汚染が確認され、55.05haが「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」に基づき、農用地土壌汚染対策地域に指定されました。

鉱害防止工事は昭和48年から実施され、昭和55年に完了しました。また、汚染が確認された農用地では、昭和59年から62年にかけて、県営の公害防除特別土地改良事業が実施されました。

対策地域は、4回に分け昭和59年から昭和62年までに、全地域で指定解除されていますが、土壌汚染防止のため、現在も定点を設け継続的に調査を行っています。

また、大雨災害により、山林や河川からの土砂流入の被害が起こっている農地についても、再汚染防止の為に調査を実施しています。

・平成23年度定点調査

調査地点：2地点

調査結果：基準値を上回る玄米の検出なし。

(3) 土壌汚染の実態把握・研究調査〔環境政策課〕

地下水モニタリング体制の充実等により土壌汚染の実態把握に努めるとともに、「ダイオキシン類特別措置法」に基づき、ダイオキシン類に

よる土壌汚染の実態を把握するための環境監視を実施しています。

・平成23年度環境常時監視調査（土壌）

調査地点：25地点

調査結果：すべての地点で環境基準を達成。

（4）土壌汚染対策法への対応〔環境政策課〕

平成15年に、土壌汚染の状況の把握、土壌汚染による人の健康被害の防止に関する措置等の土壌汚染対策を実施することを内容とする「土壌汚染対策法」が施行されて以来、土壌汚染に対する関心は高まり、

- ①法律に基づかない土壌汚染の発見の増加
- ②汚染土壌を掘り出す掘削除去に偏重
- ③汚染土壌の不適正処理

といった課題が明らかになり、これらの課題の解決を目的として、平成22年4月から、改正された土壌汚染対策法が施行されました。

一定規模以上の形質変更（切土や盛土）を行う土地に土壌汚染のおそれがある場合や有害物質使用特定施設を廃止する場合、土壌汚染により人の健康被害が生ずるおそれがあると認める場合には、当該土地所有者は土壌調査を実施し、県知事へ報告することになっています。土壌調査で指定基準を超える有害物質が判明した場合、県知事はその土地に関して区域を指定し、汚染土壌の除去等の措置を講じることを指示することになっています。

本県（長崎市、佐世保市を含む）においては、土地の形質変更を行う際に届出が必要な、形質変更時要届出区域が6か所指定されています。今後も、同法に基づき土壌汚染対策に取り組んでいきます。

（5）農業生産と環境対策〔農業経営課〕

ア 環境保全型農業の推進

農業は食糧の供給の機能のほか、国土の保全や環境の保全といった多面的機能を有しています。平成11年7月「食料・農業・農村基本法」が制定され、その理念及び施策の中で、農業の持続的な発展のためには、農業の自然循環機能の維持増進が重要とされました。関連法律として「持続性の高い農業生産方式の導入に関する法律」（持続農業法）が制定されました。

また、平成17年3月に閣議決定された新たな食料・農業・農村基本計画において、農業生産の全体の在り方を環境保全に貢献する営みに転換していくことが示されました。

本県では、「長崎県環境保全型農業推進基本方針」（平成6年3月）及び長崎県持続性の高い農業生産方式の推進方針（平成12年4月）を策定し、現行農業技術を評価した上で、有機質資源の有効利用による土づく

りを基本とし、化学肥料・農薬の適正使用により、土壌、地下水等の自然・農業生産環境の保全を推進してきました。

イ 農業生産工程管理（GAP）の推進

環境保全、農産物の安全性の向上及び農業従事者等の健康維持・増進を図るため、農産物の安全性の確保、環境保全等のために農業者の最低限守るべき事柄を示し、農業生産における様々なリスクを低減する取り組みであるGAPを推進しました。

・平成23年度実績

GAP取り組み集団数：90集団

課題

- 現在、県内で特に大規模な土壌汚染は発生していませんが、一部の地域でテトラクロロエチレン等有機塩素化合物や硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の地下水汚染が確認されています。
- 本県では平成12年4月に「持続農業法」に基づいて「長崎県持続性の高い農業生産の導入に関する指針」を策定しました。持続性の高い農業生産方式（土作り、化学肥料低減技術及び化学農薬低減技術を一体的に行う）の導入をする農業者を、「持続農業法」に基づきエコファーマーとして認定を推進します。
- 一定規模以上の土地の形質変更を行う際の事前届出や、汚染土壌を拡散させないことで健康リスクを低減させるといった、改正土壌汚染対策法の制度及び趣旨の周知が課題です。
- GAPの取り組みを指導する指導員の養成を図りながらGAPの取り組みを引き続き推進するとともに、環境に対する意識や環境保全型農業技術の向上を図る必要があります。

2 地盤環境の保全〔環境政策課、水環境対策課〕

現状・施策

諫早市の沖積層からなる地域では、地下水の汲み上げにより地盤沈下が発生した地区がみられます。

現在、地盤沈下の進行は確認されていませんが、当該地域では、水道用水、農業用水、工業用水等地下水の利用が継続されており、諫早市の地下水位調査結果を注意深く見守るとともに、必要に応じ代替水の確保を推進します。

第5節 騒音・振動・悪臭対策の推進

1 騒音対策の推進

現状・施策

(1) 騒音の現況〔環境政策課〕

ア 騒音苦情

本県における平成23年度の公害苦情件数は931件でした。そのうち大気汚染が201件で最も多く、ほかには水質汚濁(124件)、悪臭(141件)、騒音(95件)、振動(2件)、土壌汚染(5件)などです。

騒音苦情は全体の公害苦情件数の約10%を占めており、発生源別にみると工事・建設作業に係るものが最も多く、次いで多いのが産業用機械作動に係る騒音苦情です。(表2-5-1-1、表2-5-1-2)

表2-5-1-1 年度別公害苦情件数

年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
件数	1,001	1,010	1,055	832	946	1,083	994	931

表2-5-1-2 年度別騒音苦情件数

年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
件数	103	101	133	128	128	107	114	95

イ 環境騒音

静かで快適な生活環境を保全し創造していくためには、まず、環境騒音の状況を適切に把握し、改善対策の指標とすることが大切です。

国は、人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで「維持されることが望ましい基準」(環境基準)を定めています。騒音にかかる環境基準は、地域の類型及び時間の区分ごとに定められ、各類型を当てはめる地域は、都道府県知事(市の区域内は市長)が指定することとなっています。県内は、13市7町で、地域の類型指定を行っています。

表2-5-1-3 騒音にかかる環境基準(環境庁告示第64号)

地域の類型		昼間の基準値	夜間の基準値
AA類型	療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域	50デシベル	40デシベル
A類型	専ら住居の用に供される地域	55デシベル	45デシベル
B類型	主として住居の用に供される地域	55デシベル	45デシベル
C類型	相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域	60デシベル	40デシベル

平成23年度は、5市2町において、環境監視のための測定点181地点で環境騒音定点調査を実施しました。（表2-5-1-4）

表2-5-1-4 環境騒音定点調査結果（平成23年度）

市 町	区分	測 定 地点数	適合地点数			適合率（％）		
			2時間帯	昼間	夜間	2時間帯	昼間	夜間
長崎市	A類型	15	14	15	14	93	100	93
	B類型	19	12	16	13	63	84	68
	C類型	16	13	15	13	81	94	81
佐世保市	A類型	17	15	17	15	88	100	88
	B類型	9	9	9	9	100	100	100
	C類型	17	15	15	15	167	88	44
島原市	A類型	2	1	2	1	50	100	50
	B類型	7	5	6	6	71	86	86
	C類型	6	6	6	6	100	100	100
諫早市	A類型	8	8	8	8	100	100	100
	B類型	7	7	7	7	100	100	100
	C類型	2	2	2	2	100	100	100
大村市	A類型	9	9	9	9	100	100	100
	B類型	9	6	6	8	67	67	89
	C類型	10	9	9	10	90	90	100
長与町	A類型	7	7	7	7	100	100	100
	B類型	2	1	1	1	50	50	50
	C類型	3	3	3	3	100	100	100
時津町	A類型	7	6	6	6	86	86	86
	B類型	6	4	5	4	67	83	67
	C類型	3	3	3	3	100	100	100
合計	A類型	65	60	64	60	92	98	92
	B類型	59	44	50	48	75	85	81
	C類型	57	51	53	52	89	93	91
	合計	181	155	167	160	86	92	88

ウ 自動車騒音

本県の自動車保有台数は、平成23年度末で89.5万台となっています。従来から本県の道路事情は悪く、特に長崎市及び佐世保市は平坦地に乏しく、中心部へ向かう幹線道路が少なく狭いため、朝夕のピーク時には相当な交通渋滞を引き起こしています。

A 自動車騒音（環境基準関係）

県下15区間について面的評価を行った結果、昼間・夜間ともに環境基準を達成した住居等の割合は93.8%でした。（表2-5-1-5）

表2-5-1-5 自動車騒音面的評価結果（平成23年度）

NO	観測地点名	路線名	環境基準達成率		
			昼間	夜間	昼夜
1	諫早市若葉町	長崎自動車道	98.8	98.8	98.8
2	諫早市中尾町	国道34号	95.6	95.6	95.6
3	大村市桜馬場1丁目	国道34号	100.0	100.0	100.0
4	諫早市下大渡野町	国道34号	49.0	49.0	49.0
5	雲仙市小浜町北本町	国道57号	100.0	100.0	100.0
6	諫早市森山町田尻名	国道57号	100.0	100.0	100.0
7	諫早市小船越町	国道57号	100.0	100.0	100.0
8	島原市高島2丁目	国道251号	99.8	99.8	99.8
9	島原市有明町大山東	国道251号	100.0	100.0	100.0
10	松浦市志佐町白浜免	国道204号	100.0	98.4	98.4
11	佐々町本田原免	国道204号	100.0	100.0	100.0
12	諫早市城見町	国道207号	99.3	99.3	99.3
13	時津町浜田郷	国道207号	73.4	100.0	73.4
14	諫早市貝津町	大村貝津線	63.2	63.2	63.2
15	諫早市幸町	有喜本諫早線	100.0	97.6	97.6

B 自動車騒音（要請限度関係）

平成23年度は要請限度騒音測定について、県内6市2町の主要幹線道路を中心とした67地点で、調査を実施しました。（表2-5-1-6）

調査結果の評価を行った67地点について、要請限度（騒音規制法第17条第1項の自動車騒音の限度）の超過状況をみると、昼間・夜間の2時間帯のいずれも要請限度を超過している測定地点は、1地点（1.5%）でした。（表2-5-1-7）

表2-5-1-6 自動車騒音市町別地点数

市町名	測定地点数	要請限度区域区分							
		2時間帯の全てが以下		昼間のみ超過		夜間のみ超過		2時間帯の全てが超過	
		地点数	%	地点数	%	地点数	%	地点数	%
長崎市	19	19	100	0	0	0	0	0	0
佐世保市	16	16	100	0	0	0	0	0	0
島原市	1	1	100	0	0	0	0	0	0
諫早市	17	16	94.1	0	0	0	0	1	5.9
大村市	7	7	100	0	0	0	0	0	0
松浦市	4	4	100	0	0	0	0	0	0
長与町	2	2	100	0	0	0	0	0	0
時津町	1	1	100	0	0	0	0	0	0
合計	67	66	98.5	0	0	0	0	1	1.5

表2-5-1-7 自動車騒音区域区分要請限度超過状況

区域区分	地点数	要請限度超過状況		
		時間帯別	地点	%
a区域	7	2時間帯ともに要請限度以下	7	100
		昼間のみ要請限度超過	0	0
		夜間のみ要請限度超過	0	0
		2時間帯ともに要請限度超過	0	0
b区域	23	2時間帯ともに要請限度以下	23	100
		昼間のみ要請限度超過	0	0
		夜間のみ要請限度超過	0	0
		2時間帯ともに要請限度超過	0	0
c区域	37	2時間帯ともに要請限度以下	36	97.3
		昼間のみ要請限度超過	0	0
		夜間のみ要請限度超過	0	0
		2時間帯ともに要請限度超過	1	2.7
計	67	2時間帯ともに要請限度以下	66	98.5
		昼間のみ要請限度超過	0	0
		夜間のみ要請限度超過	0	0
		2時間帯ともに要請限度超過	1	1.5

a区域：専ら住居の用に供される区域

b区域：主として住居の用に供される区域

c区域：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域

工 航空機騒音

長崎空港には、本土側のA滑走路（旧大村空港）、海上のB滑走路の2本の滑走路があります。

昭和50年5月のB滑走路供用開始後は、民間の定期航空路としての航空機の離発着はすべてB滑走路において行われています。また、大型機等による訓練及び審査のための練習飛行も実施されています。

A滑走路は、海上自衛隊、県警本部、県防災航空センター（防災航空隊）のヘリコプター及び民間小型機の離発着に利用されています。

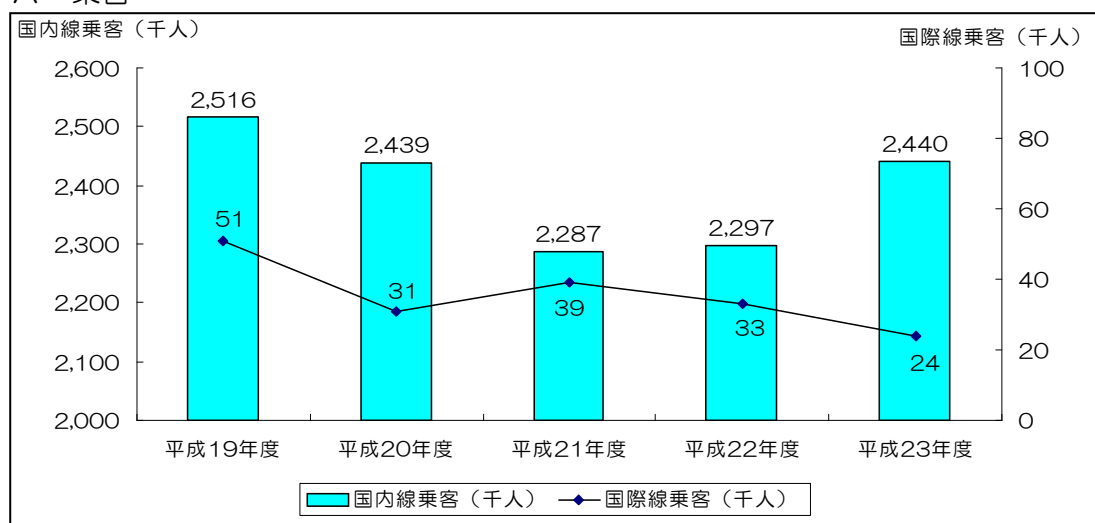
国内路線は、平成24年9月1日現在、9路線38便が運航されています。その他に国際線として週2便の上海定期便、ソウル定期便も運航されており、平成23年度の着陸回数は17,701回（1日あたり48便）でした。

平成19年度以降の空輸実績は図2-5-1-8に示すとおりであり、平成24年度は、国内線乗客数は約2,440千人、貨物量は約11,467トンと減少傾向を示しています。

一方、チャーター機、経由機を含む国際線乗客数は約2万4千人、貨物量は約68トンと減少しました。

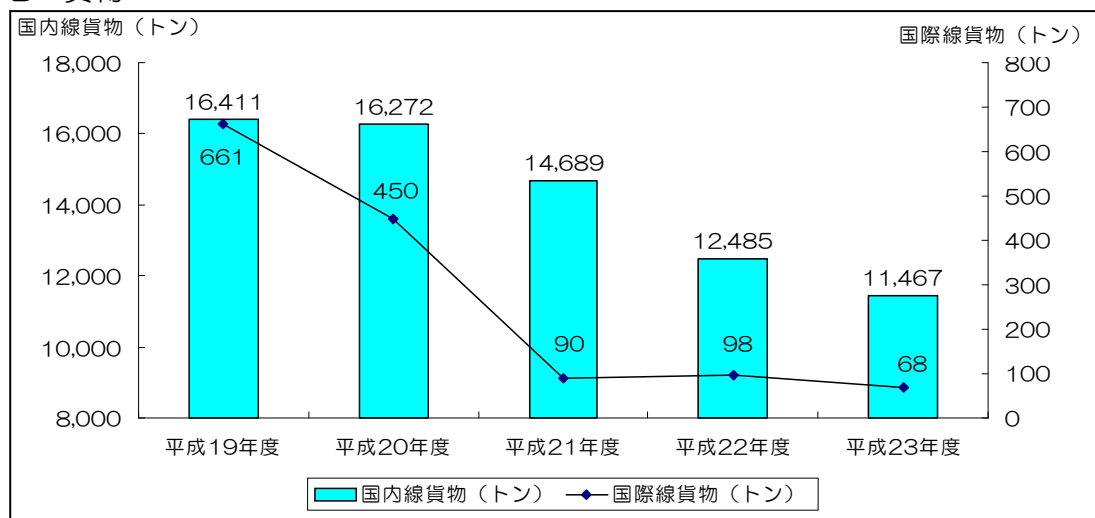
図2-5-1-8 乗客及び貨物空輸実績

A 乗客



(県新幹線・総合交通対策課調べ)

B 貨物



(県新幹線・総合交通対策課調べ)

長崎空港のB滑走路は、大村市の陸域部から西方約1km、また、着陸コースに当たる諫早市の陸域部からは北方約11kmの海で隔てられた大村湾上に位置しており、航空機騒音対策上は他の空港に比較し恵まれた条件下にあります。

B滑走路周辺地域における航空機騒音の測定監視は、諫早市、大村市と県が共同して、海上空港開設の昭和50年から実施しています。

平成23年度の測定結果は、測定した10測定地点で51～62WECPNLの範囲にあり、すべての地点において環境基準を満足しています(図2-5-1-9)。

また、昭和59年度から測定を行っているA滑走路周辺地域については、平成23年度は、6地点の測定地点のうち、2地点で環境基準を超過し、今後の動向に注目する必要があります(図2-5-1-10)。

図2-5-1-9 B滑走路周辺地域における航空機騒音測定結果（平成23年度）

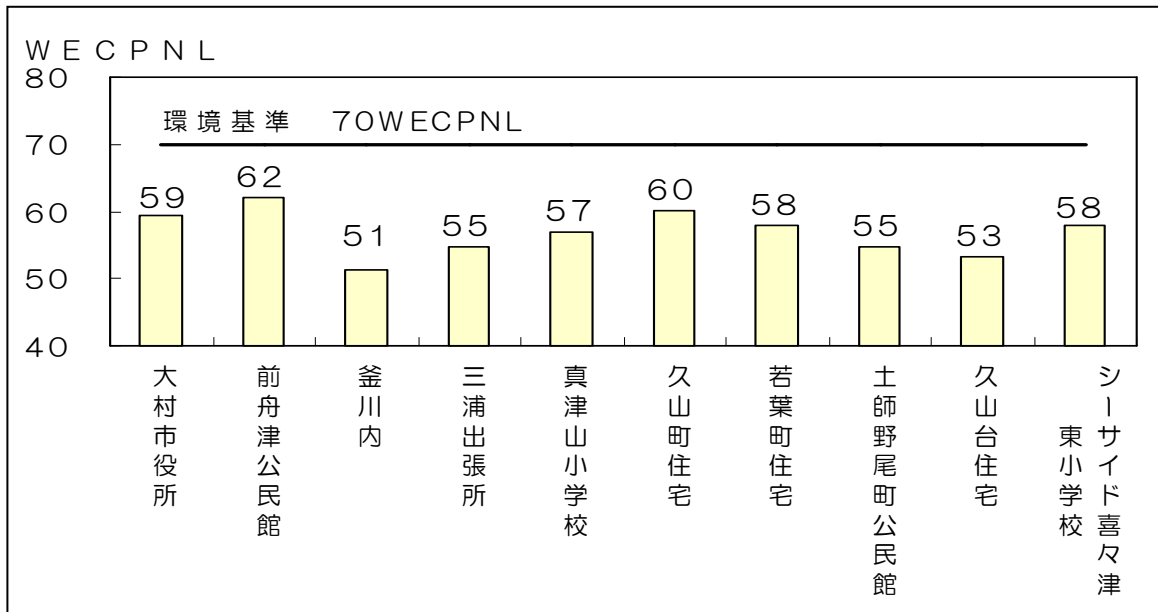
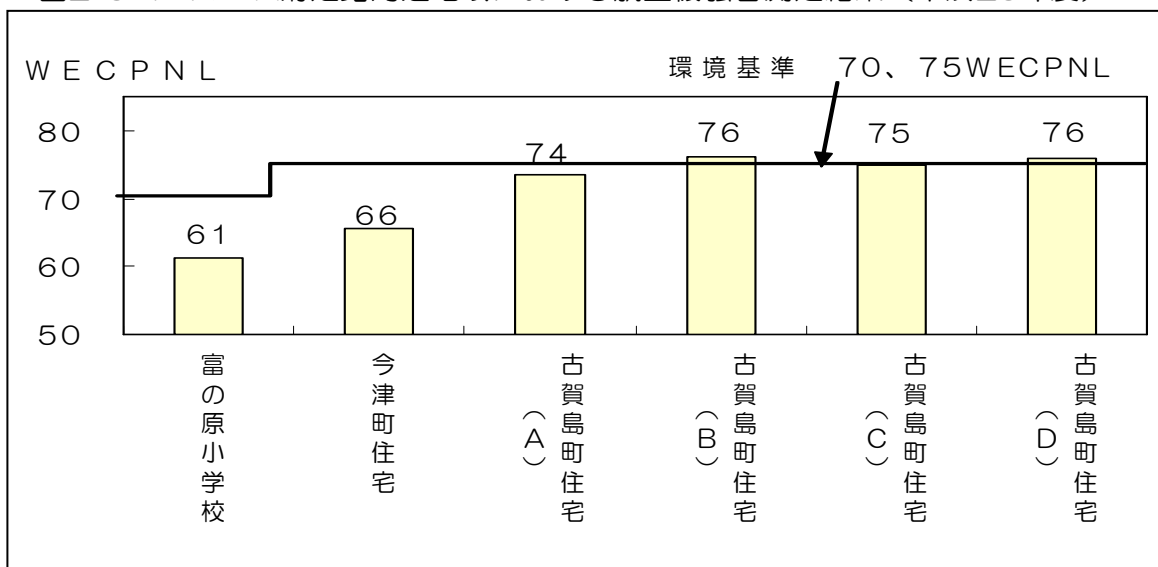


図2-5-1-10 A滑走路周辺地域における航空機騒音測定結果（平成23年度）



図中の矢印部分が環境基準（富の原小学校は70、その他は75WECPNL）

(2) 騒音防止対策〔環境政策課〕

本県における騒音の規制は、昭和33年7月に施行された長崎県騒音防止条例に始まりですが、昭和43年に騒音規制法が制定されたのに伴って昭和44年に条例の全面改正を行い長崎県公害防止条例となり、その後平成20年3月に未来環境条例として統合され現在に至っています。

県条例では、法の適用を受けない4種類の施設（冷凍機、クーリングタワー、板金・製缶作業場、鉄骨・橋梁作業場）を「指定施設」として届出及び規制の対象としているほか、指定施設以外のもの、深夜騒音及び拡声機放送等についても騒音規制を実施しています。

また、「カラオケ」に代表される音響機器等による深夜営業騒音に対

しては、昭和57年3月、条例改正を行い規制対象としました。

なお、騒音規制事務は市町村の自治事務とされていますので、市町村長が事業者に対して、特定工場等及び特定建設作業から発生する騒音の規制基準の遵守及び周辺的生活環境を損なわないよう行政指導を行なうこととなっています。平成23年度は、法及び条例に基づく改善勧告、改善命令は行われませんでした。

自動車、航空機、鉄道等の交通騒音対策は、発生源対策のみでは難しい面が多く、今後は、道路構造の検討、土地利用の適正化等を含めた総合的な施策の推進が必要です。

また、生活様式の変化、人口の集中化等による近隣騒音問題は多様化し、しかも増加する傾向にあることから、住民の啓発を含めたきめ細かな対応が必要です。

ア 騒音に係る環境基準の類型指定

騒音に係る環境基準の類型指定は、昭和58年5月に長崎市他3市を指定し、その後、順次指定市町を拡大し、平成24年4月1日現在で13市7町において指定を実施しています(表2-5-1-11)。

なお、類型指定に関する事務は、平成24年4月1日より一般市へ権限が移譲され、市の区域内は、市長が指定することとなりました。

一方、航空機騒音については、長崎空港周辺の大村市、諫早市の2市について、航空機騒音に係る環境基準の類型指定を昭和58年6月1日に行っています。

表2-5-1-11 騒音に係る環境基準の類型指定状況

告示年月日	告示番号	施行日	地域指定の実施市町
昭和58年5月31日	第464号	6月1日	長崎市 佐世保市 諫早市 大村市
昭和59年5月18日	第428号	6月1日	諫早市 島原市 長与町 時津町
昭和60年6月7日	第509号	6月7日	長崎市 平戸市 五島市
昭和61年5月9日	第401号	5月9日	長崎市 松浦市 東彼杵町 川棚町 波佐見町
昭和62年4月24日	第458号	5月1日	対馬市 壱岐市 島原市 雲仙市 南島原市 佐々町
昭和63年4月22日	第450号	5月1日	長崎市 諫早市 西海市 雲仙市 南島原市
平成元年4月14日	第459号	5月1日	南島原市 平戸市 佐世保市 新上五島町
平成2年4月13日	第497号	5月1日	長崎市 西海市
平成3年4月23日	第463号	5月1日	諫早市 雲仙市 平戸市
平成4年5月6日	第523号	5月6日	諫早市 雲仙市
平成15年3月14日	第281号	3月14日	大村市 長与町
平成16年3月16日	第432号	4月1日	新上五島町 (合計 13市7町)

イ 騒音規制地域

騒音規制法に基づく騒音規制地域については、昭和44年3月に長崎市、佐世保市を指定し以後順次指定地域を拡大し、平成23年4月1日現在で13市7町を指定するに至っています（表2-5-1-12）。

地域指定については、都市計画の用途地域を基本とし、市町村長の意見をきき、第1種区域から第4種区域までの区分指定を行っていますが、土地利用の変化等により規制地域の見直しの必要性が生じてきた場合には、規制地域の指定変更を行っています。

なお、地域指定に関する事務は、平成24年4月1日より一般市へ権限が移譲され、市の区域内は、市長が指定することとなりました。

表2-5-1-12 騒音規制法に基づく騒音規制地域の指定状況

告示年月日	告示番号	施行日	地域指定の実施市町
昭和44年3月28日	第197号	4月 1日	長崎市 佐世保市
昭和46年9月14日	第726号	9月15日	諫早市 大村市 島原市 長与町 時津町 川棚町
昭和47年1月14日	第17号の2	1月15日	諫早市 対馬市 壱岐市 南島原市 平戸市
昭和50年5月16日	第382号	5月17日	長崎市 松浦市 佐々町
昭和51年4月13日	第272号	4月14日	平戸市
昭和57年4月 2日	第313号	4月 2日	長崎市 佐世保市 諫早市 五島市 西海市 新上五島町 東彼杵町 波佐見町 平戸市 松浦市
昭和58年1月28日	第94号	1月28日	雲仙市 南島原市
昭和62年4月24日	第459号	5月 1日	五島市
平成15年3月14日	第282号	3月14日	大村市 長与町
平成16年3月16日	第433号	4月 1日	新上五島町 (合計 13市7町)

ウ 規制対象施設

騒音規制法では、工場・事業場に設置されている施設のうち、特に騒音の発生が著しい施設については11種類を「特定施設」として、建設作業については8種類を「特定建設作業」として定め、規制の対象としています。

また、特定施設以外で規制が必要なものについては、県未来につながる環境を守り育てる条例により4種類を指定施設として規制の対象としています。

本県における特定施設等の平成23年度末の設置状況は、表2-5-1-13、2-5-1-14に示すとおりですが、特定施設としては空気圧縮機等が、指定施設としては冷凍機やクーリングタワーが多く設置されています。また、特定建設作業の届出状況は表2-5-1-15に示すとおりです。

表2-5-1-13 法に基づく騒音に係る特定施設の設置状況（平成24年3月末現在）

施設の種類	特定工場等総数	特定施設数
1 金属加工機械	163	648
2 空気圧縮機及び送風機	501	3,266
3 土石用破砕機等	19	179
4 織機	2	43
5 建設用資材製造機械	40	53
6 穀物用製粉機	4	5
7 木材加工機械	66	184
8 抄紙機	2	11
9 印刷機械	73	414
10 合成樹脂用射出成形機	3	38
11 鋳造型機	3	9
計	876	4,850

注) 2種類以上の特定施設が設置されている特定工場等については、
 主要な特定施設の欄のみに計上しています。

表2-5-1-14 県条例に基づく騒音に係る指定施設の設置状況

(平成24年3月末現在)

施設の種類	工場等総数	特定施設数
1 冷凍機	508	2,474
2 クーリングタワー	297	1,409
3 板金・製缶作業場	281	290
4 鉄骨・橋梁の作業場	34	37
計	1,120	4,210

表2-5-1-15 法に基づく騒音に係る特定建設作業の届出状況

(平成24年3月末現在)

作業の種類	届出件数
1 くい打機等を使用する作業	45
2 びょう打機を使用する作業	3
3 さく岩機を使用する作業	320
4 空気圧縮機を使用する作業	38
5 コンクリートプラント等を設けて行う作業	0
6 バックホウを使用する作業	105
7 トラクターショベルを使用する作業	0
8 ブルドーザーを使用する作業	1
計	512

工 規制基準等

特定施設を設置する工場・事業場及び特定建設作業から発生する騒

音については、騒音規制法に規制基準（音量基準及び特定建設作業については作業時間等の規制が加わる）が定められており、また、長崎県未来につながる環境を守り育てる条例で定める指定施設についても規制基準（音量基準）が定められ、さらに拡声機放送・深夜騒音の制限等が定められています。

オ 深夜営業騒音の規制

飲食店等における営業騒音については、長崎県未来につながる環境を守り育てる条例により、騒音規制地域内の主に住居系区域において営業する飲食店等（対象業種指定）を対象に、深夜（23時～6時）のカラオケ等の音響機器の使用が制限されています。

規制の主な内容は、図2-5-1-16のとおりです。

図2-5-1-16 深夜営業騒音の規制

騒音規制区域	時 間										
	22	23	0	1	2	3	4	5	6	7	
第1種区域				使用時間の制限							
第2種区域											
第3種区域				音量の規制							
第4種区域											

<p>（規制を受ける区域）</p> <p>騒音規制区域のうち、第1種規制区域、第2種規制区域の全域及び第3種規制区域で市町村長の意見を聞いて知事が定める一部の区域</p>
<p>（対象となる営業）</p> <p>食品衛生法に規定する飲食店営業及び喫茶店営業のうち客席等を設けて客に飲食させる営業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 食堂 ・ 料理店 ・ すし屋 ・ 旅館 ・ レストラン ・ スナック ・ バー ・ キャバレー ・ 喫茶店 など
<p>（使用の制限を受ける音響機器）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ カラオケ装置 ・ 音響再生装置 ・ 楽器 ・ 拡声装置 ・ 有線放送受信装置

カ 道路交通騒音対策

発生源対策として、全ての自動車及び原動機付自転車について、自動車騒音規制が実施されています。

新車に対しては、定常走行騒音、排気騒音、市街地を走行する際に発生する最大の騒音である加速騒音について規制が行われ、使用過程車に対しても定常走行騒音、近接排気騒音についての規制が行われています。さらに、これらの規制の実効をあげるために、自動車騒音についての新規検査、継続検査等が行われ、また、街頭における整備不良車両に対する検査等が実施されています。

なお、市町村長は、騒音レベルが一定の限度をこえ、生活環境が著しくそこなわれていると認めるときは、公安委員会に対して、道路交通法の規定による措置をとるべきことを要請し、また、必要があると

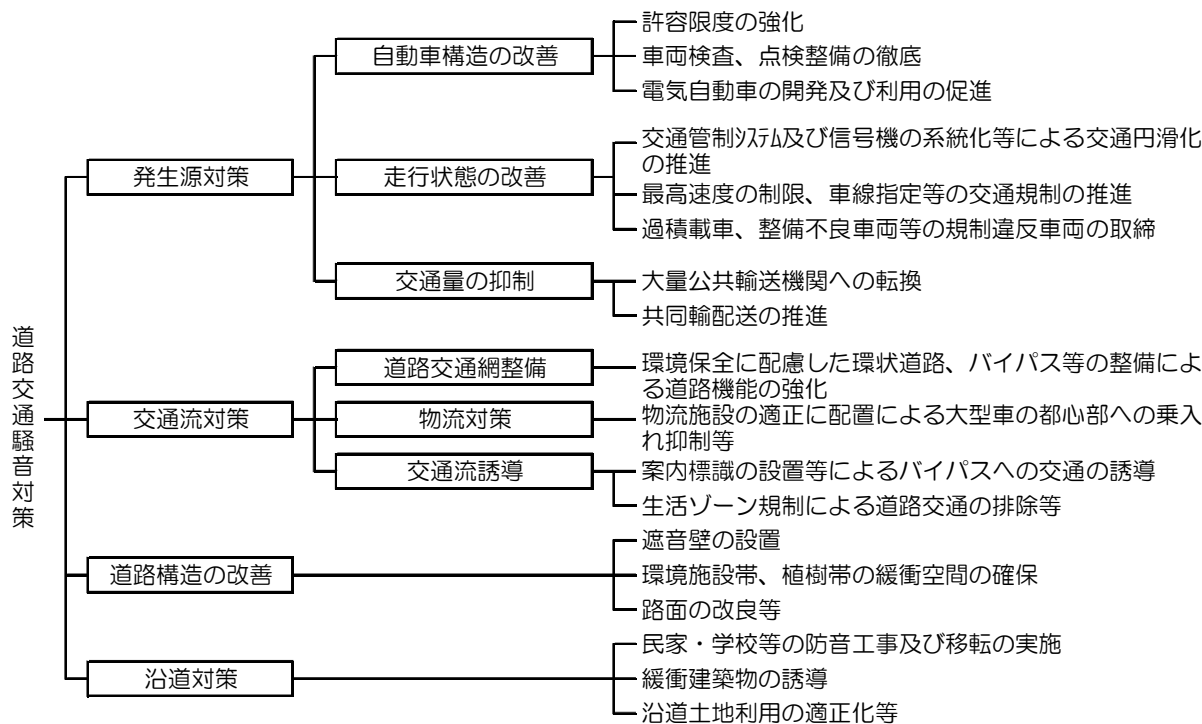
認めるときは、当該道路部分の構造の改善等に関し、道路管理者等に対して意見を述べることができます。

幹線道路については、騒音の環境基準値昼間70デシベル夜間65デシベルをこえる地域では、沿道の土地利用を勘案して、必要がある場合は低騒音舗装を施工して、沿道環境対策を行っています。

キ 総合的施策の推進

住民の生活環境を騒音から保全するためには、以上に掲げた対策のほかに、騒音発生施設と住居との分離等による土地利用の適正化、騒音防止技術等の開発、騒音防止施設の設置や施設改善の促進、交通騒音に対する総合的施策の推進、監視測定体制の整備、近隣騒音防止のための住民に対する啓発等、種々の対応が必要です。なお、道路交通騒音対策の体系図を図2-5-1-17に示します。

図2-5-1-17 道路交通騒音対策の体系図



<備考> その他の対策としては、(1)道路の新設、改造にあたっての環境影響評価の実施、(2)監視測定体制の充実強化、(3)騒音防止技術の開発研究の推進、(4)新交通システム開発、(5)自動車使用適正化のための啓発活動等があります。

課題

- 発生源と住居との分離等による土地利用の適正化、防止技術の開発と防止施設の整備・改善の促進、交通騒音に対する総合的施策の推進と監視体制の整備、近隣騒音等の日常生活に起因する公害防止のための住民意識の高揚が課題です。
- 現在の交通騒音調査箇所以外でも騒音調査を実施し、環境基準値を越える箇所の早期把握が必要です。

- これまで、公共事業予算が削減されてきており、財源確保が課題となっています。
- 都市部沿線では、用地取得が難航するケースが多く、騒音防止のための緑地帯設置による大幅な追加買収は理解されにくい現状です。
- 交通渋滞は依然として解消していないため、マイカー自粛、公共交通機関の利用促進について、継続して啓発に努める必要があります。

2 振動対策の推進

現状・施策

(1) 振動の現況〔環境政策課〕

振動は騒音と同時に発生することが多いですが、騒音に比べ距離減衰が大きいために、苦情の発生は少なく、平成23年度は2件でした。(表2-5-2-1)

また、道路における交通振動についても、例年要請限度を超えることはなく、比較的良好な状態です。

表2-5-2-1 年度別振動苦情件数

年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
件数	1	6	17	2	2	3	3	2

平成23年度は、県下の主要幹線道路における交通振動の測定を41地点で実施しました。うち、6か所で振動レベルが昼間に50デシベル(dB)を超えましたが、いずれも法で定める要請限度は超えていません。

(2) 振動防止対策〔環境政策課〕

法に基づく振動規制地域の指定については、昭和53年3月に指定を実施して以来、現在7市4町について地域指定を行っています。地域指定に関する事務は、平成24年4月1日より一般市へ権限が移譲され、市の区域内は、市長が指定することとなりました。

また、振動規制法に基づく規制事務は、騒音規制法と同じく、市町村の自治事務であり、市町村長は特定工場等及び特定建設作業から発生する振動が規制基準等に適合するよう行政指導を行うとともに、規制基準を超える場合は、必要に応じて改善勧告、改善命令等の行政措置を行うことができます。なお、平成23年度は改善勧告等を行われませんでした。

ア 振動規制地域

振動規制法に基づく振動規制地域の指定状況は、表2-5-2-2のとおりです。規制地域の指定に当たっては、原則として騒音規制区域との整合(騒音規制区域の1種・2種は振動規制区域の1種に、騒音規制

区域の3種・4種は振動規制区域の2種に相当)を図っています。なお、振動は騒音に比べ遠くまで伝わりにくいという性質や用途地域の性格上、工業専用地域については指定から除外しています。

表2-5-2-2 振動規制法に基づく振動規制地域の指定状況

告示年月日	告示番号	施行日	地域指定の実施市町
昭和53年3月10日	第201号	3月11日	長崎市 佐世保市 島原市 諫早市 大村市 長与町 時津町
昭和54年3月23日	第223号	3月24日	諫早市 松浦市
昭和60年6月7日	第511号	6月7日	五島市 東彼杵町 川棚町
平成15年3月14日	第283号	3月14日	大村市 長与町 (合計 7市4町)

イ 規制対象施設

振動規制法では、工場・事業場に設置される施設のうち、特に振動が著しい10種類を「特定施設」として、また、建設作業についても4種類を「特定建設作業」として定め、規制の対象としています。

県内の振動規制地域内に、平成24年3月末現在で設置されている特定施設及び23年度中の特定建設作業の届出状況は、表2-5-2-3、表2-5-2-4に示すとおりです。

ウ 規制基準等

振動規制法で定める「特定施設」を設置している工場・事業場については、振動レベルの規制基準、「特定建設作業」については、振動レベルの規制のほか、作業時間の制限等の基準による規制が行われています。

表2-5-2-3 法に基づく振動に係る特定施設の設置状況（平成24年3月末現在）

施設の種類	特定工場等総数	特定施設数
1 金属加工機械	120	367
2 圧縮機	233	884
3 土石用破砕機等	9	116
4 織機	3	50
5 コンクリートブロックマシン等	10	15
6 木材加工機械	19	65
7 印刷機械	27	101
8 練用ロール機	0	0
9 合成樹脂用射出成形機	1	4
10 鋳造型機	3	12
計	425	1,614

注) 2種類以上の特定施設が設置されている特定工場等については、主要な特定施設の欄のみに計上しています。

表2-5-2-4 法に基づく振動に係る特定建設作業の届出状況（平成23年度）

作業の種類	届出件数
1 くい打機等を使用する作業	38
2 鋼球を使用して破壊する作業	0
3 舗装版破砕機を使用する作業	5
4 プレーカーを使用する作業	225
計	268

3 悪臭対策の推進

現状・施策

(1) 悪臭の現況〔環境政策課〕

悪臭に関する苦情件数は、最近では増加傾向にあります。発生源別にみると、従来は畜産農業や食品工場についての苦情が多かったのですが、最近では一般家庭や商店・飲食店からの悪臭に関する苦情が高率となっています。（表2-5-3-1）

表2-5-3-1 年度別悪臭苦情件数

年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
件数	184	168	198	150	156	124	155	141

(2) 悪臭防止対策〔環境政策課〕

悪臭防止法では、不快なにおいの原因となる22物質に対して各物質ごとの規制を行うこととなっており、指定地域内に立地する全ての工場、事業場から排出されるこれらの悪臭物質を規制しています。

悪臭を防止する必要があると認められる地域は、規制地域として知事が指定することになっていますが、昭和49年5月10日に指定の告示を行って以来、平成24年4月1日現在、12市6町において地域指定を行っています（表2-5-3-2）。

地域指定に関する事務は、平成24年4月1日より一般市へ権限が移譲され、市の区域内は、市長が指定することとなりました。

事業場等に対する規制及び指導、悪臭測定等の事務は、市町村の自治事務となっており、市町村長は、規制地域内の事業場等から発生する悪臭物質が規制基準に適合しないことにより、住民の生活環境が損なわれていると認めるときは、改善勧告等を行うことができますが、平成23年度に改善勧告及び改善命令に至った事例はありませんでした。

本県では、平成8年7月26日に、新たに悪臭物質に追加されたプロピオンアルデヒド等10物質の規制基準を定め、計22物質について規制基準を定めています。

併せて、近年、事業場から排出される排出水中に含まれる悪臭物質に起因する悪臭苦情等に対応するため、排出水に係る硫黄系4物質の規制基準を定めました。

一方、悪臭の原因となる特定の物質ごとの排出濃度に着目した従来の規制制度のみでは、ある発生源から複数の悪臭の原因となる物質が排出され、これらが相加、相乗されるなどして人の嗅覚に強く感じられる複合臭の問題に十分対応できないことや、悪臭の原因となる未規制の多種多様な物質への実効性のある対応が困難であることから、これらに適切に対応するため、悪臭防止法が改正され、嗅覚測定法が導入されました。県内では、平成16年4月1日から時津町で、平成16年10月1日から大村市で臭気指数による規制が行われています。

なお、本県では、官能試験法（三点比較式臭袋法）を取り入れた「長崎県悪臭防止指導要綱」を昭和59年4月21日に制定し、同年5月1日から適用しています。

この要綱は、適用地域を県下全域として第1種区域（法に基づき知事が定めた規制地域のうちの「A区域」）と第2種区域（第1種区域以外の区域）とに区分し、それぞれの区域に立地する事業場の敷地境界線及び煙突その他の排出口における臭気濃度の基準及び施設基準を定めており、これらを行政指導の指針としています。この官能試験法の採用により、人間の嗅覚による悪臭を総合的に評価すると同時に、法に定める機器測定への対応が困難な市町についても、悪臭評価のより柔軟な対応が可能となっています。

表2-5-3-2 悪臭防止法第3条の規定に基づく悪臭規制地域の指定状況

(平成24年3月31日現在)

告示年月日	告示番号	施行日	地域指定の実施市町
昭和49年 5月10日	第1240号	5月11日	(新規指定) 長崎市 佐世保市 島原市 諫早市 大村市 対馬市 壱岐市 長与町 時津町 川棚町 波佐見町 平戸市 佐々町
* 5物質（アンモニア、メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル、トリメチルアミン）の規制基準を併せて告示			
昭和55年 4月3日	第280号	4月 3日	(一部変更) 長崎市
昭和56年 4月24日	第416号	4月24日	(一部変更) 長崎市 佐世保市 島原市 諫早市 大村市 対馬市 壱岐市 長与町 時津町 川棚町 波佐見町 平戸市 佐々町 (新規指定) 長崎市 諫早市 西海市 平戸市
* 昭和49年第1240号の廃止に伴い、昭和56年第417号により新たに二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレンの3物質を加えた規制基準を告示			

昭和60年 6月7日	第512号	6月 7日	(一部変更) 長崎市 佐世保市 大村市 平戸市 長与町 時津町 (新規指定) 五島市 佐世保市 東彼杵町
昭和61年 5月9日	第404号	5月 9日	(新規指定) 松浦市
平成元年 4月14日	第462号	5月 1日	(一部変更) 佐世保市 島原市
平成2年 4月13日	第499号	5月 1日	(一部変更) 長崎市
平成4年 5月6日	第521号	5月 6日	(新規指定) 雲仙市
*平成4年第522号により昭和56年第417号を改正し、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸、イソ吉草酸の4物質を加えた規制基準を併せて告示			
平成6年 4月22日	第519号	4月22日	(一部変更) 佐世保市
平成8年 7月26日	第737号	7月26日	
*昭和56年第417号の廃止に伴い、平成8年第737号により新たにプロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレリルアルデヒド、イソバレリルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、キシレンの10物質を加えた敷地境界線の地表及び排出口における規制基準(悪臭防止法施行規則第3条により除くこととされる特定悪臭物質を除く)、並びにメチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル、二硫化メチルの4物質にかかる排出水中における規制基準を告示			
平成10年 3月3日	第199号	3月 3日	(一部変更) 諫早市、松浦市
平成13年 3月6日	第193号	3月 6日	(一部変更) 大村市
平成14年 3月15日	第280号	3月15日	(一部変更) 諫早市、長与町、時津町
平成15年 3月14日	第284号	3月14日	(一部変更) 大村市、長与町
平成23年 3月29日	第382号	3月29日	(一部変更) 諫早市、時津町
合 計		12市6町	

(3) 調査研究等〔環境政策課〕

悪臭公害に対して適切な対応を図るためには、悪臭成分及び悪臭発生機構の解明、迅速かつ適確な測定方法及び効果的な悪臭防止技術の確立など総合的な検討が必要です。

悪臭物質の機器による測定にあたっては、技術力や機材整備等で対応の困難な市町村もあり、委託できるよう定められていますが、県でも、必要に応じて悪臭の測定等に協力する体制を整えています。さらに、保健所及び市町の公害担当職員を対象とした国の研修会の紹介、各種情報を提供し、法律並びに県指導要綱による悪臭防止指導体制の充実を図っています。

課題

- 悪臭については、単一物質ではなく複数の物質が混合した複合臭気による苦情に対応するため、従来の物質濃度規制ではなく人の嗅覚測定を用いた臭気指数規制方式の推進が必要です。

第6節 化学物質の環境リスク対策の推進

1 化学物質の適正管理

現状・施策

(1) 化学物質の規制の推移〔環境政策課〕

多数の化学物質が製造・使用されている中で、ダイオキシン類や内分泌かく乱物質（いわゆる「環境ホルモン」）による健康影響、トリクロロエチレン等による土壌や地下水汚染、また、製造・使用が禁止された後も難分解性のため環境中に残留しているPCBや農薬のDDT等による野生生物への影響など化学物質による環境影響について、多くの関心が持たれています。

化学物質による環境汚染を防止するために、これまで「大気汚染防止法（昭和43年6月）」、「水質汚濁防止法（昭和45年12月）」による特定の化学物質に対する環境中への排出規制や「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年10月）」による化学物質の製造・使用の規制等が行われ、対策が進められてきました。

さらに、平成12年1月には「ダイオキシン類対策特別措置法」が施行され、この法律に基づき、ダイオキシン類を発生する施設に対して監視を行い、あわせて周辺環境（大気、水質、土壌）の測定を行っています。

また、平成11年7月には「特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR法）」が制定され、平成14年度から施行されました。PRTR法では、工場・事業場が取扱う（製造や廃棄処分を含む）化学物質を自ら適正管理し、その取扱い状況を県を通じて国に報告することにより、環境への排出を抑制することが主目的となっています。

(2) PRTR法による適正管理〔環境政策課〕

PRTR法による主な届出事業者は、ガソリンスタンド、一般廃棄物処理施設、下水道事業者などで、届出状況は表2-6-1-1のとおりです。

表2-6-1-1 PRTR法届出状況

年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23
届出事業所数	385	368	357	349	344	334

課題

- 化学物質は、多種、多様な形態で使用され、環境中に排出されており、また非常に微量でも健康や環境に影響する物質があり、環境監視を継続して実施することが大切です。

2 内分泌かく乱化学物質（環境ホルモン）等に関する対策の推進

〔環境政策課〕

現状・施策

環境省は平成10年5月、「内分泌攪乱化学物質問題への環境庁の対応方針について -環境ホルモン戦略計画SPEED'98-」を策定して調査研究に取組み、平成17年3月からは、これを改訂した対応方針である「ExTEND2005」に基づいて、野生生物の観察、基盤的研究、影響評価、情報提供とリスクコミュニケーション等を推進してきました。

平成21年11月から「化学物質の内分泌かく乱作用に関する検討会」等において、「ExTEND2005」における取組み状況の検証、今後の進め方の方針の検討及び重点的に実施すべき課題の抽出を進め、平成22年7月、新たに化学物質の内分泌かく乱作用に伴う環境リスクを適切に評価し、必要に応じ管理していくことを目標として、評価手法の確立と評価の実施を加速化することをねらいとした「化学物質の内分泌かく乱作用に関する今後の対応 -EXTEND2010-」を策定しました。

環境省では、この新しい対応方針に基づき、化学物質の内分泌かく乱作用に関する各種取組みを推進しています。本県も環境省と連携をとりつつ問題に取り組んでいます。

平成23年度は環境省の委託を受け大村湾中央部の水質（1地点）、底質（3地点）の調査を実施しました。

課題

- 環境ホルモンと生体影響のとの因果関係や、生態系での動態に関する十分な解明と的確な評価技術の確立が必要です。

3 ダイオキシン類削減対策の推進

現状・施策

（1）ダイオキシン類に係る環境の常時監視 〔環境政策課〕

ダイオキシン類は、人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある物質であることから、ダイオキシン類による環境汚染を防止するため、ダイオキシン類対策特別対策措置法が平成11年7月に制定され、平成12年1月から施行されています。

本県では、平成10年度から大気汚染防止法に基づき大気環境中のダイオキシン類濃度調査、平成12年度からはダイオキシン類対策特別対策措置法に基づき、大気環境、公共用水域（水質、底質）、地下水及び土壌についてダイオキシン類の汚染状況調査を実施しています。

平成23年度は、表2-6-3-1のとおり、長崎県、長崎市及国土交通省

(長崎河川国道事務所)で大気11地点、公共水域47地点(水質27、底質20)、地下水10地点及び土壌25地点の計93地点で調査を行いました。すべての地点で環境基準を満足していました。

なお、大気中のダイオキシン類濃度は、表2-6-3-2に示すとおり、全国的に低下の傾向にあり、廃棄物焼却炉等からの排出量の削減対策が進んできたものと推察されます。

表 2-6-3-1 環境調査結果の概要(平成 23 年度)

調査媒体	調査の種類 又は水域分類	測定 地点数	測定結果			環境基準	
			平均値	最小値	最大値		
大気	一般環境	8	0.018	0.0098	0.060	0.6pg-TEQ/m ³	
	発生源周辺	2	0.010	0.0096	0.012		
	沿道	1	0.0096	0.0096	0.096		
	計	11	0.016	0.0096	0.060		
公共 用水 域	水質	河川	17	0.099	0.038	0.30	1pg-TEQ/L
		海域	10	0.068	0.020	0.22	
		計	27	0.088	0.020	0.30	
	底質	河川	10	1.6	0.29	7	150pg-TEQ/g
		海域	10	9.5	2.2	26	
		計	20	4.8	0.29	26	
地下水	一般環境	3	0.014	0.014	0.015	1pg-TEQ/L	
	発生源周辺	7	0.047	0.025	0.11		
	計	10	0.037	0.014	0.11		
土壌	一般環境	9	0.10	0.0027	0.38	1,000pg-TEQ/g	
	発生源周辺	16	1.6	0.0063	11		
	計	25	1.0	0.0027	11		
合計		93					

表 2-6-3-2 大気環境中のダイオキシン類濃度(平均値)の推移

(単位: pg-TEQ/m³)

年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
長崎県	0.037	0.030	0.021	0.013	0.017	0.019	0.016
全国	0.052	0.050	0.041	0.036	0.032	0.032	0.029

(2) ダイオキシン類の発生源対策 [環境政策課]

ダイオキシン類対策特別措置法では、ダイオキシン類を発生する施設を特定施設として指定し、排出規制を行っています。

本県に設置されている特定施設は、平成23年度末で表2-6-3-3のとおり、大気基準適用施設141施設及び水質基準適用施設35施設(うち、排水水を排出する施設は5施設)の計176施設です。

平成23年度における特定施設に対する立入検査及び指導状況は表2-6-3-4のとおりです。

表2-6-3-3 特定施設の設置状況（平成23年度末現在）

区分	特定施設の設置場所		長崎市	佐世市	西彼地区	県央地区	県南地区	県北地区	離島地区	合計
	特定施設の設置場所種類									
大気基準適用施設	アルミ合金製造の溶融炉					1				1
	廃棄物焼却炉	4t/h以上	4	3		4				12
		2t~4t/h以上		1	1	11 (4)		2		14 (4)
		0.2t~2t/h	3	7 (3)	5 (1)	15 (4)	8 (3)	4 (1)	21 (2)	61 (13)
		0.05t~0.2t/h	11 (11)	4 (1)	5 (2)	10 (3)	4 (2)	4 (3)	9 (1)	49 (16)
		0.05t/h未満		2	1 (1)				1	4 (1)
	小計		18 (4)	2	12 (4)	40 (11)	12 (5)	10 (4)	31 (3)	140 (34)
合計		18 (4)	17 (4)	12 (4)	41 (11)	12 (5)	10 (4)	31 (3)	141 (34)	
水質基準適用施設	廃棄物焼却炉	排ガス洗浄施設 湿式集じん施設 灰の貯留施設	8	5 (1)	2	6	2	3	3	29 (1)
		PCBの分解・洗浄施設								
	アセチレンの洗浄施設				1				1	
	下水道終末処理施設	1	3		1				5	
	合計		9	8 (1)	2	8	2	3	3	35 (1)

表2-6-3-4 特定施設の指導等状況（平成23年度）

特定施設	特定施設の設置場所	立入件数	報告徴収件数	立入測定件数	口頭指導件数	文書指導件数	改善命令件数
大気基準適用施設	長崎市	1	14	1	0	0	0
	長崎市以外	231	0	16	0	1	0
	計	232	14	17	0	1	0
水質基準適用施設	長崎市	6	4	0	0	0	0
	長崎市以外	0	0	1	0	0	0
	計	6	4	1	0	0	0

また、ダイオキシン類の主たる発生源である廃棄物焼却炉からの排出ガス中のダイオキシン類濃度については、平成10年度から立入検査を実施して調査を行っています。

平成23年度は、大気基準適用施設16施設及び水質基準適用施設1施設の合計17施設を立入検査により、排出ガス及び排出水中のダイオキシン類濃度を測定した結果、大気基準適用施設1施設で基準の超過があり

ましたが、平成23年度末までに改善済みです。

なお、その他の施設では全て排出基準に適合しておりました。

立入検査結果の概要は、表 2-6-3-5 のとおりです。

表2-6-3-5 特定施設への立入検査結果の概要（平成23年度）

(1) 大気基準適用施設

施設種別		立入 施設数	排出 基準	該当 施設	検査結果 (ng-TEQ/m ³ N)	排出基準 超過施設数
廃 棄 物 焼 却 炉	一般廃棄物焼却炉	9	5	7	0.0053~0.80	0
			10	2	0.21~0.39	0
	産業廃棄物焼却炉 (産業廃棄物処理法許可施設)	6	1	1	0.92	0
			5	1	0.017	0
			10	4	0.40~49	1
	その他の小型焼却炉 (小型焼却炉)	1	10	1	0.00000081	0
合 計	16	1	1	0.92	0	
		5	8	0.053~0.80	0	
		10	7	0.00000081~49	1	

(2) 水質基準適用施設

施設種別		立入 施設数	排出 基準	該当 施設	検査結果 (pg-TEQ/L)	排出基準 超過施設数
下水道終末処理施設		1	10	1	0.000071	0
合 計		1	10	1	0.000071	0

また、平成12年度からダイオキシン類対策特別措置法に基づき、設置者による自主測定並びに測定結果の報告が義務づけられています。

平成23年度は、大気基準適用96施設から排出ガス中等のダイオキシン類濃度の自主測定結果の報告があり、全ての施設が排出基準に適合していました。

また、水質基準適用施設は、4施設から排出水の自主測定結果の報告があり、4施設とも排出基準に適合していました。(表2-6-3-6)

表2-6-3-6 設置者による自主測定結果（平成23年度）

(1) 大気基準適用施設

特定施設の種類の種類		対象 施設数	報告済 施設数	検査結果 (ng-TEQ/m ³ N)	排出基準 超過施設数
アルミニウム合金製造業		1	1	0.53	0
廃 棄 物 焼 却 炉	一般廃棄物焼却炉	44	44	0~4.2	0
	産業廃棄物焼却炉	14	14	0.0000025~5.5	0
	その他の廃棄物焼却炉	37	37	0~3.2	0
計		96	96	0~5.5	0

(2) 水質基準適用施設

特定施設の種類	対象施設数	報告済施設数	検査結果 (pg-TEQ/L)	排出基準 超過施設数
廃棄物焼却炉の廃ガス洗浄施設	1	1	0.00022	0
下水道終末処理施設	3	3	0.00012~0.001	0
一般廃棄物最終処分場	2	2	0.019~0.56	0
計	6	6	0.00012~0.56	0

課題

- 環境中におけるダイオキシン類汚染状況の実態把握、平成14年12月1日から適用となった排出ガスに係る新しい排出基準に適合するための高度処理施設の整備、工場・事業場や家庭等に設置されている簡易廃棄物焼却炉の使用自粛の推進などが必要です。
- ダイオキシン類対策特別措置法に基づく、事業者による自主測定の徹底が必要です。

第3章 人と自然とが共生する快適な環境づくり

第1節 生物多様性の保全

1 自然環境の監視・調査研究の推進

現状・施策

(1) 長崎県の自然環境の特色と概況〔自然環境課〕

ア 地形・地質

長崎県は日本の西端に位置し、多くの半島と五島列島、壱岐島、対馬島など大小約600の島々からなり、島の数は全国第1位です。

海岸は、浸食作用の激しい外洋性の海岸から穏やかな内湾性の海岸、大村湾などの閉鎖性海域まで、非常に変化に富んでいるほか、各所にリアス式海岸が見られ、海岸線の延長は全国第2位の長さで約4,300kmに達します。

陸域は平坦地に乏しく、いたるところに山地、丘陵が起伏していますが、海拔1,000m以上の山地は7か所だけで、大部分は500m以下の丘陵地となっています。

河川は延長、流域面積が小さく、平野は全般に小規模で、比較的大きなものが諫早市、大村市、波佐見町などの周辺にややまとまって見られるにすぎません。

また、地質は極めて複雑な様相を呈しています。西彼杵半島、野母半島などは、結晶片岩類の変成岩や安山岩等の火成岩から成っており、浸食により山頂は準平原をなしています。壱岐、五島、北松浦、平戸、松浦、佐世保は第三紀層とこれを覆う玄武岩等の台地や小火山からなり、川棚、大村、諫早、島原半島は、新第三紀層及び古第三紀層（特に炭田地域）とこれを覆った豊肥火山活動の輝石安山岩と、山陰系の角閃石安山岩のドームからなっています。河川流域には沖積地帯が形成され、土質はおおむね砂質～粘土質です。

イ 動植物

長崎県の動物は、地理的及び地形的な要因により、その種類や分布に大きな影響を受けています。

A 哺乳類

県下全域にイノシシ、五島列島、野母半島にキュウシュウジカ、対馬にツシマジカが生息しています。また、対馬には、対馬固有種で国の天然記念物となっているツシマヤマネコ、ツシマテンが生息していますが、ノウサギやタヌキは生息していません。

B 鳥類

雲仙・多良山系は、森林性の野鳥の繁殖地で、オオルリ、キビタ

キ、センダイムシクイ、ヤブサメ等が生息しています。

諫早湾周辺は水鳥の渡来地で、カモ類とともに、ヨシ原には、ツリスガラ、オオジュリン等の冬鳥が渡来しています。

また、対馬は渡り鳥の中継地として、平戸市阿値賀島、五島市男女群島及び小値賀町美良島は、オオミズナギドリの繁殖地として知られています。

C 魚類

国内で見られる約半分の1,000種類が確認されています。大部分は海水魚で、暖海性のイワシ、トビウオ、アジ等の回遊が見られます。特異な分布として有明海の干潟にムツゴロウ、ワラスボ、ハゼ類が分布しています。淡水魚は、種類、数とも多くはなくコイ、フナ、アブラハヤ、カワムツ等が見られます。

D 昆虫

県内に3万種程度生息していると推定され、長崎県の固有種、固有亜種を含む特産種が少なくとも数百種は生息しているものと思われます。また、稀にタテハモドキ、リュウキュウムラサキ等の迷チョウが確認されています。

E 植生

雲仙岳、多良岳山系の山頂部に発達する太平洋側の夏緑樹林要素からなるコハウチワカエデ・ケクロモジ群落が見られ、日本列島の夏緑樹林域の西限にあたとされています。

また、対馬北部の二次林コナラ・ノグルミ群落や島原半島のイワシデ群落など大陸系植物の南下。マルバニッケイ群落、モクダチバナ群落、コウライシバ群落、タブームサシアブミ群落など、南方系植物の北上した分布も見られるという特徴があります。

しかし、自然植生域としてまとまっているのは、雲仙普賢岳の上部と男女群島のみで、他の自然植生域は、比較的大規模に残っている対馬を除いて代償植生域の中に孤島のように、小面積で散在しています。

平野部分は市街地か居住地か水田であり、丘陵地は畑地、果樹園となっており、丘陵地から山地にかけて二次林と植林地が広がり、二次林域の各所では用材としてのスギ、ヒノキの植林が行われています。

海岸域は、急崖部分に人為的影響を受けていないことと岩斜面のためダルマガク・ホソバワダン群集等が残存し、また砂丘、砂浜、塩湿地の自然群落も小規模ながら各所に発達しています。

ウ 自然景観

長崎県の自然景観の特徴は、約600もの島々と入り組んだ海岸線、細長い半島及び多くの火山によってできた海岸景観と山岳景観にあります。

海岸景観としては、西海国立公園九十九島の松の緑と海の青さのコントラストが美しい多島海景観、老岐対馬国定公園の中核部となっている浅茅湾の溺れ谷景観が上げられます。

山岳景観としては、四季折々に美しい姿を見せる雲仙岳、広大な有明海の干潟へ至るなだらかな裾野を持つ多良岳の火山景観があげられます。また、五島列島では、大小様々な島々と火山による特異な景観を見ることができます。

昭和61年度に実施された第3回自然環境保全基礎調査の結果では、県内の陸系・水系別の自然景観資源数は表3-1-1-1のようになっています。

表3-1-1-1 自然景観資源ランク

順位	自然景観資源名 (陸系)	か所数	順位	自然景観資源名 (水系)	か所数
1	火山	45	1	海食崖	40
2	山脈・山地・高地	14	2	滝	27
3	火山群	11	3	砂浜・礫浜	19
4	火山性高原	10	4	陸けい砂州	9
5	非火山性高原	5	5	溺れ谷	7
5	岩脈	5			

(2) 自然環境の現状把握 [自然環境課]

ア 目的と概要

自然環境の保全を図るためには、自然環境の現状を的確に把握することが不可欠です。植生、野生動物、地形地質等の変遷状況を継続的に把握するとともに、人間活動と自然との関係や自然のメカニズムの解明、生態系の保全技術の開発等の科学的な調査研究を進める必要があります。

このため、長崎県では、全国的に実施される自然環境保全基礎調査を経年的に実施するとともに、長崎県の自然環境の特徴に応じた各種調査を実施しています。

〈全国調査〉

自然環境保全基礎調査は、全国の自然環境の現状を的確に把握し、自然環境の保全の施策を推進するための基礎資料とするために、陸域、陸水域及び海域の生物等の現況について調査を行うもので、昭和48年度から実施しています。

平成15年度には全国で1,000か所程度のモニタリングサイトが設置され、長期にわたる基礎的な環境情報の収集が行われており、県内には表3-1-1-2のとおり11か所の調査サイトが設けられています。

平成17年度からは新たに第7回自然環境保全基礎調査がスタートし、植生調査や従来から行われていた干潟藻場調査・海辺調査等を統合した海域の自然環境調査としての浅海域調査、生物多様性調査が実施されています。

なお、自然環境保全基礎調査の内容については、環境省HPで公開されています。

表3-1-1-2 モニタリングサイト1000（県内の調査サイト一覧）

調査サイト名	地名	生態系タイプ	調査名称
土器田 放棄耕作地	佐世保市江上町	里地	里地調査
鬼岳	五島市上大津	里地	里地調査
対馬龍良山照葉樹林	対馬市厳原町	森林	森林調査
雲仙あざみ谷コース	雲仙市小浜町	森林	陸生鳥類調査
国見山	佐世保市世知原町	森林	陸生鳥類調査
島原	島原市礪石原町	森林	陸生鳥類調査
七ヶ岳（五島列島）	五島市	森林	陸生鳥類調査
県民の森	長崎市	森林	陸生鳥類調査
轟峡	諫早市高来町	森林	陸生鳥類調査
壱岐周辺	壱岐市郷之浦町	サンゴ礁	サンゴ礁調査
男女群島	五島市	小島嶼	海鳥調査

〈県内調査〉

調査年度	調査内容	
平成2～4年度	自然保護、自然観察の場としての活用を図るための基礎資料とするため、県内の無人島の自然環境を調査	県単独
平成10、11年度	対馬沿岸地域の生態系の解明を行うための調査	環境省の委託
平成15年度	九十九島海域において生物多様性を調査	環境省の委託
平成16、17年度	大村湾において生物多様性を調査	環境省の委託
平成17年度	湿原性RDB種保全活用事業により、西海市の久良木湿原を調査	県単独
平成19年度	ふるさとの原風景再生事業により、重要里地里山を調査・選定	県単独
平成20～22年度	長崎県版レッドデータブックの改訂調査	県単独
平成23年度	長崎県希少野生動植物モニタリング調査	県単独

イ 長崎県の植生状況

長崎県の植生については、第2回自然環境保全基礎調査（昭和54年度）及び第3回自然環境保全基礎調査（昭和58年度、59年度、60

年度)により全県的な現存植生図として取りまとめられました。

これによると、植林地・耕作地植生が全体の45%を占め、次にヤブツバキクラス域代償植生となり、この二つを合わせると全体の約88%を占めます。

第4、5回自然環境保全基礎調査では、その後の植生の改変状況を把握するため、地球観測衛星画像の解析による調査が実施されました。

これによると平成元年から平成10年までの10年間で、10a以上の広面積にわたる改変の頻度は、シイ・カシ萌芽林において最も多く、次いでスギ・ヒノキ植林、水田雑草の順です。この順序は改変面積についてもいえることです。

改変の原因として森林伐採、造成地化、人工草地化が主なものです。詳しくみると、宅地造成、工業団地造成、道路工事、ゴルフ場化が主要な原因としてあげられます。

海岸域の埋立ても盛んに行われ、本土側ばかりでなく、離島においても各地で行われ、ハマビワ・オニヤブソテツ群集をはじめ、海岸植生の消失した地域も見られます。

人為による改変以外に、1991年以降には雲仙普賢岳噴火による大規模な植生改変が起きています。

雲仙岳の東斜面においては、火砕流によって島原市のほぼ海岸部まで影響を受け、ヤマボウシ群落、ヤマグルマーヒカゲツツジ群落、アカガシーミヤマシキミ群集、アカマツ・ヤマツツジ群集、スギーヒノキ植林、シイ・カシ萌芽林、畑地雑草群落などが消失しました。

それ以外の斜面においても普賢岳周辺地域は、火山性ガスの影響で樹林が枯死し、植生の破壊が起きています。

なお、第6回調査以降は、第2回から第5回調査において作成された1/5万現存植生図やその他の既存資料等を参考として現地調査を行い、1/2万5千現存植生図の作成が順次進められています。

ウ 長崎県の自然海浜

本県の大きな特徴の一つは、入り組んだ海岸線と大小約600もの島しょをかかえていることです。

平成10年度に実施された第5回自然環境保全基礎調査結果では、自然海岸線の延長距離2962.32kmは、全国1位（北海道からは北方4島を除く。）です。（表3-1-1-3）

長崎県は、全国有数の水産県であり、港湾・漁港も数多く整備されています。

本土部では、自然海岸が海岸線総延長の41.3%を占めますが、埋め立て等による人工海岸化が進んでいます。

島しょ部では、自然海岸が78.1%を占め、自然海岸が多く残っています。

表3-1-1-3 海岸線の延長（第5回自然環境保全基礎調査）

区分	自然海岸	半自然海岸	人工海岸	河口部	合計
長崎県	2,962.32	544.71	777.93	14.75	4,299.71
	68.90	12.67	18.09	0.34	
本土	443.78	49.74	370.75	10.63	1,074.90
	41.29	23.23	34.49	0.99	
島しょ	2,518.54	294.97	407.18	4.12	3,224.81
	78.10	9.15	12.63	0.13	
全 国	17,413.94	2,522.79	10,821.58	310.71	32,799.02
	53.09	12.97	32.99	0.95	
本土	8,156.47	2,937.46	7,920.60	283.01	19,297.54
	42.27	15.22	41.40	1.47	
島しょ	9,257.47	1,315.33	2,900.98	27.70	13,501.48
	68.57	9.74	21.49	0.21	

（上段：延長距離km、下段：合計に対する％）

エ ふるさとの原風景再生事業

社会経済状況の変化や農林業等産業様式の変化により、身近な自然である里地里山が放置され、荒廃が進んでいます。その結果、このような環境に特有な生物が絶滅の危機に瀕しており、また同時にこれまで親しんできた懐かしいふるさとの景観も変貌しています。

そこで、平成19年度に、専門家による現地調査や県民からの情報収集を行い、「重要里地里山」として31か所を選定しました。このうち平戸市の川内峠や宇久の草原など6か所については「原風景再生モデル地区」として再生プログラムを策定しています。

（3）生物多様性保全のための各種施策の推進〔自然環境課〕

地球上には様々な環境の中でその環境の特性に応じて多様な生物が生息・生育しています。これらの生物の多様性については、種、その遺伝子、そしてそれらが構成する生態系の3つのレベルでとらえています。

私たち人間は昔から生物の多様性に多くを依存して生きてきました。例えば生態系のレベルでは、森林は、燃料・医薬品・建築資材・動物の生息地などを提供し、湿地や水辺は、水質を保全し、水生生物を保護し、海洋は水産資源を供給し、気候調節にも大きな役割を果たしています。さらにこれらの生態系は、レクリエーションや観光の活用の対象ともなっています。しかし、自然が失われ、生物が絶滅していくと、生物の多様性も失われ、私たちの生存基盤そのものが揺らぐこととなります。

ア 長崎県レッドデータブックの発行

長崎県レッドデータブック（レッドリスト）は県内に生息・生育する絶滅のおそれのある希少な野生動植物種の生息・生育状況を把握し、

絶滅の危険度を評価したうえで適切な保護対策を講じるための基礎資料として作成されたものです。

平成12年度に、維管束植物、哺乳類、両生類、爬虫類、魚類、海産哺乳類、藻類、鳥類、クモ類、昆虫類、甲殻類／剣尾類、その他無脊椎動物を対象に、合計1,000種を選定してレッドリストとレッドデータブックをとりまとめました。

10年目となる平成22年度には、3か年間の調査の結果を踏まえて、表3-1-1-4に示すとおり、蘚苔類と貝類も対象に追加し、合計1,392種を選定し、改訂版長崎県レッドリストとしてとりまとめ、公表するとともに、平成23年には「長崎県レッドデータブック2011(普及版)」を発刊しました。

表3-1-1-4 改訂版長崎県レッドリスト掲載種

分野	カテゴリー								総計
	絶滅 [EX]	野生絶滅 [EW]	絶滅危惧 IA類 [CR]	絶滅危惧 IB類 [EN]	絶滅危惧 II類 [MU]	準絶滅 危惧 [NT]	情報不足 [DD]	地域固有種 [LP]	
維管束植物	12		103	189	108	130	24		566
蘚苔類					2	21	6		29
藻類			1	1		7	3		12
哺乳類			3	1	5	8	3	1	21
鳥類	1		43	24	7	51	10	4	140
爬虫類				3	1	7	2		13
両生類			1	2	3	5			11
魚類(淡水魚類・浅海魚類)	1		13	5	13	19	9	4	64
海産哺乳類				1					1
甲殻類・剣尾類等			8	6	7	21	7		49
貝類			37	40	27	67	27		198
クモ類						8	2		10
昆虫類	1		46	81	84	56	1	9	278
総計	15	0	255	353	257	400	94	18	1,392

イ 希少野生動植物の生息・生育状況調査

平成22年度に改定した長崎県レッドリスト掲載種を中心に、継続して生息・生育状況の把握が必要な種と地域について、各分類群の専門家の協力により希少野生動植物モニタリング調査を行っています。

ウ 県自然環境保全地域等の指定のための調査

指定候補地区について、保全対象となる動植物の専門家や職員によ

る現地調査を実施し、指定候補地の範囲等を検討しています。

エ 鳥獣保護のための調査・事業

県は、野生鳥獣の適正な保護管理を行うための判断材料を得るため、次のような野生鳥獣の生息状況等の調査、事業を実施しています。

A ツシマヤマネコ生息状況モニタリング調査

長崎県の対馬にのみ生息し、絶滅が心配されているツシマヤマネコは「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」に基づく国内希少野生動植物種に指定されています。

このため、国（環境省）が対馬市上県町棹崎に整備した「対馬野生生物保護センター」を拠点に「保護増殖事業」の一環としてツシマヤマネコの生息状況のモニタリング調査、痕跡調査、生息情報の収集及び交通事故防止などの保護思想の普及啓発等を実施しています。

また、県は環境省から委託を受け、生息状況調査や交通事故防止等の普及啓発を行うとともに、県単独事業として、対馬野生生物保護センター内にツシマヤマネコに関する展示施設を整備し、利用者への解説や施設の管理を行っています。

B ガンカモ科鳥類生息調査

毎年1月中旬に全国で一斉に行われている調査で、県内では45か所で実施しています。

課題

- 希少な野生動植物の種の個体の捕獲・採取及び生息地等における行為を規制するなどの措置が引き続き必要です。
- 個体の生息・生育状況や生態的特性を考慮しつつ、食物条件の改善、飼育・栽培下における繁殖など個体の繁殖の促進についての検討が必要です。
- 生物の多様性を確保するためにも、野生動植物の生息・生育空間の復元・創造に努めることが必要です。
- 希少な野生動植物の種の保護施策は、生物学的知見などに基づき適切に実施される必要があるために、レッドリスト掲載種のモニタリング調査による現状把握とレッドリストの定期的な見直しをはじめ、施策の推進に必要な調査研究を推進する必要があります。
- 本県の生物多様性の素晴らしさと希少な野生動植物の種の保護の重要性に対する県民等の理解を深めるため、普及啓発を推進する必要があります。
- ツシマヤマネコは今なお危機的状況にあることから、人工繁殖個体の野生復帰（再導入）を目指し、生息環境の改善とともに、地域住民の理解と協力を得る取り組みが必要です。
- 地域住民やNPO等の協働により、荒廃の進む里地里山を保全管理し、そこに生息・生育する希少野生動植物の保護を図る必要があります。

2 野生動植物の保護、生態系の保全と再生

現状・施策

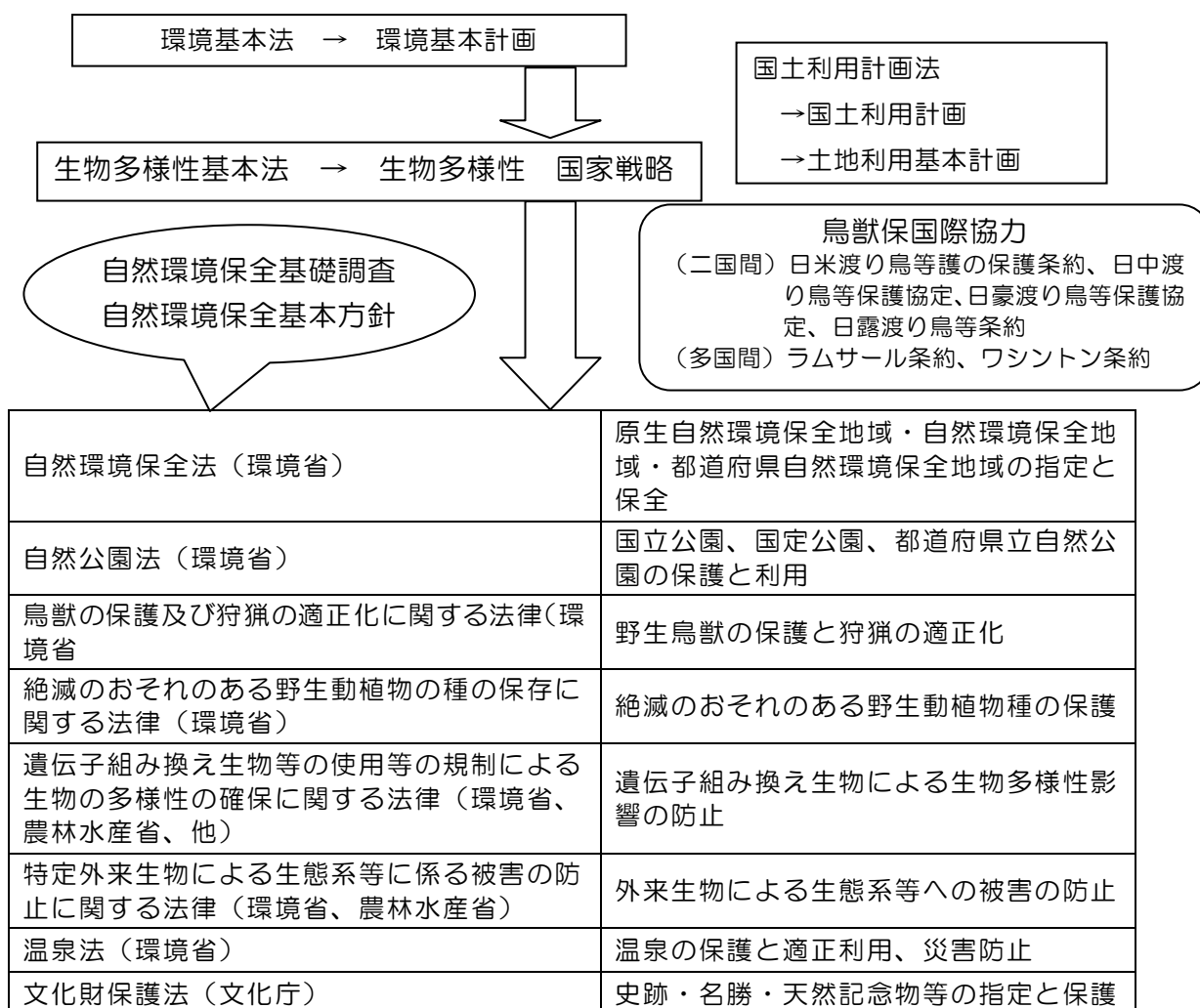
(1) 法令に基づく保全〔自然環境課〕

我々の生活を取り巻く自然環境は、様々な物質的及び精神的恩恵を与えてくれます。この豊かな自然環境を将来にわたって保全し、持続的にその恵みを享受していくには、自然環境保全思想の普及啓発や人々の経済活動と自然環境保全とのバランスのとれた発展を図っていく必要があります。

そのための手立てとして、自然環境の要素となる地形・地質、動植物、自然景観等の自然環境が優れたところを地域指定という形で保護し、あわせて適正な利用を図っています。

また、生物多様性に関する法律は、図3-1-2-1のように多岐にわたっています。

図3-1-2-1 自然環境保全制度の体系



古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（国土交通省）（国土交通省）	歴史的風土等の指定と保全
農業振興地域の整備に関する法律・農地法（農林水産省）	農業振興地域等の指定と保全
森林法（林野庁）	林業地域・保安林の指定と保全
海岸法（国土交通省）	海岸保全区域の指定と保全
都市緑地法（国土交通省）	緑地保全地区の指定と保全
首都圏近郊緑地保全法・近畿圏の保全区域の整備に関する法律（国土交通省）	首都圏・近畿圏の近郊緑地の指定と保全
都市公園法（国土交通省）	都市公園の設置と管理
都市計画法（国土交通省）	風致地区の指定と保全
都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律（国土交通省）	都市保存樹・保存樹林の指定と保存
生産緑地法（国土交通省）	生産緑地の指定と保全

ア 県自然環境保全地域〔自然環境課〕

長崎県未来につながる環境を守り育てる条例に基づき、優れた自然環境の特質を備えた地域を自然環境保全地域に指定しています。

県自然環境保全地域は、

- ①優れた天然林が相当部分を占める森林区域
- ②特異な地形地質を有する区域等
- ③自然環境が優れた状態を維持している海岸等
- ④植物の自生地、野生動物の生息地

など、自然的社会的諸条件からみてその区域内における自然環境を保全することが特に必要な地域を対象としています。

現在、対馬市上対馬町の茂木海岸など表3-1-2-2及び図3-1-2-3のとおり15地域が指定されています。

県自然環境保全地域には、地域区分の制度が設けられており、当該地域における自然環境の特質に即して特に保全を図るべき特別地区と、それ以外の普通地区に区分されます。

また、特別地区において特定の野生動植物の保護を図るため、野生動植物保護地区を指定することができます。

平成19年6月29日には、西海市大瀬戸町の久良木湿原とその周辺を自然環境保全地域に指定しました。

久良木湿原には、世界でここだけに確認されているヒゼンコウガイゼキショウ（イグサ科の植物）をはじめ、サギソウ、ハッコウトンボなどの貴重な動植物が多く生息・生育しているため、県内で初めての野生動植物保護地区を同時に指定しました。これにより、湿原部分においては、開発行為等が規制されるとともに、野生動植物の捕獲や採取等も禁止されています。

表3-1-2-2 県自然環境保全地域

(ア) 自然環境保全地域

位置番号	地域名	所在地	面積(ha)	指定年月日
1	茂木海岸	対馬市上対馬町茂木	41.4	S51.12.17
2	合歡ノ木	対馬市上対馬町琴	57.8	//
3	青海海岸	対馬市峰町青海	42.0	//
4	妙見	対馬市豊玉町唐洲	39.5	//
5	子ノ崎	対馬市美津島町鶏知	12.5	//
6	津和崎海岸	南松浦郡新上五島町竹下	13.7	//
7	高峰西海岸	南松浦郡新上五島町高峰、人ヶ浦 観音山	77.5	//
8	大瀬良東海岸	南松浦郡新上五島町深追、藤ノ首、 大中音	121.2	//
9	矢堅崎西海岸	南松浦郡新上五島町高崎、白水、 熊高、小高崎	86.3	//
10	舅ヶ島・奈木崎海岸	五島市奈留町舅ヶ島、奈木	29.9	//
11	未津島・前島	五島市奈留町泊	23.9	//
12	田ノ浦海岸	五島市田ノ浦町	26.5	//
13	鑑瀬海岸	五島市上崎山町上崎山	39.7	//
14	虚空蔵山	東彼杵郡川棚町木場	114.8	//
15	久良山湿原	西海市大瀬戸町雪浦久良木郷、雪 浦河通郷	6.4	H19.6.29
合計			733.1	

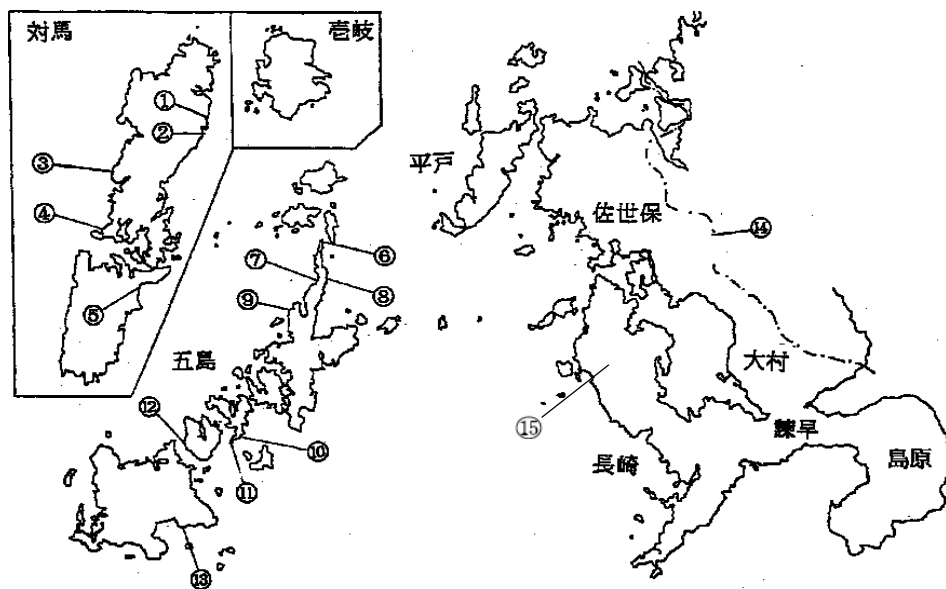
(イ) 上記のうち特別地区

位置番号 (所在地)	特別地区名	面積 (ha)	指定年月日	特質の概略
7 (新上五島町)	高峰西海岸 特別地区	28.3	S59.4.6	五島を代表する典型的な沈殿海岸として卓越し、植生的にも重要な地域です。
8 (新上五島町)	大瀬良海岸 特別地区	48.0	//	同上
9 (新上五島町)	矢堅崎西海岸 特別地区	22.0	//	大規模なリアス式海岸の典型が連続し、植生についても自然度が高い海岸植生が発達しています。
10 (五島市)	舅ヶ島 特別地区	21.7	//	海触崖と板状節理が露頭する特異な海岸地形です。
11 (五島市)	未津島 特別地区	10.0	//	延長300mにおよぶ岩礫で形成された大規模な沿岸砂洲で地形的に貴重です。
15 (西海市)	久良木湿原 特別地区	0.7	H19.6.29	西彼杵半島に点在する中間湿原の典型を示しており、学術上貴重な動植物種が多い。
	合計	130.7		

(ウ) 上記のうち野生動植物保護地区

位置番号 (所在地)	野生動植物 保護地区名	面積 (ha)	指定年月日	保護すべき野生動植物種
15 (西海市)	久良木湿原野生動植物保護地区	0.7	H19.6.29	(植物) ヒゼンコウガイゼキショウ、 サギソウ、カキラン、ムラサキミミカ キグサ、ミズトンボ、シロシャクジョ ウ、ヒナザサ、モウセンゴケ、ヤマド リゼンマイ、オオミスゴケ、ミスオト ギリ (動物) カスミサンショウウオ、 ニホンアカガエル、ハッチョウトンボ、 ヒメアカネ
	合計	0.7		

図3-1-2-3 県自然環境保全地域位置図



(注：図中の番号は、表3-1-2-2 自然環境保全地域の位置番号)

イ 自然公園

自然公園法及び長崎県立自然公園条例に基づき、すぐれた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図るために、表3-1-2-4のとおり、国立公園、国定公園及び県立自然公園を指定しています。

表3-1-2-4 自然公園の種類別面積

種別	公園数	公園面積 (ha)	県土地面積に対する比率 (%)
国立公園	2	37,504	9.2
国定公園	2	12,304	3.0
県立自然公園	6	24,283	5.9
合計	10	74,091	18.1

ウ 鳥獣保護区

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づき、鳥獣の生息環境の保全を図るため、狩猟を禁止する地域を指定しています。

エ 希少野生動植物種保存地域

希少種を保護するためには、

- ①生息・生育地の保護（開発からの保護）
- ②乱獲からの保護
- ③外来種の問題

など解決すべき問題が多くあります。

長崎県では、平成13年度にレッドデータブック委員会の会長、各部長からなる希少野生動植物保全検討委員会を設置し、「長崎県希少野生動植物の保護に関する基本方針」を策定しました。

平成17年度からは2年をかけて、世界で西海市大瀬戸町にしか生息しないヒゼンコウガイゼキショウ（イグサ科の植物）の保全を図るため、生息地である久良木湿原を県自然環境保全条例に基づく自然環境保全地域に指定するための調査及び指定の手続きを進め、平成19年6月には当該地域を自然環境保全地域特別地区（野生動植物保護地区）に指定しました。

また、平成20年度からは、「長崎県未来につながる環境を守り育てる条例」に基づく希少野生動植物種及び希少野生動物種保存地域の指定作業を開始しました。

平成22年度までに次のとおり保存地域と捕獲禁止の対象種を指定しました。

平成21年9月 8日	対象種（32種）と地域（西海市）の指定
平成22年3月16日	対象種（22種）と地域（佐世保市）の指定
平成23年4月 1日	地域（大村市・東彼杵町・川棚町）の指定
平成24年1月27日	地域（長崎市、諫早市、長与町、時津町）の指定

この指定により、表3-1-2-5の左欄の希少野生動植物種は、右欄の地域においては捕獲・採取・殺傷・損傷が禁止されています。

表3-1-2-5 希少野生動植物種・希少野生動植物種保存地域

植物 25種	禁止されている地域
ハマボウ	長崎市、諫早市、大村市、西海市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町
マツバラシ、カノコユリ、エビネ、シラン、ヒナラン	佐世保市、西海市
ヒロハマツナ、コアマモ、ドロイ、ウラギク、トゲウミヒルモ、ヤマトウミヒルモ、リュウノヒゲモ	長崎市、佐世保市、諫早市、大村市、西海市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町（いずれも海岸線より沖合100mの海域を含む）
カミガモソウ	佐世保市

ハクチョウゲ、タチデンダ、 ナナツガマンネングサ、キキョウ、 シロバナハンショウツル、ヒレフリカラマツ、 ドウダンツツジ、イワギボウシ、キキョウラン、 キバナノセッコク	西海市
コモウセンゴケ	長崎市、諫早市、大村市、西海市、長与町、 時津町、東彼杵町、川棚町
貝類 14種	禁止されている地域
ウスコミミガイ、オカミミガイ、 オキヒラシイノミガイ、クリイロコミミガイ、 キヌカツギハマシイノミガイ、 シイノミミミガイ、ナラビオカミミガイ、 コゲツノブエガイ、カニノテムシロ	長崎市、佐世保市、諫早市、大村市、西海市、 東彼杵町、川棚町（いずれも海岸線より沖合 100mの海域を含む）
マクスジコミミガイ	長崎市、諫早市、大村市、西海市、長与町、 時津町、東彼杵町、川棚町（いずれも海岸線 より沖合100mの海域を含む）
センベИАワモチ、ドロアワモチ	佐世保市、西海市（いずれも海岸線より沖合 100mの海域を含む）
ナナツガマホラアナミジンナ、 ナナツガマミジンツボ	西海市
甲殻類 4種	禁止されている地域
カブトガニ、カネココブシガニ、 ハクセンシオマネキ、カワスナガニ	長崎市、佐世保市、諫早市、大村市、西海市、 長与町、時津町、東彼杵町、川棚町（いずれ も海岸線より沖合100mの海域を含む）
魚類 4種	禁止されている地域
ニッポンバラタナゴ	佐世保市
トビハゼ、イドミミズハゼ、チクゼンハゼ	長崎市、佐世保市、諫早市、大村市、西海市、 長与町、時津町、東彼杵町、川棚町（いずれ も海岸線より沖合100mの海域を含む）
爬虫類 1種	禁止されている地域
ニシヤモリ	佐世保市、西海市
両生類 1種	禁止されている地域
アカハライモリ	佐世保市、西海市
昆虫類 5種	禁止されている地域
シオアメンボ、シロヘリハンミョウ、 ツツイキバナガミズギワゴミムシ	長崎市、佐世保市、諫早市、大村市、西海市、 長与町、時津町、東彼杵町、川棚町（いずれ も海岸線より沖合100mの海域を含む）
シロウミアメンボ	佐世保市、西海市（いずれも海岸線より沖合 100mの海域を含む）
ヨドシロヘリハンミョウ	西海市（海岸線より沖合100mの海域を含む）

(2) 野生鳥獣の保護管理〔自然環境課・農山村対策室〕

ア 野生鳥獣の生息状況

長崎県はアジア大陸に近く、かつて大陸と陸続きの時代には野生鳥獣の移動ルートであったという地理的、歴史的特異性により、日本在来の野生鳥獣のほか、大陸系の鳥獣や海洋性の鳥類などを数多く見る

ことができます。

A 鳥類

これまで380種を超える鳥類が記録されており、これは我が国で知られている鳥類の約6割にも相当します。

対馬や男女群島は、大陸性の渡り鳥の飛来地として知られ、コウライウグイス、オウチュウ、イナバヒタキ、ヤマショウビン、カンムリカッコウといった本土部では観察例が極めて少ない野鳥が旅鳥として記録されています。

また、水鳥類の渡来地である諫早湾周辺ではカモ類が群れをなして越冬します。さらに、国内希少野生動植物種に指定されているアカヒゲをはじめ、カラスバトや海洋性鳥類のカンムリウミスズメ、オオミズナギドリなどの男女群島での繁殖、ミヤマホオジロやマミチャジナイ、シロハラなどの対馬での繁殖も特筆すべき事項です。

春、秋の渡りの季節には、ナベヅル、マナヅル等のツル類、アカハラダカ等のタカ類が大群で本県上空を縦断して通過していくのを観察できます。

B 獣類

県内に生息する獣類は7目14科38種6亜種が知られています。

本土部にはキュウシュウジカ、イノシシ、ホンドタヌキをはじめノウサギ、ホンドキツネ、ホンドイタチ等が生息し、多良山系の一部にはヤマネも生息します。島嶼では五島列島にキュウシュウジカ、イノシシなどが生息し、対馬には国内希少野生動植物種に指定されているツシマヤマネコをはじめ、ツシマテン、チョウセンイタチ、ツシマジカ、イノシシが生息します。

なお、狩猟鳥獣の種類などは、資料編のとおりです。

イ 野生鳥獣の保護管理の推進

野生鳥獣は、生態系を構成する重要な要素であるとともに、学術、生物資源、あるいは自然とのふれあいの観点からも、県民にとって必要不可欠な存在です。このような野生鳥獣のもつ様々な価値は今日広く認識されるところとなっており、県内外を問わず野生鳥獣の保護に対する要請はますます高まっています。

こうした近年の野生鳥獣保護の要請に対応するために各種の施策を講じ、野生鳥獣保護の一層の充実を図っています。

ウ 鳥獣の保護管理対策の強化

A 第11次鳥獣保護事業計画の推進

野生鳥獣の適正な管理を図るため平成23年度に策定した第11次鳥獣保護事業計画（平成24年度～平成28年度）により、野生鳥獣の保護繁殖のための鳥獣保護区や休猟区の指定計画やキジの放鳥計画を定めるとともに、野生鳥獣による農林被害対策のための有害鳥獣捕獲の基準等を策定しました。

本計画が終了する平成28年度末には、県内の鳥獣保護区指定数は108箇所、面積は42,298haとなる予定です。

B 鳥獣保護区の指定

鳥獣保護区は、野生鳥獣の保護繁殖を図るため鳥獣の生息環境を保全する必要がある地域に指定するもので、国が指定管理する国指定鳥獣保護区と県が指定管理する県指定鳥獣保護区があります。

これらの鳥獣保護区は、その性格により森林性鳥獣生息地の保護区、大規模生息地の保護区、集団渡来地の保護区、集団繁殖地の保護区、希少鳥獣生息地の保護区及び身近な鳥獣生息地の保護区に区分されます。県下の鳥獣保護区の指定状況は表3-1-2-6のとおりです。

表3-1-2-6 鳥獣保護区指定状況（総括表）（平成24年3月31日）

	国指定		県指定		計	
	か所	面積ha	か所	面積ha	か所	面積ha
① 森林鳥獣生息地			43	29,571	43	29,571
② 集団渡来地			4	2,564	4	2,564
③ 集団繁殖地	1	416	1	2	2	418
④ 希少鳥獣生息地	1	1,173	5	1,300	6	2,473
⑤ 身近な鳥獣生息地			52	8,758	52	8,758
計	2	1,589	105	42,195	107	43,784

C 鳥獣保護及び被害対策

野生鳥獣は益害両面の習性をもつものが多いことから、保護対策を進める一方、農林水産物に被害を及ぼすものについては地域の農林水産業の保全と振興に資するため、適切な方法で防除、捕獲を行うように指導しています。また、駆除のための捕獲許可に際しては、被害の発生状況等を十分に考慮し、捕獲の時期や方法、捕獲数等が適切となるよう指導しています。

近年農作物被害を増大させているイノシシ及び対馬、八郎岳、五島列島のシカについては、特定鳥獣保護管理計画を策定し数の調整を図るための捕獲を行っています。

なお、近年市街地及び倉庫において、糞、羽毛等による被害をもたらしているドバトについても、捕獲箱等による捕獲を行っています。（表3-1-2-7）

表3-1-2-7 有害鳥獣捕獲実績（平成23年度）

鳥 類（羽）						
カラス類	スズメ	ヒヨドリ	ドバト	カモ類	その他	計
12,014	253	508	1,190	109	805	14,879

獣 類 (頭)							
イノシシ	シカ	タヌキ	ノウサギ	タイワンリス	アライグマ	その他	計
30,004	3,852	281	5	7,071	631	605	42,449

E 負傷鳥獣の保護

県民により保護された負傷疾病鳥獣等については、佐世保市西海国立公園九十九島動植物園及び長崎県獣医師会に委託して保護、治療を行い、回復後、自然界へ復帰させています。

平成23年度の保護状況は表3-1-2-8のとおりです。

表3-1-2-8 負傷疾病鳥獣保護状況（平成23年度）

負傷鳥獣救護施設（委託先）	取扱件数（頭羽数）
レスキューセンター （佐世保市西海国立公園九十九島動植物園）	47
野生動物救護センター （長崎県獣医師会）	213
その他 （職員）	67
計	327

F 鳥獣保護員の配置

鳥獣保護員は、鳥獣保護区の管理や一般住民に対する保護思想の普及啓発等鳥獣保護及び狩猟の適正化に関する業務に従事するとして、知事が法律に基づき委嘱しています。（表3-1-2-9）

表3-1-2-9 鳥獣保護員の配置人数

自然環境課管内		県北振興局管内		島原振興局管内	
市町名	人数	市町名	人数	市町名	人数
長崎市	4	佐世保市	6	島原市	2
諫早市	3	平戸市	4	雲仙市	3
大村市	1	松浦市	3	南島原市	3
西海市	3	東彼杵町	1		
長与町・ 時津町	1	川棚町・ 波佐見町	1		
		小値賀町	1		
小計	12	小計	16	小計	8
壱岐振興局管内		五島振興局管内		対馬振興局管内	
市町名	人数	市町名	人数	市町名	人数
壱岐市	1	五島市	4	対馬市	9
		新上五島町	3		
小計	1	小計	7	小計	9
				合計	53

エ 適正な狩猟の推進

A 狩猟の現状

狩猟の適正化を推進する観点から、狩猟者の資質の向上と秩序ある狩猟の確保を目的として、昭和54年から狩猟免許試験制度が導入されています。また、狩猟と鳥獣保護との調整、狩猟事故による被害者救済（ハンター賠償責任保険最低限加入の義務化）を徹底するため、昭和54年から狩猟者登録制度が実施されました。したがって狩猟免許を受けたのち、狩猟しようとする者は、都道府県知事の登録を受けなければ狩猟をすることができないことになっています。

平成23年度の狩猟免許及び狩猟者登録証の交付状況は、表3-1-2-10のとおりです。

表3-1-2-10 狩猟免許及び狩猟者登録証の交付状況（単位：件）
（狩猟免許 平成23年度）

網・わな猟	第1種銃猟	第2種銃猟	計
2,266	802	19	3,087

（狩猟者登録証 平成23年度）

	網猟	わな猟	第1種銃猟	第2種銃猟	計
県内者	5	1,326	618	20	1,969
県外者	0	2	105	0	107
計	5	1,328	723	20	2,076

B 休猟区、捕獲禁止区域の設定

休猟区については、狩猟鳥獣の自然増加を図る目的で、3年以内の期間を定めて設定することとしており、平成24年3月31日現在7か所、13,697haです。なお、本県の休猟区は、特定鳥獣であるイノシシ、シカが狩猟可能である特例休猟区としています。

捕獲禁止区域については、特定の狩猟鳥獣の保護繁殖を図るため、区域や期間又は猟法を定めて捕獲を禁止しています。

捕獲禁止区域の設定状況は表3-1-2-11のとおりです。

表3-1-2-11 捕獲禁止区域一覧表

名 称	期 間	面積 (ha)
壱岐市コウライキジ捕獲禁止区域	H19.11.1~H24.10.31	13,837
対馬メスコウライキジ捕獲禁止区域	H18.11.1~H28.10.31	70,459
平戸市大島村メスコウライキジ捕獲禁止区域	H19.11.1~H24.10.31	1,552
計 3か所		85,848
※メスヤマドリ・メスキジ(コウライキジを除く)・ウズラは全国一円で捕獲禁止。ただし、メスヤマドリ・メスキジ・ウズラの捕獲を目的に含む放鳥獣猟区を除く。	H19.9.15~H24.9.14	全国一円

C キジの放鳥

休猟区のうち、キジの増殖を図る必要が認められる区域については、1か所当たり80羽程度のキジを放鳥しており、例年県下で320羽を放鳥しています。

D 狩猟事故、違反の防止

a 特定猟具使用禁止区域（銃）の設定

銃猟による危険を防止するため、農林業上の利用が恒久的に行われている地域、野外レクリエーションの場として利用者が多い地域、及び銃猟による事故発生のおそれのある区域については、通常20年間の期間を特定猟具使用禁止区域（銃）として設定することにしており、平成24年度末現在で84か所、16,710haとなっています。

特定猟具使用禁止区域（銃）の設定状況は、資料14のとおりです。

b 狩猟者講習会の実施

狩猟免許（有効期間3年）の更新希望者に対し、適性検査及び法令、鳥獣の判別、猟具の取扱いについて、各1時間の講習を実施しています。

c 安全狩猟のための講習委託

狩猟事故の未然防止、法律の遵守について徹底した研修を行うため、また、狩猟免許試験、適性検査に係る技能試験補助員及び講習講師の応援等、社団法人長崎県猟友会へ事業の一部を委託しています。

d 狩猟期間中の取締りパトロール

事故や違反の防止を目的として、日の出前、日中、日没後の指導取締りを、県警本部とともに実施しています。

オ 野生鳥獣の保護思想の普及啓発

県民の野生生物に対する理解と保護意識を高めるために、県内3か所で探鳥会（バードウォッチング）や自然観察会を開催したほか、愛鳥週間ポスターコンクール等を実施しています。

(3) 保護・保全のための事業〔自然環境課〕

平成20年度に策定した「長崎県生物多様性保全戦略」に基づいた各種保全対策を県、市町、民間の各事業主体レベルにおいて推進するため、従来の緑化事業に加え、新たに保全地域等の保全事業、希少野生植物の保護増殖等これまで対象としていなかった事業に積極的に対応することにより、未来につながるよりよい環境づくりを目指しています。

平成23年度の実施状況は表3-1-2-12から表3-1-2-14のとおりです。

表3-1-2-12 平成23年度緑といきもの賑わい事業（県事業）

施設名	所在地	事業内容	工事費等 (千円)
西彼農業高等学校	西海市	壁面緑化	5,079
千々石少年自然の家	雲仙市	ヒラドツツジ、モモ、クリ他植栽	1,833
消防学校	大村市	ヒラドツツジ、地被類他植栽	986
対馬高等学校	対馬市	ヒトツバタゴ、ゲンカイツツジ他	1,896
生物多様性保全対策	新上五島町	自然環境保全地域看板	155
計	5施設		9,949

表3-1-2-13 平成23年度緑といきもの賑わい事業（市町事業）

申請者	対象施設	事業内容	事業費 (千円)	交付額 (千円)
島原市長	市道外港大手広場場線他	高木植栽	3,171	1,057
計	1市町		3,171	1,057

表3-1-2-14 平成23年度緑といきもの賑わい事業（民間団体事業）

申請者	対象施設 (所在地)	事業内容	事業費 (千円)	交付額 (千円)
(学)岩口学園	さくら幼稚園、さくらんぼ 保育園	花壇造成、張り芝	351	165
(社福)たちばな福祉 会	妙宣寺保育園	中低木植栽、花壇造成、張 り芝	796	380
(学)谷川学園	皆瀬幼稚園	低木植栽、花壇造成	829	395
(社福)日昇会	ぼっぼ保育園	中高低木植栽、花壇造成、 張り芝	2,700	1,100
(社福)れんげの会	※自由の森保育園	ピオトープ、張芝	2,249	1,100
長崎自然共生フオ ーラム	※大村市田下町（郡川中 流）	セイタカアワダチソウ等外 来種除去等	304	190
ふるさと自然の会	※佐世保市世知原町開作	ミヤマアカネ生息地保全	269	170
計（7団体）			7,498	3,500

（※ 印は野生動植物等の保全事業）

（４）保安林の指定 〔林政課〕

水源のかん養や山地災害の防止機能等森林の公益的機能を確保するため、重要な森林について保安林の指定を推進しました。

・平成23年度末指定面積 48,984ha

（５）生物多様性の啓発 〔自然環境課〕

ア 生物多様性保全戦略推進事業

平成22年が国際生物多様性年であったことから、広い層の県民に生物多様性をわかりやすく啓発するため、長崎県美術館において「い

きものつながりアート展in長崎」を開催しました。

平成23年度は、その出展作家の作品（動物リアルぬいぐるみと動物生態写真）により構成された展示セットにより「いきものつながり巡回展」を離島4地区（対馬市、壱岐市、五島市、新上五島町）で開催しました。

イ 長崎県レッドデータブック「ながさきの希少な野生動植物(普及版)」の発行

平成22年度末に改定した長崎県レッドリストについて、「ながさきの希少な野生動植物（普及版）」として発行

課題

- 近年、イノシシ、シカ等の野生鳥獣による農林業被害が顕著です。これには、被害防除施設の整備とともに、有害鳥獣の駆除に従事できる狩猟者の確保と育成、さらには被害対策を講じるための鳥獣生息実態調査が必要です。
- 多面的な機能強化と併せて、自然景観形成のための「彼岸花」、「水仙」など草花等の植栽を推進します。
- 農村の水辺空間や農業用の施設、農地などは、多面的機能を持つ、県民共有の財産であり、その保全活動に対して、広く県民に理解を求めていく必要があります。

第2節 自然とのつながりの回復

1 自然とのふれあいの場の保全・整備

現状・施策

(1) 自然公園制度等の運用〔自然環境課〕

自然公園には、我が国の風景を代表するに足りる傑出した自然の風景地として指定する国立公園、国立公園の風景に準ずる優れた自然の風景地として指定する国定公園、都道府県の風景を代表する風景地として指定する都道府県立自然公園があります。

本県における配置は図3-2-1-1、指定状況は表3-2-1-2に示すとおりで、合計面積は741km²で県土面積の18.1%を占め、自然環境の保全を図るとともに、自然体験、自然観察、エコツーリズム、野外レクリエーション等自然とのふれあいの場として重要な役割を果たしています。

図3-2-1-1 自然公園位置図

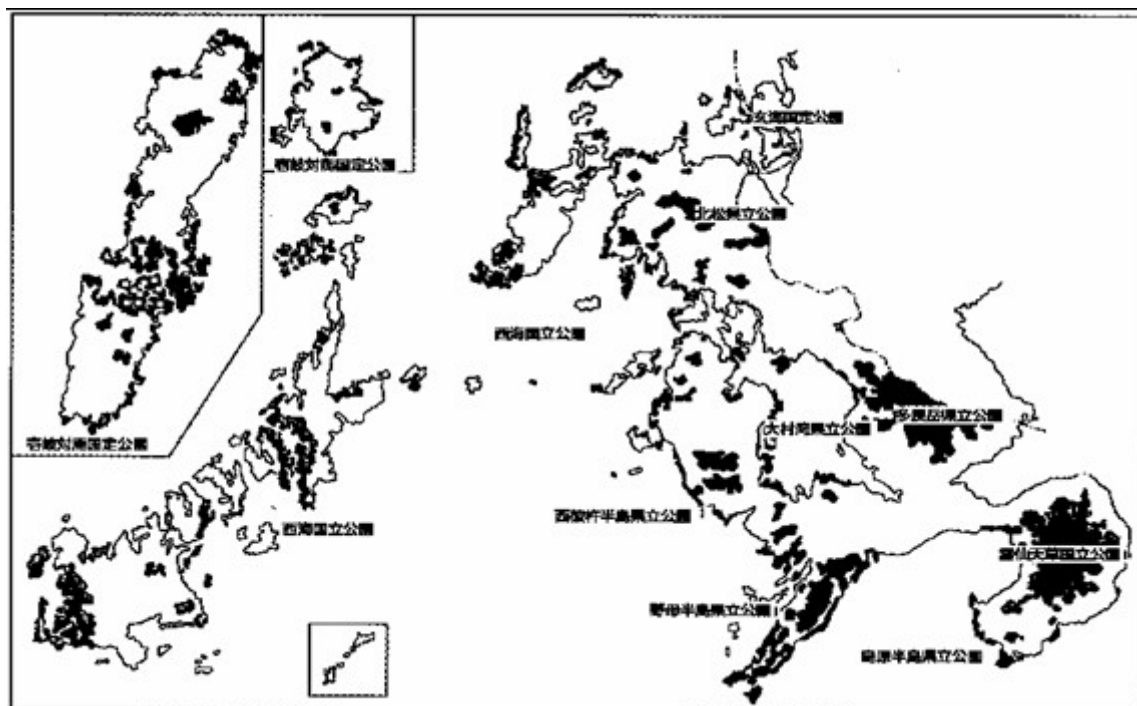


表3-2-1-2 自然公園の種類別面積

種 別	公園数	公園面積(ha)	県土地面積に対する比率(%)
国立公園	2	37,504	9.2
国定公園	2	12,304	3.0
県立自然公園	6	24,283	5.9
合 計	10	74,091	18.1

(2) 公園計画の見直し〔自然環境課〕

自然公園法において、自然公園の保護及び適正な利用を図るために公園計画を定めることになっています。国においては、国立公園を取り巻く社会条件等の変化に対応するため昭和57年度から自然保護を基調として公園計画の再検討を行っています。また、再検討が終了した公園については、おおむね5年ごとに公園計画の点検を実施することとされています。(表3-2-1-3)

国定公園においても、国立公園に準じて再検討を進めることとされ、再検討が終了した公園については国立公園と同様に点検を実施することになっています。

表3-2-1-3 保護計画一覧表 (単位：ha)

区 分		項 目	指定年月日	面 積 (海域を除く)			海域公園地区	
				計	特別保護地区	特別地域		普通地域
国立公園		雲仙天草国立公園雲仙地域	S9.3.16	12,858.0	588.0	4,360.0	7,910.0	—
		西海国立公園	S30.3.16	24,646.0	80.0	23,571.0	995.0	30.4
		小 計		37,504.0	668.0	27,931.0	8,905.0	30.4
国定公園		杵岐対馬国定公園	S43.7.22	11,946.0	289.0	11,454.0	203.0	47.5
		玄海国定公園 北松浦地域	S31.6.1 北松浦地域編入 S43.7.22	358.0	—	358.0	—	—
		小 計		12,304.0	289.0	11,812.0	203.0	47.5
県立自然公園		多良岳県立公園	S26.4.6	6,543.0	—	—	6,543.0	—
		野母半島 //	S30.10.13	7,090.0	—	—	7,090.0	—
		北 松 //	S37.1.10	3,514.0	—	34.0	3,480.0	—
		大村湾 //	S41.1.11	2,235.0	—	45.0	2,190.0	—
		西彼杵半島 //	S41.1.11	3,066.0	—	—	3,066.0	—
		島原半島 //	S45.1.20	1,835.0	—	—	1,835.0	—
		小 計		24,283.0	—	79.0	24,204.0	—
		自然公園合計		74,091.0	957.0	39,822.0	33,312.0	77.9

(注) 西海国立公園の海域公園地区の指定は、昭和47年10月16日、杵岐対馬国定公園の海域公園地区の指定は、昭和53年6月16日です。

(3) 自然公園における風致景観の保護〔自然環境課〕

自然公園には、風致景観の保護を図るため、特別地域、特別保護地区、及び海域公園地区が指定されています。

これらの地域において各種行為を行う場合は、環境大臣又は県知事の許可が必要であり、その際には、自然公園法施行規則第11条に規定する許可基準により判断することにより、風致景観の保護を図っています。

また、普通地域においても、一定の行為について環境大臣又は県知事

への届出が必要とされており、これにより風景の保護を図っています。
平成23年度における各種行為に対する許可申請等の処理状況は表3-2-1-4のとおりです。

表3-2-1-4 平成23年度自然公園許可申請等の処理状況（件数）

公園名	処理※	工物の新改増築	木竹の伐採	土石の採取	広告物の設置	土地の形状変更	指定植物の採取	色彩の変更	非常災害の応急措置届出	家畜の放牧届出	普通地域行為届出	国の特例（協議・届出・通知）	合計
雲仙天草 国立公園	環境省	6								1		4	11
	知事	19			5	1					1	4	30
	島原	11			4		1						16
	小計	36			9	1	1			1	1	8	57
西海 国立公園	環境省	14		2						1		3	20
	知事	24			4	1						3	32
	県北	27			4								31
	五島	6											6
	小計	71		2	8	1				1		6	89
杵岐対馬 国定公園	知事	20	9	1	3	1						12	46
	杵岐	2											2
	対馬	7	3						1				11
	小計	29	12	1	3	1			1			12	59
玄海 国定公園	知事	3											3
	県北												
	小計	3											3
野母半島県立公園										4		4	
大村湾県立公園										2		2	
島原半島県立公園										1		1	
合計		139	12	3	20	3	1		1	2	8	26	215

※申請等の内容・規模によって、許可等の処理の権限が、国立公園の場合環境省・県知事・振興局長、国定公園の場合県知事・振興局長に、それぞれ分かれています。

（4）自然保護のための用地取得〔自然環境課〕

自然保護基金は県内の優れた自然を保護するとともに、その利用の増進に必要な不動産を取得するため、金額1億円で昭和47年に設置されました。これまで、9か所16件、845,165.67m²を基金で購入しました。

平成7年度以降、活用実績がないことから、平成16年度末をもって長崎県自然保護基金条例を廃止し、用地基金と統合。平成17年度より自然保護のために必要な用地取得は用地基金で行うこととなりました。

(5) 自然公園における環境保全対策〔自然環境課〕

ア 自然公園の美化清掃活動事業

自然公園の利用によりもたらすゴミは、単に美観を損ねるだけでなく悪臭の発生など、環境汚染を引き起こしたり、野生動物が誤って飲み込んでしまうなど、生態系に悪影響を与えます。

そこで、特に利用者の多い国立公園内の主要な利用地域の美化清掃を積極的に推進するため、現地における美化清掃団体の育成強化を図り、それらの団体が行う清掃活動事業に対し補助を行っています。（表3-2-1-5）

このほか、自然公園の利用地域において、自然公園法第19条に基づき、県・市・町及び関係団体が協力して美化清掃活動を実施するとともに「ゴミ持ち帰り運動」等美化思想の普及啓発を行っています。

表3-2-1-5 美化清掃活動事業実施状況（平成23年度）

国立公園名	地域名	事業費	実施団体
西海	鹿子前	1,200,000円	長崎県自然公園協議会 佐世保支部
西海	弓張岳	1,200,000円	// //
西海	平戸	1,700,000円	// 平戸支部
西海	福江	1,550,000円	// 福江支部
雲仙天草	雲仙	3,714,000円	(一財)自然公園財団 雲仙支部
計	5か所	9,364,000円	

イ 環境管理事業

雲仙の春を代表する景観であるミヤマキリシマ群落は、放牧により形成された人為的な景観ですが、今では放牧は行われていません。

このため、地元「雲仙を美しくする会」の下草刈りボランティア活動の協力を得て、この景観を維持しています。

また、雲仙温泉の原生沼は県内でも貴重な高層湿原ですが、植物の堆積や周囲からの土砂の流入によって、近年、干陸化が進んでいました。県では、定期的に草刈りを行い、景観の維持に努めています。

なお、環境省では羊、ヤギの放牧によるミヤマキリシマ群落の再生と管理の省力化等を目的に、平成22年度から実証実験を行っています。

ウ 管理体制の強化

国立・国定公園及び県立自然公園の管理については、国立公園を所管する環境省をはじめ、関係市町、関係団体、自然公園指導員等と連携協力し、その適正を期しています。

なお、雲仙天草及び西海の両国立公園については、環境省により雲仙天草国立公園雲仙自然保護官事務所（雲仙市）、西海国立公園佐世保自然保護官事務所（佐世保市）及び五島自然保護官事務所（五島市）が設置されています。

(6) 自然公園の利用状況〔自然環境課〕

自然公園等の利用者数を把握することは、公園計画の策定及び施設整備等の基礎資料となり、自然公園行政の推進に欠くことができないものであることから、毎年調査を実施しています。平成23年の利用者数は、12,793千人で大震災の影響等により対前年比97%となっています。

(表3-2-1-6)

表3-2-1-6 公園別利用者数調

区分	公園名		利用者数(千人)		対前年比 (%)
			平成22年	平成23年	
国立公園	雲仙天草(雲仙のみ)		2,536	2,308	91
	西海	平戸・九十九島	3,078	2,875	93
		五島列島	1,482	1,518	102
		小計	4,559	4,393	96
	計		7,095	6,701	94
国定公園	壱岐対馬		1,367	1,332	97
	玄海(北松浦のみ)		72	54	75
	計		1,439	1,386	96
県立 自然公園	野母半島		1,814	1,839	101
	多良岳		811	790	97
	大村湾		931	885	95
	島原半島		504	525	104
	西彼杵半島		424	481	113
	北松		187	186	99
	計		4,671	4,706	101
合計			13,205	12,793	97

(7) 国立公園・国定公園・県立自然公園の利用施設〔自然環境課〕

自然公園は人々が自然との交流を図る健全な野外レクリエーションの場として、ますますその重要性が高まっています。地域にふさわしい利用施設を計画的に整備し、快適で適正な利用の推進を図ることにしています。

公園施設については、自然環境に配慮しつつ、自然とのふれあいを求める県民のニーズに応え、安全で快適な利用を推進するため、自然公園の利用計画に基づき国直轄、自然環境整備交付金、県単独、県費補助事業等により園路、園地、休憩所、公衆便所、野営場、駐車場等公共的な施設の整備を年次計画によって実施しています。

なお、平成23年度における自然公園の整備状況は、表3-2-1-7のとおりです。

表3-2-1-7 国立・国定・県立公園の整備状況（平成23年度）

(ア) 国直轄事業（国費100%）

公園名	市町名	事業名	規模及び構造	事業費 (千円)
西海国立公園	佐世保市 平戸市 小値賀町 新上五島町 五島市	九州自然歩道	測量設計	9,675
雲仙天草国立公園	雲仙市	普賢岳新登山道	設計、登山道	34,062
雲仙天草国立公園	島原市 雲仙市	エントランス整備	標識、園地等	9,415
計				53,152

(イ) 地域自主戦略交付金事業（国費45%）

公園名	市町名	事業名	規模及び構造	事業費 (千円)
長距離自然歩道	佐世保市 平戸市 五島市 新上五島町 小値賀町	九州自然歩道	歩道、標識、公衆便所等	109,330

(ウ) 県単独事業（県費5/6 地元負担金1/6）

公園名	市町名	事業名	規模及び構造	事業費 (千円)
野母半島県立公園	長崎市	甌岩公園	パーゴラ、ベンチ、歩道改修等	17,661
大村湾県立公園	川棚町	大崎自然公園	防護柵改修	2,588
計				20,249

(8) 九州自然歩道の整備〔自然環境課〕

九州自然歩道の利用を促進するために、既設ルート（南島原市口之津～佐世保市栗ノ木峠）について歩道の改修と老朽化した案内板や標識等の補修等を実施しています。

また、世界遺産暫定一覧表に登録された「長崎の教会群とキリスト教関連資産」を結ぶルート（下五島、上五島、平戸、佐世保）を九州自然歩道に加え、五島、平戸等の美しい自然とふれあいながら教会群を巡ることのできる歩道として整備を実施しています。

平成23年度は図3-2-1-8のとおり五島市、新上五島町、小値賀町、平戸市、佐世保市において、歩道、標識類、公衆便所等を整備しました。

図3-2-1-8 九州自然歩道ルート



(9) 雲仙公園 〔自然環境課〕

ア 雲仙公園の概要

雲仙は島原半島の中央部に位置し、雲仙火山の主峰をなす普賢岳（1,359m）、国見岳（1,347m）、妙見岳（1,333m）、九千部岳（1,062m）等が急峻な山岳地形を形成していますが、平成2年に始まった火山活動により、新たに平成新山（1,486m）が加わりました。

中腹部には雲仙地獄と呼ばれる噴気地帯があり、周辺には旅館、ホテルを中心とした雲仙温泉街が形成されています。

県では明治44年に、雲仙地獄周辺の官有地を県営温泉公園とし、雲仙の優れた自然を活用して観光客、特に外国人客の誘致を図るため、全国に先駆けて自然公園の整備、管理を開始しました。

大正2年には、県営施設として開設された日本最初のパブリックゴルフコースである雲仙ゴルフ場が開設されました。

昭和9年には、国立公園制度の発足とともに雲仙は、我が国第1号の国立公園に指定されました。

戦前は外国人の保養地として、戦後は九州を代表する温泉宿泊地として発展してきました。

しかし、平成2年11月に普賢岳が198年ぶりに噴火し、度重なる火砕流等により大きな被害が発生しました。

イ 雲仙公園の利用施設の整備と管理

雲仙公園のレクリエーション利用に供するため自然公園等整備事業

により園地、駐車場、自然歩道、野営場（キャンプ場）等を整備しています。

雲仙温泉地区の国有地では、環境省が直轄事業としてビジターセンター、雲仙地獄探勝歩道を整備し、その他に国庫補助事業として県が田代原野営場、池ノ原園地、宝原園地等の整備を行ってきました。

これらの施設の管理は、直轄事業分については、（一財）自然公園財団などで、国庫補助事業分については、県で行っています。

県で設置している自然公園の有料施設のうち、田代原野営場（雲仙市）、雲仙テニスコート（雲仙市）、論所原野営場（南島原市）については、指定管理者制度を導入し、管理・運営を行っています。

A 仁田峠循環自動車道路（平成21年度から雲仙市道小浜仁田峠循環線）

昭和11年に仁田峠～終点（現在の下り線）5,802m・幅員4.0mが完成し、昭和12年には定期バスが運行を開始しました。さらに昭和31年に池ノ原～仁田峠間（現在の上り線）4,438m・幅員4.0mが整備され、総延長10,240mのうち一部は国道に移管され、現在の8,200mの区間となっています。

平成21年4月には雲仙市へ移管され、一般市道として通行料が無料となり、平成21年度の通行台数は148,586台と対前年度比50%増でしたが、平成23年度は86,058台、20年度比13%減となっています。（表3-2-1-9）

これは、震災による観光客減と平成23年6月11日から8月8日までの路面崩落による通行止めが原因と考えられます。

表3-2-1-9 仁田峠循環自動車道路利用状況（台数）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
平成23年度	5,988	16,180	2,912	0	4,331	6,976	
平成20年度	6,665	18,864	2,939	5,228	8,179	5,411	
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
平成23年度	9,491	23,502	5,140	4,307	2,855	4,376	86,058
平成20年度	8,856	27,116	3,710	2,836	3,859	5,311	98,974

（10）温泉の保護と利用〔自然環境課〕

ア 温泉の利用

我が国は世界でも有数の温泉国であり、本県には、雲仙・小浜、壱岐湯本の国民保養温泉地をはじめとして多くの温泉地があり、古くから国民の保健休養地として親しまれ、行楽の中心地として利用されてきました。（表3-2-1-10）

表3-2-1-10 温泉利用状況（平成24年3月31日現在）

所轄市町村名	市町村名	温泉地名	源泉総数 A+B	利用源泉数		未利用源泉数		温度別源泉数				湧出量I/分		宿泊施設 数	収容 人員	年度延宿泊 利用人員	温泉利用 の公衆浴 場施設	国民保養温 泉地年度延 宿泊人員	主たる泉質名		
				A	B	数	(B)	25℃ 未満	25℃以上 42℃未満	42℃ 以上	水蒸気 ・ガス	自噴	動力								
																				自噴	動力
西	彼	長	与	1	1			1						75					単純温泉		
			岡	1	1				1					300					炭酸水素塩泉		
			高田	1	1				1					236					単純温泉		
			時津	1	1			1						55					単純温泉		
			西海	1	1				1					300					塩化物泉		
			西海	2	1	1			1					60					塩化物泉		
			計	7	0	5	1	1	1	5	1	0	60	1,266	0	0	0	5	0		
央	央	諫早	松里	1			1	0	1					270					塩化物泉		
			唐比	1		1		1						170	1	48	525	1	塩化物泉		
			飯盛	2	2					2				350				2	塩化物泉		
			本野	1	1				1					170				1	炭酸水素塩泉		
			幸	1	1				1					150				1	単純温泉		
			大村	9	2	2	5	2	6	1		541	381	0	0	0	2	1	塩化物泉		
			東彼杵	2	2				1	1			260					2	単純温泉		
			川棚	4	2	1	1	2	1	1		168	524	1	149	12,230	2	2	塩化物泉		
			波佐見	5	3	2	4	1					497	2	32	589	2	2	炭酸水素塩泉		
			計	26	0	14	3	9	9	12	5	0	709	2,772	4	229	13,344	12	0		
南	南	島原	島原	7	3	2	2		7				164	280	5	1,038	113,771	5	2	炭酸水素塩泉	
			有明	2	2				2					670					2	炭酸水素塩泉	
			雲仙	1	1				1		1			90					2	Na-塩化物・炭酸水素塩泉	
			小浜	31	13	11	7			31			6,002	4,167	23	2,199	134,443	20	186,495	塩化物泉	
			雲仙	46	45		1			46				算定不能	17	4,324	358,279	21	405,726	硫黄泉	
			南島原	1			1	1						337					1	塩化物泉	
			口之津	1	1			1						136	1	107	4,706	1	1	塩化物泉	
			南有馬	3	3				3					480	2	69	10,016	2	2	単純温泉	
			須川	1	1				1					124	1	36	1,567	1	1	単純温泉	
			布津	1	1				1		1			142					1	塩化物泉	
			島原・深江	2			1	1	1					173	1	497	125,242	1	1	炭酸水素塩泉	
			計	97	61	23	10	3	3	15	79	0	6,166	6,768	50	8,270	748,024	56	592,221		
北	北	平戸	田の浦	1	1			1						6		29	685			単純温泉	
			田助	1		1		1						17		11	0	0	0	単純温泉	
			千里ヶ浜	1	1			1		1				78	1	516	67,598	1	1	炭酸水素塩泉	
			平戸	1	1				1					200	7	1,174	111,254	7	7	炭酸水素塩泉	
			大島	1	1			1						2	1	53	1,486	1	1	炭酸水素塩泉	
			生月	1	1			1						64					0	炭酸水素塩泉	
			田平	1	1			1						154	1	118	17,616	1	1	含鉄・ナトリウム炭酸水素塩泉	
			喜内瀬	1	0	1		1		1				200	1	84	5,779	1	1	ナトリウム・マグネシウム塩化物泉	
			阿蘇免	1	1			1		1				390	1	114	1,600	1	1	塩化物泉	
			計	9	1	6	1	1	2	5	2	0	23	1,088	14	2,099	206,018	12	0		
五	五	島	福江	1	1		0	1						100	1	448	13,385	1	1	含鉄・ナトリウム塩化物泉	
			富江	1	1			1						209					1	塩化物泉	
			荒川	5	5				5			350		5	84	680			2	塩化物泉	
			岐宿	1	1			1						350					1	塩化物泉	
			計	8	5	3	0	0	0	3	5	0	350	659	6	532	14,065	5	0		
上	上	五島	新上五島	2	2			1	1					79.6						1	塩化物泉
			新魚目	1	1			1						130.0	1	58	95	1	1	単純温泉	
			計	3	0	3	0	0	0	2	1	0	0	209.6	1	58	95	2	0		
香	香	岐	郷ノ浦	2	1	1		1	1					272						1	塩化物泉
			湯本	17	1	13	2	1		17			不明	310	8	401	13,263	12	13,263	1	塩化物泉
			江角	1	1			1		1				0						1	塩化物泉
			計	20	1	14	2	3	0	1	19	0	0	582	8	401	13,263	13	13,263		
対	対	馬	嚴原	1	1			1						188						1	単純温泉
			美津島	1	1			1						90	1	76	9,485	2	2	単純温泉	
			峰	1	1			1						170					1	塩化物泉	
			上対馬	1	1			1						108					1	単純温泉	
			計	5	0	5	0	0	0	5	0	0	0	708	1	76	9,485	5	0		
長	長	崎	矢上	1			1	1						60						1	塩化物泉
			中里	1	1			1						算定不能						1	炭酸水素塩泉
			江の浦	1	1			1						算定不能	1	50	12,997			1	メタけい酸の項により鉱泉
			五島	1	1			1						200						1	塩化物泉
			岩見町	1	1			1						135						1	アルカリ性単純温泉
			伊王島	1	1			1		1				400	1	410	100,173	1	1	塩化物泉	
			高浜	1	1			1						40	1	42	7			1	塩化物泉
			野母	1	1			1						40						1	塩化物泉
			野母	1	1			1						79	1	95	11,004	1	1	含鉄泉	
			三和	1	1			1						104						1	単純温泉
			計	10	0	7	0	3	5	4	1	0	0	1,058	4	597	124,181	5	0		
佐	佐	世保	針尾	1	1			1						200	1	297	45,720	1	1	1	塩化物泉
			広田	1	1			1						187.5						1	炭酸水素塩泉
			三川内	1			1	1						15						1	炭酸水素塩泉
			木原	1	1			1						206						1	単純温泉
			崎岡	1	1			1						600	1	91	11,736	1	1	1	炭酸水素塩泉
			ハウステンボス	1	1			1						506	1	655	133,104	1	1	1	塩化物泉
			南風崎	1	1			1						300	1	270	44,386	1	1	1	塩化物泉
			上原	1	1			1						38						1	炭酸水素塩泉
			大塔	1	1			1						600						0	炭酸水素塩泉
			谷郷	1	1			1		1				400	1	301	21,332	2	2	2	炭酸水素塩泉
			鹿子前	1	1			1						277	1	79	4,976	1	1	1	含鉄泉
			相浦	1	1			1						160						1	炭酸水素塩泉
			大塔	1	1			1						416						1	炭酸水素塩泉
			世知原	1	1			1						207	1	72	12,697	1	1	1	炭酸水素塩泉
			心野町	1	1			1						200						1	アルカリ性単純温泉
			鹿町町	1	1			1						280	</						

「温泉法」はこれらの温泉を保護しその適正な利用を図ることを目的とし、温泉を掘削又は増掘する場合や動力装置を設置する場合には県知事の許可を、温泉を公共の浴用又は飲用に供しようとする場合には県知事又は長崎市長、佐世保市長の許可を受けなければならない旨定めています。平成20年10月には「可燃性天然ガスによる災害の防止」が目的に追加され、温泉に付随する可燃性天然ガスに対する安全対策が事業者に義務付けられ、基準値を超える可燃性天然ガスを含む温泉を反復継続的に汲み上げる場合には温泉採取許可、基準値以下である場合には可燃性天然ガス濃度確認申請を県知事あてに提出することが必要となりました。（表3-2-1-11）

温泉はこれまでの医治効用・健康や保養を目的とした利用方法から、太陽光発電や風力発電等とともに有力な再生可能エネルギーの資源として地熱発電やバイナリー発電が注目を集めています。雲仙市の小浜温泉では、温泉水を利用したバイナリー発電の実証事業が行われており、今後、既存の温泉の保護にも十分配慮しながら、新たな活用について可能性を探る必要があります。

表3-2-1-11 掘削許可等の処理件数

	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
掘削許可	7	9	8	8	4	5	5	3	1	1
増掘許可	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
動力装置許可	6	10	4	17	0	2	7	3	2	0
温泉採取許可							22	1	1	2
可燃性天然ガス濃度 確認申請							96	11	10	4
温泉利用許可	19	24	40	28	27	11	10	13	24	13
合計	32	43	52	53	31	18	140	31	38	20

イ 国民保養温泉地

国民保養温泉地は、温泉地のうち、温泉利用の効果が十分期待され、かつ健全な保養地として大いに活用される場所を「温泉法」に基づいて環境大臣が指定した地域です。

それぞれの地域ごとに策定された「国民保養温泉地計画」に基づき整備や維持管理がなされており、長崎県では、表2-1-1-12に示すとおり雲仙・小浜温泉、壱岐湯本温泉が指定されています。

なお、壱岐湯本温泉が平成3年度に、国民保健温泉地（国民保養温泉地のうち、医師の協力を得て温泉の保健的利用を促進することが期待できる条件を備えた温泉地）の指定を受け、平成3年度から5年度にかけて国庫補助事業により整備が行われました。

平成24年7月に環境省から通知が出され、国民保養温泉地計画は5

年毎に見直しを行うことになりました。

このため、県内の2か所の国民保養温泉地も、計画の見直しに向け関係者と調整を図っていくこととなります。

表 3-1-1-12 国民保養温泉地・国民保健温泉地整備状況一覧表

温泉地名	指定年	指定面積	整備年度	整備内容
小浜・雲仙	(雲仙) 昭和31年 (小浜) 昭和37年	141.6ha	(小浜) 昭和37年度 昭和40年度 昭和41年度 昭和44年度 // 昭和51年度	温泉保養地大浴場(鉄筋コンクリート建531㎡、国庫補助事業)(昭和40年より国民宿舎建設) 駐車場建設(面積2,021㎡ 国庫補助事業) 園地(面積2,660㎡ 国庫補助事業) 温泉プール(本体、付帯施設国庫補助事業) 温泉プール(上家、町単独事業) 温泉プール(子供プール本体、付帯施設、国庫補助事業)
壱岐湯本	昭和46年 (平成3年度変更) ↓ 国民保健温泉地	11.4ha (46.0ha)	昭和46,48年度 平成3年度 平成4年度 // 平成5年度 // //	温泉館新築(町単独事業) 園地(面積1,150㎡、街路灯国庫補助事業) 園地(遊具設置町単独事業) ゲートボール場(面積2,934㎡、休憩所国庫補助事業) 温泉掘削(深さ600m、湯施設町単独事業) ゲートボール場(便所53㎡、歩道L54m、国庫補助事業) 温泉センター基本設計(町単独事業) 多目的保養温泉センター(町単独事業)

(10) 森林とのふれあい(長崎県民の森) [林政課]

県民の森では指定管理者制度を導入し、森林の整備や施設の改修などを行い、安心・安全な森林とのふれあいの場の提供に努め、また、森林の癒し効果(森林セラピー)を利用した取組みについても推進しました。
平成23年度の来場者数は139,208人でした。

(11) グリーン・ツーリズムの推進 [農山村対策室]

農山漁村の活性化を図るため、農林漁業や自然体験、新鮮で豊富な地場農林水産物等の地域特有の資源を生かしたグリーン・ツーリズムの推進を図るため、平成22年度に引き続きグリーン・ツーリズム推進事業並びに県グリーン・ツーリズム推進協議会事業を実施しています。
また、「子ども農山漁村交流プロジェクト」の受入体制整備の支援を実施しています。

(12) 都市と漁村の交流拡大、ブルー・ツーリズムの推進 [漁政課]

漁村地域の特性・資源を活かした活力ある地域づくりを図るため、国

の離島再生支援交付金等の諸制度を活用して、各地域が主体的に取り組む観光等の他産業と連携した取組に対する支援を実施しました。

課題

- 自然公園指定後も地元関係市町等地域との連携を密にし、地域の実情を把握し、よりよい公園として適正な維持管理を行っていく必要があります。
- 三位一体改革後、国の直轄事業が一部拡充されましたが、対象範囲が限られており、十分な事業の実施には至っていない中で、整備や管理水準の維持、向上が課題です。
- 今後とも老朽化した既存施設について自然公園施設のバリアフリー対策も含めた再整備や長距離自然歩道の標識等の再整備、自然公園の景観を楽しむための展望を中心とした園地整備、自然観察や野外体験等、自然学習の場としての施設整備を進める必要があります。
また、「エコツーリズム」といった新しい形態の公園利用にも十分対応できるよう、より一層質の高い施設の整備を進める必要があります。
- 自然林の保全は野生動植物保護の観点から最も効果的です。特に絶滅の危機に瀕している動植物について、その原因が自然林の減少に起因しているものが多く見られることから、できるだけ広い面積の自然林を保全することが必要です。
- 民有林面積の約40%がスギ、ヒノキの人工林で、人工林においては特に森林が有する公益的機能の発揮に重要な間伐の一層の推進が必要です。
- 平成20年度から、小学生を対象に農山漁村での宿泊体験「子ども農山漁村交流プロジェクト」が実施されており、受け入れに対応できる地域の育成が必要です。
- グリーン・ツーリズム実践者組織の自立を視野に入れた誘客活動や効果的な情報発信が課題です。
- ブルー・ツーリズムは海上での活動が多いため、気象条件に左右されやすいこと、船舶からの転落など危険性が高いこと、漁業に関するさまざまな制約があることなどに十分な配慮が必要です。
- 魅力あふれる県民の森づくりに取り組んでいますが、交通の便、施設の老朽化などで利用者数が伸び悩んでおり、更なる改善が必要です。

2 自然とのふれあいの機会の提供

現状・施策

(1) 自然に親しむ各種の行事の実施〔自然環境課〕

人々が自然に対する理解を深め、自然を大切にしようとする心とモラルを育成するため、自然公園の健全な野外レクリエーションの場である園地、ビジターセンター、自然歩道等の施設を活用し、自然に親しむ活

動等を通じ、自然教育等の推進やエコツーリズムを担う人材の育成を図っています。実績は表3-2-2-1のとおりです。

表3-2-2-1 自然に親しむ運動実績（平成23年度）

公園名	期 日	行 事 名	内 容	開催地	方法
西海 国立公園	5月29日 7月3日	西海国立公園「ゴー ゴートう自然公園 ガイド養成講座」	地元ガイド養成（H22 ～23年度の2か年、4 回の講座）	新上五島町	直営
	5月8日 7月10日			五島市	
雲仙天草 国立公園	11月3日	ジオパークガイドに よる実践「島原半島 ジオパークへの旅」	ジオパークガイドによ るジオサイト学習ツア ー	島原半島	直営

(2) 自然とのふれあいを推進する指導者等の育成〔自然環境課〕

自然環境の保護及び自然公園の適正な利用を確保し、自然環境行政を推進するためには、市町及び民間の協力が不可欠です。

自然保護活動の基礎となる自然に親しみ、自然を育む心を醸成するには、民間指導者の自主的な啓発活動に負うところが大きいのです。

県は長崎県未来につながる環境を守り育てる条例に基づき、自然環境保全地域等を巡回し、自然環境の保全及び動植物の保護の状況を把握するとともに、自然保護について指導するため自然環境監視員を委嘱し、県下の希少野生動植物種保存地域に配置しています。

また、特に、国立公園及び国定公園を保護しその利用の適正化を図るため、自然公園指導員48人が環境省自然環境局長から委嘱されています。

(3) 森林とのふれあい（インタープリターとの連携）〔林政課〕

長崎県民の森で開催する自然観観察会、ネイチャーゲーム、木工クラフト、オリエンテーリング及び星の観察会など、インタープリター（森の案内人）と連携し、森林とのふれあう機会の提供に努め、森林に対する県民意識の啓発を図りました。

・イベントの回数 46回 ・参加人数 3,114人

(4) 水辺の環境整備〔河川課〕

地域の人々が、河川の水辺で愛護活動や親水活動を行いやすい水辺環境を整備するため、斜路、階段、飛び石、低水護岸、散策路等の整備を行いました。

平成23年度の水辺での活動参加者数は、7,132人でした。

(5) エコツアー・コーディネーター育成事業〔自然環境課〕

平成21年度からの3か年にわたり、地域でエコツーリズムに取り組む団体（小値賀、平戸、島原）に対して、エコツアーをコーディネートで

きる人材の育成を支援しています。（ふるさと雇用再生特別基金事業）

課題

- 今後、重点的に自然学習のための魅力あふれる活動プログラムづくり等を行う必要があります。

3 社会経済活動における適切な活用

現状・施策

（1）中山間地域等直接支払制度の実施〔農山村対策室〕

農業生産条件の不利な地域において、農道や用排水路の整備、畦畔の雑草及び耕作放棄地の管理を含め、稲作等を主体とした農業生産活動等を行います。

また、水源のかん養、洪水防止と景観維持など、農山村地域の多面的機能の維持・保全のための活動を支援します。

平成23年度は、制度拡充により支援対象となった離島平地での協定面積拡大に取り組みました。

（2）農地・水保全管理支払〔農山村対策室〕

農地・農業用水等の資源は、食料の安定供給や多面的機能の発揮の基盤となる社会共通資本であります。しかしながら、こうした資源は、過疎化・高齢化等の進行に伴う集落機能の低下によりまして、適切な保全管理が困難となってきております。

また、これら資源を基盤として営まれる農業生産活動については、環境問題に対する国民の関心が高まる中で、我が国の農業生産全体の在り方を環境保全を重視したものに転換していくことが求められています。

こうした状況を踏まえ、地域において農地・水・環境の良好な保全とその質的向上を図ることを通じて、地域の振興に資するため、地域ぐるみでの効果の高い「共同活動」と、施設の長寿命化に資する「向上活動」を一体的かつ総合的に支援しています。

平成23年度は、15,554haの協定面積となりました。

（3）中山間ふるさと水と土保全対策〔農山村対策室〕

平成23年度は、保全活動に取り組む地域リーダーの育成と都市と農村の交流促進のためのPR活動を行いました。

（4）森林整備事業等〔森林整備室〕

森林の水土保持機能等公益的機能の維持増進を図るため、植栽、下刈り、除伐、間伐等の森林整備を推進しました。

特に、実施が遅れている間伐については、国庫補助事業やながさき森林環境税を活用しながら積極的に取り組みました。

・平成23年度間伐面積 3,489ha

(5) 漁場環境の改善〔資源管理課・漁港漁場課〕

ア 水産環境整備事業

磯焼け対策の取り組みにおける母藻の供給基地となる海藻バンクを整備するために、海藻が着生するコンクリートブロックや自然石など着定基質を設置しました。

・海藻バンクの整備：県北、西彼、橘湾

イ 環境・生態系保全活動支援事業

魚介類の産卵・生育場所であるとともに、漁場の環境保全維持機能を持つ藻場の維持回復・拡大を図るため、藻場等の維持・管理等の環境・生態系の保全活動を行う県内35組織に対し、国交付金事業を活用し支援を行いました。

ウ 海底耕うんの実施

有明海において国公共事業を活用し、海底耕うんを実施しました。

(6) 漁場環境保全対策〔資源管理課〕

漁場環境の長期的変化を把握するため、県下各地に調査地点を設け、水産業普及指導センターが水質・底質・藻場等の定期的な調査を行うとともに、赤潮の発生等漁業被害のおそれがある場合は、適時調査を実施し、漁業者に対し被害の防止や赤潮等発生時の緊急措置に対する指導等を行います。

(7) 生態系等に配慮した漁港施設の整備〔漁港漁場課〕

建設する漁港施設を周辺の環境と調和させ、生物の生態系等に配慮した構造とします。防波堤等の工事に使用する消波ブロック、被覆ブロックに藻類の着底基質等を設置し、藻場の回復を図ります。

平成23年度は9漁港において、生物の生態系等に配慮した漁港施設の整備を行いました。

(8) 海砂採取の際の水産資源保護と自然環境保全との調和〔監理課〕

海砂採取の際の水産資源の保護と自然環境の保全との調和を図るため、海砂採取の許認可については、関係漁協等の同意書を添付させるとともに、関係市町長意見を尊重することとします。

また、海砂採取の方法や採取する区域等についての規制を行います。

さらに、採取量については県内の需要量に見合う量を限度とするとの方針のもと、「海砂採取限度量に関する検討委員会」の提言を受け、平成21年度以降5か年間の年間採取限度量を次のとおり定めています。

○平成21～23年度 300万m³

○平成24～25年度 270万m³

(9) 良好な河川環境の整備と保全〔河川課〕

河川環境に配慮した河川整備計画の策定に取組み(鹿尾川、有喜川)、環境に配慮した工法を用いながら、洪水などによる浸水被害を軽減するための河川整備を行いました。(県内35河川)

(10) 良好な海岸環境の整備と保全〔港湾課〕

国土保全との調和を図りつつ、もって快適な海浜利用の増進に資するため、平成23年度は県内1港の海岸において整備を行いました。

課題

- 近年河川改修や農地改良により自然の草地、湿地が減少しています。特に湿地の面積は森林と比べても大変狭く、その環境が破壊されると代替りの生息地がなく動植物は急速に絶滅に瀕してしまいます。今後、貴重な種が生息する草原や湿地については、立地条件も含めた総合的保全への取り組みが必要です。
- 中山間地域における過疎化の進行や生活・生産様式の変化等により、これまで人為の働きかけによって成立してきた里地里山の荒廃が進み、そこに生息・生育していた希少な野生動植物が絶滅の危機に瀕しています。このような人の関与によって成立してきた自然環境を保全するための新たな仕組づくりが必要です。

第3節 快適な生活環境と歴史的環境の保全

1 快適な生活環境の創造と美しいふるさとづくりの推進

現状・施策

(1) 美しい景観形成の推進〔都市計画課〕

平成15年施行の「美しいまちづくり推進計画」に基づき、県内各地域の自然や歴史、文化、産業などを活かした個性的で魅力あるまちなみ景観の保全と創造を進めてきました。この中での課題を踏まえ、一部に景観法も活用した「美しい景観形成推進計画」を新たに策定し、より効果的な景観形成を推進し、県民が誇りと愛着を持つことができ、多くの観光客に訪れてもらえるような県土づくりを目指します。

制度名	制度の概要	平成23年度の成果
まちづくり景観資産登録制度	個性的で魅力ある景観を形成しているまちなみや建造物、樹木などを登録し、その内容を広く周知するほか、登録した建造物や樹木の所有者による保全・修景行為を、市町と共同で支援する。	<ul style="list-style-type: none"> ■景観資産の登録／まちなみ等2件、建造物等3件、樹木1件 計6件 ■保全事業費の補助／9件
美しい景観形成アドバイザー制度	上記に掲げる場合を始め、住民や市町が良好な景観形成を目指した計画づくりや施設整備を行う場合に、あらかじめ登録した関係分野の専門家を派遣し、必要な助言を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ■アドバイザーの登録／32人 ■アドバイザーの派遣／延べ25回

(2) 河川・ダム・海岸整備の推進〔河川課・港湾課〕

気候変動の影響に伴い、洪水や高潮による浸水被害の拡大が懸念されています。これらによる浸水被害を軽減するため、環境に配慮した工法を用いながら河川・ダム・海岸の整備を行っています。

平成23年度は、河川改修事業・ダム建設事業や海岸保全事業により、自然環境の整備と保全を推進しました。(県内35河川・3ダム・7海岸)

(3) 民有林治山事業等の実施〔森林整備室〕

森林の維持造成を通じて、山地に起因する災害から、生命・財産を守るために、山地災害対策として、山地治山事業、水土保全治山事業、地すべり防止事業等を実施しました。

(平成23年度実施事業)

・山地治山事業	28か所	・水土保全治山事業	6か所
・地すべり防止事業	8か所	・水源地域整備事業	10か所
・環境保全保安林整備事業	1か所	・保安林整備事業	8か所

(4) 無電柱化の推進〔道路維持課〕

無電柱化協議会にて電線管理者の合意を得た区間について整備・施工しています。

(5) 都市における自然環境等の保全〔都市計画課〕

ア 都市公園の整備

都市公園は、人々にゆとりとやすらぎを与えるとともに緑のオープンスペースとしての整備を進めており、本県の一人あたりの都市公園面積は12.48m²/人（H23年度末現在）で全国平均（9.9m²/人）を上回っています。

平成23年度は、都市公園等国庫補助事業で県立都市公園3公園のほか、長崎・佐世保・諫早・大村・島原・五島の6市9公園において整備を行いました。（事業費）8,206百万円 国費4,101百万円）

表 3-3-1-1 一人あたりの都市公園面積（単位 m²/人）

	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
長崎県	11.03	11.36	11.89	11.93	11.84	11.92	12.07	12.16	12.30	12.48
全 国	8.48	8.70	8.89	8.90	9.30	9.4	9.6	9.7	9.8	9.9

イ 緑の基本計画

都市緑地法第4条の規定に基づき、都市における緑地の保全及び緑化の推進を総合的かつ計画的に実施するための緑の基本計画は、平成22年度末現在で全国で648市区町村が策定しています。

県内においては、平成23年度末で、長崎市・佐世保市・諫早市・大村市の4市であるため、他の市町へ策定を指導しています。

ウ 県民の緑化意識の高揚

「都市緑化月間」、「春の都市緑化推進運動」等を実施される関係市町の緑化行事を通じて、緑化思想の普及に努めています。

エ 風致地区

風致地区は、都市における自然的景観を主体とする良好な都市景観を維持するため、市街地の自然景勝地、市街地周辺の丘陵地、景観の優れた水辺地、歴史的意義を有する地域、緑豊かな低密度住宅地等を指定するもので、条例により建築等の行為に一定の制限を設け、良好な都市景観を維持しています。

平成23年度末現在、県内には7市において、43か所約5,580haが指定されています。

(6) 花のある街かどづくり事業〔自然環境課〕

美しい長崎県づくりを推進するために、長崎市及び佐世保市の道路沿線に整備した緑地の維持管理を行っています。

- ・長崎市赤迫 緑地面積：1,464m²
- ・佐世保市大塔町 緑地面積：3,606m²

(7) 県民の参加と協力によるまちづくり〔都市計画課〕

良好な都市環境の形成には、都市計画に住民の意見を反映させる事が大切です。住民が積極的に都市計画に参加できるよう、都市計画提案、公聴会・説明会の開催、都市計画案の縦覧、意見書の提出等の手続きが制度化されており、住民との相互協力によるまちづくりが進められるよう努めています。

(8) ごみの投げ捨て等防止重点地区等の指定〔未来環境推進課〕

文化遺産の存在する地域や良好な自然環境を形成している地域を対象に、未来環境条例に基づき、「ごみの投げ捨て等防止重点地区」、「喫煙禁止地区」及び「自動販売機設置届出地区」を指定し、県民や事業者へ環境美化の取り組みを呼びかけています。

(9) 屋外広告物に関する適正な規制誘導〔都市計画課〕

屋外広告物には、はり紙や立看板といった簡易なものから広告板や広告塔に至るまで多彩な形態のものがあり、社会への情報発信源として、また、市街地における賑わいの一要素として重要な役割を担っています。

しかし、一方においては、はり紙、はり札等、立看板等や広告旗といった簡易な違法広告物の氾濫や広告物の無秩序な掲出により街の景観が阻害される状態も顕在しています。

本県では、広告物に対して様々な規制・誘導を行うとともに、佐世保市においては、住民の協力を得て、違反広告物除却推進運動（クリーンフェイス運動）を行っています。

また、地域の個性を活かした魅力的な広告景観を形成するため、「広告景観モデル地区制度」を設け、島原市森岳地区、大村市上小路周辺地区、平戸市平戸城下旧町地区をモデル地区に指定しています。

(10) 県民参加の森林づくりの支援〔林政課〕

森林に対する理解を深め県民参加の森林づくりを推進するため、森林ボランティア等が実施する森林づくり活動をながさき森林環境税を活用し支援しました。

- ・平成23年度公募事業応募団体数 61団体

(11) 河川愛護運動の支援〔河川課〕

県管理の河川において、河川愛護団体の登録やアダプト制度の推進により、ボランティア活動による清掃美化活動を行っている団体に対して、市町と共に支援し、美しい県土づくりを推進しています。

(12) 森林の維持・保全〔森林整備室〕

ア 絆の森整備事業

人が自然とふれあう場の提供や野生動物との共存のために、森林整備を実施した方に対し助成しました。

・森林整備 8.91ha

イ 育成林整備事業

森林の機能区分に着目した事業体系が見直され、水土保持林整備事業と資源循環林整備事業が統合され、育成林整備事業となりました。これらの森林の緑のダムとしての機能を高めるために、造林・保育・間伐等を実施した方に対し助成を行いました。

・森林整備 2,057ha

ウ ながさき森林環境保全事業

水源のかん養や県土の保全、その他森林が有する多面的かつ公益的機能を高めるために、「ながさき森林環境税」を活用し、手入れ不足となっている水源の森の整備や間伐実施のための作業道開設等に対する助成を行いました。

・ながさき水源の森の整備 522ha

・路網整備 83,000m

課題

- 多面的機能強化のための遊休農地の保全管理を推進します。
- 本県は人家戸以上の土砂災害危険箇所数が全国第3位であり、その整備率は、砂防6.9%、地すべり46.6%、急傾斜24.9%となっているため、今後とも事業を積極的に推進していく必要があります。
- 本県は平地に乏しく、山からすぐ海に至る地形で、県の北部には地すべり地帯があり、多くの離島・半島を有し、台風の常襲地帯に位置しています。そのため、民有林における山地災害危険地区が3,383か所と多数あり、整備率は30.5%と九州平均43.2%と比べて低いものとなっているため、今後とも事業を積極的に推進し、山地災害危険地の整備を図っていく必要があります。
- 本県の治水施設の整備はいまだ立ち後れており、今後一層事業の進捗を図る必要があります。
- 都市公園の整備により都市環境の向上が図られていますが、欧米諸国の主要都市と比較すると低水準であり、今後も整備充実が必要です。
- 快適な都市環境の形成を図るために、「緑の基本計画」の策定が必要です。
- 今後も、屋外広告物法及び長崎県屋外広告物条例に基づき、「良好な景観形成及び風致の維持」、「公衆への危害の防止」の観点から適正な指導・監督誘導を行います。また、屋外広告物に関する地域住民の方々への啓発にも努めていきます。

- 今後も、屋外広告物法及び長崎県屋外広告物条例に基づき、「良好な景観形成及び風致の維持」、「公衆への危害の防止」の観点から適正な指導・監督誘導を行います。また、屋外広告物に関する地域住民の方々への啓発にも努めていきます。
- 都市公園の整備により都市環境の向上が図られていますが、欧米諸国の主要都市と比較すると低水準であり、今後も整備充実が必要です。
- 快適な都市環境の形成を図るために、「緑の基本計画」の策定が必要です。
- 美しいまちづくりの推進に当たっては、行政だけでなく住民の積極的な関与が不可欠であるため、啓発行事やワークショップを開催するなど、一人でも多くの住民に参加してもらえるような取り組みが必要である。

2 歴史的環境の保全と創造

現状・施策

(1) 文化財の保護〔学芸文化課〕

本県には他県に見られない個性豊かな歴史や文化があります。文化財は、わが国の歴史、文化等の正しい理解のために欠くことのできないものであり、かつ、将来の文化の向上発展の基礎となす国民の貴重な財産です。

こうした文化財を保存・継承することは重要なことであり、「文化財保護法」や県・市町の「文化財保護条例」で保護の必要性、方法が定められています。

文化財には、有形文化財、無形文化財等いくつかの種類があります。

その中で国においては、歴史上、学術上価値の高い有形の文化的所産を総称して有形文化財と呼び、その中で特に重要なものを「重要文化財」、さらに価値が高いものを「国宝」としています。また、貝塚、古墳、城跡、その他の遺跡で歴史上又は学術上価値の高いものを「史跡」に、庭園、海浜、山岳、その他の名勝地で学術上又は鑑賞上価値の高いものを「名勝」に、動植物及び地質鉱物で学術上価値の高いものを「天然記念物」としています。さらに、県、市町においても同様に価値の高いものを指定しています。

それ以外にも、日本の伝統的な集落や町並みの景観を保存すると同時に、現代の生活の場としても整備し、次代に伝えていくため、市町が「伝統的建造物群保存地区」を定め、国はその中から価値の高いものを「重要伝統的建造物群保存地区」として選定しています。

さらに、地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のために欠くことのできないものを「重要文化的景観」として選定しています。

これらの指定文化財等については、保護・保存に影響を与えるような

行為について制限を行い、定期巡視等も実施するなど、保護に努めています。

なお、平成23年4月1日現在、県内の国、県指定文化財等（有形文化財（建造物のみ）・史跡・名勝・天然記念物・重要伝統的建造物群保存地区）は表3-3-2-1のとおりです。

表3-3-2-1 指定文化財の指定状況（平成24年4月1日）

	有形文化財 （建造物）	史 跡	名 勝	天然記念物	重要伝統的 建造物群 保存地区	重要文化 的景観
国	32件 （国宝・重要文化財）	28件 （特別史跡を含む）	4件 （特別名勝を含む）	36件	4件	2件
県	31件	89件	1件	103件	—	—
合計	63件	117件	5件	139件	4件	2件

（2）文化財調査管理〔学芸文化課〕

所有者が行う指定文化財の保存修理等に要する経費について39件の補助を行いました。また、長崎県文化財保護指導委員による指定文化財等の巡視を107回実施し、所有者に対し文化財保護に関する指導・助言を行いました。

（3）「伝え守ろう！わがまちの文化遺産」活用事業〔学芸文化課〕

県民が文化財を守り、継承していく気運を醸成するため、地域の文化財に親しむ機会を提供する「長崎県の文化財公開月間」、「発掘調査説明会」等の事業を行いました。

課題

- 美しい景観形成に当たっては、行政だけでなく住民の積極的な関与が不可欠であるため、啓発行事やワークショップを開催するなど、一人でも多くの住民に参加してもらえるような取組や段階的な景観教育が必要です。

第4章 県民・事業者・行政のパートナーシップによる環境づくり

第1節 環境教育・環境学習等の推進

1 学校等における環境教育・環境学習の推進

現状・施策

(1) 総合的な学習の時間を中心とした体験的・実践的な環境教育の推進

〔義務教育課・高等教育課〕

「総合的な学習の時間」において取り組んでいる学校が、平成23年度は小学校298校（79.3%）、中学校79校（43.6%）、高等学校10校（14.9%）ありました。

また、県内すべての公立小・中・高等学校では、関連する教科等（社会科、理科、生活科、技術・家庭科、家庭科、保健体育科、特別活動）で環境教育に取り組んでいます。

(2) 環境教育に関する教職員研修の充実 〔義務教育課・高等教育課〕

ア 県教育センター研修への参加

平成23年度は、県教育センターが開催した環境教育入門研修講座に小・中・高・特別支援学校教員15人が参加しました。

環境教育に関する知識・技能について研修し、指導力の向上を図るとともに、学校教育の中で実践できる環境教育の在り方を探りました。

イ 全国的な研修への参加

平成23年度は、震災の影響により全国環境学習フェア、環境教育指導者養成講座が実施されませんでした。また、例年地区ブロック別に開催される環境教育リーダー研修基礎講座は、関東地区のみ開催され、本県小・中・高等学校からの研修への参加者はありませんでした。

(3) 環境教育・環境学習等の推進状況 〔未来環境推進課〕

ア こどもエコクラブの結成支援

こどもエコクラブは、環境省の呼びかけで平成7年度からはじまった、幼児から高校生ならだれでも参加できる環境活動のクラブです。

環境学習・環境保全活動を推進するため、こどもエコクラブの結成を支援し、平成23年度は71クラブ（3,349人）が登録されています。

このうち学校において登録しているクラブ数は16校です。

イ 環境副読本の県HPへの掲載

中学校における環境教育の学習参考資料として「私たちのくらしと環境」を県HPに掲載しました。

(4) ポスター展の開催〔未来環境推進課〕

「地球環境保全」をテーマに、小・中学生による環境保全ポスターを募集（応募数：1,519点）し、入賞作品（52点）について公表するとともに、美術館2か所で展示会を開催しました。

また、優秀作品は実用的なカレンダー型ポスターとして印刷し、各学校等へ配布し、さらに作品は、環境副読本や環境白書の表紙として使用しました。

課題

- 環境教育は県内のすべての小・中・高等学校で実施されていますが、身近な環境問題を取りあげ、地域人材や施設を活用した体験的環境学習を工夫することが課題です。
- こどもエコクラブ事業では、学校を中心とした結成の拡大を図る必要があります。

2 社会における環境教育・環境学習の推進

現状・施策

(1) 環境アドバイザーの派遣〔未来環境推進課〕

公民館、学校などが自主的に開催する研修会等に有識者・実践活動家などを講師として派遣しています。

平成23年度は、地球温暖化、生ゴミリサイクル、水生生物調査、星空観察など多岐にわたるテーマの研修会等に61回の講師派遣（受講者数：3,082人）を行いました。

(2) 森林づくり活動の普及・啓発〔林政課〕

緑化推進運動ポスターの募集や緑の少年団活動の活性化を図ることで緑化の普及・啓発を図りました。

また、植樹や育樹活動を体験する森林ボランティアのイベントの開催や活動の支援により、森林づくり活動の普及・啓発を図りました。

・森林ボランティア登録団体活動参加者数 4,192人

(3) ガイド養成講座〔自然環境課〕

ア 西海国立公園「ゴーゴーごとう自然公園ガイド養成講座」

平成22年度から引き続き、五島市と新上五島町で、植物や水生生物の実地での学習とガイド実践などの講座を各2回開催しました。

イ 島原半島ジオパークへの旅

島原半島ジオパーク推進連絡協議会が養成したジオパークガイドの実践の場として、ジオサイトを巡る観察ツアーを実施しました。

(4) 探鳥会、自然観察会〔自然環境課〕

県民の野生生物に対する理解と保護意識を高めるために、県内3か所で探鳥会（バードウォッチング）や自然観察会を開催したほか、愛鳥週間ポスターコンクール等を実施しました。

(5) 新生活運動協議会等への支援〔食品安全・消費生活課〕

新生活運動協議会へ補助金を交付し、各生活学校や生活会議を支援することにより、マイバッグ持参運動、廃油利用の石けん作り等の取組みを促進しました。

課題

- 学校、家庭、企業、地域社会における環境保全意識の高揚を図る環境教育・環境学習の推進により、環境に配慮した行動を自主的に実践できる人づくりが必要です。

第2節 自主的な環境保全行動の促進

1 県・市町の環境保全に向けた取り組みの推進

現状・施策

(1) 県の取り組み〔未来環境推進課〕

県は、事業者であり消費者であるという立場に立ち、「環境保全のための率先実行行動計画大綱」（平成8年3月制定）を作成し、省資源や省エネルギーなどの率先的な取り組みを行ってきました。

その後、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、平成12年3月に地球温暖化防止を目的とした「第一次長崎県温暖化対策実行計画」を、平成17年には「県庁エコオフィスプラン第二次長崎県温暖化対策実行計画」を策定し、省資源・省エネルギーやリサイクルの推進、廃棄物の減量、グリーン購入などの目標を掲げて環境保全に向けた行動に取り組んできました。平成22年度には、同計画の見直しを行い、「県庁エコオフィスプラン（第三次温暖化対策実行計画）」を策定し、更なる取り組みの推進を図っています。（表4-2-1-1）

表4-2-1-1 項目別削減目標

項目（単位）	基準年度の量 （平成21年度）	削減率	目標年度の量 （平成27年度）
二酸化炭素排出量	56,697t	10%	51,027t
電気の使用に伴う排出量	26,548t	10%	23,893t
燃料の使用に伴う排出量	30,149t	10%	27,134t
コピー用紙使用量	124,404千枚	±0%	124,404枚
廃棄物発生量	1,818t	27%	1,326t
廃棄物資源化率	47.8%	—	60%

(2) 市町の取り組み〔未来環境推進課〕

市町においても、県と同様に地球温暖化防止のための実行計画を策定し、率先的な環境保全行動を行っています。

(3) 環境管理システムの運用〔環境政策課〕

近年、環境保全に対する関心の高まりから、全国的に環境マネジメントシステムの構築に取り組む企業が増えています。

県自らも1事業者という認識に立ち、平成15年3月に国際環境規格であるISO14001を認証取得しました。平成21年度からは、この基本理念を受け継いで、効率性と自律性を高めた県庁独自の環境マネジメントシステムを構築し、全庁で環境負荷の低減に取り組んでいます。

課題

- 事業者として環境保全のための行動をさらに推進していくとともに、行政として事業者・県民と一体となった取組やそのための体制づくり、情報提供を進めていくことが重要です。

2 県民の環境保全に向けた取り組みの推進

現状・施策

(1) ゴミゼロながさき推進会議（現ながさき環境県民会議）〔未来環境推進課〕

「ゴミゼロながさき推進会議（現ながさき環境県民会議）」は平成13年12月、県民、事業者、行政がそれぞれの役割を果たしながら連携・協力して、廃棄物の発生抑制、再使用及び再生利用を推進していくため、

- ①「ゴミゼロながさき実践計画」の作成
- ②「ゴミゼロながさき実践計画」の実践、評価及びその推進
- ③県民意識の向上その他廃棄物減量化・リサイクルの推進

を所掌事務として設立されました。

同会議の構成団体は、「ゴミゼロながさき実践計画」に基づいて、毎年、実施計画を作成し取組むこととなっています。

県としては、「ゴミゼロながさき実践計画」に基づく実践活動を支援するため、平成15年度から「ゴミゼロながさき推進事業」を展開しています。

(2) 長崎県保健環境連合会〔未来環境推進課〕

県は、環境美化団体組織の充実強化と県下各地区での環境保全活動の推進を図るため、各市町の自治会組織等で構成する長崎県保健環境連合会の活動を支援しています。

同連合会では、昭和61年度から「保健環境推進委員制度」を設け、地域環境保全活動のリーダーを育成するとともに、県と共催して「美しいふるさと推進大会」（10月、松浦市）を開催するなど県民参加による環境保全活動を積極的に展開しました。

また、地域における環境美化活動の輪を広げ、活性化し、定着させることを目的に循環型社会の形成や地球温暖化対策を推進する活動を支援するための補助金交付を行ったほか、6月の空きかん回収キャンペーンや8月のクリーンながさき推進月間を中心として、各市町保健環境連合会と各種民間団体等が協力し、ごみの減量化やリサイクルの推進に関する活動をはじめ、清掃活動や緑化活動等の実践活動を展開しました。

(3) マイ・バッグ・キャンペーン〔未来環境推進課〕

毎年10月を買い物袋持参運動の強化月間として、市町、消費者団体、

県内小売店舗等と連携したマイ・バッグ・キャンペーンを展開しています。また、九州知事会の政策連合事業として九州7県が「九州統一マイ・バッグ・キャンペーン」を展開し、標語の募集、ポスターの作成・配布等を行い、県内における一斉行動参加店におけるマイ・バッグの持参率は約26%でした。

(4) 生ごみ減量化・リサイクル推進リーダーの支援 〔未来環境推進課〕

県内57人の生ごみ減量化リーダーの活動を支援するため、地区幹事会及び全体交流会を開催し、事例発表や意見交換を通してネットワークの強化を図りました。

各リーダーがそれぞれの地区の幼稚園、小中学校、自治会等で生ごみ堆肥化、元気野菜づくりの実践指導を行い、延べ912回の活動実績がありました。

(5) 県民ボランティア活動支援センターの管理運営

〔男女参画・県民協働課〕

県民ボランティア活動支援センターにおいて、環境の分野をはじめとしたボランティアやNPO活動の支援を行いました。

ア 平成23年度利用人数：23,222人

イ 環境保全に取り組むNPO法人数：104法人

課題

- 豊かで美しい自然を守り、清潔で快適な生活環境を求める意識の高揚とともに、環境保全のために自主的に実践活動に参加しようという意識改革を促していくことが必要です。
- 廃棄物の減量化・リサイクルを推進するためには、県民、事業者、行政が役割分担に依りて、より強力連携しながら確実に取組を実施していくことが重要です。

そのため、「県民のゴミゼロ意識の確立」等を柱に、自主的実践行動として、家庭でできるごみの減量化やマイ・バッグ運動（買い物袋持参運動）の推進等が必要です。

3 事業者の環境保全に向けた取組みの推進

現状・施策

(1) エコショップの認定 〔未来環境推進課〕

簡易包装の実施や買い物袋の持参の奨励、トレイなどの店頭回収、再生原料を使用した製品の販売など、環境に配慮した事業活動を実施して

いる小売り店舗等をエコショップとして認定しています。平成10年度からの認定店舗は、2,728店舗（平成23年度末現在）になりました。

また、これらの店舗には、「エコショップ」であることを証明する「エコショップ認定証」を配布し、消費者に環境にやさしい小売店への誘導を図りました。

(2) 優良団体の表彰 〔未来環境推進課〕

ごみの減量化やリサイクルの推進、環境美化に取り組む団体を表彰し、各活動の促進を図り、広く周知することにより、県民・事業者の意識の高揚につなげ、ごみ減量化や環境美化を推進します。

(3) レジ袋有料化一斉行動に向けた取組 〔未来環境推進課〕

レジ袋有料化を含む統一行動の実施について、行政、事業者、消費者団体等で協議を行います。

また、レジ袋有料化が可能な地域から実施し、取組みの一層の定着を図ります。

(4) 事業系古紙リサイクルの推進 〔未来環境推進課〕

長崎市中心部の約150事業所で構成する「ながさきオフィスエコクラブ」で、シュレッダー済古紙等のリサイクルが実施され、約290トンの事業系古紙が回収、リサイクルされました。

課題

- 廃棄物の発生抑制・減量化を進めるための経済的手法として、地域の実情に応じたデポジット制度の導入について検討していく必要があります。
- 事業者の取組状況の把握と環境保全活動の拡大を図る必要があります。

第3節 環境情報の収集、発信の強化

1 情報提供機会の拡大、情報共有化の推進

現状・施策

(1) 「ながさきの環境ホームページ」の整備・充実〔環境政策課〕

平成22年度に引き続き、県民・事業者のニーズに応えるため、環境情報の収集などに努めるほか、わかりやすい内容となるよう工夫し、迅速な情報提供を行うため、「ながさきの環境ホームページ」の整備・充実に努めました。(表4-3-1-1)

表4-3-1-1 アクセス数

年 度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
件 数	52,236件	57,419件	51,017件	55,725件	62,467件

(2) 環境保健総合情報システムの整備〔環境政策課〕

環境保健総合情報システムを平成17、18年度で整備し、平成19年5月からインターネットで公開しています。

引き続き、定期的にデータを更新し、環境学習や環境保全活動に役立つ情報を提供します。

(3) 各種団体への支援・連携の強化〔未来環境推進課〕

長崎県地球温暖化対策協議会や長崎県地球温暖化防止活動推進員の活動を支援するとともに、長崎県地球温暖化対策ネットワーク会議や市町が設置している地球温暖化対策協議会を活用し、活動の連携を図ります。

課題

- 環境の情報・環境施策情報・環境イベント情報などの環境関連情報の幅広い収集と迅速な発信が必要です。

第5章 環境保全のための共通的基盤的施策

1 適正な土地利用の推進

現状・施策

(1) 長崎県土地利用基本計画の基本方向に沿った環境に配慮した土地利用の推進〔土地対策室〕

土地利用関係各課との調整を図り、長崎県土地利用基本計画の変更を行いました。

(変更内容)

・都市地域 7ha拡大 ・農業地域 138ha拡大 ・森林地域 16ha縮小

2 調査研究・技術開発の推進、監視観測の充実

現状・施策

(1) 調査研究・技術開発の推進〔環境政策課、産業技術課、漁政課、農政課〕

関係部局の連携のもと、環境保健研究センター、工業技術センター、窯業技術センター、総合水産試験場、農林技術開発センターは、多様なニーズに対応するため技術分野を融合した産学官連携による研究を推進します。

表5-1-2-1 平成23年度に実施した経常研究のテーマ及び環境関連のプロジェクト
(ア) 経常研究のテーマ

研究機関	経常研究のテーマ
環境保健研究センター	<ul style="list-style-type: none"> ・閉鎖性海域大村湾及びその流域における溶存有機物に関する研究 ・長崎県バイオディーゼル燃料普及促進事業 ・諫早湾干拓調整池内でのシジミの増殖促進による水質浄化の研究
工業技術センター	<ul style="list-style-type: none"> ・精密機械加工における環境に優しい冷却システムの開発
窯業技術センター	<ul style="list-style-type: none"> ・無機廃棄物を活用した機能性材料の製品開発に関する研究 ・廃石膏型のリサイクル技術と適正処理技術の開発 ・セラミックス産業グリーン化プロジェクトFS
総合水産試験場	<ul style="list-style-type: none"> ・温暖化に対応した藻類増養殖技術開発
農林技術開発センター	<ul style="list-style-type: none"> ・人工林資源の循環利用を可能にする技術の開発 ・菌根菌を活用した海岸林の造成・更新技術の開発 ・施肥合理化技術の確立 ・気候温暖化に対応したカンキツ栽培技術の開発 ・温州ミカンにおける天敵利用技術の開発 ・低・未利用食品残さの高度化利用技術の開発 ・温暖地・暖地向け病害・線虫抵抗性、高品質、多収のバレイショ品種の育成 ・加工適性が優れ青枯病抵抗性の暖地向け加工原料用バレイショ品種の開発

(イ) 環境関連の戦略プロジェクト研究のテーマ

・環境と調和した持続可能な農業・水産業の実現に資する研究

(2) 環境と調和した農林水産業の実現に資する研究開発〔農政課・漁政課〕

総合水産試験場、農林技術開発センターが連携し、閉鎖性水域や流域圏の良好な物質循環を形成し、環境と調和した農林水産業の実現に資する以下の研究開発を実施しました。

- I 背後地における農地管理技術等の開発に関する研究
- II 新干拓地内での水質浄化と資源循環利用技術の開発に関する研究
- III 有用水産生物を利用した閉鎖性水域の環境改善手法の開発に関する研究

(3) 自然公園指導員等の資質の向上と確保〔自然環境課〕

自然環境行政を推進するために自然公園指導員、自然環境監視員、鳥獣保護員を県内に配置しています。

自然公園指導員は地域からの推薦を受けて環境省自然環境局長が2年の任期で委嘱するもので、国立公園、国定公園において利用者に対する適正な利用推進のために、植物採取等の監視や山火事防止等の利用マナーの指導や自然解説等を実施しており、県下では48人が活動しています。

自然環境監視員は「長崎県未来につながる環境を守り育てる条例」に基づき知事が2年の任期で委嘱しています。自然環境の保全や動植物の保護の状況等の監視・指導と情報収集等を実施しており、県下では20人が活動しています。

鳥獣保護員についても知事が1年の任期で委嘱しています。鳥獣保護区、休猟区、銃猟禁止区域等で野生鳥獣の生息状況の調査、狩猟者等の指導及び野生鳥獣保護に関する普及啓発活動を実施しており、県下では53人が活動しています。委嘱に際しては説明会を開催し、知識の向上を図っています。

課題

- 試験研究課題は環境保全を前提に実施されていますが、特に土壌肥料や病虫害部門では環境に優しい農業技術確立を目指した課題に今後も積極的に取り組めます。
- 産学官共同研究の推進とともに、地域における持続的発展が可能な環境と共生する技術の導入、普及を目指すことが今後の重要な課題となります。また、地道ではありますが、従来の監視観測体制の充実強化も必要です。
- 自然公園指導員等は地域の自然環境の知識が豊富で、自然に対する造詣が深い人物が委嘱されていますが、自然環境を取り巻く社会状況の変化も激しいことから、各人の資質向上を図ることが課題です。

3 環境産業の育成

現状・施策

(1) 環境実践モデル都市推進事業〔ナガサキ・グリーンニューディール推進室〕

地域の環境産業の活性化、環境負荷削減技術の展開等を行う市町を「環境実践モデル都市」に選定（平成22～23年度に各1市町）し、その取り組みを支援するとともに、取組成果を県内市町に普及、還元します。

平成22年度に選定した対馬市と、平成23年度に新たに選定した西海市に対する支援のために、技術・研究開発・事業化を目指したワーキンググループを設置し、地域の課題解決を図っていきます。

4 環境配慮の推進

現状・施策

(1) 環境アセスメント審査〔環境政策課〕

環境影響評価（環境アセスメント）とは、規模が大きく環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業の実施に当たり、事業者自らが事業の実施前に、その事業が環境に与える影響について、調査・予測及び評価を行うとともに、その過程と結果を広く公表し住民や知事などから意見を聴き、これらを踏まえて環境の保全のための対策を検討するなどして、その事業を環境の保全上、望ましいものにしていく制度です。

ア 環境影響評価の審査

環境影響評価法及び長崎県環境影響評価条例に規定する対象事業の環境影響評価の審査を行いました。

表5-1-4-1 環境アセスメント審査件数

	審査終了				審査中 H23年度末
	S55～H20	H21	H22	H23	
道路	15				1
ダム	3				1
鉄道	2				
飛行場	1				
発電所	12				1
廃棄物・下水道	14				1
工場・事業場	0				
埋立・干拓	65	1			1
工業団地等	8				
ゴルフ場等	13				
その他	1				
港湾計画	19				
合計	153	1	0	0	5

イ 環境影響評価制度の推進

昭和55年制定以来19年が経過していた長崎県環境影響評価事務指導要綱を全面的に見直しを行い、長崎県環境影響評価条例を制定（平成11年10月19日公布、平成12年4月18日全面施行）しました。

平成17年12月27日に風力発電施設を条例対象事業に追加するため、条例施行規則の改正を行いました。改正後の制度啓発のため、説明会を実施するとともにリーフレット改訂版を作成し、配布しました。

平成23年4月22日に公布された環境影響評価法の改正（平成25年4月完全施行予定）に伴い、改正法の趣旨に則り長崎県環境影響評価条例を改正することとしています。

また、平成23年11月16日に公布された環境影響評価法施行令の改正（平成24年10月1日施行予定）により、風力発電が環境影響評価法の対象事業に追加されたことから、長崎県環境影響評価条例の規模要件について改正することとしています。

課題

- 環境アセスメントに関する情報を「ながさきの環境ホームページ」で公開しており、制度に関する情報提供を継続する必要があります。

5 公害苦情と公害紛争等の適正処理

現状・施策

（1）公害苦情処理〔環境政策課〕

県や市町の公害担当部署には、公害紛争処理法第49条第2項に基づく公害苦情相談員や公害苦情担当職員が配置されており、その受付、処理にあたっています。

表5-1-5-1 公害苦情件数 (件数)

		H19	H20	H21	H22	H23	
公害の種類	典型7公害	大気汚染	202	195	270	212	201
		水質汚濁	155	117	135	109	124
		土壌汚染	2	15	1	1	5
		騒音	128	128	107	114	97
		振動	2	2	3	3	2
		地盤沈下	0	1	0	0	0
		悪臭	150	156	124	155	141
	小計	639	614	640	594	570	
典型7公害以外	その他	193	332	443	400	361	
合計		832	946	1,083	994	931	

(2) 公害紛争処理 〔環境政策課〕

公害に係る紛争について、迅速かつ適正な解決を図るため、公害紛争処理法に基づき、公害審査委員候補者を委嘱し、あっせん、調停等公害紛争を処理する体制を整えています。

平成23年度は、土壌汚染に係る調停事件1件について手続きを進めましたが、打ち切りとなりました。また、新たに悪臭に係る調停事件1件を受け、平成24年度に繰り越して手続きを進めています。

課題

- 関係法令で厳正に対処できる場合を除いては、繰り返し発生する事例が多く当事者間で納得、理解を得るまでの相談等協議を重ねる必要があり、その解決に時間を要することが多くみられます。

6 環境管理システムの適切な運用と普及の促進

現状・施策

(1) 環境管理システムの運用 〔環境政策課〕

近年、環境保全に対する関心の高まりから、全国的に環境マネジメントシステムの構築に取り組む企業が増えています。

県自らも1事業者という認識に立ち、平成15年3月にISO14001を認証取得し、継続的な環境負荷の低減に努めてきました。

平成21年度からは、それまでのISO14001の運用の実績をもとに、県庁の業務携帯にあわせ、より効率的、効果的な環境マネジメントシステムとするため、地方機関まで適用範囲を広げ取り組んでいます。

(2) 環境マネジメントシステムの認証取得促進 〔環境政策課〕

県内の中小企業に対し、環境マネジメントシステムの普及を図るため、商工団体等への働きかけを行い、商工団体の開催する研修会においてPRを行いました。

課題

- 循環型社会の形成を図るため、環境マネジメントシステムの手法を用いて、継続的に環境負荷の軽減に努める必要があります。

県自らも、システムを活用したエコ・オフィス活動に、組織全体で継続的に取り組むことが必要です。

- 循環型社会の形成を図るため、環境マネジメントシステムの手法を用いて、継続的に環境負荷の軽減に努める必要があります。

県自らも、システムを活用したエコ・オフィス活動に、組織全体で継続的に取り組むことが必要です。

7 環境保全効果を促進させるための手立て

現状・施策

(1) 産業廃棄物税の活用〔未来環境推進課〕

循環型社会の形成に向けた産業廃棄物の排出抑制、リサイクルの促進
その他適正な処理の推進を図るため、「産業廃棄物税」を九州各県が導
入しており、税務部局と連携し、その円滑な運営を行っています。

なお、その税収を有効に活用するため、庁内関係部局で構成する「産
業廃棄物税収活用プロジェクトチーム」において、具体的事業の検討・
調整を行い、平成23年度は以下の事業を実施しました。

表5-1-7-1 長崎県における産業廃棄物税の税収使途事業（平成23年度）

	事業名	決算額 (千円)	事業内容
1	リサイクル製品活用促進事 業（継続）	424	リサイクル製品等認定制度を創設し、認定を行い、 県事業における率先利用を図るとともに県民への普 及促進を図る。
2	エコフィード利活用促進事 業（継続）	9,000	食品製造業から排出される食品残さを畜産飼料化 することにより、循環型社会構築の推進及び畜産農 家における飼料費の低減を図る。
3	BDF普及促進事業（継続）	2,444	県内におけるバイオディーゼル燃料製造事業の適 性化と普及促進を目的とする研究会組織とともに、 長崎県版のBDF普及促進マニュアルを策定する。
4	廃石膏型のリサイクル技 術・適正処理技術開発（新 規）	14,109	陶磁器製造業から排出される廃石膏型について、 セメント凝結調整剤として有効利用するための粉 砕・粒度調整等の適正処理技術を確立する。 ・セメント会社と協同でリサイクル技術・適正処 理技術の研究・開発を行なう。
5	下水汚泥有効利用研究開発 事業（新規）	3,371	大村湾南部流域下水道において汚泥の消化によっ て発生しているメタンガスを主成分（50～60%） とする消化ガスの活用方法として、消化ガス発電の 実施についての研究を行う。
6	島原半島良質堆肥広域流通 促進事業（新規）	13,525	島原半島内の良質堆肥を半島外へ搬出を行う堆 肥広域流通組織をモデル的に育成することにより、 島原地域における環境への負荷軽減と堆肥の広域的 な流通や利活用を促進する。
7	産業廃棄物排出事業者研修 会（継続）	869	産業廃棄物の排出事業者等に対し、適正処理など に関する認識を深めるための研修会を開催する。
8	廃棄物不適正処理監視事業 （継続）	27,163	産業廃棄物処理業者等に対する立入検査体制を 強化するため、本土地区の4県立保健所に産業廃棄 物適正処理推進指導員を10人配置する。
9	政令市適正処理支援事業 （新規）	5,806	政令市が実施する産業廃棄物の適正処理推進を 目的とした監視事業について、専任職員1人（嘱託 職員）の配置に必要な経費を補助する。
合計		76,711	

表5-1-7-2 長崎県産業廃棄物税条例の概要

1	目的 循環型社会の形成に向け、産業廃棄物の排出抑制、リサイクルの促進その他適正な処理の推進を図る施策に要する経費に充てる。
2	納税義務者 焼却施設及び最終処分場へ産業廃棄物を搬入する排出事業者及び中間処理業者
3	課税客体 焼却施設及び最終処分場への産業廃棄物の搬入
4	課税標準 焼却施設及び最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量
5	税率 焼却施設への搬入 800円/t 最終処分場への搬入 1,000円/t
6	税収の用途 循環型社会の形成に向けた産業廃棄物の排出抑制、リサイクルの促進その他適正な処理を図る施策に要する費用に充てる。

(2) 人と環境にやさしい農業対策事業〔農業経営課〕

農産物の安全性の確保、環境保全等のために農業者の最低限守るべき事柄を示し、農業生産における様々なリスクを低減する取り組みであるGAPを推進するため研修会の開催やGAPを推進する指導員の養成等を行いました。(表5-1-7-3)

表5-1-7-3 GAP実践集団数(平成24年3月末)

地域	長崎	県央	島原	県北	五島	壱岐	対馬	合計
GAP実践集団数	16	10	31	20	7	5	1	90

また、「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づいて、土づくり、化学肥料・農薬の一体的低減を行う農業者をエコファーマーとして認定し、環境と調和した農業の推進を図りました。(表5-1-7-4)

表5-1-7-4 エコファーマ認定者数(平成24年3月末)

地域	長崎	県央	島原	県北	五島	壱岐	対馬	合計
エコファーマ認定者数(人)	660	1,976	2,412	957	594	592	57	7,248

課題

- GAPの取り組みを指導する指導員の養成を図りながらGAPの取り組みを引き続き推進するとともに、環境に対する意識や環境保全型農業技術の向上を図る必要があります。
- エコファーマーの育成を引き続き推進するとともに、環境に対する意識や環境保全型農業技術の向上を図る必要があります。

8 規制措置の活用

現状・施策

(1) 環境基準達成に向けた施策〔環境政策課〕

閉鎖性海域である大村湾、長崎湾、佐世保湾、伊万里湾、有明海は、従来の環境基準の水域類型指定に加え、全窒素・全燐に係る水域類型指定も実施しており、COD（化学的酸素要求量）やSS（浮遊物質）に加え、全窒素、全燐の水質常時監視を行いました。

また、湖沼として環境基準の水域類型指定されている諫早湾干拓調整池についても水質常時監視を実施するとともに、本明川流域における上乘せ排水規制を活用しながら、CODなどの環境基準の達成に向け努力しています。

(2) 法令に基づく保全〔自然環境課〕

自然公園法、県立自然公園条例、未来環境条例、鳥獣保護法等を適正に運用するとともに、最新の調査結果等に基づき、新たな地域の指定や見直しを検討しました。

課題

- 規制的な措置の効果を高めるために、その周知や指導を強化していくことが必要です。
- これらの規制的な措置に加えて、私たちの生活様式を見直し、環境と調和した持続可能な経済活動を促す誘導的措置の活用が必要です。

第6章 重点施策の動き

第1節 地球環境保全の取り組み

1 ゴミゼロながさきプロジェクト

(1) めざす姿

県民・事業者・行政等がそれぞれの役割を分担しながら、連携・協力してゴミの「発生抑制」「再使用」「再生利用（リサイクル）」に取り組むとともに、発生・漂着したゴミについては適正な処理を進め、ゴミのない資源循環型の長崎県「ゴミゼロながさき」を目指します。

(2) 平成23年度の取組状況

ゴミゼロながさきの実現に向けて、

- ・ 廃棄物の発生・排出抑制
- ・ 廃棄物の再資源化の推進
- ・ 廃棄物の適正処理の推進
- ・ 漂着ごみ対策の推進

の四つの体系に沿って、施策の推進に取り組みました。

《主な取組み》

- ・ ゴミゼロながさき推進会議（現ながさき環境県民会議）による「ゴミゼロながさき実践計画」の見直し
- ・ ゴミゼロ県民運動支援事業
- ・ ゴミゼロ市町支援事業（市町を対象に研修会開催を開催。年2回）
- ・ 事業所支援事業（レジ袋の有料化導入支援。H24.2.1～新上五島町）
- ・ 快適環境保全推進事業（ごみ投捨防止重点地区等26地区の巡回指導の実施）
- ・ リサイクル製品認定制度における新規認定（19件）
- ・ 長崎県廃棄物対策連絡協議会における長崎県廃棄物処理計画の進捗管理
- ・ 長崎県ごみ処理広域化計画に基づく、集約化事業の実施
- ・ 廃焼却炉解体支援事業（5施設）
- ・ PCB廃棄物処理推進事業（保管事業者への立入検査の実施：延べ244回）
- ・ 産業廃棄物処理施設監視指導（産業廃棄物処理業者の基準適合率95%）
- ・ 産業廃棄物審査指導（研修会の開催：4回、289人）
- ・ 廃棄物不適正処理対策事業（パトロール2,501回実施）
- ・ 海岸漂着物地域対策推進事業（海岸漂着物の回収処理や発生抑制対策を全市町で実施）

(3) 平成23年度の目標（指数）達成状況

- 一般廃棄物の排出量及び処理実績（H23年度値）は、環境省が実施する実態調査により、平成25年3月頃把握予定のため、現在は未評価です。
- 多量排出事業者の産業廃棄物の再資源化率は、平成23年度の実績は49.1%で、目標52%には達していません。
- 生ごみ減量化リーダーの活動は、平成23年度目標としていた830回を上回る912回の報告がありました。
- 長崎県ごみ処理広域化計画に基づき、ごみ処理施設等の集約化を図っています。市町等が策定した循環型社会形成推進地域計画による事業により、現在、ごみ焼却施設は、目標のとおり22施設となりました。
- 産業廃棄物の不適正処理の未然防止を図るために、産業廃棄物処理業者等に対し、効率的で統一的な立入検査を実施しました。産業廃棄物処理業者の基準適合率は95%で、目標94%を達成しました。
- 産業廃棄物の適正処理を徹底し、排出抑制を推進するためには、処理業者のみならず排出事業者の役割も重要です。産業廃棄物排出事業者（建設業）研修会を3回、多量排出事業者研修会を1回開催したところ、目標とする260人より多い289人の参加者がありました。
- 国、市町、民間団体等と連携を図りながら、海岸漂着物の回収処理や発生抑制対策を全市町で実施するとともに、「日韓海峡沿岸漂着ごみ一斉清掃」等の事業を8回（目標6回）開催し、発生抑制対策を実施しました。

(4) 平成23年度の目標（指数）達成状況の総合的な評価とその理由

評価：90

- 一般廃棄物の排出量及び処理実績は、平成23年度は未評価ですが、平成22年度のデータでは、県民一人当たりの一般廃棄物排出量が945g/人・日、再資源化率が17.5%と、いずれも基準年である平成20年度の排出量965g/人・日、再資源化率15.8%より好結果となっています。
- 産業廃棄物再資源化率（長崎県廃棄物処理計画）は、5年毎、次回は平成25年度の調査となるため、未評価となっています。しかし、多量排出事業者の産業廃棄物の再資源化率は、毎年調査を実施しており、基準年である平成20年度の42%より増加していますが、49.1%と目標52%に達しませんでした。また、産業廃棄物の排出抑制及びリサイクル推進には、事業者の個々の取組みが重要なことから、産業廃棄物排出事業者研修会等を開催したところ、参加者数は289人でした（目標260人）。
- 長崎県ごみ処理広域化計画においてごみ処理施設の集約化を推進しており、平成23年度の処理施設数は22で、集約目標である22施設を

達成しました。

- 産業廃棄物の不適正処理を未然防止を図るため、立入検査を実施した結果、立入検査回数に対する指導不要の業者数割合を表す基準適合率は95%となり、目標94%を達成しました。
- NPO団体や市町等と連携・協力し、日韓海峡沿岸漂着ごみ一斉清掃や街頭キャンペーンでのパネル展示、環境教育等、発生抑制対策及び国際協力事業として8事業を実施し目標を達成しました。
- 生ごみ減量化リーダーの活動は、平成23年度目標としていた830回を上回る912回の報告がありました。

2 ナガサキ・グリーンニューディール

(1) めざす姿

再生可能エネルギー源となりうる豊かな自然資源や、産業や技術の拠点等本県の強みを活かしながら、産業振興・雇用の創出と併せて、二酸化炭素の排出が少ない低炭素社会の実現を目指します。

(2) 平成23年度の実績

「ナガサキ・グリーンニューディール推進方針」を策定し、政策横断プロジェクト「ナガサキ・グリーンニューディール」における基本的な方針を整理し、各施策に取り組みました。

ア 再生可能エネルギーの利活用

- ・新エネルギー産業等プロジェクト推進事業において、専任のプロジェクトマネージャーを配置し、製品・技術開発のための事業可能性調査や産業展示会出展を支援しました。

イ 省エネ技術の導入

- ・民間事業者等省エネ・グリーン化推進事業において、「中小企業競争力強化支援事業費補助金」の省エネ設備導入枠として、県内中小製造業者の生産現場における省エネの取組みを支援し、コスト削減を図りました。（補助実績：5社 4,482千円）

ウ 環境保全型産業の振興

- ・新事業チャレンジ応援事業において、「環境・新エネルギー」分野において新事業に取り組む中小企業者等が行う商品開発後の事業化に対し支援を行いました。（補助実績：4社 5,000千円）
- ・新エネルギー産業等プロジェクト推進事業において、専任のプロジェクトマネージャーを配置し、製品・技術開発のための事業可能性調査や産業展示会出展を支援しました。

エ 社会システムの構築

- ・環境実践モデル都市推進事業において、西海市を新たに選定し、平成22年度に選定した対馬市の2都市に対し、再生可能エネルギー等

にかかる事業化についての支援を行いました。

- ・ワーキンググループの設置やITSスポット、ITSスポット対応車載器、充電ネットワークの整備、未来型ドライブ観光システムの構築等の検討、EV等レンタカー・急速充電器・普通充電器の追加配備を引き続き行うとともに、韓国のコソソシアムとMOU締結を行い、海外への情報発信を行うことにより、先導的なEV&ITS導入モデルの創出に寄与しています。

(3) 平成23年度の目標（指数）達成状況

- 環境実践モデル都市推進事業において、これまでに対馬市、西海市2都市を環境実践モデル都市に選定し、目標とした2か所を達成しました。

また、各都市において、実行計画を策定しており、目標とした2件を達成しました。

- 新エネルギー産業等プロジェクト推進事業において、国の競争的資金獲得件数は3件で、目標とした3件を達成しました。

また、環境・新エネルギー分野で取引を拡大する企業数は20社となり、目標とした5社を達成しました。

- EV&ITSレンタカー等を五島地区にEVPHVをH23年度に21台導入しました。

- ITSスポット、ITSスポット対応車載器、充電ネットワークの整備、未来型ドライブ観光システムの構築等の検討等、先導的なEV&ITS導入モデルを創出しました。

- 未来型ドライブ観光について、H23年度目標の2.5万人に対し、2.3万人の体験者数がありました。

(4) 平成23年度の目標（指数）達成状況の総合的な評価とその理由

評価：90

プロジェクトを構成する施策に取り組んだ結果、概ね目標を達成したためです。

3 生物多様性保全プロジェクト

(1) めざす姿

本県は、地形の変化に富んだ豊かな自然環境に恵まれ、貴重な野生動植物が生息・生育するだけでなく、歴史や文化とも関わりのある多様な生態系が育まれています。人の生活や利用と密接な関係があり、私たちに多くの恵みを与えてくれる豊かな生物多様性を保全し、持続可能な利用を進めることにより、生物多様性の無限のつながりと無償の恵みを未来の世代に引き継いで行けるよう、自然と共生する社会の実現を目指し

ます。

(2) 平成23年度の取組状況

- 「ながさきの希少な野生動植物」(長崎県レッドデータブック)の改訂
・長崎県レッドデータブック(普及版)の発行
- 希少野生動植物保全事業費
・希少野生動植物種保存地域指定(長崎市、諫早市、長与町、時津町)
・改訂版長崎県レッドリスト掲載種の保護・保全方針の策定
- 緑といきもの賑わい事業(うち生物多様性保全事業)
・(県)自然環境保全地域の標識改修
・(補助)外来植物除去、トンボ生息地保全、ビオトープ整備

(3) 平成23年度の目標(指数)達成状況

指標無し

(4) 平成23年度の目標(指数)達成状況の総合的な評価とその理由

別紙の進捗状況より、関係機関において、継続的な取組みがなされています。また、代表的な事業において、目標を達成していることから、一定の成果をあげていると評価しています。

環境基本計画において数値目標を持ち、本プロジェクトを構成する主な事業の達成状況は以下のとおりです。

	事業名	環境基本計画目標	H23年度実績
1	希少野生動植物種保存地域の指定	H27: 8地域	1地域指定済み
	緑といきもの賑わい事業	H27: 22か所	13箇所実施済み (累計)
2	自然歩道の整備事業	H27: 465.4km	465.4km
3	海砂採取の計画の認可及び採取許可	H25: 270万m ³	257万m ³

第2節 豊かな水環境の保全・創造の取り組み

1 大村湾再生プロジェクト

(1) めざす姿

自然生態系と調和しつつ、多様な魚介類が生息し、人々が将来にわたり享受できる自然の恵み豊かな里海として、大村湾の保全と再生を図ります。

(2) 平成23年度の取組状況

- 大村湾の底質改善のため、水産部の補助事業として実施している大村湾底質改善実証試験事業の効果検証を行いました。
- 大村湾流域において公共下水道や浄化槽等の整備を推進し、大村湾流域の汚水処理人口普及率を高めることにより、水質改善に努めました。
- 大村湾環境改善のための啓発活動として、スナメリかわら版の発行を行いました。
- 大村湾内における貧酸素水塊の実態解明等のため、貧酸素水塊観測を実施しました。
- 大村湾環境改善のため、NPO法人との協働により、アナアオサの回収・有効利用等の事業を実施しました。
- 大村湾環境改善のための啓発活動として、指導者等を対象とした環境学習会を開催しました。
- 大村湾の水質改善及び環境美化のため、大村湾浮遊ゴミ除去対策事業への補助を行いました。

(3) 平成23年度の目標（指数）達成状況

- 平成23年度、大村湾のCODは全湾平均で2.0mg/Lでした。
- 同じく平成23年度末で、大村湾流域の汚水処理人口普及率は89.8%でした。

(4) 平成23年度の目標（指数）達成状況の総合的な評価とその理由

評価：十分な水質改善とは言えないため、さらに継続して改善に取り組む必要があります。

- 平成23年度のCODは、全湾平均2.0mg/Lとなり、第2期大村湾環境保全・活性化行動計画の目標値であるCOD2.2mg/Lを達成しました。
- 環境基準達成には全測点での環境基準COD2.0mg/Lを超過しないことが必要ですが、大村湾内17測点のうち8測点で環境基準を超過しており、環境基準達成には至っていません。

- 大村湾の水質は気候等の諸条件により一時的に改善する場合もあり、継続して水質改善に向けた取り組みが必要です。

2 諫早湾環境対策プロジェクト

(1) めざす姿

諫早湾干拓調整池の恒久的な水質保全と、干拓事業により創出された調整池や自然干陸地を新たな地域資源として有効に活用するための水辺空間づくりを推進します。

(2) 平成23年度の実施状況

ア 生活排水対策

下水道・集合処理施設・合併浄化槽に係る整備事業の推進、生活排水対策支援

イ 工場・事業場排水対策

立入調査による監視指導

ウ 面源負荷削減対策

環境保全型農業の推進（水田・畑地の施肥・農薬削減対策や裸地対策）

エ 調整池及び調整池流入河川・水路の浄化対策

河川整備（浚渫工事等）、戦略プロジェクト研究、国庫委託事業

オ 環境保全・創造のための住民活動の推進

ISEネットを中核とした環境活動の取り組み（環境イベントや清掃活動の実施）

(3) 平成23年度の目標（指数）達成状況

- 調整池の水質（COD75%値）は、7.7mg/Lで、水質保全目標（5.0mg/L）は、達成できませんでした。
- 周辺流域の汚水処理人口普及率は83%と向上し、目標である80.9%を達成しました。

(4) 平成23年度の目標（指数）達成状況の総合的な評価とその理由

第2期行動計画での水質保全目標値達成の評価は、最終年度である平成24年度の実績により判断されます。

- 平成23年度までの数値を見ると、COD75%値に関しては、平成16年度の数値をピークに緩やかな減少傾向にあり、これまでの水質保全対策の成果が認められますが、依然、水質保全目標値（5.0mg/L）は達成できていない状況です。
- 平成24年度は第2期行動計画の最終年度にあたります。現在、関係機関が連携し各事業において各施策を実行中です。しかしながら、計

画見直し、精査や等により水質保全対策の強化を図っておりますが、水質保全目標値の達成は厳しい状況です。

- 汚濁負荷の要因としては、流域からの生活排水に起因するものや、面源由来の施肥・農薬使用に伴う汚濁負荷が高いこと、また調整池の潜在的汚濁負荷による巻き上げや内部生産に起因する汚濁物質が原因と思われます。

3 島原半島窒素負荷低減プロジェクト

(1) めざす姿

島原半島において、硝酸性窒素等による地下水の汚染による健康被害を未然に防止し、かつ良質な地下水の保全を図るため、関係者(行政、事業者、住民)が地下水への負荷を減らす行動を実践していくことで、日常生活に欠かすことができない地下水資源を守り育てていきます。

(2) 平成23年度の実施状況

- ア 窒素負荷低減計画に基づく継続監視調査については継続し、さらに追跡井戸調査を72地点において調査を実施しました。
 - ・継続監視(17地点:島原市(12)、雲仙市(4)、南島原市(1))
環境基準超過地点数 8地点 超過率:47.1%
 - ・追跡井戸調査(72地点:島原市(38)、雲仙市(19)、南島原市(15))
環境基準超過地点数 35地点 超過率:48.6%
- イ 関係行政機関、学識経験者、農業団体等からなる島原半島窒素負荷低減対策会議・幹事会の開催(5月)

(3) 平成23年度の目標(指数)達成状況

継続監視調査結果において、環境基準を超過した地点は17地点中8地点で、計画の短期目標(平成21年度時点の10地点より悪化しない)を達成しました。

(4) 平成23年度の目標(指数)達成状況の総合的な評価とその理由

評価:125%

(指標の超過率 $10/17=58.8\%$ に対して、実績の超過率 $8/17=47.1\%$)

島原半島窒素負荷低減計画に基づき、農業対策、畜産対策、生活排水等対策の継続的な取組により地下水の硝酸性窒素等濃度が悪化しない状況で推移しています。

第 3 部

平 成 24 年 度 の 施 策

第3部 平成24年度の施策

第1章 地球環境保全を目指す社会の実現

第1節 地球温暖化対策の推進

1 温室効果ガスの排出抑制

(1) 長崎県ごみ処理広域化計画の推進〔廃棄物対策課〕

長崎県ごみ処理広域化計画に基づき、サーマルリサイクル、マテリアルリサイクルの施設整備を推進します。

(2) 新エネルギーに対する取組み〔産業振興課〕

平成12年2月に策定した「長崎県地域新エネルギービジョン」をもとに県内における新エネルギー利用の促進と、それに伴う県内産業の活性化等に取り組んでいます。

(3) 木質バイオマスエネルギーの利用〔林政課〕

循環型社会を形成し、地球温暖化防止に寄与するため、これまで未利用となっている林地残材等をバイオマスエネルギーとしての利用を推進するとともに、木質ボイラー等の利用施設の導入を推進します。

(4) 温暖化対策「見える化」推進事業〔未来環境推進課〕

一般家庭への「省エネナビ」の無料貸出や、事業所への節電アドバイザーの派遣、省エネ診断事例集の作成・配布等により、省エネ効果の「見える化」を図り、省エネ改修等を促進します。

(5) エコスクールの推進〔教育環境整備課〕

県立学校校舎について、太陽光発電・省エネ型空調設備の設置や屋上緑化、壁面緑化等の環境に配慮したエコスクールの推進します。

平成24年度：長崎北高校（太陽光発電）

(6) 未来環境条例に基づく地球温暖化対策〔未来環境推進課〕

ア 一定規模以上の駐車場※設置者等に対して、利用者に駐車時のアイドリングストップの実施を呼びかけることを徹底します。

※駐車面積500m²以上又は駐車台数40台以上で、道路法、駐車場法、自動車ターミナル法に規定するもの及び大規模小売店舗、公共団体等の駐車場

イ 一定量以上の温室効果ガスを排出する事業者※に対して、温室効果ガ

ス排出削減計画書、報告書の作成及び提出を求め、その結果を公表します。

※県内事業所（フランチャイズ含む）の原油換算エネルギー使用量の合算量が1,500kL/年以上の事業者

(7) フロン対策の推進 〔未来環境推進課〕

平成14年度から冷凍空調機器・カーエアコンからのフロンの回収破壊については、フロン回収・破壊法による回収ルートに移行しましたが、カーエアコンについては平成17年1月に自動車リサイクル法の施行による回収ルートに変更となりました。

また、平成19年10月から改正フロン回収・破壊法が施行され、より一層フロン回収の徹底を図るため、行程管理票制度の導入など、新たな規定が盛り込まれました。今後も、フロン回収の登録業者への指導及び廃棄者への啓発を継続して実施します。

(8) 「平成24年度環境物品等調達方針」及び「県庁エコオフィスプラン」の取組 〔未来環境推進課〕

「平成24年度環境物品等調達方針」を策定するとともに、「県庁エコオフィスプラン」に基づく取組を推進し、県の事務事業に伴って発生する二酸化炭素や廃棄物の発生量の抑制と再資源化をめざします。

(9) 地球温暖化防止の啓発 〔未来環境推進課〕

ア 地球温暖化防止対策等普及啓発事業を推進するために、「長崎県地球温暖化防止活動推進センター」と協働し、学習会などの普及啓発活動を行います。

イ 地域における普及啓発を推進するため、約90人の長崎県地球温暖化防止活動推進員を委嘱し、地球温暖化防止のために、自ら省資源や省エネルギーを実践し、地域の方に情報を提供したり、研修会の開催などの活動をしていただきます。

ウ 減少傾向の見えない民生（家庭）部門の二酸化炭素排出量を削減するため、テレビスポットや新聞広告等による普及啓発事業を展開します。

(10) イベントによる普及啓発 〔未来環境推進課〕

関係機関と連携し、県のながさき環境県民会議が掲げる「自発的もったない運動」の普及・啓発を行う「もったない運動推進大会」や、環境月間の6月に長崎市浜の町アーケードで街頭キャンペーンなどのイベント開催を行います。

(11) ノーマイカーデー運動の実施 〔未来環境推進課〕

ながさき環境県民会議と合同で、毎月第2水曜日、及び12月12日～

18日を県下一斉ノーマイカー&エコドライブウィーク実施期間と定め運動を実施します。

- (12) マイカー自粛、公共交通機関の利用促進〔新幹線・総合交通対策課〕
長崎都市圏において、ゴールデン・ウィークの交通混雑緩和のため、ラジオによる広報等により、マイカー自粛、公共交通機関の利用促進の啓発に取り組みます。
- (13) エコドライブ普及促進事業〔未来環境推進課〕
エコドライブインストラクターとともに、県内各地で、県民向け・事業所向け・行政職員向けのエコドライブ講習会を開催します。
- (14) 環境実践モデル都市推進事業〔ナガサキ・グリーンニューディール推進室〕
地域の環境産業の活性化、環境負荷削減技術の展開等を行う市町を「環境実践モデル都市」として選定し、その取り組みを支援するとともに、取組成果を県内市町に普及、還元します(平成22年度選定：対馬市、平成23年度選定：西海市)。
平成24年度は、引き続き各都市で設置された産学官で構成するワーキンググループ等が行う、地域資源を活用したプロジェクトの事業化に向けた調査・検討を支援します。
- (15) JR長崎本線連続立体交差事業〔都市計画課〕
鉄道の高架化による道路交通の円滑化と一体型の市街地整備を進めるとともに、複数の踏切が一挙に除却され、一旦停止やアイドリングストップによる待ち時間が解消されることで、排気ガスの発生を削減します。
解消する踏切の数：4箇所(長崎市松山町～尾上町)
- (16) 各種団体への支援・連携の強化〔未来環境推進課〕
ながさき環境県民会議や長崎県地球温暖化防止活動推進員の活動を支援するとともに、地球温暖化対策ネットワーク会議や市町が設置している地球温暖化対策協議会を活用し、活動の連携を図ります。
- (17) EV(電気自動車)導入によるCO₂削減〔EVプロジェクト推進室〕
電気自動車(EV)、プラグインハイブリッド自動車(PHV)の普及のためのモデル事業の実施地域として国の認定を受けた「長崎県EV・PHVタウン」構想を推進するため、五島地域において、次世代EV社会モデルの構築を目指す「長崎EV&ITSプロジェクト」を推進するとともに、EV等の導入を行う市町や民間企業等に対する補助を実施します。

- (18) 自然エネルギーを利用した低コスト養殖技術の開発〔漁政課〕
陸上養殖振興プロジェクト事業の一環として、地中熱等の自然エネルギーを利用した低コスト陸上養殖システムの技術開発に取り組みます。
- (19) 低炭素社会対応型陶磁器素材の開発〔産業技術課〕
低炭素社会に対応した陶磁器素材を開発し、これらの素材を用いて陶磁器製造の環境負荷低減を図り、CO₂削減量を従来製品と比較、表示した陶磁器製品を開発します。

2 温室効果ガスの吸収作用の保全と強化

- (1) 間伐等の森林整備の推進〔森林整備室〕
地球温暖化防止森林吸収源対策を推進するため、平成20年度から24年度までの5か年間で18,500haの間伐を推進します。

平成24年度間伐予定面積 3,260ha

- (2) 漁場環境の浄化〔漁港漁場課〕
・水産環境整備事業
磯焼け対策の取組みにおける母藻の供給基地となる海藻バンクを整備するために、海藻が着生するコンクリートブロックや自然石など着定基質を設置します。

海藻バンクの整備：県北、西彼、橘湾

3 地球温暖化への適応策

- (1) 地球温暖化対策農業技術支援事業〔農産園芸課〕
地球温暖化により生じる恐れがある農作物被害を抑制し、また農業によって発生する温暖化ガスを低減するため、温暖化対策プロジェクトチームで実証試験圃を設置して、現地に適応する技術の開発や改良・応用を行い、その普及活動を実施します。

- (2) 病虫害発生予察費〔農業経営課〕
主要作目の病虫害発生状況、農作物の生育状況を定期的に調査し、気象条件等をふまえながら病虫害による損害の発生を予測し、効率的かつ効果的な防除を推進するため、農業関係指導機関や農業者に病虫害発生予察情報を提供します。

- (3) 環境保全型農業直接支援対策〔農業経営課〕
化学肥料・化学合成農薬の使用量を通常の5割以上低減する取組に併せてカバークロープ、堆肥の施用等の地球温暖化防止に効果のある取り

組みを行う個々の農業者に対し支援を行います。

(4) 土砂災害防止施設の推進〔砂防課〕

異常気象による土石流、地すべり、がけ崩れ等の土砂災害から生命財産を守るため、土砂災害防止施設の整備を推進します。

土砂災害防止施設の整備：300戸保全予定

第2節 広域的な環境汚染対策の推進

1 オゾン層の保護対策の推進

(1) フロン対策の推進（再掲）〔未来環境推進課〕

平成14年度から冷凍空調機器・カーエアコンからのフロンの回収破壊については、フロン回収・破壊法による回収ルートに移行しましたが、カーエアコンについては平成17年1月に自動車リサイクル法の施行による回収ルートに変更となりました。

また、平成19年10月から改正フロン回収・破壊法が施行され、より一層フロン回収の徹底を図るため、行程管理票制度の導入など、新たな規定が盛り込まれました。今後も、フロン回収の登録業者への指導及び廃棄者への啓発を継続して実施します。

2 酸性雨対策の推進

(1) 酸性雨モニタリング調査〔環境政策課〕

県下の酸性雨の状況をモニタリング（監視）するとともに、都道府県とも情報交換を行い、地球環境問題の一つとして取り組んでいる国の施策に協力します。

3 漂着ごみ・漂流油対策の推進

(1) 漂着ごみ対策〔廃棄物対策課、港湾課、漁港漁場課、農村整備課〕

長崎県海岸漂着物対策推計画に基づき、県及び市町が連携して漂着ごみの円滑な回収処理、発生抑制対策事業を実施するとともに、国に対して中・長期的な取り組みを継続して行うために必要となる財政支援措置や外国由来のごみ対策などについて要望を行います。

また、市町に対して回収処理費用、発生抑制対策費用の補助を実施します。

(2) 漂流油による汚染対策〔危機管理課、廃棄物対策課、資源管理課〕

漂流油による汚染の恐れがある場合、「漂流油等による長崎県沿岸汚

染対策要綱」に基づき、情報の収集や伝達を行うとともに、海上保安部や関係市町、関係漁協などと連携して油の回収除去、被害状況・環境影響の調査を行います。

(3) 漁業集落における海岸清掃活動等の取組に対する支援〔漁政課〕

漁村の地域資源である漁場の生産力の再生・向上を図るために、国の交付金等を活用し、海岸清掃、水質維持保全、海底清掃などの保全活動に対する支援を実施します。

4 環境保全のための国際協力の推進

(1) 日韓海峡沿岸環境技術交流会議〔未来環境推進課〕

九州北部3県、山口県及び韓国南岸1市3道の環境行政・研究所の関係者等による「日韓海峡沿岸環境技術交流協議会」を開催し、両地域間における環境に関する共同事業を展開します。

平成24年度は、大気汚染の発生源となる成分を解析し、今後の行政施策のための基礎資料とするため、「微小粒子状物質（PM2.5）に関する広域分布特性調査」を実施します。

(2) 日韓海峡海岸漂着ごみ一斉清掃〔廃棄物対策課〕

平成23年度に引き続き「日韓海峡海岸漂着ごみ一斉清掃」を実施します。

【共通スローガン】 「みんなで守ろう 日韓海峡の未来へつなぐ 美しい海」	
日韓海峡県市道	(日本側)山口県、福岡県、佐賀県、長崎県 (韓国側)釜山特別市、金羅南道、慶尚南道、济州特別自治道
期 間	平成24年5月1日(火)「韓国・海の日」 ～7月31日(火)「日本・海の日」
実 施 内 容	8県市道内の日韓海峡の海岸の一斉清掃、啓発活動の実施
長崎県の取組	2012日韓市民ビーチクリーンアップ(対馬市)他

(3) アジアの環境問題への貢献プロジェクト

〔ナガサキ・グリーンニューディール推進室、環境政策課〕

「アジア・国際戦略」の一環である「アジアの環境問題への貢献プロジェクト」の第1段階として、本県と友好関係にある福建省と環境技術交流協定を締結し、環境政策や技術にかかる交流を推進します。

第2章 環境への負荷の削減と循環型社会づくり

第1節 廃棄物対策の推進

1 廃棄物の発生・排出抑制

(1) 長崎県廃棄物処理計画の推進〔廃棄物対策課〕

廃棄物の減量化やリサイクル、適正処理に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成23年3月に策定した新たな「長崎県廃棄物処理計画」で定めた減量化等の目標達成に向けた取組を推進します。

(2) ながさき環境県民会議〔未来環境推進課〕

平成23年度を始期とする新たな「長崎県廃棄物処理計画」が策定されたことに伴い、「ゴミゼロながさき実践計画」を改定しました。また、今年度は、長崎県地球温暖化対策協議会と統合し、ながさき環境県民会議として発足し、県民・事業者・行政（県・市町）が互いに協力し、それぞれの役割分担に応じた目標の実現に向けての取り組みを更に推進します。

県としては、県庁が事業所として排出する廃棄物の減量化に取り組むほか、本計画に基づく県民・事業者の実践活動を支援するため、ごみに関する現状や家庭ごみの減量化方法などの情報提供、マイ・バッグ・キャンペーンの展開、生ごみ減量化リーダーの活動支援などを行います。

(3) 廃棄物の発生抑制とリサイクルの促進

〔未来環境推進課、廃棄物対策課〕

ア 一般廃棄物

A 一般廃棄物の発生・排出抑制〔廃棄物対策課〕

一般廃棄物処理計画に基づく市町における廃棄物（し尿、ごみ等）の再資源化、減量化等の推進について調整・協力し、また、処理施設の整備並びに同施設における廃棄物の適正処理について、市町等に対する指導、監督、助言を行います。

- a 市町が行う一般廃棄物処理計画等の策定について助言を行います。
- b 市町が行う一般廃棄物処理施設（ごみ処理施設、し尿処理施設、最終処分場、リサイクルセンター等）の整備について助言を行います。
- c 一般廃棄物処理施設の維持管理、適正処理について助言を行います。
- d 処理困難廃棄物の適正処理対策について助言を行います。

- e 市町の廃棄物担当職員等を対象に研修を行います。
- f 平成24年度循環型社会形成推進交付金事業（継続事業を含む。）

・施設整備に関する計画支援事業等	6件
・マテリアルリサイクル推進施設	3施設
・エネルギー回収推進施設	2施設
・有機性廃棄物リサイクル推進施設	1施設

B ごみ減量化・資源リサイクルの促進

〔未来環境推進課、廃棄物対策課〕

地球環境の保全や天然資源の節約と最終処分場の延命化を図るために、以下の事業を通して、廃棄物の減量化とリサイクルを推進します。

- a 生ごみの有効利用や、マイ・バッグ・キャンペーン等を通じ、減量化とリサイクルの意義に関する知識の普及と推進に向けた広報活動等を行います。
- b 減量化とリサイクルを推進するために、市町等へ支援、助言を行います。
- c 容器包装リサイクル法、家電リサイクル法等、各種リサイクル関係法令の周知を行います。
- d 今後発生量の増加が予測される溶融スラグについては、平成15年12月に策定した「長崎県溶融スラグ有効利用指針」により市町への助言を通じて利用促進を図ります。

イ 産業廃棄物 〔廃棄物対策課、未来環境推進課〕

A 産業廃棄物の発生・排出抑制

- a 排出事業者を対象として、産業廃棄物の発生・排出抑制に資する研修会を開催します。
- b 多量排出事業者に対する処理計画の作成指導

産業廃棄物の年間排出量が1,000t（特別管理産業廃棄物については50t）以上の多量排出事業者に対しては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定められた、「産業廃棄物処理計画」作成の指導を行い、計画的な発生・排出抑制を指導します。

また、多量排出事業者を対象として、産業廃棄物の発生・排出抑制及び、再資源化率の向上を図る事を目的とした研修会を開催します。

B リサイクル関係法令に基づく各種施策の推進

下表のリサイクル関係法令に基づき、関係機関と一体となり各種の施策を進めます。

・資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）
・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）
・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）
・国等による環境物品等の調達の推進に関する法律（グリーン購入法）
・使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）

C グリーン購入の促進

廃棄物の資源化を推進するためには、再生利用製品の安定的な需要が必要なため、県が率先して再生利用製品を活用し、特に公共工事にあっては重点的に活用を図るよう努めます。

D 家畜排泄物の適正な利用

家畜排泄物の管理の適正化及び利用促進のための措置を図ります。

2 廃棄物の再資源化の推進

(1) ながさき環境県民会議〔未来環境推進課〕

平成23年度を始期とする新たな「長崎県廃棄物処理計画」が策定されたことに伴い、「ゴミゼロながさき実践計画」を改定しました。また、今年度は、長崎県地球温暖化対策協議会と統合し、ながさき環境県民会議として発足し、県民・事業者・行政（県・市町）が互いに協力し、それぞれの役割分担に応じた目標の実現に向けての取り組みを更に推進します。

県としては、県庁が事業所として排出する廃棄物の減量化に取り組むほか、本計画に基づく県民・事業者の実践活動を支援するため、ごみに関する現状や家庭ごみの減量化方法などの情報提供、マイ・バッグ・キャンペーンの展開、生ごみ減量化リーダーの活動支援などを行います。

(2) 廃棄物の発生抑制とリサイクルの促進

〔未来環境推進課、廃棄物対策課〕

ア 一般廃棄物

A ごみ減量化・資源リサイクルの促進

地球環境の保全や天然資源の節約と最終処分場の延命化を図るために、以下の事業を通して、廃棄物の減量化とリサイクルを推進します。

- a 生ごみの有効利用や、マイ・バッグ・キャンペーン等を通じ、減量化とリサイクルの意義に関する知識の普及と推進に向けた広報活動等を行います。
- b ごみの減量化とリサイクルを推進するため、市町等へ支援、助言を行います。
- c 容器包装リサイクル法、家電リサイクル法等、各種リサイクル関係法令の周知を図ります。
- d 今後発生量の増加が予測される溶融スラグについては、平成15年12月に策定した「長崎県溶融スラグ有効利用指針」により市町への助言を通じて利用促進を図ります。

イ 産業廃棄物〔未来環境推進課、廃棄物対策課〕

A リサイクル関係法令に基づく各種施策の推進

下表のリサイクル関係法令に基づき、関係機関と一体となり各種

の施策を推進します。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）・国等による環境物品等の調達の推進に関する法律（グリーン購入法）・使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法） |
|---|

B グリーン購入の促進

廃棄物の資源化を推進するためには、再生利用製品の安定的な需要が必要なため、県が率先して再生利用製品を活用し、特に公共工事にあっては重点的に活用を図るよう努めます。

C 家畜排泄物の適正な利用

家畜排泄物の管理の適正化及び利用促進のための措置を図ります。

(3) リサイクルの実施〔未来環境推進課〕

平成24年度長崎県環境物品等調達方針を策定し、グリーン購入の推進に努めます。

長崎県リサイクル製品等認定制度に基づき、リサイクル製品等の認定を行うとともに、認定リサイクル製品等の普及促進に努めます。

(4) 家畜排泄物の利用の促進に関する施策〔畜産課〕

ア ハード事業

県単補助事業による家畜ふん尿処理及び堆肥流通施設・機械等の整備を行います。

(県単) 施設整備数 7か所

イ ソフト事業

県段階で県協議会、地域段階で振興局単位の地域協議会を開催し、県計画策定や堆肥需給情報の提供、堆肥コンクール等の開催等を行い、堆肥の生産技術の向上や利用促進を図ります。

(5) 公共工事における建設廃棄物〔建設企画課〕

建設リサイクル法に基づき、特定建設資材（アスファルトコンクリート、コンクリート、木材）を用いた対象建設工事の適正な分別解体や再資源化に努めます。

また、長崎県建設リサイクル公共工事アクションプログラムに基づき、公共工事における建設廃棄物の縮減と再資源化に努めます。

3 廃棄物の適正処理の推進

(1) 一般廃棄物の適正処理の推進〔廃棄物対策課〕

ア 一般廃棄物処理施設に対する指導等

- A 焼却施設への立入検査（排ガス中のダイオキシン測定を含む。）を行い維持管理基準の順守状況を確認し、必要に応じ指導を行います。
- B 最終処分場への立入検査を行い、不適正な内容が確認された場合、指導を行います。
- C 「長崎県ごみ処理広域化計画」に基づく廃棄物処理施設の整備を市町等と協力しながら推進します。

（2）産業廃棄物の適正処理の推進 〔廃棄物対策課、農産園芸課〕

ア 処理施設の整備の促進

産業廃棄物処理施設の設置及び産業廃棄物処分業の許可については、住民のコンセンサスの確保が最大の課題となっているため、産業廃棄物適正処理指導要綱及び廃棄物処理法の規定に基づき設置等に関わる事前協議及び許可を行うことにより、地元との円滑な調整を図ります。

イ 処理施設の安全性の確保

立入検査時における放流水（浸透水）や排ガス等の測定を通じて処理施設の安全性を確保します。

また、ダイオキシン類対策については、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく各種施策と連携を図りつつ、排出量の削減対策を推進します。

ウ 監視、指導の強化

各県立保健所に廃棄物適正処理推進指導員を配置して処理業者への立入検査を強化し、不適正処理の未然防止、早期発見、早期指導に努めます。

エ 産業廃棄物情報管理システムの運営

産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物に関する各種情報を一元化し、排出・処理の実態を的確に把握するとともに、「長崎県廃棄物処理計画」をはじめとする各種計画の基礎データとして活用することを目的として、産業廃棄物情報管理システムを運営しています。

オ 園芸用廃プラスチックの排出抑制及び適正処理の推進

農業生産資材における園芸用廃プラスチックの排出抑制及び適正処理の推進のため、「園芸用等廃プラスチック適正処理推進地区別協議会」を開催し、関係者の意識向上と地域への情報提供を行い、回収率の維持を図ります。

（3）不法投棄対策等の推進 〔廃棄物対策課〕

ア 廃棄物の不法投棄や違法な焼却（野焼き）に対する監視体制の強化

A 各県立保健所に廃棄物適正処理推進指導員を配置し、不法投棄や野焼きの未然防止、早期発見、早期指導に努めます。

B 定期的にヘリコプターによる空域パトロールを実施します。

C 県、政令市、県警、海上保安部、（社）長崎県産業廃棄物協会の関係機関が連携して不法投棄や野焼きの防止に努めます。

また、6月の環境月間には県下全市町を含めた関係機関が合同で陸・海・空域での監視パトロールを実施し、不法投棄や野焼き防止の啓発に努めます。

(4) PCB廃棄物の処理の推進〔廃棄物対策課〕

ア 長崎県ポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）廃棄物処理計画（以下「計画」という。）の推進

計画に即して、PCB廃棄物の早期かつ円滑な処理を推進するとともに、県内全てのPCB廃棄物が適正に処理されるまで、立入検査を実施し、適正な保管の確保を指導します。

イ 長崎県PCB廃棄物対策協議会（以下「協議会」という。）

協議会において、本県内に保管・使用されているPCBに関する情報の共有、意見交換を行うことにより本県内PCB廃棄物の適正処理の推進を図ります。

第2節 大気環境の保全

1 大気汚染防止対策の推進

(1) 環境監視〔環境政策課〕

県民の健康を保護し、生活環境を保全するため、大気汚染防止法の規定に基づき、県内の大気汚染状況を監視します。

事業の概要	<ul style="list-style-type: none">・テレメータによる常時監視 環境基本法に基づき、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、一酸化炭素及び光化学オキシダントの5物質について、環境基準の適合状況等の常時監視を行います。・その他の環境監視 大気汚染防止法に規定された有害大気汚染物質のモニタリングをベンゼン、トリクロロエチレン等19物質について、県内8地点で実施します。
-------	--

(2) 工場監視指導〔環境政策課〕

大気汚染防止法に基づき、工場・事業場から発生するばい煙、粉じん及び有害大気汚染物質等を規制することにより、人の健康を保護するとともに、生活環境を保全します。

事業の概要	大気汚染防止法に規定する有害大気汚染物質のうち、ベンゼン、トリクロロエチレン等21種の優先取り組み物質を使用等している事業所を対象に使用状況等の実態調査を実施します。
-------	---

(3) アスベスト改修事業〔建築課〕

飛散の恐れのあるアスベストの飛散を防止し、人の健康を保護します。

事業の概要	アスベストの含有を確認する成分調査及びアスベスト除去等対策工事費用を補助する市町に対して助成します。
-------	--

2 自動車排出ガス抑制対策の推進

(1) 自動車排出ガスの抑制 〔環境政策課、未来環境推進課〕

「長崎県自動車排出ガス対策推進協議会」を推進母体として、同協議会が採択した「環境運転宣言」〈不要なアイドリングはやめます〉〈空ぶかし、急発信はやめます〉〈むだな荷物は積みません〉を基に、自動車排出ガス対策を推進します。

また、低公害車の導入は、温暖化ガスである二酸化炭素の排出抑制にも繋がるため県庁舎に率先して低公害車を導入し、低公害車導入促進の輪を広めます。

さらに、未来環境条例に基づき、一定規模以上の駐車場設置者に対し、利用者へのアイドリングストップの実施を呼びかけるよう義務づけており、その推進を図ります。

(2) マイカー自粛、公共交通機関の利用促進

〔新幹線・総合交通対策課、未来環境推進課〕

長崎都市圏において、ゴールデン・ウィークの交通混雑緩和のため、ラジオによる広報等により、マイカー自粛、公共交通機関の利用促進の啓発に取り組みます。

また、ながさき環境県民会議と合同で、毎月第2水曜日及び12月12日～18日を県下一斉ノーマイカー&エコドライブウィーク実施期間と定め運動を実施します。

(3) エコドライブ普及促進事業 〔未来環境推進課〕

エコドライブインストラクターとともに、県内各地で、県民向け・事業所向け・行政職員向けのエコドライブ講習会を開催します。

(4) エコドライブ（省燃費運転）の推進 〔交通局（県営バス）〕

引き続き、環境保全、燃料消費量の削減、さらには車内事故防止を目的に、アイドリングストップ、惰性運転、穏やかな発進・停車などのエコドライブを推進します。

(5) 環境に配慮したまちづくり 〔都市計画課〕

ア JR長崎本線連続立体交差事業

鉄道の高架化による道路交通の円滑化と一体型の市街地整備を進めるとともに、複数の踏切が一挙に除却され、一旦停止やアイドリングストップによる待ち時間が解消されることで、排気ガスの発生を削

減します。

解消する踏切の数 4箇所（長崎市松山町～尾上町）

（6）交通網の充実〔道路建設課〕

引き続き、都市圏における円滑な交通確保のため、渋滞を緩和し、交通に起因する環境負荷を低減する道路網の充実に取り組んでいきます。

第3節 水環境の保全

1 海域、河川、湖沼等の水質保全対策の推進

（1）海域、河川、湖沼等の水質保全対策〔環境政策課〕

水質測定計画に基づき、河川、海域等の公共用水域や地下水の水質測定を行います。また、水質汚濁防止法や未来環境条例に基づき工場・事業場排水監視を徹底します。

県本土の中央部に位置し、本県の代表的な閉鎖性海域である大村湾については、平成21年3月に策定した「第2期大村湾環境保全・活性化行動計画」に基づき、同計画に定める水質保全目標値の達成に向けて各種施策に取り組んでまいります。また、同じく閉鎖性海域である有明海については、「有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律」及び「有明海の再生に関する長崎県計画」に基づき、生活排水対策重点地域の指定を行い、生活排水対策を推進することにより水質改善を図ります。

諫早湾においては、干拓事業に伴い営農の開始や自然干陸地の形成など、新たに生まれた環境が根付き、地域住民はその環境を暖かく受け入れています。これからも、調整池周辺については、平成20年3月に策定した「第2期諫早湾干拓調整池水辺環境の保全と創造のための行動計画」に基づき、国、県、市、市民団体等が実施する事業を適切に管理し、環境の監視を継続的に実施するとともに、関係機関との連携・協力を図り、調整池の恒久的な水質保全を図るとともに、新しく生じつつある水辺環境や生態系を県民の皆さんと共に守り育み、自然豊かな水辺空間づくりを推進します。

また、平成24年度は今年度は第2期行動計画の最終年度にあたるため、5か年に渡る事業の検証と評価を行うとともに、次年度から推進する次期行動計画の策定について、関係機関と協議を行い、水質保全目標値達成に向け、作業を進めていきます。

また、島原半島における硝酸性窒素等による地下水汚染を改善するため、具体的な対策と数値目標をまとめた「第2期島原半島窒素負荷低減計画」（平成23年2月策定）に基づき、計画に掲げた対策の進行管理を行っていきます。

(2) 漁場環境の改善 〔漁港漁場課〕

ア 水産環境整備事業

磯焼け対策の取組みにおける母藻の供給基地となる海藻バンクを整備するために、海藻が着生するコンクリートブロックや自然石など着定基質を設置します。

海藻バンクの整備：県北、西彼、橘湾

(3) 諫早湾周辺地域環境保全型農業推進事業 〔諫早湾干拓課〕

諫早湾周辺地域において化学肥料・化学農薬の使用量の削減等による環境保全型農業の現地実証を行うとともに、畑地の表土流出による水質負荷を削減するためカバークロップの導入を図るなど、環境と調和した農業の実践・定着を推進し、諫早湾干拓調整池の水質保全に寄与します。

(4) 諫早湾干拓調整池の水質保全対策 〔農業経営課〕

「第2期諫早湾干拓調整池水辺環境の保全と創造のための行動計画」にもとづき、カバークロップの推進や環境保全型農業直接支援対策の推進等を行い、諫早湾干拓調整池の水質保全対策に取り組みます。

(5) 島原半島窒素負荷低減対策 〔農業経営課〕

「第2期島原半島窒素負荷低減計画」にもとづきGAPの推進、環境保全型農業直接支援対策による支援を活用した特別栽培の推進等を行い、環境負荷の軽減に配慮した環境保全型農業の推進を行います。

(6) 水源地域整備事業 〔森林整備室〕

近年の森林生産活動の長期的停滞により、水資源のかん養等の森林がもつ公益的機能の低下した森林において、水資源確保上重要な水源森林の整備を推進します。

平成24年度水源地域整備事業実施予定 10か所

(7) 赤潮被害防除技術の研究開発 〔漁政課〕

有害赤潮による養殖魚のへい死を防ぐために、海域の現場調査、有害赤潮の動態予測手法の検討、有効な防除方法の検討を行います。

2 生活排水対策の推進

(1) 生活排水対策重点地域 〔環境政策課〕

諫早湾流域、及び有明海流域の生活排水対策重点地域指定を受けた市が行う生活排水対策啓発事業に対し、技術支援や財政支援を行います。

重点地域に指定された地元市町は、自ら策定した「生活排水対策推進計画」に基づき、下水道や浄化槽等の整備を図り、あわせて住民に対し家庭排水の汚濁対策を啓発、実践することとなります。

また、平成23年8月の「有明海及び八代海を再生するための特別措置法に関する法律」の改正により、橘湾が同法に基づく指定地域とされたことから、橘湾流域を「有明海の再生に関する長崎県計画」を根拠とし、水質汚濁防止法に基づく生活排水対策重点地域に指定し、関係市（長崎市、諫早市、雲仙市、南島原市の一部）が実施する生活排水対策啓発事業を支援する体制を整備します。

(2) 農業集落排水事業の整備〔水環境対策課〕

諫早市の1地区で農業集落排水施設の整備を実施しています。

県では実施市町に対して、一定の交付金を交付し、事業の推進を支援します。

(3) 漁村の集落排水施設整備（下水道）〔漁港漁場課〕

平成24年度も引き続き、芦辺漁港において集落排水施設等の整備を推進するとともに、新たに有喜漁港において平成24年度に集落排水施設の整備に着手します。

(4) 汚水処理施設の整備〔水環境対策課〕

公共用水域の水質保全と生活環境の改善を図るため、市町事業に対し、長崎県汚水処理施設整備促進交付金等の支援を行います。

対象事業	平成25年度までに新規に事業着手する地区（処理区）の公共下水道、農業・漁業集落排水施設、コミュニティ・プラント、浄化槽（市町村設置型）
対象市町	①財政力指数が0.42未満の市町 ②生活排水対策重点地域を有する市町 ③離島を有する市町
費用負担	要件により、国庫補助金等対象事業費の5～15%を交付します。
交付期間	交付対象事業に着手した年度から6年間交付します。

(5) 浄化槽の整備〔水環境対策課〕

ア 浄化槽の適正な維持管理に関する指導の徹底

浄化槽の管理者による適正な維持管理の実施、浄化槽保守点検業者の登録、（一財）長崎県浄化槽協会による法定検査の適正実施等、「浄化槽法」に基づく浄化槽の設置・保守点検等の適正な運用を図り、生活環境や海、川などの水質環境の保全に努めます。

イ 浄化槽の設置の推進

公共用水域等の水質環境の保全に寄与するために、市町と連携しな

から浄化槽設置補助事業を適切に運用し、生活雑排水を併せて処理する浄化槽の計画的な整備を図ります。

(6) 汚水処理施設整備の推進〔水環境対策課〕

汚水処理施設の効率的な整備を進めるために策定した「長崎県汚水処理構想2012」に基づき、新規着手に向けて協議があった3市町に対し、平成25年度の事業着手に向けて事業認可申請書などの作成を支援すると共に、市町村設置型浄化槽の普及促進を図るため、PFIを活用した研究会を開催します。

(7) 諫早湾干拓事業関連水質保全緊急対策資金利子助成事業

〔諫早湾干拓課〕

諫早湾干拓調整池流域における農業集落排水施設への接続を促進することにより、調整池の水質保全を図ります。

事業対象地域	諫早湾干拓調整池流域で、農業集落排水事業が供用開始される地域です。
対象事業	農業集落排水事業にかかる加入者の接続費用等の借入資金に対する利子助成事業です。
貸付対象経費	農林漁業金融公庫資金：分担金、屋内外配管工事、トイレ等の改造費
費用負担	市が行う利子助成に対し、県がその1/2を助成します。

3 工場・事業場等排水対策の推進〔環境政策課〕

水質汚濁防止法や未来環境条例に基づく排水基準が適用されない工場・事業場等の排水監視等の指導を強化し、公害防止体制の整備の促進や自主管理の徹底に努めます。

4 水の循環利用

(1) 雨水・再生水の利用〔水環境対策課〕

水の循環利用、有効利用を推進するため、市町に対し雨水・再生水利用の公共用施設等への積極的な導入を依頼するとともに、県のホームページを活用し、雨水・再生水利用の啓発や節水啓発等を行います。

また、安全で良質な水を安定的に供給するため、水資源の長期需給計画を明らかにし、本県の水道事業が進むべき方向性を示す「ながさき21水ビジョン」を策定するとともに、経営基盤がぜい弱な簡易水道事業について、簡易水道を管路により上水道へ連結するなどの方法による統合の推進、国庫補助事業等による水道施設の耐震化の促進、市町の地震対応マニュアルの策定の支援等水資源政策を推進します。

(2) 水源地域整備事業〔森林整備室〕

近年の森林生産活動の長期的停滞により、水資源のかん養等の森林がもつ公益的機能の低下した森林において、水資源確保上重要な水源森林の整備を推進します。

平成24年度水源地域整備事業実施予定 10か所

(3) 環境保全林緊急整備〔森林整備室〕

市町が公益的に重要と位置付ける森林3,375haの整備に向けて、ながさき水源の森や保安林等のうち、荒廃した人工林を「ながさき森林環境税」を活用し、整備を推進します。

平成24年度環境保全緊急整備実施予定 675ha

第4節 土壌・地盤環境の保全

1 土壌環境の保全

(1) 土壌汚染の実態把握・研究調査〔環境政策課〕

地下水モニタリング体制の充実等により土壌汚染の実態把握に努めるとともに、「ダイオキシン類特別措置法」に基づき、ダイオキシン類による土壌汚染の実態を把握するための環境監視を実施します。

(2) 土壌汚染対策法への対応〔環境政策課〕

平成21年4月に施行された改正土壌汚染対策法では、一定規模以上の土地の形質変更時の事前届出等、土壌汚染状況把握のための制度拡充、規制対象区域の分類（要措置区域及び形質変更時要届出区域）等による講ずべき措置の内容の明確化及び搬出土壌の適正な処理を推進するための汚染土壌処理業の創設等が盛り込まれています。

今後は、県内において汚染土壌が判明した場合、土壌汚染対策法に基づく適正な対応を図り、汚染土壌の除去等を推進します。

(3) 人と環境にやさしい農業対策事業〔農業経営課〕

環境保全、農産物の安全性向上及び農業従事者等の健康維持・増進を図るため、「長崎県版GAP」を推進します。

(4) 農業生産工程管理（GAP）の推進〔農業経営課〕

環境保全、農産物の安全性の向上及び農業従事者等の健康維持・増進を図るため、長崎県版GAPを推進します。

(5) 島原半島窒素負荷低減対策〔農業経営課〕

「第2期島原半島窒素負荷低減計画」に基づき環境保全型農業を推進するとともに、有機物を活用した窒素負荷低減対策技術開発のための試験等を行います。

2 地盤環境の保全〔環境政策課、水環境対策課〕

諫早市の地下水位調査結果を注意深く見守るとともに、必要に応じ代替水の確保を推進します。

第5節 騒音・振動・悪臭対策の推進

1 騒音・振動・悪臭対策の推進

(1) 環境調査等〔環境政策課〕

環境基本法、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法の規定に基づき、騒音に係る環境基準の類型指定及び騒音、振動、悪臭に係る規制地域又は規制基準を定め、また、市町が行う騒音等の監視測定業務の調整等を行います。

事業の概要	<ul style="list-style-type: none">・騒音に係る環境基準の類型指定及び騒音、振動、悪臭に係る規制地域の新規指定及び見直しを市町の意向もふまえて実施します。・騒音、振動、悪臭の規制等に係る事務及び測定等の調整等を実施します。
-------	--

(2) 自動車騒音常時監視〔環境政策課〕

県内の騒音に係る環境基準類型指定地域内の国、県道及び一部町道の交通騒音、交通量等の常時監視を行い、騒音に係る環境基準の達成状況の評価を行います。

事業の概要	<ul style="list-style-type: none">・評価を行うために次の基礎資料を作成します。 県内測定地点13地点（毎年2～3地点ずつ実施）・上記の基礎資料を使って、環境基準超過戸数及び割合を計算し、道路に面する地域の評価を行います。
-------	--

(3) 公害監視設備整備〔環境政策課〕

ア 事業の目的

公害監視及び公共用水域等の汚濁状況を調査するために必要な測定機器の整備を図ります。

事業の概要	保健所で実施する水質測定に必要な機器のうち、老朽化した機器の更新等を図ります。
-------	---

(4) 道路における騒音〔道路建設課、道路維持課〕

交通量の多い地点や、渋滞発生箇所などの騒音の原因となる箇所の状況把握に努めていきます。

第6節 化学物質の環境リスク対策の推進

1 化学物質の適正管理〔環境政策課〕

平成11年7月に制定された「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR法）」に基づく届出について、今後とも届出漏れがないよう事業者に対する啓発・指導に努めます。

また、大気汚染防止法が改正され、一定規模以上の揮発性有機化合物を使用する施設については、届出義務及び排出基準等が定められたことから、未届出施設の指導及び自主測定の徹底指導などに努めます。

2 内分泌かく乱化学物質（環境ホルモン）等に関する対策の推進

〔環境政策課〕

環境省はこれまで、環境ホルモン戦略計画「SPEED'98」に基づいて対応を行ってきましたが、これまでの調査結果を踏まえて、今後 野生生物の観察、環境中濃度の実態把握及び暴露測定、基盤的研究の推進、影響評価、リスク評価、リスク管理、情報提供とリスクコミュニケーションの推進を柱とした「ExTEND2005」を平成17年3月に策定し、新しい視点から環境ホルモン問題へ対応していくこととしました。本県も環境省と連携を図りつつ環境ホルモン問題に取り組んでいきます。

3 ダイオキシン類削減対策の推進〔環境政策課〕

(1) ダイオキシン類の常時監視

関係機関と協力して大気、水質、底質、土壌等の調査を継続し、県内におけるダイオキシン類による環境汚染状況を監視します。

(2) ダイオキシン類の排出削減対策

廃棄物焼却炉等の特定施設からの排出ガスや排出水中のダイオキシン類濃度を測定し、排出基準の順守状況を確認するとともに、施設の管理等必要な指導を行います。

(3) 事業者による自主測定及び測定結果報告の徹底

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、事業者による自主測定及び測定結果の報告を徹底し、事業者自らダイオキシン類の排出状況を確認するよう指導します。

(4) ダイオキシン類に関する情報の提供

県内で実施された常時監視結果、立入検査結果及び特定施設設置者による自主測定結果等について公表し、県民に情報の提供を行います。

第3章 人と自然とが共生する快適な環境づくり

第1節 生物多様性の保全

1 自然環境の監視・調査研究の推進

(1) 生物多様性保全のための各種施策の推進〔自然環境課〕

ア 希少野生動植物の生息・生育状況調査

平成22年度に改定した長崎県レッドリスト掲載種を中心に、継続して生息・生育状況の把握が必要な種と地域について、各分類群の専門家の協力により希少野生動植物モニタリング調査を行います。

イ 県自然環境保全地域等の指定のための調査

指定候補となっている地区について、保全対象となる動植物の専門家や職員による現地調査を実施し、指定候補地の範囲等を検討します。

ウ ガン・カモ類の調査

環境省の呼びかけにより全国の都道府県で継続実施されているガン・カモ類の生息調査については、県内47の調査地点において1月15日を中心とした時期に調査を行います。

エ ツシマヤマネコの生息状況モニタリング調査

長崎県の対馬にのみ生息し、絶滅が心配されているツシマヤマネコの保護増殖事業については、環境省から委託を受けて生息状況調査や交通事故防止等の普及啓発、フンのDNA分析等を行います。

また、県単独事業として、対馬野生生物保護センター内に県が設置している展示施設を管理するとともに、利用者に対してツシマヤマネコと対馬の自然についての解説を行います。

オ 長崎県危険な外来生物対策協議会による情報共有

関係行政機関により構成された協議会において最新の情報を共有することにより、ゴケグモ類など危険な外来生物の県内への侵入の早期発見と迅速な対策実施に努めます。

(2) 担当職員や既存制度の強化による自然環境の監視〔自然環境課〕

職員や自然公園指導員等による自然公園等の巡視により、違反行為の防止や自然環境の現状把握に努めます。

2 野生動植物の保護、生態系の保全と再生

(1) 法令に基づく保全〔自然環境課〕

各種法令により定められた指定地域について、当該法令に基づき適正な運用を図ります。また、最新の調査結果等に基づき、新たな地域の指定や見直しを検討します。

ア 県自然環境保全地域

長崎県未来につながる環境を守り育てる条例（未来環境条例）に基づき指定されている15地域について、条例規定の運用により保全を図ります。

イ 自然公園

自然公園法に基づき指定されている2国立公園・2国定公園と長崎県立自然公園条例に基づき指定されている6県立公園について、法・条例規定の運用により保護及び利用の増進を図ります。

ウ 鳥獣保護区

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づき、第11次鳥獣保護事業計画に即して鳥獣保護区の更新及び鳥獣保護区特別保護地区の再指定を行うとともに、既に指定されている鳥獣保護区等の管理を行います。

エ 希少野生動植物種保存地域

未来環境条例に基づき指定されている希少野生動植物種と希少野生動植物種保存地域について普及啓発を図るとともに、新たな地域指定を進めます。

(2) 野生鳥獣の保護管理〔農山村対策室〕

ア 鳥獣保護費

野生鳥獣の保護と適正な管理を図るため、平成18年度に樹立した第10次鳥獣保護事業計画（平成19年度～23年度）に基づき、鳥獣保護事業を推進します。

事業の概要	<ul style="list-style-type: none">・ 休猟区等の指定管理休猟区、捕獲禁止区域等の指定と管理を行います。・ 狩猟鳥獣の保護繁殖を図るため、キジの放鳥（320羽）を行います。
-------	--

イ 狩猟取締費

狩猟と鳥獣保護との調整及び狩猟の適正化を推進する観点から、狩猟者の資質の向上及び秩序ある狩猟の確保を目的として、狩猟の適正化を推進するため次の事業を実施します。

また、野生鳥獣については、益害両面の習性をもつものが多いことから、保護対策を進める一方、農林水産物に被害を及ぼすものについては、地域の農林水産業の保全と振興に資するため、適切な方法で防除、棲み分けを行うよう指導します。

事業の概要	<ul style="list-style-type: none">・ 狩猟免許試験・更新による免状交付及び登録・ 鳥獣の捕獲及び飼養に関する許認可・ 狩猟者の指導取締り狩猟者の講習の実施狩猟期間中の取締りパトロール・ 生息数の調整
-------	---

ウ 野生鳥獣保護管理事業

A 事業の目的

深刻化しつつある野生鳥獣による農林被害に対処するため、被害防止対策として被害対策に取り組む狩猟者を量的、質的に確保するとともに、捕獲技術向上に取り組み、野生鳥獣の管理（捕獲）体制強化のための事業を実施します。

B 事業の概要

a 特定鳥獣保護管理計画の策定

シカによる農林被害が著しい対馬及び八郎岳地区について、適正な個体数の保護管理計画のための特定計画を平成18年度に策定し、一部地域で狩猟におけるメスシカの捕獲制限を緩和しています。19年度以降、個体数の推移を把握するため、モニタリング調査を実施しています。

また、農作物被害の増大を受け、イノシシの特定鳥獣保護管理計画を平成17年度に策定し、被害の減少を図るため、イノシシの捕獲を進めることとしています。

b 野生鳥獣保護管理体制の強化

農林被害対策（有害鳥獣捕獲）に従事する狩猟者を量、質の面から確保します。

(3) 保護・保全のための事業〔自然環境課〕

ア 緑といきもの賑わい事業

A 事業の目的

長崎県生物多様性保全戦略に基づき、従来の緑化事業に加え、保全地域等の保全事業や希少野生動植物の保護増殖事業等を対象として、市町や民間団体を積極的に支援しながら、各主体が連携してよりよい環境づくりを推進します。

B 事業の概要

事業主体	県、市町、民間団体（社会福祉法人、学校法人、NPO等）
補助率	・市 町：2/3以内～1/3以内 ・民間団体：2/3以内
主な対象事業	・条例に基づく保全地域等の保全事業（湿地の保護、外来種の除去、草原の維持活動等） ・希少野生動植物の保護増殖事業（希少種の生息生育地保護等） ・生物の生息、生育空間の創出事業（ピオトープ等） ・公共施設及び民間施設の緑化事業（修景緑化、屋上緑化、風景の維持改善）

イ 傷病鳥獣の救護事業

県民により保護された傷病鳥獣については、西海国立公園九十九島動植物園（レスキューセンター）及び（公益社団法人）長崎県獣医師

会（野生動物救護センター）にて保護・治療を行い、回復後野生復帰させます。

(4) 保安林の指定 〔林政課〕

水源のかん養や山地災害の防止機能等森林の公益的機能を確保するために、重要な森林について保安林の指定を推進します。

平成24年度末指定予定面積 49,000ha

(5) 藻場等の環境改善のための取組支援 〔漁政課〕

漁村の地域資源である漁場の生産力の再生・向上を図るために、国の離島再生支援交付金等を活用し、藻場、干潟の管理・改善活動に対する支援を実施します。

(6) 生物多様性の啓発 〔自然環境課〕

ア 生物多様性保全戦略推進事業

ぬいぐるみと写真とで生態系の大切さを表現した「いきものつながり巡回展」を本土4地区で開催します。

イ 生物多様性モデル校

生物多様性保全に係る活動に取り組んでいる、または取り組む意欲がある県内の小中学校をモデル校として指定し、活動を支援します。

(7) 離島の漁業集落における藻場、干潟の管理・改善を行う取組に対する支援 〔漁政課〕

漁村の地域資源である漁場の生産力の再生・向上を図るために、国の離島再生支援交付金等を活用し、藻場、干潟の管理・改善活動に対する支援を実施します。

第2節 自然とのつながりの回復

1 自然とのふれあいの場の保全・整備

(1) 自然公園制度等の運用 〔自然環境課〕

ア 九州自然歩道整備事業

世界遺産暫定一覧表に登録された「長崎の教会群とキリスト教関連資産」を結ぶルート（下五島、上五島、平戸、佐世保）を九州自然歩道に加え、五島、平戸等の美しい自然とふれあいながら教会群を巡ることのできる歩道の整備を行います。

（九州自然歩道・世界文化遺産教会群巡礼ルート整備事業(国、県)）

事業の概要	平成24年度は、国事業で新上五島町、平戸市において歩道、標識等の整備を行います。
-------	--

イ 自然公園清掃活動補助事業

国立公園の主要利用地域のうち、特に重点的に美化清掃活動を行う必要がある地区において、国、県、市町及び地元清掃活動団体が協力して公園の美化清掃を行います。

事業の概要	清掃活動実施団体が行う清掃活動事業に必要な経費について県が補助します。この場合、実施団体は市町からさらに補助金または負担金を受け入れることが必要です。
清掃地区	雲仙地区、鹿子前地区、弓張岳地区、平戸地区、福江地区
実施団体	・雲仙天草国立公園：(財)自然公園財団雲仙支部 ・西海国立公園：長崎県自然公園協議会佐世保支部、平戸支部、福江支部

ウ 自然公園標識設置事業

自然公園の保護と適正な利用の増進を図るため、公園の各主要箇所に標識を設置します。

事業の概要	主として木製の案内板・解説板・指導標を作成し設置します。 ・平成24年度事業：標識の新設・建替え 九州自然歩道（長崎市、諫早市、雲仙市）
今後の方針	県立自然公園、九州自然歩道、県自然環境保全地域において標識を新設するとともに、老朽化した標識の建て替え等を実施します。

(2) 自然公園等利用施設の整備促進〔自然環境課〕

ア 地域自主戦略交付金

自然公園の利用の増進を図るため、国定公園及び長距離自然歩道（国立公園及び国定公園区域外）において公園施設の整備拡充を図ります。

事業の概要	交付金対象事業について、県又は市町が事業主体となり実施します。
事業の経過	平成17年度から、国の三位一体改革により環境省の補助制度が廃止されたことを受け、地域自主戦略交付金制度を活用して県又は市町が整備を行います。

イ 県単独事業

A 自然公園総合整備事業

国の制度の変更を踏まえ、従来の国庫補助事業と自然公園等施設整備県費補助事業を一本化した「自然公園総合整備事業」により、施設のユニバーサルデザイン化、景観の改善・向上、誰もが利用しやすい施設への改修等に重点をおいた施設整備に取り組みます。

B 雲仙公園保全管理費

昭和9年、日本で最初の国立公園として指定された国立公園「雲仙」は、普賢岳や平成新山などの諸峰を中心に我が国屈指の火山景

観を誇り、年間約230万人の人々が美しい自然景観を求めて訪れます。

国立公園内の施設については、定期的な点検により維持管理を行うとともに、宝原道路における改良工事の実施やその他公園施設の維持補修を行います。

(3) 森林とのふれあい（長崎県民の森）〔林政課〕

県民の森では指定管理者制度を導入し、森林の整備や施設の改修などを行い、安心・安全な森林とのふれあいの場の提供に努めます。

また、森林の癒し効果（森林セラピー）を利用した取組についても推進していきます。

(4) グリーン・ツーリズムの推進〔農山村対策室〕

農山漁村の活性化を図るため、農林漁業や自然体験、新鮮で豊富な地場農林水産物等の地域特有の資源を生かしたグリーン・ツーリズムの推進を図るため、平成23年度に引き続きグリーン・ツーリズム推進事業並びに県グリーン・ツーリズム推進協議会事業を実施します。

また、「子ども農山漁村交流プロジェクト」の受入体制整備の支援を実施します。

(5) 都市と漁村の交流拡大、ブルー・ツーリズムの推進〔漁政課〕

漁村地域の特性・資源を活かした活力ある地域づくりを図るため、国の離島再生支援交付金等の諸制度を活用して、各地域が主体的に取り組む観光等の他産業と連携した取組に対する支援を実施します。

2 自然とのふれあいの機会の提供

(1) ガイド養成講座〔自然環境課〕

ア 西海里山ガイド養成講座

県内で初めて「稀少野生動植物種保存地域」に指定された西海市で、座学と野外学習により、人々に地域の豊かな自然を伝えてゆく人材育成講座を5回開催します。

イ 島原半島ジオパークへの旅

地元の島原半島ジオパーク推進連絡協議会が養成したジオパークガイドの実践の場として、ジオサイトを巡る観察ツアーを実施します。

(2) 探鳥会〔自然環境課〕

各地域の特徴ある自然とふれあうイベントとして、対馬探鳥会、雲仙探鳥会、冬鳥探鳥会（諫早湾・野岳湖等）を開催します。

(3) 森林とのふれあい（インタープリターとの連携）〔林政課〕

長崎県民の森で開催する自然観観察会、ネイチャーゲーム、木工クラフト、オリエンテーリング及び星の観察会など、インタープリター（森の案内人）と連携し、森林とのふれあう機会の提供に努め、森林に対する県民意識の啓発を図ります。

イベント回数 26回

3 社会経済活動における適切な活用

(1) 中山間地域等直接支払制度の実施〔農山村対策室〕

農業生産条件の不利な地域において、農道や用排水路の整備、畦畔の雑草及び耕作放棄地の管理を含め、稲作等を主体とした農業生産活動等を行います。また、水源のかん養、洪水防止と景観維持など、農山村地域の多面的機能の維持・保全のための活動を支援します。

平成23年度は、制度拡充により支援対象となった離島平地での協定面積拡大に取り組んでいます。

(2) 農地・水保全管理支払〔農山村対策室〕

農地・農業用水等の資源は、食料の安定供給や多面的機能の発揮の基盤となる社会共通資本であります。しかしながら、こうした資源は、過疎化・高齢化等の進行に伴う集落機能の低下によりまして、適切な保全管理が困難となってきております。

こうした状況を踏まえ、地域において農地・水・環境の良好な保全とその質的向上を図ることを通じて、地域の振興に資するため、地域ぐるみでの効果の高い「共同活動」と、施設の長寿命化に資する「向上活動」を一体的かつ総合的に支援していきます。

(3) 中山間ふるさと水と土保全対策〔農山村対策室〕

平成24年度は、保全活動に取り組む地域リーダーの育成と都市と農村の交流促進のためPR活動を行います。

(4) 森林整備事業等〔森林整備室〕

森林の水土保全機能等公益的機能の維持増進を図るため、植栽、下刈り、除伐、間伐等の森林整備を推進します。

特に、実施が遅れている間伐については、国庫補助事業やながさき森林環境税を活用しながら積極的に取り組みます。

(5) 漁場環境の改善〔資源管理課・漁港漁場課〕

ア 水産環境整備事業

磯焼け対策の取組みにおける母藻の供給基地となる海藻バンクを整備するために、海藻が着生するコンクリートブロックや自然石など着定基質を設置します。

海藻バンクの整備：県北、西彼、橘湾

閉鎖的な内湾域等、漁場環境が悪化した海域で海底清掃、海底耕うん等を行うことにより漁場環境の回復を図ります。

底質の改善：大村湾（耕うん）、有明海（耕うん）

イ 環境・生態系保全活動支援事業

魚介類の産卵・生育場所であるとともに、漁場の環境保全維持機能を持つ藻場の維持回復・拡大を図るため、地域自らがその状況に応じた効果的な対策を検討し、活動する組織づくりに取り組むとともに、保全活動の支援を行います。

(6) 漁場環境保全対策〔資源管理課〕

漁場環境の長期的変化を把握するため、県下各地に調査地点を設け、水産業普及指導センターが水質・底質・藻場等の定期的な調査を行うとともに、赤潮の発生等漁業被害のおそれがある場合は、適時調査を実施し、漁業者に対し被害の防止や赤潮等発生時の緊急措置に対する指導等を行います。

(7) 生態系等に配慮した漁港施設の整備〔漁港漁場課〕

建設する漁港施設を周辺の環境と調和させ、生物の生態系等に配慮した構造とします。防波堤等の工事に使用する消波ブロック、被覆ブロックに藻類の着底基質等を設置し、藻場の回復を図ります。

平成24年度は9漁港において、生物の生態系等に配慮した漁港施設の整備を行います。

(8) 海砂採取の際の水産資源保護と自然環境保全との調和〔監理課〕

海砂採取の際の水産資源の保護と自然環境の保全との調和を図るため、海砂採取の許認可については、関係漁協等の同意書を添付させるとともに、関係市町長意見を尊重することとします。

また、海砂採取の方法や採取する区域等についての規制を行います。

さらに、採取量については県内の需要量に見合う量を限度とするとの方針のもと、「海砂採取限度量に関する検討委員会」の提言を受け、平成21年度以降5か年間の年間採取限度量を次のとおり定めています。

- ・平成21～23年度 300万 m^3
- ・平成24～25年度 270万 m^3

(9) 良好な河川環境の整備と保全〔河川課〕

ア 多自然川づくりの推進

河川改修事業においては、すべての箇所が多自然川づくりを行います。(県内33河川)

イ 河川愛護運動の支援

県民参加の地域づくり事業においては、河川愛護団体の登録やアダプト制度の推進により、県民主体の河川愛護活動を支援しています。

(10) 良好な海岸環境の整備と保全〔港湾課〕

ア 県民の利用しやすい親水空間の確保

A 海岸環境整備事業

地域の海岸特性を踏まえた海岸環境の保全を図り、「安全な海岸」とともに「自然とふれあい快適に利用できる海岸」の整備を行います。

イ 海岸愛護運動の支援

A 県民参加の地域づくり事業

愛護団体(海岸・港湾・漁港)の登録制度の推進により、県民主体の海岸、港湾、漁港での愛護活動を支援します。

(11) 海岸環境の整備〔港湾課〕

ア 海岸環境整備事業

国土保全との調和を図りつつ、もって快適な海浜利用の増進に資するため、平成23年度に県内1港の海岸において、整備の完了を図ります。

(12) ガイド養成講座〔自然環境課〕

県内で初めて「希少野生動植物種保存地域」に指定された西海市で、座学と野外学習により、人々に地域の豊かな自然を伝えてゆく人材育成講座(西海里山ガイド養成講座)を5回開催します。

第3節 快適な生活環境と歴史的環境の保全と創造

1 快適な生活環境の創造と美しいふるさとづくりの推進

(1) 治水事業等による安全なまちづくりの推進〔河川課・港湾課〕

ア 河川・ダム・海岸整備の推進

A 河川改修事業・ダム建設事業・海岸保全事業

気候変動の影響に伴い、洪水や高潮による浸水被害の拡大が懸念されています。これらによる浸水被害を軽減するため、環境に配慮した工法を用いながら河川・ダム・海岸の整備を行っており、河川

改修事業・ダム建設事業や海岸保全事業により、自然環境の整備と保全を推進します。（県内33河川・3ダム・11海岸）

（2）土砂の流出抑制 〔砂防課〕

ア 砂防事業等

自然現象としての山腹等の浸食作用は絶えず進んでおり、この現象のうち人間生活に影響を及ぼすのが災害です。当課では、これらの土砂災害を防止・軽減するため砂防・地すべり・急傾斜事業を行っています。

（平成24年度実施予定）

・砂防事業	40箇所
・地すべり対策事業	24箇所
・急傾斜地崩壊対策事業	44箇所

（3）民有林治山事業等の実施 〔森林整備室〕

森林の維持造成を通じて、山地に起因する災害から、生命・財産を守るために、山地災害対策として、山地治山事業、水土保持治山事業、地すべり防止事業等を実施します。

（平成24年度実施予定）

・山地治山事業	26か所
・水土保持治山事業	7か所
・防災林整備事業	1か所
・地すべり防止事業	8か所
・水源地域整備事業	9か所
・環境保全保安林整備事業	1か所
・保安林整備事業	9か所

（4）無電柱化の推進 〔道路維持課〕

無電柱化協議会にて電線管理者の合意を得た区間の整備を行います。

（5）都市における自然環境等の保全 〔都市計画課〕

ア 都市公園の整備

社会資本整備総合交付金事業で都市公園の整備を進めます。

イ 緑の基本計画

昨年同様、市町における「緑の基本計画」の策定を指導します。

ウ 県民の緑化意識の高揚

「都市緑化月間」、「春の都市緑化推進運動」等を実施される関係市町の緑化行事を通じて、緑化思想の普及に努めます。

エ 風致地区

これまで同様、風致地区内における建築等の規制に関する条例等に基づき、良好な都市景観を維持する観点から適正な指導・監督を行うとともに、より一層の適切な風致地区の保全を図っていくため、区域

の見直し及び段階規制の導入の検討を行います。

(6) 花のある街かどづくり事業〔自然環境課〕

ア 事業の目的

JR用地の緑地維持管理により、「花のある街かどづくり」事業を実施します。

イ 事業の概要

「美しいふるさとづくり」を目指し、過去に植栽した緑地の適切な維持管理を行います。

- ・ JR用地（借上）緑地維持管理
長崎市赤迫町地内、佐世保市大塔町地内

(7) 緑といきもの賑わい事業（再掲）〔自然環境課〕

ア 事業の目的

長崎県生物多様性保全戦略に基づき、従来の緑化事業に加え、保全地域等の保全事業や希少野生動植物の保護増殖事業等を対象として、市町や民間団体を積極的に支援しながら、各主体が連携してよりよい環境づくりを推進します。

イ 事業の概要

事業主体	県、市町、民間団体（社会福祉法人、学校法人、NPO等）
補助率	・市 町：2／3以内～1／3以内 ・民間団体：2／3以内
主な対象事業	・ 条例に基づく保全地域等の保全事業（湿地の保護、外来種の除去、草原の維持活動等） ・ 希少野生動植物の保護増殖事業（希少種の生息生育地保護等） ・ 生物の生息、生育空間の創出事業（ビオトープ等） ・ 公共施設及び民間施設の緑化事業（修景緑化、屋上緑化、風景の維持改善）

(8) 県民の参加と協力によるまちづくり〔都市計画課〕

良好な都市環境の形成には、都市計画に住民の意見を反映させる事が大切です。住民が積極的に都市計画に参加できるよう、都市計画提案、公聴会・説明会の開催、都市計画案の縦覧、意見書の提出等の手続きが制度化されており、住民との相互協力によるまちづくりが進められるよう努めます。

(9) ごみの投げ捨て等防止重点地区等の指定〔未来環境推進課〕

未来環境条例に基づき指定した「ごみの投げ捨て等防止重点地区」、「喫煙禁止地区」及び「自動販売機設置届出地区」において、市町や地域住民とともに連携した環境美化の取り組みを行います。

(10) 屋外広告物に関する適正な規制誘導 〔都市計画課〕

これまで同様、違反広告物に対しては、屋外広告物法及び長崎県屋外広告物条例に基づき、「美観風致の維持」、「公衆への危害の防止」の観点から、適正な指導・監督を行っていきます。

また、地域の個性を活かした魅力的な広告景観形成を推進するため、広告景観モデル地区の指定を行います。

(11) 県民参加の森林づくりの支援 〔林政課〕

森林に対する理解を深め県民参加の森林づくりを推進するため、森林ボランティア等が実施する森林づくり活動をながさき森林環境税を活用し支援します。

・平成24年度公募事業応募予定団体数	20団体
--------------------	------

(12) 森林の維持・保全 〔森林整備室〕

ア 育成林整備事業

森林の緑のダムとしての機能を高めるために、造林・保育・間伐等を実施した方に助成を行います。

・森林整備	1,710ha
-------	---------

イ ながさき森林環境保全事業

水源のかん養や県土の保全、その他森林が有する多面的かつ公益的機能を高めるために、「ながさき森林環境税」を活用し、手入れ不足となっている水源の森の整備や間伐実施のための作業道開設等に対する助成を行います。

・環境保全林緊急整備	675ha
・路網整備	130,000m

(13) 都市と漁村の交流拡大、ブルー・ツーリズムの推進 〔漁政課〕

漁村地域の特性・資源を活かした活力ある地域づくりを図るため、国の離島再生支援交付金等の諸制度を活用して、各地域が主体的に取り組む観光等の他産業と連携した取組に対する支援を実施します。

2 歴史的環境の保全と創造

(1) 美しい景観形成の推進 〔都市計画課〕

平成23年に施行した「美しい景観形成推進計画」に基づき、県内各地域の自然や歴史、文化、産業などを活かした個性的で魅力あるまちなみ景観の保全と創造を積極的に進めています。

県内市町が行う景観形成の取組を積極的に支援するとともに、まちづくり景観資産の登録や専門家の派遣、複数の市町に跨る広域的な景観形

成の推進や、景観法に基づく大規模建築物の規制を行うことで、より効果的な景観形成を推進し、県民が誇りと愛着を持つことができ、多くの観光客に訪れてもらえるような県土づくりを目指します。

ア 活動サポート事業

住民と市町が協働して取り組む景観まちづくり活動等を支援します。（景観行政団体である市町に限ります。）

イ 景観資産登録制度

個性的で魅力あるまちなみや建造物、樹木等を登録し、その内容を広く周知し、その保全活用を支援します。

ウ アドバイザー派遣制度

住民や市町、県の機関が美しい景観形成を目指した地域づくりや施設整備等を行う場合、あらかじめ登録した専門家を派遣し技術的な助言を行います。

エ 大規模建築物等の規制・誘導

地域の景観形成に係る建築行為等への規制がない景観行政団体以外の市町の区域について、県が景観法を活用し、特に影響の大きい大規模なものに限り予防的な行為の規制・誘導を行います。

オ 広域景観形成推進事業

本県を代表する広域的な景観について、関係者と連携し総合的な景観形成を行います。

(2) 文化財調査管理 〔学芸文化課〕

所有者が行う指定文化財の保存修理等に要する経費の補助や長崎県文化財保護指導委員による指定文化財等の巡視を行い、所有者に対し文化財保護に関する指導・助言を行います。

(3) 「伝え守ろう！わがまちの文化遺産」活用事業 〔学芸文化課〕

県民が文化財を守り、継承していく気運を醸成するため、地域の文化財に親しむ機会を提供する「長崎県の文化財公開月間」等の事業を行います。

第4章 県民・事業者・行政のパートナーシップによる環境づくり

第1節 環境教育・環境学習等の推進

1 学校等における環境教育・環境学習の推進

(1) 総合的な学習の時間を中心とした体験的・実践的な環境教育の推進

〔義務教育課・高等教育課〕

各学校が創意工夫した特色ある教育活動としての「総合的な学習の時間」の中で、環境教育を教科との関連を図りながら総合的な取組としての充実・推進を図ります。

(2) 環境教育に関する教職員研修の充実 〔義務教育課・高等教育課〕

ア 県教育センター研修講座の開催

A すぐに使える！環境教育入門研修講座

小・中・高・特別支援学校教員が、環境教育に関する知識・技能について研修し、指導力向上を図るとともに、学校教育の中で実践できる自然観察の手法や環境教育の在り方を探ります。

イ 全国的な研修への参加

A 全国環境学習フェア（文部科学省主催）

循環型社会の形成を目指し、児童生徒、教員、保護者、産業界や大学関係者など様々な人々が環境について共に考える場を設け、環境教育・環境学習の在り方等について研究協議を行うとともに、各種活動の成果発表や展示会等を開催し、学校教育における環境教育の一層の改善・充実に生かします。

本県からも、小・中・高等学校の教員等が参加します。

B 環境教育リーダー研修基礎講座（環境省・文部科学省主催）

環境教育・環境学習を推進する人材を育成するために、基本的知識の習得と体験学習を重視した研修を行い、学校教育における指導者としての能力を養成します。県内における環境教育リーダーとなることが期待される教員が参加します。

(3) 地域に根ざした環境教育の推進

〔未来環境推進課、義務教育課、高校教育課〕

地域人材や専門家など外部講師の活用及び関係機関との連携による学校内外での環境教育に努めます。

(4) 生物多様性モデル校 〔自然環境課〕

昭和42年度より設けられた愛鳥モデル校を廃止し、平成24年度より生物多様性モデル校を指定し（小中学校10校以内）、講師の派遣や物品

の配布により、生物多様性保全に関する普及・啓発を図ります。

(5) こどもエコクラブ〔未来環境推進課〕

環境学習、環境保全活動を推進するため、こどもエコクラブの結成を促進し、活動を支持します。また、こどもエコクラブ活動が幅広く豊かに行われるように、環境学習機材を整備し貸し出します。

(6) ポスター展の開催〔未来環境推進課〕

「みんなで止めよう温暖化」等環境問題をテーマに、小中学生による環境保全ポスターを募集し、県内2か所で展示します。

2 社会における環境教育・環境学習の推進

(1) 環境アドバイザーの派遣〔未来環境推進課〕

公民館や学校などが自主的に開催する研修会等を支援するため、「くらしと環境」、「自然環境」、「環境教育」などの5分野に環境アドバイザーとして登録されている有識者・実践活動家などを講師として派遣します。

なお、派遣に係る費用は、県が負担します。

(2) 森林づくり活動の普及・啓発〔林政課〕

緑化推進運動ポスターの募集や緑の少年団活動の活性化を図ることで緑化の普及・啓発を図ります。

また、植樹や育樹活動を体験する森林ボランティアによるイベントの開催や活動の支援により、森林づくり活動の普及・啓発を図ります。

森林ボランティア登録団体活動参加者数	4,400人
--------------------	--------

(3) ガイド養成講座〔自然環境課〕

ア 西海里山ガイド養成講座

県内で初めて「希少野生動植物種保存地域」に指定された西海市で、座学と野外学習により、人々に地域の豊かな自然を伝えていく人材育成講座を5回開催します。

イ 島原半島ジオパークへの旅

地元の島原半島ジオパーク推進連絡協議会が養成したジオパークガイドの実践の場として、ジオサイトを巡る観察ツアーを実施します。

(4) 探鳥会〔自然環境課〕

各地域の特徴ある自然とふれあうイベントとして、対馬探鳥会、雲仙探鳥会、冬鳥探鳥会（諫早湾・野岳湖等）を開催します。

(5) イベントによる普及啓発（再掲）〔未来環境推進課〕

関係機関と連携し、県の地球温暖化対策協議会が掲げる「自発的もったいない運動」の普及・啓発を行う「もったいない運動推進大会」や、環境月間の6月に長崎市浜の町アーケードで街頭キャンペーンなどのイベント開催を行います。

第2節 自主的な環境保全行動の促進

1 県・市町の環境保全に向けた取り組みの推進

(1) 環境管理システムの運用〔環境政策課〕

国際環境規格であるISO14001の基本理念を受け継いで、効率性と自律性を高め平成21年度から地方機関等を含めて全庁で運用している県庁独自の環境マネジメントシステム（県庁EMS）を継続して運用していきます。また、同システムの改良を進めながら、県庁の事業に係る環境負荷について、継続的に低減に努めていきます。

(2) 「県庁エコオフィスプラン」の実施〔未来環境推進課〕

「県庁エコオフィスプラン」に基づく取組を推進し、県の事務事業に伴って排出される二酸化炭素の削減に取り組みます。

2 県民の環境保全に向けた取り組みの推進

(1) ながさき環境県民会議〔未来環境推進課〕

平成23年度を始期とする新たな「長崎県廃棄物処理計画」が策定されたことに伴い、「ゴミゼロながさき実践計画」を改定しました。また、今年度は、長崎県地球温暖化対策協議会と統合し、ながさき環境県民会議として発足し、県民・事業者・行政（県・市町）が互いに協力し、それぞれの役割分担に応じた目標の実現に向けての取り組みを更に推進します。

県としては、県庁が事業所として排出する廃棄物の減量化に取り組むほか、本計画に基づく県民・事業者の実践活動を支援するため、ごみに関する現状や家庭ごみの減量化方法などの情報提供、マイ・バッグ・キャンペーンの展開、生ごみ減量化リーダーの活動支援などを行います。

(2) 県民ボランティア活動支援センターの管理運営

〔男女参画・県民協働課〕

ボランティア活動に関する情報の収集及び提供、ボランティア活動に関する相談への助言、活動場所の提供を行います。

また、情報発信として、県民ボランティア活動支援センターの情報誌

を発行（年4回）し、メールマガジンを配信（月2回）します。

3 事業者の環境保全に向けた取り組みの推進

（1）エコショップの認定〔未来環境推進課〕

環境に優しい事業活動の推進・拡大を図るため、エコショップ認定制度により、環境に優しい商品の販売や買い物袋持参の奨励、簡易包装の実施やトレイの回収などを行う小売り店舗の普及を図ります。

（2）優良団体の表彰〔未来環境推進課〕

ごみの減量化やリサイクルの推進、環境美化に取り組む団体を表彰し、各活動の促進を図り、広く周知することにより、県民・事業者の意識の高揚につなげ、ごみ減量化や環境美化を推進します。

（3）レジ袋有料化一斉行動に向けた取組〔未来環境推進課〕

レジ袋有料化を含む統一行動の実施について、行政、事業者、消費者団体等で協議を行います。

また、レジ袋有料化が可能な地域から実施し、取組の定着を図ります。

第3節 環境情報の収集、発信の強化

1 情報提供機会の拡大

（1）環境保健総合情報システムの整備〔環境政策課〕

環境保健総合情報システムを平成17、18年度で整備し、平成19年5月からインターネットで公開しています。今後、定期的にデータを更新し、環境学習や環境保全活動に役立つ情報を提供します。

（2）各種団体への支援・連携の強化〔未来環境推進課〕

ながさき環境県民会議や長崎県地球温暖化防止活動推進員の活動を支援するとともに、地球温暖化対策ネットワーク会議や市町が設置している地球温暖化対策協議会を活用し、活動の連携を図ります。

2 情報共有化の推進

（1）「ながさきの環境ホームページ」の整備・充実〔環境政策課〕

平成22年度に引き続き、県民・事業者のニーズに応えるため、環境情報の収集などに努めるほか、わかりやすい内容となるよう工夫し、迅速な情報提供を行うため、「ながさきの環境ホームページ」の一層の整備・充実に努めます。

(2) 各種団体への支援・連携の強化（再掲） 〔未来環境推進課〕

ながさき環境県民会議や長崎県地球温暖化防止活動推進員の活動を支援するとともに、地球温暖化対策ネットワーク会議や市町が設置している地球温暖化対策協議会を活用し、活動の連携を図ります。

第5章 環境保全のための共通的基盤的施策

1 適正な土地利用の推進

(1) 土地利用基本計画〔土地対策室〕

国土利用計画・長崎県計画(第四次)に基づき、行政内部の調整を行い総合的な見地から適正かつ合理的な土地利用を実施しています。

また、土地利用基本計画に沿った環境に配慮した土地利用の推進に努めます。

(2) 土地取引規制制度〔土地対策室〕

土地取引を規制する制度として注視区域制度、監視区域制度及び規制区域制度があります。本県では、現在これらに該当する区域はありません。

また、国土利用計画法では、取得した土地の利用目的が土地利用基本計画などに適合しているのかの審査を行うため、一定面積以上の土地取引に事後届出制度を実施しています。これらの計画に適合していない場合は、必要な助言、勧告、指導を実施しています。

2 調査研究・技術開発の推進、監視観測の充実

(1) 調査研究・技術開発の推進

〔環境政策課、産業技術課、漁政課、農政課〕

関係部局の連携のもと、環境保健研究センター、工業技術センター、窯業技術センター、総合水産試験場、農林技術開発センターは、多様なニーズに対応するため技術分野を融合した産学官連携によるプロジェクト研究等を推進します。

5つの県研究機関が平成24年度に実施する環境関連のプロジェクト、経常研究のテーマは次のとおりです。

①戦略プロジェクト研究

- ・環境と調和した持続可能な農業・水産業の実現に資する研究

②環境保健研究センター

- ・閉鎖性海域大村湾及びその流域における溶存有機物に関する研究
- ・長崎県バイオディーゼル燃料普及促進事業
- ・諫早湾干拓調整池内でのシジミの増殖促進による水質浄化の研究

③工業技術センター

- ・精密機械加工における環境に優しい冷却システムの開発

④窯業技術センター

- ・無機廃棄物を活用した機能性材料の製品開発に関する研究
- ・高耐候性・高輝度蓄光製品の製造技術に関する研究
- ・低炭素社会対応型陶磁器素材の開発

⑤総合水産試験場

- ・温暖化に対応した藻類増養殖技術開発

⑥農林技術開発センター

- ・人工林資源の循環利用を可能にする技術の開発
- ・菌根菌を活用した海岸林の造成・更新技術の開発
- ・施肥合理化技術の確立
- ・気候温暖化に対応したカンキツ栽培技術の開発
- ・温州ミカンにおける天敵利用技術の開発
- ・低・未利用食品残さの高度化利用技術の開発
- ・温暖地・暖地向け病害・線虫抵抗性、高品質、多収のバレイショ品種の育成
- ・加工適性が優れ青枯病抵抗性の暖地向け加工原料用バレイショ品種の開発

(2) エネルギー・環境関連産業への支援

〔ナガサキ・グリーンニューディール推進室〕

資源循環・廃棄物問題、化学物質問題、地球の温暖化などの環境問題に対応するため、新エネルギー・環境関連分野の産業技術の担う役割は大きいものがあります。

このため、エネルギー・環境関連産業における県内中小企業者に対して、事業可能性等の調査による技術開発や起業化、商品の販路拡大及び設備投資などの支援を実施します。

(3) 放射能調査研究 〔環境政策課〕

環境放射能水準調査（文部科学省の委託事業）を行います。

また、原子力潜水艦の寄港に伴う放射能調査等についても、文部科学省、佐世保市等で寄港の都度、毎回実施します。

玄海原子力発電所の原子力災害に備えるため、長崎県地域防災計画（原子力災害対策編）に基づき、佐賀県や松浦市と共同で、原子力防災訓練を実施します。

3 環境産業の育成

(1) 環境実践モデル都市推進事業

〔ナガサキ・グリーンニューディール推進室〕

地域の環境産業の活性化、環境負荷削減技術の展開等を行う市町を「環境実践モデル都市」として選定し、その取り組みを支援するとともに、取組成果を県内市町に普及、還元します（平成22年度選定：

対馬市、平成23年度選定：西海市）。

平成24年度は、引き続き各都市で設置された産学官で構成するワーキンググループ等が行う、地域資源を活用したプロジェクトの事業化に向けた調査・検討を支援します。

4 環境配慮の推進

(1) 環境アセスメント審査〔環境政策課〕

環境影響評価法、長崎県環境影響評価条例で規定された対象事業について、事業者が実施する環境影響評価を審査、指導するとともに、事業実施後に事業者が行う環境保全措置にかかる事後調査についても指導を行います。

平成24年4月1日現在の審査・事前相談中の事業は、5件あります。

5 公害苦情と公害紛争等の適正処理

(1) 公害苦情処理〔環境政策課〕

公害苦情の第一次的な処理は市町が行いますが、県立保健所からの技術的な助言・指導などにより、県と市町が連携して円滑な事務処理に努めます。

また、公害の規模・内容から見て市町で処理することが困難な事案、2以上の市町にまたがる事案、統一的な処理を必要とする事案などについては、県が中心となって処理を行うこととしています。

(2) 公害紛争処理〔環境政策課〕

公害に係る紛争については、公害紛争処理法に基づき委嘱している公害審査委員候補者による「あっせん」、「調停」等により、迅速かつ適正な解決に努めます。

6 環境管理システムの適切な運用と普及の促進

(1) 環境管理システムの運用〔環境政策課〕

国際環境規格であるISO14001の基本理念を受け継いで、効率性と自律性を高め平成21年度から地方機関等を含めて全庁で運用している県庁独自の環境マネジメントシステム（県庁EMS）を継続して運用していきます。

また、同システムの改良を進めながら、県庁の事業に係る環境負荷について、継続的に低減に努めていきます。

(2) ISO14001の認証取得促進〔産業振興課〕

ISO14001の認証取得を目指す県内の中小企業に対し、コンサルタント斡旋、認証取得のための研修会等の開催を実施します。

7 環境保全効果を促進させるための手立て

(1) ごみ処理の有料化、デポジット制度の導入等の検討

〔未来環境推進課〕

各市町等における、ごみ処理の有料化、各地域の実情に応じたデポジット制度の導入等経済的手法の導入について引き続き検討していきます。

(2) 産業廃棄物税の活用 〔未来環境推進課〕

循環型社会の形成に向けた産業廃棄物の排出抑制、リサイクルの促進その他適正な処理の推進を図るため、平成17年4月から九州各県（沖縄県は平成18年4月から）と同時に導入した「産業廃棄物税」については、税務部局と連携し、その円滑な運営を行うとともに、税収用途についても庁内関係部局で構成する「産業廃棄物税収活用プロジェクトチーム」において具体的な税収活用事業の調整を図っていきます。

なお、プロジェクトチームでの検討・調整の結果、平成24年度は以下のような事業を実施します。

〈長崎県における産業廃棄物税の税収用途事業（平成24年度）〉

○予算額計・・・72,745千円

①リサイクル製品活用促進事業

- ・平成24年度予算額（当初：1,113千円）
- ・リサイクル製品等認定制度を創設し、認定を行い、県事業における率先利用を図るとともに県民への普及促進を図る。（継続）

②島原半島良質堆肥広域流通促進事業

- ・平成24年度予算額（当初：15,000千円）
- ・島原半島内の良質堆肥を半島外へ搬出を行う堆肥広域流通組織をモデル的に育成することにより、島原地域における環境への負荷軽減と堆肥の広域的な流通や利活用を促進する。

③廃ガラス・陶磁器くずを活用した二枚貝（アサリ）生息場の造成事業

- ・平成24年度予算額（当初：5,268千円）
- ・ガラスくずや陶磁器くずなどのリサイクル砂を利用したテストプラントを造成してあさり生息場としての適正を検証することにより、生息場再生とリサイクル材の有効活用の普及促進を図る。（新規）

④バイオディーゼル燃料地域活用推進事業

- ・平成24年度予算額（当初：2,493千円）

- ・県内におけるバイオディーゼル燃料製造事業の適正化と普及促進を目的とする研究会を開催するとともに、検査を実施し製造技術を定着させる。（新規）
- ⑤未利用資源等肥料利活用促進対策
 - ・平成24年度予算額（当初：6,289千円）
 - ・廃菌床等の未利用資源や家畜糞を原材料とする堆肥の利活用を促進し、産業廃棄物の削減及び環境保全型農業の進展を図る。（新規）
- ⑥ゴミゼロながさき推進事業（効果検証）
 - ・平成24年度予算額（当初：2,410千円）
 - ・産業廃棄物の排出・処理の状況について実態を把握するための調査を行い、長崎県廃棄物処理計画の進行管理及び産業廃棄物税の効果検証を行う。（継続）
- ⑦産業廃棄物排出事業者研修会
 - ・平成24年度予算額（当初：1,039千円）
 - ・産業廃棄物の排出事業者等に対し、適正処理などに関する認識を深めるための研修会を開催する。（継続）
- ⑧廃棄物不適正処理対策事業
 - ・平成24年度予算額（当初：28,213千円）
 - ・産業廃棄物処理業者等に対する立入検査体制を強化するため、本土地区の4県立保健所に配置している産業廃棄物適正処理推進指導員を10人増員配置する。（継続）
- ⑨政令市適正処理支援事業
 - ・平成24年度予算額（当初：6,000千円）
 - ・政令市が実施する産業廃棄物の適正処理推進を目的とした監視事業について、専任職員1人（嘱託職員）の配置に必要な経費を補助する。（継続）
- ⑩産業廃棄物処理業者等情報管理事業
 - ・平成24年度予算額（当初：4,658千円）
 - ・産業廃棄物処理業者に関する情報を提供するシステムを構築し、排出事業者等の産業廃棄物適正処理の促進を図る。（新規）
- ⑪優良産業廃棄物処理業者育成事業
 - ・平成24年度予算額（当初：262千円）
 - ・優良産業廃棄物処理業者認定制度に基づく認定を受けるための研修会や講師派遣等を実施し、同制度の認定を受けた優良な県内産業廃棄物処理業者を多数育成することにより、県全体の産業廃棄物処理の適正化を推進する。（新規）

（3）長崎県版GAPの推進 〔農業経営課〕

環境保全、農産物の安全性の向上及び農業従事者等の健康維持・増進

を図るため、「長崎県版GAP」を推進します。

8 規制措置の活用

(1) 環境基準達成に向けた施策〔環境政策課〕

閉鎖性海域である大村湾、長崎湾、佐世保湾、伊万里湾、有明海は、従来の環境基準の水域類型指定に加え、全窒素・全燐に係る水域類型指定も実施しており、COD（化学的酸素要求量）やSS（浮遊物質）に加え、全窒素、全燐の水質常時監視を行っております。

また、湖沼として環境基準の水域類型指定されている諫早湾干拓調整池についても、本明川流域における上乘せ排水規制を活用しながら、CODなどの環境基準の達成に努めます。

(2) 規制基準の見直し〔環境政策課〕

本明川流域における事業場への上乗せ排水基準が、3年間の猶予期間を終え平成23年7月より適用されています。今後は、事業場からの排水が基準を超過することがないように指導を継続していきます。

また、大村湾流域における横だし規制について、指定施設とする業態の追加などを、引き続き検討していきます。

(3) 法令に基づく保全（再掲）〔自然環境課〕

自然公園法、県立自然公園条例、未来環境条例、鳥獣保護法等を適正に運用するとともに、最新の調査結果等に基づき、新たな地域の指定や見直しを検討します。

ア 県自然環境保全地域

未来環境条例に基づき指定されている15地域について、条例規定の運用により保全を図ります。

イ 自然公園

自然公園法に基づき指定されている2国立公園・2国定公園と長崎県立自然公園条例に基づき指定されている6県立公園について、法・条例規定の運用により保護及び利用の増進を図ります。

ウ 鳥獣保護区

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づき、第11次鳥獣保護事業計画に即して鳥獣保護区及び鳥獣保護区特別保護地区の指定・更新・再指定を行うとともに、既に指定されている鳥獣保護区等の管理を行います。

エ 希少野生動植物種保存地域

未来環境条例に基づき指定されている希少野生動植物種と希少野生動植物種保存地域について普及啓発を図るとともに、新たな地域指定を進めます。

第6章 重点施策の動き

第1節 地球環境保全の取り組み

1 ゴミゼロながさきプロジェクト

(1) めざす姿

県民・事業者・行政等がそれぞれの役割を分担しながら、連携・協力してゴミの「発生抑制」「再使用」「再生利用（リサイクル）」に取り組むとともに、発生・漂着したゴミについては適正な処理を進め、ゴミのない資源循環型の長崎県「ゴミゼロながさき」を目指します。

(2) 平成24年度の実施内容

- 「ゴミゼロながさき推進会議」において、それぞれの自主的取組内容を検討し、見直しを行い、計画年度をH24年度～H27年度とする「ゴミゼロながさき実践計画」を策定したことから、ながさき環境県民会議において、県民、事業者、消費者、地域活動団体などの各主体と連携・協力し、ゴミゼロながさき実践計画に基づく、各種取組を実践していきます。
- 平成24年度から新たにゴミゼロ市町支援事業に取り組んでおり、レジ袋有料化取組地域の拡大や啓発キャンペーンの実施等についても引き続き実施し、目標達成を目指します。
- 長崎県廃棄物対策連絡協議会を開催し、排出量削減及び再生利用率の向上に向けた先進的な取組み事例を参考にし、各市町における今後の施策展開について検討を行います。

《主な取組み》

- ・市町における循環型社会形成推進交付金を活用したごみ処理施設の整備（H24年度 年間計画 8施設）
- ・市町が行う廃焼却炉解体経費への県単独補助（H24年度 年間計画 8施設）
- ・PCB廃棄物保管事業者に対する立入検査の実施（対象県有施設 19施設）
- ・産業廃棄物処理業者に対する立入検査を実施（目標3,400回）
- ・産業廃棄物排出事業者及び多量排出事業者を対象とした研修会・説明会の開催。（年間計画260人）
- ・不法投棄・違法焼却未然防止のための定期的な巡回パトロール実施（年間計画1,900回）
- ・「長崎県海岸漂着物対策推進計画」に基づき、国、市町、民間団体等と連携した海岸漂着物の回収処理や発生抑制対策及び国際協力事業の実施（発生抑制対策及び国際協力事業 年間計画6回）

2 ナガサキ・グリーンニューディール

(1) めざす姿

再生可能エネルギー源となりうる豊かな自然資源や、産業や技術の拠点等本県の強みを活かしながら、産業振興・雇用の創出と併せて、二酸化炭素の排出が少ない低炭素社会の実現を目指します。

(2) 平成24年度の実施内容

プロジェクトを構成する各施策に取組み、プロジェクト実現を目指しています。

- 新エネルギー産業等プロジェクト推進事業については、製品・技術開発のための事業可能性調査を6件、産業展示会出展を4件支援します。
- 民間事業者等省エネ・グリーン化推進事業については、「ものづくり経営基盤強化支援事業費補助金」の省エネ導入枠として、県内中小企業製造業者の生産現場の省エネ取組みを支援します。(補助採択：3社 1,694千円)
- 新事業チャレンジ応援事業では、「環境・新エネルギー」分野において新事業に取組む中小企業者等が行う商品開発後の事業に対し支援します。(補助採択：3社 6,000千円)
- 環境実践モデル都市推進事業では、今年度、これまでの推進会議やコンソーシアム等における支援に加え、環境実践モデル都市の区域内において、地域資源を活用した環境・エネルギー産業事業化調査(対馬市：バイオマス活用、西海市：潮流発電)に係る助成を行います。
- 長崎EV&ITSプロジェクトを県内関連産業の振興に繋げるため、県内地場企業の電気自動車等関連産業への参入を推進する地元事業化検討会を充実させます。

有識者や事業者の交流促進を図り、電気自動車等の研究開発・試作品開発・災害時対応型技術開発等、県内地場企業の技術力向上・事業化を促進するため、長崎県EV等関連産業参入促進事業として事業を拡充します。(8月、10月の2回、EV等関連産業参入支援制度の公募を実施し、事業化可能性調査2件、試作品開発補助2件の合計4件を採択しました。)

3 生物多様性保全プロジェクト

(1) めざす姿

本県は、地形の変化に富んだ豊かな自然環境に恵まれ、貴重な野生動植物が生息・生育するだけでなく、歴史や文化とも関わりのある多様な生態系が育まれています。人の生活や利用と密接な関係があり、私たち

に多くの恵みを与えてくれる豊かな生物多様性を保全し、持続可能な利用を進めることにより、生物多様性の無限のつながりと無償の恵みを未来の世代に引き継いで行けるよう、自然と共生する社会の実現を目指します。

(2) 平成24年度の実施内容

別紙「長崎県生物多様性保全戦略の進捗状況」のとおりです。

長崎県生物多様性保全戦略の進捗状況について

I 長崎県生物多様性保全戦略の基本方針と主な事業

1 自然環境の監視と種の保護・生態系の保全の強化
(1) 調査研究の推進 <ul style="list-style-type: none">○「ながさきの希少な野生動植物」(長崎県レッドデータブック)の改訂(H20～23)○希少野生動植物保全事業費(H23～モニタリング調査)
(2) 種の保護、生態系の保全・再生 <ul style="list-style-type: none">○希少野生動植物種・希少野生動植物種保存地域の指定○ツシマヤマネコ保護増殖事業(モニタリング調査、イエネコ対策、交通事故対策等)○ナショナルトラスト運動(民間団体によるツシマヤマネコ保護区の土地買収)○緑といきもの賑わい事業(種の保護増殖や生態系の保全・再生活動への助成)○漁場環境保全創造事業(海底耕耘・清掃、藻場の造成、底質の改善)
2 人とふるさとの自然とのつながりの回復
(1) 生物多様性とのふれあいの推進 <ul style="list-style-type: none">① 自然とのふれあいの場(県民の森、公園・緑地、遊歩道等)の保全・整備<ul style="list-style-type: none">○自然ふれあい施設の整備等(園地、標識、自然歩道等の整備)○自然公園の美化清掃活動② 自然とのふれあいの機会(探鳥会やいきもの調査、自然体験イベントなど)の提供<ul style="list-style-type: none">○自然に親しむ運動(探鳥会、自然観察会等)
(2) 社会経済活動における取組 <ul style="list-style-type: none">① 農林業<ul style="list-style-type: none">○人と環境にやさしい農業対策事業(県版GAPの推進、有機栽培等の取組み拡大)② 水産業<ul style="list-style-type: none">○離島漁業再生支援交付金事業(藻場・干潟の造成・保全活動、ブルーツーリズム)○漁場の環境・生態系保全活動総合対策事業(藻場・干潟等の保全活動に対する支援)③ 観光産業<ul style="list-style-type: none">○エコツーリズム、グリーンツーリズム、ブルーツーリズム
3 多様な地域資源としての活用
<ul style="list-style-type: none">○ツバキ林の整備・活用(ツバキ植栽地調査、ツバキ育成に関する講習会等)○佐護ツシマヤマネコ米づくり(減農薬により希少野生動植物に配慮したブランド米)

4 多様な主体のつながりによる連携・協働の推進

- (1) 地域、NPO等市民、企業、市町等との連携・協働
○NPO等による希少野生動植物種生息・生育地の保全活動
- (2) 動物園、水族館、植物園等との連携・協働
○RDB掲載種の生息・生育域外保全、飼育・栽培下繁殖
(九十九島水族館、九十九島動植物園、県亜熱帯植物園等)
- (3) 農地、道路、河川、海洋・海岸等における事業部局との連携・協働
○総合流域防災事業(多自然型川づくりによる整備)
- (4) 国境を越える環境問題への対応のための連携・協働
○長崎県漂流・漂着ごみ対策事業(海岸漂着物等の回収処理等)
- (5) 大学等の研究機関・研究者や専門家との連携・協働
- (6) NPO等との意見交換会、21長崎県環境づくり推進本部などの体制・しくみづくり

5 普及啓発の推進

- 改訂版長崎県レッドデータブック【普及版】の発行(H23)
- 生物多様性保全戦略推進事業(H22～:啓発展示イベントの開催、県内巡回展)

II 関連事業の事業費(再掲は除く)

		H23年度(千円)	H24年度(千円)
1	自然環境の監視と種の保護・生態系の保全の強化	841,450	939,053
2	人とふるさとの自然とのつながりの回復	2,644,912	2,960,216
3	多様な地域資源としての活用	2,781	2,202
4	多様な主体のつながりによる連携・協働の推進	4,239,333	2,732,868
5	普及啓発の推進	6,350	6,991
	合 計	7,734,826	6,641,330

III 主要な事業の数値目標(環境基本計画との共通掲載事業)

	事業名	環境基本計画目標	H23年度実績	H23年度累計
1	希少野生動植物種保存地域の指定	H27: 8地域	1地域指定	4地域指定
	緑といきもの賑わい事業(生物多様性保全事業)	H27: 22か所	4箇所実施	13箇所実施
2	自然歩道の整備事業	H27: 465.4km	125. 1km	465. 4km
4	海砂採取の計画の認可及び採取許可	H25: 270万 ³	257万 ³	

IV 主要事業(自然環境課)の概要

1 自然環境の監視と種の保護・生態系の保全の強化

(1) 調査研究の推進 (資料1-2 1ページ)

○「ながさきの希少な野生動植物」(長崎県レッドデータブック)の改訂(H20~23)	
【目的】	生物多様性保全のための基礎資料である県版レッドデータブック(H12年度作成)を10年ぶりに改訂し、県内の希少な野生動植物の最新の生息・生育状況を反映した「改訂版長崎県レッドリスト」を作成する。
【内容】	専門家による現状確認、生息・生育状況等調査(H20~22年度) (対象:植物、哺乳類、鳥類、昆虫類、両生・爬虫類、魚類、貝類・甲殻類等) ↓ 改訂版掲載種の評価・選定(H22年度) ↓ 改訂版長崎県レッドリスト作成(H23年3月) ↓ H23年度:行政職員向け説明会開催(7会場で実施済) 改訂版長崎県レッドデータブック【普及版】発行(3月)

○希少野生動植物保全事業費(うちモニタリング調査)(H23~)	
【目的】	希少野生動植物のモニタリング調査を継続する。
【内容】	H20~22年度の調査結果を踏まえ、特に絶滅のおそれの高い種や継続監視が必要な種などを対象に、各分野の専門家の協力を得て毎年度のモニタリング調査を継続

(2) 種の保護、生態系の保全・再生

○希少野生動植物保全事業費(H19~22、H23~)	
【目的】	絶滅のおそれのある希少な野生動植物及びその生息・生育地を保護・保全するための施策を実施する。
【内容】	(~H22年度) ・未来環境条例に基づく自然環境保全地域や希少野生動植物種保存地域の指定 H19年度:久良木湿原自然環境保全地域指定(西海市大瀬戸町) H20年度:希少野生動植物種保存地域指定(西海市) H21年度:希少野生動植物種保存地域指定(佐世保市) H22年度:希少野生動植物種保存地域指定(川棚町、東彼杵町、大村市) (H23年度) ・希少野生動植物種保存地域指定(長崎市、諫早市、長与町、時津町) ・改訂版長崎県レッドリスト掲載種の保護・保全方針の策定 (H23年度~) ・保護・保全が必要な種に係る自然環境保全地域や希少野生動植物種保存地域の指定

○緑といきもの賑わい事業(うち生物多様性保全事業)(H21～)	
【目的】	県生物多様性保全戦略に基づく各種の保全対策等を、各事業主体(県、市町、民間)が具体的に推進する。
【内容】	<p>事業主体: 県、市町・民間団体(補助) 対象事業: 保全地域等の保全事業 希少野生動植物の保護増殖事業 生物の生息・生育空間の創出事業 等</p> <p>補助率: (市町) 2/3以内(離島部) 1/2以内(財政力指数0.42以下の本土部) 1/3以内(財政力指数0.42超の本土部) ※上限350万円、下限50万円 (民間) 2/3以内 ※上限120万円、下限15万円</p> <p>H21年度: (県) 亜熱帯植物園での希少植物増殖施設整備 (補助) 草原再生、外来植物除去、ビオトープ整備 H22年度: (県) 自然環境保全地域防護柵 (補助) 外来植物除去、トンボ生息地保全 ツシヤママネコ生息地保全、ビオトープ整備 H23年度: (県) 自然環境保全地域の標識改修 (補助) 外来植物除去、トンボ生息地保全、ビオトープ整備</p>

2 人とふるさとの自然とのつながりの回復

(1) 生物多様性とのふれあいの推進

○九州自然歩道・世界文化遺産教会群巡礼ルート整備事業(H21～23)	
【目的】	世界遺産登録暫定リストに掲載された長崎の教会群を結ぶルートを九州自然歩道に加えることにより、五島、平戸等の美しい自然とふれあいながら、教会群を巡ることのできる長距離自然歩道を整備する。
【内容】	<p>計画区域: 佐世保市、平戸市、五島市、小値賀町、新上五島町 幹線延長約230km</p> <p>H21年度: ルート全体の精査、標識デザイン調査 H22年度: 五島市奈留島・福江島での整備(歩道、標識類、トイレ等) H23年度: 佐世保市、平戸市、五島市、小値賀町、新上五島町での整備 (歩道、標識類、トイレ等)</p>

○島原半島ジオパーク支援事業	
H21・22 島原半島ジオパーク案内板整備 H23 島原半島ジオパーク連携施設整備事業	
【目的】	県有施設における解説板や展示の追加・リニューアル等により、ジオパークの利用促進と機能強化を図る。
【内容】	<p>H21年度: 仁田峠に解説板設置 H22年度: 妙見岳、絹笠山、田代原に解説板設置 H23年度: 田代原トレイルセンター(展示のリニューアル) 仁田峠インフォメーションセンター (壁面展示とレクチャースペースの追加)</p>

第2節 豊かな水環境の保全・創造の取り組み

1 大村湾再生プロジェクト

(1) めざす姿

自然生態系と調和しつつ、多様な魚介類が生息し、人々が将来にわたり享受できる自然の恵み豊かな里海として、大村湾の保全と再生を図ります。

(2) 平成24年度の実施内容

- 大村湾の底質改善のため、水産部の補助事業として実施している大村湾底質改善実証試験事業の効果検証を行います。
- 大村湾流域において公共下水道や浄化槽等の整備を推進し、大村湾流域の汚水処理人口普及率を高めることにより、水質改善に努めます。
- 大村湾内における貧酸素水塊の実態解明等のため、貧酸素水塊観測を行い、また長崎大学へ研究委託することにより、貧酸素水塊観測情報解析及び予測検討業務を行います。
- 大村湾環境改善のため、NPO法人との協働により、アナアオサの回収・有効利用等の事業を実施します。
- 大村湾環境改善のための啓発活動として、指導者等を対象とした環境学習会を開催します。(年間2回)
- 大村湾の環境美化及び水質改善のため、大村湾浮遊ゴミ除去対策事業への補助を行います。

2 諫早湾環境対策プロジェクト

(1) めざす姿

諫早湾干拓調整池の恒久的な水質保全と、干拓事業により創出された調整池や自然干陸地を新たな地域資源として有効に活用するための水辺空間づくりを推進します。

(2) 平成24年度の実施内容

- ア 生活排水対策
 - ・ 下水道・集合処理施設・合併浄化槽に係る整備事業の推進、生活排水対策支援
- イ 工業・事業場排水対策
 - ・ 立ち入り調査による監視指導
- ウ 面源負荷削減対策
 - ・ 環境保全型農業の推進(水田・畑地の施肥・農薬削減対策や裸地対策)

- エ 調整池及び調整池流入河川・水路の浄化対策
 - ・河川整備（浚渫工事等）、戦略プロジェクト研究、国庫委託事業
- オ 環境保全・創造のための住民活動の推進
 - ・ISEネットを中核とした環境活動の取組み（環境イベントや清掃活動の実施）
- カ 環境の監視・調査
 - ・環境モニタリング調査など
- キ 調整池の水質浄化対策にかかる新規事業の提案・協議（九州農政局）

3 島原半島窒素負荷低減プロジェクト

（1）めざす姿

島原半島において、硝酸性窒素等による地下水の汚染による健康被害を未然に防止し、かつ良質な地下水の保全を図るため、関係者(行政、事業者、住民)が地下水への負荷を減らす行動を実践していくことで、日常生活に欠かすことができない地下水資源を守り育てていきます。

（2）平成24年度の実施内容

- 年2回の幹事会において窒素負荷低減計画の進捗状況を検証しながら取組を進めていきます。
- 第1回幹事会の開催（5月29日）
- 第2回幹事会の開催（2月6日）

第 4 部

環 境 基 本 計 画 の 進 行 管 理

第4部 長崎県環境基本計画の進行管理

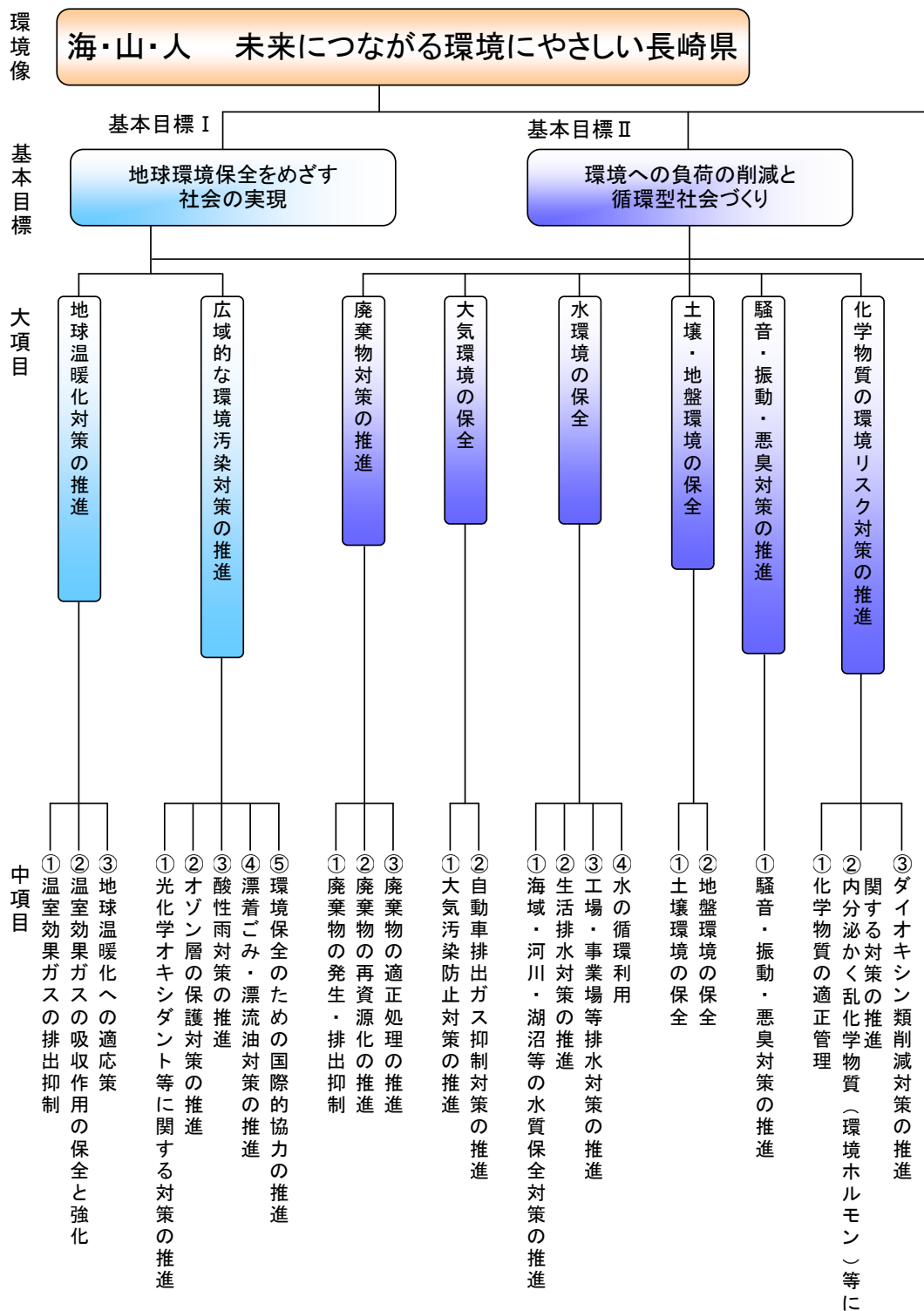
目次

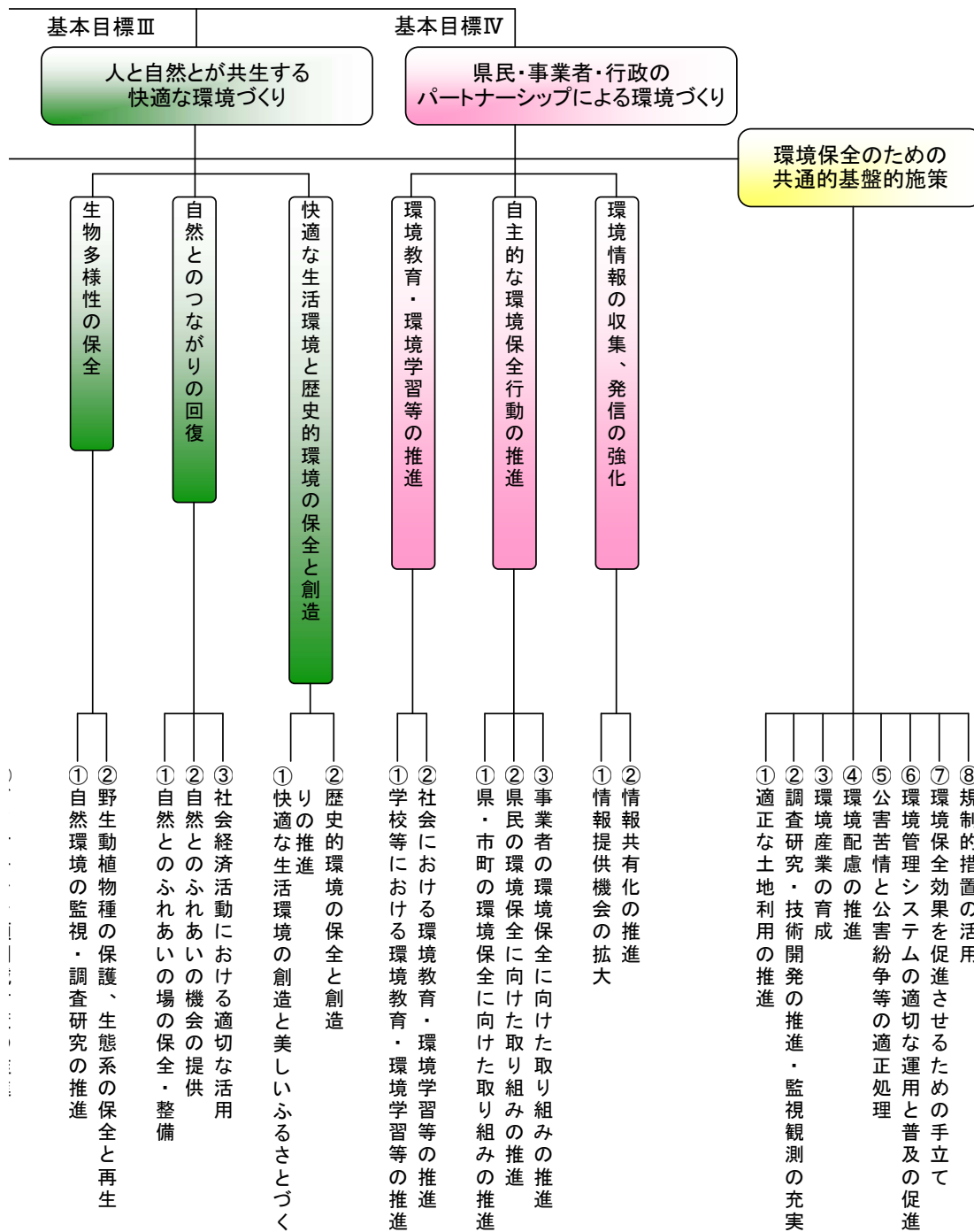
第1章	長崎県環境基本計画施策体系図	1
第2章	長崎県環境基本計画の進捗管理	
第1節	長崎県環境基本計画の体系について	3
第2節	各施策の進捗状況について	3
第3節	数値目標の分析管理について	5
第4節	重点施策について	7
第3章	評価の進捗状況（平成23年度実績）	10
第4章	数値目標達成状況一覧	43
第5章	数値目標の進捗状況個表」の達成状況	46
第6章	重点施策の動き	79

第4部 長崎県環境基本計画の進行管理

第1章 長崎県環境基本計画施策体系図

●長崎県環境基本計画施策体系図





第2章 長崎県環境基本計画の進捗管理

第1節 長崎県環境基本計画の体系について

1 施策の推進について

長崎県のめざすべき環境像「海・山・人 未来につながる環境にやさしい長崎県」の実現に向け、横断的かつ総合的に環境保全施策を進めるため、4つの基本目標を掲げ、基本目標ごとに体系化し、施策を展開することとしています。

※4つの基本目標

基本目標Ⅰ	地球環境保全をめざす社会の実現
基本目標Ⅱ	環境への負荷の削減と循環型社会づくり
基本目標Ⅲ	人と自然とが共生する快適な環境づくり
基本目標Ⅳ	県民・事業者・行政のパートナーシップによる環境づくり

2 数値目標について

施策の実施においては可能な限り数値目標を設定し、その達成に努めています。

3 重点施策について

環境基本計画に掲げる施策の4つの基本目標を達成するため、特に重要な事項として次の2つを重点施策と位置づけ、また、これらに含まれる6つのプロジェクトを重点プロジェクトとして県庁内で横断的な連携をはかりながら、総合的かつ計画的に推進しています。

重点施策	重点プロジェクト
・地球環境保全の取り組み	・ゴミゼロながさきプロジェクト ・ナガサキ・グリーンニューディール ・生物多様性保全プロジェクト
・豊かな水環境の保全・創造の取り組み	・大村湾再生プロジェクト ・諫早湾環境対策プロジェクト ・島原半島窒素負荷低減プロジェクト

第2節 各施策の進捗状況について

1 概要

長崎県環境基本計画により推進している施策（209施策）のうち、研究事業の途中や年度ごとの結果が未公表等により、未評価のものを除く189項目について、23年度の実績に基づく自己評価を行いました。

なお、評価にあたっては、施策内容にあわせて活動指標、成果指標のいす

れかを用い、可能な限り数値化し、0から100までの10刻みで評価しました。
 評価の取りまとめ結果は下表のとおりです。

評価値	0	10~30	40~60	70~90	100	合計
基本目標Ⅰ				1 2.3%	43 97.7%	44 100%
基本目標Ⅱ		1 1.7%	1 1.7%	8 13.3%	50 83.3%	60 100%
基本目標Ⅲ				8 20.0%	32 80.0%	40 100%
基本目標Ⅳ				3 12.5%	21 87.5%	24 100%
共通的基本盤的施策			1 4.8%	2 9.5%	18 85.7%	21 100%
合計		1 0.5%	2 1.1%	22 11.6%	164 86.8%	189 100%

評価値については、基本目標間に大きな差異はみられず、70以上と評価された項目は、186施策(98.4%)にのぼり、環境基本計画の施策は順調に展開されています。

2 評価値が60以下の施策の状況

平成23年度事業における評価値が60以下の施策数：3施策

(1) 飛散性アスベストが使用された民間建築物へのアスベスト除去等対策工事の推進

評価値	20
要因分析	<p>吹付けアスベスト等が使用されている建築物の所有者に対し、直接訪問して協力依頼を行いました。除去には多額の自己負担が必要なことから、年間の除去対策工事目標25件に対し、実績は4件にとどまっています。</p> <p>平成23年度に吹付けアスベストの使用実態調査を実施しました。その反響の大きさから、アスベスト対策の必要性を再認識させることができたと考えられます。</p> <p>今後、調査結果から新たに把握したアスベストの使用（のおそれ）がある建築物へのアスベスト対策を強力に推進します。</p>

(2) 「第2期諫早湾干拓調整池水辺環境の保全と創造のための行動計画」に基づく、調整池の水質保全と自然豊かな水辺づくりの推進

評価値	50
要因分析	<p>諫早湾流域の生活排水処理率等の指標や施肥削減等の面源対策は計画とおり推進されていますが、調整地の化学的酸素要求量(COD)など、水質保全対策にかかる指標が目標値を達成していません。</p> <p>第2期行動計画での事業を十分に検証し、抜本的な水質浄化対策を九州農政局に求めています。</p>

(3) 事業者がリサイクルに要する資金の一部を拠出する制度（デポジット制度）の普及

評 価 値	60
要 因 分 析	平成23年度は県内の取り組みについての情報収集と長崎大学生生活協同組合等による丼物容器デポジットの継続実施の取り組みを行いました。他の組織にまで拡大するまでに至りませんでした。ながさき環境県民会議等を活用し、実施団体の拡大に努めます。

第3節 数値目標の分析管理について

1 概要

長崎県環境基本計画により設定された64の数値項目のうち、研究事業の途中や年度ごとの結果が未公表等により、未評価のものを除く51項目について、23年度の実績評価を行いました。

評価の取りまとめ結果は次のとおりです。

達成率 (%)	0	10~50	50~90	90~100	100~	合計
基本目標Ⅰ				5 50.0%	5 50.0%	10 100%
基本目標Ⅱ		1 4.8%	1 4.8%	13 61.9%	6 28.6%	21 100%
基本目標Ⅲ			1 7.2%	3 21.4%	10 71.4%	14 100%
基本目標Ⅳ				1 25.0%	3 75.0%	4 100%
共通の基盤的施策					2 100%	2 100%
合計		1 2.0%	2 3.9%	22 43.1%	26 51.0%	51 100%

基本項目間に大きな差異はみられず、設定した数値目標を「達成（100%以上）」と評価されたものが26項目（50.1%）、「概ね達成（90%以上）」と評価されたものが22項目（43.1%）、「未達成（90%未満）」と評価されたものが3項目（5.9%）でした。

また、計画策定時に設定された目標値に対し、数値が悪化した項目が1項目ありました。

2 目標未達成項目

(1) 大気に係る環境基準達成率

実 績	55%	目 標	80%	達 成 率	68%
要 因 分 析	目標を達成できなかった要因は、光化学オキシダント（Ox）と浮遊粒子状物質（SPM）の環境基準超過によるものです。 Oxは全国的に環境基準を達成しておらず、発生源が少ない離島地区においても環境基準を超過する高濃度が観測されまし				

	<p>た。</p> <p>また、SPMは平成23年5月に発生した大規模な黄砂により、県下全域で環境基準を超過しました。</p> <p>本県は国境に近く、中国大陸からの大気汚染物質の越境が大きな要因であるとの見方がありますが、特定はできていません。これらの大気汚染物質により、住民の健康への影響が考えられますので、高濃度大気汚染物質測定時の速やかな注意報発令等住民への情報提供の徹底を行っています。</p> <p>また、九州各県と協力してより被害が重篤と考えられている微小粒子状物質測定機を新設し、観測体制を整備するとともに、原因の特定及び対策について国へ強く要望しています。</p>
--	---

(2) 民間建築物の吹付けアスベスト等の除去等件数

平成23年度実績	71件	平成23年度目標	50件	達成率	32%
要因分析	<p>吹付けアスベスト等が使用されている建築物の所有者に対し、直接訪問して協力依頼を行いました。除去には多額の自己負担が必要なことから、年間の除去対策工事目標25件に対し、実績は4件にとどまっています。</p> <p>平成23年度に吹付けアスベストの使用実態調査を実施しました。その反響の大きさから、アスベスト対策の必要性を再認識させることができたと考えられます。</p> <p>今後、調査結果から新たに把握したアスベストの使用（のそれぞれ）がある建築物へのアスベスト対策を強力に推進します。</p>				

*達成率は、計画策定時の平成21年度実績値（基準値）40件からの伸率で計算しています。

(3) 観計画を策定した市町数

平成23年度実績	9市町	平成23年度目標	8市町	達成率	89%
要因分析	<p>全国的には毎年約50の自治体が景観行政団体へ移行し、移行済みの自治体のうち約6割が景観計画を策定しています。</p> <p>本県でも世界遺産関係市町を中心として、早期に景観行政団体移行した10市町のうち、8市町が景観計画を策定しています。</p> <p>景観計画策定には、調査や住民との調整等に時間がかかり、数年間を要するのが全国的傾向です。現在の計画未策定市町は平成22年度以降新たに景観行政団体へ移行した市町が多く、平成23年度目標は未達成となりました。</p> <p>現在、数団体が計画策定に取り組んでいます。県では、計画策定補助金の交付による財政的支援や計画策定に関する助言等の技術的支援を引き続きを行い、計画策定を促進し、目標の達成に向け取り組みます。</p>				

3 実績が悪化した項目

(1) 身近な環境活動に取り組んでいる人の割合

平成23年度実績	70%	計画策定時実績	68%	目標値	71%
要因分析	<p>指標は「県民意識アンケート調査」における環境や地球温暖化防止活動に取り組んでいる人の割合です。平成23年度は、家</p>				

	<p>庭、事業所及び県有施設における省エネ効果の『見える化』（省エネ診断）による省エネ改修促進や節電の取り組みの啓発等に取り組みましたが、アンケート結果は68%にとどまり、計画策定時の実績値70%よりも低いものとなりました。</p> <p>各市町で取り組んでいる「空き缶回収キャンペーン」などが天候不良のため、一部市町で中止となったことが原因と考えられますが、アンケート結果は、節電の取り組み等に多くの方が関心を示す一方、未だに関心が薄い方も存在することを示されており、環境活動の意義を伝え、活動の浸透を図る啓発の強化が必要と考えています。</p> <p>今後、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」の施行に併せ、環境教育計画の見直しを行うこととしており、新たな計画のなかで、地域、学校、行政等との連携・協働を盛り込むなど、環境活動へ取り組む人が増える施策を行います。</p>
--	---

第4節 重点施策について

4つの基本目標を達成するため、特に重要な事項として、「地球環境保全の取り組み（地球環境の保全につながる緊急性が高い施策）」、そして、「豊かな水環境の保全・創造の取り組み（本県の地理的・自然的特性である閉鎖性水域や重要な地域環境を保全するための施策）」の2つを重点施策として、また、これらの施策に含まれる次の6つの重点プロジェクトとして、県庁内で横断的連携を図りながら、県民・事業者・行政が一体となって、総合的かつ計画的に推進しています。

1 地球環境保全の取り組み

(1) ゴミゼロながさきプロジェクト

評 価	概 要	概ね達成
		<p>○一般廃棄物の排出量及び処理実績は、平成23年度は未評価ですが、平成22年度のデータでは、県民一人当たりの一般廃棄物排出量が945g/人・日、再資源化率が17.5%と、いずれも基準年である平成20年度の排出量965g/人・日、再資源化率15.8%より好結果となっています。</p> <p>○産業廃棄物再資源化率（長崎県廃棄物処理計画）は、5年毎、次回は平成25年度の調査となるため、未評価となっています。しかし、多量排出事業者の産業廃棄物の再資源化率は、毎年調査を実施しており、基準年である平成20年度の42%より増加していますが、49.1%と目標52%に達しませんでした。</p> <p>○長崎県ごみ処理広域化計画においてごみ処理施設の集約化を推進しており、平成23年度の処理施設数は22で、集約目標である22施設を達成しました。</p> <p>○産業廃棄物の不適正処理を未然防止を図るため、立入検査を実施した結果、立入検査回数に対する指導不要の業者数割合を表す基準適合率は95%となり、目標94%を達成しました。</p>

	<p>○NPO団体や市町等と連携・協力し、日韓海峡沿岸漂着ごみ一斉清掃や街頭キャンペーンでのパネル展示、環境教育等、発生抑制対策及び国際協力事業として8事業を実施し目標を達成しました。</p> <p>○生ごみ減量化リーダーの活動は、平成23年度目標としていた830回を上回る912回の報告がありました。</p>
--	---

(2) ナガサキ・グリーンニューディール

評 価	概ね達成
概 要	<p>○環境実践モデル都市推進事業において、これまでに対馬市、西海市2都市を環境実践モデル都市に選定し、目標とした2か所を達成しました。</p> <p>また、実行計画策定都市数は、目標とした2件を達成しました。</p> <p>○新エネルギー産業等プロジェクト推進事業において、国の競争的資金獲得件数は3件で、目標とした3件を達成しました。</p> <p>また、環境・新エネルギー分野で取引を拡大する企業数は20社となり、目標とした5社を達成しました。</p> <p>○EV&ITSレンタカー等として五島地区にEV、PHVを平成23年度に21台導入しました。</p> <p>○ITSスポット、ITSスポット対応車載器、充電ネットワークの整備、未来型ドライブ観光システムの構築等の検討等、先導的なEV&ITS導入モデルを創出しました。</p> <p>○未来型ドライブ観光について、平成23年度目標の2.5万人に対し、2.3万人の体験者数でした。</p>

(3) 生物多様性保全プロジェクト

評 価	--																									
概 要	<p>環境基本計画において数値目標を持ち、本プロジェクトを構成する主な事業の目標を概ね達成している。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>事業名</th> <th>環境基本計画目標</th> <th>平成23年度実績</th> <th>平成23年度累計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>希少野生動植物種保存地域の指定</td> <td>8地域 (平成27年度)</td> <td>1地域指定</td> <td>4地域指定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>緑といきもの賑わい事業</td> <td>22か所 (平成27年度)</td> <td>4箇所実施</td> <td>13箇所実施</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>自然歩道の整備事業</td> <td>465.4km (平成27年度)</td> <td>125.1km</td> <td>465.4km</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>海砂採取の計画の認可及び採取許可</td> <td>270万m³ (平成25年度)</td> <td>257万m³</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		事業名	環境基本計画目標	平成23年度実績	平成23年度累計	1	希少野生動植物種保存地域の指定	8地域 (平成27年度)	1地域指定	4地域指定		緑といきもの賑わい事業	22か所 (平成27年度)	4箇所実施	13箇所実施	2	自然歩道の整備事業	465.4km (平成27年度)	125.1km	465.4km	3	海砂採取の計画の認可及び採取許可	270万m ³ (平成25年度)	257万m ³	
	事業名	環境基本計画目標	平成23年度実績	平成23年度累計																						
1	希少野生動植物種保存地域の指定	8地域 (平成27年度)	1地域指定	4地域指定																						
	緑といきもの賑わい事業	22か所 (平成27年度)	4箇所実施	13箇所実施																						
2	自然歩道の整備事業	465.4km (平成27年度)	125.1km	465.4km																						
3	海砂採取の計画の認可及び採取許可	270万m ³ (平成25年度)	257万m ³																							

2 豊かな水環境の保全・創造の取り組み

(1) 大村湾再生プロジェクト

評 価	概ね達成
-----	------

概 要	<p>○平成23年度のCODは、全湾平均2.0mg/Lで、第2期大村湾環境保全・活性化行動計画の目標値はCOD2.2mg/Lを達成しました。</p> <p>○環境基準達成には全測点での環境基準COD2.0mg/Lを達成することが必要ですが、大村湾内17測点のうち8測点で環境基準を上回っています。</p> <p>○大村湾の水質は気候等の諸条件により、一時的に改善する場合もあり、継続して水質改善に向けた取り組みが必要です。</p>
-----	---

(2) 諫早湾環境対策プロジェクト

評 価	未達成
概 要	<p>○平成23年度のCOD75%値は、7.7mg/Lでした。平成16年度の数値をピークに緩やかな減少傾向にあるものの、水質保全目標値（5.0mg/L）は達成できませんでした。</p> <p>○平成24年度は第2期行動計画の最終年度にあたります。現在、関係機関により、計画見直しに伴い水質保全対策の検証を行っていますが、水質保全目標値の達成は厳しい状況です。</p> <p>○流域からの生活排水に起因するものや、面源由来の施肥・農薬使用に伴う汚濁負荷が高いこと、また調整池の潜在的汚濁負荷による巻き上げや内部生産に起因する汚濁物質が原因とされます。</p>

(3) 島原半島窒素負荷低減プロジェクト

評 価	達成
概 要	<p>継続監視調査結果において、環境基準を超過した地点は17地点中8地点で、計画の短期目標（平成21年度時点の10地点より悪化しない）を達成しました。</p> <p>島原半島窒素負荷低減計画に基づき、農業対策、畜産対策、生活排水等対策の継続的な取組により地下水の硝酸性窒素等濃度が悪化しない状況で推移しています。</p>

第3章 評価の進捗状況（平成23年度実績）

評価対象	評価値						合計
	0	10~30	40~60	70~90	100		
基本目標Ⅰ 地球環境保全をめざす社会の実現	項目数			1	43	44	
	比率			2.3%	97.7%	100%	
基本目標Ⅱ 環境への負荷の削減と循環型社会づくり	項目数		1	1	50	60	
	比率		1.7%	1.7%	83.3%	100%	
基本目標Ⅲ 人と自然とが共生する快適な環境づくり	項目数				32	40	
	比率				80.0%	100%	
基本目標Ⅳ 県民・事業者・行政のパートナーシップによる環境づくり	項目数				21	24	
	比率				87.5%	100%	
環境保全のための共通の基盤的施策	項目数			1	18	21	
	比率			4.8%	85.7%	100%	
合計	項目数		1	2	164	189	
	比率		0.5%	1.1%	11.6%	86.7%	100%

○評価一覧表（大項目ごと集計）

基本目標Ⅰ 地球環境保全をめざす社会の実現

項目	評価面					合計
	0	10~30	40~60	70~90	100	
1 地球温暖化対策の推進				1	34	35
①温室効果ガスの排出抑制					29	29
②温室効果ガスの吸収作用の保全と強化				1	2	3
③地球温暖化への適応策					3	3
2 広域的な環境汚染対策の推進					9	9
①光化学オキシダント等に関する対策の推進					1	1
②オゾン層の保護対策の推進					1	1
③酸性雨対策の推進					3	3
④漂着ごみ・漂流油対策の推進					3	3
⑤環境保全のための国際的協力の推進					1	1
小 計				1	43	44

基本目標Ⅱ 環境への負荷の削減と循環型社会づくり

項目	評価面					合計
	0	10~30	40~60	70~90	100	
1 廃棄物対策の推進				2	16	18
①廃棄物の発生・排出抑制				1	2	3
②廃棄物の再資源化の推進				1	6	7
③廃棄物の適正処理の推進					8	8
2 大気環境の保全		1			9	10
①大気汚染防止対策の推進		1			4	5
②自動車排出ガス抑制対策の推進					5	5
3 水環境の保全			1	6	9	16
①海域・河川・湖沼等の水質保全対策の推進			1	4	4	9
②生活排水対策の推進					2	2
③工場・事業場等排水対策の推進				1	1	2
④水の循環利用				1	2	3
4 土壌・地盤環境の保全					5	5
①土壌環境の保全					3	3
②地盤環境の保全					2	2
5 騒音・振動・悪臭対策の推進					4	4
①騒音・振動・悪臭対策の推進					4	4
6 化学物質の環境リスク対策の推進					7	7
①化学物質の適正管理					2	2
②内分泌かく乱物質（環境ホルモン）等に関する対策の推進					2	2
③ダイオキシン類削減対策の推進					3	3
小 計		1	1	8	50	60

基本目標Ⅲ 人と自然とが共生する快適な環境づくり

項目	評価面					合計
	0	10~30	40~60	70~90	100	
1 生物多様性の保全					7	7
①自然環境の監視・調査研究の推進					2	2
②野生動物植物の保護・生態系の保全と再生					5	5
2 自然とのつながりの回復				4	13	17
①自然とのふれあいの場の保全・整頓					4	4
②自然とのふれあいの機会の提供					3	3
③社会経済活動における適切な活用				4	6	10
3 快適な生活環境と歴史的環境の保全と創造				4	12	16
①快適な生活環境の創造と美しいふるさとづくりの推進				3	10	13
②歴史的環境の保全と創造				1	2	3
小 計				8	32	40

基本目標Ⅳ 県民・事業者・行政のパートナーシップによる環境づくり

項目	評価面					合計
	0	10~30	40~60	70~90	100	
1 環境教育・環境学習等の推進				1	9	10
①学校等における環境教育・環境学習等の推進					5	5
②社会における環境教育・環境学習等の推進				1	4	5
2 自主的な環境保全行動の推進				2	7	9
①県・市町の環境保全に向けた取り組みの推進				1	2	3
②県民の環境保全に向けた取り組みの推進				1	1	2
③事業者の環境保全に向けた取り組みの推進					4	4
3 環境情報の収集・集約の強化					5	5
①情報提供機会の拡大					2	2
②情報共有化の推進					3	3
小 計				3	21	24

環境保全のための共通の基盤的施策

項目	評価面					合計
	0	10~30	40~60	70~90	100	
①適正な土地利用の推進						
②調査研究・技術開発の推進・監視体制の充実					4	4
③環境産業の育成					4	4
④環境配慮の推進					3	3
⑤公害苦情と公害紛争等の適正処理					2	2
⑥環境管理システムの適切な運用と普及の促進				1	2	3
⑦環境保全効果を促進させるための手立て			1		2	3
⑧規制的措置の活用				1	1	2
小 計			1	2	18	21

基本目標	大項目	中項目	施策内容	H23年度の取組内容 (実績)	評価指標	H23年度 評価	H23年度評価の理由 (施策が運んでいない理由も併せて記す)	H24年度の取組内容 (年間計画及び上半期実績)	H25年度の取組内容 (予定)	再掲	担当部	担当課	No.	
地球環境保全をめざす社会の実現	地球温暖化対策の推進	① 温室効果ガスの排出抑制	省エネ設備設置住宅や省エネ設備設置市町施設への支援	太陽光発電設備や蓄熱給湯器、複層ガラス等複合的に省エネ設備を設置した住宅や省エネ設備を設置する市町施設を設置経費に対し補助を実施。 補助目標値:1,370件 補助実績値:1,717件	成果指標	100	東日本大震災の発生に伴う省エネ・節電意識の高まりや補助事業の対象となる省エネ設備の種類を増やした事及び省エネ設備同士の組み合わせによる申請も可として補助対象を拡大したことにより、予定件数を大幅に上回った。	国や市町の補助金や固定価格買取制度により、十分に普及が進む程度にまでシステム価格が下落したため。	なし		環境部	未来環境推進課	1	
			「長崎県ごみ処理広域化計画」に基づくマテリアルサイクルの推進	市町等が循環型社会形成の推進に必要な廃棄物処理施設の整備事業等を実施するために策定した循環型社会形成推進地域計画に基づく事業等を実施させる。	活動指標	100	計画どおり実施されたため。 地域計画 計上事業数 12 実施事業数 12	循環型社会形成推進地域計画に基づく事業を実施中	循環型社会形成推進地域計画		環境部	廃棄物対策課	2	
			国内版クレジット制度(GDM)の普及・拡大	県内一般家庭の太陽光発電設備による二酸化炭素削減量を取りまとめクレジット化する「ながさき太陽光倶楽部」の会員拡大を図った。 (H22年度末:1名→H23年度末:1,696名)	活動指標	100	会員については、H23年度で約1,700名に達し、一定の規模が確保された。		現会員による二酸化炭素削減量をモニタリングし、752の国内クレジットが認証された。認証されたクレジットは、県内企業等へ売却を行う。	引き続き会員拡大とクレジット化を実施するとともに、クレジットの県内企業等への売却やセミナーを通して、制度のPRを行う。		環境部	未来環境推進課	3
			太陽光発電設備と省エネ設備を複合的に設置する県内中小企業等への支援	国のグリーンニューディール基金を活用し、8件の企業に対し助成を行った。	成果指標	100	当初予定通り助成を実施することができたため。		実施予定なし(国の基金事業が終了したこと、固定価格買取制度が開拓したため。)	実施予定なし		産業労働部	ナガサキグリーンニューディール推進室	4
			大規模太陽光発電設備の設置の推進	本県へのメガソーラーの立地促進を図るため、メガソーラー候補地リストを作成した。	成果指標	100	当初予定通りリスト作成を行うことができたため。		メガソーラー候補地リストを公表し、参入を希望する企業と土地所有者のマッチングを実施する。	マッチングを引き続き実施する。		産業労働部	ナガサキグリーンニューディール推進室	5
			バイオマスエネルギーの農林業用施設・機械等への利用促進	木材流通拡大協議会(木質バイオマス部会)および関係各課・農林技術開発センターにおいて意見交換を行った。	活動指標	100	関係機関において今後のすそめ方について共通認識ができた。		関係各課、農林技術開発センターとともに木質バイオマス部会からヒアリングを行い、H25年度に向けた施策に向けた検討を行っている。	低コスト木質チップボイラーの開発・実証試験を実施する。		農林部	農政課	6
			木質バイオマスエネルギーの利用や林地残材等未利用間伐材の活用推進	木材流通拡大協議会(木質バイオマス部会)において協議を行うとともに、公共施設における既存の重油焚きボイラーの現状を調査した。	活動指標	100	木質バイオマス利用の今後の推進方法についてとりまとめが行われた。		林地残材の搬出等における工程調査や現場におけるチップ化実証試験を実施し、その結果に基づいて既存施設において重油焚きボイラーから木質バイオマスボイラーへ転換した場面の収容シミュレーションを実施する。	H24年度の実証試験をもとに、年間を通して安定供給体制の整備に向けた取組を行う。		農林部	農政課	7
			バイオディーゼル燃料に関する情報交換の実施。長崎県版の普及促進マニュアルの策定	バイオディーゼル燃料に関する講演や品質確認分析の結果検討及び意見交換、長崎県版の普及促進マニュアルの策定を行うための研究会を2回開催した。	成果指標	100	「長崎県におけるバイオディーゼル燃料の普及促進に向けた手引き」の策定		バイオディーゼル燃料の活用に関する研修会や品質確認分析を行い、県内におけるバイオディーゼル燃料の活用を促す。	予定なし		環境部	環境政策課	8

基本目標	大項目	中項目	施策内容	H23年度の取組内容(実績)	評価指標	H23年度評価	H23年度評価の理由(施策が運んでいない理由も併せて記載)	H24年度の取組内容(年間計画及び上半期実績)	H25年度の取組内容(予定)	再掲	担当部	担当課	No.	
地球環境保全をめざす社会の実現	地球温暖化対策の推進	① 温室効果ガスの排出抑制	自然エネルギーを利用した低CO ₂ 養殖技術の研究開発	フィージビリティ研究(本格的な研究に入る前の予備研究)として、電力に代わる自然エネルギーとして、地下水を利用して水温を調節する陸上養殖が実施できる適地を推定するため、地熱をもった地下水を探索したボーリング資料を収集して適地評価を実施	成果指標	-	目標・技術開発案件数1件 最終年度・平成26年度	陸上養殖振興プロジェクト事業の一環として、水温調節にかかると中熱の自然エネルギーを利用した低CO ₂ スト陸上養殖システムの技術開発に取り組んでいる。	H24と同様に実施		水産部	漁政課	9	
			大学等の知見を活用した陶磁器製造における省エネ評価技術の確立	ライフサイクルアセスメント(LCA)ソフトウェア「MILCA(みるか)」を導入 ・LCAソフトウェアの操作方法の研修(LCA実践セミナー)に参加 ・カーボンフットプリントに関するセミナーを開催(講師:産業環境管理協会)	活動指標	100	LCA評価技術を導入するなど計画どおり実施できたため	経常研究「低炭素社会対応型陶磁器素材の開発(H24～26年度)」のなかで、LCAの算出スキームの確立に取り組んでいる。	特定の陶磁器製品に対して「カーボンフットプリント」を表示して、一般消費者の購入動機付けに関するアンケートを実施する。		産業労働部	産業技術課	10	
			エネルギーの地産地消の実証事業の県内候補地、候補事業の調査	エネルギーの地産地消の実証事業の県内候補地、候補事業の調査を実施した。	活動指標	100	当初予定通り調査を実施することができたため	実施予定なし(調査結果を基に事業の実施を目指す)	実施予定なし(調査結果を基に実施事業の実施を目指す)		産業労働部	ナガサキグリーンニューデール推進室	11	
			地球温暖化対策実行計画の進捗管理	実績なし	-	-	国の動向を注視しながら、実行計画の策定作業を実施し、年度内の策定を目指す。	策定された計画について、評価・検証を実施する。			環境部	未来環境推進課	12	
			省エネ(環境対応)漁船等の導入により経営改善に取組む漁業者に対する助成	省エネ漁船導入時の初期投資を軽減し、収益性の高い漁船導入を旨とする。国の資源管理・所得補償制度に参画する「ながさき認定漁業者」等に対し、近代化資金の融資残への助成を実施	-	-	省エネ漁船導入時の初期投資を軽減し、収益性の高い漁船導入を旨とする。国の資源管理・所得補償制度に参画する「ながさき認定漁業者」等に対し、近代化資金の融資残への助成を実施している。		省エネ漁船導入時の初期投資を軽減し、収益性の高い漁船導入を旨とする。国の資源管理・所得補償制度に参画する「ながさき認定漁業者」等に対し、近代化資金の融資残への助成を実施している。	H24と同様に実施		水産部	漁政課	13
			農業用施設への太陽光発電利用の普及を推進します。	県内薄手拓地において、太陽光発電を利用した電動農耕機(3台)や園芸施設(ヒートポンプ)についての実証試験を実施。また、取組については、県内外からの視察者への対応など情報発信を行った。	活動指標	100	計画どおり実施できたため	引き続き、太陽光発電のデータ収集や実証試験を行っている。広報活動については、様々なイベントなどで取組状況を紹介。	引き続き、太陽光発電のデータ収集や実証試験を行っている。広報活動については、様々なイベントなどで取組状況を紹介。	これまでの取り組みによる課題の集約を行い、実証試験を向け、電動農耕機の有用化に向けての技術確立を目指すとともに、その取組・検討結果については、広く情報発信を行い、啓蒙に努めていく。		農林部	農政課	14
			長崎県EV&ITS普及促進事業の推進	県内の市町及び民間事業者等がEVを導入し、EVの普及に資する活動を実施する。その導入に係る経費の一部を助成し、導入支援を行った。 平成23年度 12台	活動指標	100	計画を超えるEV台数を導入できたため	平成24年度より「長崎県EV・ITS普及促進事業」として整理し、10月、11月にわたり公募を実施した結果3台の補助申請があった。	引き続き「長崎県EV・ITS普及促進事業」として事業を実施する。		産業労働部	EVプロジェクト推進室	15	

基本目標	大項目	中項目	施策内容	H23年度 評価	H23年度 評価の理由 (達成が運んでいない理由も併せて記 載)	H24年度の取組内容 (年間計画及び上半期実績)	H25年度の取組内容 (予定)	再掲	担当部	担当課	No.
地球環境保全をめざす社会の実現	地球温暖化対策の推進	① 温室効果ガスの排出抑制	長崎EV&ITSプロジェクト推進事業の推進	100	H23年度でのEV&ITSレンタカー等の導入台数に一定の目標が達成されたため。	H24年度の取組内容 県内地域企業の技術力向上・事業化を促進するため、長崎県EV等関連産業参入促進事業として事業を拡充し、8月、10月の2回に渡って、EV等関連産業参入支援制度の公表を実施した結果、事業化可能性調査2件、試作品開発補助2件の合計4件を採択した。	H25年度の取組内容 平成24年度内の本格運用を踏まえた観光コンテンツの充実を進めるとともに、エビッツモデルの地元運営体制の確立に向けたサポートを併せて実施する。また、平成25年度のITS世界大会での情報発信など、売上拡大に向けた取り組みを国内外にアピールし、五島における未活用を更に促していく。	産業労働部	EVプロジェクト推進室	16	
			船舶やトラック等の輸送力確保及び輸送コストの上昇抑制のための支援	100	計画通り実施できたため。	H24年度の取組内容 環境対応型船舶の建造及び低公害車購入助成をおこなった。	H25年度の取組内容 離島地域交流促進基盤強化事業費補助金により、九州商船「ハブエリー」(環境対応型船舶)の建造及び運輸事業振興助成補助金によりトラック協会へ低公害車購入助成を行う予定。	企画振興部	新幹線・総合交通対策課	17	
			「見える化」の推進	100	当初予定どおり省エネ診断を実施した。(県内民間事業者10箇所、県有施設2箇所)	H24年度の取組内容 事業者に対し「節電アドバイザー」派遣を実施した。また、H23年度に実施した省エネ診断の事例集を作成し、セミナー等で配布した。	H25年度の取組内容 引き続き「節電アドバイザー」の派遣を行うとともに、事業者に対して「電力デマンド監視装置」のモニター事業を実施予定。	環境部	未来環境推進課	18	
			太陽光発電等の再生可能エネルギーを利用した施設整備や省エネ型空調設備等の環境に配慮したエコスケールの推進	-	設置校の選定、予算確保等の問題があり、平成23年度は実施していない。	H24年度の取組内容 1校設置(全9校)	H25年度の取組内容 引き続き設置校の選定を進めるとともに、民間資金の活用可否を検討する。	教育庁	教育環境整備課	19	
			アイドリング・ストップの周知など自動車による温室効果ガス排出削減対策の推進	100	計画通り、駐車場設置者への周知を図ることができたため。	H24年度の取組内容 一定規模以上の駐車場設置者に対して、ポスターを配布し、アイドリング・ストップの周知義務の徹底を図る。	H25年度の取組内容 一定規模以上の駐車場設置者に対して、ポスターを配布し、アイドリング・ストップの周知義務の徹底を図る。	環境部	未来環境推進課	20	
			フロン類の回収・処理の推進	100	実績のとおり、目標以上の立入検査を実施することができたため。	H24年度の取組内容 平成23年1月～2月にかけて、未来環境推進課10件、県立保健所29件の計50件の立入検査を実施した。	H25年度の取組内容 平成26年1月～2月にかけて、未来環境推進課10件、県立保健所40件の計50件の立入検査を実施する。	環境部	未来環境推進課	21	
			温室効果ガスを多量排出事業者への温室効果ガス排出削減対策の促進	100	計画通り実施されたため。	H24年度の取組内容 エネルギー使用量が一定規模以上の事業者(98事業者)から、温室効果ガスの排出削減計画書及び削減報告書の提出を求めた。	H25年度の取組内容 エネルギー使用量が一定規模以上の事業者に対し、温室効果ガスの排出削減計画書及び削減報告書の提出を求めるとともに、民間報告書の提出を促す。	環境部	未来環境推進課	22	
			「環境物品等調達方針」の作成と県庁エコオフィスの推進	100	H23年度における県庁全体の二酸化炭素排出量は54,104t(ほぼ達成した。(達成率99.7%)	H24年度の取組内容 「長崎県庁節電実行計画」など、夏季・冬季の節電の取組を必要に応じて強化しながらエコオフィスの推進を行っている。	H25年度の取組内容 機密文書リサイクルの推進等による廃棄物資源化率の向上などの対策を強化し、エコオフイスプランを推進する。	環境部	未来環境推進課	23	

基本目標	大項目	中項目	施策内容	H23年度の取組内容(実績)	評価指標	H23年度評価	H23年度評価の理由(施策が運んでいない理由も併せて記載)	H24年度の取組内容(年間計画及び上半期実績)	H25年度の取組内容(予定)	再掲	担当部	担当課	No.	
地球環境保全をめざす社会の実現	地球温暖化対策の推進	① 温室効果ガスの排出抑制	事業者が自主的・主体的に取り組む環境管理システムの導入促進	「エコアクション21」の柳井事務局と連携し、ライオンズクラブの総会などにおいてEMS認証の説明と働きかけを行った。	成果指標	100	H23年度におけるISO14001及び「エコアクション21」の新規認証登録事業者:17件/16件	県内のエコアクション21地方事務局と連携しながら、各団体等への働きかけを行い、最終目標達成を目指す。	県内のエコアクション21地方事務局と協議しながら、各団体等への働きかけを行い、最終目標達成を目指す。	環境部	環境部	環境政策課	24	
			家庭での二酸化炭素排出削減の推進	長崎県地球温暖化防止活動推進センター、県、NPO等により「ながさき省エネコンソーシアム」を組織し、夏季及び冬季に県民を対象とした「ながさき節電コンテスト」を実施した。	活動指標	100	H23年度の参加世帯は2,922世帯で、目標の3,000世帯をほぼ達成した。(達成率97.4%)	長崎県地球温暖化防止活動推進センターと連携し、夏季及び冬季に県民を対象とする節電コンテストを実施する。	九州内の一般家庭を対象に、節電や省エネ製品の購入等への働きかけを行い、最終目標達成を目指す。	環境部	環境部	未来環境推進課	25	
			県及び市町、ボランティアとの協働によるイベント開催	もったいない運動推進大会やノーマイカー運動などを開催を通じ各種イベントを開催した。	活動指標	100	計画通り実施することができたため。	もったいない運動推進大会やノーマイカー運動などを実施する。	もったいない運動推進大会やノーマイカー運動などを実施する。	環境部	環境部	環境部	未来環境推進課	26
			ながさき環境県民会議と連携した、マイカー利用の自粛、公共交通機関の利用促進	毎月第2水曜日をノーマイカーデーに定めるとともに、12月14日～20日の1週間を「県下ノーマイカー&エコドライブウィーク」として、マイカー自粛、エコドライブの実施を呼びかけた。	活動指標	100	12月14日～20日の1週間を「県下ノーマイカー&エコドライブウィーク」として実施し、1週間で延べ32,119人がノーマイカーまたはエコドライブを実践した。結果、約74tの二酸化炭素排出削減につながった。	毎月第2水曜日をノーマイカーデーに定めるとともに、12月12日～18日の1週間を、「県下ノーマイカー&エコドライブウィーク」として実施する。	引き続き、ながさき環境県民会議と連携しながらノーマイカーデー及び「県下ノーマイカー&エコドライブウィーク」の周知拡大に努める。	環境部	環境部	環境部	未来環境推進課	27
			コールセンター中でのマイカー自粛及び公共交通機関利用促進	4月21日～5月18日を対策期間としてテレド・ラジオ等を利用してマイカー自粛やパーク・アンド・ライドの活用を呼びかけた。	活動指標	100	計画どおり実施できたため。	4月26日～5月6日を対策期間としてテレド・ラジオ等を利用してマイカー自粛やパーク・アンド・ライドの活用を呼びかけた。	4月26日～5月6日を対策期間としてテレド・ラジオ等を利用してマイカー自粛やパーク・アンド・ライドの活用を呼びかけた。	コールセンター中でのマイカー自粛及び公共交通機関利用促進	企画振興部	企画振興部	新幹線・総合交通対策課	28
			県民、事業者等を対象としたエコドライブ講習会等の開催	エコドライブの普及のため、県民向け、事業者向け、行政向けの講習会を実施した。	成果指標	100	計画通り実施することができたため。	エコドライブの普及のため、県民向け、事業者向け、行政向けの講習会を実施する。	エコドライブの普及のため、県民向け、事業者向け、行政向けの講習会を実施する。	なし	環境部	環境部	未来環境推進課	29
			「環境実践モデル都市」の選定と支援	西海市を2都市目の環境実践モデル都市に選定し、選定都市に対する助言等を実施した。また、各モデル都市において、具体的な事業を推進する地元企業等が参画するコンソーシアムやWGを設置し、課題解決型の技術・研究開発・事業化のための協議を行った。	活動指標	100	計画どおり実施できたため	各環境実践モデル都市において、引き続き事業化に向けた協議を継続している。	平成25年度からは、ナガサキ・グリーンニューエネルギー戦略プロジェクトの構成プロジェクトとして、これまでの取組を発展させる(予算への反映としては従前事業は廃止し、新規事業として予算要求)。	ナガサキ・グリーンニューエネルギー戦略プロジェクトの構成プロジェクトとして、これまでの取組を発展させる(予算への反映としては従前事業は廃止し、新規事業として予算要求)。	産業労働部	産業労働部	ナガサキ・グリーンニューエネルギー推進室	30

基本目標	大項目	中項目	施策内容	H23年度の取組内容 (実績)	評価指標	H23年度 評価	H23年度評価の理由 (施策が運んでいない理由も併せて記載)	H24年度の取組内容 (年間計画及び上半期実績)	H25年度の取組内容 (予定)	再掲	担当部	担当課	No.
地球環境保全をめざす社会の実現	地球温暖化対策の推進	① 温室効果ガスの排出抑制	交通の分散化やポッドネットワークの円滑化による交通の流れの円滑化と一体型の市街地整備	現在、早期の高層化工事着工に向けて、車両基地移転工事、用地交渉など軌意を進めている。	活動指標	100	H23年度評価の理由 (施策が運んでいない理由も併せて記載) 九州新幹線の着工が決まり、長崎駅周辺の再開発の計画検討も進められている。その中で車両基地移転工事、用地交渉など計画に沿って進めている。	平成23年度に引き継ぎ、車両基地移転工事、用地買収を進めている。	車両基地移転工事の完成、用地買収の促進に努める。		土木部	都市計画課	31
			マイカー自粛と公共交通機関の利用推進	4月21日～5月8日に対策期間としてテレビ・ランジオ等を利用してマイカー自粛やパーク・アンド・ライドの活用を呼びかけた。	活動指標	100	計画どおり実施できたため。	4月26日～5月6日に対策期間としてテレビ・ランジオ等を利用してマイカー自粛やパーク・アンド・ライドの活用を呼びかけた。	マイカー自粛と公共交通機関の利用推進		再掲	企画振興部	新幹線・総合交通対策課
地球環境保全をめざす社会の実現	地球温暖化対策の推進	② 温室効果ガスの吸収作用の保全と強化	市町・各種団体との協働と活動支援	長崎県地球温暖化対策協議会、長崎県地球温暖化防止活動推進センター、長崎県地球温暖化対策ネットワーク会議などと連携した普及啓発活動。 (取組内容) ・県下一斉「ノーマイカー&エコードライヴ」の実施 ・推進員フットワークアップ研修の実施 ・長崎県地球温暖化対策ネットワーク会議の開催	活動指標	100	計画通り実施することができたため。	ながさき環境県民会議、長崎県地球温暖化防止活動推進センター、長崎県地球温暖化対策ネットワーク会議などと連携した普及啓発活動。	ながさき環境県民会議、長崎県地球温暖化防止活動推進センター、長崎県地球温暖化対策ネットワーク会議などと連携した普及啓発活動。		環境部	未来環境推進課	33
			温室効果ガスを吸収するなど、森林の公益性機能維持・発揮させるため、間伐等の森林整備	間伐等の森林整備実績 13,849ha(累計)	成果指標	90	国庫補助事業の活用を図るとともに、水源かん養等の公益的機能が高い森林を対象とした整備、およびその実施と一体となった作業道開設に対して、平成19年に創設した「ながさき森林環境税」を活用して森林所有者の負担軽減策を講じており、森林整備面積目標14,300haの概ね目標達成した。	「ながさき森林環境税」を活用する対象を拡大し、未整備森林の整備を促進する。また、市町が公益的に重要と位置付ける森林や荒廃した「ながさき水源地」の整備を進める。また、市町が公益的に重要と位置付ける森林や荒廃した「ながさき水源地」の整備を進める。また、市町が公益的に重要と位置付ける森林や荒廃した「ながさき水源地」の整備を進める。	間伐等森林整備面積を2,645ha実施する計画である。			農林部	林政課
地球環境保全をめざす社会の実現	地球温暖化対策の推進	② 温室効果ガスの吸収作用の保全と強化	木質バイオマスエネルギーの活用推進	木材流通協大協議会(木質バイオマス部会)において協議を行うとともに、公共施設における既存の重油焚きボイラーの現状を調査した。	活動指標	100	木質バイオマス利用の今後の推進方法についてとりまとめが行われた。	林地残材の搬出等における工程調査や現地におけるアップ化実証試験を実施し、その結果に基づいて既存施設において重油焚きボイラーから木質バイオマスボイラーへ転換した場面の取組シミュレーションを実施する。	H24年度の実証試験をもとに、年間を通して安定供給体制の整備に向けた取組を行う。	再掲	農林部	林政課	35

基本目標	大項目	中項目	施策内容	評価指標	H23年度評価	H23年度評価の理由 (施策が運んでいない理由も併せて記載)	H24年度の取組内容 (年間計画及び上半期実績)	H25年度の取組内容 (予定)	再掲	担当部	担当課	No.		
地球環境保全をめざす社会の実現	地球温暖化対策の推進	③ 地球温暖化への適応策	着定基質の設置等による藻場の回復と造成	—	—	—	磯焼け対策に必要な移植母藻供給基地として、着定基質の設置により、3地区5箇所4.0haの藻場礁を造成	母藻供給基地として、着定基質の設置により、3地区3箇所2.4haの藻場礁を造成予定。磯焼け対策においては着定基質の設置と併せ、食害生物除去等の取組を実施予定。		水産部	漁港漁場課	36		
			藻場等の維持・管理等の環境・生態系の保全活動を行う県内35組に対し、国交付金事業を活用し支援を実施。	活動指標	100	100	計画どおり実施できたため	「環境・生態系保全活動支援事業」はH24年度で終了予定。国で新採事業を予算要求中。			水産部	資源管理課	37	
			地球温暖化の悪影響による農産物被害の抑制技術の確立及び温室効果ガス発生低減のための技術の確立	成果指標	100	100	計画どおり実施できたため	前年度に引き続き、農産物被害抑制及び温室効果ガス発生のための技術確立、実証を行っている。	事業終了に伴い、現在、検討中である。			農林部	農産園芸課	38
			土砂災害防止施設整備の推進	成果指標	100	100	計画通り実施できた。	土砂災害防止施設の整備により300戸を保全予定である。				土木部	砂防課	39
広域的な環境汚染対策の推進	① 光化学オキシダント等に関する対策の推進	発生予察情報を提供し、適時適切な防除の推進	活動指標	100	100	計画どおり実施できたため	農業関係指導機関等206箇所へ、発生予察情報を配信している。	農業関係指導機関等へ、発生予察情報を配信している。		農林部	農業経営課	40		
		大気環境の常時監視及び緊急時対応	活動指標	100	100	計画通り実施できた。	県内の測定局47局(県設置局11、長崎市6局、佐世保市7局、企業局23局)をネットワーク化して、大気汚染の常時監視を実施。また、オキシダントの高濃度測定時には、「長崎県大気汚染緊急時対策実施要綱」及び「オキシダント注意報発令実施要領」に基づき、対象地域に注意報を発令し、屋内退避等注意喚起を促した。	引き続き、県内の測定局47局(県設置局11、長崎市6局、佐世保市7局、企業局23局)をネットワーク化して、大気汚染の常時監視を実施。また、オキシダントの高濃度測定時には、「長崎県大気汚染緊急時対策実施要綱」及び「オキシダント注意報発令実施要領」に基づき迅速に対応できる体制を取っている。			環境部	環境政策課	41	

基本目標	大項目	中項目	施策内容	H23年度の取組内容(実績)	H23年度評価	H23年度評価の理由(施策が運んでいない理由も併せて記載)	H24年度の取組内容(年間計画及び上半期実績)	H25年度の取組内容(予定)	再掲	担当部	担当課	No.	
地球環境保全をめざす社会の実現	広域的な環境汚染対策の推進	② オゾン層の保護対策の推進	フロン類の大気中への排出抑制と適正な回収・処理の推進	平成24年1月～2月にかけて、未来環境推進課10件、県立保健所29件の計56件の計66件の立入検査を実施し、第一種フロン類回収業者を対象に実施した。	100	実績のとおり、目標以上の立入検査を実施することができたため。	平成25年1月～2月にかけて、未来環境推進課21件、県立保健所29件の計50件の立入検査を実施する。	平成26年1月～2月にかけて、未来環境推進課10件、県立保健所40件の計50件の立入検査を実施する。	再掲	環境部	未来環境推進課	42	
			酸性雨モニタリング調査の実施	県内3調査地点(長崎市、佐世保市、諫早市)での、モニタリング調査を実施した。	100	1降雨ごとのpHの年平均値は、4.59～4.87で目標値である4.0以上を達成した。	引き続き県内3地点で酸性雨モニタリング調査を実施し、目標100%達成を目指す。	引き続き県内3地点で酸性雨モニタリング調査を実施し、目標100%達成を目指す。	再掲	環境部	環境政策課	43	
		③ 酸性雨対策の推進	ばい煙発生施設への立入検査の実施	各県立保健所による立入調査(平成23年度実績380施設)及び排出ガス等調査(平成23年度実績10施設)	100	立入調査及び排出ガス等調査を実施した全ての施設で排出基準に適合していたため。	各県立保健所による立入調査(ばい煙発生・粉じん発生施設500施設)及び排出ガス等調査(目標10施設)	引き続き県内3地点で酸性雨モニタリング調査を実施し、目標100%達成を目指す。	引き続き県内3地点で酸性雨モニタリング調査を実施し、目標100%達成を目指す。	再掲	環境部	環境政策課	44
			自動車排出ガス抑制対策の推進	自動車排出ガス測定局において、排出ガス等大気汚染の常時監視を実施し、抑制対策の推進を図った。	100	自動車排出ガス測定局において、排出ガス等大気汚染の常時監視を実施し、抑制対策の推進を図った。	引き続き、自動車排出ガス測定局において、排出ガス等大気汚染の常時監視を実施し、抑制対策の推進を図っている。	引き続き、自動車排出ガス測定局において、排出ガス等大気汚染の常時監視を実施し、抑制対策の推進を図っている。	引き続き、自動車排出ガス測定局において、排出ガス等大気汚染の常時監視を実施し、抑制対策の推進を図っている。	再掲	環境部	環境政策課	45
		④ 漂着ごみ・漂流油対策の推進	長崎県海岸漂着物対策推進計画(4町)において実施し、16,668㎡を回収した。	100	海岸漂着物の回収処理を10市4町において実施し、16,668㎡を回収した。	発生抑制対策は6回の目標値に対して8回実施	発生抑制対策は6回の目標値に対して8回実施	発生抑制対策は6回の目標値に対して8回実施	発生抑制対策は6回の目標値として実施中。上半期の取組は3回	再掲	環境部	廃棄物対策課	46
			漂流油等による長崎県沿岸汚染対策要綱に基づく関係機関への情報伝達や指示、自衛隊への派遣要請、市町間調整への助言	100	〔要綱〕に基づく関係機関への情報伝達や指示、自衛隊への派遣要請、市町間調整への助言 H23年度は、要綱に基づく情報伝達・指示4回実施。対策本部の設置等は、実績なし。	H23年度は、対象となる事案が4件発生し、「要綱」に基づく関係機関への情報伝達や指示を行った。 自衛隊への派遣要請、対策本部の設置等は、実績なし。	H24年度は、対象となる事案が4件発生し、「要綱」に基づく関係機関への情報伝達や指示を行った。 自衛隊への派遣要請、対策本部の設置等は、実績なし。	H24年度上半期、関係機関への情報伝達や指示については、4回実施。自衛隊への派遣要請、市町間調整への助言は、実績なし。	H24年度上半期、関係機関への情報伝達や指示、自衛隊への派遣要請、市町間調整への助言は、実績なし。	再掲	危機管理監	危機管理課	47
		油濁事故発生時の被害漁業者の救済と漁場被害の拡大防止のための支援	油濁事故発生時の被害漁業者の救済と漁場被害の拡大防止のための支援	100	油濁事故発生時の情報収集、漁場の拡大防止のための関係者への注意喚起実施。救済事業等を実施する海場油濁被害救済基金に対する負担金拠出(129千円)。	—	油濁事故発生時の情報収集、漁場の拡大防止のための関係者への注意喚起実施。救済事業等を実施する海場油濁被害救済基金に対する負担金拠出(81千円)。	H24年度と同様	H24年度と同様	再掲	水産部	資源管理課	48
			離島にとって重要な漁業資源である漁場の生産力再生を図る取組への支援	100	離島漁業再生支援交付金を活用した水質維持保全、海岸清掃、海底清掃などの保全活動への支援を実施	取組集落数 目標:112集落 実績:117集落	取組集落数 目標:112集落 実績:117集落	取組集落数 目標:112集落 実績:117集落	H24年度と同様に実施	再掲	水産部	漁政課	49

基本目標	大項目	中項目	施策内容	H23年度の取組内容(実績)	評価指標	H23年度評価	H23年度評価の理由(施策が運んでいない理由も併せて記載)	H24年度の取組内容(年間計画及び上半期実績)	H25年度の取組内容(予定)	再掲	担当部	担当課	No.
地球環境保全をめざす社会の実現	広域的な環境汚染対策の推進	⑤ 環境保全のための国際的協力の推進	九州北部3県、山口県及び韓国南岸1市3道の環境行政・研究所の関係者等による「日韓海峡沿岸環境技術交流協議会」を開催と共同事業の実施 ・浮遊粒子状物質の高濃度事例分析と浮遊粒子状物質予報・警報制度の運営状況(釜山広域市) ・福岡県における煙霧や黄砂の観測頻度とその環境影響(福岡県) ・長崎県における環境実践モデル都市の取組について	○8月に济州特別自治道で、日韓海峡沿岸環境技術交流協議会と併せて2011日韓8県市道環境シンポジウム(日韓8県市道環境シンポジウム)について下記のとおり。を開催した。 ・浮遊粒子状物質の高濃度事例分析と浮遊粒子状物質予報・警報制度の運営状況(釜山広域市) ・福岡県における煙霧や黄砂の観測頻度とその環境影響(福岡県) ・長崎県における環境実践モデル都市の取組について	成果指標	100	H23年度評価の理由(施策が運んでいない理由も併せて記載) 平成23年5月25日～26日にかけて、大韓民国济州特別自治道で第1回実務者会議を実施。平成23年10月19日～20日にかけて、福岡県で第2回実務者会議を実施したため。	平成24年7月4日～5日にかけて、福岡県で第1回実務者会議を実施。平成24年10月17日～18日にかけて、大韓民国釜山広域市で第2回実務者会議を実施した。	平成25年度の報告書の完成及び調査結果の公表を目指し、「微小粒子状物質(PM2.5)に関する広域分布特性調査」の本調査(平成24年8月～平成25年6月)を行い、試料の分析(平成24年8月～平成25年8月)を行う。 なお、平成26年度以降の共同研究内容については、平成25年3月までに日韓双方の意見を提出し、4月以降日韓相互韓海峽沿岸県市道環境技術交流協議会で決定する。	環境部	未来環境推進課	50	
環境への負荷の削減と循環型社会づくり	廃棄物対策の推進	① 廃棄物の発生・排出抑制	廃棄物の発生抑制・リサイクル促進のため「ゴミゼロながさき推進会議」において、「ゴミゼロながさき実践計画」の進捗管理と、「ゴミゼロながさき実践計画」の進捗管理と、ゴミゼロ県民運動支援事業、ゴミゼロ市町支援事業等の実施	○ゴミゼロながさき推進会議 ・構成メンバーの進捗状況管理 ・ゴミゼロながさき実践計画の見直し(H24年度～H25年度) ○ゴミゼロ県民運動支援事業 ・マイバッグキャンペーン(強化月間:10月) ・九州統一マイバッグキャンペーン(韓国語・一斉行動参加店の募集、統一ポスター作成、配布など) ・空きかん回収キャンペーンの実施など ・優良団体表彰 ・生ごみ減量化、リサイクル活動支援 ○ゴミゼロ市町支援事業 ・情報提供、研修会開催(年2回) ○事業所支援事業 ・レジ袋の有料化導入(新上五島町:6事業所(4店舗)) ・機密文書リサイクル手法の検討 ○快適環境保全推進事業 ・ごみの投げ捨て防止重点地区等の巡回指導等を実施	活動指標	90	ゴミゼロながさき実践計画に基づき各構成団体が自主的に取り組んだ活動については、一定の成果があったが、機密文書リサイクル手法の検討やレジ袋有料化など、今後、さらに進めなければならないため。	○ゴミゼロながさき推進会議(ながさき環境県民会議) ・幅広い議論と機動的な実践活動の促進を目的に、ゴミゼロながさき推進会議と長崎県地球温暖化対策協議会を統合(H24年6月)し、ながさき環境県民会議を設置。ゴミゼロながさき推進会議の業務は、同県民会議4R部会で引き継いでいる。 ○ゴミゼロ県民運動支援事業 ・空きかん回収キャンペーン等引き続き実施。 ・生ごみ減量化リーダーネットワークながさきの活動支援(ごみ減量化やリサイクル活動支援) ・ながさきマイバッグキャンペーンの実施(一斉行動参加店の募集) ・ゴミゼロ九州キャンペーンの実施(シンボルマーク、標語の募集、統一ポスターの作成、配布) ○市町支援事業 ・研修会の開催(1回) ・(新)ゴミゼロ市町支援事業の実施 ○事業所支援事業 ・レジ袋有料化に取り組み、地域や事業所拡大について関係団体等と協議 ・H23年度に引き続き、県庁内で機密文書リサイクル実証試験に取り組んでいる。 ○快適環境保全推進事業 ・H23年度に引き続き、ごみの投げ捨て等防止重点地区等の巡回指導等を実施。	・ながさき環境県民会議4R部の構成団体等を中心とした廃棄物減量やリサイクルの自主的な活動の展開 ・ゴミゼロ市町支援事業において、関係市町が抱える廃棄物減量等の課題に対する具体的な提言 ・レジ袋の有料化導入地域の拡大や生ごみ減量化の推進 ・H25年度以降の九州統一事業として、「九州 まちの修理屋さん(仮称)」を検討中。	環境部	未来環境推進課	51	

基本目標	大項目	中項目	施策内容	H23年度の取組内容 (実績)	評価指標	H23年度 評価	H23年度評価の理由 (達成が運んでいない理由も併せて記載)	H24年度の取組内容 (年間計画及び上半期実績)	H25年度の取組内容 (予定)	再掲	担当部	担当課	No.
環境への負荷の削減と循環型社会づくり	廃棄物対策の推進	① 廃棄物の発生・排出抑制	県内で排出される産業廃棄物を地域資源として活用する循環型環境産業の育成及び産業廃棄物の排出抑制・リサイクルの促進 園芸用プラスチックの適正処理推進と、回収処理体制の整備、回収率の向上を図る	H23年度の取組内容 (実績) 県内建設業関係排出事業者研修会(3回)、多量排出事業者研修会(1回)の実施(289人参加) 各地域協議会を対象とし、10月に県内4箇所で開催された協議会を開催し、適正処理の啓発活動を行った。 〈平成23年度実績〉 回収量 514t(前年対比112%) 回収率 104%	活動指標 活動指標	100	計画どおり実施できたため。 計画どおり実施できたため。	排出事業者研修会 多量排出事業者研修会について、4回実施することとしており、H25年1月及び2月に実施することとしている。 平成23年度同様、地区別協議会を開催すると共に、適正処理の啓発のためのパンフレットを作成し、地域協議会より農業者等へ配布した。	排出事業者研修会 多量排出事業者研修会の実施		環境部	廃棄物対策課	52
		② 廃棄物の再資源化の推進	廃棄物の発生抑制・リサイクル促進のため「ゴミゼロながさき推進会議」において、「ゴミゼロながさき実践計画」の進捗管理と、ゴミゼロ県民運動支援事業、ゴミゼロ市町支援事業等の実施	○ゴミゼロながさき推進会議 ・構成メンバーの進捗状況管理 ・ゴミゼロながさき実践計画の見直し(H24年度～H27年度) ○ゴミゼロ県民運動支援事業 ・マイバツグキャンペーン(強化月間:10月) ・九州統一マイバツグキャンペーン(纏語、一斉行動参加店の募集、空きかん回収キャンペーンの実施など) ・優良団体表彰 ・生ごみ減量化、リサイクル活動支援 ○ゴミゼロ市町支援事業 ・情報提供、研修会開催(2回) ・事業所支援事業 ・レジ袋の有形化導入(新上五島町・6事業者14店舗) ・機密文書リサイクル手法の検討 ・快適環境保全推進事業 ・ごみの投げ捨て待禁止重点地区等の巡回指導等を実施	活動指標	90	ゴミゼロながさき実践計画に基づき各構成団体が自主的に取り組んだ活動については、一定の成果があったが、機密文書リサイクル手法の検討やレジ袋有料化など、今後さらに進めなければならない課題もあるため。	○ゴミゼロながさき推進会議(ながさき環境県民会議) ・幅広い議論と機動的な実践活動の促進を目的に、ゴミゼロながさき推進会議と長崎県地球温暖化対策協議会を統合(H24年6月)、ながさき環境県民会議を設置。ゴミゼロながさき推進会議の業務は、同県民会議4R部会で引き継いでいる。 ○ゴミゼロ県民運動支援事業 ・空きかん回収キャンペーン等引き続き実施。 ・生ごみ減量化リーダーネットワークながさきの活動支援による生ごみ減量化やリサイクル活動支援 ・ながさきマイバツグキャンペーンの実施(一斉行動参加店の募集) ・ゴミゼロ九州キャンペーンの実施(シンボルマーク、標語の募集、統一ポスターの作成・配布) ○市町支援事業 ・研修会の開催(1回) ・(新)ゴミゼロ市町支援事業の実施 ○事業所支援事業 ・レジ袋有料化に取り組み、地域や事業所拡大について関係団体等と協議 ・H23年度に引き続き、県庁内で機密文書リサイクル実証試験に取り組んでいる。 ○快適環境保全推進事業 ・H23年度に引き続き、ごみの投げ捨て等防止重点地区等の巡回指導等を実施。	ながさき環境県民会議4R部の構成団体等を中心とした産業廃棄物減量やリサイクルの自主的な活動の展開 ・ゴミゼロ市町支援事業において、関係市町が抱える廃棄物減量等の課題に対する具体的な提言 ・レジ袋の有形化導入地域の拡大や生ごみ減量化の推進 ・H25年度以降の九州統一事業として、「九州 まちの修理屋さん(仮称)」を検討中。	環境部 環境部	未来環境推進課	54	
			県内で排出される産業廃棄物を地域資源として活用する循環型環境産業の育成及び産業廃棄物の排出抑制・リサイクルの促進	県内建設業関係排出事業者研修会(3回)、多量排出事業者研修会(1回)の実施(289人参加)	活動指標	100	計画どおり実施できたため。	排出事業者研修会 多量排出事業者研修会について、4回実施することとしており、H25年1月及び2月に実施することとしている。	排出事業者研修会 多量排出事業者研修会の実施		環境部	廃棄物対策課	55

基本目標	大項目	中項目	施策内容	H23年度の取組内容(実績)	評価指標	H23年度評価	H23年度評価の理由(施策が運んでいない理由も併せて記載)	H24年度の取組内容(年間計画及び上半期実績)	H25年度の取組内容(予定)	再掲	担当部	担当課	No.
環境への負荷の削減と循環型社会づくり	廃棄物対策の推進	② 廃棄物の再資源化の推進	「長崎県ごみ処理広域化計画」に基づく、サーマルリサイクル、マテリアルリサイクルの推進	市町等が循環型社会形成の推進に必要な廃棄物処理施設の整備事業等を実施するために策定した循環型社会形成推進地域計画に基づく事業等を実施させる。	活動指標 地域計画 計上事業数 12 実施事業数 12	100	計画どおり実施されたため。	循環型社会形成推進地域計画に基づく事業を実施中 地域計画 計上事業数 8 実施事業数 8	H25年度の取組内容(予定) 循環型社会形成推進地域計画に基づく事業を実施予定	再掲	環境部	廃棄物対策課	56
			リサイクル製品認定制度の運用により、認定リサイクル製品等を優先的に活用するとともに、県民・事業者への普及促進を図ります。	・普及促進と品質管理の徹底を目的に、リサイクル認定制度の見直しを決定(リサイクル製品等認定委員会) ・県HP等により認定リサイクル製品をPR ・新規19件、更新132件を認定	成果指標 100	計画どおり実施できた。	・普及促進に向けて、各市町に対して認定リサイクル製品の使用義務付けの検討を依頼。 ・品質管理の徹底等について認定事業者へ周知文書を発送。 ・ながさき建設技術フェア2012でパンフレットを配布。	認定リサイクル製品の取扱認定並びに普及促進と品質管理の徹底を引き続き行っていく。	再掲	環境部	未来環境推進課	57	
			家畜排せつ物法対象農家において生産されたたい肥の広域流通と、資源循環型農業を推進	堆肥コンクール及び堆肥の需給者マッチング会を開催し、堆肥の生産技術の向上と耕種農家との連携を図った。 堆肥散布のヘルパー組織を3組織設立し、堆肥の広域流通のための、施設・機械を導入した。	成果指標 100	①家畜排せつ物法に基づく行政指導実施件数【目標0件】 家畜排せつ物法に基づく行政指導はなかった。 ②堆肥の高原半島外への持ち出し量の増加【目標1400t/年】 事業完了が年度末であるため広域流通の実績はなかった。	堆肥ヘルパー組織を2組織設立し、堆肥の広域流通を図っている。 2月に堆肥コンクール開催予定。	堆肥コンクールの内容を強化。堆肥成型機を導入する組織の育成。	再掲	農林部	畜産課	58	
			食品残さ等飼料(エコフィード)の利活用推進	エコフィード供給者のマッチング会を実施し、制度の周知と畜産農家、食品関連業者の交流を図った。 エコフィードを利用する組織を1組織設立し、食品残さの飼料化を行った。	成果指標 100	○エコフィードの利用量【目標8190t/年】実績10489t/年とエコフィード利用が促進された。	食品関連業者への制度の周知と排出状況の調査を実施した。 1月にマッチング会開催予定。	低コスト型機械・施設の整備及び、ソフト面の充実	再掲	農林部	畜産課	59	
			「長崎県建設リサイクル公共工事アクションプログラム」に基づく、3R(Reduce・減らす)・Reuse(再利用する)・Recycle(再生利用する)の徹底、リサイクル材・製品の積極活用	(再資源化率実績値) ・7トン 100% ・コンクリート 99.8% ・建設発生木材 85.4%	活動指標 100	計画どおり実施できた	九州地方における建設リサイクル推進計画2010に定めるH24年度目標値の達成を目指す。 再資源化率のH24年度目標値 ・7トン 98%以上 ・コンクリート 98%以上 ・建設発生木材 80%以上	長崎県建設工事共通仕様書において、建設副産物対策を明示し、受注者に対し適正な処理及び再生資源の活用を義務付ける。	再掲	土木部	建設企画課	60	
		「長崎県ごみ処理広域化計画」に基づく、ごみ処理施設の集約化の推進	市町等が循環型社会形成の推進に必要な廃棄物処理施設の整備事業等を実施するために策定した循環型社会形成推進地域計画に基づく事業等を実施させる。	活動指標 100	計画どおり実施されたため。	循環型社会形成推進地域計画に基づく事業を実施中 地域計画 計上事業数 8 実施事業数 8	循環型社会形成推進地域計画に基づく事業を実施予定	再掲	環境部	廃棄物対策課	61		
		産業廃棄物処理業者等への立入検査の実施	産業廃棄物処理業者への立入検査回数: 4,487回	活動指標 100	計画通り実施できたため。	年間計画: 3,400回 上半期実績: 2,615回	引き続き頻繁な立入検査を実施し、不適正処理の未然防止を図る。	再掲	環境部	廃棄物対策課	62		
		定期的な巡回ハトローロールを実施	不法投棄ハトローロール回数: 2,501件	活動指標 100	計画通り実施できたため。	年間計画: 1,900回 上半期実績: 1,216回	引き続き計画的にハトローロールを実施し、不法投棄の防止を図る。	再掲	環境部	廃棄物対策課	63		

基本目標	大項目	中項目	施策内容	H23年度の取組内容 (実績)	H23年度 評価	H23年度評価の理由 (進捗が遅くない理由も併せて記 載)	H24年度の取組内容 (年間計画及び上半期実績)	H25年度の取組内容 (予定)	再掲	担当部	担当課	No.			
環境への負荷の削減と循環型社会づくり	廃棄物対策の推進	③ 廃棄物の適正処理の推進	排出事業者に対するマニフェスト制度の周知や産業廃棄物の適正処理に関する研修会の開催	県内建設業関係排出事業者研修会(3回)、多量排出事業者研修会(1回)の実施(289人参加)	100	計画どおり実施できたため。	排出事業者研修会、多量排出事業者研修会について、4回実施することとしており、H25年1月及び2月に実施することとしている。	排出事業者研修会、多量排出事業者研修会の実施	環境部	環境部	廃棄物対策課	64			
			産業廃棄物最終処分場における水質検査等の実施	管理型最終処分場3ヶ所、安定型最終処分場10ヶ所、浸透水、地下水、地下水について調査を実施	100	計画通り実施できたため。	管理型最終処分場3ヶ所、安定型最終処分場10ヶ所、浸透水、地下水、地下水について調査を実施。保水、下流域河川調査を安定型処分場1ヶ所でも実施。	引き続き年1回の検査を実施し、適正な維持管理が行われているか確認する。	環境部	環境部	廃棄物対策課	65			
			排出事業者・リサイクル事業者等の情報交換の促進	県内建設業関係排出事業者研修会(1回)、多量排出事業者研修会(1回)の実施(289人参加)	100	計画どおり実施できたため。	排出事業者研修会、多量排出事業者研修会について、4回実施することとしており、H25年1月及び2月に実施することとしている。	排出事業者研修会、多量排出事業者研修会の実施	環境部	環境部	廃棄物対策課	66			
			ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物については、長崎県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画に基づき適正処理を推進	新たに発見したPCB廃棄物の適正保管率(100%)	100	計画どおり実施できたため。	新たに発見したPCB廃棄物の適正保管と処理の推進を目指し、立入検査や啓発等を実施中	PCB廃棄物の掘り起こしと適正保管・適正処理の推進を目指している。	環境部	環境部	廃棄物対策課	67			
			園芸用プラスチックの適正処理の啓発と、回収処理体制の整備	各地域協議会を対象とし、10月に県内4箇所で開催の啓発活動を行った。	100	計画どおり実施できたため。	平成23年度同様、各地域協議会を開催すると共に、適正処理の啓発のためのハンズオンワークショップを作成し、地域協議会より農業者等へ配布した。	平成23年度同様、各地域協議会を開催すると共に、適正処理の啓発を行う。	再掲	農林部	農産園芸課	68			
			ばい煙発生施設への立入検査の実施	各県立保健所による立入調査(平成23年度実績380施設)及び排出ガス等調査(平成23年度実績10施設)	100	立入調査及び排出ガス等調査を実施し、全ての施設で排出基準に適合していたため。	各県立保健所による立入調査(ばい煙発生・粉じん発生施設)及び排出ガス等調査(目標500施設)	各県立保健所による立入調査(ばい煙発生・粉じん発生施設)及び排出ガス等調査(目標500施設)	再掲	環境部	環境政策課	69			
	大気環境の保全	① 大気汚染防止対策の推進	大気汚染の常時監視の実施	県内の測定局47局(県設置局11、長崎市6局、佐世保市7局、企業局23局)をネットワーク化し、大気汚染の常時監視を実施	100	県内の測定局47局(県設置局11、長崎市6局、佐世保市7局、企業局23局)をネットワーク化し、大気汚染の常時監視を実施	引き続き、県内の測定局47局(県設置局11、長崎市6局、佐世保市7局、企業局23局)をネットワーク化し、大気汚染の常時監視を実施する	環境部	環境部	環境政策課	70				
			有害大気汚染物質の調査の実施	諫早市内4箇所(年6回、アクリロニトリル等15項目の有害大気汚染物質を測定)	100	諫早市内4箇所(年6回、アクリロニトリル等15項目の有害大気汚染物質を測定)	引き続き、諫早市内4箇所(年6回、アクリロニトリル等15項目の有害大気汚染物質を測定)を実施する	環境部	環境部	環境政策課	71				
			「長崎県アスベスト対策連絡会議」において、情報共有、実態把握に努め、施設における除去対策の取組の推進	H23年9月22日に「長崎県アスベスト対策連絡会議」を開催し、情報共有、実態把握に努め、施設における除去対策の取組の推進した。	100	H23年9月22日に「長崎県アスベスト対策連絡会議」を開催し、情報共有、実態把握に努め、施設における除去対策の取組の推進した。	H24年9月7日に「長崎県アスベスト対策連絡会議」を開催し、情報共有、実態把握に努め、施設における除去対策の取組の推進した。	「長崎県アスベスト対策連絡会議」を開催し、情報共有、実態把握に努め、施設における除去対策の取組の推進する	環境部	環境部	環境政策課	72			
			飛散性アスベストが使用された民間建築物へのアスベスト除去等対策工事の推進	除去件数4件	20	年間目標25件に対し4件実施であったため(16%)	年間目標25件に対し1件の実施	年間目標25件	土木部	土木部	建築課	73			

基本目標	大項目	中項目	施策内容	H23年度の取組内容(実績)	H23年度評価	H23年度評価の理由(施策が運んでいない理由も併せて記載)	H24年度の取組内容(年間計画及び上半期実績)	H25年度の取組内容(予定)	再掲	担当部	担当課	No.
環境への負荷の削減と循環型社会づくり	大気環境の保全	② 自動車排出ガス抑制対策の推進	ながさき環境県民会議と連携した、マイカー利用の自粛、公共交通機関の利用促進	毎月第2水曜日をノーマイカーデーに定めるとともに、12月14日～20日の1週間を「県下ノーマイカー&エコドライブウィーク」として実施し、1週間て延べ32,119人がノーマイカーまたはエコドライブを実施した。結果、約74tの二酸化炭素排出削減につながった。	100	H23年度評価の理由(施策が運んでいない理由も併せて記載)	毎月第2水曜日をノーマイカーデーに定めるとともに、12月12日～18日の1週間を「県下ノーマイカー&エコドライブウィーク」として実施する。	引き続き、ながさき環境県民会議と連携しながらノーマイカーデー及び「県下ノーマイカー&エコドライブウィーク」の周知拡大に努める。	再掲	環境部	未来環境推進課	74
			エコドライブの普及のため、県民、事業者等を対象としたエコドライブ講習会の開催等を行います。	エコドライブの普及のため、県民向け、事業者向け、行政向けの講習会を実施。 (実績) 県民向け 71名 事業者向け 51名 行政向け 53名 自動車学校主催 219名 座学のみ 420名 合計 814名	100	計画通り実施できたこと、ため。	エコドライブの普及のため、県民向け、事業者向け、行政向けの講習会を実施する。	なし	再掲	環境部	未来環境推進課	75
			公共交通機関の利用促進	4月21日～5月8日を対策期間としてテレビ・ラジオ等を利用してマイカー自粛やパーク・アンド・ライドの活用を呼びかけた。	100	計画どおり実施できたため。	4月26日～5月6日を対策期間としてテレビ・ラジオ等を利用してマイカー自粛やパーク・アンド・ライドの活用を呼びかけた。	マイカー自粛と公共交通機関の利用推進	再掲	企画振興部	新幹線・総合交通対策課	76
			トラック等の輸送力確保及び輸送コストの上昇抑制のため、低公害車導入への支援	運輸事業振興助成補助金によりトラック協会へ低公害車購入助成を行った。	100	計画通り実施できたため。	低公害車購入助成をおこなった。	運輸事業振興助成補助金によりトラック協会へ低公害車購入助成を行う予定。	再掲	企画振興部	新幹線・総合交通対策課	77
			交通の分散化、ボトルネックの解消等による交通の流れの円滑化	現在、早期の高架化工事着工に向けて、車道基地移転工事、用地交渉など鋭意進めている。	100	九州新幹線の着工が決まり、長崎駅周辺の再開発の計画検討も進められている。その中で車道基地移転工事、用地交渉など計画に沿って進めている。	平成23年度に引き続き、車道基地移転工事、用地買収を進めている。	車道基地移転工事の完成、用地買収の促進に努める。	再掲	土木部	都市計画課	78
			工場等への立入検査の実施	工場等へ立入検査を実施し、排水を調査したところ、排水基準の遵守率は97.2%だった。なお、排水基準に違反した工場等に対しては指導を実施し、指導を行った全施設で排水基準達成を確認している。	90	一部の工場等による排水処理施設の不適正な維持管理のため、排水基準遵守率は高い水準ではあるが、100%には至らなかった。	平成24年度上半期の排水基準遵守率は95.1%であり、引き続き立入調査及び工場等への指導を実施する。	排水基準遵守率100%を目標として、立入調査及び工場等への指導を実施する。	環境部	環境政策課	環境政策課	79
			公共用水域の水質汚濁状況の常時監視の実施	健康項目については、171地点、生活環境項目については、環境基準点135地点で、公共用水域の水質測定を行った。	100	計画どおり実施できたため。	健康項目については、171地点、生活環境項目については、環境基準点135地点で、公共用水域の水質測定を実施している。	引き続き、公共用水域において水質測定を行い水質汚濁状況の常時監視する。	環境部	環境部	環境政策課	80
			間瀬性が強い大村湾、佐世保湾、長崎湾、伊万里湾、有明海等に関する事業場の、窒素・リンの排水検査を実施し、排水基準の遵守を指導した。	間瀬性が強い大村湾、佐世保湾、伊万里湾、有明海等に関する事業場の、窒素・リンの排水検査を実施した。排水基準の遵守を指導した。	100	計画通り実施できたため。	窒素及びリンについて、排水検査を実施し、排水基準遵守を確認した。	窒素及びリンについて、排水検査を実施し、排水基準遵守を確認する。	環境部	環境部	環境政策課	81

基本目標	大項目	中項目	施策内容	H23年度の取組内容(実績)	評価指標	H23年度評価	H23年度評価の理由(達成が運んでいない理由も併せて記載)	H24年度の取組内容(年間計画及び上半期実績)	H25年度の取組内容(予定)	再掲	担当部	担当課	No.	
環境への負荷の削減と循環型社会づくり	水環境の保全	① 海域・河川・湖沼等の水質保全対策の推進	地下水の定期モニタリング調査の実施と指導	23 地点で地下水定期モニタリング調査を行い、環境基準超過井戸については、保健所から飲用不適を所長へ通知した。	100	計画どおり実施できたため。		23 地点で地下水定期モニタリング調査を行い、環境基準超過井戸については、保健所から飲用不適を所長へ通知した。	23 地点で地下水定期モニタリング調査を行い、環境基準超過井戸については、飲用不適については、飲用不適を指導するとともに、汚染源が明確な場合、事業所への指導を行う。	環境部	環境政策課	82		
			赤潮による漁業被害の防止・軽減のための赤潮被害防除技術の研究開発	有雪赤潮による養殖魚のへい死を防ぐため、現場調査、主要原因プランクトンの発生機構の解明及び有効な防除方法の検討を実施	—	—	計画どおり実施できたため	有雪赤潮において国公共事業を活用し、海底耕うんを実施。	有雪赤潮による養殖魚のへい死を防ぐため、現場調査、主要原因プランクトンの動態予測及び有効な防除方法の検討を実施。	H24と同様に実施	水産部	漁政課	83	
			漁場環境の改善 ・漁場環境を浄化するとともに、魚介類の産卵・幼稚仔魚の成育の場としても重要な藻場を回復・拡大するため、着定基質の設置等により藻場を造成。 ・間隔的な内湾域等、漁場環境が悪化した海域で海底清掃、海底耕うん等を行うことにより漁場環境の回復を図る。 ・藻場づくりに取り組み、グループの育成、磯焼け回復活動への支援を実施。また国の「環境・生態系保全活動支援事業」により藻場等の維持・管理等の環境・生態系の保全活動を行う組織に対し支援を実施。	—	100	計画どおり実施できたため	・有明海において国公共事業を活用し、海底耕うんを実施。 ・藻場等の維持・管理等の環境・生態系の保全活動を行う県内35組織に対し、国交付金事業を活用し支援を実施。	—	依然、流域からの生活排水や、面汚濁由来の施肥・農薬使用に伴う汚濁負荷、調整池の溢れや内部生産に起因する汚濁負荷など複数の要因が存在する。	・有明海において国公共事業を活用し、海底耕うんを実施。 ・藻場等の維持・管理等の環境・生態系の保全活動を行う県内35組織に対し、国交付金事業を活用し支援を実施。	・H24年度で終了予定。 ・「環境・生態系保全活動支援事業」はH24年度で終了予定。国で新規事業を予算要求中。	水産部	資源管理課、漁港漁場課	84
			第2期諫早湾干拓調整池水辺環境の保全と創造のための行動計画に基づき、調整池の水質保全と自然豊かな水辺づくりの推進	①生活排水対策(下水道・集排整備・浄化槽設置補助支援) ②工場・事業場排水対策(立入検査実施) ③面源負荷削減対策(施肥・農薬削減・緑地対策) ④調整池及び流入河川・水路の浄化対策(河川整備、国庫委託事業) ⑤環境保全・創造のための住民活動(環境イベント・清掃活動支援)	50	依然、流域からの生活排水や、面汚濁由来の施肥・農薬使用に伴う汚濁負荷、調整池の溢れや内部生産に起因する汚濁負荷など複数の要因が存在する。 水質保全対策にかかるとは、目録本達成であるが、生活排水処理率が目標達成(84/81)、環境活動指標の環境学習会参加者数の目標達成(2800/1500)、面源対策の施肥削減取組は概ね良好(220/240)のため評価を50%とした。	①生活排水対策(下水道・集排整備・浄化槽設置補助支援) ②工場・事業場排水対策(立入検査実施) ③面源負荷削減対策(施肥・農薬削減・緑地対策) ④調整池及び流入河川・水路の浄化対策(河川整備、国庫委託事業) ⑤環境保全・創造のための住民活動(環境イベント・清掃活動支援)	平成25年度からは第3期行動計画により事業を実施。第2期行動計画での事業継続を基本とし、加えて抜本的な水質浄化対策を九州農政局に求め、施策を実施する。	環境部	環境政策課	85			
諫早湾周辺地域において、肥料の使用量の削減等の環境保全型農業を推進	調整池流域の畑地において、春ばれいしよやたまねぎ等の栽培後に、養土流出防止対策としてカバーロープを作付した。	80	ばれいしよ農業では、カバーロープの作付けが秋ばれいしよの品質への影響(そうか病など)が懸念されることや、ばれいしよの収穫とカバーロープの設置は種の労力が統合すること等により普及が進まなかった。	ばれいしよ農業では、カバーロープの作付けが秋ばれいしよの品質への影響(そうか病など)が懸念されることや、ばれいしよの収穫とカバーロープの設置は種の労力が統合すること等により普及が進まなかった。	労力統合を解消するためにばれいしよ収穫同時は種類の開発や、適草種の選定など、技術確立に向けた研究にH22年度からH24年度にかけて取り組んでおり、その成果を地元への普及及び協力員等に情報提供し実施面積の拡大を図る。	農林部	諫早湾干拓課	86						

基本目標	大項目	中項目	施策内容	H23年度の取組内容(実績)	評価指標	H23年度評価	H23年度評価の理由(達成が運んでいない理由も併せて記載)	H24年度の取組内容(年間計画及び上半期実績)	H25年度の取組内容(予定)	再掲	担当部	担当課	No.	
環境への負荷の削減と循環型社会づくり	水環境の保全	① 海域・河川・湖沼等の水質保全対策の推進	「第2期大村湾流域保全・活性化行動計画」に基づく、大村湾の水質改善や自然環境の保全の推進	・大村湾流域において公共下水道や浄化槽等の整備を推進し、大村湾流域の汚水処理人口を高めることにより、水質改善に努めた。 ・大村湾内における負酸素水域の美観解明等のため、負酸素水域のモニタリングと、負酸素水域の観測情報解析及び予測業務を行う等。	成果指標	90	・H23年度末の汚水処理人口普及率は99.8%であり、行動計画目標の99.2%(H28年度末)に到達していない。 ・H23年度のCODは全湾平均で2.0mg/Lとなり、行動計画目標の2.2mg/L(H28年度末)を達成した。	・大村湾流域において公共下水道や浄化槽等の整備を推進し、大村湾流域の汚水処理人口を高めることにより、水質改善に努めた。 ・負酸素水域の美観解明等のため、負酸素水域のモニタリングと、負酸素水域の観測情報解析及び予測業務を行う等。(上半期において観測実施及び委託契約締結済)	・大村湾流域において公共下水道や浄化槽等の整備を推進し、大村湾流域の汚水処理人口を高めることにより、水質改善に努めた。 ・負酸素水域のモニタリングと、負酸素水域の観測情報解析及び予測業務を行う等。	環境部	環境政策課	87		
			窒素負荷低減対策会議の策定と進捗の管理	環境基準を超過した地点は17地点中8地点で、計画の短期目標(平成21年度時点)の10地点より悪化しないことを達成した。	成果指標	100	島原半島窒素負荷低減計画に基づき、農業対策、畜産対策、生活排水対策の継続的な取り組みにより地下水の硝酸性窒素濃度が悪化しない状況で推移している。	・年2回の幹事会において窒素負荷低減計画の進捗状況を検証しながら取組を進めていく。 ・第1回幹事会の開催(5月29日)	・年2回の幹事会において窒素負荷低減計画の進捗状況を検証しながら取組を進めていく。	環境部	環境政策課	88		
			土壌中の補助養分の確保量の把握や有機物の確立した施肥技術等の確立	研修会(5回)やパンフレットの配布(約20,000部)によって農家の意識啓発を図るとともに、窒素負荷低減に向けた試験研究2課題(ばれいしよ、レタス)に取り組んだ。	—	—	—	—	研修会やパンフレットの配布によって農家の意識啓発を図るとともに、窒素負荷低減に向けた試験研究2課題(ばれいしよ、レタス)に取り組んでいる。	研修会やパンフレットの配布によって農家の意識啓発を図るとともに、窒素負荷低減に向けた試験研究3課題(ばれいしよ、レタス)に取り組んでいく。	農林部	農業経営課	89	
			手入れが遅れ荒廃している森林の整備	伐採間伐の森林の整備	成果指標	90	国の補助制度が変わり、伐採間伐への補助が廃止されたため。	未整備森林整備として1,700haの伐採間伐を予定している。	未整備森林整備として1,700haの伐採間伐を予定している。	未整備森林整備として1,275haの伐採間伐を予定している。	農林部	森林整備室	90	
			② 生活排水対策の推進	浄化槽、農漁業集落排水施設・下水道等の整備を行う市町に対する支援	・汚水処理施設の整備を進めた市町に対し、浄化槽281,140千円、農業集落排水17,392千円、下水道15,180千円の助成を行った。 ・豊城市、瀬戸、声辺地区の漁業集落排水において、事業費の1割を助成した。	活動指標	100	—	—	浄化槽、農漁業集落排水施設・下水道等の整備を行う市町に対する支援を行う。	浄化槽、農漁業集落排水施設・下水道等の整備計画がある市町に対して支援を行う。	環境部・水産部	水環境対策課・漁港漁場課	91
				漁業集落排水施設の整備促進を図るため、市町が行う下水道緊急整備基本計画の策定に対する支援	漁業集落排水施設の整備促進のため、市町が行う下水道緊急整備基本計画の策定に対する支援を実施(H23実績なし)	—	—	—	漁業集落排水施設の整備促進のため、市町が行う下水道緊急整備基本計画の策定に対する支援を実施	漁業集落排水施設の整備促進のため、市町が行う下水道緊急整備基本計画の策定に対する支援を実施	水産部	水産部	漁港漁場課	92
			③ 工場・排水対策の推進	大村湾南部流域下水道の供用開始区域の拡大にあわせて、終末処理場の施設整備及び維持管理の実施	工場等の立入検査を実施	工場等へ立入検査を実施し、排水を調査したところ、排水基準の遵守率は97.2%だった。なお、排水基準に違反した工場等に対しては指導を実施し、指導を行った全施設で排水基準達成を確認している。	成果指標	100	—	計画どおり実施することができた。	長寿命化計画を策定する。	環境部	水環境対策課	93
				工場等の立入検査を実施	工場等へ立入検査を実施し、排水を調査したところ、排水基準の遵守率は97.2%だった。なお、排水基準に違反した工場等に対しては指導を実施し、指導を行った全施設で排水基準達成を確認している。	成果指標	90	—	一部の工場等による排水処理施設の不適正な維持管理のため、排水基準遵守率は高い水準ではあるが、100%には至らなかった。	平成24年度上半期の排水基準遵守率は95.1%であり、引き続き立入調査及び工場等への指導を実施する。	排水基準遵守率100%を目標として、立入調査及び工場等への指導を実施する。	環境部	環境政策課	94

基本目標	大項目	中項目	施策内容	H23年度の取組内容(実績)	評価指標	H23年度評価	H23年度評価の理由(施策が運んでいない理由も併せて記載)	H24年度の取組内容(年間計画及び上半期実績)	H25年度の取組内容(予定)	再掲	担当部	担当課	No.	
環境への負荷の削減と循環型社会づくり	水環境の保全	③ 排水工場・事業場推進の業務の推進	閉鎖性が強い大村湾、佐世保湾、長崎湾、伊万里湾、有明海等)の流域に立地する事業場の、窒素・リンの排水検査を実施し、排水基準の遵守を指導した。	閉鎖性水域(大村湾、有明海、伊万里湾等)の流域に立地する事業場の、窒素・リンの排水検査を実施し、排水基準の遵守を指導した。	活動指標	100	計画どおり実施できたため。	窒素及びリンについて、排水検査を実施し、排水基準遵守を確認する。	窒素及びリンについて、排水検査を実施し、排水基準遵守を確認する。	再掲	環境部	環境政策課	95	
			健全な水循環系を構築するため、関連機関との調整、雨水や再生水の利用促進に向けた情報提供の実施	県内市町の状況について情報収集し、ホームページを活用して情報提供を行った。	活動指標	100	計画どおり実施できたため。	県内市町の状況について情報収集し、ホームページを活用して情報提供を行った。	県内市町の状況について情報収集し、ホームページを活用して情報提供を行う。	県内市町の状況について情報収集し、ホームページを活用して情報提供を行う。	再掲	環境部	水環境対策課	96
		④ 水の循環利用	水資源の有効利用のため調査、情報収集、啓発の実施	ホームページを活用して情報提供・啓発を行った。	活動指標	100	計画どおり実施できたため。	ホームページを活用して情報提供・啓発を行う。	ホームページを活用して情報提供・啓発を行う。	再掲	環境部	水環境対策課	97	
			ながさき水源の森のうち、手入れが遅れ荒廃している人工林の整備の実施	伐採間伐の実績522ha(見込み)	境界確定作業等をすすめることにより、整備面積2850ha(累計)の計画に対し、実績は2510haとなり概ね目標を達成することができた。	成果指標	90	境界確定作業等をすすめることにより、整備面積2850ha(累計)の計画に対し、実績は2510haとなり概ね目標を達成することができた。	「市町が公益的に重要な森林を875ha予定している。	「市町が公益的に重要な森林を875ha予定している。		農林部	森林整備室	98
	土壌・地盤環境の保全	① 土壌環境の保全	土壌汚染の原因となる有害物質を使用している工場等へ立入検査を実施し、排水を調査したところ、排水基準の遵守率は100%だった。	土壌汚染の原因となる有害物質を使用している工場等へ立入検査を実施し、排水を調査したところ、排水基準の遵守率は100%だった。	成果指標	100	遵守率100%という目標値を達成できた	平成24年度上半期の排水基準遵守率は95%であり、引き続き立入調査及び工場等への指導を実施する。	有害物質を使用している工場等の排水基準遵守率100%を目標として、立入調査及び工場等への指導を実施する。		環境部	環境政策課	99	
			環境保全、農産物の安全性の向上及び農業従事者等の健康維持・増進を図るため、「長崎県版GAP」の推進	GAP推進協議会の開催(8月、12月)、指導者養成研修(12月)、生産団体等への導入支援研修会の開催(24回)等によってGAPを推進した。	成果指標	100	計画どおり実施できたため	GAP推進協議会の開催(8月、12月)、指導者養成研修(12月)、生産団体等への導入支援研修会の開催(24回)等によってGAPを推進している。	GAP推進協議会の開催(2回)、指導者養成研修、生産団体等への導入支援研修会の開催等によってGAPを推進している。		農林部	農業経営課	100	
			土壌中の硝酸態窒素の残存量の把握や有機物等を有効活用した施肥技術等の確立	研修会(9回)やパンフレットの配布(約20,000部)によって農家の意識啓発を図るとともに、窒素負荷低減に向けた試験研究2課題(ばれいしよ、レタス)に取り組んだ。	研修会やパンフレットの配布によって農家の意識啓発を図るとともに、窒素負荷低減に向けた試験研究2課題(ばれいしよ、レタス)に取り組んでいる。	—	—	研修会やパンフレットの配布によって農家の意識啓発を図るとともに、窒素負荷低減に向けた試験研究2課題(ばれいしよ、レタス)に取り組んでいる。	研修会やパンフレットの配布によって農家の意識啓発を図るとともに、窒素負荷低減に向けた試験研究3課題(ばれいしよ、レタス)に取り組んでいく。		再掲	農林部	農業経営課	101
			窒素負荷低減対策の策定と進捗の管理	環境基準を超過した地点は17地点中8地点で、計画の短期目標(平成21年度時点の10地点より悪化しない)を達成した。	成果指標	100	鳥居半島・窒素負荷低減計画に生活排水対策、畜産対策、等進捗度が悪化しない状況で推移している。	鳥居半島・窒素負荷低減計画に生活排水対策、畜産対策、等進捗度が悪化しない状況で推移している。	・年2回の幹事会において窒素負荷低減計画の進捗状況を検証し、第1回幹事会の開催(5月29日)	・年2回の幹事会において窒素負荷低減計画の進捗状況を検証し、第1回幹事会の開催(5月29日)	再掲	環境部	環境政策課	102
		② 地盤環境の保全	地盤沈下の状況を的確に把握できる観測方法及び体制の検討、整備	S51以降の調査により、地盤沈下が確認された諫早市へ現在の地盤沈下の状況を確認し、県内市町へ地下水採取の規制に関する条例の制定状況等を聞き取り、地盤沈下の状況として9月に環境省へ報告した。	活動指標	100	県内の地盤沈下の状況を把握できたため。	S51以降の調査により、地盤沈下が確認された諫早市へ現在の地盤沈下の状況を確認し、県内市町へ地下水採取の規制に関する条例の制定状況等を聞き取り、地盤沈下の状況として9月に環境省へ報告した。	地盤沈下の状況を確認し、地下水採取の規制に関する条例の制定状況等を聞き取り、地盤沈下の状況として9月に環境省へ報告した。		環境部	環境政策課	103	
			代替水源(用水)確保の推進	国に対して事業促進の要望を行った。	国に対して事業促進の要望を行った。	活動指標	100	計画どおり実施できたため。	国に対して事業促進の要望を行った。	国に対して事業促進の要望を行った。		環境部	水環境対策課	104

基本目標	大項目	中項目	施策内容	H23年度の取組内容(実績)	評価指標	H23年度評価	H23年度評価の理由(施策が運んでいない理由も併せて記載)	H24年度の取組内容(年間計画及び上半期実績)	H25年度の取組内容(予定)	再掲	担当部	担当課	No.
人と自然とが共生する快適な環境づくり	生物多様性の保全	① 自然環境の監視・調査研究の推進	<p>生物多様性保全のための各種施策を推進します。</p> <p>1.希少野生動物種の生息・生育状況調査</p> <p>2.長崎県自然環境保全地域・希少野生動物種保存地域等の指定のための調査</p> <p>3.長崎県レッドデータブックの発行</p> <p>4.ガン・カモ類の調査</p> <p>5.ツシマヤマメノコの生息状況モニタリング調査</p> <p>6.長崎県危険な外来生物対策協議会の開催</p>	<p>1.改訂版レッドリスト掲載種について、最新の生息・生育状況を把握するためのモニタリング調査を実施。</p> <p>2.希少野生動物種保存地域として、1地域の指定を行った。</p> <p>3.長崎県レッドデータブック(仮)の改訂版の策定を行った。</p> <p>4.県内45地点で調査を行った。</p> <p>5.上島42、下島16の58ルートを定ルートとし、概ね月1回の頻度で調査を行った。</p> <p>6.開催なし。</p>	100	<p>1.計画通り完了したため。</p> <p>2.計画通り完了したため。</p> <p>3.計画通り完了したため。</p> <p>4.計画どおりに実施できたため。</p> <p>5.計画どおり活動できたため。</p> <p>6.危険な外来生物に係る新たな情報を得ることができ、調査により情報等が少なかったことから、情報等を取りまとめ文書により情報提供を行い情報共有を図ったため。</p>	<p>1.改訂版レッドリスト掲載種について、最新の生息・生育状況を把握するためのモニタリング調査を実施。</p> <p>2.希少野生動物種保存地域の指定を目指す。</p> <p>3. —</p> <p>4.平成25年1月中旬に県内45地点で調査を実施予定。</p> <p>5.ツシマヤマメノコの生息状況モニタリング調査継続実施中。上島42、下島16の計58ルートを定ルートとし、概ね月1回の頻度で調査を実施していく。</p> <p>6.11月12日に長崎県危険な外来生物対策協議会を開催。</p>	<p>1.モニタリング調査のための委員会を開催した後、必要な調査を実施する予定。</p> <p>2.長崎県希少野生動物種の保護に関する基本方針に基づき実施予定。</p> <p>3. —</p> <p>4.平成26年1月中旬に県内45地点で調査を実施予定。</p> <p>5.ツシマヤマメノコの生息状況モニタリング調査を継続実施する。</p> <p>6.長崎県危険な外来生物対策協議会を開催する。</p>	環境部	自然環境課	116		
			<p>担当職員や既存制度(自然公園・指導員・自然環境監視員・鳥獣保護員)を活用した監視の強化により自然環境の監視の実施。</p>	<p>・毎月、鳥獣保護員が保護区の監視を実施し、巡視報告を行っている。</p> <p>・職員が計27回、自然環境監視員が計153回の巡視を各々行い、自然環境に関する有効な情報が得られた。</p>	100	<p>・鳥獣保護員の監視により、保護区が適切に管理されているため。</p> <p>・目標(職員による巡視回数)以上の巡視が実施されたため。</p>	<p>・毎月、鳥獣保護員の巡視報告により保護区の状況を把握し、その適切な管理を図る。</p> <p>・巡視回数が目標の216回を超えるよう、引き続き巡視を行う。</p>	環境部	自然環境課	117			
<p>② 野生動物種の保護・生態系の保全と再生</p>	<p>希少野生動物種保存地域、長崎県自然環境保全地域、自然公園・鳥獣保護区等の指定・計画変更の検討。</p> <p>特に貴重な自然環境を有する長崎県自然環境保全地域については、用地基金を活用した公有地化の検討</p>	<p>・希少野生動物種保存地域として、1地域の指定を行った。</p> <p>・自然公園区域の境界確定作業等を実施。</p> <p>・鳥獣保護区等の指定を行った。</p> <p>・鳥獣保護区等の指定に関する第11次鳥獣保護事業計画を策定した。</p>	100	<p>・計画通り完了したため。</p> <p>・県内の自然公園面積に状況及び自然公園面積に変更無く、風景地の確保は確保されているため。(自然公園面積74,091haを維持)</p> <p>・鳥獣保護区等の指定や事業計画策定について、利害関係人や関係機関との協議により適切に行なったため。</p>	<p>・希少野生動物種保存地域の指定を目指す。</p> <p>・自然公園区域の境界確定作業や自然環境の変化が生じている地区等の情報の収集・蓄積等を実施。</p> <p>・第11次鳥獣保護事業計画に沿って、鳥獣保護区等の指定を行う。</p> <p>・第11次鳥獣保護事業計画に沿って、鳥獣保護区等の指定作業を行うとともに、計画変更が必要な場合は検討する。</p>	<p>・長崎県希少野生動物種の保護に関する基本方針に基づき実施予定。</p> <p>・自然公園区域の境界確定作業や自然環境の変化が生じている地区等の情報の蓄積等を行う。</p> <p>・第11次鳥獣保護事業計画に沿って、鳥獣保護区等の指定作業を行うとともに、計画変更が必要な場合は検討する。</p>	環境部	自然環境課	118				
			<p>水源のかん養や山地災害の防止機能等森林の公益的機能を確保するために重要な森林について保安林指定の推進</p>	<p>県内各地で保安林指定を推進し、H23年度目標値48,830haに対して48,984haの指定実績となった。</p>	100	<p>目標以上の実績を上げたため</p>	<p>H24年度目標値49,000haを達成するため、県内各地で保安林の指定を促進する。</p>	<p>H25年度目標値49,170haを達成するため、県内各地で保安林の指定を促進する。</p>	農林部	森林整備室	119		
			<p>野生鳥獣による農林被害を防止するために、防護柵の設置や効果的な捕獲の実施等、被害防止対策の推進</p>	<p>鳥獣被害発生地域において2004kmの柵により、3800haの農地へ防護柵を整備した。また、被害防止3対策を鳥獣等へ適正に指導するA級インストラクターを185名に増やし、対策の現地指導を行った。</p>	100	<p>計画どおり実施できたため</p>	<p>・1,143haの農地を防護する計画で侵入防護柵を設置中。</p> <p>・A級インストラクターをさらに50名養成中。</p> <p>・3対策の内、棲み分け対策として、ヤギによる緩衝帯整備を50箇所で行い、46箇所を導入済み。</p>	<p>引き続き3対策の徹底を進めるとともに、新たにインストラクターを入れた島しょにおける早期の被害防止への取組を支援する。</p>	農林部	農政課	120		

基本目標	大項目	中項目	施策内容	H23年度の取組内容(実績)	評価指標	H23年度評価	H23年度評価の理由(施策が運んでいない理由も併せて記載)	H24年度の取組内容(年間計画及び上半期実績)	H25年度の取組内容(予定)	再掲	担当部	担当課	No.
人と自然とが共生する快適な環境づくり	生物多様性の保全	② 野生動植物の保護、生態系の保全と再生	<p>・藻場等の維持・管理等の環境・生態系の保全活動を行う組織の育成・支援</p> <p>・難島にとつて重要な漁業資源である藻場の生産力再生を図る取組への支援</p>	<p>・藻場等の維持・管理等の環境・生態系の保全活動を行う県内35組織に対し、国交付金事業を活用し支援を実施する。</p> <p>・国事業等を活用し、環境保全活動を継続していきよう、市町と連携し集落に働きかけ等を行い、環境保全に取り組み集落の維持に努める。</p>	—	—	—	<p>・「公益社団法人長崎県獣医師会」「西海国立公園九十九島動物園」の2者へ業務委託し傷病鳥獣の救護活動を実施している。</p> <p>・緑といきもの賑わい事業による生物多様性保全事業を県事業2箇所及び民間事業2箇所への補助により実施。</p>	<p>・「環境・生態系保全活動支援事業」はH24年度で終了予定。国で新発事業を予算要求中。</p> <p>・H24と同様に実施</p>	再掲	水産部	資源管理課・漁政課	121
			<p>民間団体・市町が実施する生物多様性保全活動に対する助成、県自然環境保全地域等での保護事業、保護増殖事業、傷病鳥獣の救護事業の実施</p> <p>・放鳥実績327頭、放鳥獣率55.4%</p> <p>・緑といきもの賑わい事業による生物多様性保全事業を実施。</p>	<p>・計画どおり達成できたため。</p> <p>・県事業1箇所、民間補助事業3箇所の生物多様性保全事業を実施したため。</p>	100	<p>・計画どおり達成できたため。</p> <p>・五島市、新上五島町、小値賀町、平戸市、佐世保市地区において自然歩道施設を整備を実施したため。(自然歩道125.1km)</p>	<p>・「公益社団法人長崎県獣医師会」「西海国立公園九十九島動物園」の2者へ業務委託し傷病鳥獣の救護活動を実施している。</p> <p>・緑といきもの賑わい事業による生物多様性保全事業を県事業2箇所及び民間事業2箇所への補助により実施。</p>	<p>・「環境・生態系保全活動支援事業」はH24年度で終了予定。国で新発事業を予算要求中。</p> <p>・H24と同様に実施</p>	環境部	自然環境課	122		
自然とのつながりの回復	自然とのつながりの回復	① 自然とのふれあいの場の保全・整備	<p>自然情報ネットワークとの連携やイベントの開催等による生物多様性の普及啓発の実施。</p>	<p>・いきものつながり巡回展を本土4地区において開催する。</p> <p>・6/9尾崎市、7/1~8/31島原市、10/2~10/31平戸市、11/10大村市。</p>	活動指標	100	—	<p>・五島市、新上五島町、小値賀町、平戸市、佐世保市地区において自然歩道施設を整備を実施したため。(自然歩道125.1km)</p>	<p>・本事業は県が率先して行ったもの。全県下を3カ年で巡回、一定の周知を図ったことから、平成25年度より市町への貸し出し方式に移行し、更に生物多様性保全の重要さについての意識が地元にも広がり定着することを目指す。</p>	環境部	自然環境課	123	
			<p>長距離自然歩道の整備や自然とのふれあいの場の整備、自然環境を活かした先進的な地域づくりに取り組む地域の支援。</p>	<p>・九州自然歩道世界文化遺産・教団群巡礼ルートの整備を実施。</p>	活動指標	100	<p>・県内7地区(県央、島原、県北、上下五島、香岐、対馬)で青樹活動を中心とした、森林とのふれあいの場を提供した。</p>	<p>・地元市町と連携し、自然歩道の適切な維持管理を行い快適な利用に供する。</p>	環境部	自然環境課	124		
			<p>県民に森林とのふれあいの場の提供</p>	<p>・県内5地区(県央、島原、県北、上下五島、香岐)で実施若しくは実施予定</p>	活動指標	100	—	—	<p>・県内7地区で実施予定</p>	農林部	林政課	125	

基本目標	大項目	中項目	施策内容	H23年度の取組内容 (実績)	評価 指標	H23年度 評価	H23年度評価の理由 (施策が運んでいない理由も併せて記 載)	H24年度の取組内容 (年間計画及び上半期実績)	H25年度の取組内容 (予定)	再掲	担当部	担当課	No.
人と自然とが共生する快適な環境づくり	自然とのつながりの回復	① 自然とのふれあいの場の保全・整備	農林漁業体験や農林漁業体験施設、農山漁村の資源を活かした「グリーン・ツーリズム」の推進	体験プログラム充実や農林漁業体験民宿開業支援など受入体制整備の支援及び情報発信活動を実施した。 農林漁業体験民宿開業軒数(累計)636軒	成果指標	100	目標が達成され交流人口も増加した。 GTP売上額：目標5.1億円、実績5.3億円	受入体制や情報発信活動の強化を行う。	通年集客に向けた取組等の支援。現事業(県単)はH24で終了し、新規事業を予定。	農林部	農政課	126	
			自然公園施設の適正な維持管理、国立公園清掃活動の実施、国立公園清掃活動事業の実施、清潔の保持と快適な利用を図り、県有公園施設の再整備や改善を行う。	・国立公園清掃活動の実施。 ・自然公園等総合整備事業の実施。	活動指標	100	・国立公園内5地区で清掃活動事業を実施したため。 ・県立公園内2箇所での施設整備を実施したため。	・国立公園内5地区で清掃活動事業を行う。 ・西海国立公園内2箇所での施設整備を行う。	環境部	自然環境課	127		
			エコツアーやジョウツアールガイドの人材育成。	・エコツアーガイド養成講座4回、ジョウツアール1回を実施した。	活動指数	100	講座、ツアーとも目標回数を達成し、目標を超える参加申込みがあったため。	ガイド養成講座5回、ジョウツアール1回を実施予定。	環境部	自然環境課	128		
		② 自然とのふれあいの機会の提供	県民に森林とのふれあいの場の提供	県内7地区(県央、島原、県北、上下五島、宍道、対馬)で育樹活動を中心とした、森林とのふれあいの場を提供した。	活動指標	100	県内7地区ですべて開催されたため。	県内5地区(県央、島原、県北、下五島、宍道)で実施若しくは実施予定	地域住民等の意見を反映した水辺の整備を実施する。	県内7地区で実施予定	農林部	林政課	129
			地域の人の愛護活動や親水活動の支援	施設整備の進捗により、水辺での活動に参加した人数が増えた。 (H23年度参加者数7,132人)	成果指標	100	目標を上回ることでできた。	離島地域において取組拡大を推進する。	新たな事業化について、検討を行う。	土木部	河川課	130	
			農業生産活動を通じ、国土の保全、水源の涵養、良好な農産物形成等の多面的な機能を發揮している中山間地域等における、農業生産活動を行う農業者等を支援	離島において推進会議を開催し、重点的に取組面積拡大を推進した。 面積実績8,886ha	成果指標	90	目標を概ね達成した。	離島地域において取組拡大を推進する。本制度は第3期(H22～26)であり、国へ制度の継続を要望。	取組を推進する。本制度は第3期(H22～26)であり、国へ制度の継続を要望。	農林部	農政課	131	
		③ 社会経済活動における適切な活用	間伐等の森林整備	農地・水・環境保全向上対策推進大会や説明会などを実施し、活動の啓発・普及を行った。 面積実績15,554ha	成果指標	90	目標を概ね達成した。	本制度は平成24年度より第2期(H24～28)。取組推進や活動事例紹介による啓発・普及を行う。	活動定義及び活動の質的向上への啓発活動。	間伐等森林整備面積を2,645ha実施する計画である。	農林部	農政課	132
				温室効果ガスを吸収するなど、森林の公益的機能を維持・発揮させるため、間伐等の森林整備の実施	間伐等の森林整備実績 13,849ha(累計)	成果指標	90	温室効果ガスの活用を図るとともに、水源かん養等の公益的機能が高い森林を対象とした整備、およびその効果として、平年にならぬ作業道開設に対して、平成19年に創設した「ながさき森林環境税」を活用して森林所有者の負担軽減策を講じており、森林整備面積目標値14,300haの概ね目標達成した。	「ながさき森林環境税」を活用する対象を拡大し、未整備森林の整備における森林所有者負担を軽減するとともに、市町が公益的に重要と位置付ける森林や荒廃した「ながさき水源の森」・保安林等に対する整備を進め、森林整備の更なる推進に取り組んでいく。	農林部	林政課	133	

基本目標	大項目	中項目	施策内容	H23年度 評価	H23年度 評価の理由 (進捗が遅れている理由も併せて記 載)	H24年度の取組内容 (年間計画及び上半期実績)	H25年度の取組内容 (予定)	再掲	担当部	担当課	No.		
人と自然とが共生する快適な環境づくり	自然とのつながりの回復	③ 社会経済活動における適切な活用	・着定基質の設置等による藻場の回復と造成	100	許認可のすべてが規制に基づいて行なわれた。	・磯焼け対策に必要な移植母藻供給基地として、着定基質の設置により、3地区5箇所の藻場礁を造成	・母藻供給基地として、着定基質の設置により、3地区3箇所2.4haの藻場礁を造成予定。磯焼け地帯においては着定基質の設置と併せ、食害生物除去等の取組を実施予定。	再掲	水産部	資源管理課、漁港漁場課	134		
			・開拓的な内湾域等、漁場環境が悪化した海域で海底清掃、海底耕うん等を行うことにより漁場環境の回復を図る。	100	許認可のすべてが規制に基づいて行なわれた。	・有明海において国公共事業を活用し、海底耕うんを実施。	・有明海において国公共事業を活用し、海底耕うんを実施する。	・H24年度で終了予定。	再掲	水産部	資源管理課、漁港漁場課	134	
			・藻場づくりに取り組み、グループの育成、磯焼け回復活動への支援を実施。また国の「環境・生態系保全活動支援事業」により藻場等の維持・管理等の環境・生態系の保全活動を行う組織に対し支援を実施。	100	許認可のすべてが規制に基づいて行なわれた。	・藻場等の維持・管理等の環境・生態系の保全活動を行う県内35組織に対し、国交付金事業を活用し支援を実施。	・藻場等の維持・管理等の環境・生態系の保全活動を行う県内35組織に対し、国交付金事業を活用し支援を実施する。	・「環境・生態系保全活動支援事業」はH24年度で終了予定。国で新規事業を予算要求中。		土木部	土木部	監理課	135
			長崎県海産物管理条例に基づく海砂採取の方法や採取する区域等についての規制の実施	100	許認可のすべてが規制に基づいて行なわれた。	年間採取限度量内での海砂採取許認可を行なった。 (H23採取実績 257万㎡)	許認可のすべてが規制に基づいて行なわれた。	許認可のすべてが規制に基づいて行なう。		土木部	土木部	監理課	136
			海砂採取の水産資源、海域環境への影響に関する調査研究や代替骨材の確保に関する必要な施策の推進	100	予定通り調査及び会議開催が行なわれた。	海砂採取による海域影響調査を実施し、海砂採取に関する有識者会議で調査結果の検証、評価を行なった。	予定通り調査及び会議開催が行なわれた。	調査及び会議は平成24年度で終了し、その成果を28年度以降の海砂採取年間限度量の検討に活用する予定。		水産部	水産部	漁港漁場課	137
			水質の保全、周辺環境への影響緩和等自然環境との調和に配慮した漁港施設の整備	70	計画どおり実施できたため	有喜漁港、大島漁港において、自然環境との調和に配慮した防波堤を整備中。	計画どおり実施できたため	有喜漁港、大島漁港において、自然環境との調和に配慮した防波堤を平成24年度に完成予定。鹿尾川、宮村川の策定に向けた協議を実施。		土木部	土木部	河川課	138
			河川環境に配慮した河川整備計画の策定	100	成果指標	鹿尾川、有喜川の策定に取り組んだ。	有喜川については、23年度中に内容協議が終了し、大臣同意手続きに入った。鹿尾川については、地元と整備計画内容について合意した。	有喜川、宮村川の策定に向けた委員会開催、協議を行う。		農林部	農林部	森林整備室	139
			県民の安心安全を確保するため、山地災害の復旧・予防の実施	100	成果指標	農林災害危険箇所の着手率(累計)35.5%	災害危険箇所について、危険度の高い箇所を優先して事業を推進を行い災害危険箇所の着手率について目標を達成することができた。	災害危険箇所について、危険度の高い箇所を優先して事業を推進する。		土木部	土木部	港湾課	140
			洪水や高潮による浸水被害を軽減するため、環境に配慮した工法を用いた河川、海岸の整備	100	活動指標	高潮対策事業8箇所 海岸堤防等老朽化対策事業2箇所 海岸環境整備事業1箇所を整備	現地条件に合わせ、周辺環境に配慮した工事を行った。	高潮対策事業9箇所 海岸堤防等老朽化対策事業2箇所を整備		土木部	土木部	港湾課	141
			エコツアーやジオツアーガイドの人材育成。	100	活動指数	・エコツアーガイド養成講座4回、ジオツアー1回を実施した。	講座ツアーとも目標回数を達成し、目標を超える参加申込みがあったため。	ガイド養成講座5回、ジオツアー1回を実施予定。		環境部	環境部	自然環境課	141

基本目標	大項目	中項目	施策内容	H23年度の取組内容(実績)	評価指標	H23年度評価	H23年度評価の理由(達成が運んでいない理由も併せて記載)	H24年度の取組内容(年間計画及び上半期実績)	H25年度の取組内容(予定)	再掲	担当部	担当課	No.	
人と自然とが共生する快適な環境づくり	快適な生活環境と歴史的環境の保全と創造	① 快適な生活環境の創造と美しいふるさとづくりの推進	ダム事業の実施とあわせ、周辺環境の保全の推進	本河内ダムの再開発により、周辺環境の保全の推進に着手。	成果指標	90人	34ダム概成(将来目標36ダム)	本河内ダムの再開発により、周辺環境の整備を完了予定。	埤り2ダムの事業の進捗を図る。	土木部	河川課	142		
			洪水や高潮による浸水被害を軽減するため、環境に配慮した工法を用いた河川、海岸の整備	高潮対策事業8箇所 海岸防老朽化対策事業2箇所 海岸環境整備事業1箇所を整備	活動指標	100	100	現地条件に合わせ、周辺環境に配慮した工事を行った。	高潮対策事業9箇所 海岸防老朽化対策事業3箇所を整備	高潮対策事業9箇所 海岸防老朽化対策事業2箇所を整備	土木部	港湾課	143	
			県民の安心安全を確保するため、山地災害の復旧・予防の実施	農林災害危険箇所の着手率(累計)35.5%	成果指標	100	100	災害危険箇所について、危険度の高い箇所を優先して事業を推進を行い、災害危険箇所の着手率について目標を達成することができた。	災害危険箇所について、危険度の高い箇所を優先して事業を推進する。	同構な取組で事業推進を行っていく。	農林部	森林整備室	144	
			施設のバリアフリー化と海岸へのアクセスの向上を目指した海岸整備の実施	海岸環境整備事業1箇所 ふるさと輝くみんなの水辺づくり事業2箇所を整備	活動指標	100	100	完成予定であった2箇所が予定通り完成し、アクセスの向上が図られた。	ふるさと輝くみんなの水辺づくり事業1箇所を整備	アクセスの向上を考慮した高潮対策事業1箇所を新規着手ふるさと輝くみんなの水辺づくり事業1箇所の完成	土木部	港湾課	145	
			電線類を地中化することによる美しい都市景観の形成	街路における電線地中化工事を2路線で行った。	活動指標	100	100	計画どおり実施できたため	引き続き電線地中化工事を進める。	電線地中化工事を進め、一部区間で完成させる。	土木部	都市計画課	146	
			都市の景観及び環境の保全、潤いのある生活環境、生物多様性の保全など多面的な機能を持つ都市の相続的施設である都市公園の整備	取り組みなし	-	-	-	-	-	-	-	土木部	都市計画課	147
			国道沿線において県が整備した緑地の維持管理を行うとともに、市町やNPO等が行う緑化事業に対する支援。	・花のある街かどづくり事業により緑地の維持管理を実施。 ・緑といきもの賑わい事業により市町等への補助事業を実施。	成果指標	100	100	2箇所の緑地の維持管理を実施したため。 ・1市、民間7団体の緑化事業等に補助を実施したため。	2箇所の緑地の維持管理を行う。 ・市町、民間の緑化事業等に補助を行う。	2箇所の緑地の維持管理を行う。 ・市町、民間の緑化事業等に補助を行う。	環境部	自然環境課	148	
			市町(県民)主体の景観形成への取り組みに対する計画的な支援	計画策定補助金の交付による財政的支援や計画策定に関する助言等の技術的支援	成果指標	90	90	景観計画策定には住民の合意形成など必要で、策定までに3~4年かかるのが実定に際して新たに景観行政団体へ移行した市町が多い状況であり、H23年度目標は未達成となった。	計画策定補助金の交付による財政的支援や計画策定に関する助言等の技術的支援を引き続き行う。また、景観計画策定市町を全て訪問し、景観計画策定を働きかける。	計画策定補助金の交付による財政的支援や計画策定に関する助言等の技術的支援を引き続き行うことにより計画策定を促進し、目標の達成に向け取り組む。	土木部	都市計画課	149	
			指定したごみの分け捨て等防止重点地区、喫煙禁止地区及び自動販売機設置届出地区の環境保全の実施	・県が指定した26地区で巡回指導を実施。巡回指導回数:976回、被指導者数:23人(全て喫煙)、通料処分なし ・地区指定前と比較した散乱ごみの割合は20%(最終目標はH27年度:10%)と前年度と比較し23%の減となっている。	成果指標	100	100	県指定の26地区の巡回指導を行った結果、散乱ごみは確実に減っている。	引き続き、各保健所並びに未環境推進課で巡回指導を実施し、指定地区の環境保全を図っている。	引き続き、各保健所並びに未環境推進課で巡回指導を実施し、指定地区の環境保全を図っていく。	環境部	未来環境推進課	150	
			屋外広告物法に基づき適正な規制・誘導、啓発の実施	違反広告物の除却、屋外広告物の指導、屋外広告物の登録、講習会の実施	活動指標	100	100	計画どおり実施できたため。	違反広告物の除却、屋外広告物の指導、屋外広告物の登録、講習会(講習会実施は10月18日に開催済み、その他については随時実施中)	違反広告物の除却、屋外広告物の登録、講習会の実施	土木部	都市計画課	151	

基本目標	大項目	中項目	施策内容	H23年度の取組内容(実績)	評価指標	H23年度評価	H23年度評価の理由(施策が運んでいない理由も併せて記載)	H24年度の取組内容(年間計画及び上半期実績)	H25年度の取組内容(予定)	再掲	担当部	担当課	No.
人と自然とが共生する快適な環境づくり	快適な生活環境と歴史的環境の保全と創造	① 快適な生活環境の創造と美しいふるさとづくりの推進	未来環境条例の規定するサーチャージ等の使用の監視・指導	H23年度の取組内容(実績) 人工光の不適切使用若しくは運用又は配慮に欠けた使用若しくは運用を行ったこと、又は人工光の漏れ光によって、動植物への悪影響又は人間の諸活動への悪影響が生じた場合等における苦情対応。	評価指標 活動指標	100	光害に関する苦情等の発生が減少した場合は対応することとして、H23年度において光害に関する苦情等は発生しなかった。	H24年度の取組内容 人工光の不適切使用若しくは運用又は配慮に欠けた使用若しくは運用を行ったこと、又は人工光の漏れ光によって、動植物への悪影響又は人間の諸活動への悪影響が生じた場合等における苦情対応。	H25年度の取組内容 引き続き、苦情対応を実施。		環境部	環境政策課(監視)	152
			県管理の公共施設(河川、海岸、港湾等)においてポランテアによる清掃美化活動を行っている団体に対する支援	H23年度の取組内容(実績) 県管理の公共施設(河川、海岸、港湾等)において延べ48,018人の方がポランテアによる清掃美化活動を行った。	評価指標 成果指標	100	平成23年度の目標参加人数を達成したため。	H24年度の取組内容 県管理の公共施設(河川、海岸、港湾等)において延べ51,000人の方がポランテアによる清掃美化活動を行った。	H25年度の取組内容 引き続きポランテアによる清掃美化活動を行っている団体に対する支援を行う。		土木部	土木部	河川課
人と自然とが共生する快適な環境づくり	快適な生活環境と歴史的環境の保全と創造	② 歴史的環境の保全と創造	森林に対する理解を深め、県民参加による森林づくりを推進するため、森林ポランテア等が実施する森林づくり活動等への支援	H23年度の取組内容(実績) 森林ポランテア団体に対する意見交換会、技術研修会の実施、また、県民参加の森林づくり活動発表会を開催した。	評価指標 成果指標	90	森林ポランテア活動参加人数の目標値(4200名)に対する達成率は90%であった。	H24年度の取組内容 森林ポランテア団体に対する意見交換会、技術研修会、県民参加の森林づくり活動発表会を開催予定。	H25年度の取組内容 森林ポランテア団体に対する意見交換会、技術研修会、県民参加の森林づくり活動発表会を開催予定。		農林部	林政課	154
			地域の人々の愛護活動や親水活動を支援するため、水辺環境の整備の実施	H23年度の取組内容(実績) 施設整備の進捗により、水辺環境の整備が進められた。	評価指標 成果指標	100	目標を上回ることでできた。	H24年度の取組内容 地域住民等の意見を反映した水辺の整備を実施する。	H25年度の取組内容 新たな事業化について、検討を行う。		土木部	土木部	河川課
人と自然とが共生する快適な環境づくり	快適な生活環境と歴史的環境の保全と創造	② 歴史的環境の保全と創造	都市・漁村の交流促進、ブルース・ソウ・リズムを推進	H23年度の取組内容(実績) 難島漁業再生支援交付金など諸制度を活用して、各地域が主体的に取り組む地域水産物の販売、食の体験、漁業体験等の取組を支援した。	評価指標 成果指標	-	難島漁業再生支援交付金など諸制度を活用して、各地域が主体的に取り組む地域水産物の販売、食の体験、漁業体験等の取組を支援している。	H24年度の取組内容 H24と同様に実施	H25年度の取組内容 H24と同様に実施		水産部	漁政課	156
			市町(県民)主体の景観形成への取り組みに対する計画的な支援	H23年度の取組内容(実績) 計画策定補助金の交付による財政的支援や計画策定に関する助言等の技術的支援	評価指標 成果指標	90	景観計画策定には住民の合意形成なども必要で、策定までに3~4年かかるのが全国的な傾向である。H22年度以降に新たに景観行政団体へ移行した市町が多いため、H23年度目標は未達成となった。	H24年度の取組内容 計画策定補助金の交付による財政的支援や計画策定に関する助言等の技術的支援を引き続き行う。また、景観計画未策定市町を全て訪問し、景観計画策定を働きかける。	H25年度の取組内容 計画策定補助金の交付による財政的支援や計画策定に関する助言等の技術的支援を引き続き行うことにより計画策定を促進し、目標の達成に向け取り組む。		土木部	土木部	都市計画課
人と自然とが共生する快適な環境づくり	快適な生活環境と歴史的環境の保全と創造	② 歴史的環境の保全と創造	所有者等が行う指定文化財の保存修理等に要する経費に ついて39件の補助を行った。	H23年度の取組内容(実績) 所有者等が行う指定文化財の保存修理等に要する経費について39件の補助を行った。	評価指標 活動指標	100	文化財所有者等が行う保存修理等に必要で、必要な指導助言や補助を行った。	H24年度の取組内容 文化財所有者等が行う保存修理等に必要で、必要な指導助言や補助を行っている。	H25年度の取組内容 文化財所有者等が行う保存修理等に必要で、必要な指導助言や補助を行う予定。		教育庁	学芸文化課	158
			県民が文化財を守り、継承していく気運を醸成するため、地域の文化財に親しむ機会を提供する「長崎県の文化財公開月間」等の事業の実施	H23年度の取組内容(実績) 文化庁の定める「文化財保護強調週間」に合わせ、11月に県内で開催される文化財公開月のイベントを小冊子やホームページを通じて紹介した。	評価指標 活動指標	100	計画通り事業を実施し、地域の文化財に親しむ機会を提供した。	H24年度の取組内容 県内で開催される文化財公開月のイベントを小冊子やホームページを通じて紹介。	H25年度の取組内容 県内で開催される文化財公開月のイベントを小冊子やホームページを通じて紹介。		教育庁	教育庁	学芸文化課

基本目標	大項目	中項目	施策内容	H23年度の取組内容(実績)	評価指標	H23年度評価	H23年度評価の理由(施策が運んでいない理由も併せて記載)	H24年度の取組内容(年間計画及び上半期実績)	H25年度の取組内容(予定)	再掲	担当部	担当課	No.
県民・事業者・行政のパートナーシップによる環境づくり	環境教育・環境学習等の推進	① 学校等における環境教育・環境学習等の推進	長崎県教育センターで環境教育関係の研修講座の実施	9月15～16日に「自然に親しむ環境教育入門研修講座」を実施。小・中・高校及び特別支援学校から計14名参加。	活動指標	100	計画通り実施できた。	8月6～7日に「すぐに使える！環境教育入門 研修講座」を実施。小・中・高校及び特別支援学校から計20名参加。	8月に環境教育に関する講座を実施する。	教育庁	教育庁	義務教育課 高校教育課 特別支援教育室	160
			地域清掃活動、省エネ、省資源活動、リサイクル活動等の体験的な環境教育の推進	【総合的な学習の時間】「特別活動」等で体験的な環境教育を実施した。	活動指標	100	計画通り実施できた。	【総合的な学習の時間】「特別活動」等で体験的な環境教育を実施している。	【総合的な学習の時間】「特別活動」等で体験的な環境教育を実施する。	教育庁	教育庁	義務教育課 高校教育課 特別支援教育室	161
県民・事業者・行政のパートナーシップによる環境づくり	環境教育・環境学習等の推進	① 学校等における環境教育・環境学習等の推進	子どもから大人まで幅広い世代を対象とした環境教育を実施	・県内の小中学生を対象に地球環境保全ポスターを募集。入選作品については、表彰するとともに、長崎市、佐世保市で展示会を開催。また、最優秀、優秀作品についてはカンパニーに掲載し、応募者や関係団体へ配布。(応募数:1,519点) ・6月の環境月間に長崎市との共催により長崎市において街頭キャンペーンを実施。(H23.6.4.22団体) ・環境保全に関する学習会や自然体験活動等を行う団体等を支援する環境アドバイザーを派遣。(派遣回数:61回、参加者数:3,058人)	成果指標	100	計画どおり実施できた。	・地球環境保全ポスター募集・展示会を実施(応募数861点、長崎市、佐世保市) ・街頭キャンペーンを実施。(H24.6.9、23団体) ・環境アドバイザーの派遣	国においては平成24年10月1日に、改正環境教育法が施行されており、今後、法の改正に伴う環境教育計画の見直しを行うこととしており、新たな計画の中で、地域、学校、行政等との連携・協働を盛り込むなど、計画に沿った施策の展開を行っていく。	環境部	環境部	未来環境推進課	162
			愛鳥モデル校の活動に対する支援。	・異箱や凶器等を提供し、活動を支えた。	成果指標	100	愛鳥モデル校からの活動報告により支援が行き届いているものと推測されるため。	愛鳥モデル校から平成23年まで「愛鳥モデル校」事業を実施していたが、生物多様性の保全が課題となっている現状にあわせて、野鳥のみならず、広く生きもの全般を対象とする「生物多様性モデル校」事業を実施。	【生物多様性モデル校】事業を実施。各校からの要望により、講師派遣教材の提供。	環境部	環境部	自然環境課	163
県民・事業者・行政のパートナーシップによる環境づくり	環境教育・環境学習等の推進	環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する計画の推進	環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する計画の推進	同計画のH23年度の進捗状況については、学校、地域、事業者、行政などを対象に調査を実施。(H24.11)現在、集計中であるが、生ごみ減量化リダーや環境アドバイザーによる地域の活動も増加しており、目標は達成するものと思われる。	成果指標	100	H22年度実績は計画どおり実施できた。(H22年度実績 810千人)	H24年度においてH23年度進捗状況を調査中。	国においては平成24年10月1日に、改正環境教育法が施行されており、今後、法の改正に伴う環境教育計画の見直しを行うこととしており、新たな計画の中で、地域、学校、行政等との連携・協働を盛り込むなど、計画に沿った施策の展開を行っていく。	環境部	環境部	未来環境推進課	164
			環境教育・環境学習等の推進	環境保全に関する実践活動を行っている団体等に対する支援。環境アドバイザーの派遣(61回)	活動指標	100	計画どおり実施できた。	引き続き環境アドバイザーを派遣	主に小学校を対象に環境アドバイザーの派遣を充実する。	環境部	環境部	未来環境推進課	165

基本目標	大項目	中項目	施策内容	H23年度の取組内容(実績)	評価指標	H23年度評価	H23年度評価の理由(達成が運んでいない理由も併せて記載)	H24年度の取組内容(年間計画及び上半期実績)	H25年度の取組内容(予定)	再掲	担当部	担当課	No.
県民・事業者・行政のパートナーシップによる環境づくり	環境教育・環境学習等の推進	② 社会における環境教育・環境学習等の推進	緑化推進運動ポスターの募集や緑の少年団活動の活性化を図ります。また、植樹や育樹活動を体験する森林ボランティアのイベントの開催や活動の普及・啓蒙を図ります。	県内の小・中・高に、緑化推進運動ポスターの募集を実施し、638点の応募があった。	成果指標	90	緑化推進運動ポスターの応募総数の対前年度比(H22は670作品)	7月に、県内の小・中・高に、緑化推進運動ポスターの募集を実施し、541点の応募があった。	緑化推進運動ポスターの募集、緑の少年団活動に対する助成、森林ボランティア活動への支援。		農林部	林政課	166
			新生活運動協議会等への助成・支援	新生活運動協議会へ助成し、各生活学校や生活会議を支援することにより、マイバツグ持参運動、廃油利用の石けん作り等の積極的な取組を促進した。	活動指標	100	新生活運動協議会へ補助金を交付し、各生活学校や生活会議を支援した。	引き続き、新生活運動協議会へ助成し、各生活学校や生活会議の積極的な取組を促進する。	新生活運動協議会へ助成し、各生活学校や生活会議の積極的な取組を促進する。	県民生活部	食品安全・消費生活課	167	
			環境情報の提供や、自然解説や指導者等の人材の養成、探鳥会や自然観察会の開催。	・探鳥会2回、自然観察会1回を実施した。	活動指数	100	年間目標回数3回を達成し、アンケートによる参加者の満足度は90%以上であったため。	年間3回の探鳥会を実施予定。			環境部	自然環境課	168
			県及び市町のボランティア団体等との協働によるイベント開催やキャンペーンの実施	もったいない運動推進大会やノーマイカー運動など、年間を通じ各種イベント等を開催	活動指標	100	計画通り実施することができたため。	もったいない運動推進大会やノーマイカー運動などを実施する。	もったいない運動推進大会やノーマイカー運動などを実施する。	再掲	環境部	未来環境推進課	169
		① 県・市町の環境保全に向けた取り組みの推進	地方機関を含めた全庁的なEMSの推進	県庁EMSの運営を適正に維持し改善するため、職員研修、内部監査員の養成、内部監査、外部評価等を実施した。	活動指標	90	内部監査員の確保、地方機関への説明会回数については目標を達成したが、内部監査養成研修の受講率が目標の90%であった。	内部監査の充実を図るため、地方機関における相互内部監査方式の導入を図る。	引き続き、県庁EMSの運営を適正に維持し改善するための取組を行う。		環境部	環境政策課	170
	自主的な環境保全行動の推進		県庁エコオフィスの推進	第三次県庁エコオフィスの推進に基き県庁におけるエネルギー使用量・廃棄物量の削減、及び廃棄物資源化率・環境物品等調達率の向上に取り組んだ。	成果指標	100	H23年度における県庁全体の二酸化炭素排出量は54,276tで、H23年度目標の54,104tをほぼ達成した。(達成率99.7%)	長崎県庁節電実行計画/など、夏季・冬季の節電の取組を必要に応じ強化しながらエコオフィスの推進を行っている。	機密文書リサイクルの推進等による廃棄物資源化率の向上などの対策を強化し、エコオフィスプランを推進する。		環境部	未来環境推進課	171
			環境保全の意識の増進及び環境教育の推進に関する計画の推進	同計画のH23年度の進捗状況については、学校、地域、事業者、行政などを対象に調査を実施。(H24.11)現在、集計中であるが、生ごみ減量化リターンや環境アドバイザーによる地域での活動も増加しており、目標は達成するものと思われる。	成果指標	100	H22年度実績は計画どおり実施できた。(H22年度実績 810十人)	H24年度においてH23年度進捗状況を調査中。	国においては平成24年10月1日に、改正環境教育法が施行されており、今後、法の改正に伴う環境教育計画の見直しを行うこととしており、新たな計画の中で、地域、学校、行政等との連携・協働を盛り込むなど、計画に沿った施策の展開を行っていく。	再掲	環境部	未来環境推進課	172

基本目標	大項目	中項目	施策内容	H23年度 評価	H23年度 評価 指標	H23年度 評価 理由 (施策が運んでいない理由も併せて記載)	H24年度の取組内容 (年間計画及び上半期実績)	H25年度の取組内容 (予定)	再掲	担当部	担当課	No.
県民・事業者・行政のパートナーシップによる環境づくり	自主的な環境保全行動の推進	② 県民の環境保全に向けた取り組みの推進	<p>廃棄物の発生抑制・リサイクルの促進のため「ゴミゼロなごさき推進会議」において、「ゴミゼロなごさき実践計画」の進捗管理と、ゴミゼロ市民運動支援事業、ゴミゼロ市町支援事業等の実施</p>	90	活動指標	<p>ゴミゼロなごさき実践計画に基づき各構成団体が自主的に取り組んだ活動については、一定の成果があったが、機密文書リサイクル手法の検討やレジ袋有料化など、今後、さらに推進すべき課題もあるため。</p>	<p>ゴミゼロなごさき推進会議(年間計画及び上半期実績)</p> <p>○ゴミゼロなごさき推進会議(ながさき環境県民会議)の機動的な実践活動の促進を目的に、ゴミゼロなごさき推進会議と長崎県地球温暖化対策協議会を統合し、H24年6月1日、ながさき環境県民会議を設置。ゴミゼロなごさき推進会議の業務は、同県民会議4R部会で行き継いでいる。</p> <p>○ゴミゼロ市民運動支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空きかん回収キャンペーン等引き続き実施。 ・生ごみ減量化リーダーネットワークながさきの活動支援(生ごみ減量化やリサイクル活動支援) ・ながさきマイバックキャンペーンの実施(一斉行動参加店の募集) ・ゴミゼロ九州キャンペーンの実施(シンボルマーク、標語の募集、統一ポスターの作成・配布) ○市町支援事業 ・研修会の開催(1回) ・(新)ゴミゼロ市町支援事業の実施 <p>○事業所支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・レジ袋有料化に取り組み、地域や事業所拡大について関係団体等と協議 <p>○H23年度に引き続き、県庁内で機密文書リサイクル実証試験に取り組んでいる。</p> <p>○快適環境保全推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H23年度に引き続き、ごみの投げ捨て等防止重点地区等の巡回指導等を実施。 	<p>ながさき環境県民会議4R部会の構成団体等を中心とした廃棄物減量やリサイクルの自主的な活動の展開</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ゴミゼロ市町支援事業において、関係市町が抱える廃棄物減量等の課題に対する具体的な提言 ・レジ袋の有料化導入、地域の拡大や生ごみ減量化の推進 <p>H25年度以降の九州統一事業として、「九州 まちの修理屋さん(仮称)」を検討中。</p>	再掲	環境部	廃棄物対策課	173
			<p>県民、事業者等の自主行動計画である地球温暖化防止対策行動計画への支援</p>	100	活動指標	<p>「ゴミゼロなごさき推進会議」及び「長崎県地球温暖化対策協議会」において、県民、事業者、大学、NPO、行政等の連携を図り、自主行動計画を支援します。</p>	<p>「ゴミゼロなごさき推進会議」及び「長崎県地球温暖化対策協議会」を統合して発足した「ながさき環境県民会議」において、県民、事業者、大学、NPO、行政等の連携を図り、自主行動計画を支援します。</p>	<p>「ゴミゼロなごさき推進会議」及び「長崎県地球温暖化対策協議会」を統合して発足した「ながさき環境県民会議」において、県民、事業者、大学、NPO、行政等の連携を図り、自主行動計画を支援します。</p>	再掲	環境部	未来環境推進課	174

基本目標	大項目	中項目	施策内容	H23年度の取組内容(実績)	評価指標	H23年度評価	H23年度評価の理由(施策が運んでいない理由も併せて記載)	H24年度の取組内容(年間計画及び上半期実績)	H25年度の取組内容(予定)	再掲	担当部	担当課	No.
県民・事業者・行政のパートナーシップによる環境づくり	自主的な環境保全行動の推進	③ 事業者の環境保全に向けた取り組みの推進	「コミゼロながさき推進事業等」により、レジ袋有料化も含めた事業者の自主的取り組みを促進するための普及啓発活動の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・新上五島町レジ袋削減対策事業者説明会の開催(H23.4.28) ・新上五島町レジ袋削減対策事業者実務者協議会の開催(H23.5.30) ・レジ袋削減に関する県民意識アンケートの実施(H23.7) ・「新上五島町」におけるレジ袋削減に向けた取組に関する協定書」締結(6事業者14店舗)(H23.11.2) ・協定締結店におけるレジ袋無料配布の中止(H24.2.1) 	成果指標	100	計画どおり実施できた。	<ul style="list-style-type: none"> ・レジ袋削減事業者説明会の開催(H24.6.22) ・アンケートの実施(H24.10) ・新上五島町における事業者の拡大及び他地域への拡大に向けて関係者との協議。 ・協定締結店マイバッグ持参率約85%(H24.10) 	H23年度、H24年度に引き続きレジ袋削減に向けた取組を行う。	再掲	環境部	未来環境推進課	175
		事業者が自主的・主体的に取り組む環境管理システムの導入の促進	「エコアクション21」の地域事務局と連携し、ライオンズクラブの総会などにおいてEIMS認証の説明と働きかけを行った。	<ul style="list-style-type: none"> ・同計画のH23年度の進捗状況については、学校、地域、事業者、行政などを対象に調査を実施。(H24.11)現在、集計中であるが、生ごみ減量化リーダーや環境アドバイザーによる地域での活動も増加しており、目標は達成するものと思われる。 	成果指標	100	県内における「ISO14001」及び「エコアクション21」の新規認証登録事業者:17件/16件	<ul style="list-style-type: none"> ・県内のエコアクション21地方事務局と協議しながら、各団体等への働きかけを行い、最終目標達成を目指す。 	県内において平成24年10月1日に、改正環境教育法が施行されており、今後、法の改正に伴う環境教育計画の見直しを行うこととしており、新7年計画の中で、地域、学校、行政等との連携・協働を盛り込むなど、計画に沿った施策の展開を行っていく。	再掲	環境部	環境政策課	176
自主的な環境保全行動の推進	環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する計画の推進	環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する計画の推進	「コミゼロながさき推進事業等」の活動も増加しており、目標は達成するものと思われる。	<ul style="list-style-type: none"> ・「コミゼロながさき推進会議」及び「長崎県地球温暖化対策協議会」において、県民、事業者、大学、NPO、行政等の連携を図り、自主行動計画を支援します。 	成果指標	100	H22年度実績は計画どおり実施できた。(H22年度実績 810千人)	<ul style="list-style-type: none"> ・「コミゼロながさき推進会議」及び「長崎県地球温暖化対策協議会」を統合して「ながさき環境県民会議」において、県民、事業者、大学、NPO、行政等の連携を図り、自主行動計画を支援する。 	「コミゼロながさき推進会議」及び「長崎県地球温暖化対策協議会」を統合して「ながさき環境県民会議」において、県民、事業者、大学、NPO、行政等の連携を図り、自主行動計画を支援します。	再掲	環境部	環境政策課	177
		環境に関する情報の提供	「ながさき環境ホームページ」、「環境保健総合情報システム」を運営し、随時更新を行い、県民にわかりやすい情報提供を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・新着情報等、県民にわかりやすく、迅速に情報を伝えるためホームページは随時、更新を行った。 	活動指標	100	「コミゼロながさき推進会議」及び「長崎県地球温暖化対策協議会」を統合して、計画どおり連携を図ることできたため。	<ul style="list-style-type: none"> ・「ながさき環境ホームページ」を運営し、随時更新を行い、県民にわかりやすい情報提供を行います。 	県ホームページのリニューアルに併せ、ホームページを更新するとともに、「ながさき環境ホームページ」、「環境保健総合情報システム」を運営し、随時更新を行い、県民にわかりやすい情報提供を行う。	再掲	環境部	環境政策課	178
環境情報の強化、発信	環境情報の強化、発信	① 情報提供機会の拡大	環境に関する情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・「ながさき環境ホームページ」、「環境保健総合情報システム」を運営し、随時更新を行い、県民にわかりやすい情報提供を行います。 	活動指標	100	「コミゼロながさき推進会議」及び「長崎県地球温暖化対策協議会」を統合して、計画どおり連携を図ることできたため。	<ul style="list-style-type: none"> ・「ながさき環境ホームページ」を運営し、随時更新を行い、県民にわかりやすい情報提供を行います。 	県ホームページのリニューアルに併せ、ホームページを更新するとともに、「ながさき環境ホームページ」、「環境保健総合情報システム」を運営し、随時更新を行い、県民にわかりやすい情報提供を行う。	再掲	環境部	環境政策課	179

基本目標	大項目	中項目	施策内容	H23年度の取組内容(実績)	評価指標	H23年度評価	H23年度評価の理由(施策が運んでいない理由も併せて記載)	H24年度の取組内容(年間計画及び上半期実績)	H25年度の取組内容(予定)	再掲	担当部	担当課	No.	
県民・事業者・行政のパートナーシップによる環境づくり	環境情報の収集・発信の強化	②情報共有化の推進	各種団体の活動を支援するとともに、活動の連携を図ります。 ・長崎県地球温暖化対策協議会の活動を支援します。 ・長崎県地球温暖化防止活動推進センターとの連携を図ります。 ・長崎県地球温暖化防止活動推進員の活動を支援します。 ・長崎県地球温暖化対策ネットワーク会議、長崎県地球温暖化対策地方自治体協議会を活用し、市町協議会や市町との連携を図ります。	H23年度の取組内容(実績) 市町及び各種団体と連携し、活動等を通じ情報を共有し、取り組みを県民運動として実施する。	活動指標	100	計画通り実施することができたため。	市町及び各種団体と連携し、活動等を通じ情報を共有し、取り組みを県民運動として実施する。	市町及び各種団体と連携した、活動等の情報を共有しながら、取り組みを県民運動として実施する。	再掲	環境部	未来環境推進課	180	
			環境に関する情報の提供	H23年度の取組内容(実績) 市町及び各種団体と連携し、活動等を通じ情報を共有し、取り組みを県民運動として実施する。	活動指標	100	新着情報等、県民にわかりやすく、迅速に情報を伝えるためにホームページは随時、更新を行った。	県ホームページのリニューアルに併せ、ホームページを更新するとともに、「ながさきの環境ホームページ」、「環境保健総合情報システム」を運営し、随時更新を行い、県民にわかりやすい情報を提供を行います。	市町及び各種団体と連携し、活動等の情報を共有しながら、取り組みを県民運動として実施する。	再掲	環境部	環境政策課	181	
		②情報共有化の推進	各種団体の活動を支援するとともに、活動の連携を図ります。 ・長崎県地球温暖化対策協議会の活動を支援します。 ・長崎県地球温暖化防止活動推進センターとの連携を図ります。 ・長崎県地球温暖化防止活動推進員の活動を支援します。 ・長崎県地球温暖化対策ネットワーク会議、長崎県地球温暖化対策地方自治体協議会を活用し、市町協議会や市町との連携を図ります。	H23年度の取組内容(実績) 市町及び各種団体と連携し、活動等を通じ情報を共有し、取り組みを県民運動として実施する。	活動指標	100	計画通り実施することができたため。	市町及び各種団体と連携し、活動等を通じ情報を共有し、取り組みを県民運動として実施する。	市町及び各種団体と連携し、活動等を通じ情報を共有し、取り組みを県民運動として実施する。	市町及び各種団体と連携した、活動等の情報を共有しながら、取り組みを県民運動として実施する。	再掲	環境部	未来環境推進課	182
			科学技術に頼り環境を創出し、長崎県科学技術週間(11月26日を含む一週間)を中心に、研究機関を一般公開します。 ・科学技術に関する研究活動において顕著な成果を収めた研究者又は独創的で将来性のある研究活動を行っている研究者について、長崎県科学技術大賞として表彰します。 ・児童生徒の「理科ばなれ」傾向に対応するため、大学・高等専門学校、研究機関及び科学館等と接する機会が少ない離島地域において移動科学館を開催します。	H23年度の取組内容(実績) 市町及び各種団体と連携し、活動等を通じ情報を共有し、取り組みを県民運動として実施する。	活動指標	100	計画どおり実施できたため	11月12日(土)に一般公開を実施した。(来場者数:404名)(環境保健研究センター) ・H24.3F船舶の摩擦抵抗低減技術に関する研究」に対して科学技術大賞を授与 ・H23.11.12、13の両日対馬市で開催。284名が参加	11月10日(土)に一般公開を実施した。(来場者数:304名)(環境保健研究センター) ・H25.2F科学技術大賞表彰式開催予定 ※H20年度から、高崎市、五島市、新上五島町、対馬市と開催が一巡したことから、H23年度をもって事業終了	市町及び各種団体と連携し、活動等の情報を共有しながら、取り組みを県民運動として実施する。	市町及び各種団体と連携した、活動等の情報を共有しながら、取り組みを県民運動として実施する。	再掲	環境部	環境政策課・産業技術課

基本目標	大項目	中項目	施策内容	H23年度の取組内容(実績)	評価指標	H23年度評価	H23年度評価の理由(施策が運んでいない理由も併せて記載)	H24年度の取組内容(年間計画及び上半期実績)	H25年度の取組内容(予定)	再掲	担当部	担当課	No.
環境保全のための共通の基盤的施策	① 適正な土地利用の推進		長崎県土地利用基本計画に基づき、土地取引事後届出制における利用目的の審査及び開発行為等に関する個別規制法間の調整機能を果たしていきます。また、国土利用計画法に基づく国土利用計画・市町村計画の策定について、要請、支援を行っています。	土地取引事後届出の利用目的の審査1件を実施。市町担当委員協議において市町村計画の策定について事例説明及び要請。	成果指標	-	一定種類以上の土地を取得した者の法律に基づく届出義務及び開発行為を行う場合の要請に基づき事前協議等であり、継続しては実績の把握しきれない。	土地取引事後届出の利用目的の審査(上半期42件)及び開発行為の審査を実施。市町村計画の策定について市町担当委員協議において状況説明。	土地取引事後届出の利用目的の審査及び開発行為事前協議を実施。市町村計画の策定予定の把握等。		企画振興部	土地対策室	184
			環境と調和した農林水産業の実現に資する研究開発	戦略プロジェクト研究「環境と調和した持続可能な農業・水産業の実現」に資する研究「24年度の技術マニュアル作成」に向けて研究を実施	成果指標	-	平成24年度に技術マニュアル作成予定	戦略プロジェクト研究「環境と調和した持続可能な農業・水産業の実現」に資する研究「24年度の技術マニュアル作成」に向けて研究を実施している。	実施なし			農林部・水産部	農政課・漁政課
	② 調査研究・技術開発の推進・監視観測の充実		環境にやさしい農林業技術確立します。科学技術振興局)「農作物の養分吸収に応じた施肥法を確立し、環境保全型施肥技術を開発します。土着菌、生物防除資材を活用した防除技術を開発します。新たな省コストの低減技術の開発並びに林地生産力維持のための効率的な下層木誘導技術の開発を行います。菌根菌を活用して健全な海岸林の造成と更新の技術を開発します。乳牛への規格外ハレインシヨ給与技術の確立により、飼料質低下と資源の有効利用を図ります。食味・外観・病害虫抵抗に優れた高品質の暖地二期作用ハレインシヨの育成を行います。	H23年度に終了した研究課題「乳牛へのハレインシヨ給与技術の確立」で、ハレインシヨを含む飼料の最適な割合を明らかにし、給与した乳牛の生乳品質などに影響がないことを明らかにした。他の項目については継続して試験を実施した。	成果指標	100	計画通りに実施できたため。	環境保全型施肥技術、天敵・生物防除資材活用技術、育林コスト低減技術、菌根菌活用海岸林造成・更新技術、複合抵抗性を有するハレインシヨ新品種の育成について、継続して試験を実施している。	新たに福良湾干拓環境保全型農業定着化技術の確立に取り組み予定である。		農林部	農政課	186
			温暖化への適応技術の開発「気候温暖化に対応した柑橘(カンキツ)栽培技術を開発します。温暖化に適した薬類増産技術を開発します。温暖化に対応した落葉果樹の生育調整技術と省エネ型施設栽培を開発します。温暖化に対応した早期水稲「つや姫」の栽培技術の開発に取り組みします。	H23年度に終了した研究課題「温暖化に対応した落葉果樹の生育調整技術と省エネ型施設栽培」で、ブドウの着色を促進する技術として環状剥皮の処理方法を確認した。他の項目については継続して試験を実施した。	成果指標	100	計画通りに実施できたため。	カンキツの浮皮、日焼けなど夏季の高温時に発生する落葉果樹の生育調整技術の確立に向けた取り組みを進めている。	温暖化に対応した早期水稲「つや姫」の栽培技術の開発に取り組み。				農林部

基本目標	大項目	中項目	施策内容	H23年度の取組内容(実績)	H23年度評価指標	H23年度評価理由(達成が運んでいない理由も併せて記載)	H24年度の取組内容(年間計画及び上半期実績)	H25年度の取組内容(予定)	再掲	担当部	担当課	No.
環境保全のための共通基盤的施策	② 調査研究・観測技術の開発の推進・監		赤潮による漁業被害の防止・軽減のため赤潮被害防除技術の研究開発	H23年度による赤潮による養殖魚のへい死を防ぐため、現場調査、主要原因プランクトンの動態予測及び有効な防除方法の検討を実施	—	—	有雪赤潮による養殖魚のへい死を防ぐため、現場調査、主要原因プランクトンの動態予測及び有効な防除方法の検討を実施している。	H24と同様に実施	再掲	水産部	漁政課	188
			中小企業基盤整備機構が運営する「ながさき出島インキュベータ」施設に入居する企業の新事業創出支援を行う。	100	2件を目標として3件のプロジェクト創出を行った。	中小企業基盤整備機構が運営する「ながさき出島インキュベータ」施設に入居する企業の新事業創出支援を2件を目標に実施する。	中小企業基盤整備機構が運営する「ながさき出島インキュベータ」施設に入居する企業の新事業創出支援を2件を目標に実施する。	189				
			放射線に関するモニタリングや環境放射線に関する調査の実施	100	環境放射線等モニタリング調査(環境省)及び環境放射線標準調査(文部科学省)を適切に実施済みのため。	環境放射線等モニタリング調査(環境省)及び環境放射線標準調査(文部科学省)を受託して実施中。	環境放射線等モニタリング調査(環境省)及び環境放射線標準調査(文部科学省)を受託して実施中。	190				
			事業化等調査事業・商品化研究・開発支援事業・見本市出展支援事業の実施	100	商品化研究・開発支援事業等において公募、審査、助成を行っている支援事業を実施した。	商品化研究・開発支援事業等において公募、審査、採択を行い支援事業を実施している。	商品化研究・開発支援事業等において公募、審査、採択を行い支援事業を実施している。	191				
			研究開発・商品開発後の新たな事業化の支援	100	新たな事業化に取り組み企業を公募し、審査、助成を行い支援を実施した。	新たな事業化に取り組み企業を公募し、審査、採択を行い支援を実施している。	新たな事業化に取り組み企業を公募し、審査、採択を行い支援を行っている。	192				
			経営の革新や創業者を取り組む「中核人材確保」技術等研修「設備投資」の面から、企業の支援の実施	100	中核人材確保事業等において公募、審査、助成を行い支援を実施した。	中核人材確保事業等において公募、審査、採択を行い支援を実施している。	中核人材確保事業等において公募、審査、採択を行い支援を行っている。	193				
			「環境実践モデル都市」の選定と支援	100	西海市を2都市目の環境実践モデル都市に選定し、選定都市に対する助言等を実施した。また、各モデル都市において、具体的な事業を推進する地元企業等が参画するコンソーシアムやWGを設置し、課題解決型の技術・研究開発・事業化のための協議を行った。	各環境実践モデル都市において、引き続き事業化に向けた協議を継続している。	平成25年度からは、ナガサキ・グリーンニューディール戦略プロジェクトの構成プロジェクトとして、これまでの取組を継承させる(予算への反映としては従前事業は廃止し、新規事業として予算要求)。	194				
			太陽光発電等の再生可能エネルギーキーを利用した施設整備、省エネ型空調設備等の環境に配慮したエコスクールの推進	—	なし	設置校の選定、予算確保等の問題があり、平成23年度は実施していない。	1校設置(全9校)	引き続き設置校の選定を進めるとともに、民間資金の活用可否を検討する	195			
			長崎県環境影響評価条例、環境影響評価法及び個別法等にかかるとる開発行為の影響を審査、指導	100	●●●件の準備書を受け、審査し、▲▲件の知事意見書を提出した。	準備書を受け、環境保全措置を指導した。	長崎県環境影響評価条例、環境影響評価法及び個別法等にかかるとる開発行為について、環境に対する影響を審査し、環境保全措置を指導する。	長崎県環境影響評価条例、環境影響評価法及び個別法等にかかるとる開発行為について、環境に対する影響を審査し、環境保全措置を指導する。	196			
			環境保全協定を締結している事業所への立入調査	100	県と環境保全協定を締結している3事業場(目標値:3事業場)に立入調査を実施し、協定事項の遵守状況を確認した。	目標値を達成できた	上半期は実績無し。平成24年度中に、県と環境保全協定を締結している4事業場に立入調査を実施し、協定事項の遵守状況を確認する計画。	県と環境保全協定を締結している3事業場に立入調査を実施し、協定事項の遵守状況を確認する計画。	197			

基本目標	大項目	中項目	施策内容	H23年度の取組内容(実績)	H23年度評価	H23年度評価の理由(達成が運んでいない理由も併せて記載)	H24年度の取組内容(年間計画及び上半期実績)	H25年度の取組内容(予定)	再掲	担当部	担当課	No.
環境保全のための共通の基盤的施策	④ 環境推進配慮	事業段階別、事業種別に定められた環境配慮指針に基づいた公共工事の実施	各部署とも、平成17年に策定された「長崎県環境配慮型公共工事指針」等の指針を最大限尊重し、公共工事を実施した。	100	活動指標	各部署とも、平成17年に策定された「長崎県環境配慮型公共工事指針」等の指針を最大限尊重し、公共工事を実施した。	各部署とも、平成17年に策定された「長崎県環境配慮型公共工事指針」等の指針を最大限尊重し、公共工事を実施する。	関係部局	198			
			公害苦情の適切かつ迅速な処理	県内保健所及び振興局、市町にて住民からの苦情に対応した。(H23苦情受付件数 89件)	100	活動指標	県内保健所及び振興局、市町にて住民からの苦情に迅速に対応することができた。	県内保健所及び振興局、市町にて住民からの苦情に迅速に対応する。	環境部	199		
	⑤ 適正処理	公害紛争処理については、公害審査委員候補者による調停、あっせん等適正処理の実施	公害紛争処理については、公害審査委員候補者による調停、あっせん等適正処理の実施	100	活動指標	公害紛争処理については、公害審査委員候補者による調停、あっせん等適正処理の実施	公害紛争処理については、公害審査委員候補者による調停、あっせん等適正処理の実施	環境部	200			
			公害健康被害が生じた場合には、汚染者負担の原則に基づき、迅速な被害者の救済と健康の確保を図る	平成23年度は、公害健康被害の発生はなかった。	-	-	公害健康被害が生じた場合には、迅速な被害者の救済と健康の確保を図り、原因究明に取り組めます。	公害健康被害が生じた場合には、迅速な被害者の救済と健康の確保を図り、原因究明に取り組めます。	環境部	201		
	⑥ 環境管理システムの利用と普及の促進	地方機関を含めた全庁的なEMSを推進	地方機関を含めた全庁的なEMSを推進	90	活動指標	内部監査員の確保、地方機関への説明回数については目標の90%であった。	内部監査員の確保、地方機関への説明回数については目標の90%であった。	環境部	202			
			事業者が自主的・主体的に取り組む環境管理システムの導入の促進	「エコアクション21」の抽選事務局と連携し、ライオンズクラブの総会などにおいてEMS認証の説明と動きかけを行った。	100	成果指標	県内における「ISO14001」及び「エコアクション21」の新規認証登録事業者：17件/16件	県内のエコアクション21地方事務局と協議しながら、各団体等への働きかけを行い、最終目標達成を目指す。	環境部	203		
	⑦ 環境保全効果の立証	事業者がリサイクルに要する資金の一部を拠出する制度(予備金)の普及	事業者がリサイクルに要する資金の一部を拠出する制度(予備金)の普及	100	活動指標	計画どおり実施できたため。	計画どおり実施できたため。	産業労働部	204			
産廃税を活用した様々な環境保全への取り組みへの支援			「情報収集」・「長崎大学生活協同組合等による井物容器テポジットの継続実施」	60	活動指標	「情報収集」・「長崎大学生活協同組合等による井物容器テポジットの継続実施」の拡大にまで至らなかったため	「情報収集」・「長崎大学生活協同組合等による井物容器テポジットの継続実施」	環境部	205			
⑧ 環境保全効果の立証	産廃税を活用した様々な環境保全への取り組みへの支援	産廃税を活用した様々な環境保全への取り組みへの支援	100	活動指標	計画どおり実施できた。	計画どおり実施できた。	環境部	206				
		環境保全、農産物の安全性の健康向上及び農業従事者等への健康維持・増進を図るため、「長崎県版GAP」の推進	GAP推進協議会の開催(8月、12月)、指導者養成研修(12月)、生産団体等への導入支援研修会の開催(24回)等によってGAPを推進した。	100	成果指標	計画どおり実施できたため	GAP推進協議会の開催(8月、12月)、指導者養成研修(12月)、生産団体等への導入支援研修会の開催等によってGAPを推進する。	農林部	207			

基本目標	大項目	中項目	施策内容	H23年度の取組内容 (実績)	評価 指標	H23年度 評価	H23年度評価の理由 (施策が運んでいない理由も併せて記載)	H24年度の取組内容 (年間計画及び上半期実績)	H25年度の取組内容 (予定)	再掲	担当部	担当課	No.
③ 環境産業の育成	⑧ 規制措置の活用		工場等への立入検査の実施	工場等へ立入検査を実施し、排水を調査したところ、排水基準の遵守率は97.2%だった。なお、排水基準に違反した工場等に対しては指導を実施し、指導を行った全施設で排水基準達成を確認している。	成果指標	90	H23年度評価の理由 (施策が運んでいない理由も併せて記載) 一部の工場等による排水処理施設の不適正な維持管理のため、排水基準遵守率は高い水準ではあるが、100%には至らなかった。	平成24年度上半期の排水基準遵守率は95.1%であり、引き続き立入調査及び工場等への指導を実施する。	排水基準遵守率100%を目標として、立入調査及び工場等への指導を実施する。	再掲	環境部	環境政策課	208
			希少野生動物種保存地域、自然環境保全地域、固定公園、県立自然公園、鳥獣保護区の指定、計画変更の検討	・希少野生動物種保存地域として、1地域の指定を行った。 ・自然公園区域の境界確定作業を実施。 ・鳥獣保護区等の指定を行った。鳥獣保護事業の指針となる第11次鳥獣保護事業計画を策定した。	成果指標	100	・計画通り完了したため。 ・県内の自然の風景地の保護状況及び自然公園面積に改善無く、風景地の保護等は確保されているため。(自然公園面積74,091haを維持) ・鳥獣保護区等の指定や事業計画策定について、利害関係人や関係機関との協議により適切に行っていたため。	・希少野生動物種保存地域の指定を目指す。 ・自然公園区域の境界確定作業や自然環境の変化が生じている地区等の情報の収集蓄積等を実施。 ・第11次鳥獣保護事業計画に沿って、鳥獣保護区等の指定を行った。	・長崎県希少野生動物種の保護に関する基本方針に基づき実施予定。 ・自然公園区域の境界確定作業や自然環境の変化が生じている地区等の情報の蓄積等を行う。 ・第11次鳥獣保護事業計画に沿って、鳥獣保護区等の指定作業を行うとともに、計画変更が必要な場合は検討する。	再掲	環境部	自然環境課	209

第4章 数値目標達成状況一覧

基本目標	大項目	中項目	数値目標項目	基準年	基準年の値	H23年度目標値	H23年度実績値	H23年度達成率	達成年次	達成目標値	担当部局	担当課	No.	
I. 地球環境保全をめざす社会の実現	1 地球温暖化対策の推進	①温室効果ガスの排出抑制	温室効果ガス排出量	H2年度	-	※	※	-	H27年度	「地球温暖化対策実行計画」における目標	環境部	未来環境推進課	1	
			こみ発電量	H20年度	6,657万kWh	7,245万kWh	※	※	H27年度	6,987万kWh	環境部	廃棄物対策課	2	
			低炭素化・グリーン化に関する技術開発件数	H21年度	-	-	-	-	-	H26年度	2件	産業技術課・環境部	産業技術課・環境課	3
			長崎県EV・PHVタウン構想に基づく電気自動車導入台数	-	-	250台	361台	144%	-	H25年度	500台	産業労働部	EVプロジェクト推進室	4
			県立学校の太陽光発電システム導入校数	H21年度	8校	-	-	-	-	H27年度	20校	教育庁	教育環境整備課	5
			環境管理システムの新規認証登録件数（累計）	H21年度	3件	16件	17件	106%	-	H27年度	80件 (平成23～27年度)	環境部・産業労働部	環境政策課・カーキョーリテクノロジー推進室	6
			エコドライブ講習会参加者数	H21年度	15人	554人	814人	146%	-	H24年度	1,440人	環境部	未来環境推進課	7
			交通の分散化、ボトルネックの解消等による道路交通の二酸化炭素排出削減量	H21年度	-	-	-	-	-	H30年度	1,305t-CO2/年	土木部	都市計画課	8
			環境実践モデル都市成果事例集	H21年度	-	-	-	-	-	H26年度	3事例集	産業労働部	ナカサキ・グリーン推進室	9
			間伐面積	H20年度	2,956ha	14,300ha	13,849ha	94%	-	H24年度	18,500ha (平成20～24年度累計)	農林部	森林整備室	10
II. 環境への負荷の削減と循環型社会づくり	2 広域的な環境汚染対策の推進	②地球温暖化への適応策	森林バイオマスエネルギー利用施設	H21年度	2施設	4施設	4施設	100%	H27年度	5施設	農林部	林政課	11	
			病害虫予察情報提供率	H21年度	100%	100%	100%	100%	H27年度	100%	農林部	農業経営課	12	
			②オゾン層の保護対策の推進	-	-	50件/年	66件/年	132%	-	-	50件/年	環境部	未来環境推進課	13
			③酸性雨対策の推進	-	-	4.0以上	4.0以上	100%	-	-	4.0以上	環境部	環境政策課	14
			④漂着ごみ・漂流物対策の推進	H21年度	3回/年	6回	8回	133%	-	H27年度	6回以上 (毎年度)	環境部	廃棄物対策課	15
			⑤環境保全のための国際的協力の推進	-	-	2回/年	2回/年	100%	-	-	2回/年	環境部	未来環境推進課	16
			①廃棄物の発生・排出抑制	H20年度	965g	916g	※	※	※	H27年度	850g	環境部	廃棄物対策課	17
			産業廃棄物排出量	H20年度	450.1万t	※	※	※	-	H27年度	450.1万t	環境部	廃棄物対策課	18
			一般廃棄物再資源化率	H20年度	15.8%	19.9%	※	※	-	H27年度	25%	環境部	廃棄物対策課	19
			産業廃棄物再資源化率（5年毎調査）	H20年度	55%	※	※	※	-	H27年度	62%	環境部	廃棄物対策課	20
産業廃棄物再資源化率のうち多量排出事業者再資源化率（産業廃棄物）（毎年調査）	H20年度	42%	52%	49.1%	94%	-	H27年度	62%	環境部	廃棄物対策課	21			

基本目標	大項目	中項目	数値目標項目	基準年	基準年の値	H23年度目標値	H23年度実績値	H23年度達成率	達成年次	達成目標値	担当部局	担当課	No.	
II 環境への負荷の削減と循環型社会づくり	1 廃棄物対策の推進	③廃棄物の適正処理の推進	ごみ焼却施設数	H21年度	24施設	22施設	22施設	100%	H27年度	20施設	環境部	廃棄物対策課	22	
			産業廃棄物処理業者の基準適合率(立入検査回数に対する指導不要の業者数の割合)	H21年度	93%	94%	95%	101%	H27年度	95%	環境部	廃棄物対策課	23	
	2 大気環境の保全	①大気汚染防止対策の推進	排出事業者研修参加者数	H21年度	130人	260人	289人	111%	H27年度	260人	環境部	廃棄物対策課	24	
			ばい煙発生施設に係る排出基準遵守率(ばい煙発生施設から排出される硫酸酸化物などのばい煙濃度の排出基準適合施設割合)	H21年度	100%	100%	100%	100%	H27年度	100%	環境部	環境政策課	25	
	3 水環境の保全	①海域・河川・湖沼等の水質保全対策の推進	大気に係る環境基準達成率(県内11測定局での常時監視した結果の5物質平均の環境基準達成率)	H21年度	66%	80%	55%	68%	H27年度	80%	環境部	環境政策課	26	
			民間建築物の取付けアスベスト等の除去等件数	H21年度	40件	71件	50件	32%	H26年度	165件	土木部	建築課	27	
	3 水環境の保全	②自動車排出ガス抑制対策の推進	自動車排出ガス測定局における二酸化窒素の環境基準達成率	H21年度	100%	100%	100%	100%	H27年度	100%	環境部	環境政策課	28	
			交通の分散化、ポトルネックの解消等による道路交通の二酸化炭素排出削減量(再掲)	H21年度	-	-	-	-	H30年度	1,305t-CO2/年	土木部	都市計画課	29	
	3 水環境の保全	①海域・河川・湖沼等の水質保全対策の推進	河川COD評価による環境基準達成率(河川水質調査水域に対する環境基準達成水域の割合)	H21年度	100%	100%	100%	100%	H27年度	100%	環境部	環境政策課	30	
			海浜COD評価による環境基準達成率(海浜水質調査地点数に対する環境基準達成地点の割合)	H21年度	76%	80%	88%	110%	H27年度	80%	環境部	環境政策課	31	
	3 水環境の保全	②生活排水対策の推進	海域における全窒素及び全磷の環境基準達成率	H21年度	73%	75%	73%	97%	H27年度	75%	環境部	環境政策課	32	
			汚水処理人口普及率	H21年度	73.6%	75.8%	75.2%	99%	H27年度	80.0%	環境部	水環境対策課	33	
	3 水環境の保全	③工場・事業場等排水対策の推進	特定施設からの排水基準遵守率(水質汚濁防止法に基づく特定施設への立入検査時における、施設からの排水の排水基準遵守率)	H21年度	98%	100%	98%	97.8%	H27年度	100%	環境部	環境政策課	34	
			指定施設からの排水基準遵守率(長崎県未来につなげる環境を守り育てる条例)に基づく指定施設への立入検査時における、施設からの排水の排水基準遵守率)	H21年度	100%	100%	100%	100%	H27年度	100%	環境部	環境政策課	35	
	4 土壌・地盤環境の保全	①土壌環境の保全	有害物質使用特定事業の排水基準遵守率(重金属等の有害物質を使用している特定事業場について、排水検査を実施した結果、排水基準に適合した事業場の割合)	H21年度	100%	100%	100%	100%	H27年度	100%	環境部	環境政策課	36	
			騒音に係る類型指定地域内の環境基準達成率(環境騒音)	H21年度	84.6%	85.0%	85.6%	101%	H27年度	85.0%	環境部	環境政策課	37	
	5 騒音・振動・悪臭対策の推進	①騒音・振動・悪臭対策の推進	騒音に係る類型指定地域内の環境基準達成率(自動車騒音)	H21年度	89.2%	90.0%	93.8%	104%	H27年度	90.0%	環境部	環境政策課	38	
			ダイオキシン類に係る環境基準達成率	H21年度	100%	100%	100%	100%	H27年度	100%	環境部	環境政策課	39	
	6 化学物質の削減と環境の保全	③ダイオキシン類削減対策の推進	施設に係るダイオキシン類の排出基準遵守率	H21年度	87.5%	100%	93%	94%	H27年度	100%	環境部	環境政策課	40	
			自主測定及び報告の遵守率	H21年度	97.2%	100%	100%	100%	H27年度	100%	環境部	環境政策課	41	
				市町村が設置する一般廃棄物処理施設のダイオキシン類排出量	H21年度	0.36g-TEQ/年	0.51g-TEQ/年	0.39g-TEQ/年	131%	H27年度	0.30g-TEQ/年以下	環境部	廃棄物対策課	42

基本目標	大項目	中項目	数値目標項目	基準年の値	H23年度目標値	H23年度実績値	H23年度達成率	達成年次	達成目標値	担当部局	担当課	No.	
Ⅲ 人と自然とが共生する快適な環境づくり	1. 生物多様性の保全	①自然環境の監視・調査研究の推進	自然公園等巡視回数（職員による巡視回数）	—	216回	276回	128%	H27年度	216回	環境部	自然環境課	43	
		②野生動植物の保護・生態系の保全と再生	希少野生動植物種保存地域の指定地域数 緑といきもの賑わい事業（生物多様性保全）実施箇所数 保安林面積	H21年度 4カ所 48,134ha 1地域	4地域 12カ所 48,830ha 1地域	4地域 13カ所 48,984ha 1地域	100% 112% 100% 100%	H27年度 H27年度 H27年度 H27年度	8地域 22カ所 49,500ha 4地域	環境部 環境部 環境部 農林部	自然環境課 自然環境課 自然環境課 林政課	44 45 46 47	
Ⅳ 市民・事業者・行政のパートナーシップによる環境づくり	2. 自然とのつながりの回復	①自然とのふれあいの場の保全・整備	自然公園利用者数	1,320万人	1,330万人	1,279万人	96%	H27年	1,370万人	環境部	自然環境課	48	
		②自然とのふれあいの機会の提供	自然歩道の延長	235.4km	435.4km	465.4km	115%	H27年度	465.4km	環境部	環境部	自然環境課	49
Ⅴ 環境保全のための共通的政策	3. 快適な生活環境と歴史的環境の保全と創造	③社会経済活動における適切な活用	県民の森林利用者の満足度割合	—	80%	83%	104%	H27年度	0.8	農林部	林政課	50	
		④快適な生活環境の創造と美しさをとつくりの推進	農林漁業体験民泊の開催軒数	H21年度 410軒	510軒	636軒	125%	H27年度	628軒	農林部	農政課	51	
Ⅵ 環境教育・環境学習等の推進	1. 環境教育・環境学習等の推進	①快調な生活環境の創造と美しさをとつくりの推進	水辺での活動に参加した人数	3,000人	6,400人	7,132人	111%	H24年度	7,400人	土木部	河川課	52	
		②自然とのふれあいの機会の提供	海砂採取の年間限度量	H22年度 300万m3	300万m3	257万m3	116%	H25年度	270万m3	土木部	監理課	53	
Ⅶ 環境保全の効果的な実施	2. 自主的な環境保全行動の推進	③社会経済活動における適切な活用	環境保全活動取り組み集落数	H22年度 112集落	112集落	117集落	104%	H27年度	112集落	水産部	漁政課	54	
		④快適な生活環境の創造と美しさをとつくりの推進	資源保全活動取り組み集落数	H21年度 1,038集落	1,040集落	1,092集落	105%	H27年度	1,060集落	農林部	農政課	55	
Ⅷ 環境教育・環境学習等の推進	3. 快調な生活環境と歴史的環境の保全と創造	⑤環境教育・環境学習等の推進	景観計画を策定した市町数	H21年度 4市町	9市町	8市町	89%	H27年度	14市町	土木部	都市計画課	56	
		⑥環境教育・環境学習等の推進	「こみのぼり」啓発（事前正重点地区）の取組みの割合（地区指定前と比較した取組みの割合）	H21年度 32%	—	20%	—	H27年度	10%	環境部	環境部	未来環境推進課	57
Ⅸ 環境教育・環境学習等の推進	4. 環境教育・環境学習等の推進	⑦環境教育・環境学習等の推進	身近な環境活動に取り組んでいる人の割合	H22年度 70%	71%	68%	95%	H27年度	75%	環境部	環境部	未来環境推進課	58
		⑧環境教育・環境学習等の推進	環境学習への参加者数	H20年度 71.2万人	73.1万人	※	—	H27年度	75.0万人	環境部	環境部	未来環境推進課	59
Ⅹ 環境教育・環境学習等の推進	5. 環境教育・環境学習等の推進	⑨環境教育・環境学習等の推進	環境アドバイザーの派遣数と参加者数	H21年度 52回、3,408人	60回2,900人	61回3,058人	103%	H27年度	60回、3,600人	環境部	環境部	未来環境推進課	60
		⑩環境教育・環境学習等の推進	生ごみ減量化リダーの活動回数	H21年度 795回	830回	912回	109%	H27年度	900回	環境部	環境部	未来環境推進課	61
Ⅺ 環境教育・環境学習等の推進	6. 環境教育・環境学習等の推進	⑪環境教育・環境学習等の推進	環境管理システムの新規認証登録件数（累計）（再掲）	H21年度 3件	16件	17件	106%	H27年度	80件 (平成23~27年度)	環境部・産業労働部	環境政策課・加工リサイクル推進室	62	
		⑫環境教育・環境学習等の推進	環境管理システムの新規認証登録件数（累計）（再掲）	H21年度 3件	16件	17件	106%	H27年度	80件 (平成23~27年度)	環境部・産業労働部	環境政策課・加工リサイクル推進室	63	
Ⅻ 環境教育・環境学習等の推進	7. 環境教育・環境学習等の推進	⑬環境教育・環境学習等の推進	農業生産工程管理（GAP）取り組み件数	H21年度 59件	76件	90件	118%	H27年度	100件	農林部	農業経営課	64	

第5章 数値目標の進捗状況個表

基本目標Ⅰ 地球環境保全をめざす社会の実現

指標	1	計画策定時の値 (H2年度)	H23年度		達成率	H24年度	H25年度	H26年度	最終目標値 (H27年度)
			目標値	実績値		目標値	目標値	目標値	
	温室効果ガス排出量	—	※	※	—	※	※	※	「地球温暖化対策実行計画」における目標
指標の説明		目標値の設定理由と達成後の姿							
		県内の温室効果ガス総排出量(各温室効果ガスの排出量に地球温暖化係数を乗じ、それらを合算したもの) 「長崎県地球温暖化対策実行計画」における目標値							
分析・検証		【平成23年度の達成状況とその要因分析】 ●平成23年度目標の達成状況： <input type="checkbox"/> 達成 <input type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 未達成 ※最終年度及び各年度目標値については、地球温暖化対策実行計画の策定作業中のため設定していない。 ※平成23年度排出量の推計に必要な統計データは、平成26年3月ごろ把握予定。 東日本大震災と東京電力福島第1原発事故に伴い、現在、国では、エネルギー基本計画の見直しを行っている。2009年(平成21年)に国が示した削減目標(1990年比、2020年までに25%)についても前記の状況を踏まえ、見直される可能性があり、今後の動向を注視の上、目標設定の作業を進めていく。 【今後に向けた対策・方向性】 国から9月に示された「革新的エネルギー・環境戦略」等を踏まえ、実行計画の策定作業を進める。 【H25予算への反映状況(予定)】 <input type="checkbox"/> 拡充予定 <input checked="" type="checkbox"/> 現状維持 <input type="checkbox"/> 縮小予定 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> その他()							
		未来環境推進課							

指標	2	計画策定時の値 (H20年度)	H23年度		達成率	H24年度	H25年度	H26年度	最終目標値 (H27年度)
			目標値	実績値		目標値	目標値	目標値	
	ごみ発電量	6,657万kWh	7,245万kWh	※	※	7,071万kWh	7,059万kWh	7,046万kWh	6,987万kWh
指標の説明		目標値の設定理由と達成後の姿							
		長崎県内の市町が家庭等から排出されるごみを焼却処理する過程で得られる発電量です。 ごみ焼却施設では、ごみを燃やして発生する余熱を利用してごみ発電を行うことができます。 ごみの焼却に伴って発生する余熱の回収・再利用を促進するための目標として設定しました。この目標が達成されることにより、余熱利用の推進が図られ地球温暖化防止に役立つとともに、資源循環型社会への転換が進むことになります。							
分析・検証		【平成23年度の達成状況とその要因分析】 ●平成23年度目標の達成状況： <input type="checkbox"/> 達成 <input type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 未達成 ※平成23年度の実績値は、平成25年3月に把握できる予定。 現在、県内市町の5施設において余熱利用発電設備が設けられている。 なお、平成22年度のごみ発電量は7,256万kWhと基準年の平成20年度よりも増加傾向にある。焼却トラブル等による稼働停止もなく、順調に稼働している。 【今後に向けた対策・方向性】 循環型社会の構築や低炭素社会の実現に向け、ごみの有効利用を図るため、国の交付金制度を活用し、発電施設の導入を推進していく。 【H25予算への反映状況(予定)】 <input type="checkbox"/> 拡充予定 <input checked="" type="checkbox"/> 現状維持 <input type="checkbox"/> 縮小予定 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> その他()							
		廃棄物対策課							

指標	3	計画策定時の値	H23年度		達成率	H24年度	H25年度	H26年度	最終目標値 (H26年度)
			(H21年度)	目標値		実績値	目標値	目標値	
低炭素化・グリーン化に関する技術開発件数	数値	-	-	-	-	-	-	2件	2件
指標の説明	<p>県内産業への再生可能エネルギー利用技術や省エネ技術の開発件数。</p> <p>県内産業への再生可能エネルギー利用技術や省エネ技術の開発により、産業振興と低炭素化を図る。</p>								
分析・検証	<p>【平成23年度の達成状況とその要因分析】</p> <p>●平成23年度目標の達成状況： <input type="checkbox"/> 達成 <input type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 未達成</p> <p>・再生可能(自然)エネルギーを活用した環境負荷の低い省エネ養殖の研究開発 フィージビリティ研究(本格的な研究に入る前の予備研究)として、電力に代わる自然エネルギーとして、地下水を利用して水温を調節する陸上養殖が実施できる適地を推定するために、地熱をもった地下水を探索したボーリング資料を収集して適地評価を実施した。</p> <p>・大学等の知見を活用した陶磁器製造における省エネ評価技術の確立 大学のアドバイスにより、LCAの計算ソフトを開発・普及している産業環境管理協会から、LCA評価技術を導入した。 具体的内容：LCAソフトウェア「MILCA(みるか)」の導入および、操作方法の習熟 カーボンフットプリントに関するセミナーの開催 ※LCA：ライフサイクルアセスメント(Life Cycle Assessment：LCA)とは、製品のライフサイクルにおける投入資源・環境負荷及びそれらによる地球や生態系への環境影響を定量的に評価する手法</p> <p>【今後に向けた対策・方向性】</p> <p>・再生可能(自然)エネルギーを活用した環境負荷の低い省エネ養殖の研究開発 陸上養殖振興プロジェクト事業の一環として、水温調節にかかるランニングコストを削減するための地中熱等の自然エネルギーを利用した低コスト陸上養殖システムの技術開発に取り組んでいる。</p> <p>・大学等の知見を活用した陶磁器製造における省エネ評価技術の確立 経常研究「低炭素社会対応型陶磁器素材の開発(H24～26年度)」のなかで、LCAの算出スキームの確立に取り組んでいる。今後は、特定の陶磁器製品に対して「カーボンフットプリント」を表示して、一般消費者の環境対応商品の購入動機付けに関するアンケートを実施する。</p> <p>【H25予算への反映状況(予定)】</p> <p><input type="checkbox"/> 拡充予定 <input checked="" type="checkbox"/> 現状維持 <input type="checkbox"/> 縮小予定 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> その他()</p>								

産業技術課・漁政課

指標	4	計画策定時の値	H23年度		達成率	H24年度	H25年度	H26年度	最終目標値 (H25年度)
			目標値	実績値		目標値	目標値	目標値	
EV(電気自動車)及びPHV(プラグインハイブリッド自動車)の導入台数	数値	-	250台	361台	144%	350台	500台	-	500台
指標の説明	<p>県内のEV等導入台数です。</p> <p>長崎県EV・PHVタウン構想の目標である500台をH25年度目標としています。この目標が達成されると、県内の電気自動車が、平成21年3月末時点の5台の100倍となり、県内のCO2削減に電気自動車が大きく寄与します。</p>								
分析・検証	<p>【平成23年度の達成状況とその要因分析】</p> <p>●平成23年度目標の達成状況： <input checked="" type="checkbox"/> 達成 <input type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 未達成</p> <p>当該事業は、電気自動車(EV)、プラグインハイブリッド自動車(PHV)の普及のためのモデル事業の実施地域として選定された「長崎県EV・PHVタウン」構想を推進するため、電気自動車の導入や充電インフラの整備を促進する市町や民間企業等に対する全国有数の補助制度を導入し、EV等の普及による低炭素社会の実現、EV等と地域資源を活用した地域活性化を図ることを目的とした事業である。</p> <p>①県内の市町及び民間事業者等がEVを導入し、EVの普及に資する活動を実施する場合、その導入に係る経費の一部を助成し、導入支援を行った。(平成21年度 12台 平成22年度 12台 平成23年度 12台)</p> <p>②県内の市町及び民間事業者等が急速充電器を導入し、一般開放を行い、EVの普及に資する活動を実施する場合、その導入に係る経費の一部を助成し、導入支援を行った。(平成22年度 2基)</p> <p>③EV・PHVの普及促進を図るためのアンケート調査を実施し、その結果等を取りまとめた普及啓発用パンフレットを作成した。(平成22年度 パンフレット作成 15,000部)</p> <p>その結果、長崎市が公用車として導入し、様々なイベント時にEVを活用するなど普及啓発促進に取り組むとともに、タクシー会社による導入や、自動車整備事業所がEV普及を見越した整備技術習得のために導入するなど、民間事業者も今後のEV普及促進につながる活動を展開し、EVの導入台数の増加につなげることができた。</p> <p>【今後に向けた対策・方向性】</p> <p>「長崎県EV・PHVタウン」構想において設定した、平成25年度の県内のEV等導入台数500台を達成するため、また、県内の適正な充電設備の配置を策定し、充電設備の設置を促進するため、EVおよび急速充電器の導入支援としては、平成24年度より「長崎県EV・ITS普及促進事業」として整理する。</p> <p>【H25予算への反映状況(予定)】</p> <p><input type="checkbox"/> 拡充予定 <input checked="" type="checkbox"/> 現状維持 <input type="checkbox"/> 縮小予定 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> その他()</p>								

EVプロジェクト推進室

指標	5	計画策定時の値 (H21年度)	H23年度		達成率	H24年度	H25年度	H26年度	最終目標値 (H27年度)
			目標値	実績値		目標値	目標値	目標値	
県立学校の太陽光発電システム導入校数	数値	8校	-	-	-	9校	-	-	20校
指標の説明	目標値の設定理由と達成後の姿								
各市町ごとに県立学校1校(市町モデルとして設置)	この目標が達成されると、温室効果ガスの排出を抑制することができ、地球環境保全の一助となります。								
分析・検証	<p>【平成23年度の達成状況とその要因分析】</p> <p>●平成23年度目標の達成状況： <input type="checkbox"/> 達成 <input type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 未達成</p> <p>設置校の選定、予算確保等の問題があり、平成23年度は目標値の設定をおこなっていません。</p> <p>【今後に向けた対策・方向性】</p> <p>学校施設についても、環境への負荷の低減に対応した施設づくりが求められており、太陽光発電設備の整備推進を図る必要がありますが、依然として導入コストが高いという問題点があり、技術革新に伴うコストの低減が求められています。現在、民間資金の活用を検討しているところです。</p> <p>また、設置校の選定に当たっては、建物の構造上の確認や現地調査が必要であり、建物の強度や屋上の形状、面積等を考慮し、今後選定していくこととなります。</p> <p>【H25予算への反映状況(予定)】</p> <p><input type="checkbox"/> 拡充予定 <input type="checkbox"/> 現状維持 <input type="checkbox"/> 縮小予定 <input type="checkbox"/> 廃止 <input checked="" type="checkbox"/> その他(民間事業活用を検討中)</p> <p style="text-align: right;">教育環境整備課</p>								

指標	6	計画策定時の値 (H21年度)	H23年度		達成率	H24年度	H25年度	H26年度	最終目標値 (H27年度)
			目標値	実績値		目標値	目標値	目標値	
環境管理システムの新規認証登録件数(累計)	数値	3件	16件	17件	106%	32件	48件	64件	80件 (平成23～27年度)
指標の説明	目標値の設定理由と達成後の姿								
環境管理システムを導入した県内企業数									
分析・検証	<p>【平成23年度の達成状況とその要因分析】</p> <p>●平成23年度目標の達成状況： <input checked="" type="checkbox"/> 達成 <input type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 未達成</p> <p>主な環境マネジメントシステム(EMS)のうち、「ISO14001」の認証登録については全国及び県内においても減少傾向であるが、環境省が策定したガイドラインに基づく「エコアクション21」については全国及び県内においても増加傾向である。本県では「エコアクション21」の地域事務局と連携し、ライオンズクラブの総会などにおいてEMS認証の説明と働きかけを行い、目標を達成した。</p> <p>【今後に向けた対策・方向性】</p> <p>今後、「エコアクション21」については県内のエコアクション21地方事務局と協議しながら、県商工会連合会など県内の商工関係団体等への働きかけを行い、最終目標達成を目指す。</p> <p>【H25予算への反映状況(予定)】</p> <p><input type="checkbox"/> 拡充予定 <input checked="" type="checkbox"/> 現状維持 <input type="checkbox"/> 縮小予定 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> その他()</p> <p style="text-align: right;">環境政策課・ナガサキ・グリーンニューディール推進室</p>								

指標	7	計画策定時の値 (H21年度)	H23年度		達成率	H24年度	H25年度	H26年度	最終目標値 (H24年度)
			目標値	実績値		目標値	目標値	目標値	
エコドライブ講習会参加者数		15人	554人	814人	146%	294人	-	-	1,440人 (H21～24の累計)
指標の説明		目標値の設定理由と達成後の姿							
県民向け 6回 300人 事業者向け 3回 135人 行政向け 3回 45人 合計480人 480人×3年=1,440人		県内の運輸部門における温室効果ガス排出削減につながるのと同時に、ガソリンや軽油等、燃料代の節約、交通マナーの改善と事故防止にもつながる。							
分析・検証		【平成23年度の達成状況とその要因分析】 ●平成23年度目標の達成状況： ■ 達成 □ 概ね達成 □ 未達成 本県においては、運輸部門の二酸化炭素排出量が最も多いことや、離島が多く、ガソリン価格が全国的に見ても高い水準にある情勢をふまえ、エコドライブによる二酸化炭素排出量の削減等環境負荷の低減のほか、経済的な有用性や交通安全面での効果を含めて講習会による県民への普及啓発を実施した。平成23年度は、県内で実技を含めた講習会を14回、座学のための講習会を6回実施、814人が受講、累計では1,146人となり、目標を達成した。 【今後に向けた対策・方向性】 引き続き、指定自動車学校等の関係機関と協力し、エコドライブ講習会を開催し、目標達成を目指す。(平成24年度は、指定自動車学校主催も併せ、実技を含めた講習会を9回、座学のための講習会を3回開催済み。) 【H25予算への反映状況(予定)】 <input type="checkbox"/> 拡充予定 <input type="checkbox"/> 現状維持 <input type="checkbox"/> 縮小予定 <input checked="" type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> その他()							
		未来環境推進課							

指標	8	計画策定時の値 (H21年度)	H23年度		達成率	H24年度	H25年度	H26年度	最終目標値 (H30年度)
			目標値	実績値		目標値	目標値	目標値	
交通の分散化、ボトルネックの解消等による道路交通の二酸化炭素排出削減量		-	-	-	-	-	-	-	1,305t- CO ₂ /年
指標の説明		目標値の設定理由と達成後の姿							
鉄道の高架化による交通の分散化やボトルネックの解消等により削減される二酸化炭素の量です。		鉄道が高架化されると、高架化された区間の踏切が全て除却されて踏切による渋滞がなくなり、自動車からの排出ガスが抑制され、市街地の二酸化炭素削減に寄与することになります。							
分析・検証		【平成23年度の達成状況とその要因分析】 ●平成23年度目標の達成状況： ■ 達成 □ 概ね達成 □ 未達成 現在、早期の高架化工事着工に向けて、車両基地移転工事、用地交渉など鋭意進めている。 【今後に向けた対策・方向性】 他の公共事業同様、予算確保の厳しさは今後も続く予想される。長崎駅周辺の他事業(九州新幹線、土地区画整理事業等)とのスケジュール調整を密接に行い、早期の高架化実現に向けて協議を行っていく。 【H25予算への反映状況(予定)】 <input type="checkbox"/> 拡充予定 <input checked="" type="checkbox"/> 現状維持 <input type="checkbox"/> 縮小予定 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> その他()							
		都市計画課							

指標	9	計画策定時の値 (H21年度)	H23年度		達成率	H24年度	H25年度	H26年度	最終目標値 (H26年度)
			目標値	実績値		目標値	目標値	目標値	
環境実践モデル都市成果事例集	数値	-	-	-	-	1事例集	2事例集 (累計)	3事例集 (累計)	3事例集 (累計)
指標の説明	環境実践モデル都市における成果を取りまとめた事例集を作成する。		環境実践モデル都市における先進的取組を県内各地に水平展開を図るため、環境実践モデル都市における取組内容や成果をとりまとめた事例集の整備を目標とした。						
分析・検証	<p>【平成23年度の達成状況とその要因分析】</p> <p>●平成23年度目標の達成状況： <input type="checkbox"/> 達成 <input type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 未達成</p> <p>環境分野の新産業創出・育成においては、大震災後、再生可能エネルギーの導入拡大が注目されている。その流れの中で、県内企業の環境分野への参入を促進し、地域の低炭素化を実現していくためには、具体的なプロジェクトの展開を行うモデル都市の選定と支援が必要。モデル都市の選定、支援・進捗管理、市の取り組み進捗に対する助言等を行う、環境実践モデル都市推進会議を設置した。</p> <p>これまで、環境実践モデル都市を2都市選定(平成22:対馬市、平成23:西海市)を選定し、選定都市に対する助言等を実施した。また、各モデル都市において、具体的な事業を推進する地元企業等が参画するコンソーシアムやWGを設置し、課題解決型の技術・研究開発・事業化のための協議を行った。</p> <p>【今後に向けた対策・方向性】</p> <p>平成24年度も各環境実践モデル都市において、引き続き事業化に向けた協議を継続している。 平成25年度からは、戦略プロジェクトとして位置づけ、これまでの取組を発展させる。 (予算への反映としては従前事業は廃止し、新規事業として予算要求)</p> <p>【H25予算への反映状況(予定)】</p> <p><input type="checkbox"/> 拡充予定 <input type="checkbox"/> 現状維持 <input type="checkbox"/> 縮小予定 <input checked="" type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> その他()</p> <p style="text-align: right;">ナガサキ・グリーンニューディール推進室</p>								

指標	10	計画策定時の値 (H20年度)	H23年度		達成率	H24年度	H25年度	H26年度	最終目標値 (H24年度)
			目標値	実績値		目標値	目標値	目標値	
間伐面積	数値	2,956ha	14,300ha	13,849ha	94%	18,500ha (平成20～ 24年度累 計)	-	-	18,500ha (平成20～ 24年度累 計)
指標の説明	搬出間伐と伐捨間伐の合計実施面積です。		<p>目標値の設定理由と達成後の姿</p> <p>国では、京都議定書で国際約束した6%削減に向け、3.8%に相当する1,300万炭素トン程度を森林の吸収量により確保することを目標とし、平成19年度から平成24年度の6年間で、年間約55万haの間伐等森林整備を推進することとなりました。本県でも、平成20年度から平成24年度までの5年間に、年平均3,700ha、合計18,500haの間伐等森林整備を推進することを目標としています。</p>						
分析・検証	<p>【平成23年度の達成状況とその要因分析】</p> <p>●平成23年度目標の達成状況： <input type="checkbox"/> 達成 <input checked="" type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 未達成</p> <p>国庫補助事業の活用を図るとともに、水源かん養等の公益的機能が森林を対象とした整備、およびその施業と一体となった作業道開設に対して、平成19年に創設した「ながさき森林環境税」を活用して森林所有者の負担軽減策を講じており、森林整備面積の概ね目標達成した。</p> <p>【今後に向けた対策・方向性】</p> <p>「ながさき森林環境税」を活用する対象を拡大し、未整備森林の整備における森林所有者負担を軽減するとともに、市町が公益的に重要と位置付ける森林や荒廃した「ながさき水源の森」・保安林等に対する整備を進め、森林整備の更なる推進に取り組んでいく。</p> <p>【H25予算への反映状況(予定)】</p> <p><input type="checkbox"/> 拡充予定 <input checked="" type="checkbox"/> 現状維持 <input type="checkbox"/> 縮小予定 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> その他()</p> <p style="text-align: right;">森林整備室</p>								

指標	11	計画策定時の値 (H21年度)	H23年度		達成率	H24年度	H25年度	H26年度	最終目標値 (H27年度)
			目標値	実績値		目標値	目標値	目標値	
森林バイオマスエネルギー利用施設	数値	2施設	4施設	4施設	100%	5施設	5施設	5施設	5施設
指標の説明		目標値の設定理由と達成後の姿							
木質のチップを燃やし、温泉施設や工場において熱利用をしている施設数です。		市町のバイオマスタウン構想に盛り込まれた具体的な施設導入計画を踏まえた目標数値です。この目標が達成されることにより、林地に捨てられている未利用材の利用につながり、二酸化炭素の排出抑制につながります。							
分析・検証		<p>【平成23年度の達成状況とその要因分析】</p> <p>●平成23年度目標の達成状況： ■ 達成 □ 概ね達成 □ 未達成</p> <p>既存の木質バイオマス施設が成功していることから、新たな木質バイオマスエネルギーを利用する機運も高まったこと、林野庁の補助事業が新設され、新たな取組を生み達成となった。本県においても、木質バイオマスの利用促進のため、施設導入に当たって、国の補助事業を利用した取組を推進した結果、目的を達成した。</p> <p>【今後に向けた対策・方向性】</p> <p>平成24年度から木質バイオマスに供給するチップ等のコストを検証する。そのデータを基に既存の温浴施設の木質チップボイラーへの転換などに木質バイオマス利用を呼びかけるとともに、木質チップの供給体制を整備していく。</p> <p>【H25予算への反映状況(予定)】</p> <p><input type="checkbox"/> 拡充予定 ■ 現状維持 <input type="checkbox"/> 縮小予定 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> その他()</p>							
		林政課							

指標	12	計画策定時の値 (H21年度)	H23年度		達成率	H24年度	H25年度	H26年度	最終目標値 (H27年度)
			目標値	実績値		目標値	目標値	目標値	
病害虫予察情報提供率	数値	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
指標の説明		目標値の設定理由と達成後の姿							
発生予察情報を配信すべき農業関係指導機関等に対して発生予察情報を配信した割合です。		病害虫の発生、気象、農作物の生育状況等の調査結果に基づいて、病害虫防除所が発表する発生予察情報を、農業関係指導機関や農業者に迅速に提供することにより、的確な防除対策が実施されます。							
分析・検証		<p>【平成23年度の達成状況とその要因分析】</p> <p>●平成23年度目標の達成状況： ■ 達成 □ 概ね達成 □ 未達成</p> <p>23年度は県、市町、農協、農業共済組合の各出先機関や関係団体等、予定した216箇所すべてに、メール、FAXにより計画どおり配信した。</p> <p>【今後に向けた対策・方向性】</p> <p>発生予察情報は病害虫防除所ホームページでも公開しており、より多くの農業者が情報を入手できるよう、PRIに努める。</p> <p>【H25予算への反映状況(予定)】</p> <p><input type="checkbox"/> 拡充予定 ■ 現状維持 <input type="checkbox"/> 縮小予定 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> その他()</p>							
		農業経営課							

指標	13	計画策定時の値	H23年度		達成率	H24年度	H25年度	H26年度	最終目標値
			目標値	実績値		目標値	目標値	目標値	
第一種フロン類回収業者の立入検査件数	数値	-	50件/年	66件/年	132%	50件/年	50件/年	50件/年	50件/年
指標の説明		目標値の設定理由と達成後の姿							
業務用の冷凍空調機器等の冷媒として使用されているフロン類は、オゾン層を破壊し、また、地球温暖化をもたらす要因でもあります。フロン回収破壊法に基づいて立ち入った事業者の数です。		法に規定されている回収基準及び回収量の記録報告等を、フロン回収業者に遵守させることにより、フロン回収及び破壊を推進します。							
分析・検証		<p>【平成23年度の達成状況とその要因分析】</p> <p>●平成23年度目標の達成状況： ■ 達成 □ 概ね達成 □ 未達成</p> <p>平成24年1月～2月にかけて、未来環境推進課10件、県立保健所40件(内訳については、西彼保健所7件、県央保健所8件、県南保健所6件、県北保健所4件、五島保健所4件、上五島支所3件、沓岐保健所5件、対馬保健所3件の計40件。)の計50件の立入検査目標数を掲げたが、結果として未来環境推進課10件、県立保健所56件(内訳については、西彼保健所13件、県央保健所8件、県南保健所7件、県北保健所4件、五島保健所6件、上五島支所3件、沓岐保健所9件、対馬保健所6件の計56件。)の計66件の立入検査を実施した。</p> <p>【今後に向けた対策・方向性】</p> <p>県内事業所を登録期間(5年間)に1回立ち入ることができるよう本目標を設定しているが、今後も可能な限り多くの事業者に立入検査を実施するように努める。具体的には、建設リサイクル法合同パトロール(毎年5、10月)における解体工事現場等への立入時に、フロン回収破壊法の観点での指導・周知を実施する。</p> <p>【H25予算への反映状況(予定)】</p> <p><input type="checkbox"/> 拡充予定 ■ 現状維持 <input type="checkbox"/> 縮小予定 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> その他()</p> <p style="text-align: right;">未来環境推進課</p>							

指標	14	計画策定時の値	H23年度		達成率	H24年度	H25年度	H26年度	最終目標値
			目標値	実績値		目標値	目標値	目標値	
強酸性雨の出現防止 (国設局を除く3地点での1降雨のpHの平均値の範囲)	数値	-	4.0以上	4.0以上	100%	4.0以上	4.0以上	4.0以上	4.0以上
指標の説明		目標値の設定理由と達成後の姿							
強酸性雨(pH4.0未満)の出現を防止します。		強酸性雨の出現防止により、目や皮膚への刺激等の人体被害のほか、森林の枯死や湖沼の酸性化など生態系への被害を防ぎます。							
分析・検証		<p>【平成23年度の達成状況とその要因分析】</p> <p>●平成23年度目標の達成状況： ■ 達成 □ 概ね達成 □ 未達成</p> <p>県内3調査地点(長崎市、佐世保市、諫早市)での1降雨ごとのpHの年平均値は、4.59～4.87で目標値である4.0以上を達成した。</p> <p>【今後に向けた対策・方向性】</p> <p>今後も3地点で酸性雨調査を実施し、100%達成を維持していく。</p> <p>【H25予算への反映状況(予定)】</p> <p><input type="checkbox"/> 拡充予定 ■ 現状維持 <input type="checkbox"/> 縮小予定 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> その他()</p> <p style="text-align: right;">環境政策課</p>							

指標	15	計画策定時の値 (H21年度)	H23年度		達成率	H24年度	H25年度	H26年度	最終目標値 (H27年度)
			目標値	実績値		目標値	目標値	目標値	
海岸漂着物の発生抑制対策、国際協力事業の実施回数	数値	3回/年	6回	8回	133%	6回	6回	6回	6回以上 (毎年度)
指標の説明	目標値の設定理由と達成後の姿								
海岸漂着物に関して環境教育、漂着物調査、普及啓発事業等を実施した回数です。		海岸漂着物に関して、川上対策である啓発事業を実施し、発生抑制対策が浸透していくことにより、川下対策である回収・処理事業の削減を図ります。							
分析・検証		<p>【平成23年度の達成状況とその要因分析】</p> <p>●平成23年度目標の達成状況： ■ 達成 □ 概ね達成 □ 未達成</p> <p>本県には外国由来の海岸漂着物が依然として多数漂着している。NPO団体や市町等との連携・協力により、8事業を実施し目標を達成した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境月間街頭キャンペーン(パネル展示等) ・小学生向け環境教育 ・ながさきエコライフ・フェスタ(パネル展示) ・NEARプロジェクト海辺の漂着物調査(宍岐・対馬) ・日韓市民ビーチクリーンアップ(対馬市) ・看板設置(8市1町) ・日韓海峡沿岸漂着ごみ一斉清掃 ・出前講座(佐世保市) <p>【今後に向けた対策・方向性】</p> <p>引き続きNPO団体や市町等と連携・協力して啓発事業を実施し、海岸漂着物の発生抑制の推進を図り、目標達成を目指す。</p>							
【H25予算への反映状況(予定)】		<input type="checkbox"/> 拡充予定 <input type="checkbox"/> 現状維持 <input checked="" type="checkbox"/> 縮小予定 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> その他()							
		廃棄物対策課							

指標	16	計画策定時の値	H23年度		達成率	H24年度	H25年度	H26年度	最終目標値
			目標値	実績値		目標値	目標値	目標値	
日韓海峡沿岸環境技術交流協議会会議の年間開催回数	数値	-	2回/年	2回/年	100%	2回/年	2回/年	2回/年	2回/年
指標の説明	目標値の設定理由と達成後の姿								
九州北部3県及び山口県と韓国南岸1市3道の両地域における環境問題や環境行政施策等に関する情報交換と共同事業について協議します。		日韓海峡を挟む両地域が共通のテーマで環境に関する共同事業を実施することにより、環境技術の向上を図るとともに、日韓両地域の友好と相互理解を深めます。							
分析・検証		<p>【平成23年度の達成状況とその要因分析】</p> <p>●平成23年度目標の達成状況： ■ 達成 □ 概ね達成 □ 未達成</p> <p>平成23年5月25日～26日にかけて、大韓民国済州特別自治道で第1回実務者会議を実施。平成23年10月19日～20日にかけて、福岡県で第2回実務者会議を実施。</p> <p>【今後に向けた対策・方向性】</p> <p>平成25年12月の報告書の完成及び調査結果の公表を目指し、「微小粒子状物質(PM2.5)に関する広域分布特性調査」の本調査(平成24年8月～平成25年6月)を行い、試料の分析(平成24年8月～平成25年8月)を行う。 なお、平成26年度以降の共同調査については、平成25年3月までに日韓双方の意見を提出し、4月以降日韓相互で協議を行い、平成25年の日韓海峡沿岸県市道環境技術交流会議で決定する。</p>							
【H25予算への反映状況(予定)】		<input type="checkbox"/> 拡充予定 <input checked="" type="checkbox"/> 現状維持 <input type="checkbox"/> 縮小予定 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> その他()							
		未来環境推進課							

基本目標Ⅱ 環境への負荷の削減と循環型社会づくり

指標	17	計画策定時の値 (H20年度)	H23年度		達成率	H24年度	H25年度	H26年度	最終目標値 (H27年度)
			数値	目標値		実績値	目標値	目標値	
1人1日あたりの一般廃棄物排出量		965g	916g	※	※	900g	883g	867g	850g
指標の説明		目標値の設定理由と達成後の姿							
長崎県内の家庭等から排出される一人一日当たりの一般廃棄物の量で、市町による収集量、直接搬入量、集回回収量と長崎県の人口から算出したものです。		一般廃棄物の排出抑制を推進するための目標として設定しました。この目標が達成されることにより、一般廃棄物の排出量が減少し、一般廃棄物の最終処分量の減少などの効果が生じます。							
分析・検証									
【平成23年度の達成状況とその要因分析】		<p>●平成23年度目標の達成状況： <input type="checkbox"/> 達成 <input type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 未達成</p> <p>※平成23年度の実績値は、平成25年3月に把握できる予定。 平成22年度の1人1日あたりの一般廃棄物排出量は945gで、基準年の平成20年度の965gより減少傾向にある。平成23年度は長崎県廃棄物対策連絡協議会を開催し、県内市町と排出量の削減及び再資源化率を向上させるための方策について検討を行うとともに、ゴミゼロながさき実践計画の各種取組を、ゴミゼロながさき推進会議・県民・事業者・民間団体等と連携・協力して行った。</p>							
【今後に向けた対策・方向性】		<p>長崎県廃棄物対策連絡協議会において、排出量の削減及び再資源化率の向上に向けた先進的な取組事例を参考に、各市町の今後の施策展開について検討を行い、目標達成を目指す。</p>							
【H25予算への反映状況(予定)】		<input type="checkbox"/> 拡充予定 <input checked="" type="checkbox"/> 現状維持 <input type="checkbox"/> 縮小予定 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> その他()							
									廃棄物対策課

指標	18	計画策定時の値 (H20年度)	H23年度		達成率	H24年度	H25年度	H26年度	最終目標値 (H27年度)
			数値	目標値		実績値	目標値	目標値	
産業廃棄物排出量		450.1万t	※	※	-	※	※	※	450.1万t
指標の説明		目標値の設定理由と達成後の姿							
長崎県内において事業活動に伴い排出される産業廃棄物の量です。		産業廃棄物の排出抑制を推進するための目標として設定しました。この目標が達成されることにより、産業廃棄物の排出量が減少し、産業廃棄物の最終処分量の減少などの効果が生じます。							
分析・検証									
【平成23年度の達成状況とその要因分析】		<p>●平成23年度目標の達成状況： <input type="checkbox"/> 達成 <input type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 未達成</p> <p>※各年度の目標値については、5年ごとの調査であるため設定していない。次回は平成25年度データの調査となる。 平成23年度は、産業廃棄物排出事業者(建設業関係)及び多量排出事業者を対象に研修会を実施し、産業廃棄物の適正処理、排出抑制及びリサイクル推進について周知を図った。</p>							
【今後に向けた対策・方向性】		<p>引き続き産業廃棄物排出事業者及び多量排出事業者を対象に研修会を実施し、産業廃棄物の適正処理、排出抑制及びリサイクル推進について周知し、目標達成を目指す。</p>							
【H25予算への反映状況(予定)】		<input type="checkbox"/> 拡充予定 <input checked="" type="checkbox"/> 現状維持 <input type="checkbox"/> 縮小予定 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> その他()							
									廃棄物対策課

指標	19	計画策定時の値 (H20年度)	H23年度		達成率	H24年度	H25年度	H26年度	最終目標値 (H27年度)
			目標値	実績値		目標値	目標値	目標値	
一般廃棄物再資源化率	数値	15.8%	19.9%	※	-	21.2%	22.5%	23.8%	25%
指標の説明		目標値の設定理由と達成後の姿							
一般廃棄物排出量に対する再資源化を行った量の割合です。 この数値が高くなると、廃棄物の再生利用が促進されていることとなります。		一般廃棄物の再生利用を促進するための指標として設定しました。 この目標が達成されることにより、一般廃棄物の再生利用量の増加、最終処分量の削減などの効果が生じ、循環型社会への転換が一層進むこととなります。							
分析・検証									
【平成23年度の達成状況とその要因分析】		●平成23年度目標の達成状況： <input type="checkbox"/> 達成 <input type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 未達成							
※平成23年度の実績値は、平成25年3月に把握できる予定。 平成22年度の一般廃棄物再資源化率は17.5%で、基準年の平成20年度の15.8%より増加傾向にある。平成23年度は長崎県廃棄物対策連絡協議会を開催し、県内市町と排出量の削減及び再資源化率を向上させるための方策について検討を行うとともに、ゴミゼロながさき実践計画の各種取組を、ゴミゼロながさき推進会議・県民・事業者・民間団体等と連携・協力して行った。									
【今後に向けた対策・方向性】		長崎県廃棄物対策連絡協議会において、排出量の削減及び再資源化率の向上に向けた先進的な取組事例を参考に、各市町の今後の施策展開について検討を行い、目標達成を目指す。							
【H25予算への反映状況(予定)】		<input type="checkbox"/> 拡充予定 <input checked="" type="checkbox"/> 現状維持 <input type="checkbox"/> 縮小予定 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> その他()							
		廃棄物対策課							

指標	20	計画策定時の値 (H20年度)	H23年度		達成率	H24年度	H25年度	H26年度	最終目標値 (H27年度)
			目標値	実績値		目標値	目標値	目標値	
産業廃棄物再資源化率(5年毎調査)	数値	55%	※	※	-	※	※	※	62%
指標の説明		目標値の設定理由と達成後の姿							
産業廃棄物排出量に対する再資源化を行った量の割合です。 この数値が高くなると、廃棄物の再生利用が促進されていることとなります。		産業廃棄物の再生利用を促進するための指標として設定しました。 この目標が達成されることにより、産業廃棄物の再生利用量の増加、最終処分量の削減などの効果が生じ、循環型社会への転換が一層進むこととなります。							
分析・検証									
【平成23年度の達成状況とその要因分析】		●平成23年度目標の達成状況： <input type="checkbox"/> 達成 <input type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 未達成							
※各年度の目標値については、5年ごとの調査であるため設定していない。次回は平成25年度データの調査となる。 平成23年度は、産業廃棄物排出事業者(建設業関係)及び多量排出事業者を対象に研修会を実施し、産業廃棄物の適正処理、排出抑制及びリサイクル推進について周知を図った。									
【今後に向けた対策・方向性】		引き続き産業廃棄物排出事業者及び多量排出事業者を対象に研修会を実施し、産業廃棄物の適正処理、排出抑制及びリサイクル推進について周知し、目標達成を目指す。							
【H25予算への反映状況(予定)】		<input type="checkbox"/> 拡充予定 <input checked="" type="checkbox"/> 現状維持 <input type="checkbox"/> 縮小予定 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> その他()							
		廃棄物対策課							

指標	21	計画策定時の値 (H21年度)	H23年度		達成率	H24年度	H25年度	H26年度	最終目標値 (H27年度)
			目標値	実績値		目標値	目標値	目標値	
	産業廃棄物再資源化率のうち 多量排出事業者再資源化率 (産業廃棄物)(毎年調査)	42%	52%	49.1%	94.4%	54.5%	57%	59.5%	62%
指標の説明		目標値の設定理由と達成後の姿							
法の規定により産業廃棄物の排出抑制、再生利用等に関する計画及び実施状況の提出義務がある多量排出事業者における産業廃棄物排出量に対する再資源化を行った量の割合です。		多量排出事業者における産業廃棄物の再生利用を促進するための指標として設定しました。毎年度調査により把握可能な県内の多量排出事業者の再資源化率を高めることで、循環型社会への転換が一層進むこととなります。							
分析・検証		【平成23年度の達成状況とその要因分析】 ●平成23年度目標の達成状況： <input type="checkbox"/> 達成 <input checked="" type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 未達成 平成22年度の再資源化率は42.5%であり、基準値に対し横ばいの状態であることから、平成23年度は、産業廃棄物排出事業者(建設業関係)及び多量排出事業者を対象に研修会を実施し、産業廃棄物の適正処理、排出抑制及びびりサイクル推進について周知を図り再資源化率が49.1%と上昇したが、目標値には届かず今後も継続した事業者への周知が求められる。 【今後に向けた対策・方向性】 引き続き産業廃棄物排出事業者及び多量排出事業者を対象に研修会を実施し、産業廃棄物の適正処理、排出抑制及びびりサイクル推進について周知し、目標達成を目指す。							
【H25予算への反映状況(予定)】		<input type="checkbox"/> 拡充予定 <input checked="" type="checkbox"/> 現状維持 <input type="checkbox"/> 縮小予定 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> その他()							
									廃棄物対策課

指標	22	計画策定時の値 (H21年度)	H23年度		達成率	H24年度	H25年度	H26年度	最終目標値 (H27年度)
			目標値	実績値		目標値	目標値	目標値	
	ごみ焼却施設数	24施設	22施設	22施設	100%	23施設	22施設	21施設	20施設
指標の説明		目標値の設定理由と達成後の姿							
長崎県内の市町が家庭等から排出されるごみを焼却処理する施設の数です。		ごみ処理を広域的に行い、ダイオキシン類の発生が少ない高度な処理が可能な施設への転換を図るため、ごみ焼却施設数を集約する目標として設定しました。この目標が達成されることにより、ダイオキシン類の発生抑制、効率的な処理に伴う経費節減などの効果が生じ、資源循環型社会への転換が進むこととなります。							
分析・検証		【平成23年度の達成状況とその要因分析】 ●平成23年度目標の達成状況： <input checked="" type="checkbox"/> 達成 <input type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 未達成 長崎県ごみ処理広域化計画に基づき、ダイオキシン類の発生が少ない高度な処理が可能な施設への転換が順次図られている。平成23年度においては荏岐市において施設集約が予定どおり行われた。 【今後に向けた対策・方向性】 施設耐用年数の検討や地域住民の理解などを計画的に推進する市町等を支援し、目標達成に向けた技術的支援等を行う。							
【H25予算への反映状況(予定)】		<input type="checkbox"/> 拡充予定 <input checked="" type="checkbox"/> 現状維持 <input type="checkbox"/> 縮小予定 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> その他()							
									廃棄物対策課

指標	23	計画策定時の値 (H21年度)	H23年度		達成率	H24年度	H25年度	H26年度	最終目標値 (H27年度)
			目標値	実績値		目標値	目標値	目標値	
産業廃棄物処理業者の基準適合率(立入検査回数に対する指導不要の業者数の割合)	数値	93%	94%	95%	101%	95%	95%	95%	95%
指標の説明		目標値の設定理由と達成後の姿							
県内の産業廃棄物処理業者に対し立入検査を実施した際、不適正処理等指導事項がなかった業者数の割合。		産業廃棄物処理業者等に対し、効率的で統一的な立入検査を実施することにより、立入時、必要に応じ指導を行ながら、産業廃棄物の不適正処理の未然防止及び早期発見を図る。最終的には、すべての業者に対し指導不要とし、不適正処理がない社会を創る。							
分析・検証		<p>【平成23年度の達成状況とその要因分析】</p> <p>●平成23年度目標の達成状況： ■ 達成 □ 概ね達成 □ 未達成</p> <p>平成22年度から継続して離島地域にも産業廃棄物適正処理推進指導員を複数名配置する等、県立保健所及び本庁に配置した産業廃棄物適正処理推進指導員(全22名)と県職員が合同で、「立入検査マニュアル」に基づき、効率的で統一的な立入検査を実施したことが、産業廃棄物の不適正処理を未然に防止することに繋がり、目標を達成した。</p> <p>【今後に向けた対策・方向性】</p> <p>産業廃棄物の不適正処理に対して県民の厳しい目が向けられており、県の監視・指導体制の強化が求められていることから、平成25年度においても引き続き頻繁な立入検査を実施し、不適正処理の未然防止を図り、目標達成を目指す。</p> <p>【H25予算への反映状況(予定)】</p> <p><input type="checkbox"/> 拡充予定 ■ 現状維持 <input type="checkbox"/> 縮小予定 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> その他()</p>							
									廃棄物対策課

指標	24	計画策定時の値 (H21年度)	H23年度		達成率	H24年度	H25年度	H26年度	最終目標値 (H27年度)
			目標値	実績値		目標値	目標値	目標値	
排出事業者研修会参加者数	数値	130人	260人	289人	111%	260人	260人	260人	260人
指標の説明		目標値の設定理由と達成後の姿							
産業廃棄物の排出事業者を対象とした研修会を行うことで、適正処理の推進、および減量化等を図る		県内の産業廃棄物排出事業者による研修会により、産業廃棄物の適正処理に係る知識や理解を深め、産業廃棄物の排出抑制・減量化・リサイクルの促進を図り循環型社会を構築する。							
分析・検証		<p>【平成23年度の達成状況とその要因分析】</p> <p>●平成23年度目標の達成状況： ■ 達成 □ 概ね達成 □ 未達成</p> <p>産業廃棄物の適正処理を徹底し排出抑制を推進するためには、処理業者のみならず排出事業者の役割が重要である。そのため平成23年度は、産業廃棄物排出事業者(建設業関係)研修会を諫早・長崎・佐世保会場で行い、多量排出事業者研修会を長崎で1回実施し、参加者は合計289人で目標値を達成した。</p> <p>【今後に向けた対策・方向性】</p> <p>引き続き排出事業者研修会を実施し、排出事業者の役割を認識してもらい、産業廃棄物の適正処理の徹底、排出抑制及びリサイクルの推進を図り、目標達成を目指す。</p> <p>【H25予算への反映状況(予定)】</p> <p><input type="checkbox"/> 拡充予定 ■ 現状維持 <input type="checkbox"/> 縮小予定 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> その他()</p>							
									廃棄物対策課

指標	25	計画策定時の値 (H21年度)	H23年度		達成率	H24年度	H25年度	H26年度	最終目標値 (H27年度)
			目標値	実績値		目標値	目標値	目標値	
	ばい煙発生施設に係る排出基準遵守率(ばい煙発生施設から排出される硫黄酸化物などのばい煙濃度の排出基準適合施設割合)	100%	100%	100%	100.0%	100%	100%	100%	100%
指標の説明		目標値の設定理由と達成後の姿							
大気汚染防止法に係るばい煙発生施設から排出される硫黄酸化物などについて検査した結果、排出基準に適合していた施設の割合(適合率)です。		ばい煙発生施設から発生する硫黄酸化物、窒素酸化物などのばい煙濃度について排出基準を順守することにより大気環境を守るためです。 排出基準を順守することにより、良好な大気環境を保つことができます。							
分析・検証		【平成23年度の達成状況とその要因分析】							
		●平成23年度目標の達成状況： ■ 達成 □ 概ね達成 □ 未達成							
		各事業者へ排出基準の遵守を促すため、県では、各県立保健所による立入調査(平成23年度実績380施設)及び排出ガス等調査(平成23年度実績10施設)を実施しておりますが、大気汚染防止法施行から40年以上が経過する中、各事業者に順法意識が浸透していることも相まって、目標を達成したと考えられます。							
		【今後に向けた対策・方向性】							
		今後も県立保健所等によるばい煙発生施設への立入調査及び排出ガス調査を実施し、目標達成の継続を目指す。							
		【H25予算への反映状況(予定)】							
		□ 拡充予定 ■ 現状維持 □ 縮小予定 □ 廃止 □ その他()							
		環境政策課							

指標	26	計画策定時の値 (H21年度)	H23年度		達成率	H24年度	H25年度	H26年度	最終目標値 (H27年度)
			目標値	実績値		目標値	目標値	目標値	
	大気に係る環境基準達成率(県内11測定局での常時監視した結果の5物質平均の環境基準達成率)	66%	80%	55%	68.0%	80%	80%	80%	80%
指標の説明		目標値の設定理由と達成後の姿							
二酸化いおう、二酸化窒素や光化学オキシダント等の大気汚染物質について県内11測定局で常時監視を実施し、環境基準を達成した測定局の測定項目の割合(達成率)です。		環境基本法により二酸化いおう、二酸化窒素や光化学オキシダント等5物質について大気に係る環境基準が設定されているためです。 この目標が達成されることにより、良好な大気環境を維持することができます。							
分析・検証		【平成23年度の達成状況とその要因分析】							
		●平成23年度目標の達成状況： □ 達成 □ 概ね達成 ■ 未達成							
		目標を達成できなかった要因は、光化学オキシダント(Ox)と浮遊粒子状物質(SPM)の環境基準超過によるものである。Oxは、全国的に環境基準を達成していない。本県は、固定発生源が少ない離島地区においてもOxが高濃度となることや、その立地条件等から勘案すると、中国大陸からの大気汚染物質の飛来が大きな要因であるとの見方があるが特定できていない。 SPMについては、5月に発生した大規模な黄砂により、県下全域で環境基準を超過したが、黄砂発生箇所等直接の要因は特定できていない。本県としては、健康への影響が考えられることから、高濃度大気汚染物質測定時の速やかな注意報発令等住民への告知の徹底と微小粒子状物質(PM2.5)測定機の新設による大気監視体制の強化を図っている。							
		【今後に向けた対策・方向性】							
		大陸からの大気汚染物質等の越境による広域汚染が大きな原因と考えられることから、九州各県と協力して観測体制を整備するとともに、原因の特定及び対策について国へ強く要望する。							
		【H25予算への反映状況(予定)】							
		□ 拡充予定 ■ 現状維持 □ 縮小予定 □ 廃止 □ その他()							
		環境政策課							

指標	27	計画策定時の値 (H21年度)	H23年度		達成率	H24年度	H25年度	H26年度	最終目標値 (H26年度)
			目標値	実績値		目標値	目標値	目標値	
民間建築物の吹付けアスベスト等の除去等件数	数値	40件	71件	50件	32.0%	96件	121件	165件	165件
指標の説明		目標値の設定理由と達成後の姿							
民間建築物の吹付けアスベスト等の除去等件数(累計)		民間建築物に使用されている吹付けアスベストをすべて除去することを目標とする。							
分析・検証		<p>【平成23年度の達成状況とその要因分析】</p> <p>●平成23年度目標の達成状況： <input type="checkbox"/> 達成 <input type="checkbox"/> 概ね達成 <input checked="" type="checkbox"/> 未達成</p> <p>吹付けアスベスト等が使用されている建築物の所有者に対し、直接訪問して協力依頼を行ったが、多額の自己負担を要することから、協力をいただけなかったため、未達成となった。</p> <p>【今後に向けた対策・方向性】</p> <p>平成23年度に実施した吹付けアスベストの使用実態調査の反響から、建物所有者へのアスベスト対策の必要性を再認識させることができたと考えられ、また、最終目標達成のため、使用実態調査の結果から新たに把握したアスベストの使用(のおそれ)がある建築物へのアスベスト対策を強力に推進していく。</p> <p>【H25予算への反映状況(予定)】</p> <p><input type="checkbox"/> 拡充予定 <input checked="" type="checkbox"/> 現状維持 <input type="checkbox"/> 縮小予定 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> その他()</p>							
									建築課

指標	28	計画策定時の値 (H21年度)	H23年度		達成率	H24年度	H25年度	H26年度	最終目標値 (H27年度)
			目標値	実績値		目標値	目標値	目標値	
自動車排出ガス測定局における二酸化窒素の環境基準達成率	数値	100%	100%	100%	100.0%	100%	100%	100%	100%
指標の説明		目標値の設定理由と達成後の姿							
自動車排出ガス測定局における二酸化窒素の環境基準達成率		大気汚染防止対策として、二酸化窒素の排出量を抑制するために設定。現在、達成維持中である。							
分析・検証		<p>【平成23年度の達成状況とその要因分析】</p> <p>●平成23年度目標の達成状況： <input checked="" type="checkbox"/> 達成 <input type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 未達成</p> <p>県内には、自動車排出ガス測定局が4か所(長崎市2、佐世保市2)あり、そのすべてで環境基準を達成した。</p> <p>【今後に向けた対策・方向性】</p> <p>今後も100%達成を維持していく。</p> <p>【H25予算への反映状況(予定)】</p> <p><input type="checkbox"/> 拡充予定 <input checked="" type="checkbox"/> 現状維持 <input type="checkbox"/> 縮小予定 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> その他()</p>							
									環境政策課

指標	29	計画策定時の値 (H21年度)	H23年度		達成率	H24年度	H25年度	H26年度	最終目標値 (H30年度)
			目標値	実績値		目標値	目標値	目標値	
交通の分散化、ボトルネックの解消等による道路交通の二酸化炭素排出削減量(再掲)	数値	-	-	-	-	-	-	-	1,305t-CO ₂ /年
指標の説明		目標値の設定理由と達成後の姿							
鉄道の高架化による交通の分散化やボトルネックの解消等により削減される二酸化炭素の量です。		鉄道が高架化されると、高架化された区間の踏切が全て除却されて踏切による渋滞がなくなり、自動車からの排出ガスが抑制され、市街地の二酸化炭素削減に寄与することになります。							
分析・検証		<p>【平成23年度の達成状況とその要因分析】</p> <p>●平成23年度目標の達成状況： ■ 達成 □ 概ね達成 □ 未達成</p> <p>現在、早期の高架化工事着工に向けて、車両基地移転工事、用地交渉など鋭意進めている。</p> <p>【今後に向けた対策・方向性】</p> <p>他の公共事業同様、予算確保の厳しさは今後も続く予想される。長崎駅周辺の他事業(九州新幹線、土地区画整理事業等)とのスケジュール調整を密接に行い、早期の高架化実現に向けて協議を行っていく。</p> <p>【H25予算への反映状況(予定)】</p> <p><input type="checkbox"/> 拡充予定 ■ 現状維持 <input type="checkbox"/> 縮小予定 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> その他()</p> <p style="text-align: right;">都市計画課</p>							

指標	30	計画策定時の値 (H21年度)	H23年度		達成率	H24年度	H25年度	H26年度	最終目標値 (H27年度)
			目標値	実績値		目標値	目標値	目標値	
河川BOD評価による環境基準達成率(河川水質調査水域数に対する環境基準達成水域の割合)	数値	100%	100%	100%	100.0%	100%	100%	100%	100%
指標の説明		目標値の設定理由と達成後の姿							
BODを調査した河川域のうち、環境基準を達成した水域数の割合(達成率)のことです。		環境基本法により河川の水質については、BODによる環境基準が定められているためです。この目的が達成されることにより、河川の環境保全が図れます。							
分析・検証		<p>【平成23年度の達成状況とその要因分析】</p> <p>●平成23年度目標の達成状況： ■ 達成 □ 概ね達成 □ 未達成</p> <p>河川に流入する生活排水等の処理率の向上及び水質汚濁防止法等の規制対象となる工場・事業場に対する指導の徹底等により、河川BODの環境基準達成率は平成20年度以降、目標の100%を達成している。</p> <p>【今後に向けた対策・方向性】</p> <p>引き続き工場・事業場等の監視・指導等を実施し、目標達成を目指す。</p> <p>【H25予算への反映状況(予定)】</p> <p><input type="checkbox"/> 拡充予定 ■ 現状維持 <input type="checkbox"/> 縮小予定 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> その他()</p> <p style="text-align: right;">環境政策課</p>							

指標	31	計画策定時の値 (H21年度)	H23年度		達成率	H24年度	H25年度	H26年度	最終目標値 (H27年度)
			目標値	実績値		目標値	目標値	目標値	
海域COD評価による環境基準達成率(海域水質調査地点数に対する環境基準達成地点の割合)	数値	76%	80%	88%	110%	80%	80%	80%	80%
指標の説明		目標値の設定理由と達成後の姿							
CODを調査した海域のうち、環境基準を達成した水域数の割合(達成率)のことです。		環境基本法により海域の水質については、CODによる環境基準が定められているためです。この目的が達成されることにより、海域の環境保全が図れます。							
分析・検証		【平成23年度の達成状況とその要因分析】							
		●平成23年度目標の達成状況： ■ 達成 □ 概ね達成 □ 未達成							
		水質は、下水道や浄化槽などの汚水処理施設整備の進展などにより、県内76地点うち、67地点で環境基準を達成し目標を達成した。							
		【今後に向けた対策・方向性】							
		環境基準(2mg/L)を達成していない9地点のうち8地点は閉鎖性が非常に強く外海との海水交換が少ない大村湾内であるが、農業集落排水、浄化槽の積極的な整備を進め、沿岸の他市町においても整備に努力されており2.2mg/Lと基準を達成していないものの改善傾向にある。引き続き、公共用水域、特に閉鎖性水域への下水道や浄化槽などの生活排水対策を進めるとともに、工場・事業場等の監視・指導を実施し、流域への汚濁負荷の削減を図り、目標達成を目指す。							
		【H25予算への反映状況(予定)】							
		□ 拡充予定 ■ 現状維持 □ 縮小予定 □ 廃止 □ その他()							
		環境政策課							

指標	32	計画策定時の値 (H21年度)	H23年度		達成率	H24年度	H25年度	H26年度	最終目標値 (H27年度)
			目標値	実績値		目標値	目標値	目標値	
海域における全窒素及び全磷の環境基準達成率	数値	73%	75%	73%	97%	75%	75%	75%	75%
指標の説明		目標値の設定理由と達成後の姿							
窒素及び磷の流入により海域や湖沼の富栄養化が進行し、植物プランクトンが増殖し、海域では赤潮発生の原因となります。		全窒素及び全磷の海域における環境基準を維持することにより海域の富栄養化を防止し良好な水質環境を維持するためです。海域の富栄養化による赤潮等の発生を防止し良好な環境保全が図れます。							
分析・検証		【平成23年度の達成状況とその要因分析】							
		●平成23年度目標の達成状況： □ 達成 ■ 概ね達成 □ 未達成							
		有明海全体における富栄養化の傾向及び大村湾の閉鎖性海域による海水交換のされにくい状態により、県内11水域うち、8水域で環境基準を達成したが、目標は達成されなかった。							
		【今後に向けた対策・方向性】							
		有明海に関しては、「有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律」に基づく「有明海の再生に関する長崎県計画」を平成15年3月に策定し、有明海再生に向けた取組みを行っており、大村湾に関しては、下水道や浄化槽などの生活排水対策を進めるとともに、工場・事業場等の監視・指導を実施し、流域への汚濁負荷の削減を図り、目標達成を目指す。							
		【H25予算への反映状況(予定)】							
		□ 拡充予定 ■ 現状維持 □ 縮小予定 □ 廃止 □ その他()							
		環境政策課							

指標	33	計画策定時の値 (H21年度)	H23年度		達成率	H24年度	H25年度	H26年度	最終目標値 (H27年度)
			目標値	実績値		目標値	目標値	目標値	
汚水処理人口普及率	数値	73.6%	75.8%	75.2%	99.0%	76.9%	78.0%	79.1%	80%
指標の説明		目標値の設定理由と達成後の姿							
下水道、農・漁業集落排水、浄化槽等の汚水処理施設で生活排水を処理することができる人口を県の人口で除した値(百分率)です。		この目標が達成されると、生活排水による汚濁量が削減され、又、水洗化による快適環境がより一層確保されます。							
分析・検証		<p>【平成23年度の達成状況とその要因分析】</p> <p>●平成23年度目標の達成状況： <input type="checkbox"/> 達成 <input checked="" type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 未達成</p> <p>厳しい財政状況であるため、新たに下水道や農業集落排水事業を開始する市町がないことや浄化槽設置に関しては、近年、新規住宅建設若しくはリフォーム件数が減少し、浄化槽設置整備の大幅な増は見込めないことから、本県においては、汚水処理人口普及率が低い市町に対し、新規事業着手を働きかけており、平成23年度は3市町において動きがあったものの、新規事業着手は決定されず、未達成となった。</p> <p>【今後に向けた対策・方向性】</p> <p>平成23年度に策定した長崎県汚水処理構想に従い、汚水処理普及率が低い市町に対し、引き続き新規事業着手を働きかけ、最終目標達成を目指す。</p> <p>【H25予算への反映状況(予定)】</p> <p><input type="checkbox"/> 拡充予定 <input checked="" type="checkbox"/> 現状維持 <input type="checkbox"/> 縮小予定 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> その他()</p>							
									水環境対策課

指標	34	計画策定時の値 (H21年度)	H23年度		達成率	H24年度	H25年度	H26年度	最終目標値 (H27年度)
			目標値	実績値		目標値	目標値	目標値	
特定施設からの排水基準遵守率(水質汚濁防止法に基づく特定施設への立入検査時における、施設からの排水の排水基準遵守率)	数値	98%	100%	97.8%	97.8%	100%	100%	100%	100%
指標の説明		目標値の設定理由と達成後の姿							
水質汚濁防止法に基づく特定事業場のうち排水基準の適用がある事業場について排水検査を実施した結果、基準に適合した事業場の割合(適合率)です		工場・事業場からの排水について、基準を順守させることにより、河川や海などの公共用水域の水質を保全するためです。 排水基準を順守させることにより、公共用水域の良好な水質を維持することができます。							
分析・検証		<p>【平成23年度の達成状況とその要因分析】</p> <p>●平成23年度目標の達成状況： <input type="checkbox"/> 達成 <input checked="" type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 未達成</p> <p>実績値は高い水準まで達しているが、未達成となっている。 これは、一部の事業者が排水処理施設を不適正に維持管理していることが原因である。</p> <p>【今後に向けた対策・方向性】</p> <p>目標達成のためには、引き続き立入調査の実施及び事業者への指導が必要である。 なお、平成23年度に排水基準に違反した事業者に対しては指導を実施し、指導を行った全施設で排水基準達成を確認している。</p> <p>【H25予算への反映状況(予定)】</p> <p><input type="checkbox"/> 拡充予定 <input checked="" type="checkbox"/> 現状維持 <input type="checkbox"/> 縮小予定 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> その他()</p>							
									環境政策課

指標	35	計画策定時の値 (H21年度)	H23年度		達成率	H24年度	H25年度	H26年度	最終目標値 (H27年度)
			目標値	実績値		目標値	目標値	目標値	
指定施設からの排水基準遵守率(長崎県未来につながる環境を守り育てる条例に基づく指定施設への立入検査時における、施設からの排水の排水基準遵守率)	数値	100%	100%	100%	100.0%	100%	100%	100%	100%
指標の説明	目標値の設定理由と達成後の姿								
長崎県公害防止条例に基づく指定施設のうち排水基準の適用がある施設について排水検査を実施した結果、基準に適合した施設の割合(適合率)です。	大村湾流域の工場・事業場からの排水について、基準を順守させることにより、閉鎖性水域である大村湾の水質を保全するためです。排水基準を順守させることにより、大村湾の良好な水質を維持することができます。								
分析・検証	<p>【平成23年度の達成状況とその要因分析】</p> <p>●平成23年度目標の達成状況： ■ 達成 □ 概ね達成 □ 未達成</p> <p>長崎県未来につながる環境を守り育てる条例に基づく指定施設26施設で排水調査を実施し、調査した全施設で排水基準適合を確認し目標を達成した。</p> <p>【今後に向けた対策・方向性】</p> <p>今後も、引き続き立入調査の実施及び事業者への指導を行っていく。</p> <p>【H25予算への反映状況(予定)】</p> <p><input type="checkbox"/> 拡充予定 ■ 現状維持 <input type="checkbox"/> 縮小予定 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> その他()</p> <p style="text-align: right;">環境政策課</p>								

指標	36	計画策定時の値 (H21年度)	H23年度		達成率	H24年度	H25年度	H26年度	最終目標値 (H27年度)
			目標値	実績値		目標値	目標値	目標値	
有害物質使用特定事業の排水基準遵守率(重金属等の有害物質を使用している特定事業場について、排水検査を実施した結果、排水基準に適合した事業場の割合)	数値	100%	100%	100%	100.0%	100%	100%	100%	100%
指標の説明	目標値の設定理由と達成後の姿								
重金属等の有害物質を使用している特定事業場について排水検査を実施した結果、排水基準に適合した事業場の割合(適合率)です。	工場・事業場からの排水に含まれる有害物質について、排水基準を順守させることにより、人の健康の保護及び公共用水域の水質を保全するためです。排水基準を順守させることにより、有害物質による公共用水域の汚染を防止できます。								
分析・検証	<p>【平成23年度の達成状況とその要因分析】</p> <p>●平成23年度目標の達成状況： ■ 達成 □ 概ね達成 □ 未達成</p> <p>重金属等の有害物質を使用している特定事業場87事業場で排水調査を実施し、調査した全事業場で排水基準適合を確認し目標を達成した。</p> <p>【今後に向けた対策・方向性】</p> <p>今後も、引き続き立入調査の実施及び事業者への指導を行っていく。</p> <p>【H25予算への反映状況(予定)】</p> <p><input type="checkbox"/> 拡充予定 ■ 現状維持 <input type="checkbox"/> 縮小予定 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> その他()</p> <p style="text-align: right;">環境政策課</p>								

指標	37	計画策定時の値 (H21年度)	H23年度		達成率	H24年度	H25年度	H26年度	最終目標値 (H27年度)
			目標値	実績値		目標値	目標値	目標値	
騒音に係る類型指定地域内の環境基準達成率(環境騒音)	数値	84.6%	85%	86%	100.7%	85%	85%	85%	85%
指標の説明		目標値の設定理由と達成後の姿							
騒音に係る類型指定地域内の環境騒音について、環境基準を達成した地点の割合(達成率)です。		工場及び事業場の事業活動や建設工事に伴う騒音について規制を行うこと等により、生活環境を保全し、健康の保護に資するためです。 この目的が達成されることにより、静穏な生活環境が得られます。							
分析・検証		【平成23年度の達成状況とその要因分析】							
		●平成23年度目標の達成状況： ■ 達成 □ 概ね達成 □ 未達成							
		騒音に係る類型指定地域において騒音の測定を行い、昼間(午前6時から午後10時)、夜間(午後10時から翌日の午前6時)の2時間帯で181地点中155地点が環境基準を達成し目標を達成した。							
		【今後に向けた対策・方向性】 引き続き、騒音に係る類型指定地域内の環境騒音を把握し、報告書等による公表を行う。							
		【H25予算への反映状況(予定)】 <input type="checkbox"/> 拡充予定 ■ 現状維持 <input type="checkbox"/> 縮小予定 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> その他()							
		環境政策課							

指標	38	計画策定時の値 (H21年度)	H23年度		達成率	H24年度	H25年度	H26年度	最終目標値 (H27年度)
			目標値	実績値		目標値	目標値	目標値	
騒音に係る類型指定地域内の環境基準達成率(自動車騒音)	数値	89.2%	90%	94%	104.0%	90%	90%	90%	90%
指標の説明		目標値の設定理由と達成後の姿							
騒音に係る類型指定地域内の自動車の走行による交通騒音について、環境基準を達成した地点の割合(達成率)です。		自動車騒音に係る許容限度を定めること等により、生活環境を保全し、健康の保護に資するためです。 この目的が達成されることにより、静穏な生活環境が得られます。							
分析・検証		【平成23年度の達成状況とその要因分析】							
		●平成23年度目標の達成状況： ■ 達成 □ 概ね達成 □ 未達成							
		騒音に係る類型指定地域内の自動車の走行による交通騒音について、測定箇所の15地点で環境基準を達成した戸数は4,398戸のうち4,125戸であり、目標を達成した。							
		【今後に向けた対策・方向性】 引き続き、騒音に係る類型指定地域内の自動車の走行による交通騒音を把握し、報告書等による公表を行う。							
		【H25予算への反映状況(予定)】 <input type="checkbox"/> 拡充予定 ■ 現状維持 <input type="checkbox"/> 縮小予定 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> その他()							
		環境政策課							

指標	39	計画策定時の値 (H21年度)	H23年度		達成率	H24年度	H25年度	H26年度	最終目標値 (H27年度)
			目標値	実績値		目標値	目標値	目標値	
ダイオキシン類に係る環境基準達成率	数値	100%	100%	100%	100.0%	100%	100%	100%	100%
指標の説明		目標値の設定理由と達成後の姿							
大気、水質、底質、土壌についてダイオキシン類の環境調査を実施し、環境基準を達成した地点数の割合(達成率)です。		ダイオキシン類は大気、水質、底質、土壌の4種類について環境基準が定められており、常時監視を実施する必要があるためです。環境基準を達成することにより、ダイオキシン類により汚染されていない良好な生活環境を守ることができます。							
分析・検証		【平成23年度の達成状況とその要因分析】							
		●平成23年度目標の達成状況： ■ 達成 □ 概ね達成 □ 未達成							
		ダイオキシン類特別対策措置法第26条の規定により、都道府県知事は大気、水質、土壌等のダイオキシン類による汚染状況の常時監視、公表及び国への報告が義務付けられていますが、県が平成23年度に測定した長崎市を除く県下61地点で環境基準を達成しています。ダイオキシン類対策特別措置法が平成12年1月に施行され、廃棄物焼却施設等のダイオキシン類排出事業者に厳しい排出基準が適用されていることから目標を達成したと思われます。							
		【今後に向けた対策・方向性】							
		今後もダイオキシン類特別対策措置法第26条の規定による大気、水質、土壌等のダイオキシン類汚染状況の常時監視を継続し、ダイオキシン類により汚染されていない良好な生活環境を守るように努めてまいります。							
		【H25予算への反映状況(予定)】							
		□ 拡充予定 ■ 現状維持 □ 縮小予定 □ 廃止 □ その他()							
		環境政策課							

指標	40	計画策定時の値 (H21年度)	H23年度		達成率	H24年度	H25年度	H26年度	最終目標値 (H27年度)
			目標値	実績値		目標値	目標値	目標値	
施設に係るダイオキシン類の排出基準遵守率	数値	87.5%	100%	93%	94.0%	100%	100%	100%	100%
指標の説明		目標値の設定理由と達成後の姿							
ダイオキシン類を発生する施設で排出濃度を測定し、排出基準に適合した施設数の割合(順守率)です。		廃棄物焼却炉などのダイオキシン類を発生する施設については、排出基準が定められており、排出基準の順守状況を把握するためです。排出基準を順守させることにより、ダイオキシン類による環境汚染を防止できます。							
分析・検証		【平成23年度の達成状況とその要因分析】							
		●平成23年度目標の達成状況： □ 達成 ■ 概ね達成 □ 未達成							
		平成23年度に調査した事業所の15施設中の1施設で排出基準の超過があり、目標を達成出来ませんでした。なお、この1施設については平成23年度末までに施設改善を実施し、現在は排出基準に適合する施設となっています。							
		【今後に向けた対策・方向性】							
		今後も県立保健所等によるダイオキシン類発生施設への立入調査及びダイオキシン類の排出ガス調査を実施し、排出基準超過施設が有れば早期の改善を指導し、目標達成に努めてまいります。							
		【H25予算への反映状況(予定)】							
		□ 拡充予定 ■ 現状維持 □ 縮小予定 □ 廃止 □ その他()							
		環境政策課							

指標	41	計画策定時の値 (H21年度)	H23年度		達成率	H24年度	H25年度	H26年度	最終目標値 (H27年度)
			目標値	実績値		目標値	目標値	目標値	
自主測定及び報告の遵守率	数値	97.2%	100%	100%	100.0%	100%	100%	100%	100%
指標の説明		目標値の設定理由と達成後の姿							
ダイオキシン類を発生する施設で法で定められている自主測定を実施し報告した施設の割合です。		ダイオキシン類を発生する施設を有する設置者は、法律により自主測定を実施し結果を報告する義務があるためです。 自主測定を徹底させることにより、設置者自ら排出基準の適合状況を確認するとともに、施設の維持管理の参考となります。							
分析・検証		【平成23年度の達成状況とその要因分析】							
		●平成23年度目標の達成状況： ■ 達成 □ 概ね達成 □ 未達成							
		平成23年度は対象となる103施設の全てから自主測定報告があり、目標を達成しました。 県では自主測定結果について未報告施設名等も公表する事で事業者に自主測定報告を促しており、事業者に対する順法意識の浸透も相まって、目標を達成したと考えます。							
		【今後に向けた対策・方向性】							
		今後も県立保健所等による排出事業者へのダイオキシン類自主測定報告指導を実施し、目標達成の継続を目指します。							
		【H25予算への反映状況(予定)】							
		□ 拡充予定 ■ 現状維持 □ 縮小予定 □ 廃止 □ その他()							
		環境政策課							

指標	42	計画策定時の値 (H21年度)	H23年度		達成率	H24年度	H25年度	H26年度	最終目標値 (H27年度)
			目標値	実績値		目標値	目標値	目標値	
市町が設置する一般廃棄物処理施設のダイオキシン類排出量	数値	0.36g-TEQ/年	0.51g-TEQ/年	0.39g-TEQ/年	130.8%	0.37g-TEQ/年	0.35g-TEQ/年	0.32g-TEQ/年	0.30g-TEQ/年以下
指標の説明		目標値の設定理由と達成後の姿							
一般廃棄物が処理されている市町や一部事務組合の焼却施設から大気中に排出されるダイオキシン類の量です。ダイオキシン類の放出は、一般廃棄物焼却施設からのものが最も多くなっています。		施設の統合化を進め、H20年度には、高度処理型の27施設に集約することを前提として、ダイオキシン類排出量の目標値を設定しています。 目標が達成されれば、H9年度におけるダイオキシン類排出量の約90%が削減されることとなります。							
分析・検証		【平成23年度の達成状況とその要因分析】							
		●平成23年度目標の達成状況： ■ 達成 □ 概ね達成 □ 未達成							
		長崎県ごみ処理広域化計画に基づき、ダイオキシン類の発生が少ない高度処理が可能な施設への転換が順次図られている。 平成23年度においては壱岐市において転換が予定どおり行われた。							
		【今後に向けた対策・方向性】							
		施設耐用年数の検討や地域住民の理解などを計画的に推進する市町等を支援し、目標達成に向けた技術的支援等を行う。							
		【H25予算への反映状況(予定)】							
		□ 拡充予定 ■ 現状維持 □ 縮小予定 □ 廃止 □ その他()							
		廃棄物対策課							

基本目標Ⅲ 人と自然とが共生する快適な環境づくり

指標	43	計画策定時の値	H23年度		達成率	H24年度	H25年度	H26年度	最終目標値 (H27年度)
			目標値	実績値		目標値	目標値	目標値	
自然公園等巡視回数(職員による巡視回数)	数値	-	216回	276回	128%	216	216	216	216回
指標の説明		目標値の設定理由と達成後の姿 公園等の区域指定後の状況を把握し、違反行為の発生を未然に防止するため、職員が現地に赴き確認するよう目標値を設定しました。 巡視により、公園の適切な管理・利用が図られ、優れた自然環境を保護することができます。また、得られた情報を集積することで、指定内容の変更を行う際などの参考資料として使用可能です。							
分析・検証		【平成23年度の達成状況とその要因分析】 ●平成23年度目標の達成状況： ■ 達成 □ 概ね達成 □ 未達成 地域ごとに計画的な巡視が行われたことから、目標値を上回る実績を残すことができた。 自然公園法に係る違反行為については、4件が確認された。中には職員の巡視によって発見された案件も含まれ、公園内での開発行為に対し、適切に指導することができた。 【今後に向けた対策・方向性】 今後も巡視回数を維持して積極的に情報収集を行い、得られた情報は記録として残すとともに、定期的な監視によって違反行為の発生を防ぐ。							
		【H25予算への反映状況(予定)】 <input type="checkbox"/> 拡充予定 ■ 現状維持 <input type="checkbox"/> 縮小予定 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> その他()							
		自然環境課							

指標	44	計画策定時の値 (H21年度)	H23年度		達成率	H24年度	H25年度	H26年度	最終目標値 (H27年度)
			目標値	実績値		目標値	目標値	目標値	
希少野生動植物種保存地域の指定地域数	数値	2地域	4地域	4地域	100%	5地域	6地域	7地域	8地域
指標の説明		目標値の設定理由と達成後の姿 根拠条例である未来環境条例施行(H20.4.1)後、2年間で2地域の希少野生動植物種保存地域を指定し、その後引続き毎年度1地域以上の新規指定を目指し、8地域と設定したもの。計画年度以降においても、希少野生動植物の保護と生息・生育地の保全に関する方針に基づき、必要な地域を設定し、生物多様性保全に配慮した社会の実現を目指す。							
分析・検証		【平成23年度の達成状況とその要因分析】 ●平成23年度目標の達成状況： ■ 達成 □ 概ね達成 □ 未達成 平成22年度末にとりまとめた長崎県版レッドリストにおいては、絶滅のおそれのある野生動植物として、1,392種がリストアップされており、これらの種の保護と生息・生育地の保全を図る必要がある。長崎県未来につながる環境を守り育てる条例第51条に基づき、希少野生動植物種の保存のために重要と認められる2地域を、希少野生動植物種保存地域として指定し、目標値を達成した。 【今後に向けた対策・方向性】 平成24年度においても、昨年度末に策定した「県希少野生動植物の保護と生息・生育地の保全に関する方針」に基づき、指定作業を進め、最終目標達成を目指す。							
		【H25予算への反映状況(予定)】 <input type="checkbox"/> 拡充予定 ■ 現状維持 <input type="checkbox"/> 縮小予定 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> その他()							
		自然環境課							

指標	45	計画策定時の値 (H21年度)	H23年度		達成率	H24年度	H25年度	H26年度	最終目標値 (H27年度)
			目標値	実績値		目標値	目標値	目標値	
緑といきもの賑わい事業(生物多様性保全)実施箇所数	数値	4か所	12か所	13か所	112%	15か所	18か所	20か所	22か所
指標の説明		目標値の設定理由と達成後の姿							
希少野生動植物種やその生息地等の保全事業の実施箇所数		県内の生物多様性の保全を図るため、毎年度2、3箇所ずつ実施箇所を設定しました。本事業の実施により、生物多様性保全に関する県民の皆さんの関心も高まり、県内の生物多様性の保全も図られます。							
分析・検証		<p>【平成23年度の達成状況とその要因分析】</p> <p>●平成23年度目標の達成状況： ■ 達成 □ 概ね達成 □ 未達成</p> <p>平成22年に名古屋市で開催された生物多様性条約COP10の影響もあり、生物多様性への関心が国内外で高まっている。本県においても平成21年度から緑といきもの賑わい事業において生物多様性保全事業をメニューの一つに設けており、平成23年度は県事業として1か所、民間への補助事業として3か所で実施出来たことから累計13か所となり、目標を達成した。</p> <p>【今後に向けた対策・方向性】</p> <p>平成24年度も引き続き、希少種保全やピオトープ造成などの民間事業への補助を行うとともに県事業においても湿原植物群落の保全や希少種保全にかかる施設整備などを行う。今後もこのような生物多様性保全事業を実施し目標の達成を目指す。</p> <p>【H25予算への反映状況(予定)】</p> <p><input type="checkbox"/> 拡充予定 ■ 現状維持 <input type="checkbox"/> 縮小予定 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> その他()</p> <p style="text-align: right;">自然環境課</p>							

指標	46	計画策定時の値 (H21年度)	H23年度		達成率	H24年度	H25年度	H26年度	最終目標値 (H27年度)
			目標値	実績値		目標値	目標値	目標値	
保安林面積	数値	48,134ha	48,830ha	48,984ha	100%	49,000	49,170	49,340	49,500ha
指標の説明		目標値の設定理由と達成後の姿							
保安林面積が多いということは、水源かん養機能や県土保全機能が持続的に発揮できる森林が多くなるということです。		森林の持つ水源かん養機能や県土保全機能等の公益的機能を持続的に発揮させるため、特に公益性の高い重要な森林を、平成27年度までに保安林に指定することを目標として数値目標を設定しました。 目標が達成されることにより水源の確保や県土の保全等が図られる地域が増加することになります。							
分析・検証		<p>【平成23年度の達成状況とその要因分析】</p> <p>●平成23年度目標の達成状況： ■ 達成 □ 概ね達成 □ 未達成</p> <p>森林の持つ公益的機能を発揮させるため、県下森林面積に占める保安林の割合を引き上げることとし、平成23年度末保安林指定目標面積を達成した。</p> <p>【今後に向けた対策・方向性】</p> <p>引き続き、山地災害危険地区及び水源林にかかる森林に重点をおきながら、治山事業の推進と併せて保安林指定目標面積を設定し指定推進を図る。なお、水源のかん養、災害の防備、生活環境の保全形成等を目的とする保安林を指定する場合には森林所有者等権利者の承諾を得ることとしており、承諾書の取得にあたっては、地域住民の生活に直接関与する関係市町との連携を強化し推進していく。</p> <p>【H25予算への反映状況(予定)】</p> <p><input type="checkbox"/> 拡充予定 ■ 現状維持 <input type="checkbox"/> 縮小予定 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> その他()</p> <p style="text-align: right;">林政課</p>							

指標	47	計画策定時の値 (H21年度)	H23年度		達成率	H24年度	H25年度	H26年度	最終目標値 (H27年度)
			目標値	実績値		目標値	目標値	目標値	
自然環境を活かした先進的な地域づくりに取り組む地域数	数値	1地域	1地域	1地域	100%	2地域	2地域	3地域	4地域
指標の説明		目標値の設定理由と達成後の姿							
自然環境を活かして他地域をリードする先進的な地域づくりに取り組む地域数を目標値としました。		県と市町が一体となり、自然環境を活かした地域づくりを推進する協議会を設置する等、先進的な地域づくりに取り組む地域数として、計画期間内で3地域の増加を目指し、4地域と設定しました。本事業の推進により自らが率先して行う特徴ある自然保護活動が各地域で実践されることを目指します。							
分析・検証		<p>【平成23年度の達成状況とその要因分析】</p> <p>●平成23年度目標の達成状況： ■ 達成 □ 概ね達成 □ 未達成</p> <p>平成23年度においては、平成21年8月22日世界ジオパークネットワークへの加盟が認定された島原半島ジオパークの活動を支えるため、認定記念事業、解説板の整備、ガイド養成、ガイドブック作成など各種事業を支援することにより目標を達成した。</p> <p>【今後に向けた対策・方向性】</p> <p>「ガイド養成講座」は、全県下において実施することが望ましいことから、未実施の県北、杵岐、対馬振興局管轄の生物多様性に関心のある地域において実施したい。</p> <p>「ジオパークツアー」は、評価も高いことから、そのまま継続し、より多くの県民に参加してもらおうことを目指す。</p>							
【H25予算への反映状況(予定)】		<input type="checkbox"/> 拡充予定 <input type="checkbox"/> 現状維持 <input type="checkbox"/> 縮小予定 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> その他()							
自然環境課									

指標	48	計画策定時の値 (H21年度)	H23年度		達成率	H24年度	H25年度	H26年度	最終目標値 (H27年度)
			目標値	実績値		目標値	目標値	目標値	
自然公園利用者数	数値	1,320万人	1,330万人	1,279万人	96%	1,340万人	1,350万人	1,360万人	1,370万人
指標の説明		目標値の設定理由と達成後の姿							
県内の自然公園(国立公園、国定公園、県立自然公園)を利用される方々の人数です。		過去5年間で最も利用者数が多かった平成19年度の実績を目標に、毎年10万人増を目標に設定しています。 適正な利用が維持されることで、県民の皆さんがいつまでも良好な自然環境に親しむことができます。							
分析・検証		<p>【平成23年度の達成状況とその要因分析】</p> <p>●平成23年度目標の達成状況： □ 達成 ■ 概ね達成 □ 未達成</p> <p>東日本大震災により観光など余暇活動の自粛や外国人観光客の減少など影響が続く中、平成23年度は、西海国立公園福江島の利用拠点に接続する九州自然歩道や多良岳県立公園のリニューアル施設を利用開始したほか、西海国立公園新上五島、平戸地区や北松県立公園の利用拠点に繋がる九州自然歩道の整備や、野母半島県立公園の利用施設リニューアル整備など、自然公園の安全で快適な利用の拡大に繋がる事業を実施した。しかし震災の影響のほか県内の自然公園の主要利用拠点である鹿子前地区の設備故障による休止、雲仙仁田峠地区の災害や寒波による通行止めなどが相次ぎ、自然公園利用者数は見込みどおりの伸長とはならず、前年比4%の減少となり未達成となった。</p> <p>【今後に向けた対策・方向性】</p> <p>東日本大震災の復興事業の進展や東北観光の増進による復興支援という国内ムードの高まりや震災後の自粛等の反動で、観光など余暇活動の活発化が期待される。平成24年度は西海国立公園の既存園地のリニューアル整備を行い利用の増進を図るとともに、今後、平成21年度～23年度に実施した西海国立公園や北松県立公園の利用拠点に繋がる九州自然歩道・世界文化遺産教会群巡礼ルートを適切に管理し利用に供するとともに、地元他へのニーズを踏まえた既存自然公園施設のバリアフリー化、改修等による安全で快適な利用の推進により最終目標の達成を目指す。</p>							
【H25予算への反映状況(予定)】		<input type="checkbox"/> 拡充予定 <input checked="" type="checkbox"/> 現状維持 <input type="checkbox"/> 縮小予定 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> その他()							
自然環境課									

指標	49	計画策定時の値 (H21年度)	H23年度		達成率	H24年度	H25年度	H26年度	最終目標値 (H27年度)
			目標値	実績値		目標値	目標値	目標値	
自然歩道の延長		235.4km	435.4km	465.4km	115%	465.4km	465.4km	465.4km	465.4km
指標の説明	九州自然歩道と自然公園施設内の歩道の合計								
	<p>目標値の設定理由と達成後の姿</p> <p>官民あげて取り組んでいるキリスト教関連遺産の世界文化遺産登録に向け、五島列島を中心に関係する教会等を結ぶ道路等を新たに九州自然歩道に設定しました。今後、関係市町の協力を得ながら維持管理し、県民を始めとした多くの皆さんに自然歩道の散策等を楽しんでいただけるようにすることで、県内の豊かな自然資源のみならず貴重な文化資源にも触れられる機会が増加するものと期待されます。</p>								
分析・検証	<p>【平成23年度の達成状況とその要因分析】</p> <p>●平成23年度目標の達成状況： ■ 達成 □ 概ね達成 □ 未達成</p> <p>九州自然歩道は、九州7県の自然公園を経由しながら歩く長距離自然歩道であり、本県では口之津港から佐賀県境の栗の木峠までが整備され、利用されている。本県では、平成21年度から自然環境整備交付金を活用して九州自然歩道・世界文化遺産教会群巡礼ルート整備事業を実施しており、平成23年度は国の交付金制度改正(地域自主戦略交付金に移行)に関連して、要望額より3割程度低い内示額となったが、必要な施設の精査、関係市町の整備要望の確認、交通への支障や用地不明確な整備場所の再配置等の見直しを行い、平成23年度で計画のルートの整備を完了し、最終目標を達成した。</p> <p>【今後に向けた対策・方向性】</p> <p>平成24年度以降は自然歩道整備を行った地元市町と連携し、自然歩道の適切な維持管理を行い、快適な利用に供していく。</p> <p>【H25予算への反映状況(予定)】</p> <p><input type="checkbox"/> 拡充予定 ■ 現状維持 <input type="checkbox"/> 縮小予定 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> その他()</p> <p style="text-align: right;">自然環境課</p>								

指標	50	計画策定時の値	H23年度		達成率	H24年度	H25年度	H26年度	最終目標値 (H27年度)
			目標値	実績値		目標値	目標値	目標値	
県民の森利用者の満足度割合		-	80%	83%	104%	80%	80%	80%	80%
指標の説明	<p>長崎県民の森(382ha)は、西日本有数の森林公園であり、キャンプ場、天文台、森林館等の施設が設置されています。指標は利用者満足度。</p> <p>県民の森は、県民に森林とふれあいの場を提供することにより、自然への関心や森林・林業への理解を深めるために設置されており、余暇活動や学習活動等を通じて多くの県民に利用してもらい、満足していただけるよう目標設定しています。</p>								
分析・検証	<p>【平成23年度の達成状況とその要因分析】</p> <p>●平成23年度目標の達成状況： ■ 達成 □ 概ね達成 □ 未達成</p> <p>成果指標である入場者数は、集客集中期(5月、8月)に天候不良が重なり、目標に対して95.3%と下回ったが、利用者の満足度については、「満足」「概ね満足」が83%を占め目標を達成した。また、管理運営にかかる収支の面では、キャンプ場利用料等の減少などで予算を下回る結果となったものの、指定管理者が独自に取り組んでいる販売活動等での収入があった。利用者サービス向上のための取り組みとしては、利用者の満足度調査を実施し、不満な点の解消に努めたり、子供たちの森林体験学習を呼びかけるパンフレットを作成し、関係機関に訪問・配布しPRに努めるなどした。雨天時の集客を図るためにイベントの検討や森林学習会等の開催等が課題となっているが、ほぼ期待した成果があがっている。</p> <p>【今後に向けた対策・方向性】</p> <p>○指定管理者の取り組み：入場者数を増加させるために公共交通機関の中吊広告や番組放送等を通じて、施設・イベント情報を広く県民にPRする。また、施設の概要を説明したDVDを作成し、医療・福祉関係団体、学校関係団体、企業関係団体に配布し周知を図る。</p> <p>○県の取り組み：利用者の満足度を達成するために、アンケート結果等により施設運営の検証を行う。特に園内の順路が判り難いという結果より、大型案内板の設置や遊歩道の道標板設置等の検討を行う。</p> <p>【H25予算への反映状況(予定)】</p> <p><input type="checkbox"/> 拡充予定 ■ 現状維持 <input type="checkbox"/> 縮小予定 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> その他()</p> <p style="text-align: right;">林政課</p>								

指標	51	計画策定時の値 (H21年度)	H23年度		達成率	H24年度	H25年度	H26年度	最終目標値 (H27年度)
			目標値	実績値		目標値	目標値	目標値	
農林漁業体験民宿の開業軒数	数値	410軒	510軒	636軒	125%	556軒	598軒	613軒	628軒
指標の説明	<p>目標値の設定理由と達成後の姿</p> <p>「長崎県農林漁業体験民宿開業方針」に基づく規制緩和を受けた開業許可軒数。</p> <p>H21年度の開業軒数を基準に、H21年度に施設整備改修事業に取り組んだ組織については、活動計画書にある事業目標をベースとし、それ以外の組織については、毎年10軒増加するものとする。</p>								
分析・検証	<p>【平成23年度の達成状況とその要因分析】</p> <p>●平成23年度目標の達成状況： ■ 達成 □ 概ね達成 □ 未達成</p> <p>体験型修学旅行の受入拡大を図っているまつうら党交流公社や、平成24年度から本格的に修学旅行生の受入を開始する南島原市において、農林漁業体験民宿の開業軒数が大きく増加した。</p> <p>【今後に向けた対策・方向性】</p> <p>すでに最終目標を達成しているが、修学旅行などへの対応や誘客の推進にあたっては、安心・確実な受入体制が必要であり、今後も体験民宿軒数の増加や開業民宿のレベルアップ等を図っていく。</p> <p>【H25予算への反映状況(予定)】</p> <p>■ 拡充予定 □ 現状維持 □ 縮小予定 □ 廃止 □ その他()</p> <p style="text-align: right;">農政課</p>								

指標	52	計画策定時の値 (H20年度)	H23年度		達成率	H24年度	H25年度	H26年度	最終目標値 (H24年度)
			目標値	実績値		目標値	目標値	目標値	
水辺での活動に参加した人数	数値	3,000人	6,400人	7,132人	111%	7,400人	-	-	7,400人
指標の説明	<p>目標値の設定理由と達成後の姿</p> <p>河川・海岸・港湾・砂防施設等の整備を行うことで、愛護活動・親水活動及び地域コミュニティ活動を活発化・活性化させる。</p> <p>浸水施設や自然環境に配慮した施設の整備を行うことで、愛護活動・親水活動及びコミュニティ活動を活発化・活性化させ、水辺での各種イベントや水辺での活動に参加する人数を増やしていく。</p>								
分析・検証	<p>【平成23年度の達成状況とその要因分析】</p> <p>●平成23年度目標の達成状況： ■ 達成 □ 概ね達成 □ 未達成</p> <p>県民の親水施設や自然環境に配慮した施設整備のニーズは年々高まってきており、平成23年度には、これらの目標整備箇所数75箇所を上回る85箇所の整備を完了した結果、愛護活動や地域コミュニティ活動の場が拡大し、水辺での活動に参加した人数も目標を達成した。</p> <p>【今後に向けた対策・方向性】</p> <p>当事業の最終年度である平成24年度においては、現在整備中である26箇所を整備することにより最終目標の達成を図る。さらに、当該事業については地元要望も多いことから、更なる整備に向けて新たな事業化についても検討していく。</p> <p>【H25予算への反映状況(予定)】</p> <p>□ 拡充予定 □ 現状維持 □ 縮小予定 □ 廃止 ■ その他(本事業についてはH24で終了。H25より別途後継事業を実施予定)</p> <p style="text-align: right;">河川課</p>								

指標	53	計画策定時の値 (H22年度)	H23年度		達成率	H24年度	H25年度	H26年度	最終目標値 (H25年度)
			目標値	実績値		目標値	目標値	目標値	
海砂採取の年間限度量		300万m ³	300万m ³	257万m ³	116%	270万m ³	270万m ³	-	270万m ³
指標の説明	<p>海砂採取にかかる許認可を行う際の県内の年間採取の総量規制枠です。</p> <p>目標値の設定理由と達成後の姿</p> <p>県内の建設骨材としての年間必要量の予測数値です。 この目標を達成することで、水産資源保護と自然環境保全との調和を図り、海域環境への影響を可能な限り少なくします。</p>								
分析・検証	<p>【平成23年度の達成状況とその要因分析】</p> <p>●平成23年度目標の達成状況： ■ 達成 □ 概ね達成 □ 未達成</p> <p>年間採取限度量300万m³に対して採取実績は257万m³で目標を達成した。</p> <p>【今後に向けた対策・方向性】</p> <p>年間採取限度量は、平成24年度及び平成25年度は270万m³と決定していて、これ以上の採取許認可は行なわない。</p> <p>【H25予算への反映状況(予定)】</p> <p><input type="checkbox"/> 拡充予定 ■ 現状維持 <input type="checkbox"/> 縮小予定 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> その他()</p> <p style="text-align: right;">監理課</p>								

指標	54	計画策定時の値 (H22年度)	H23年度		達成率	H24年度	H25年度	H26年度	最終目標値 (H27年度)
			目標値	実績値		目標値	目標値	目標値	
環境保全活動取り組み集落数		112集落	112集落	117集落	104%	112集落	112集落	112集落	112集落
指標の説明	<p>離島漁業再生支援交付金を活用した水質維持保全、海岸清掃、海底清掃などの保全活動の取組集落数</p> <p>目標値の設定理由と達成後の姿</p> <p>離島にとって重要な漁業資源である漁場の生産力の再生を図る</p>								
分析・検証	<p>【平成23年度の達成状況とその要因分析】</p> <p>●平成23年度目標の達成状況： ■ 達成 □ 概ね達成 □ 未達成</p> <p>離島漁業再生支援交付金を活用した水質維持保全、海岸清掃、海底清掃などの保全活動については、離島にとって重要な漁業資源である漁場の生産力の再生を図るうえで、環境保全活動に関する意識は高く、全集落で取り組まれた。また、長崎県地域・環境生態系保全支援協議会に所属する活動組織についても、藻場や干潟の保全に係る意識は高く、国交付金事業(環境・生態系保全活動支援事業)による支援のもと、活発に藻場や干潟の保全に取り組んだ結果、目標を達成した。</p> <p>【今後に向けた対策・方向性】</p> <p>今後も国事業等を活用し、環境保全活動を継続していけるよう、市町と連携して集落に働きかけ等を行い、環境保全に取り組む集落数の維持に努める。</p> <p>【H25予算への反映状況(予定)】</p> <p><input type="checkbox"/> 拡充予定 ■ 現状維持 <input type="checkbox"/> 縮小予定 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> その他()</p> <p style="text-align: right;">漁政課</p>								

指標	55	計画策定時の値 (H21年度)	H23年度		達成率	H24年度	H25年度	H26年度	最終目標値 (H27年度)
			目標値	実績値		目標値	目標値	目標値	
資源保全活動取り組み集落数		1,038集落	1,040集落	1,092集落	105%	1,060集落	1,060集落	1,060集落	1,060集落
指標の説明	<p>農山村資源の維持・保全を行う集落数</p> <p>目標値の設定理由と達成後の姿</p> <p>資源保全取組集落数とは、中山間地域等直接支払制度又は農地・水保全管理支払交付金のいずれかに取り組む集落数である。 この目標を達成することで、農山村の持つ多面的機能の持続や農地、農業水利施設等の農業資源や農村環境を保全する。</p>								
分析・検証	<p>【平成23年度の達成状況とその要因分析】</p> <p>●平成23年度目標の達成状況： ■ 達成 □ 概ね達成 □ 未達成</p> <p>中山間地域等直接支払制度において、県特認として離島の平地が対象となったことにより農地・水取組地域を中心に推進がなされ、離島での取組集落数が大きく増加した結果、目標を達成した。</p> <p>【今後に向けた対策・方向性】</p> <p>引き続き中山間地域等直接支払制度、農地・水保全管理支払交付金の活用推進を図り、最終目標の達成を目指す。</p> <p>【H25予算への反映状況(予定)】</p> <p><input type="checkbox"/> 拡充予定 ■ 現状維持 <input type="checkbox"/> 縮小予定 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> その他()</p> <p style="text-align: right;">農政課</p>								

指標	56	計画策定時の値 (H21年度)	H23年度		達成率	H24年度	H25年度	H26年度	最終目標値 (H27年度)
			目標値	実績値		目標値	目標値	目標値	
景観計画を策定した市町数		4市町	9市町	8市町	89%	10市町	12市町	13市町	14市町
指標の説明	<p>景観法に基づいて景観行政をおこなう自治体である「景観行政団体」が策定する、良好な景観の形成に関する計画であり、行為の制限等の規制も含んだものです。</p> <p>H21年度までに景観行政団体に移行した自治体が10市町であり、移行協議においてH23,24年度に景観計画策定予定であったことから、当該年度の目標設定を行いました。また同時に計14市町の景観行政団体への移行を図っており、H27年度までに新規移行団体も景観計画を策定することを目標としました。 これにより、県内の大半の自治体が景観行政団体として主体的に、景観形成への取り組みを行ない、美しく長崎らしい景観創出が図られます。</p>								
分析・検証	<p>【平成23年度の達成状況とその要因分析】</p> <p>●平成23年度目標の達成状況： □ 達成 □ 概ね達成 ■ 未達成</p> <p>全国的には毎年約50の自治体が景観行政団体へ移行し、移行済みの自治体のうち約6割が景観計画を策定している。本県でも、世界遺産関係市町を中心とする景観に対する意識が高い市町は、早期に景観行政団体へ移行しており、H21年度までに移行した10市町の内、8市町が景観計画を策定している。 しかし、景観計画策定には住民の合意形成なども必要で、策定までに3～4年かかるのが全国的な傾向である。現在の計画未策定市町はH22年度以降に新たに景観行政団体へ移行した市町が多い状況であり、H23年度目標は未達成となった。</p> <p>【今後に向けた対策・方向性】</p> <p>景観計画策定には、調査や住民との調整等に時間がかかるため、数年間を要するのが全国的傾向である。県内では、景観計画未策定のいくつかの団体が計画策定に向けて取り組んでいるところである。県では、計画策定補助金の交付による財政的支援や計画策定に関する助言等の技術的支援を引き続きを行うことにより計画策定を促進し、目標の達成に向け取り組むこととしている。</p> <p>【H25予算への反映状況(予定)】</p> <p><input type="checkbox"/> 拡充予定 ■ 現状維持 <input type="checkbox"/> 縮小予定 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> その他()</p> <p style="text-align: right;">都市計画課</p>								

指標	57	計画策定時の値 (H21年度)	H23年度		達成率	H24年度	H25年度	H26年度	最終目標値 (H27年度)
			目標値	実績値		目標値	目標値	目標値	
「ごみの投げ捨て等防止重点地区」の散乱ごみの割合(地区指定前と比較した散乱ごみの割合)	数値	32%	-	20%	-	-	-	-	10%
指標の説明	目標値の設定理由と達成後の姿								
ごみの投げ捨て等防止重点地区における、地区指定前と指定後の散乱ごみの重量比です。	<p>快適な生活環境の創造と美しいふるさとづくりを広域的な観点から推進するため、文化遺産がある地域や良好な自然環境を形成している地域等において、特にごみの散乱等を防止する必要があり、巡回指導、広報等を行うことにより、散乱ごみが減少し、未来につながる環境にやさしい長崎県が実現されます。</p>								
分析・検証	<p>【平成23年度の達成状況とその要因分析】</p> <p>●平成23年度目標の達成状況： <input type="checkbox"/> 達成 <input type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 未達成</p> <p>平成23年度時点では、最終目標値には及ばないが、確実に散乱ごみは減少している。</p> <p>【今後に向けた対策・方向性】</p> <p>引き続き、各保健所並びに未来環境推進課で巡回指導を実施し、指定地区の環境保全を図っていく。</p> <p>【H25予算への反映状況(予定)】</p> <p><input type="checkbox"/> 拡充予定 <input checked="" type="checkbox"/> 現状維持 <input type="checkbox"/> 縮小予定 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> その他()</p>								
									未来環境推進課

基本目標Ⅳ 県民・事業者・行政のパートナーシップによる環境づくり

指標	58	計画策定時の値 (H22年度)	H23年度		達成率	H24年度	H25年度	H26年度	最終目標値 (H27年度)
			目標値	実績値		目標値	目標値	目標値	
身近な環境活動に取り組んでいる人の割合	数値	70%	71%	68%	95%	72%	73%	74%	75%
指標の説明		目標値の設定理由と達成後の姿							
「県民意識アンケート調査(政策企画課)」における環境や地球温暖化防止活動に取り組んでいる人の割合です。		県民それぞれが、地球温暖化防止や循環型社会の形成、生物多様性保全について関心を高め、自主的な環境活動に取り組むことにより、未来につながる環境にやさしい長崎県が実現されます。							
分析・検証		<p>【平成23年度の達成状況とその要因分析】</p> <p>●平成23年度目標の達成状況： <input type="checkbox"/> 達成 <input checked="" type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 未達成</p> <p>平成23年度においては、家庭、事業所及び県有施設における省エネ効果の『見える化』(省エネ診断)による省エネ改修促進や節電の取組の啓発等に取り組んだものの、「身近な環境活動に取り組んでいる人の割合」(アンケート調査結果)は、目標値に3ポイント及ばず未達成となった。</p> <p>県内各市町で取り組んでいる「空き缶回収キャンペーン」などが天候不良のため、一部市町で中止となったことが原因と考えられるが、アンケートの結果は、節電の取組等に多くの方が関心を示す一方で、未だに関心が薄い方も存在することを示しており、環境活動の意義を伝え、生活習慣の改善を促す必要があると考えられる。</p> <p>【今後に向けた対策・方向性】</p> <p>平成24年10月1日の改正環境教育促進法の施行に伴い、県では、今後、環境教育計画の見直しを行うこととしていることから、新たな計画のなかで、地域、学校、行政等との連携・協働を盛り込むなど、環境活動へ取り組む人が増える施策を行い、最終目標の達成を目指す。</p> <p>【H25予算への反映状況(予定)】</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 拡充予定 <input type="checkbox"/> 現状維持 <input type="checkbox"/> 縮小予定 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> その他()</p> <p style="text-align: right;">未来環境推進課</p>							

指標	59	計画策定時の値 (H20年度)	H23年度		達成率	H24年度	H25年度	H26年度	最終目標値 (H27年度)
			目標値	実績値		目標値	目標値	目標値	
環境学習への参加者数	数値	71.2万人	73.1万人	※	-	73.6万人	74.1万人	74.6万人	75.0万人
指標の説明		目標値の設定理由と達成後の姿							
学校やNPO、事業者、行政等を対象とした「環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する長崎県基本計画」調査における、環境学習等の参加者数(延べ人数)です。		県民それぞれが、地球温暖化防止や循環型社会の形成、生物多様性保全について関心を高め、環境学習への参加を通じて自主的に環境活動に取り組むことにより、未来につながる環境にやさしい長崎県が実現されます。							
分析・検証		<p>【平成23年度の達成状況とその要因分析】</p> <p>●平成23年度目標の達成状況： <input type="checkbox"/> 達成 <input type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 未達成</p> <p>※平成23年度実績値は、平成24年12月に把握予定。</p> <p>平成23年度は、東日本大震災後、放射性物質や電力供給の問題のため、節電への取り組みなどに多くの方が環境問題に関心を示した。生ごみ減量化リーダーや環境アドバイザーによる地域での活動も増加しており、目標は達成可能と思われる。</p> <p>【今後に向けた対策・方向性】</p> <p>国においては、平成24年10月1日に、改正環境教育促進法が施行されており、県では、今後、法の改正に伴う環境教育計画の見直しを行うこととしていることから、新たな計画のなかで、地域、学校、行政等との連携・協働を盛り込むなど、計画に沿って、環境活動へ取り組む人が増える施策を行い、最終目標達成を目指す。</p> <p>【H25予算への反映状況(予定)】</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 拡充予定 <input type="checkbox"/> 現状維持 <input type="checkbox"/> 縮小予定 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> その他()</p> <p style="text-align: right;">未来環境推進課</p>							

指標	60	計画策定時の値 (H21年度)	H23年度		達成率	H24年度	H25年度	H26年度	最終目標値 (H27年度)
			目標値	実績値		目標値	目標値	目標値	
環境アドバイザーの派遣数と参加者数		52回 3,408人	60回 2,900人	61回 3,058人	103%	60回 3,075人	60回 3,250人	60回 3,425人	60回 3,600人
指標の説明		目標値の設定理由と達成後の姿							
環境保全について理解を深め、環境教育を推進することを目的に、行政やPTA、学校、地域団体等を対象として自然環境や環境保全、生活環境、環境教育などの専門知識を有する「環境アドバイザー」を派遣する回数です。		環境アドバイザーによる講演会や体験学習を通じて、県民それぞれが、地球温暖化防止や循環型社会の形成、生物多様性保全について関心を高め、自主的に環境活動に取り組むことにより、未来につながる環境にやさしい長崎県が実現されます。							
分析・検証		<p>【平成23年度の達成状況とその要因分析】</p> <p>●平成23年度目標の達成状況： ■ 達成 □ 概ね達成 □ 未達成</p> <p>これまで、環境アドバイザーの派遣は夏休みに集中していた。そこで、平成23年度は、県から、年間を通して、市町等へ制度を紹介し活用を促し、また、環境アドバイザー（生ごみ減量化リーダーなど）自身が、地域等での制度活用に向けて掘り起こしを行った結果、目標を達成した。</p> <p>【今後に向けた対策・方向性】</p> <p>国においては、平成24年10月1日に、改正環境教育促進法が施行されており、県では、今後、法の改正に伴う環境教育計画の見直しを行うこととしていることから、新たな計画のなかで、地域、学校、行政等との連携・協働を盛り込むなど、計画に沿って、環境活動へ取り組む人が増える施策を行う。環境アドバイザー派遣についても、地域間のバランスに配慮しながら学校等への派遣回数を増やし、目標達成を目指す。</p> <p>【H25予算への反映状況（予定）】</p> <p>■ 拡充予定 □ 現状維持 □ 縮小予定 □ 廃止 □ その他（ ）</p>							
		未来環境推進課							

指標	61	計画策定時の値 (H21年度)	H23年度		達成率	H24年度	H25年度	H26年度	最終目標値 (H27年度)
			目標値	実績値		目標値	目標値	目標値	
生ごみ減量化リーダーの活動回数		795回	830回	912回	109%	848回	865回	883回	900回
指標の説明		目標値の設定理由と達成後の姿							
一般廃棄物の排出量抑制やリサイクル等を目的に、生ごみ堆肥化などの活動を行っている生ごみ減量化リーダーの活動回数です。		県内各市町における一般廃棄物の排出量削減の課題の一つに「生ごみ」があり、排出量の減少により、環境への負荷の削減と循環型社会の形成が推進されます。							
分析・検証		<p>【平成23年度の達成状況とその要因分析】</p> <p>●平成23年度目標の達成状況： ■ 達成 □ 概ね達成 □ 未達成</p> <p>近年、食育活動として、生ごみを堆肥化した畑での野菜づくりが学校・保育所等で広がっている。県では、これまでに、生ごみ減量化リーダーに対し、さらに地域等での活動が活発になるように、環境アドバイザー派遣制度の活用を促し、その結果、平成23年度は学校等での活動回数が増加した。また、平成23年度に、生ごみ減量化リーダーの入退会手続きを行い、これまで以上にリーダーの活動が盛んになった結果、目標を達成した。</p> <p>【今後に向けた対策・方向性】</p> <p>平成24年度より、一般廃棄物の排出量削減や再生利用率が低迷している市町に対して、必要な検討や提言を行うことを目的にゴミゼロ市町支援事業を実施している。なお、この中で生ごみの減量化を課題としている市町は約7割を占め、生ごみは市町のごみ減量化の主な課題の一つとなっている。このため、環境アドバイザー派遣回数の拡大などにより、リーダーの育成とともに活動回数の拡大を図り、目標達成を目指す。</p> <p>【H25予算への反映状況（予定）】</p> <p>□ 拡充予定 ■ 現状維持 □ 縮小予定 □ 廃止 □ その他（ ）</p>							
		未来環境推進課							

指標	62	計画策定時の値 (H21年度)	H23年度		達成率	H24年度	H25年度	H26年度	最終目標値 (H27年度)
			目標値	実績値		目標値	目標値	目標値	
環境管理システムの新規認証登録件数(累計)(再掲)		3件	16件	17件	106%	32件	48件	64件	80件 (平成23~27年度)
指標の説明	目標値の設定理由と達成後の姿								
	環境管理システムを導入した県内企業数								
分析・検証	<p>【平成23年度の達成状況とその要因分析】</p> <p>●平成23年度目標の達成状況： ■ 達成 □ 概ね達成 □ 未達成</p> <p>主な環境マネジメントシステム(EMS)のうち、「ISO14001」の認証登録については全国及び県内においても減少傾向であるが、環境省が策定したガイドラインに基づく「エコアクション21」については全国及び県内においても増加傾向である。本県では「エコアクション21」の地域事務局と連携し、ライオンズクラブの総会などにおいてEMS認証の説明と働きかけを行い、目標を達成した。</p> <p>【今後に向けた対策・方向性】</p> <p>今後、「エコアクション21」については県内のエコアクション21地方事務局と協議しながら、県商工会連合会など県内の商工関係団体等への働きかけを行い、最終目標達成を目指す。</p> <p>【H25予算への反映状況(予定)】</p> <p><input type="checkbox"/> 拡充予定 <input type="checkbox"/> 現状維持 <input type="checkbox"/> 縮小予定 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> その他()</p>								
	環境政策課								

環境保全のための共通的基盤的施策

指標	63	計画策定時の値 (H21年度)	H23年度		達成率	H24年度	H25年度	H26年度	最終目標値 (H27年度)
			目標値	実績値		目標値	目標値	目標値	
環境管理システムの新規認証登録件数(累計)		3件	16件	17件	106%	32件	48件	64件	80件 (平成23～27年度)
指標の説明	環境管理システムを導入した県内企業数								
分析・検証	<p>【平成23年度の達成状況とその要因分析】</p> <p>●平成23年度目標の達成状況： ■ 達成 □ 概ね達成 □ 未達成</p> <p>主な環境マネジメントシステム(EMS)のうち、「ISO14001」の認証登録については全国及び県内においても減少傾向であるが、環境省が策定したガイドラインに基づく「エコアクション21」については全国及び県内においても増加傾向である。本県では「エコアクション21」の地域事務局と連携し、ライオンズクラブの総会などにおいてEMS認証の説明と働きかけを行い、目標を達成した。</p> <p>【今後に向けた対策・方向性】</p> <p>今後、「エコアクション21」については県内のエコアクション21地方事務局と協議しながら、県商工会連合会など県内の商工関係団体等への働きかけを行い、最終目標達成を目指す。</p> <p>【H25予算への反映状況(予定)】</p> <p><input type="checkbox"/> 拡充予定 ■ 現状維持 <input type="checkbox"/> 縮小予定 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> その他()</p>								
環境政策課									

指標	64	計画策定時の値 (H21年度)	H23年度		達成率	H24年度	H25年度	H26年度	最終目標値 (H27年度)
			目標値	実績値		目標値	目標値	目標値	
農業生産工程管理(GAP)取り組み件数		59件	76件	90件	118%	82件	88件	94件	100件
指標の説明	<p>GAPIに取り組む産地の数。平成27年度までに100産地に増やす計画です。</p> <p>GAPIは、農業を行っていくうえで農薬・肥料・機械等を適切に利用するため、点検項目を設定し、点検・評価し改善することによって、食品安全、環境保全、労働安全に効率的に取り組むための手法です。GAPの取組件数を増やし環境保全型農業に取り組む産地を増やしていきます。</p>								
分析・検証	<p>【平成23年度の達成状況とその要因分析】</p> <p>●平成23年度目標の達成状況： ■ 達成 □ 概ね達成 □ 未達成</p> <p>消費者等の農産物の安全性に対する意識は高く、生産者側の意識をさらに高めるため、県では、農産物生産集団に対して、危害の未然防止の観点から農業生産工程管理(GAP)の実践について各種資料の配布や研修会によって説明するとともに、研修等により育成したGAP指導員による具体的な実践手法についての助言などによって、目標を超える取組件数の増加につなげた。</p> <p>【今後に向けた対策・方向性】</p> <p>実需等からの農産物の安全性に対する、より高い要求に対応できるよう、内部点検の充実等による農業生産工程管理(GAP)の高度化やその取組を適切かつ効果的に助言できる指導者の養成等を強化することで、質の高い農業生産工程管理(GAP)の取組拡大を図っていく。</p> <p>【H25予算への反映状況(予定)】</p> <p><input type="checkbox"/> 拡充予定 ■ 現状維持 <input type="checkbox"/> 縮小予定 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> その他()</p>								
農業経営課									

第6章 重点施策の動き

第1節 地球環境保全の取り組み

1 ゴミゼロながさきプロジェクト

<p><目標></p> <p>県民・事業者・行政等それぞれが役割分担しながら、連携・協力のうえ廃棄物減量化や再資源化に取り組み、ゴミのない資源循環型の長崎県「ゴミゼロながさき」を目指す。</p>	<p><指標></p> <p>[平成 23 年度]</p> <p>①1 人 1 日あたり一般廃棄物排出量 (916g/人・日)</p> <p>②一般廃棄物再資源化率 (19.9%)</p> <p>③産業廃棄物再資源化率のうち多量排出事業者再資源化率 (52%)</p> <p>④ごみ焼却施設数 (22 施設)</p> <p>⑤産業廃棄物処理業者の基準適合率 [立入検査回数に対する指導不要の業者数の割合] (94%)</p> <p>⑥排出事業者研修会参加者数 (260 人)</p> <p>⑦海岸漂着物の発生抑制対策、国際協力事業の実施回数 (6 回以上)</p> <p>⑧生ごみ減量化リーダーの活動回数 (830 回 (H23 年度))</p>	
<p>②H23 年度の取組状況</p>		
<p>・代表的な施策の実績と効果</p> <p>○長崎県廃棄物対策連絡協議会における長崎県廃棄物処理計画の進捗管理</p> <p>・県内市町と排出量の削減及び再生利用率の向上のための方策について検討を行った。</p> <p>※平成 23 年度の一般廃棄物排出量、再資源化率の実績値は、平成 25 年 3 月に把握できる予定</p> <p>○長崎県ごみ処理広域化計画</p> <p>・計画に基づくごみ処理施設等の集約化を図るため、市町等が循環型社会形成推進交付金活用のために策定した循環型社会形成推進地域計画に基づく事業を実施し、計画どおり実施した。</p> <p>○廃焼却炉解体支援事業</p> <p>・財政状況が厳しい市町が設置している廃焼却炉の解体経費に対する県単独補助を行い、早期解体を図った。(計画 5 施設→実施 5 施設)</p> <p>○PCB廃棄物処理推進事業</p> <p>・PCB廃棄物の全保管事業者 (239 事業者) に対し延べ 244 回の立入検査を実施し、長崎県PCB廃棄物処理計画に基づく適正保管及び処理を推進した。</p> <p>○産業廃棄物処理施設監視指導</p> <p>・産業廃棄物処理業者等に対し、効率的で統一的な立入検査を実施し産業廃棄物の不適正処理の未然防止を図り、産業廃棄物処理業者の基準適合率目標 94%に対し、95%と目標を達成した。</p> <p>○産業廃棄物審査指導</p> <p>・産業廃棄物の適正処理を徹底し排出抑制を推進するためには、処理業者のみならず排出事業者の役割が重要なため、産業廃棄物排出事業者 (建設業) 研修会を3回、多量排出事業者研修会を1回実施し、289 人の参加者があり目標とする 260 人を達成した。</p> <p>○廃棄物不適正処理対策事業</p> <p>・不法投棄・違法焼却の未然防止及び早期発見・改善を図るため、定期的な巡回パトロールを 2,501 回実施し、目標とする 1,900 回を達成した。</p> <p>○海岸漂着物地域対策推進事業</p> <p>・「長崎県海岸漂着物対策推進計画」に基づき、国、市町、民間団体等と連携を図りながら海岸漂着物の回収処理や発生抑制対策を全市町で実施した。</p> <p>○ゴミゼロながさき推進会議 ・構成団体の進捗状況管理 ・それぞれの自主的取組内容について検討し、ゴミゼロ</p>		

ながさき実践計画(計画年度:H24年度～H27年度)の見直しを行った。○ゴミゼロ県民運動支援事業・街頭キャンペーンや県HPなど、県民へのゴミゼロ意識の確立に向けて情報発信を行い、環境保全活動取組みの促進など一定の成果があった。(ゴミゼロホームページアクセス件数 H23年度目標値:5,000件、実績:5,654件)・生ごみ減量化、リサイクル活動に取り組む活動団体を支援。県内各市町における一般廃棄物の課題の一つに「生ごみ」があり、課題解決に向けて行政との情報交換など生ごみ減量化の取組みを推進。○ゴミゼロ市町支援事業・各市町等を対象に情報提供など研修会開催を開催。(年2回)○事業所支援事業・レジ袋の有料化導入。(H24.2.1～新上五島町6事業者14店舗)有料化前21%のマイバッグ持参率が有料化後約85%となっている。○快適環境保全推進事業・ごみの投げ捨て等防止重点地区等26地区の巡回指導等を実施。重点地区の散乱ごみの減量化に繋がっている。(重点地区散乱ごみの割合 H27年度目標値:32% H23年度実績:23%(各年度ごとの目標値なし))○リサイクル製品認定制度における新規認定数・H23年度目標値:10件、実績19件

③H23年度目標(指標)の達成状況

- ①②平成23年度の実績値は、環境省が実施する実態調査により、平成25年3月に把握できる予定
- ③産業廃棄物再資源化率のうち多量排出事業者再資源化率 目標52%、実績49.1%
- ④ごみ焼却施設数 目標22施設、実績22施設
- ⑤産業廃棄物処理業者の基準適合率[立入検査回数に対する指導不要の業者数の割合] 目標94%、実績95%
- ⑥排出事業者研修会参加者数 目標260人、実績289人
- ⑦海岸漂着物の発生抑制対策、国際協力事業の実施回数 目標6回以上、実績8回
- ⑧生ごみ減量化リーダーの活動回数(H23年度目標830回、実績912回)

④ ③の総合的な評価及びその理由

【評価】

概ね達成

【理由】

- ①② ※平成23年度の実績値は、環境省が実施する実態調査によりH25年3月に把握予定。
・H22年度データでは、排出量は945g/人・日と基準年のH20年度965g/人・日より減少傾向。
・H22年度データでは、再資源化率は17.5%と基準年のH20年度15.8%より増加傾向。
- ③産業廃棄物再資源化率のうち多量排出事業者再資源化率を指標として評価。49.1%とH22より上昇したが目標には達していない。事業者の個々の取組みが重要であることから、産業廃棄物排出事業者研修会等を通じ、産業廃棄物の排出抑制及びリサイクル推進について周知を図っており、研修会参加者数については目標値を上回っている。
※産業廃棄物再資源化率(長崎県廃棄物処理計画)の各年度目標値は、5年毎の調査であり設定していない。次回は平成25年度データの調査となる。
- ④長崎県ごみ処理広域化計画においてごみ処理施設の集約化を推進しており、年度ごとの集約目標である22施設については達成した。
- ⑤産業廃棄物の不適正処理を未然防止を図るため、立入検査を実施した結果、立入検査回数に対する指導不要の業者数割合をあらゆる基準適合率は95%と目標を達成した。
- ⑥産業廃棄物の適正処理を徹底し、排出抑制及びリサイクルを推進するには排出事業者の役割が重要なことから、排出事業者研修会を実施し289人の参加者があり目標を達成した。
- ⑦NPO団体や市町等と連携・協力し、日韓海峡沿岸漂着ごみ一斉清掃や街頭キャンペーンでのパネル展示、環境教育等、発生抑制対策及び国際協力事業として8事業を実施し目標を達成した。
- ⑧生ごみ減量化リーダーの活動回数については、912回と目標値を上回った。
- ⑨ながさき環境県民会議において、県民・事業者・民間団体等の各主体と連携・協力し、ゴミゼロながさき実践計画に基づき各主取組を実践した。
- ⑩レジ袋有料化の導入や啓発キャンペーンなど「ゴミゼロながさき」の形成を目指し、各種事業を実施し、ほぼ目標どおりの成果を達成した。
- ⑪リサイクル製品認定制度における新規認定件数についても目標値を上回った。

⑤H24年度の取組内容(年間計画及び上半期実績)

- ・長崎県廃棄物対策連絡協議会を開催し、排出量削減及び再生利用率の向上に向けた先進的な取組み事例を参考にし、各市町における今後の施策展開について検討を行う。
- ・市町において、循環型社会形成推進交付金を活用したごみ処理施設の整備を図る。(H24年度 年間計画 8施設 上半期実施(着手) 7施設)
- ・市町が行う廃焼却炉解体について、解体経費に対する県単独補助を行い、廃焼却炉の早期解体を図る。(H24年度 年間計画 8施設 上半期実施(着手) 7施設)

- ・PCB廃棄物の全保管事業者に対する立入検査を実施し処理するまでの間の適正保管を徹底させるとともに、県有施設(本土分)に保管しているPCB廃棄物(高濃度)を、日本環境安全事業(株)において適正処理する。
(対象県有施設 19 施設)
- ・産業廃棄物処理業者に対し、頻繁な立入検査を実施し、不適正処理の未然防止を図る。
(目標 3,400 回、上半期実績 2,615 回)
- ・産業廃棄物排出事業者及び多量排出事業者を対象とした研修会及び産業廃棄物処理事業者を対象とした優良産廃処理事業者認定制度説明会を実施し、産業廃棄物の適正処理、排出抑制及びリサイクル推進について周知を図る。(年間計画 260 人)
- ・定期的な巡回パトロールを実施し、不法投棄・違法焼却の未然防止及び早期発見・改善を図る。
(年間計画 1,900 回、上半期実績 1,216 回)
- ・「長崎県海岸漂着物対策推進計画」に基づき、国、市町、民間団体等と連携を図りながら、海岸漂着物の回収処理や発生抑制対策及び国際協力事業を実施する。
(発生抑制対策及び国際協力事業 年間計画 6 回 上半期実績 3 回)
- ・H24 年度を始期とする「ゴミゼロながさき実践計画」を策定したことから、ながさき環境県民会議において、県民、事業者、消費者、地域活動団体などの各主体と連携・協力し、ゴミゼロながさき実践計画に基づく、各種取組を実践している。
- ・H24 年度から新たにゴミゼロ市町支援事業に取り組んでいる他、レジ袋有料化取組地域の拡大や啓発キャンペーンの実施等についても引き続き実施し、目標達成を目指す。

⑥H25 年度の取組内容(予定)

- ・長崎県廃棄物対策連絡協議会を開催し、排出量削減及び再生利用率の向上に向けた先進的な取組み事例を参考にし、各市町における今後の施策展開について検討を行う。
- ・市町において、循環型社会形成推進交付金を活用したごみ処理施設の整備を図る。
- ・廃焼却炉解体支援にかかる県単補助は H24 年度で事業終了のため、未解体施設については、今後、国の交付金制度等を活用した早期解体の推進を図る。
- ・PCB廃棄物の全保管事業者に対する立入検査を実施し処理するまでの間の適正保管を徹底させるとともに、県有施設に保管しているPCB廃棄物を適正処理する。また、PCB廃棄物の未届事業者及び事業者自身も把握していない微量PCB廃棄物の掘り起こしを行い早急な処理対策を図る。
- ・産業廃棄物処理業者に対し頻繁な立入検査を実施し、不適正処理の未然防止を図る。
- ・産業廃棄物排出事業者及び多量排出事業者を対象とした研修会及び産業廃棄物処理事業者を対象とした優良産廃処理事業者認定制度説明会を実施し、産業廃棄物の適正処理、排出抑制及びリサイクル推進について周知を図る。
- ・巡回パトロールを実施し、不法投棄・違法焼却の未然防止及び早期発見・改善を図る。
- ・「長崎県海岸漂着物対策推進計画」に基づき、国、市町、民間団体等と連携を図りながら、海岸漂着物の回収処理や発生抑制対策及び国際協力事業を実施する。
- ・H24 年度に引き続き、「ゴミゼロながさき実践計画」に基づいて、ゴミゼロ市町支援事業やレジ袋有料化取組地域の拡大など資源循環型社会の長崎県「ゴミゼロながさき」を目指し、各種事業に取り組んでいく。

2 ナガサキ・グリーンニューディール

<p><目標></p>	<p><指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ■長崎 EV&ITS プロジェクト推進事業 <ul style="list-style-type: none"> ・活動指標:EV&ITS レンタカー等の導入台数(台) ■環境実践モデル都市推進事業 <ul style="list-style-type: none"> ・モデル都市選定数 2ヶ所 ・実行計画策定数 2件 ■新エネルギー産業等プロジェクト推進事業 <ul style="list-style-type: none"> ・国の競争的資金獲得件数 3件 ・環境・新エネルギー分野で取引を拡大する企業数 5社 	<ul style="list-style-type: none"> ■長崎 EV&ITS プロジェクト推進事業 <p>成果指標:</p> <ul style="list-style-type: none"> ・先導的な EV&ITS 導入モデルの創出(件) ・未来型ドライブ観光の体験者数(万人日)
<p>②H23 年度の取組状況</p>		
<p>・「ナガサキ・グリーンニューディール推進方針」を策定し、政策横断プロジェクト「ナガサキ・グリーンニューディール」における基本的な方針を整理した。</p> <p>プロジェクトの柱のひとつである『再生可能エネルギーの利活用』については、以下のような取組みを実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新エネルギー産業等プロジェクト推進事業において、専任のプロジェクトマネージャーを配置し、製品・技術開発のための事業可能性調査や産業展示会出展を支援した。 <p>プロジェクトの柱のひとつである『省エネ技術の導入』については、以下のような取組みを実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間事業者等省エネ・グリーン化推進事業において、「中小企業競争力強化支援事業費補助金」の省エネ設備導入枠として、県内中小製造業者の生産現場における省エネの取組みを支援し、コスト削減を図った。(補助実績:5社 4,482 千円) <p>プロジェクトの柱のひとつである『環境保全型産業の振興』については、以下の取組みを実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新事業チャレンジ応援事業において、「環境・新エネルギー」分野において新事業に取り組む中小企業者等が行う商品開発後の事業化に対し支援を行った。(補助実績:4社 5,000 千円) ・新エネルギー産業等プロジェクト推進事業において、専任のプロジェクトマネージャーを配置し、製品・技術開発のための事業可能性調査や産業展示会出展を支援した。 <p>プロジェクトの柱のひとつである『社会システムの構築』については、以下の取組みを実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境実践モデル都市推進事業において、西海市を新たに選定し、平成 22 年度に選定した対馬市の 2 都市に対し、再生可能エネルギー等にかかる事業化についての支援を行った。 ・ワーキンググループの設置や ITS スポット、ITS スポット対応車載器、充電ネットワークの整備、未来型ドライブ観光システムの構築等の検討、EV 等レンタカー・急速充電器・普通充電器の追加配備を引き続き行うとともに、韓国のコソシアムと MOU 締結を行い、海外への情報発信を行うことにより、先導的な EV & ITS 導入モデルの創出に寄与している。 		
<p>③H23 年度目標(指標)の達成状況</p>		
<ul style="list-style-type: none"> ・環境実践モデル都市推進事業において、これまでに対馬市、西海市2都市を環境実践モデル都市に選定し、目標とした2ヶ所を達成した。また、各都市において、実行計画を策定しており、目標とした2件を達成した。 ・新エネルギー産業等プロジェクト推進事業において、国の競争的資金獲得件数は3件で、目標とした3件を達成した。また、環境・新エネルギー分野で取引を拡大する企業数は 20 社となり、目標とした5社を達成した。 ・EV&ITS レンタカー等として五島地区に EVPHV を H23 年度に 21 台導入した。 ・ITS スポット、ITS スポット対応車載器、充電ネットワークの整備、未来型ドライブ観光システムの構築等の検討等、先導的な EV & ITS 導入モデルを創出した。 ・未来型ドライブ観光について、H23 年度目標の 2.5 万人に対し、2.3 万人の体験者数があった。 		

④ ③の総合的な評価及びその理由
<p>【評価】 概ね達成</p> <p>【理由】 プロジェクトを構成する施策に取り組んだ結果、概ね目標を達成したため。</p>
⑤H24年度 of 取組内容(年間計画及び上半期実績)
<p>プロジェクトを構成する各施策に取り組み、プロジェクト実現を目指している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新エネルギー産業等プロジェクト推進事業については、製品・技術開発のための事業可能性調査を6件、産業展示会出展を4件支援する。 ・民間事業者等省エネ・グリーン化推進事業については、「ものづくり経営基盤強化支援事業費補助金」の省エネ導入枠として、県内中小企業製造業者の生産現場の省エネ取組みを支援。補助採択:3社 1,694千円。 ・新事業チャレンジ応援事業では、「環境・新エネルギー」分野において新事業に取り組む中小企業者等が行う商品開発後の事業に対し支援。補助採択:3社 6,000千円 ・環境実践モデル都市推進事業では、今年度、これまでの推進会議やコンソーシアム等における支援に加え、環境実践モデル都市の区域内において、地域資源を活用した環境・エネルギー産業事業化調査(対馬市:バイオマス活用、西海市:潮流発電)に係る助成を行う。 ・長崎EV&ITSプロジェクトを県内関連産業の振興に繋げるため、県内地場企業の電気自動車等関連産業への参入を推進するための地元事業化検討会を充実させ、有識者や事業者の交流促進を図るとともに、電気自動車等の研究開発・試作品開発・災害時対応型技術開発等を支援し、県内地場企業の技術力向上・事業化を促進するため、長崎県EV等関連産業参入促進事業として事業を拡充している。8月、10月の2回に渡って、EV等関連産業参入支援制度の公募を実施した結果、事業化可能性調査2件、試作品開発補助2件の合計4件を採択した。
⑥H25年度 of 取組内容(予定)
<p>プロジェクトを構成する各施策に引き続き取り組み、プロジェクトの実現を目指す。平成23年度に一部、目標未達成であった長崎EV&ITSプロジェクトについても、観光コンテンツの充実を進めるとともに、エビッツモデルの地元運営体制の確立に向けたサポートを併せて実施。また、平成25年度のITS世界大会での情報発信など、完成したエビッツモデルを国内外にアピールし、五島における未来型ドライブ観光システムの利活用を更に促していく。加えて、エコアイランド五島プロジェクトとして、「超小型Eモビリティ」の「実証フィールドの形成」「県内中小企業の参入支援・製造車の率先導入」など、県内次世代自動車産業の育成に取り組む。</p>

3 生物多様性保全プロジェクト

<p><目標></p> <p>①種の絶滅を回避する ②多様な生態系の保全、再生を図る ③持続可能な利用を進める ④生物多様性の恵みに触れる ⑤生物多様性の保全と持続可能な利用による地域活性化を図る</p>	<p><指標></p> <p>指標の設定無し</p>																											
<p>②H23 年度 of 取組状況</p>																												
<p>・代表的な施策の実績と効果</p> <p>○「ながさきの希少な野生動植物」(長崎県レッドデータブック)の改訂</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長崎県レッドデータブックの発行 <p>○希少野生動植物保全事業費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・希少野生動植物種保存地域指定(長崎市、諫早市、長与町、時津町) ・改訂版長崎県レッドリスト掲載種の保護・保全方針の策定 <p>○緑といきもの賑わい事業(うち生物多様性保全事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(県)自然環境保全地域の標識改修 ・(補助)外来植物除去、トンボ生息地保全、ビオトープ整備 																												
<p>③H23 年度目標(指標)の達成状況</p>																												
<p>指標無し</p>																												
<p>④ ③の総合的な評価及びその理由</p>																												
<p>【評価】</p>																												
<p>添付の進捗状況より、関係機関において、継続的な取組みがなされており、また、代表的な事業において、目標を達成していることから、一定の成果をあげていると評価する。</p>																												
<p>【理由】</p>																												
<p>環境基本計画において数値目標を持ち、本プロジェクトを構成する主な事業の達成状況は以下のとおり。</p>																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>事業名</th> <th>環境基本計画目標</th> <th>H23 年度実績</th> <th>H23 年度累計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1</td> <td>希少野生動植物種保存地域の指定</td> <td>H27:8 地域</td> <td>1 地域指定</td> <td>4 地域指定</td> </tr> <tr> <td>緑といきもの賑わい事業</td> <td>H27:22 か所</td> <td>4 箇所実施</td> <td>13箇所実施</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>自然歩道の整備事業</td> <td>H27:465.4km</td> <td>125.1km</td> <td>465.4km</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>海砂採取の計画の認可及び採取許可</td> <td>H25:270 万m³</td> <td>257万m³</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		事業名	環境基本計画目標	H23 年度実績	H23 年度累計	1	希少野生動植物種保存地域の指定	H27:8 地域	1 地域指定	4 地域指定	緑といきもの賑わい事業	H27:22 か所	4 箇所実施	13箇所実施	2	自然歩道の整備事業	H27:465.4km	125.1km	465.4km	3	海砂採取の計画の認可及び採取許可	H25:270 万m ³	257万m ³					
	事業名	環境基本計画目標	H23 年度実績	H23 年度累計																								
1	希少野生動植物種保存地域の指定	H27:8 地域	1 地域指定	4 地域指定																								
	緑といきもの賑わい事業	H27:22 か所	4 箇所実施	13箇所実施																								
2	自然歩道の整備事業	H27:465.4km	125.1km	465.4km																								
3	海砂採取の計画の認可及び採取許可	H25:270 万m ³	257万m ³																									
<p>⑤H24 年度 of 取組内容(年間計画及び上半期実績)</p>																												
<p>別紙「長崎県生物多様性保全戦略(H21年3月策定)の進捗状況」のとおり</p>																												
<p>⑥H25 年度 of 取組内容(予定)</p>																												
<p>1. 自然環境の監視と種の保護・生態系の保全の強化 2. 人とふるさとの自然とのつながりの回復 3. 多様な地域資源としての活用 4. 多様な主体とのつながりによる連携・協働の推進 5. 普及啓発の推進 以上の5つの方針に基づき取り組む予定。</p>																												

長崎県生物多様性保全戦略の進捗状況について

I 長崎県生物多様性保全戦略の基本方針と主な事業

1 自然環境の監視と種の保護・生態系の保全の強化

(1) 調査研究の推進

- 「ながさきの希少な野生動植物」(長崎県レッドデータブック)の改訂(H20～23)
- 希少野生動植物保全事業費(H23～モニタリング調査)

(2) 種の保護、生態系の保全・再生

- 希少野生動植物種・希少野生動植物種保存地域の指定
- ツシマヤマネコ保護増殖事業(モニタリング調査、イエネコ対策、交通事故対策等)
- ナショナルトラスト運動(民間団体によるツシマヤマネコ保護区の土地買収)
- 緑といきもの賑わい事業(種の保護増殖や生態系の保全・再生活動への助成)
- 漁場環境保全創造事業(海底耕耘・清掃、藻場の造成、底質の改善)

2 人とふるさとの自然とのつながりの回復

(1) 生物多様性とのふれあいの推進

- ① 自然とのふれあいの場(県民の森、公園・緑地、遊歩道等)の保全・整備
 - 自然ふれあい施設の整備等(園地、標識、自然歩道等の整備)
 - 自然公園の美化清掃活動
- ② 自然とのふれあいの機会(探鳥会やいきもの調査、自然体験イベントなど)の提供
 - 自然に親しむ運動(探鳥会、自然観察会等)

(2) 社会経済活動における取組

- ① 農林業
 - 人と環境にやさしい農業対策事業(県版GAPの推進、有機栽培等の取組み拡大)
- ② 水産業
 - 離島漁業再生支援交付金事業(藻場・干潟の造成・保全活動、ブルーツーリズム)
 - 漁場の環境・生態系保全活動総合対策事業(藻場・干潟等の保全活動に対する支援)
- ③ 観光産業
 - エコツーリズム、グリーンツーリズム、ブルーツーリズム

3 多様な地域資源としての活用

- ツバキ林の整備・活用(ツバキ植栽地調査、ツバキ育成に関する講習会等)
- 佐護ツシマヤマネコ米づくり(減農薬により希少野生動植物に配慮したブランド米)

4 多様な主体のつながりによる連携・協働の推進

- (1) 地域、NPO等市民、企業、市町等との連携・協働
○NPO等による希少野生動植物種生息・生育地の保全活動
- (2) 動物園、水族館、植物園等との連携・協働
○RDB掲載種の生息・生育域外保全、飼育・栽培下繁殖
(九十九島水族館、九十九島動植物園、県亜熱帯植物園等)
- (3) 農地、道路、河川、海洋・海岸等における事業部局との連携・協働
○総合流域防災事業(多自然型川づくりによる整備)
- (4) 国境を越える環境問題への対応のための連携・協働
○長崎県漂流・漂着ごみ対策事業(海岸漂着物等の回収処理等)
- (5) 大学等の研究機関・研究者や専門家との連携・協働
- (6) NPO等との意見交換会、21長崎県環境づくり推進本部などの体制・しくみづくり

5 普及啓発の推進

- 改訂版長崎県レッドデータブック【普及版】の発行(H23)
- 生物多様性保全戦略推進事業(H22～:啓発展示イベントの開催、県内巡回展)

II 関連事業の事業費(再掲は除く)

		H23年度(千円)	H24年度(千円)
1	自然環境の監視と種の保護・生態系の保全の強化	841,450	939,053
2	人とふるさとの自然とのつながりの回復	2,644,912	2,960,216
3	多様な地域資源としての活用	2,781	2,202
4	多様な主体のつながりによる連携・協働の推進	4,239,333	2,732,868
5	普及啓発の推進	6,350	6,991
合 計		7,734,826	6,641,330

III 主要な事業の数値目標(環境基本計画との共通掲載事業)

	事業名	環境基本計画目標	H23年度実績	H23年度累計
1	希少野生動植物種保存地域の指定	H27: 8地域	1地域指定	4地域指定
	緑といきもの賑わい事業(生物多様性保全事業)	H27: 22か所	4箇所実施	13箇所実施
2	自然歩道の整備事業	H27: 465.4km	125. 1km	465. 4km
4	海砂採取の計画の認可及び採取許可	H25: 270万 ³	257万 ³	

IV 主要事業(自然環境課)の概要

1 自然環境の監視と種の保護・生態系の保全の強化

(1) 調査研究の推進 (資料1-2 1ページ)

○「ながさきの希少な野生動植物」(長崎県レッドデータブック)の改訂(H20~23)	
【目的】	生物多様性保全のための基礎資料である県版レッドデータブック(H12年度作成)を10年ぶりに改訂し、県内の希少な野生動植物の最新の生息・生育状況を反映した「改訂版長崎県レッドリスト」を作成する。
【内容】	専門家による現状確認、生息・生育状況等調査(H20~22年度) (対象:植物、哺乳類、鳥類、昆虫類、両生・爬虫類、魚類、貝類・甲殻類等) ↓ 改訂版掲載種の評価・選定(H22年度) ↓ 改訂版長崎県レッドリスト作成(H23年3月) ↓ H23年度:行政職員向け説明会開催(7会場で実施済) 改訂版長崎県レッドデータブック【普及版】発行(3月)

○希少野生動植物保全事業費(うちモニタリング調査)(H23~)	
【目的】	希少野生動植物のモニタリング調査を継続する。
【内容】	H20~22年度の調査結果を踏まえ、特に絶滅のおそれの高い種や継続監視が必要な種などを対象に、各分野の専門家の協力を得て毎年度のモニタリング調査を継続

(2) 種の保護、生態系の保全・再生

○希少野生動植物保全事業費(H19~22、H23~)	
【目的】	絶滅のおそれのある希少な野生動植物及びその生息・生育地を保護・保全するための施策を実施する。
【内容】	(～H22年度) ・未来環境条例に基づく自然環境保全地域や希少野生動植物種保存地域の指定 H19年度:久良木湿原自然環境保全地域指定(西海市大瀬戸町) H20年度:希少野生動植物種保存地域指定(西海市) H21年度:希少野生動植物種保存地域指定(佐世保市) H22年度:希少野生動植物種保存地域指定(川棚町、東彼杵町、大村市) (H23年度) ・希少野生動植物種保存地域指定(長崎市、諫早市、長与町、時津町) ・改訂版長崎県レッドリスト掲載種の保護・保全方針の策定 (H23年度～) ・保護・保全が必要な種に係る自然環境保全地域や希少野生動植物種保存地域の指定

○緑といきもの賑わい事業(うち生物多様性保全事業)(H21～)	
【目的】	県生物多様性保全戦略に基づく各種の保全対策等を、各事業主体(県、市町、民間)が具体的に推進する。
【内容】	<p>事業主体: 県、市町・民間団体(補助) 対象事業: 保全地域等の保全事業 希少野生動植物の保護増殖事業 生物の生息・生育空間の創出事業 等</p> <p>補助率:(市町)2/3以内(離島部) 1/2以内(財政力指数0.42以下の本土部) 1/3以内(財政力指数0.42超の本土部) ※上限350万円、下限50万円</p> <p>(民間)2/3以内 ※上限120万円、下限15万円</p> <p>H21年度:(県)亜熱帯植物園での希少植物増殖施設整備 (補助)草原再生、外来植物除去、ビオトープ整備 H22年度:(県)自然環境保全地域防護柵 (補助)外来植物除去、トンボ生息地保全 ツシマヤマネコ生息地保全、ビオトープ整備 H23年度:(県)自然環境保全地域の標識改修 (補助)外来植物除去、トンボ生息地保全、ビオトープ整備</p>

2 人とふるさとの自然とのつながりの回復
(1) 生物多様性とのふれあいの推進

○九州自然歩道・世界文化遺産教会群巡礼ルート整備事業(H21～23)	
【目的】	世界遺産登録暫定リストに掲載された長崎の教会群を結ぶルートを九州自然歩道に加えることにより、五島、平戸等の美しい自然とふれあいながら、教会群を巡ることのできる長距離自然歩道を整備する。
【内容】	<p>計画区域: 佐世保市、平戸市、五島市、小値賀町、新上五島町 幹線延長約230km</p> <p>H21年度: ルート全体の精査、標識デザイン調査 H22年度: 五島市奈留島・福江島での整備(歩道、標識類、トイレ等) H23年度: 佐世保市、平戸市、五島市、小値賀町、新上五島町での整備 (歩道、標識類、トイレ等)</p>

○島原半島ジオパーク支援事業 H21・22 島原半島ジオパーク案内板整備 H23 島原半島ジオパーク連携施設整備事業	
【目的】	県有施設における解説板や展示の追加・リニューアル等により、ジオパークの利用促進と機能強化を図る。
【内容】	<p>H21年度: 仁田峠に解説板設置 H22年度: 妙見岳、絹笠山、田代原に解説板設置 H23年度: 田代原トレイルセンター(展示のリニューアル) 仁田峠インフォメーションセンター (壁面展示とレクチャースペースの追加)</p>

第2節 豊かな水環境の保全・創造の取り組み

1 大村湾再生プロジェクト

<p><目標></p> <p>・第2期大村湾環境保全・活性化行動計画に基づき、平成25年度末を目標として大村湾の水質改善を図る。</p> <p>①大村湾における水質改善 (COD2.2mg/L、窒素0.2mg/L、リン0.02mg/L)</p> <p>②大村湾流域の污水处理人口普及率91.2%以上の達成</p>	<p><指標></p>	
<p>②H23年度の取組状況</p>		
<p>・代表的な施策の実績と効果</p> <p>①大村湾流域において公共下水道や浄化槽等の整備を推進し、大村湾流域の污水处理人口を高めることにより、水質改善に努めた。</p> <p>②大村湾環境改善のための啓発活動として、スナメリかわら版の発行を行った。</p> <p>③大村湾内における貧酸素水塊の実態解明等のため、貧酸素水塊観測情報システムを構築した。</p> <p>④大村湾環境改善のため、活動団体との協働事業を実施した。</p> <p>⑤大村湾環境改善のための啓発活動として、指導者等を対象とした環境学習会を開催した。</p> <p>⑥大村湾の水質改善及び環境美化のため、大村湾浮遊ゴミ除去対策事業への補助を行った。</p>		
<p>③H23年度目標(指標)の達成状況</p>		
<p>①平成23年度末時点で、大村湾のCODは全湾平均で2.0mg/Lとなった。</p>		
<p>②同じく平成23年度末時点で、大村湾流域の污水处理人口普及率は89.8%となった。</p>		
<p>④ ③の総合的な評価及びその理由</p>		
<p>【評価】</p> <p>十分な水質改善とは言えないため、さらに継続して改善に取り組む必要がある</p> <p>【理由】</p> <p>①第2期大村湾環境保全・活性化行動計画の目標値はCOD2.2mg/Lであるが、一方で大村湾の環境基準はCOD2.0mg/Lと設定されているので、環境基準達成を目指した取り組みが必要である。</p> <p>②環境基準の目標達成は全測点における基準達成が必要であるが、環境基準であるCOD2.0mg/Lを上回る測点が大村湾内17測点のうち8測点存在する。</p> <p>③大村湾の水質は気候等の諸条件により、一時的に改善する場合があるため、継続して水質改善に向けた取り組みが必要である。</p>		
<p>⑤H24年度の取組内容(年間計画及び上半期実績)</p>		
<p>①大村湾流域において公共下水道や浄化槽等の整備を推進し、大村湾流域の污水处理人口を高めることにより、水質改善に努めた。</p> <p>②大村湾内における貧酸素水塊の実態解明等のため、貧酸素水塊観測を行い、長崎大学へ研究委託することにより、貧酸素水塊観測情報解析及び予測検討業務を行った。(上半期において観測実施及び委託契約締結済)</p> <p>③大村湾環境改善のため、活動団体との協働事業の実施準備作業を行った。(年間計画2回、上半期実績無)</p> <p>④大村湾環境改善のための啓発活動として、指導者等を対象とした環境学習会を開催した。(年間計画2回、上半期実績2回)</p> <p>⑤大村湾の水質改善及び環境美化のため、大村湾浮遊ゴミ除去対策事業への補助を行った。(上半期において負担行為済)</p>		
<p>⑥H25年度の取組内容(予定)</p>		
<p>①大村湾流域において公共下水道や浄化槽等の整備を推進し、大村湾流域の污水处理人口を高めることにより、水質改善に努める。</p> <p>②大村湾内における貧酸素水塊の実態解明等のため、貧酸素水塊観測を行い、長崎大学へ研究委託することにより、貧酸素水塊観測情報解析及び予測検討業務を行う。</p>		

- ③大村湾環境改善のため、活動団体との協働事業を実施する。
- ④大村湾環境改善のための啓発活動として、指導者等を対象とした環境学習会を開催する。
- ⑤大村湾の水質改善及び環境美化のため、大村湾浮遊ゴミ除去対策事業への補助を行う。

2 諫早湾環境対策プロジェクト

<p><目標> 【H19年度の目標】(諫早湾干拓調整池水辺環境の保全と創造のための行動計画) ①水質(COD75%値):5.0mg/L ②生活排水処理率:68.6% 【平成24年度の目標】(第2期諫早湾干拓調整池水辺環境の保全と創造のための行動計画) ①水質(COD75%値):5.0mg/L ②生活排水処理率:82.5%</p>	<p><指標></p>	
<p>②H23年度取組状況</p>		
<p>①生活排水対策 下水道・集合処理施設・合併浄化槽に係る整備事業の推進、生活排水対策支援 ②工場・事業場排水対策 立入調査による監視指導 ③面源負荷削減対策 環境保全型農業の推進(水田・畑地の施肥・農薬削減対策や裸地対策) ④調整池及び調整池流入河川・水路の浄化対策 河川整備(浚渫工事等)、戦略プロジェクト研究、国庫委託事業 ⑤環境保全・創造のための住民活動の推進 ISEネットを中核とした環境活動の取り組み(環境イベントや清掃活動の実施)</p>		
<p>③H23年度目標(指標)の達成状況</p>		
<p>①水質(COD75%値):7.7mg/L ⇒ 未達成(目標5.0mg/L) ②汚水処理人口普及率:83% ⇒ 達成(目標80.9%)</p>		
<p>④ ③の総合的な評価及びその理由</p>		
<p>【評価】 第2期計画での水質保全目標値達成の評価は、最終年度である平成24年度の実績により判断される。平成23年度までの数値を見ると、COD75%値に関しては、H16年度の数値をピークに緩やかな減少傾向にあるものの、水質保全目標値(5.0mg/L)は達成できていない状況。 平成24年度は第2期行動計画の最終年度にあたる。現在、関係機関による事業において各施策を実行中であるが、計画見直しに伴い水質保全対策の検証を行なっているが、水質保全目標値の達成は厳しい状況である。 【理由】 流域からの生活排水に起因するものや、面源由来の施肥・農薬使用に伴う汚濁負荷が高いこと、また調整池の潜在的汚濁負荷による巻き上げや内部生産に起因するものである。</p>		
<p>⑤H24年度取組内容(年間計画及び上半期実績)</p>		
<p>①生活排水対策 下水道・集合処理施設・合併浄化槽に係る整備事業の推進、生活排水対策支援 ②工業・事業場排水対策 立ち入り調査による監視指導 ③面源負荷削減対策 環境保全型農業の推進(水田・畑地の施肥・農薬削減対策や裸地対策) ④調整池及び調整池流入河川・水路の浄化対策 河川整備(浚渫工事等)、戦略プロジェクト研究、国庫委託事業 ⑤環境保全・創造のための住民活動の推進 ISEネットを中核とした環境活動の取り組み(環境イベントや清掃活動の実施)</p>		
<p>⑥H25年度取組内容(予定)</p>		
<p>平成25年度からは第3期行動計画により事業を実施していく方針。第2期行動計画で進捗管理している関係機関実施の事業については、鋭意精査し、各対策を継続していくことを基本とする。また、流域や調整池にかかる抜本的な水質浄化対策を九州農政局に求め、施策を構築し、本事業を推進していく方針。</p>		

3 島原半島窒素負荷低減プロジェクト

<p><目標></p> <p>・島原半島地域における地下水の硝酸性窒素等による汚染問題に対応するため、同地域の地下水の現状を把握し、窒素負荷の低減を図る。</p>	<p><指標></p> <p>・環境基準超過地点数が17地点中、平成21年度時点の10地点より増加しない。 (超過率$10/17=58.8\%$を増加しない)</p>	
<p>②H23年度取組状況</p>		
<p>・代表的な施策の実績と効果</p> <p>(1) 窒素負荷低減計画に基づく継続監視調査については継続し、さらに追跡井戸調査を72地点において実施。</p> <p>①継続監視(17地点) 島原市(12)、雲仙市(4)、南島原市(1) 環境基準超過地点数 8地点 超過率:47.1%</p> <p>②追跡井戸調査(72地点) 島原市(38) 雲仙市(19) 南島原市(15) 環境基準超過地点数 35地点 超過率:48.6%</p> <p>(2) 関係行政機関、学識経験者、農業団体等からなる島原半島窒素負荷低減対策会議・幹事会(5月・</p>		
<p>③H23年度目標(指標)の達成状況</p>		
<p>継続監視調査結果において、環境基準を超過した地点は17地点中8地点で、計画の短期目標(平成21年度時点の10地点より悪化しない)を達成した。</p>		
<p>④ ③の総合的な評価及びその理由</p>		
<p>【評価】</p> <p>・125%(指標の超過率 $10/17=58.8\%$ に対して、実績の超過率$8/17=47.1\%$)</p>		
<p>【理由】</p> <p>島原半島窒素負荷低減計画に基づき、農業対策、畜産対策、生活排水等対策の継続的な取組により地下水の硝酸性窒素等濃度が悪化しない状況で推移している。</p>		
<p>⑤H24年度取組内容(年間計画及び上半期実績)</p>		
<p>・年2回の幹事会において窒素負荷低減計画の進捗状況を検証しながら取組を進めていく。 ・第1回幹事会の開催(5月29日)</p>		
<p>⑥H25年度取組内容(予定)</p>		
<p>・年2回の幹事会において窒素負荷低減計画の進捗状況を検証しながら取組を進めていく。</p>		

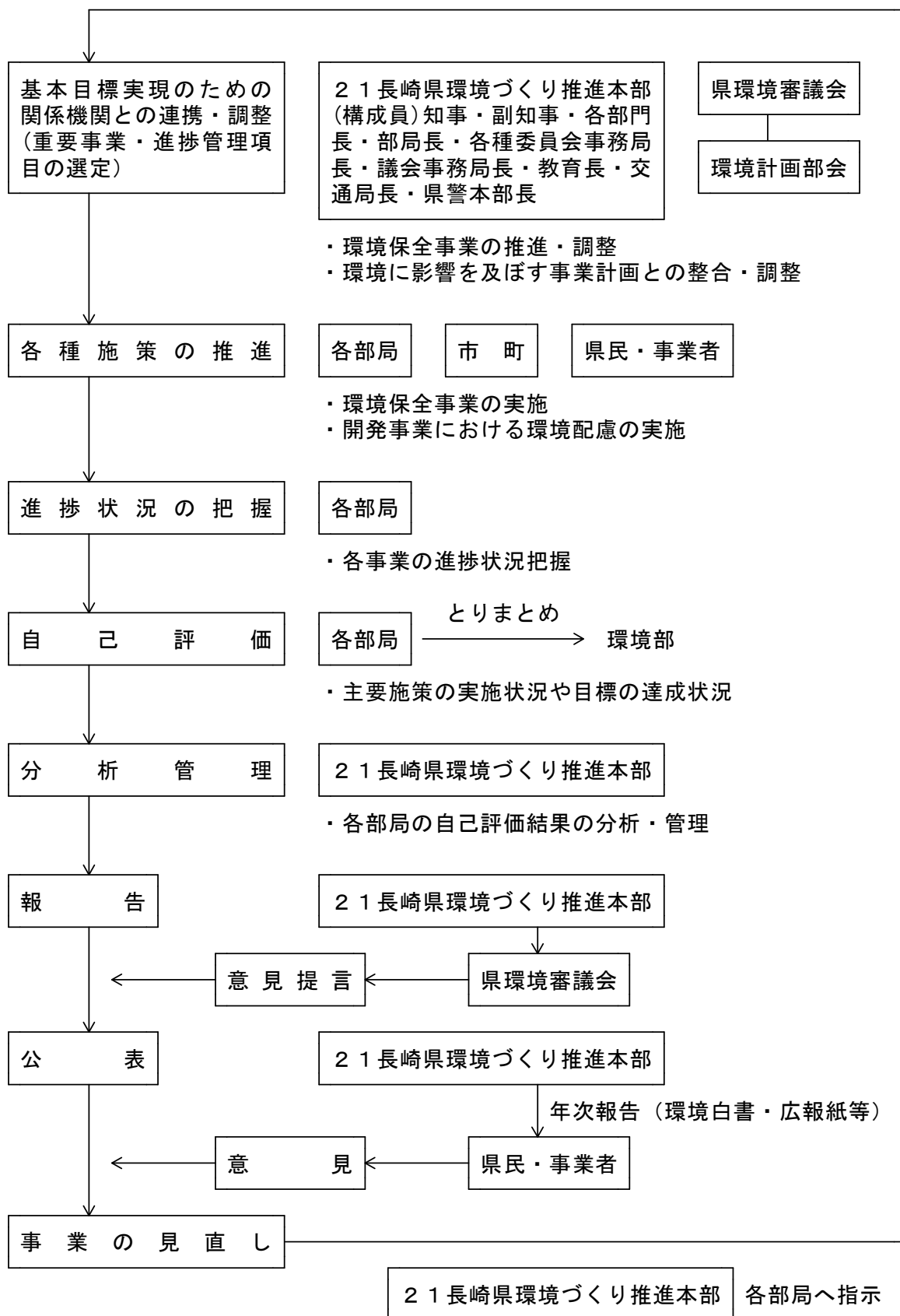
資 料 編

資料編

目次

1	長崎県環境基本計画推進管理体制	1
2	長崎県環境保全関係審議会設置状況等	2
3	環境基準等	5
4	規制基準等	17
5	長崎県大気汚染監視テレメータシステム	32
6	水質汚濁防止法に基づく届出状況	35
7	公共用水域の水質に係る環境基準達成状況	36
8	海水浴場調査結果	41
9	大村湾の水質	42
10	狩猟鳥獣の種類	43
11	狩猟鳥獣の捕獲禁止及び制限（猟区以外）	43
12	鳥獣保護区指定状況	44
13	休猟区一覧表	46
14	特定猟具使用禁止区域（銃）一覧表	47
15	公園施設の一覧表（実績）	49
16	市町の木及び花	51
17	ダイオキシン類調査結果	52
18	環境放射能	56
19	産業廃棄物処理施設に係る立地基準	57
20	長崎県環境基本計画に係る平成23年度当初予算	59
	用語解説	68

1 長崎県環境基本計画進捗管理体制



2 長崎県環境保全関係審議会設置状況等

(1) 長崎県環境審議会委員名簿

	氏名	所属・職業	常設部会					臨時部会			
			環境計画	環境監視	自然環境	鳥獣	温泉	基本計画	温暖化	廃棄物	条例改正検討
会長	中島 憲一郎	長崎国際大学教授(薬学部薬学科)						◎			
副会長	松岡 敷充	長崎大学大学院水産・環境科学総合研究科附属環東シナ海環境資源研究センター教授		◎	○		◎		◎		
副会長	伊東 浩子	長崎県弁護士会(弁護士)					○				○
委員	青柳 潔	長崎大学大学院教授(医歯薬学総合研究科)					○				○
委員	石橋 康弘	熊本県立大学教授(環境共生学部環境資源学科)		○				○	○	◎	
委員	井手 耕作	(社)長崎県猟友会会長				○					
委員	岩岡 千香子	させぼパール・シー(株)主任			○						
委員	内田 香苗	雲仙観光協会(雲仙婦人会長)			○						
委員	益富 雅彦	長崎県町村会(長与町環境対策課長)		○					○		
委員	門崎 克典	公募委員	○		○			○			
委員	中野 正治	(社)長崎県薬剤師会(常務理事)	○	○				○			
委員	河本 和明	長崎大学大学院准教授(水産・環境科学総合研究科環境科学領域)		○							
委員	北村 美江	長崎大学大学院教授(水産・環境科学総合研究科環境科学領域)	○								
委員	小石 隆	日本労働組合総連合会長崎県連合会会長	○	○							
委員	小嶋 多鶴子	公募委員	○		○						○
委員	児島 康子	公募委員	○			○					
委員	近藤 寛	長崎大学教授(教育学部)			○		○				
委員	佐木 杏子	長崎県グリーン・ツーリズム推進協議会(長崎琴海グリーン・ツーリズム研究会副会長)				○					○
委員	菅野 聖二	長崎県野鳥の会会長			○	○					○
委員	相田 俊樹	長崎県市長会(大村市市民環境部長)	○					○	○	○	○
委員	高橋 和雄	長崎大学名誉教授		○				○			○
委員	高橋 純子	長崎県生活協同組合連合会(グリーンコープ生活協同組合理事)	○				○	○	○	○	
委員	高山 能博	公募委員	○	○					○		
委員	橘 勝康	長崎大学水産学部長・大学院教授(水産・環境科学総合研究科水産科学領域)	◎	○				○			
委員	釣船 崇仁	長崎県医師会(常任理事)					○				○
委員	戸高 文尊	元(財)消防試験研究センター長崎県支部副支部長					○				
委員	中西 こずえ	長崎大学大学院教授(水産・環境科学総合研究科環境科学領域)				○					
委員	中西 弘樹	長崎大学教授(教育学部)			◎			○			◎
委員	西村 千尋	長崎県立大学教授(経済学部)			○						
委員	野田 伸世	長崎県漁業協同組合連合会(総務課専任課長代理)	○	○					○	○	
委員	林田 哲男	長崎県農業協同組合中央会(常務理事)				○			○	○	
委員	早瀬 隆司	長崎大学大学院教授(水産・環境科学総合研究科環境科学領域)	○			◎		○	○	○	○
委員	原田 浩	長崎県商工会議所連合会(長崎商工会議所環境問題委員会副委員長)		○					○		○
委員	平岡 教子	長崎大学大学院教授(水産・環境科学総合研究科環境科学領域)	○								
委員	松尾 陽子	公募委員		○	○				○		
委員	宮地 晃輔	長崎県立大学教授(経済学部)	○	○				○	○		
委員	牟田 久美子	(財)長崎県地域婦人団体連絡協議会会長		○					○	○	
委員	八江 利春	長崎県森林組合連合会代表理事会長				○					
委員	矢部 恒晶	森林総合研究所九州支所森林動物研究グループ長			○	○					
委員	山口 敦子	長崎大学大学院教授(水産・環境科学総合研究科水産科学領域)			○						
委員	吉岡 徳子	公募委員		○	○				○		○
委員	渡邊 貴史	長崎大学大学院准教授(水産・環境科学総合研究科環境科学領域)			○			○			

(2) 長崎県環境影響評価審査会委員名簿

任期：平成24年1月17日～平成27年1月16日

氏名	所属・職名	専門分野	備考
池崎 善博	長崎昆虫研究会 会長	動物(昆虫類等)	
馬越 孝道	長崎大学大学院水産・環境科学 総合研究科 准教授	地学、地震学、 火山学	
菅野 聖二	長崎県野鳥の会 会長	動物(鳥類)	新任
高橋 和雄	長崎大学 名誉教授	構造振動学、 都市防災工学	
中西 弘樹	長崎大学教育学部 教授	植生、植物全般	
夏苺 豊	長崎大学 名誉教授	水生生物	
林 一馬	長崎総合科学大学環境・建築学部 教授	建築、都市景観、 都市環境	
平岡 教子	長崎大学大学院水産・環境科学 総合研究科 教授	高分子材料、 有機化学	
松尾 公則	長崎県生物学会 副会長	動物(両生類、 爬虫類、哺乳類)	新任
光安 肇	(財)日本気象協会九州支社事業部 主任	大気、気象学	
山口 敦子	長崎大学大学院水産・環境科学 総合研究科 教授	水産資源学、魚類学	
山本 緑	長崎国際大学薬学部 助教	分子生物学、 衛生化学	
弓削こずえ	九州大学大学院農学研究院 助教	灌漑工学、水質	

(3) 市町環境審議会等の設置状況

市町名	審 議 会 等				
	名 称	人数	設置年月日	名 称	人数
長崎市	長崎市環境審議会	20	H6.8.1	長崎市清掃審議会	18
佐世保市	佐世保市環境政策審議会	24	H17.6.1		
島原市				島原市公害対策協議会 島原市窒素負荷低減対策推進会議	28 20
諫早市	諫早市環境保全審議会	17	H18.2.10		
大村市	大村市環境審議会	18	S48.4.1		
平戸市	平戸市環境審議会	17	H4.4.1		
松浦市	松浦市環境審議会	15	H20.10.1		
杵岐市	杵岐市自然環境保全対策審議会	10	H19.11.1	杵岐市水道水源保護審議会	10
五島市				五島市廃棄物処理施設環境対策審議会	20
西海市	西海市公害対策審議会	15	H17.4.1		
雲仙市	雲仙市環境保全審議会	10		雲仙市窒素負荷低減対策推進会議	10
南島原市	南島原市環境問題対策審議会	18	H18.8.1		
長与町	長与町環境審議会	10	H48.10	長与町開発指導委員会	20
時津町				時津町廃棄物減量等推進審議会	9
東彼杵町	東彼杵町環境審議会	18	H7.1.1		
小値賀町				小値賀町環境美化推進協議会	11
佐々町	佐々町環境審議会	11	S48.10.26		
新上五島町	新上五島町環境保全審議会	15			

3 環境基準等

(1) 大気汚染に係る環境基準等

① 大気汚染物質の環境基準による評価方法

物質名	環境基準	環境基準による評価方法	
二酸化硫黄	時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	短期的評価	連続して、又は随時に行った測定について、1時間値が0.1ppm以下で、かつ、1時間値の日平均値が0.04ppm以下であれば環境基準達成であるが、1時間値、日平均値のどちらか一方が、基準を超えれば環境基準非達成である。
		長期的評価	年間の日平均値の2%除外値が0.04ppm以下であれば環境基準達成であるが、0.04ppmを超えれば非達成である。ただし、日平均値が0.04ppmを超える日が2日以上連続したときは、上記に関係なく環境基準非達成である。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	短期的評価	連続して、又は随時に行った測定について、1時間値が0.20mg/m ³ 以下で、かつ、1時間値の日平均値が0.10mg/m ³ 以下であれば環境基準達成であるが、1時間値、日平均値のどちらか一方が、基準を超えれば環境基準非達成である。
		長期的評価	年間の日平均値の2%除外値が0.10mg/m ³ 以下であれば環境基準達成であるが、0.10mg/m ³ を超えれば非達成である。ただし、日平均値が0.10mg/m ³ を超える日が2日以上連続したときは、上記に関係なく環境基準非達成である。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	短期的評価	連続して、又は随時に行った測定について、1時間値の8時間平均値（1日を8時間ごとの3区分した時の各区分の平均値）が20ppm以下で、かつ、1時間値の日平均値が10ppm以下であれば環境基準達成であるが、8時間値、日平均値のどちらか一方が、基準を超えれば環境基準超過である。
		長期的評価	年間の日平均値の2%除外値が10ppm以下であれば環境基準達成であるが、10ppmを超えれば非達成である。ただし、日平均値が10ppmを超える日が2日以上連続したときは、上記に関係なく環境基準非達成である。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	日平均値の年間98%値が0.06ppm以下であれば環境基準達成であるが、0.06ppmを超えれば環境基準非達成である。	

光化学オキシダント	1 時 間 値 が 0.06ppm 以下 であること。	昼間（5時～20時）の時間帯において、1時間値が0.06ppm以下であれば環境基準達成であるが、0.06ppmを超えれば非達成である。
環境基準の適用除外	<p>環境基準は、人の健康保護の見地から設定されたものであり、次のような通常住民の生活実態が考えられない地域・場所については適用されない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①都市計画法に規定する工業専用地域 ②港湾法に規定する臨港地区 ③道路の車道部分 ④埋立地・原野・火山地帯 	
備考	<ul style="list-style-type: none"> ① 短期的評価は、連続して又は随時行った測定結果により、測定を行った日又は時間について評価する。 ② 長期的評価は、大気汚染に対する施策の効果を的確に判断するため、年間にわたる測定結果を長期に観察し、次の方法によって行う。1日平均値である測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値（日平均値の2%除外値）で評価する。ただし、1日平均値につき、環境基準を超える日が2日以上連続した場合は、このような取り扱いはしない。 ③ 日平均値の2%除外値とは、1年間に得られた日平均値を整理し、数値の高い方から2%の範囲にあるもの（365日分の日平均値が得られた場合は、$365 \times 0.02 \div 7$日分）を除外した残りの日平均値の最高値をいう（高い方から8番目の値）。 ④ 日平均値の年間98%値とは、1年間の日平均値を数値の低い方から並べて98%に相当（365日分の日平均値が得られた場合は、$365 \times 0.98 \div 358$番目の値）するものをいう。 ⑤ 日平均値の評価にあたっては、1時間値の欠測が、1日（24時間）のうち4時間を超える場合は評価対象としない。したがって、20時間以上測定された日のみを対象とし、有効測定日という。 ⑥ 年間にわたって長期的に評価する場合、年間の測定時間が6,000時間以上の測定局を対象とし、有効測定局という。 ⑦ 光化学オキシダントの環境基準による評価は、昼間（5時～20時）の1時間値で行う。これは、光化学オキシダント生成が、主に日射のある昼間の時間帯であることによる。 	

② 光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針

物質	非メタン炭化水素
指針	光化学オキシダントの日最高1時間値0.06ppmに対応する午前6時から9時までの非メタン炭化水素の3時間平均値は0.20ppmCから0.31ppmC の範囲に相当する。（ppmC：メタン換算した濃度）

③ 自動車排出ガスによる大気汚染に対する県公安委員会への要請基準

物質	一酸化炭素
限度	1時間値の月間平均値が 10ppm
測定方法	非分散型赤外分析計法による連続測定

④ ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準

物質名	環境基準（年平均値）	測定方法
ベンゼン	0.003mg/m ³ 以下	キャニスター、もしくは捕集管により採取した試料を、ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法。または、これと同等以上の性能を有すると認められる方法
トリクロロエチレン	0.2mg/m ³ 以下	
テトラクロロエチレン	0.2mg/m ³ 以下	
ジクロロメタン	0.15mg/m ³ 以下	

⑤ アクリロニトリル等による大気汚染に係る指針値

物質名	指針値（年平均値）
アクリロニトリル	2μg/m ³ 以下
塩化ビニルモノマー	10μg/m ³ 以下
水銀	0.04μg Hg/m ³ 以下
ニッケル化合物	0.025μg Ni/m ³ 以下
クロロホルム	18μg/m ³ 以下
1,2-ジクロロエタン	1.6μg/m ³ 以下
1,3-ブタジエン	2.5μg/m ³ 以下

(2) 水質汚濁に係る環境基準等

① 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	適用	
		公共用水域	地下水
カドミウム	0.01mg/L以下	○	○
全シアン	検出されないこと。	○	○
鉛	0.01mg/L以下	○	○
六価クロム	0.05mg/L以下	○	○
砒素	0.01mg/L以下	○	○
総水銀	0.0005mg/L以下	○	○
アルキル水銀	検出されないこと。	○	○
P C B	検出されないこと。	○	○
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	○	○
四塩化炭素	0.002mg/L以下	○	○
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	○	○
塩化ビニルモノマー	0.002mg/L以下	—	○
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	○	○
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	—	○
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	○	—
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下	○	○
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下	○	○
トリクロロエチレン	0.03mg/L以下	○	○
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	○	○
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下	○	○
チウラム	0.006mg/L以下	○	○
シマジン	0.003mg/L以下	○	○
チオベンカルブ	0.02mg/L以下	○	○
ベンゼン	0.01mg/L以下	○	○
セレン	0.01mg/L以下	○	○
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下	○	○
ふっ素	0.8mg/L以下	○	○
ほう素	1mg/L以下	○	○
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	○	○

※ 昭和46年12月28日環境庁告示第599号による
 (平成21年11月30日環境省告示第78、79号により一部改正)

要監視項目及び指針値

項 目	指 針 値	適 用	
		公共用水域	地 下 水
クロロホルム	0.06 mg/L 以下	○	○
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	○	—
1, 2-ジクロロプロパン	0.06 mg/L 以下	○	○
p-ジクロロベンゼン	0.2 mg/L 以下	○	○
イソキサチオン	0.008 mg/L 以下	○	○
ダイアジノン	0.005 mg/L 以下	○	○
フェニトロチオン (MEP)	0.003 mg/L 以下	○	○
イソプロチオラン	0.04 mg/L 以下	○	○
オキシ銅 (有機銅)	0.04 mg/L 以下	○	○
クロロタロニル (TPN)	0.05 mg/L 以下	○	○
プロピザミド	0.008 mg/L 以下	○	○
EPN	0.006 mg/L 以下	○	○
ジクロルボス (DDVP)	0.008 mg/L 以下	○	○
フェノブカルブ (BPMC)	0.03 mg/L 以下	○	○
イプロベンホス (IBP)	0.008 mg/L 以下	○	○
クロルニトロフェン (CNP)	—	○	○
トルエン	0.6 mg/L 以下	○	○
キシレン	0.4 mg/L 以下	○	○
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg/L 以下	○	○
ニッケル	—	○	○
モリブデン	0.07 mg/L 以下	○	○
アンチモン	0.02 mg/L 以下	○	○
塩化ビニルモノマー	0.002 mg/L 以下	○	—
エピクロロヒドリン	0.0004 mg/L 以下	○	○
全マンガン	0.2 mg/L 以下	○	○
ウラン	0.002 mg/L 以下	○	○

※昭和46年12月28日環境庁告示第59号による

(平成21年11月30日環境省告示第78, 79号により一部改正)

平成15年11月5日環境省告示第123号にて要監視項目に追加された物質

項目	水域	類型	基準値(mg/L)
クロロホルム	河川及び湖沼	生物 A	0.7 以下
		生物特 A	0.006 以下
		生物 B	3 以下
		生物特 B	3 以下
	海域	生物 A	0.8 以下
		生物特 A	0.8 以下
フェノール	河川及び湖沼	生物 A	0.05 以下
		生物特 A	0.01 以下
		生物 B	0.08 以下
		生物特 B	0.01 以下
	海域	生物 A	2 以下
		生物特 A	0.2 以下
ホルムアルデヒド	河川及び湖沼	生物 A	1 以下
		生物特 A	1 以下
		生物 B	1 以下
		生物特 B	1 以下
	海域	生物 A	0.3 以下
		生物特 A	0.03 以下

② 生活環境の保全に関する環境基準

(A) 河川（湖沼を除く。）

項目 類型	利用目的の 適応性	基 準 値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学 的酸素要 求量 (BOD)	浮遊 物質 (SS)	溶存 酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級、自然環境 保全及びA以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L以 上	50MPN/100mL 以下
A	水道2級、水産1 級、水浴及びB以下 の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L以 上	1,000MPN/100mL 以下
B	水道3級、水産2級 及びC以下の欄に掲 げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5 mg/L 以上	5,000MPN/100mL 以下
C	水道3級、工業用水 1級及びD以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5 mg/L 以上	
D	工業用水2級、農業 用水及びEの欄に掲 げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2 mg/L 以上	
E	工業用水3級 環 境 保 全	6.0 以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと	2 mg/L 以上	

※ 昭和46年12月28日環境庁告示第59号による

(B) 湖沼（天然湖沼及び貯水量 1,000 万立方メートル以上の人工湖）

ア

項目 類型	利用目的の 適応性	基 準 値				
		水素イオ 濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	浮遊 物質 (SS)	溶存 酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級・水産1級、 自然環境保全及びA以 下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	1mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/100mL 以下
A	水道2、3級・水産2 級水浴及びB以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	5mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/100mL 以下
B	水産3級・工業用水1 級、農業用水及びCの 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	15mg/L 以下	5mg/L 以上	—
C	工業用水2級 環境保全	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと	2mg/L 以上	—

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値	
		全 窒 素	全 燐
I	自然環境保全及びⅡ以下の 欄に掲げるもの	0.1mg/L以下	0.005mg/L以下
Ⅱ	水道1、2、3級（特殊なものを除く。） 水産1種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L以下	0.01mg/L以下
Ⅲ	水道3級（特殊なもの）及 びⅣ以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L以下	0.03mg/L以下
Ⅳ	水産2種及びⅤの欄に掲げるもの	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
V	水産3種 農業用水 工業用水 環境保全	1mg/L以下	0.1mg/L以下

※昭和46年12月28日環境庁告示第59号による

(C) 海 域

ア

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基 準 値				
		水素イオ 濃度 (pH)	化学的酸 素要求量 (COD)	溶存 酸素量 (DO)	大 腸 菌 群 数	n-4ヶ所 抽出物質 (油分等)
A	水産1級、水 浴、自然環境保 全及びB以下の 欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/100mL 以下	検 出 さ れ な い こ と。
B	水産2級、工 業用水及びCの欄 に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/L 以下	5mg/L 以 上		検 出 さ れ な い こ と。
C	環 境 保 全	7.0以上 8.3以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上		

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全燐
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く。）	0.2mg/L以下	0.02mg/L以下
Ⅱ	水産1種、水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く。）	0.3mg/L以下	0.03mg/L以下
Ⅲ	水産2種及びⅣの欄に掲げるもの（水産3種を除く。）	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
Ⅳ	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1mg/L以下	0.09mg/L以下

※昭和46年12月28日環境庁告示第59号による

平成15年11月5日環境省告示第123号にて生活環境項目に追加された物質

全亜鉛	水域	類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値(mg/L)
	河川及び湖沼	河川及び湖沼	生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域
生物特A			生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生息場として特に保全が必要な水域	0.03以下
生物B			コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03以下
生物特B			生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生息場として特に保全が必要な水域	0.03以下
海域		生物A	水生生物の生息する水域	0.02以下
		生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生息場として特に保全が必要な水域	0.01以下

平成24年8月22日環境省告示第127号にて生活環境項目に追加された物質

ノニルフェノール	水域	類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値(mg/L)
	河川及び湖沼	河川及び湖沼	生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域
生物特A			生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.0006以下
生物B			コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.002以下
生物特B			生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.002以下
海域	海域	生物A	水生生物の生息する水域	0.001以下
		生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.0007以下

③ 水浴場の水質判定基準

1 判定については、下記の表に基づいて以下のとおりとする。

(1) ふん便性大腸菌群数、油膜の有無、COD又は透明度のいずれかの項目が「不適」であるものを、「不適」な水浴場とする。

(2) 「不適」でない水浴場について、ふん便性大腸菌群数、油膜の有無、COD及び透明度によって「水質AA」、「水質A」、「水質B」あるいは「水質C」を判定し、「水質AA」及び「水質A」であるものを「適」、「水質B」及び「水質C」であるものを「可」とする。

- ・各項目の全てが「水質AA」である水浴場を「水質AA」とする。
- ・各項目の全てが「水質A」以上である水浴場を「水質A」とする。
- ・各項目の全てが「水質B」以上である水浴場を「水質B」とする。
- ・これら以外のものを「水質C」とする。

区分	項目	ふん便性大腸菌群数	油膜の有無	COD	透明度
適	水質AA	不検出（検出限界2個/100mL）	油膜が認められない	2mg/L 以下 （湖沼は3mg/L以下）	全透 （1m以上）
	水質A	100個/100mL以下	油膜が認められない	2mg/L以下 （湖沼は3mg/L以下）	全透 （1m以上）
可	水質B	400個/100mL以下	常時は油膜が認められない	5mg/L 以下	1m未満～ 50cm以上
	水質C	1,000個/100mL以下	常時は油膜が認められない	8mg/L以下	1m未満～ 50cm以上
不適		1,000個/100mL以下	常時油膜が認められる	8mg/L超	50cm未満*

(注) 判定は、同一水浴場に関して得た測定値の平均による。

「不検出」とは、平均値が検出限界未満のことをいう。

透明度（*の部分）に関しては、砂の巻き上げによる原因は評価の対象外とすることができる。

2 「改善対策を要するもの」については以下のとおりとする。

ア 「水質B」又は「水質C」と判定されたもののうち、ふん便性大腸菌群数が、400個/100mLを越える測定値が1以上あるもの。

イ 油膜が認められたもの。

(3) ダイオキシン類に係る環境基準

媒体	基準値	備考
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下	<ul style="list-style-type: none"> ・年間平均値とする。 ・工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。
水質 (水底の底質を除く。)	1pg-TEQ/L以下	<ul style="list-style-type: none"> ・年間平均値とする。 ・公共用水域及び地下水について適用する。
水底の底質	150pg-TEQ/g以下	<ul style="list-style-type: none"> ・公共用水域の底質について適用する。 ・平成14年9月1日から適用する。
土壌	1000pg-TEQ/g以下	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。 ・環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上には、必要な調査を実施することとする。

※平成11年12月27日環境庁告示第68号による。

(4) 騒音に係る環境基準等

ア 環境基準

一般地域（等価騒音レベル）

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A及びB	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

道路に面する地域（等価騒音レベル）

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基準値	
昼間	夜間
70デシベル以下	65デシベル以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ通過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。	

（備考）

- （ア）AAを当てはめる地域は療養施設・社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域。
- （イ）Aを当てはめる地域は専ら住居の用に供される地域。
- （ウ）Bを当てはめる地域は主として住居の用に供される地域。
- （エ）Cを当てはめる地域は相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域
- （オ）車線とは、1縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。
- （カ）時間の区分は次のとおりである。

昼間	午前6時～午後10時	夜間	午後10時～午前6時
----	------------	----	------------
- （キ）基準値は等価騒音レベル（Leq）である。

※ 平成10年9月30日環境庁告示第64号による

イ 航空機騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値（単位：WECPNL）
I	70以下
II	75以下

（備考）

（ア）I 類型：専ら住居の用に供される地域。

（イ）II 類型：I 以外の地域であって、通常の生活を保全する必要がある地域。

（ウ）WECPNL：Weighted Equivalent Continuous Perceived Noise Level の略で加重等価平均感覚騒音レベルと訳されている。

一般に「航空機騒音のうるささ指数」と呼ばれ、航空機騒音の特徴を採り入れた単位として国際民間航空機関（ICAO）で提案された国際単位である。夜間の飛行回数に重みづけをしたもので、1日毎のWECPNL値を次式で算出する。

$$\text{WECPNL} = \text{dB}(A) + 10 \log_{10} N - 27$$

dB(A)：1機ごとのピークレベルの1日パワー平均値

$$N = N_2 + 3N_3 + 10(N_1 + N_4)$$

N₁ 午前0時から午前7時 N₂ 午前7時から午後7時

N₃ 午後7時から午後10時 N₄ 午後10時から午前0時

までの間の航空機数

（エ）測定は原則として連続7日間測定とし、評価値は（ウ）で算出した7日間のWECPNL

値をパワー平均して求める。

※ 昭和48年12月27日環境庁告示第154号による

ウ 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値
I	70デシベル以下
II	75デシベル以下

（備考）

（ア）I 類型：主として住居の用に供される地域

（イ）II 類型：商工業の用に供される地域等 I 以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域

※ 昭和50年7月29日環境庁告示第46号による

4 規制基準等

(1) 水質汚濁関係

① 一律排水基準（昭和46年総理府令第35号）

有害物質

カドミウム及びその化合物	カドミウム	0.1	mg/L
シアン化合物	シアン	1	mg/L
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPN）		1	mg/L
鉛及びその化合物	鉛	0.1	mg/L
六価クロム化合物	六価クロム	0.5	mg/L
砒素及びその化合物	砒素	0.1	mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀	0.005	mg/L
アルキル水銀化合物		検出されないこと	
PCB		0.003	mg/L
トリクロロエチレン		0.3	mg/L
テトラクロロエチレン		0.1	mg/L
ジクロロメタン		0.2	mg/L
四塩化炭素		0.02	mg/L
1,2-ジクロロエタン		0.04	mg/L
1,1-ジクロロエチレン		1	mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン		0.4	mg/L
1,1,1-トリクロロエタン		3	mg/L
1,1,2-トリクロロエタン		0.06	mg/L
1,3-ジクロロプロペン		0.02	mg/L
チウラム		0.06	mg/L
シマジン		0.03	mg/L
チオベンカルブ		0.2	mg/L
ベンゼン		0.1	mg/L
セレン及びその化合物	セレン	0.1	mg/L
ほう素及びその化合物	海域以外に排出する場合 ほう素	10	mg/L
	海域に排出する場合 ほう素	230	mg/L
ふっ素及びその化合物	海域以外に排出する場合 ふっ素	8	mg/L
	海域に排出する場合 ふっ素	15	mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	(アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量)	100	mg/L

生活環境項目

項 目	許 容 限 度
水素イオン濃度（水素イオン指数）	海域以外の公共用水域に排出されるもの5.8以上8.6以下、海域に排出されるもの5.0以上9.0以下
生物化学的酸素要求量（単位 mg/L）	160（日間平均 120）
化学的酸素要求量（単位 mg/L）	160（日間平均 120）
浮遊物質（単位 mg/L）	200（日間平均 150）
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）（単位 mg/L）	5
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）（単位 mg/L）	30
フェノール類含有量（単位 mg/L）	5
銅含有量（単位 mg/L）	3
亜鉛含有量（単位 mg/L）	2
溶解性鉄含有量（単位 mg/L）	10
溶解性マンガン含有量（単位 mg/L）	10
クロム含有量（単位 mg/L）	2
大腸菌群数（単位 個/ℓ）	日間平均 3,000
窒素含有量（単位 mg/L）	120（日間平均 60）
燐含有量（単位 mg/L）	16（日間平均 8）

備 考

- (1) 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- (2) この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が50%以上である工場又は事業場に係る排水水について適用する。
- (3) 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水水に限って適用する。
- (4) 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれのある海域として環境大臣が定める海域及びこれに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。
- (5) 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれのある海域として環境大臣が定める海域及びこれに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。

② 水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準

(昭和47年12月23日長崎県条例第64号)

別表第1 (長崎湾に係る水域：昭和47年12月23日 公布)

区 域		長崎湾（長崎市四郎ヶ島西端と長崎市香焼町長刀崎を結ぶ線及び陸岸に囲まれた海域）及び同湾に流入する河川その他の公共用水域						
区 分		し尿処理施設のみを設置する特定事業場	そ の 他 の 特 定 事 業 場				新設のもの	
		新設のもの	既 設 の も の			新設のもの		
			下水道処理区域に所在するもの	その他の区域に所在するもの				
1日の平均的排水量（単位：‰）		10以上	10以上	500以上	50以上 500未満	10以上 50未満	10以上	
許 容 限 度 単 位 mg / L	生 物 化 学 的 酸 素 要 求 量	日間平均	30	20	20	120	300	20
		最大	40	25	25	160	360	25
	化 学 的 酸 素 要 求 量	日間平均	30	20	20	120	300	20
		最大	40	25	25	160	360	25
	浮 遊 物 質 量	日間平均	50	40	40	150	350	40
		最大	60	50	50	200	450	50
適 用 の 日		昭和48年4月1日から	昭和49年1月1日から	昭和49年1月1日から	昭和49年1月1日から	昭和49年1月1日から	昭和48年4月1日から	

備 考

- (1) 「新設のもの」とは、昭和48年4月1日以降、特定施設を設置する工場又は事業場（同日前から設置の工事を行っているものを除く。）をいう。
- (2) 「下水道処理区域」とは、下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第8項に規定する「処理区域」をいう。
- (3) その他の特定事業場で既設のもののうち水産食料品製造業、製あん業及び動物系飼料又は有機質肥料製造業については、適用の日は、昭和49年10月1日からとする。
- (4) 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域以外の公共用水域に排出される排水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域に排出される排水に限って適用する。

別表第2 (大村湾に係る水域：昭和62年7月24日 公布)

区 域			大村湾（西海橋下の海面の線、佐世保市崎岡町潮位観測所跡地の270度線及 び陸岸により囲まれた海域）及び同湾に流入する河川その他の公共用水域								
区 分			す べ て の 特 定 事 業 場								
			既 設 の も の					新 設 の も の			
			下水道処理区域に所在するもの		その他の区域に所在するもの			下水道処理区域に所在するもの		その他の区域に所在するもの	
1日の平均的排水量（単位：‰）			10以上	2以上 10未満	50以上	20以上 50未満	10以上 20未満	2以上	50以上	20以上 50未満	10以上 20未満
許 容 限 度 単 位 mg / L	生 酸 物 素 化 学 的 求 量	日 間 平 均	20	20	20	60	60	20	20	60	60
		最 大	30	30	30	80	80	30	30	80	80
	化 学 的 求 酸 素 量	日 間 平 均	20	20	20	60	60	20	20	60	60
		最 大	30	30	30	80	80	30	30	80	80
	浮 遊 物 質 量	日 間 平 均	40	40	40	80	80	40	40	80	80
		最 大	50	50	50	100	100	50	50	100	100
適 用 の 日			昭和63年 1月1日か ら	昭和64年 1月1日か ら	昭和63年1月1日 から	平成3年 1月1日か ら	昭和63年1月1日から				昭和64年 1月1日か ら

備 考

- (1) 「新設のもの」とは、昭和63年1月1日以降特定施設を設置する工場又は事業場（昭和63年1月1日において既に着工されているものを除く。）をいい、「既設のもの」とは、新設のもの以外の特定施設を設置する工場又は事業場（昭和63年1月1日において既に着工されているものを含む。）をいう。
- (2) 「下水道処理区域」とは、下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第8項に規定する処理区域をいう。
- (3) 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水に限り適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水に限り適用する。
- (4) 昭和54年6月30日以前に特定施設を設置している特定事業場（水質汚濁防止法施行令別表第1の第72号に掲げるし尿処理施設を除く。）であって、その他の区域に所在する1日の平均的排水量が20‰以上、50‰未満の事業場については、昭和63年1月1日から平成元年12月31日までの間においては、この表に掲げる許容限度にかえて、生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量は1日につき日間平均120mg、最大160mg、浮遊物質量は1日につき日間平均150mg、最大200mgの許容限度を適用するものとする。

別表第3 (本明川に係る水域：昭和58年8月2日 公布)

区 域			本明川及び潮受堤防と本明川の下流端の間の公共用水域並びにこれに流入する公共用水域						
区 分			す べ て の 特 定 事 業 場						
			既 設 の も の				新 設 の も の		
			下水道処理区域に所在するもの	その他の区域に所在するもの			下水道処理区域に所在するもの	その他の区域に所在するもの	
1日の平均的排水量(単位：%)			10以上	50以上	20以上 50未満	10以上 20未満	10以上	50以上	10以上 50未満
許 容 限 度 単 位 mg / L	生酸化学求量的量	日間平均	20	20	120	120	20	20	60
		最大	30	30	160	160	30	30	80
	化酸学求量的量	日間平均	20	20	120	120	20	20	60
		最大	30	30	160	160	30	30	80
	浮物遊質量	日間平均	40	40	150	150	40	40	80
		最大	50	50	200	200	50	50	100
適 用 の 日			昭和59年10月1日から			昭和60年 10月1日 から	昭和58年10月1日から		

備 考

(1) 「新設のもの」とは、昭和58年10月1日以降特定施設を設置する工場又は事業場(昭和58年10月1日において既に着工されているものを除く。)をいう。

(2) 「下水道処理区域」とは、下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第8項に規定する処理区域をいう。

(3) 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水に限って適用する。

別表第4 (佐須川等に係る水域：昭和47年12月23日 公布)

区 域			佐須川、椎根川及び仁田の内川並びにこれらに流入する公共用水域
区 分			す べ て の 特 定 事 業 場
許 容 限 度 単 位 mg / L	有の種物類質	カドミウム及びその化合物	0.01
		鉛及びその化合物	0.1
		砒素及びその化合物	0.1
	項 目	銅 含 有 量	1.0
		亜鉛含有量	2.0
適 用 の 日			施行の日から

③ 排水基準を定める総理府令別表第2の窒素含有量または燐含有量についての
排水基準適用湖沼（昭和60年5月30日環境庁告示第27号）

第1 窒素含有量に係る排水基準適用対象湖沼

長崎県 なし

第2 燐含有量に係る排水基準適用対象湖沼（71湖沼）

湖 沼 名	所 在 地
落矢ダム貯水池	長 崎 市
小ヶ倉ダム貯水池	長 崎 市
式見ダム貯水池	長 崎 市
中尾ダム貯水池	長 崎 市
西山高部ダム貯水池	長 崎 市
本河内高部ダム貯水池	長 崎 市
本河内低部ダム貯水池	長 崎 市
黒浜ダム貯水池	長 崎 市
大池	長 崎 市
鹿尾ダム貯水池	長 崎 市
鳴見ダム貯水池	長 崎 市
浦上ダム貯水池	長崎市、長与町
上原ダム貯水池	佐 世 保 市
江永ダム貯水池	佐 世 保 市
岡本ダム貯水池	佐 世 保 市
川谷ダム貯水池	佐 世 保 市
菰田ダム貯水池	佐 世 保 市
転石ダム貯水池	佐 世 保 市
下ノ原ダム貯水池	佐 世 保 市
相当ダム貯水池	佐 世 保 市
つづらダム貯水池	佐 世 保 市
山ノ田ダム貯水池	佐 世 保 市
小ヶ倉ダム貯水池	諫 早 市
杉谷ため池	諫 早 市
土師野尾貯水池	諫 早 市
船津ダム貯水池	諫 早 市
本明川（調整池）	諫早市、雲仙市
池田ダム貯水池	大 村 市
萱瀬ダム貯水池	大 村 市
野岳ため池	大 村 市
神曾根ダム貯水池	平 戸 市
箕坪ダム貯水池	平 戸 市
神ノ川ダム貯水池	平 戸 市
轟川ダム貯水池	平 戸 市
桜川ダム貯水池	平 戸 市
久吹ダム貯水池	平 戸 市

湖 沼 名	所 在 地
大岩谷ダム貯水池	松 浦 市
雞知ダム貯水池	対 馬 市
仁田ダム貯水池	対 馬 市
永田ダム貯水池	吉 岐 市
男女岳ダム貯水池	吉 岐 市
勝本ダム貯水池	吉 岐 市
丸山ダム貯水池	吉 岐 市
梅ノ木ダム貯水池	吉 岐 市
西崎貯水池	吉 岐 市
内閣ダム貯水池	五 島 市
繁敷ダム貯水池	五 島 市
青木浦ダム貯水池	五 島 市
熊高ダム貯水池	五 島 市
白這ダム貯水池	五 島 市
福江ダム貯水池	五 島 市
檜ノ木山砂防ダム貯水池	五 島 市
伊佐ノ浦ダム貯水池	西 海 市
雪浦ダム貯水池	西 海 市
神浦ダム貯水池	西 海 市
長谷川ダム貯水池	西 海 市
別所ダム貯水池	雲 仙 市
諏訪池	雲 仙 市
中原溜池	南 島 原 市
長与ダム貯水池	長 与 町
久留里ダム貯水池	時 津 町
中山ダム貯水池	時 津 町
野々川ダム貯水池	波 佐 見 町
歌ヶ浦ダム貯水池	鹿 町 町
樋口ダム貯水池	鹿 町 町
三年ヶ浦ダム貯水池	新 上 五 島 町
針木ダム貯水池	新 上 五 島 町
青方ダム貯水池	新 上 五 島 町
高崎ダム貯水池	新 上 五 島 町
須崎ダム貯水池	新 上 五 島 町
栲ノ木ダム貯水池	新 上 五 島 町

④ 排水基準を定める総理府令別表第2の窒素含有量または燐含有量についての
排水基準適用海域（平成5年8月27日環境庁告示第67号）

海 域 名	流 域 市 町
有明海及び島原湾	島原市、諫早市、島原市（旧有明町）、雲仙市（旧国見町、瑞穂町、吾妻町、愛野町、小浜町）、南島原市（口之津町、南有馬町、北有馬町、西有家町、有家町、布津町、深江町）
伊 万 里 湾	松浦市
長 崎 湾	長崎市、長与町
大 村 湾	佐世保市、諫早市、大村市、長与町、時津町、西海市、東彼杵町、川棚町、波佐見町、長崎市
佐 世 保 湾	佐世保市、西海市
橘 湾	諫早市、雲仙市（旧愛野町、千々石町、小浜町、南串山町）、南島原市（旧加津佐町）
志 々 伎湾	平戸市
郷 ノ 浦	壱岐市
半 城 湾	壱岐市
内 海	壱岐市
三 浦 湾	対馬市
浅 茅 湾	対馬市

⑤長崎県未来につながる環境を守り育てる条例に基づく排水基準

◎大村湾流域に係る規制基準

区 域		大村湾(西海橋下の海面の線、佐世保市掛崎川河口左岸から西南方90メートルの地点(北緯33度6分35秒、東経129度47分40秒の点(佐世保市崎岡町潮位観測所跡地))の270度線及び陸岸により囲まれた海域)及び同湾に流入するすべての河川その他の公共用水域に汚水等が流入する区域			
区 分		汚水等に係る指定施設を設置する工場又は事業場			
		下水道処理区域に所在するもの		その他の区域に所在するもの	
1日の平均的排水量 (単位:m ³)		2以上		50以上	
許 容 限 度 単 位 mg / L	生 物 化 学 的 酸 素 要 求 量	日間 平均	20	20	60
		最大	30	30	80
	化 学 的 酸 素 要 求 量	日間 平均	20	20	60
		最大	30	30	80
	浮 遊 物 質 量	日間 平均	40	40	80
		最大	50	50	100

備 考

- (1) 「下水道処理区域」とは、下水道法第2条第8項に規定する処理区域をいう。
- (2) 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される汚水等に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される汚水等に限って適用する。
- (3) 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- (4) 測定点は、工場又は事業場の排水口(汚水等が公共用水域に排出される場所をいう。)とする。
- (5) 検定方法は、排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法(昭和49年環境庁告示第64号)による。

◎大村湾流域に係る規制基準が適用される指定施設(大村湾流域に設置されるものに限る。)

- 1 パン又は菓子の製造業の用に供する原料処理施設又は洗浄施設
- 2 飲食店営業(食品衛生法施行令第35条第1号に規定する飲食店営業をいう。)又はそうざい製造業(同条第32号に規定するそうざい製造業をいう。)の用に供する調理施設又は洗浄施設(水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号。以下「令」という。)別表第1第66号の4から第66号の7までに規定する事業場に係るものを除く。)
- 3 給食施設(特定多数人に対して通例として、継続的に1回50食以上又は1日100食以上の食事を供給する施設をいう。)の用に供する調理施設又は洗浄施設(令別表第1第66号の3に規定する事業場に係るものを除く。)
- 4 産業廃棄物の最終処分場(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第7条第14号ロ及びハに掲げるものに限る。)

(2) ダイオキシン類関係

① 排出ガスに係る排出基準

大気排出基準（ダイオキシン類対策特別措置法施行規則別表第1）

特定施設種類	施設規模（焼却能力）	新設施設基準
令別表第1第1号に掲げる焼結炉		0.1ng-TEQ/m ³ N
令別表第1第2号に掲げる電気炉		0.5ng-TEQ/m ³ N
令別表第1第3号に掲げる焙焼炉、 焼結炉、溶鋳炉、溶解炉、乾燥炉		1 ng-TEQ/m ³ N
令別表第1第4号に掲げる焙焼炉、 溶解炉、乾燥炉		1 ng-TEQ/m ³ N
令別表第1第5号に掲げる廃棄物の 焼却炉	焼却能力 4,000 kg/h 以上	0.1ng-TEQ/m ³ N
	焼却能力 2,000 kg/h 以上 4,000 kg/h 未満	1 ng-TEQ/m ³ N
	焼却能力 2,000 kg/h 未満	5 ng-TEQ/m ³ N

既存施設に係る平成14年12月1日から当分の間の大気排出基準（附則別表第2）

特定施設種類	施設規模（焼却能力）	新設施設基準
令別表第1第1号に掲げる焼結炉		1 ng-TEQ/m ³ N
令別表第1第2号に掲げる電気炉		5ng-TEQ/m ³ N
令別表第1第3号に掲げる焙焼炉、 焼結炉、溶鋳炉、溶解炉、乾燥炉		10ng-TEQ/m ³ N
令別表第1第4号に掲げる焙焼炉、 溶解炉、乾燥炉		5ng-TEQ/m ³ N
令別表第1第5号に掲げる廃棄物の 焼却炉	焼却能力 4,000kg/h以上	1 ng-TEQ/m ³ N
	焼却能力 2,000kg/h以上 4,000kg/h未満	5ng-TEQ/m ³ N
	焼却能力 2,000kg/h未満	10ng-TEQ/m ³ N

② 排水に係る排出基準

水質排出基準（ダイオキシン類対策特別措置法施行規則別表第2）

令別表第2第1号から第16号までに掲げる施設	10pg-TEQ/L
------------------------	------------

③ ばいじん及び焼却灰その他燃え殻に係る基準

廃棄物焼却炉に係るばいじん等に含まれるダイオキシン類の量の基準

（平成12年1月14日厚生省令第1号）

令別表第1第5号に掲げる廃棄物の焼却炉	3ng-TEQ/g
附則	<p>1 この省令は平成12年1月15日から施行する。</p> <p>2 既存施設に係る基準は平成14年12月1日から適用する。</p> <p>3 既存施設に係るばいじん等については、セメント固化、薬剤処理及び酸抽出のいずれかの処分を行った場合は、基準が適用されない。</p>

(3) 騒音・振動・悪臭関係

① 騒音に係る規制基準

ア 特定施設に係る規制基準

(単位：デシベル)

時間の区分 区域の区分	昼間 (午前8時から午後8時まで)	朝・夕 (午前6時から午前8時まで 及び午後8時から午後10時まで)	夜間 (午後10時から午前6時まで)
第1種区域	50	45	40
第2種区域	60	50	45
第3種区域	65	60	50
第4種区域	70	65	55

注) 1 規制基準の適用については、特定施設を設置する工場・事業場の敷地境界線における騒音レベル(デシベル)の大きさ。

2 第2種、第3種及び第4種区域の騒音規制地域内にある学校・図書館・病院等の敷地の周囲約50mの区域内はそれぞれ表に示す基準より5デシベル低い値が規制基準となる。

※昭和54年3月23日長崎県告示第222号による

イ 特定建設作業に係る規制基準

特定建設 作業の種類	種類に対応する規制基準							
	騒音の大きさ	夜間又は深夜作業の禁止	1日の作業時間の制限	作業期間の制限	日曜日、その他の休日の作業禁止	備考		
1 くい打機、くい抜機、又はくい打くい抜機を使用する作業	85 デシ ベル	第1号区域 午後7時から翌日の午前7時まで	第1号区域 1日10時間以内	同一場所において連続6日間以内	日曜日、その他の休日	もんけん、圧入式くい打くい抜機又はくい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。		
2 びょう打機を使用する作業						第2号区域 午後10時から翌日の午前6時まで	第2号区域 1日14時間以内	作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。
3 さく岩機を使用する作業								電動機以外の原動機を用いるものであって、その定格出力が15kw以上のものに限る。(さく岩機の動力として使用する作業を除く。)
4 空気圧縮機を使用する作業		混練機の混練量がコンクリートプラントは0.45m ³ 以上、アスファルトプラントは200kg以上のものに限る。(モルタル製造のためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。)	一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境庁長官が指定するものを除き、原動機の定格出力が80kw以上のものに限る。					
5 コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業								
6 バックホウを使用する作業								

7	トラクターショベルを使用する作業				一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境庁長官が指定するものを除き、原動機の定格出力が70kw以上のものに限る。
8	ブルドーザーを使用する作業				一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境庁長官が指定するものを除き、原動機の定格出力が40kw以上のものに限る。

(備考) 区域の区分は次の区分による。

- ・第1号区域：第1種区域、第2種区域及び第3種区域の全域並びに第4種区域で、
(ア) 学校 (イ) 保育所 (ウ) 病院、患者を収容する施設を有する診療所
(エ) 図書館 (オ) 特別養護老人ホームの敷地の周囲 80メートル以内の区域
 - ・第2号区域：第4種区域のうち、第1号区域を除く区域
- 注 (1) 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準による。
(2) 騒音の大きさは、特定建設作業の場所の敷地の境界線において測定する。
(3) 特定建設作業には、当該作業が作業を開始した日に終るものを除く。
(4) 規制基準については、災害、その他非常の事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合、人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に特定建設作業を行う必要がある場合、その他の法令で作業日の指定のある許可に係る特定建設作業には適用されない。
(5) 規制基準値を超えている場合、騒音の防止の方法のみならず、1日の作業時間を上記に定める時間未満4時間以上の間において短縮させることを勧告又は命令できる。
- ※昭和43年11月27日厚生省・建設省告示第1号による

ウ 長崎県未来につながる環境を守り育てる条例に基づく騒音の規制基準

1) 指定施設

(単位：デシベル)

時間の区分 区域の区分	昼間 (午前8時から午後8時まで)	朝・夕 (午前6時から午前8時まで 及び午後8時から午後10時まで)	夜間 (午後10時から午前6時まで)
第1種区域	50	45	40
第2種区域	60	50	45
第3種区域	65	60	50
第4種区域	70	65	55

第2種、第3種及び第4種の騒音規制地域内にある学校、図書館、病院等の敷地の周囲約50mの区域内はそれぞれ表に示す基準より5デシベル低い値が規制基準となる。

2) 指定施設以外のもの

指定施設に係る規制基準値に同じであるが、測定評価地点が指定施設については工場・事業場の敷地境界線であるのに対し、指定施設以外のものについては影響を受ける地点(受音点)となる。

3) 深夜営業騒音(カラオケ騒音等)

- ・音量基準・・・指定施設以外のものに係る規制基準値に同じ。

- ・カラオケ等音響機器の使用制限・・・第1種及び第2種騒音規制地域においては、午後11時から翌日の午前6時までの間は音響機器の使用を禁止。但し、営業所内の音響機器から発する音が外部に漏れない場合はこの限りでない。

4) 営業宣伝を目的とする拡声放送を行うときはイに定める基準に従うほか、次に掲げる基準に従わなければならない。

- 午後7時から翌朝午前9時（日曜及び祝日については、午前10時）までは、放送を行ってはならない。
- 地上10メートル以上の高さから放送してはならない。ただし航空機を用いる放送を除く。
- 定置放送（停止した移動放送車からの放送を含む。）は、1時間について15分以上の休止時間をおこななければならない。
- 移動放送（航空機を用いる放送を除く。）を行うものは、同一地域における1回の連続する放送時間がおおむね10分をこえないようにしなければならない。
- 航空機を用いて放送を行うときは、同一地域の上空で3回以上旋回を繰り返して放送してはならない。
- 移動放送の音量の基準は、第2種区域の昼間基準に5デシベルを加えた音量とする。ただし、アに掲げる当該地域の昼間基準がこれより大きい場合はアに掲げる基準とする。

② 振動に係る規制基準

ア 特定工場等に係る規制基準

（単位：デシベル）

時間の区分 区域の区分	昼 間	夜 間
	午前8時から 午後8時まで	午後8時から 翌日の午前8時まで
第1種区域	60	55
第2種区域	65	60

（備考） 区域の区分は概ね次のとおりである。

- ・第1種区域：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及び相当地域
- ・第2種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び相当地域

※ 昭和53年3月10日長崎県告示第202号による

イ 特定建設作業に係る規制基準

振動の大きさ	作業が出来ない時間		1日における作業時間		同一場所における作業期間	日曜日・休日における作業
	第1号区域	第2号区域	第1号区域	第2号区域		
特定建設作業の場所の敷地の境界線において75dBを超える大きさのものでないこと	午後7時～翌日午前7時	午後10時～翌日午前6時	10時間を超えないこと	14時間を超えないこと	連続して6日を超えないこと	禁止

（備考） 区域の区分は、概ね次のとおりである。

- ・第1号区域：振動規制地域で第2号区域を除く地域
- ・第2号区域：振動規制地域内の工業地域（学校、病院等の敷地の周囲焼く80mを除く。）

※ 振動規制法施行規則による

③ 悪臭に係る規制基準

ア 特定悪臭物質（22 物質）による濃度規制基準（大村市及び時津町を除く）

1) 悪臭防止法に基づく敷地境界線における規制基準 (ppm)

悪臭物質 区域の区分	アンモニア	メチルメルカプタン	硫化水素	硫化メチル	トリメチルアミン	二硫化メチル	アセトアルデヒド	スチレン
A 区域	1	0.002	0.02	0.01	0.005	0.009	0.05	0.4
B 区域	2	0.004	0.06	0.05	0.02	0.03	0.1	0.8

悪臭物質 区域の区分	プロピオン酸	ノルマル酪酸	ノルマル吉草酸	イソ吉草酸	プロピオンアルデヒド	ノルマルブチルアルデヒド	イソブチルアルデヒド
A 区域	0.03	0.002	0.0009	0.001	0.05	0.009	0.02
B 区域	0.07	0.006	0.002	0.004	0.1	0.03	0.07

悪臭物質 区域の区分	ノルマルバレールアルデヒド	イソバレールアルデヒド	イソブタノール	酢酸エチル	メチルイソブチルケトン	トルエン	キシレン
A 区域	0.009	0.003	0.9	3	1	10	1
B 区域	0.02	0.006	4	7	3	30	2

(備考) 区域の区分の A、B 区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として、知事が定めた区域をいう。

- ・ B 区域：悪臭規制区域内で主として工業の用に供されている地域、その他悪臭に対する順応の見られる地域
- ・ A 地区：悪臭規制区域で B 区域以外の地域

※ 平成8年7月26日長崎県告示第737号による

2) 悪臭防止法に基づく排出口における規制基準

アの表の区分欄に掲げる区域の区分ごとにそれぞれ同表の規制基準欄に掲げる規制基準の値を基礎として、悪臭防止法施行規則第3条に定める方法により算出して得た流量とする。

3) 悪臭防止法に基づく排水水中における規制基準 (単位 mg/L)

悪臭物質 規制地域の区分、排水量	メチルメルカプタン		硫化水素		硫化メチル		二硫化メチル	
	A区域	B区域	A区域	B区域	A区域	B区域	A区域	B区域
0.001 立方メートル毎秒以下の場合	0.03	0.06	0.1	0.3	0.3	2	0.6	2
0.001 立方メートル毎秒を超え、0.1 立方メートル毎秒以下の場合	0.007	0.01	0.02	0.07	0.07	0.3	0.1	0.4
0.1 立方メートル毎秒を超える場合	0.002	0.003	0.005	0.02	0.01	0.07	0.03	0.09

※ 平成8年7月26日長崎県告示第737号による

イ 臭気指数による規制基準（大村市及び時津町）

1) 敷地境界線の地表における規制基準

区域別	規制基準
A区域	臭気指数 13
B区域	臭気指数 15

大村市：（A区域）①都市計画法に基づく用途地域のうち、工業専用地域全域、工業地域全域、及び準工業地域の一部を除く地域区域

②大村市の都市計画法に基づく用途地域以外の一部の地域

（B区域）大村市の都市計画法に基づく用途地域のうち工業地域全域

時津町：（A区域）時津町の都市計画法に基づく用途地域のうち、工業専用地域、工業地域及び市街化調整区域以外の区域

（B区域）時津町の都市計画法に基づく用途地域のうち工業地域全域

2) 気体の排出施設から排出されるものの排出口における規制基準

敷地境界線の地表における規制基準を基礎として、悪臭防止法施行規則に定める方法により、排出口の高さに応じて算出された臭気排出強度又は臭気指数の許容限度とする。

3) 排出水の敷地外における規制基準

敷地境界線の地表における規制基準を基礎として、悪臭防止法施行規則に定める方法により算出された排出水の臭気指数の許容限度とする。

※平成16年3月16日長崎県告示第431号（時津町における臭気指数規制）

平成16年4月20日長崎県告示第654号（大村市における臭気指数規制）

ウ 長崎県悪臭防止指導要綱に基づく排出基準

区域の区分	工場等の敷地の境界線における臭気の濃度	工場等の煙突その他の排出口における臭気の濃度
第1種区域	臭気濃度 20	臭気濃度 500
第2種区域	臭気濃度 30	臭気濃度 1,000

（備考）（1）臭気濃度とは、臭気のある空気を無臭の空気で臭気が感じられなくなるまで希釈した場合の当該希釈倍数をいう。

（2）臭気濃度の測定は、別に定める三点比較式臭袋法により行うものとする

（3）煙突その他の排出口における排出基準は、排出口の実高さが5m未満のものについては適用しないものとする。

④ 自動車騒音の要請限度

（平成12年総理府令第15号）（等価騒音レベル）

（単位：デジベル）

	区域の区分	時間の区分	
		昼間	夜間
1	a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65	55
2	a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70	65
3	b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75	70

上表に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域（2車線以下の車線を

有する道路の場合は道路の敷地境界から15m、2車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地境界線から20mまでの範囲をいう。)に係る限度は上表にかかわらず、昼間においては75デシベル、夜間においては70デシベルとする。

(注1) a区域、b区域、c区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域をいう。

- (1) a区域：専ら住居の用に供される区域
- (2) b区域：主として住居の用に供される区域
- (3) c区域：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域

(注2) 時間の区分は次のとおり。

- 昼 間：午前6時から午後10時まで
- 夜 間：午後10時から午前6時まで

⑤ 道路交通振動の要請限度

(昭和51年総理府令第58号)

区域の区分	時間の区分	昼 間	夜 間
		午前8時から 午後8時まで	午後8時から 翌日の午前8時まで
第1種区域		65デシベル	60デシベル
第2種区域		70デシベル	65デシベル

⑥ 騒音に係る環境基準の類型指定及び騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法に係る規制地域の指定一覧

(平成23年4月1日)

町名	環境基準 類型指定	規制地域指定状況			町名	環境基準 類型指定	規制地域指定状況		
		騒音	振動	悪臭			騒音	振動	悪臭
長崎市	○	○	○	○	長与町	○	○	○	○
佐世保市	○	○	○	○	時津町	○	○	○	○
諫早市	○	○	○	○	東彼杵町	○	○	○	○
大村市	○	○	○	○	川棚町	○	○	○	○
島原市	○	○	○	○	波佐見町	○	○	×	○
松浦市	○	○	○	○	佐々町	○	○	×	×
平戸市	○	○	×	○	小値賀町	×	×	×	×
西海市	○	○	×	○	新上五島町	○	○	×	×
五島市	○	○	○	○					
壱岐市	○	○	×	○					
対馬市	○	○	×	○	市	13	13	7	12
雲仙市	○	○	×	○	町	7	7	4	6
南島原市	○	○	×	×	合 計	20	20	11	18

5 大気汚染監視テレメータシステム（地点別測定状況）（平成24年3月31日現在）

測定局区分	測定地点図番号	測定局名	所在地	大気汚染物質							気象			測定機関	
				環境基準対象項目				その他の項目			風向・風速	日射量	放射収支量		
				二酸化硫黄	浮遊粒子状物質	二酸化窒素	光化学オキシダント	一酸化炭素	一酸化窒素	メタン					非メタン炭化水素
一般環境大気測定局 (42局)	1	島原市役所	島原市	○	○	○	○		○			○			長崎県 (11局)
	2	諫早市役所	諫早市	○	○	○	○		○			○			
	3	大村市	大村市	○	○	○	○		○			○			
	4	松浦志佐	松浦市	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	
	5	時津小学校	時津町	○	○	○	○		○			○			
	6	雪浦	西海市	○	○	○	○		○			○	○	○	
	7	川棚	川棚町	○	○	○	○		○			○			
	8	五島	五島市	○	○	○	○		○			○			
	9	壱岐	壱岐市	○	○	○	○		○			○			
	10	対馬	対馬市	○	○	○	○		○			○			
	11	小浜	雲仙市	○	○	○	○		○			○			
	12	小ヶ倉支所	長崎市		○	○	○		○			○			
	13	稲佐小学校	長崎市	○	○	○	○		○			○			
	14	東長崎支所	長崎市		○	○	○		○			○			
	15	村松	長崎市	○	○	○	○		○	○	○	○			佐世保市 (5局)
	16	相浦	佐世保市	○	○	○	○		○			○			
	17	大野	佐世保市	○	○	○	○		○			○			
	18	早岐	佐世保市	○	○	○	○		○			○			
	19	大塔	佐世保市	○	○	○	○		○			○			
	20	吉井	佐世保市	○	○	○	○		○			○			電源開発 松島 (7局)
	21	三重檜山	長崎市	○	○	○			○			○			
	22	黒崎中学校	長崎市	○	○	○	○		○			○			
	23	神浦	長崎市	○	○	○			○			○			
	24	伊佐浦	西海市	○	○	○	○		○			○			
	25	面高	西海市	○	○	○	○		○			○			
	26	大小島	西海市	○	○	○			○			○			
	27	遠見岳	西海市	○	○	○			○			○			九電相浦 (5局)
	28	俵ヶ浦	佐世保市	○	○	○	○		○			○			
	29	石岳	佐世保市	○	○		○					○			
	30	柚木	佐世保市	○	○	○	○		○			○			
	31	小佐々	佐世保市	○	○	○	○		○			○			
	32	世知原	佐世保市	○	○	○			○			○			九電松浦 (9局)
	33	平戸	平戸市	○	○	○			○			○			
	34	紐差	平戸市	○	○	○	○		○			○			
	35	御厨	松浦市	○	○	○			○			○			
	36	上志佐	松浦市	○	○	○	○		○			○			
	37	今福	松浦市	○	○	○			○			○			
	38	鷹島	松浦市	○	○	○			○			○			
	39	江迎	佐世保市	○	○	○			○			○			
	40	鹿町	佐世保市	○	○	○	○		○			○			
	41	木場	佐々町	○	○							○			
	42	口之津	南島原市	○	○	○			○			○			
		小計		40	42	40	30		40	2	2	42	2	2	九電苓北
自動車排出ガス測定局 (4局)	43	長崎駅前	長崎市		○	○			○	○	○				長崎市 (2局) 佐世保市 (2局)
	44	中央橋	長崎市		○	○			○	○	○				
	45	福石	佐世保市	○	○	○			○	○	○	○			
	46	日宇	佐世保市			○			○	○	○				
		小計		1	3	4		3	4	4	4	1			
その他 (1局)	47	城山	松浦市									○			九電松浦
		小計										1			
		合計		41	45	44	30	3	44	6	6	44	2	2	

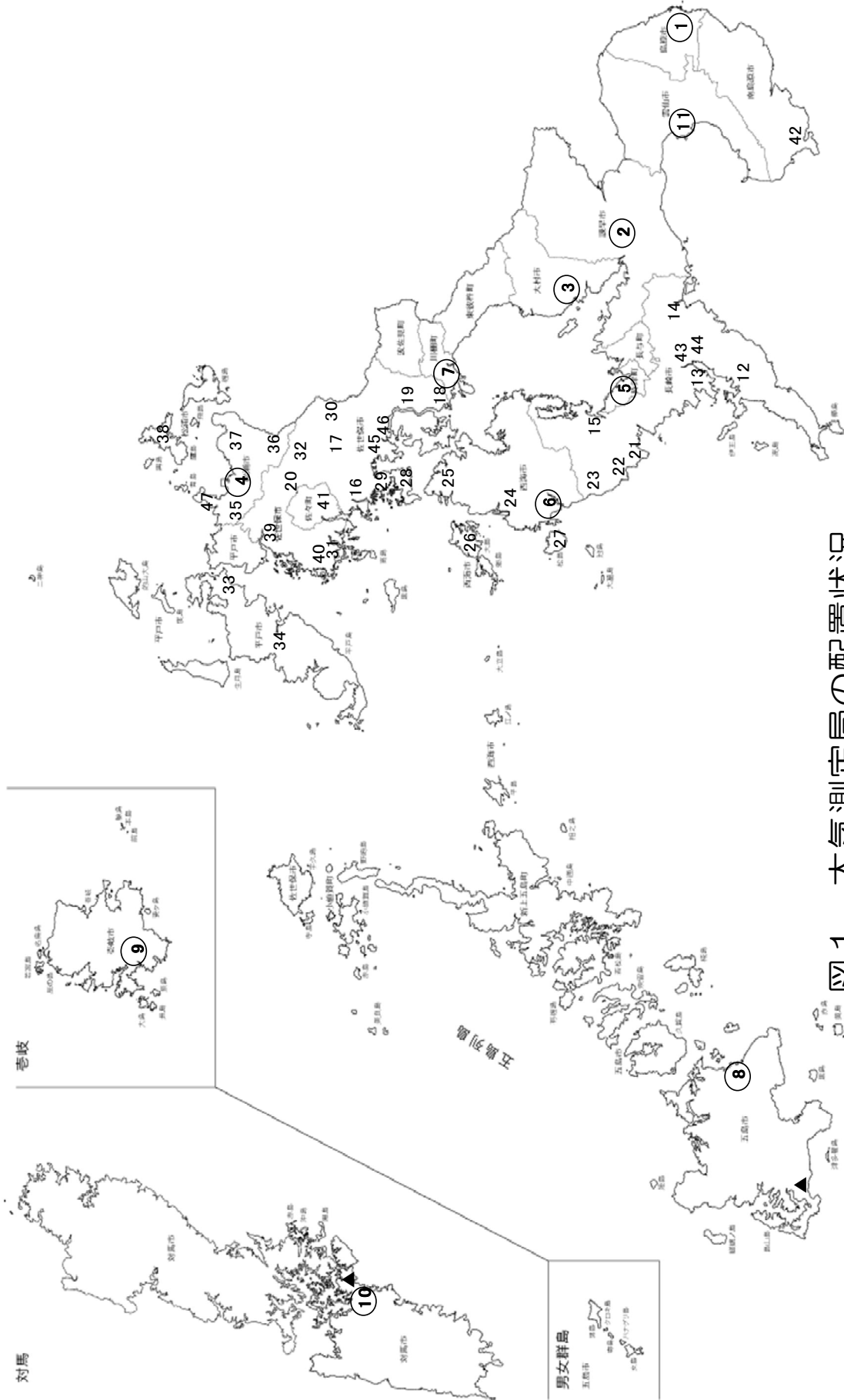


図1 大気測定局の配置状況

(注) 地図上の番号は③表中の「測定地点図番号」と一致する。
 なお、○で囲んだ番号は県設置測定局を、
 ▲印は国設の測定局（対馬市、五島市）を表す。

(参考事項)

長崎県設置大気測定局の配置の見直し等について

長崎県が設置している大気測定局の配置について、平成17年11月5日付けの長崎県環境審議会の答申「長崎県における今後の大気環境監視について」を受け、地域のバランス等を考慮して次のとおり統廃合や新規開設を行うこととした。

1 県北地域及び西部地域の大気測定局の統廃合

- ・平成18年度末で廃止した大気測定局（本土地区6か所）

（県北地域）

佐々町羽須和大気測定局（佐々町） 田平大気測定局（平戸市田平町）

福島大気測定局（松浦市福島町）

（西部地域）

多良見大気測定局（西海市大瀬戸町） 大串大気測定局（西海市西彼町）

多良見大気測定局（諫早市多良見町）

2 未測定地域への大気測定局の新規開設

- ・平成19年度に新たに開設した大気測定局（離島地区3か所）

五島大気測定局（五島市福江町） 壱岐大気測定局（壱岐市郷ノ浦町）

対馬大気測定局（対馬市厳原町）

- ・平成20年度に新たに開設した大気測定局

小浜大気測定局（雲仙市小浜町）

3 光化学オキシダントに対する監視体制の強化

- ・平成20年度から光化学オキシダントについて未測定であった既存の対馬大気測定局で測定を開始し、さらに平成21年度からは同様に未測定であった既存の島原市役所大気測定局及び時津小学校大気測定局で測定を開始して光化学オキシダントに対する監視体制を強化した。

この結果、「地点別測定状況」及び「大気測定局の配置状況」のとおり平成20年4月からは長崎県が設置している大気測定局11局、長崎市が設置している大気測定局6局、佐世保市が設置している大気測定局7局及び企業が設置している大気測定局23局の計47局で測定を実施している。

なお、光化学オキシダントの越境汚染の影響を調査するために、平成21年度から対馬市上対馬地区において、光化学オキシダントの測定を開始した。

6 水質汚濁防止法に基づく届出状況

①特定事業場数

特定施設	西彼HC	県央HC	県南HC	県北HC	五島HC	上五島HC	香岐HC	対馬HC	計	長崎市	佐世保市	合計
1 鉱業又は水洗炭業の用に供する施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
102 畜産農業又はサービスマスの用に供する施設	64	453	228	76	68	3	43	2	937	56	76	1,089
2 畜産食料品製造業の用に供する施設	4	25	17	0	10	2	1	11	70	4	8	82
3 水産食料品製造業の用に供する施設	42	37	53	77	33	31	81	29	383	102	74	559
4 野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設	126	99	92	96	5	12	23	6	459	20	17	496
5 みそ、しょう油、食用アミノ酸等の製造業の用に供する施設	5	15	15	13	2	1	5	5	61	4	9	74
6 小麦粉製造業の用に供する洗浄施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7 砂糖製造業の用に供する施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8 パン・菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの洗でんそう	3	5	1	1	0	0	2	31	43	0	4	47
9 米業製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機	0	2	0	0	0	0	0	1	3	1	0	4
10 飲料製造業の用に供する施設	2	4	10	2	3	1	10	1	33	2	4	39
11 動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設	3	6	1	2	0	0	0	0	12	2	1	15
12 動物油脂製造業の用に供する施設	0	4	0	0	4	1	0	1	10	0	0	10
13 イースト製造業の用に供する施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
14 でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
15 ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
16 めん類製造業の用に供する湯煮施設	5	20	11	8	4	3	2	12	65	28	7	100
17 豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	15	65	32	18	30	12	7	28	207	43	23	273
18 インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
18の2 冷凍調理食品製造業の用に供する施設	2	6	6	0	0	0	0	0	14	0	1	15
18の3 たばこ製造業の用に供する施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
19 紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設	0	0	2	2	0	0	0	0	4	3	2	9
20 洗毛業の用に供する施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
21 化学繊維製造業の用に供する施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
21の2 一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式パーカー	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	1
21の3 合板製造業の用に供する接着槽洗浄施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
21の4 パーティクルボード製造業の用に供する施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
22 木材薬品処理業の用に供する施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
23 パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
23の2 新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設	0	3	0	0	0	0	0	0	3	8	1	12
24 化学肥料製造業の用に供する施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
25 水銀電解法によるか性リターダ又はか性カリの製造業の用に供する施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
26 無機顔料製造業の用に供する施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
27 その他の無機化学工業製品製造業の用に供する施設	3	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	3
28 カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
29 コールタール製品製造業の用に供する施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
30 発酵工業の用に供する施設	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	1
31 メタン誘導品製造業の用に供する施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
32 有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
33 合成樹脂製造業の用に供する施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
34 合成ゴム製造業の用に供する施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
35 有機ゴム薬品製造業の用に供する施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
36 合成洗剤製造業の用に供する施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
37 その他の石油化学工業の用に供する施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
38 石けん製造業の用に供する施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2
39 硬化油製造業の用に供する施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
40 脂肪酸製造業の用に供する蒸りゆう施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
41 香料製造業の用に供する施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
42 セラチン又はにかわの製造業の用に供する施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
43 写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
44 天然樹脂製品製造業の用に供する施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
45 木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゆう施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
46 その他の有機化学工業製品製造業の用に供する施設	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
47 医薬品製造業の用に供する施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
48 火薬製造業の用に供する洗浄施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
49 農業製造業の用に供する混合施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
50 試薬の製造業の用に供する試薬製造施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
51 石油精製業の用に供する施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
51の2 自動車用タイヤ等ゴム製品製造業の用に供する直接加硫施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
51の3 医薬・衛生用等ゴム製品製造業の用に供するラテックス成型洗浄施設	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	1
52 皮革製造業の用に供する施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
53 ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設	0	2	0	0	0	4	0	0	2	0	1	3
54 セメント製品製造業の用に供する施設	1	26	1	4	3	4	4	7	50	3	12	65
55 生コンクリート製造業の用に供するパツチャープラント	10	17	18	13	12	9	5	17	101	17	11	129
56 有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
57 人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
58 窯業原料の精製業の用に供する施設	0	11	0	0	0	0	0	0	11	0	3	14
59 砕石業の用に供する施設	1	2	0	0	1	0	0	0	4	1	0	5
60 砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
61 鉄鋼業の用に供する施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	3
62 非鉄金属製造業の用に供する施設	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
63 金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設	1	2	0	0	0	0	0	0	3	1	1	5
63の2 空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
63の3 石炭を燃料とする火力発電所のうち、廃ガス洗浄施設	1	0	0	2	0	0	0	0	3	0	0	3
64 ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
64の2 水道施設、工業用水道施設又は自家工業用水道の浄水施設	2	3	0	0	0	0	0	0	5	5	4	14
65 酸又はアルカリによる表面処理施設	2	16	1	0	0	0	0	0	19	2	2	23
66 電気めっき施設	1	2	0	0	0	0	0	0	3	0	1	4
66の2 旅館業の用に供する施設	68	166	138	575	102	102	85	141	1,377	97	98	1,572
66の3 共同調理場に設置されるちゆう房施設	3	6	5	4	2	4	1	2	27	1	0	28
66の4 弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゆう房施設	0	2	1	0	0	0	0	0	3	3	3	9
66の5 飲食店に設置されるちゆう房施設	3	21	11	1	2	1	1	2	42	7	1	50
66の6 そば店・うどん店・すし店・喫茶店等に設置されるちゆう房施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
66の7 料亭・バー・キャバレー・ナイトクラブ等に設置されるちゆう房施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
67 洗たく業の用に供する洗浄施設	22	72	50	25	22	16	7	10	224	131	68	423
68 写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	3	28	11	11	6	6	5	9	79	20	13	112
68の2 病院で病床数が300以上であるものに設置される施設	1	7	0	0	1	0	0	0	9	8	4	21
69 と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設	0	1	1	0	1	0	0	1	4	0	1	5
69の2 中央卸売市場に設置される施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
69の3 地方卸売市場に設置される施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
70 廃油処理施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
70の2 自動車分解整備事業の用に供する洗車施設	1	2	3	0	0	0	0	0	6	6	4	16
71 自動車車両洗浄施設	33	114	75	30	11	8	18	14	303	140	64	507
71の2 科学技術の研究、試験、検査又は専門教育の用に供する施設	2	15	11	2	2	1	2	3	38	15	11	64
71の3 一般廃棄物処理施設である焼却施設	1	6	1	6	4	0	4	1	23	5	2	30
71の4 産業廃棄物処理施設	0	1	1	0	1	0	0	0	3	3	1	7
71の5 TCE、PCE又はジクロロメタンによる洗浄施設	0	0	0	0	1	0	0	0	1	1	0	2
71の6 TCE、PCE又はジクロロメタンの蒸留施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
72 し尿処理施設	23	38	31	16	6	5	10	12	141	19	33	193
73 下水道終末処理施設	4	9	6	2	0	1	2	0	24	11	4	39
74 特定事業場から排出される水の処理施設	2	3	4	1	1	0	0	0	11	4	3	18
計	459	1,318	837	997	337	223	318	349	4,828	778	576	6,182

7 公共用水域の水質に係る環境基準達成状況（平成 23 年度）

(1) BODの達成状況

市町名	環境基準類型 あてはめ水域名	類型	環境基準値 (mg/L)	水質（各基準点の 75%値の平均） (mg/L)	環境基準 点数	基準を達 成してい ない水域
長崎市	浦上川（1）	A	2	0.8	1	
	浦上川（2）	A	2	2.0	1	
	浦上川（3）	C	5	1.8	1	
	中島川（1）	A	2			
	中島川（2）	A	2	1.8	1	
	中島川（3）	A	2	0.9	1	
	鹿尾川	A	2	0.7	1	
	西海川	A	2	0.9	1	
	手崎川	A	2	1.1	1	
	八郎川	A	2	0.8	1	
	神浦川	A	2	0.5	1	
佐世保市	佐世保川	C	5	1.1	1	
	日宇川	C	5	1.1	1	
	相浦川	B	3	1.2	1	
	小森川（1）	A	2	0.9	1	
	小森川（2）	C	5	1.8	1	
	江迎川	A	2	0.6	1	
諫早市	本明川（1）	A	2	1.1	1	
	本明川（2）	B	3	1.1	2	
	喜々津川	B	3	1.0	1	
	境川	A	2	0.7	1	
	東大川	A	2	1.3	1	
	郡川（1）	AA	1	<0.5	1	
大村市	郡川（2）	A	2	1.1	1	
	大上戸川	A	2	0.9	1	
	鈴田川	A	2	1.1	1	
松浦市	志佐川	A	2	0.6	1	
	龍尾川	A	2	0.6	1	
対馬市	舟志川	A	2	0.8	1	
	佐護川	A	2	0.6	1	
	三根川	A	2	0.8	1	
	仁田川	A	2	0.7	1	
	佐須川	A	2	0.6	1	
	瀬川	A	2	0.8	1	

（注）中島川（1）は調査水域（本河内低部貯水池）が長期工事のため、測定休止

市町名	環境基準類型あてはめ水域名	類型	環境基準値 (mg/L)	水質（各基準点の 75%値の平均） (mg/L)	環境基準 点数	基準を達 成してい ない水域
吉崎市	谷江川	A	2	1.2	1	
	幡鉾川	B	3	3.0	1	
五島市	一の川	A	2	0.6	1	
	鰐川	A	2	0.9	1	
	中須川	A	2	0.5	1	
	大川原川	A	2	0.7	1	
	福江川	A	2	1.5	1	
西海市	伊佐ノ浦川	A	2	0.6	1	
	多以良川	A	2	<0.5	1	
	雪浦川	A	2	0.6	1	
雲仙市	千々石川	A	2	0.6	1	
	神代川	A	2	0.9	1	
	土黒川	B	3	1.0	1	
南島原市	有家川	A	2	0.5	1	
	有馬川	B	3	1.8	1	
長与町	長与川	B	3	1.2	1	
時津町	時津川	C	5	1.1	1	
川棚町	川棚川	A	2	1.0	1	
東彼杵町	彼杵川	A	2	0.7	1	
	千綿川	A	2	0.5	1	
	江ノ串川	A	2	<0.5	1	
佐々町	佐々川	A	2	0.8	2	
計	55水域				57	0

(2) CODの達成状況表

湖沼

水域統一 番号	環境基準類型 あてはめ水域名	類型	環境基 準値 (mg/L)	水質(各基準点の 75%値の平均) (mg/L)	環境基準 点数	基準に適 合してい ない地点	基準を達 成してい ない水域
501	本明川	B	5.0	7.7	2	2	1
計	1水域				2	2	1

海域

水域統一 番号	環境基準類型 あてはめ水域名	類型	環境基 準値 (mg/L)	水質(各基準点の 75%値の平均) (mg/L)	環境基準 点数	基準に適 合してい ない地点	基準を達 成してい ない水域	
601	有明海(14)	C	8.0	2.3	1			
603	有明海(13)	C	8.0	3.4	1			
604	有明海(12)	C	8.0	1.6	1			
605	有明海(11)	C	8.0	1.4	1			
606	有明海(15)	A	2.0	1.5	2	1	1	
609	長崎湾(1)	B	3.0	1.7	2			
610	長崎湾(2)	A	2.0	1.5	2			
611	早岐瀬戸	B	3.0	2.4	2			
612	佐世保湾(1)	B	3.0	2.3	1			
613	佐世保湾(2)	A	2.0	2.0	1			
614	大村湾	A	2.0	2.0	17	8	1	
615	網場湾	A	2.0	1.3	2			
長 崎 県 沿 岸 海 域	616	対馬海域	A	2.0	1.0	5		
	617	壱岐海域	A	2.0	1.2	3		
	618	五島海域	A	2.0	1.2	8		
	619	松浦海域	A	2.0	1.3	6		
	620	北松海域	A	2.0	1.5	6		
	621	西彼海域	A	2.0	1.1	8		
	622	橘湾	A	2.0	1.3	6		
623	東大川河口水域	B	3.0	3.0	1			
計	14水域				76	9	2	

(3) 全窒素及び全燐の達成状況表

湖沼

環境基準類型あてはめ水域名	環境基準点数	類型	全窒素			全燐		
			環境基準値 (mg/L)	水質 (各基準点の平均) (mg/L)	基準を達成していない水域	環境基準値 (mg/L)	水質 (各基準点の平均) (mg/L)	基準を達成していない水域
本明川(調整池)	2	V	1	1.3	1	0.1	0.20	1

海域

環境基準類型あてはめ水域名	環境基準点数	類型	全窒素			全燐		
			環境基準値 (mg/L)	水質 (各基準点の平均) (mg/L)	基準を達成していない水域	環境基準値 (mg/L)	水質 (各基準点の平均) (mg/L)	基準を達成していない水域
有明海(八)	3	II	0.3	0.34	1	0.03	0.042	1
有明海(二)	2	II	0.3	0.28		0.03	0.041	1
有明海(六)	2	II	0.3	0.19		0.03	0.027	
長崎湾(1)	2	III	0.6	0.47		0.05	0.029	
長崎湾(2)	2	II	0.3	0.21		0.03	0.018	
佐世保湾(1)	1	III	0.6	0.46		0.05	0.037	
佐世保湾(2)	1	II	0.3	0.19		0.03	0.019	
佐世保湾(3)	1	II	0.3	0.27		0.03	0.026	
大村湾(1)	17	I	0.2	0.20		0.02	0.020	
大村湾(2)	1	III	0.6	0.50		0.05	0.064	1
伊万里湾(1)	6	II	0.3	0.24		0.03	0.019	
11水域	38				1			3

※下記水域においては暫定目標値が設定されていた。

環境基準類型あてはめ水域名	暫定目標値 (mg/L)		施行期間
	全窒素	全燐	
有明海(八)	—	0.042	平成12年4月1日～平成16年6月13日
有明海(二)	0.36	0.041	//
大村湾(1)	0.22	—	平成12年4月21日～平成16年6月17日
大村湾(2)	—	0.057	//

(4) 地下水質調査結果（検出及び環境基準超過状況）

1 概況調査の検出及び環境貴人超過状況

測定機関	調査市町	調査地点数	検出項目	検出地点数	環境基準超過地点数	検出範囲 (mg/L)	環境基準 (mg/L)
長崎市	長崎市	21	砒素	2	0	0.002	0.01
			セレン	1	0	0.002	0.01
			硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	19	0	0.09~7	10
			ふっ素	2	0	0.1~0.11	0.8
佐世保市	佐世保市	12	砒素	2	0	0.001	0.01
			硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	11	0	0.13~8.8	10
			ふっ素	5	0	0.1~0.16	0.8

2 汚染緯度周辺地区調査の検出及び環境基準超過状況

測定機関	調査市町	調査地点数	検出項目	検出地点数	環境基準超過地点数	検出範囲 (mg/L)	環境基準 (mg/L)
長崎市	長崎市	22	砒素	7	0	0.001~0.002	0.01
			総水銀	2	2	0.006~0.0014	0.0005
			1,2-ジクロロエチレン	1	0	0.01	0.04
			トリクロロエチレン	2	1	0.003~0.033	0.03
			テトラクロロエチレン	1	0	0.001	0.01
			硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	19	0	0.11~4.3	10
			ふっ素	1	0	0.09	0.8
			ぼう素	5	0	0.1~1	1
佐世保市	佐世保市	8	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	7	1	0.66~13	10

3 継続監視調査の検出及び環境基準超過状況

測定機関	調査市町	調査地点数	検出項目	検出地点数	環境基準超過地点数	検出範囲 (mg/L)	環境基準 (mg/L)
県	島原市	12	砒素	1	0	0.001	0.01
			テトラクロロエチレン	2	0	0.001~0.004	0.01
			硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	12	7	0.71~24	10
			ふっ素	3	0	0.12~0.19	0.8
	諫早市	2	1,2-ジクロロエチレン	1	0	0.021	0.04
			トリクロロエチレン	1	0	0.022	0.03
			硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	1	0	0.9	10
	大村市	3	テトラクロロエチレン	2	0	0.003~0.01	0.01
			セレン	1	0	0.001	0.01
			硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	3	0	0.71~8.3	10
雲仙市	4	4	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	4	0	6.9~9.3	10
南島原市	1	1	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	1	1	17	10
小値賀町	1	1	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	1	0	4.3	10
長崎市	長崎市	6	砒素	1	1	0.023	0.01
			総水銀	1	1	0.0011	0.0005
			1,2-ジクロロエチレン	4	0	0.007~0.017	0.04
			トリクロロエチレン	5	1	0.016~0.19	0.03
			セレン	1	0	0.001	0.01
			硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	5	0	0.68~4.9	10
			ぼう素	1	0	0.3	1
佐世保市	佐世保市	6	1,2-ジクロロエチレン	1	1	0.044	0.04
			トリクロロエチレン	1	0	0.004	0.03
			硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	5	3	6.6~30	10

8 海水浴場調査結果

	海域	市町名	海水浴場名	快水浴場百選	平成22年度 開設中(7~8月)					平成22年度 開設前(5~6月)				
					ふん便性大腸菌群数(個/100mL)	COD(mg/L)	透明度(m)	油膜	判定	ふん便性大腸菌群数(個/100mL)	COD(mg/L)	透明度(m)	油膜	判定
1	西彼	長崎市	かきどまり ^{シラハマ} 白浜		<2	2.1	>1	無	B	5	1.5	>1	無	A
2			コスタ・テル・ソル		<2	1.7	>1	無	AA	<2	1.3	>1	無	AA
3			カシマ高島		<2	2.0	>1	無	AA	2	1.4	>1	無	A
4			ワキミサキ脇岬		<2	1.8	>1	無	AA	<2	1.3	>1	無	AA
5			カサ高浜	◎	<2	1.7	>1	無	AA	3	1.3	>1	無	A
6			橋湾	カラ川原		<2	2.0	>1	無	AA	<2	1.6	>1	無
7	佐世保湾	佐世保市	白浜	◎	<2	1.6	>1	無	AA	<2	1.9	>1	無	AA
8	五島		大浜	◎	<2	1.8	>1	無	AA	<2	0.9	>1	無	AA
9	大村湾	川棚町	大崎		<2	3.1	>1	無	B	<2	2.0	>1	無	AA
10	西彼	西海市	葺の浦		3	1.9	>1	無	A	<2	1.3	>1	無	AA
11			炭久砂里 ^{カシマ} 海浜公園		<2	1.3	>1	無	AA	<2	1.8	>1	無	AA
12	北松	平戸市	根獅子の浜	◎	<2	2.0	>1	無	AA	2	1.6	>1	無	A
13			千里ヶ浜		<2	2.3	>1	無	B	<2	1.4	>1	無	AA
14	橋湾	諫早市	結の浜 ^{リカ} パーク		<2	2.2	>1	無	B	<2	1.4	>1	無	AA
15		南島原市	前浜		8	1.7	>1	無	A	2	1.1	>1	無	A
16			白浜	◎	<2	1.7	>1	無	AA	2	1.2	>1	無	A
17	五島	新上五島町	ハマグリ ^{ハマ} 蛤浜	◎	<2	1.6	>1	無	AA	3	1.4	>1	無	A
18		五島市	高浜	◎	<2	2.0	>1	無	AA	<2	1.5	>1	無	AA
19			箸珠子		2	1.9	>1	無	A	<2	1.3	>1	無	AA
20	吉岐	吉岐市	ツキ ^{ハマ} 筒城浜	◎	<2	1.5	>1	無	AA	<2	1.3	>1	無	AA
21			大浜		<2	1.2	>1	無	AA	<2	1.6	>1	無	AA
22			錦 ^{ハマ} 浜		<2	1.5	>1	無	AA	<2	1.3	>1	無	AA
23			辰ノ島	◎	<2	1.5	>1	無	AA	<2	1.5	>1	無	AA
24	対馬	対馬市	ミヅ ^{ママチ} 美津島町		<2	1.7	>1	無	AA	<2	1.3	>1	無	AA

※ふん便性大腸菌群数の<2は不検出。

10 狩猟鳥獣の種類

狩 猟 鳥 獣 の 種 類		狩猟のできる期間	
		北海道以外	北海道
鳥 類 29 種 ・ 獣 類 20 種	ゴイサギ、マガモ、カルガモ、コガモ、ヨシガモ、ヒドリガモ、オナガガモ、ハシビロガモ、ホシハジロ、キンクロハジロ、スズガモ、クロガモ、エゾライチョウ、ウズラ、ヤマドリ（コシジロヤマドリを除く）、キジ（コウライキジを含む）、コジュケイ、バン、ヤマシギ（アマミヤマシギを除く）、タシギ、キジバト、ヒヨドリ、ニュウナイスズメ、スズメ、ムクドリ、ミヤマガラス、ハシボソガラス、ハシブトガラス、カワウ	11月15日から翌年2月15日まで （※本県のイノシシは3月15日まで） （放鳥獣猟区においては、11月15日から翌年3月15日まで、また青森県、秋田県及び山形県においてはマガモ、カルガモ、コガモ、ヨシガモ、ヒドリガモ、オナガガモ、ハシビロガモ、ホシハジロ、キンクロハジロ、スズガモ及びクロガモを捕獲する場合には、11月1日から翌年1月31日まで）	10月1日から翌年1月31日まで （放鳥獣猟区においては、10月1日から翌年2月末日まで）
	タヌキ、キツネ、ノイヌ、ノネコ、テン（ツシマテンを除く）、イタチ（オスに限る）、チョウセンイタチ（オスに限る）、ミンク、アナグマ、アライグマ、ヒグマ、ツキノワグマ、ハクビシン、イノシシ（イノブタを含む）、ニホンジカ、タイワンリス、シマリス、ヌートリア、ユキウサギ、ノウサギ		
	※ウズラ、ヤマドリ（メス）、キジ（メス。亜種のコウライキジを除く）はH24.9.14まで捕獲禁止		

11 狩猟鳥獣の捕獲禁止及び制限（猟区以外）

狩猟鳥獣の種類		1日当たりの捕獲数の上限
マガモ・カルガモ・コガモ・ヨシガモ・ヒドリガモ・オナガガモ・ハシビロガモ・ホシハジロ・キンクロハジロ・スズガモ及びクロガモ		合計して…………… 5羽 網を使用する場合には、狩猟鳥獣の捕獲等をする期間ごとに200羽
エゾライチョウ		2羽
ヤマドリ及びキジ（コウライキジを含む）		合計して…………… 2羽
コジュケイ		5羽
バン		3羽
ヤマシギ及びタシギ		合計して…………… 5羽
キジバト		10羽
ニホンジカ	対馬一円	2頭 〔オスジカ1頭とメスジカ1頭の計2頭 又はメスジカ2頭〕
	上記以外の地域	1頭 （オスジカ又はメスジカのいずれか1頭）

12 鳥獣保護区指定状況

区分	地図 番号	名 称	所 在 地 ()内は旧市町名	面 積 ha	存続期間	鳥獣保 護区特 別保護 地区
国 指 定 鳥 獣 保 護 区	1	男女群島鳥獣保護区	五島市(福江市)	416	H5.11.1~H25.10.31	416
	2	伊奈 //	対馬市(上県町)	1,173	H21.11.1~H41.10.31	
	小計	2か所		1,589		416
県 指 定 鳥 獣 保 護 区	3	木坂鳥獣保護区	対馬市(峰町)	530	H16.11.1~H36.10.31	86
	4	雲仙 //	雲仙市、島原市、南島原市	4,049	H14.11.1~H24.10.31	459
	5	龍良山 //	対馬市(厳原町)	369	H13.11.1~H23.10.31	64
	6	多良岳 //	諫早市、大村市	6,681	H19.11.1~H29.10.31	188
	7	御岳 //	対馬市(上県町)	1,816	H18.11.1~H28.10.31	145
	8	玉之浦湾 //	五島市(玉之浦町)	2,560	H16.11.1~H36.10.31	
	9	眉山 //	島原市・雲仙市	1,604	H14.11.1~H24.10.31	129
	10	霊丘公園 //	島原市	7	H18.11.1~H38.10.31	
	11	戸ノ隅 //	南島原市(西有家町)	5	H15.11.1~H35.10.31	
	12	岩戸山 //	//(加津佐町)	25	H18.11.1~H38.10.31	
	13	諏訪の池 //	雲仙市、南島原市	338	H22.11.1~H42.10.31	12
	14	小ヶ倉ダム //	諫早市	40	H18.11.1~H38.10.31	
	15	諫早 //	//	601	H18.11.1~H38.10.31	
	16	市民の森 //	長崎市	835	H20.11.1~H40.10.31	
	17	大久保山 //	//	406	H18.11.1~H38.10.31	
	18	諏訪の森 //	//	10	H17.11.1~H37.10.31	
	19	烽火山 //	//	515	H13.11.1~H23.10.31	16
	20	神ノ浦ダム //	//(外海町)	311	H21.11.1~H31.10.31	
	21	県民の森 //	長崎市(外海町、琴海町)、西海市(大瀬戸町)	365	H21.11.1~H31.10.31	17
	22	雪の浦ダム //	西海市(大瀬戸町)	32	H21.11.1~H41.10.31	
	23	神楽島 //	長崎市	5	H18.11.1~H38.10.31	
	24	大村公園 //	大村市	34	H17.11.1~H37.10.31	
	25	野岳湖 //	//	32	H20.11.1~H40.10.31	
	26	千綿溪 //	東彼杵郡東彼杵町	360	H18.11.1~H38.10.31	12
	27	大崎半島 //	//川棚町	260	H16.11.1~H36.10.31	80
	28	烏帽子岳 //	佐世保市	370	H15.11.1~H35.10.31	
	29	福石観音 //	//	2	H19.11.1~H39.10.31	
	30	佐世保市霊園 //	//	110	H15.11.1~H35.10.31	
	31	国見山 //	//(世知原町)	652	H21.11.1~H31.10.31	15
	32	御橋観音 //	佐世保市(吉井町、世知原町、江迎町)	312	H14.11.1~H34.10.31	
	33	喜内瀬 //	松浦市(福島町)	301	H14.11.1~H34.10.31	
	34	高島、中ノ島、頭ヶ島 //	平戸市	50	H16.11.1~H36.10.31	
	35	安満岳 //	//	940	H16.11.1~H26.10.31	21
	36	亀岡公園 //	//	14	H18.11.1~H38.10.31	
	37	川原ダム //	五島市(岐宿町)	382	H14.11.1~H24.10.31	
38	七岳 //	//(岐宿町、玉之浦町)	628	H18.11.1~H38.10.31	23	
39	内閣ダム //	//	449	H13.11.1~H23.10.31		
40	虎星山 //	//(福江市)	282	H16.11.1~H36.10.31		
41	山王山 //	新上五島町(奈良尾町、若松町)	580	H17.11.1~H27.10.31	13	
42	有川 //	//	1,907	H19.11.1~H29.10.31		
43	宇久 //	//(若松町)	2,671	H18.11.1~H38.10.31		
44	印通寺 //	//(有川町)	19	H17.11.1~H37.10.31		
45	神岳 //	佐世保市(宇久町)	301	H21.11.1~H41.10.31		
46	勝本三島 //	壱岐市(石田町)	118	H21.11.1~H41.10.31	26	
47	白嶽 //	//(勝本町)	410	H21.11.1~H31.10.31		
48	高嶺山 //	//()	472	H16.11.1~H36.10.31		
49	舟志川 鳥獣保護区	対馬市(美津島町)	600	H15.11.1~H35.10.31		
50	国見中学校愛護林鳥獣保護区	//(豊玉町)	16	H15.11.1~H35.10.31		
51	布津中学校 //	//(上対馬町)	6	H15.11.1~H35.10.31		
52	南有馬中学校 //	雲仙市(国見町)	35	H19.11.1~H39.10.31		
53	南串中学校 //	南島原市(布津町)	28	H15.11.1~H35.10.31		
54	千々石中学校 //	//(南有馬町)	10	H19.11.1~H39.10.31		
55	東長崎中学校 //	雲仙市(南串山町)	44	H18.11.1~H38.10.31		
		長崎市				

区分	地図 番号	名 称	所在地 ()内は旧市町名	面積 ha	存続期間	鳥獣保 護区特 別保護 地区		
県 指 定 鳥 獣 保 護 区	56	大島中学校 //	西海市(大島町)	49	H20.11.1~H40.10.31	20		
	57	江迎小学校 //	佐世保市(江迎町)	12	H19.11.1~H39.10.31			
	58	野子小中学校 //	平戸市	98	H16.11.1~H26.10.31			
	59	那賀中学校 //	吉崎市(芦辺町)	10	H18.11.1~H38.10.31			
	60	箱崎小学校 //	//(//)	14	H15.11.1~H35.10.31			
	61	初山小学校 //	//(郷ノ浦町)	8	H15.11.1~H35.10.31			
	62	大調小中学校 //	対馬市(厳原町)	19	H21.11.1~H41.10.31			
	63	佐護鳥獣保護区 //	//(上県町)	205	H19.11.1~H39.10.31			
	64	豊中学校愛護林鳥獣保護区 //	//(上対馬町)	107	H19.11.1~H39.10.31			
	65	厳原中学校 //	//(厳原町)	25	H13.11.1~H23.10.31			
	66	鷓知中学校 //	//(美津島町)	38	H18.11.1~H38.10.31			
	67	豊玉中学校 //	//(豊玉町)	34	H18.11.1~H38.10.31			
	68	西部中学校 //	//(峰町)	34	H18.11.1~H38.10.31			
	69	七岳中学校 //	五島市(玉之浦町)	51	H19.11.1~H39.10.31			
	70	大墓島、小墓島、母子島 //	長崎市(外海町)	25	H19.11.1~H39.10.31			
	71	虚空蔵山 //	西海市(西海町)	135	H19.11.1~H39.10.31			
	72	七釜鍾乳洞 //	//(//)	136	H19.11.1~H39.10.31			
	73	檜井岳 //	//(西彼町)	316	H18.11.1~H38.10.31			
	74	阿植賀島 //	平戸市	28	H16.11.1~H36.10.31		28	
	75	黒子島 //	//	3	H16.11.1~H36.10.31			
	76	樺木場 //	東彼杵郡佐佐見町	105	H16.11.1~H36.10.31			
	77	万助山 //	西海市(大瀬戸町)	400	H17.11.1~H27.10.31			
	78	若松小学校愛護林 //	新上五島町(若松町)	43	H21.11.1~H41.10.31			
	79	有川中学校 //	//(有川町)	13	H21.11.1~H41.10.31			
	80	佐須奈 //	対馬市(上県町)	87	H21.11.1~H31.10.31			
	81	平床 //	長崎市(琴海町)	280	H22.11.1~H32.10.31			
	82	百花台公園 //	雲仙市(国見町)	25	H14.11.1~H34.10.31			
	83	黄島 //	五島市	147	H14.11.1~H34.10.31			
	84	内院島 //	対馬市(厳原町)	12	H14.11.1~H34.10.31			
	85	崎戸西部諸島 //	西海市(崎戸町)	878	H15.11.1~H35.10.31			
	86	竹ノ子島諸島 //	五島市	143	H15.11.1~H35.10.31			
	87	美良島、倉島、平島 //	北松浦郡小値賀町	49	H15.11.1~H35.10.31		37	
	88	野崎島 //	//	732	H16.11.1~H36.10.31			
	89	松浦島 //	佐世保市	25	H16.11.1~H36.10.31			
	90	鳥山島 //	対馬市(美津島町)	471	H17.11.1~H37.10.31			
	91	黒島 //	//(//)	102	H17.11.1~H37.10.31			
	92	赤島 //	北松浦郡小値賀町	60	H20.11.1~H40.10.31			
	93	上枯木島・下枯木島鳥獣保護区 //	平戸市	21	H20.11.1~H40.10.31			
	94	牧島 //	佐世保市	23	H20.11.1~H40.10.31			
	95	棹崎 //	対馬市(上県町)	72	H14.11.1~H34.10.31			
	96	舟志ノ内 //	//(上県町)	329	H14.11.1~H34.10.31			
	97	礫岩 //	平戸市	74	H15.11.1~H35.10.31		25	
	98	藪路木島 //	北松浦郡小値賀町	47	H15.11.1~H35.10.31			
	99	蝶螺島 //	五島市	106	H15.11.1~H35.10.31			
	100	祝言島 //	新上五島町(上五島町)	141	H15.11.1~H35.10.31			
	101	南串島 //	西海市(西海町)	242	H17.11.1~H37.10.31			
	102	赤島・大板部島・小板部島 //	五島市	64	H17.11.1~H37.10.31			
	103	五島黒島 //	五島市(富江町)	132	H18.11.1~H38.10.31			
	104	斑島 //	北松浦郡小値賀町	2	H18.11.1~H38.10.31			
	105	前島・鷹島 //	西彼杵郡時津町	37	H19.11.1~H39.10.31			
	106	本明川 //	諫早市、雲仙市	2,445	H20.11.1~H40.10.31			
	107	鈴田川 //	大村市	42	H21.11.1~H41.10.31			
		小計	105か所		42,195			1,416
	合 計		107か所		43,784			1,832

1.3 休猟区一覧表

番号	名 称	所 在 地	面積 (ha)	指定年度
①	小鹿特例休猟区	対馬市 (上対馬町)	2,089	H20
②	島原特例休猟区	島原市	1,741	H20
③	椎根特例休猟区	対馬市 (厳原町)	1,824	H21
④	国見・瑞穂特例休猟区	雲仙市 (国見町、瑞穂町)	3,308	H21
⑤	佐須奈特例休猟区	対馬市 (上県町)	2,089	H22
⑥	有馬特例休猟区	南島原市 (加津佐町、南有馬町、北有馬町)、雲仙市 (南串山町)	1,702	H22
⑦	波佐見特例休猟区	波佐見町	1,500	H22
計	7か所	* () 内は旧市町村名	14,253 うち特例休猟区 14,253	

1.4 特定猟具使用禁止区域（銃）一覧表（旧「銃猟禁止区域」）

番号	名称	所在地	面積(ha)	存続期間
1	萩原 特定猟具使用禁止区域(銃)	島原市	171	H22. 11. 1~H42. 10. 31
2	有明の森 "	島原市(有明町)	48	H14. 11. 1~H34. 10. 31
3	早崎 "	南島原市(口之津町)	77	H21. 11. 1~H41. 10. 31
4	荒牧 "	雲仙市(南串山町)	40	H14. 11. 1~H34. 10. 31
5	京泊 "	雲仙市(南串山町)	79	H14. 11. 1~H34. 10. 31
6	小浜 "	雲仙市(小浜町)	32	H22. 11. 1~H42. 10. 31
7	猿葉山 "	雲仙市(小浜町、千々石町)	368	H20. 11. 1~H40. 10. 31
8	栄田、西諫早 "	諫早市	464	H22. 11. 1~H42. 10. 31
9	金比羅山 "	長崎市	556	H22. 11. 1~H42. 10. 31
10	稲佐山 "	長崎市	258	H22. 11. 1~H42. 10. 31
11	神ノ島 "	長崎市	52	H22. 11. 1~H42. 10. 31
12	彦山、風頭 "	長崎市	390	H22. 11. 1~H42. 10. 31
13	牧島 "	長崎市	113	H16. 11. 1~H36. 10. 31
14	平床 "	長崎市	223	H22. 11. 1~H42. 10. 31
15	三重、松崎 "	長崎市	72	H15. 11. 1~H35. 10. 31
16	西田原 "	西彼杵郡長与町	33	H13. 11. 1~H23. 10. 31
17	香焼 "	長崎市(香焼町)	246	H13. 11. 1~H23. 10. 31
18	川原大池 "	長崎市(三和町)	25	H19. 11. 1~H39. 10. 31
19	土井ノ首 "	長崎市(琴海町)	806	H20. 11. 1~H40. 10. 31
20	池田、諏訪 "	大村市	98	H22. 11. 1~H42. 10. 31
21	鴻ノ巢山 "	東彼杵郡波佐見町	55	H22. 11. 1~H42. 10. 31
22	西海橋 "	佐世保市	32	H19. 11. 1~H39. 10. 31
23	天神山 "	佐世保市	55	H19. 11. 1~H39. 10. 31
24	名切、八幡 "	佐世保市	92	H19. 11. 1~H39. 10. 31
25	鶺鴒渡越、弓張 "	佐世保市	175	H19. 11. 1~H39. 10. 31
26	石岳 "	佐世保市	450	H18. 11. 1~H38. 10. 31
27	九十九島海湾 "	佐世保市	1,230	H16. 11. 1~H36. 10. 31
28	大瀧 "	佐世保市	110	H22. 11. 1~H42. 10. 31
29	山ノ田水源地 "	佐世保市	39	H21. 11. 1~H41. 10. 31
30	転石水源地 "	佐世保市	35	H21. 11. 1~H41. 10. 31
31	岡本水源地 "	佐世保市	18	H21. 11. 1~H41. 10. 31
32	下ノ原水源地 "	佐世保市	79	H21. 11. 1~H41. 10. 31
33	相当水源地 "	佐世保市	83	H21. 11. 1~H41. 10. 31
34	菰田水源地 "	佐世保市	58	H21. 11. 1~H41. 10. 31
35	福江ダム "	五島市(福江市)	224	H14. 11. 1~H34. 10. 31
36	繁敷ダム "	五島市(富江町)	53	H20. 11. 1~H40. 10. 31
37	大瀬崎 "	五島市(玉之浦町)	350	H21. 11. 1~H41. 10. 31
38	鐙瀬 "	五島市(福江市)	64	H21. 11. 1~H41. 10. 31
39	龍観山 "	南松浦郡新上五島町(若松町)	404	H21. 11. 1~H41. 10. 31
40	平戸白岳 "	平戸市	500	H21. 11. 1~H41. 10. 31
41	石田、芦辺 "	壱岐市(石田町、芦辺町)	1,405	H22. 11. 1~H42. 10. 31
42	郷ノ浦、湯ノ本 "	壱岐市(郷ノ浦町、勝本町、芦辺町)	452	H22. 11. 1~H42. 10. 31

番号	名 称	所在地	面積(ha)	存続期間
43	後山 特定猟具使用禁止区域(銃)	対馬市(厳原町)	150	H13. 11. 1~H23. 10. 31
44	権現山 "	対馬市(厳原町)	225	H22. 11. 1~H42. 10. 31
45	上見坂 "	対馬市(厳原町、美津島町)	290	H22. 11. 1~H42. 10. 31
46	千俵蒔山 "	対馬市(上県町)	180	H22. 11. 1~H42. 10. 31
47	大増 "	対馬市(上対馬町)	341	H15. 11. 1~H35. 10. 31
48	吹上山 "	平戸市(田平町)	96	H17. 11. 1~H37. 10. 31
49	仁田木場 "	長崎市	120	H21. 11. 1~H41. 10. 31
50	名切 "	諫早市	2	H16. 11. 1~H36. 10. 31
51	久山 "	諫早市	1	H16. 11. 1~H36. 10. 31
52	立神 "	長崎市	513	H21. 11. 1~H41. 10. 31
53	村松 "	長崎市(琴海町)	45	H19. 11. 1~H39. 10. 31
54	平戸川内 "	平戸市	56	H13. 11. 1~H23. 10. 31
55	大村 "	大村市	605	H15. 11. 1~H35. 10. 31
56	久留里ダム "	西彼杵郡時津町	12	H17. 11. 1~H37. 10. 31
57	中山ダム "	西彼杵郡時津町	12	H17. 11. 1~H37. 10. 31
58	大野原 "	東彼杵郡東彼杵町	936	H18. 11. 1~H38. 10. 31
59	山田の堤 "	西彼杵郡長与町	18	H19. 11. 1~H39. 10. 31
60	楠泊 "	佐世保市(小佐々町)	78	H19. 11. 1~H39. 10. 31
61	新田 "	佐世保市(小佐々町)	33	H19. 11. 1~H39. 10. 31
62	鎌投 "	佐世保市(小佐々町)	10	H19. 11. 1~H39. 10. 31
63	白岳 "	佐世保市(江迎町)	440	H19. 11. 1~H39. 10. 31
64	久吹ダム "	平戸市(田平町)	105	H13. 11. 1~H23. 10. 31
65	鬼岳 "	五島市(福江市)	150	H13. 11. 1~H23. 10. 31
66	伊佐ノ浦ダム "	西海市(西海町)	26	H14. 11. 1~H34. 10. 31
67	畑崎志太崎 "	佐世保市(小佐々町)	465	H15. 11. 1~H35. 10. 31
68	唐比 "	諫早市(森山町)	70	H16. 11. 1~H36. 10. 31
69	亀岳・大串 "	西海市(西彼町)	404	H18. 11. 1~H38. 10. 31
70	四本堂 "	西海市(西彼町)	22	H18. 11. 1~H38. 10. 31
71	宗方 "	諫早市	21	H18. 11. 1~H38. 10. 31
72	玉調 "	対馬市(美津島町)	56	H19. 11. 1~H39. 10. 31
73	深江 "	佐世保市(鹿町町)	35	H19. 11. 1~H39. 10. 31
74	船ノ村 "	佐世保市(鹿町町)	43	H19. 11. 1~H39. 10. 31
75	二ツ石 "	佐世保市(鹿町町)	13	H19. 11. 1~H39. 10. 31
76	烏帽子岳 "	佐世保市	20	H19. 11. 1~H39. 10. 31
77	伊王島 "	長崎市(伊王島町)	225	H19. 11. 1~H39. 10. 31
78	雄ヶ原 "	大村市	197	H20. 11. 1~H40. 10. 31
79	波佐見桜づつみ "	東彼杵郡波佐見町	40	H21. 11. 1~H41. 10. 31
80	長串山・樋口ダム周辺 "	佐世保市(鹿町町)	311	H21. 11. 1~H41. 10. 31
81	日ノ島 "	南松浦郡新上五島町(若松町)	166	H21. 11. 1~H41. 10. 31
82	生月町北部 "	平戸市(生月町)	15	H18. 11. 1~H38. 10. 31
83	本明川 "	諫早市	30	H19. 11. 1~H39. 10. 31
84	川棚川 "	川棚町	19	H22. 11. 1~H42. 10. 31
計	84力所	※()内は旧市町名	16,710	

15 公園施設の一覧表（実績）

公園名	市町名	園地名	施設名
雲仙天草 国立公園	島原市	焼山園地	駐車場、園地、便所、園路
	雲仙市	①仁田峠循環道路	車道、歩道、駐車場、展望所、便所、休憩所、広場、ゴルフ場、インフォメーションセンター、キャンプサイト、管理棟、炊事棟、トレイルセンター
		②仁田峠園地	
		③池ノ原園地	
		④宝原園地	
		⑤矢岳園地	
		⑥稚児落滝園地	
		⑦古湯駐車場	
		⑧宝原道路	
		⑨絹笠山周回線歩道	
		⑩普賢岳周廻歩道	
		⑪雲仙池ノ原歩道	
		⑫原生沼歩道	
		⑬雲仙温泉園地	
		⑭山領別所線歩道	
		⑮矢岳白雲線歩道	
		⑯雲仙温泉駐車場	
		⑰野岳線歩道	
		⑱九州自然歩道	
		⑲田代原野営場	
⑳九千部岳烏甲山線歩道 ・田代原トレイルセンター			
南島原市	①論所原野営場 ・上大野木場仁田峠線歩道		
西海国立 公園	佐世保市	①鹿子前集団施設地区	駐車場、園地、便所、休憩所、探勝歩道、野鳥観察舎、広場、海浜センター、浄化施設、キャンプサイト、炊事棟、案内板、標識、 展望所
		②烏帽子岳園地	
		③江楯池野鳥の森	
		④白浜海浜公園	
		⑤高島園地	
		⑥九十九島おすすめドライブ コース利用誘導施設	
		⑦冷水岳園地	
		⑧城カ岳園地	
		⑨大浜園地	
		⑩乙女の鼻線歩道	
		⑪海洋スポーツ基地カヤックセター	
	平戸市	①川内峠園地	駐車場、園地、休憩所、便所、歩道、インフォメーションセンター、 炊事棟
		②鯛の鼻園地	
		③平戸浜岳線歩道	
		④山頭園地	
		⑤大バエ園地	
		⑥生月島線歩道	
	五島市	①鬼岳園地	駐車場、車道、園地、休憩所、便所、歩道、インフォメーションセンター、ピジターセンター、浄化施設、炊事場、 展望所
		②笹岳園地	
		③鎧瀬園地	
④大瀬崎園地			
⑤荒川駐車場			
⑥頓泊駐車場			
⑦向小浦園地			
⑧七岳父ヶ岳線歩道			
⑨頓泊園地			
⑩高浜海水浴場			
⑪嵯峨ノ島線歩道			
新上五島町	①三王山園地	園地、休憩所、便所、展望所、歩道、駐車場、テントサイト、炊事棟	
	②龍観山園地		
	③三王山雌岳線歩道		
	④番岳園地		
	⑤蛤浜駐車場		
	⑥蛤浜野営場		
	⑦蛤浜園地		
	⑧虎星山園地		

公園名	市町名	園地名	施設名					
西海国立公園	小値賀町	①番岳園地 ②愛宕山園地 ③斑島園地 ④野崎島ワイルドパーク ⑤赤ダキ線歩道	園地、休憩所、歩道、駐車場、便所、展望所、園路、炊事棟、シャワー棟、テントサイト					
	鹿町町	①北九十九島集団施設地区 ②九十九島おすすめドライブコース利用誘導施設	休憩所、園地、便所、歩道、管理棟、炊事棟、案内板、標識					
老岐対馬 国立公園	吉崎市	①岳ノ辻園地 ②黒崎園地 ③左京鼻園地 ④竜神崎園地 ⑤辰ノ島園地 ⑥勝本園地 ⑦筒城浜園地	広場、駐車場、便所、歩道、休憩所、 棧橋、炊事棟、シャワー棟、展望所					
		対馬市	①上見坂園地 ②豆酸崎園地 ③龍良山麓公園 ④万関園地 ⑤浅茅岳園地 ⑥玉調海の公園 ⑦木坂御前浜園地 ⑧棹崎園地 ⑨鰐浦園地 ⑩西泊園地 ⑪三宇田浜園地 ⑫三宇田浜野営場	駐車場、休憩所、園地、便所、キャンプ サイト、展望デッキ、自然公園センター、 広場、シャワー棟、炊事棟				
			玄海国立公園	松浦市	①白岳園地 ②初崎園地 ③大山自然公園	便所、管理棟、駐車場、歩道、園地、 展望所		
					多良岳 県立公園	諫早市	①五家原岳 ②金泉寺山小屋 ③轟峡野営場 ④山茶花園地	駐車場、園地、便所、園路、山小屋、炊 事棟、休憩所、人道橋、レストハウス、 トリム広場
							大村市	野岳湖園地
			大村湾 県立公園	川棚町	大崎半島国民休養地	くじゃく園、かぜの広場、トリム森、サイ クルモノレール、駐車場、サイクリン グ道路、オートキャンプ場		
	諫早市、長与町			琴ノ尾岳園地	展望台、広場、園路、便所			
	北松県 立公園	江迎町	白岳国民休養地	ピクニック広場、多目的広場、冒険の 森、園路、便所、炊事棟、フロート橋、 歩道、駐車場、管理棟、オートキャンプ 場				
	西彼杵半 島県立公 園	長崎市	大野浜海浜公園	海浜センター、駐車場				
	野母半島 県立公園	長崎市	①甞岩園地 ②権現山園地	園路、展望デッキ、展望所、園路広場				
	島原半島 県立公園	雲仙市	猿葉山園地	駐車場、車道、歩道、便所、園地				
	自然公園 に含まれ ない地域	平戸市	田平ファールパーク	草地・裸地ゾーン、林地ゾーン、駐車 場、園地、昆虫館				
吉崎市		里浜園地	駐車場、シャワー・トイレ棟、園地、親 水護岸					
江迎町		九十九島おすすめドライブコース 利用誘導施設	案内板、標識					

16 市町の木及び花

区 分				
市 町 名	市町の木	指定年月日	市町の花	指定年月日
長 崎	ナンキンハゼ	S50.8.1	アジサイ	S43.3.21
佐 世 保	ハナミズキ	H1.5.15	カノコユリ	H14.4
島 原	ウメ	H1.6.19	ウメ	S57.3.24
諫 早	ヒゼンマユミ	H17.10.1	ツクシシャクナゲ	H17.10.1
大 村	イチイガシ	H1.6.1	オオムラザクラ	S47.4.8
平 戸	マキ(木) やぶ椿(花木)	—	平戸つつじ	—
松 浦	まき	S50.10.25	つつじ	S50.10.25
対 馬	ひとつばたご		玄海つつじ	
吉 岐	やぶ椿(花木) まき(木)		水仙	
五 島	ツバキ(花木) アコウ(木)	H17.9.12	ハマユウ	H17.9.12
西 海	ハマボウ(花木) ヤマモモ(木)	H21.10.1	カノコユリ	H21.10.1
雲 仙	ヤマボウシ(山 法師)	H18.3.15	ミヤマキリシマ(雲仙 つつじ)	H18.3.15
南 島 原	あこう	H18.10.3	ひまわり	H18.10.3
長 与	梅	S48.7.20	梅	S48.7.20
時 津	くずの木	H1.7.1	コスモス	H1.7.1
東 彼 杵	楠	H1.10.23	コスモス	H1.10.23
川 棚	モッコク	H1.8.1	オニユリ	H1.8.1
波 佐 見	モチノキ	H1.7.1	久留米つつじ	S47.12
小 値 賀	まつ	H2.2.11	すいせん	H2.2.11
佐 々	ソメイヨシノ	H1.8.1	山茶花	S51.4.1
新上五島	つばき(花木)	H17.7.11	—	

17 ダイオキシン類調査結果（平成23年度）

(1) 大気環境調査結果

①一般環境調査

(単位：pg-TEQ/m³)

地区	市町村	測定地点	測定結果	測定機関
長崎地区	長崎市	小ヶ倉支所測定局	0.060	長崎市
佐世保地区	佐世保市	県北振興局	0.014	長崎県
西彼地区	時津町	時津小学校大気測定局	0.010	
県央地区	諫早市	諫早大気測定局	0.010	
	大村市	大村大気測定局	0.015	
県南地区	島原市	島原振興局八幡庁舎	0.019	
県北地区	松浦市	松浦市役所	0.010	
離島地区	対馬市	対馬保健所	0.0098	
環境基準			0.6以下	
調査地点数			8	

②発生源周辺調査

(単位：pg-TEQ/m³)

地区	市町村	測定地点	測定結果	測定機関
佐世保地区	佐世保市	下本山公民館	0.012	長崎県
県北地区	平戸市	平戸市立田平南小学校	0.0096	
環境基準			0.6以下	
調査地点数			2	

③沿道調査

(単位：pg-TEQ/m³)

地区	市町村	測定地点	測定結果	測定機関
長崎地区	長崎市	長崎市中央橋測定局	0.0096	長崎市
環境基準			0.6以下	
調査地点数			1	

(2) 公共用水域調査結果

①河川

(単位 水質：pg-TEQ/L、底質：pg-TEQ/g)

地区	水域名称	測定地点	測定結果		測定機関
			水質	底質	
長崎地区	浦上川(1)	川平取水堰	0.076	0.95	長崎市
	浦上川(2)	浦上貯水池	0.038	0.56	
	浦上川(3)	大橋堰	0.066	0.29	
	西海川	大川橋上堰	0.064	1.5	
佐世保地区	相浦川	相浦橋	0.078		長崎県
	小森川	小森橋	0.096	6.6	
西彼地区	長与川	岩淵堰	0.098	1.5	
県央地区	本明川	旭町	0.10	0.40	国土交通省
	川棚川	山道橋	0.092	1.3	長崎県
	西大川	高速道下流	0.038	0.98	
	東大川	佐代姫橋上堰	0.30		
県南地区	土黒川	浜田橋	0.13	2.1	
	千々石川	千々石橋	0.18		
県北地区	佐々川	古川橋	0.085		
	志佐川	工業用水取水堰	0.044		
五島地区	福江川	大正橋上堰	0.12		
壱岐地区	谷江川	川口橋上堰	0.079		
環境基準			1以下	150以下	
調査地点数			17	10	

②海域

(単位 水質：pg-TEQ/L、底質：pg-TEQ/g)

地域	水域名称	測定地点	測定結果		測定機関
			水質	底質	
長崎湾	長崎湾(1)	突提間	0.049	16	長崎市
西彼海域	西彼海域	野母漁港	0.030	26	
橘湾	橘湾	脇岬港	0.048	2.4	
		為石漁港	0.020	5.3	
大村湾	大村湾	祝崎沖	0.033	12	長崎県
有明海	有明海	口之津港	0.22	2.2	
佐世保湾	佐世保湾	干尽沖	0.19	15	
五島海域	五島海域	福江港	0.042	7.4	
壱岐海域	壱岐海域	郷ノ浦港	0.027	5.6	
対馬海域	対馬海域	厳原港	0.026	3.2	
環境基準			1以下	150以下	
調査地点数			10	10	

(3) 地下水調査結果

①一般環境調査 (単位：pg-TEQ/L)

地区	市町村	測定地域	測定結果	測定機関
長崎地区	長崎市	琴海戸根町	0.014	長崎市
		江の浦町	0.015	
		小峰町	0.014	
環境基準			1以下	
調査地点数			3	

②発生源周辺調査 (単位：pg-TEQ/L)

地区	市町村	測定地域	測定結果	測定機関
佐世保地区	佐世保市	大塔町	0.035	長崎県
		下本山町	0.033	
西彼地区	西海市	崎戸町	0.059	
県央地区	諫早市	小長井町	0.11	
県南地区	島原市	前浜町	0.025	
	雲仙市	小浜町	0.025	
県北地区	平戸市	田平町	0.041	
環境基準			1以下	
調査地点数			7	

(4) 土壤調査結果

①一般環境調査

(単位：pg-TEQ/g)

地区	市町村	測定地点	測定結果	測定機関
長崎地区	長崎市	大浜町	0.14	長崎市
		稲佐町	0.38	
		西山	0.20	
		三原	0.0078	
		塩浜町	0.0091	
		水の浦町	0.0016	
		矢の平	0.15	
		新中川町	0.0027	
		琴海戸根町	0.023	
環境基準			1,000 以下	
調査地点数			9	

②発生源周辺状況調査

(単位：pg-TEQ/g)

地区	市町村	測定地点	測定結果	測定機関
佐世保地区	佐世保市	下本山町	2.2	長崎県
		棚方町	0.089	
		田の浦町	0.054	
		卸本町	2.7	
県央地区	諫早市	日の出町	0.018	
		福田町	0.070	
	大村市	森園町	0.041	
		松並	11	
	東彼杵郡	川棚町	2.0	
県南地区	南島原市	南有馬町	0.27	
		北有馬町	2.4	
県北地区	平戸市	田平町	0.0063	
五島地区	五島市	松山町	3.3	
	新上五島町	網上郷	0.82	
壱岐地区	壱岐市	芦辺町	0.049	
対馬地区	対馬市	厳原町	0.034	
環境基準			1,000 以下	
調査地点数			16	

18 環境放射能

①ゲルマニウム半導体検出器による核種分析調査結果（平成23年度）

試料名	検体数	¹³⁷ Cs		前年度まで 過去3年間の値		その他検出された人工放射性核種	単 位	
		最低値	最高値	最低値	最高値			
大気浮遊じん	4	N.D.	0.24	N.D.	N.D.	¹³⁴ Cs 0.24	mBq/m ³	
降下物	12	N.D.	1.13	N.D.	0.35	¹³¹ I 2.05 ¹³⁴ Cs 1.21	MBq/km ²	
陸水（蛇口水）	1	N.D.		N.D.	N.D.	N.D.	mBq/L	
土 壌	0~5cm	2.24		14.1	20.0	N.D.	Bq/kg 乾土	
		155.5		582	1300	N.D.	MBq/km ²	
	5~20cm	2.79		3.46	6.9	N.D.	Bq/kg 乾土	
		342.48		484	1200	N.D.	MBq/km ²	
精米	1	N.D.		N.D.	N.D.	N.D.	Bq/kg 生	
野 菜	大根	1	N.D.		N.D.	N.D.	Bq/kg 生	
	ホウレン草	1	0.04		N.D.	0.08		N.D.
牛乳	1	N.D.		N.D.	N.D.	N.D.	Bq/L	
水 産 生 物	アサリ	1	0.35		N.D.	N.D.	Bq/kg 生	
	アマダイ	1	0.14		0.11	0.13		N.D.
	ワカメ	1	N.D.		N.D.	0.13		N.D.

（注1）食品試料のうち精米、野菜、牛乳（原乳）及び水産生物は生産地としての取扱いである。

（注2）N.D.：測定値が測定誤差の3倍未満

②空間放射線量測定結果（平成23年度）

測定年月日	モニタリングポスト (nGy/h)		
	最低値	最高値	平均値
平成23年4月	28	45	29
5月	27	42	29
6月	27	55	30
7月	27	76	29
8月	27	44	29
9月	28	33	29
10月	28	38	29
11月	27	41	29
12月	28	43	29
平成24年1月	28	39	29
2月	30	55	33
3月	29	68	40
年 間 値	27	76	30

19 産業廃棄物処理施設に係る立地基準

〈長崎県産業廃棄物適正処理指導要綱より関係部分を抜粋〉

最終改正 平成20年10月17日告示

(処理施設の設置等に関する事前協議)

第7条 処理施設の設置等をしようとする事業者等（以下「設置等予定者」という。）は、あらかじめ生活環境の保全に係る事項について必要な調査を行い、次に掲げる事項を記載した産業廃棄物処理施設設置（変更）事前協議書（様式第1号。以下「設置等事前協議書」という。）を知事に提出し、処理施設の設置等に関して協議しなければならない。ただし、別表第1に掲げる処理施設の設置等については、この限りでない。
(以下省略)

(処理施設の立地基準)

第8条 前条第1項の協議に係る処理施設の設置等予定者であって、法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設又は有機性廃棄物を原材料とする肥料、飼料等の製造施設を設置しようとする者は、別表第2に掲げる区域等を含まない区域に当該処理施設を設置するものとする。

別表第1（第7条関係）

- 1 排出事業者が、排出事業場内において当該事業場から発生する自らの産業廃棄物を処分するための処理施設の設置（政令第7条の2に掲げる処理施設を除く。）
- 2 移動式（排出事業場に移動させて処理する方式をいう。）のみの処理施設の設置
- 3 建設工事等に伴う臨時的な処理施設の設置（概ね2年以内の期間をいう。）
- 4 法第15条第1項に定める処理施設（既存の処理施設に限る。）であって、政令第7条の区分の追加又は変更に伴う処理施設の設置
- 5 50パーセント未満の処理能力の増加を伴う処理施設の変更又は更新（政令第7条の2に掲げる処理施設を除く。）

別表第2（第8条関係）

- 1 次に掲げる水源の保護を図る必要がある区域。ただし、最終処分場又は廃棄物の処理に伴った水を排出し、若しくは浸透させるおそれのある施設に限る。
 - ア 市町村が水道水源の保護を図るものとして条例で定める区域
 - イ その他知事が水道水源、水産用水、工業用水又は農業用水への影響のおそれのあると認める区域
- 2 次に掲げる自然環境の保全を図る必要がある区域等
 - ア 自然公園法又は長崎県立自然公園条例に規定する自然公園区域
 - イ 長崎県未来につながる環境を守り育てる条例に規定する自然環境保全地域及び緑地環境保全地域
 - ウ 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区
 - エ 都市計画法に規定する風致地区
 - オ その他知事が希少な野生動植物の生息・生育地など自然環境の保全のため必要と認める区域
- 3 次に掲げる災害防止等のために保全を図る必要がある区域等
 - ア 森林法に規定する保安林及び保安林予定森林並びに保安施設地区及び保安施設予定森林地区
 - イ 河川法に規定する河川区域、河川保全区域及び河川予定地
 - ウ 砂防法に規定する砂防指定地
 - エ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に規定する急傾斜地崩壊危険区域
 - オ 地すべり等防止法に規定する地すべり防止区域
 - カ 海岸法に規定する海岸保全区域及び一般公共海岸区域
 - キ 過去に地滑り、土砂崩れ、洪水等の災害が発生した区域

- 4 次に掲げる文化財の保護を図る必要がある区域等
 - ア 文化財保護法又は長崎県文化財保護条例に規定する史跡名勝天然記念物、伝統的建造物群保存地区、周知の埋蔵文化財包蔵地及び県又は市町村が定める文化的景観
 - イ 市町村が文化財の保護を図るものとして条例で定める区域
- 5 次に掲げる良好な景観の形成を図る必要がある地区
 - ア 景観法に規定する景観地区及び準景観地区
 - イ 長崎県美しいまちづくり推進条例に規定する美しいまちづくり重点支援地区
- 6 市町村農業振興地域整備計画の農用地利用計画において、農用地区域と指定されている土地
- 7 次に掲げる区域
 - ア 医療法に規定する医療提供施設、社会福祉施設（社会福祉法に規定する第1種又は第2種社会福祉事業の用に供する施設をいう。）又は学校教育法に規定する学校に係る土地の敷地境界からおおむね200メートル以内の区域
 - イ 現に人が居住する住居の敷地境界からおおむね100メートル以内の区域
- 8 公共・公益施設の用地として利用の計画がある区域
- 9 その他知事が処理施設に係る土地として不相当と認める場所

20 長崎県環境基本計画に係る平成23年度当初予算

基本目標Ⅰ 地球環境保全をめざす社会の実現

大項目	中項目	事務事業名	担当部局名	担当課名	事業費 (単位：千円)		
地球温暖化対策の推進	温室効果ガスの排出抑制	第1節-1-①(エネルギー)					
		温暖化対策「見える化」推進事業	環境部	未来環境推進課	10,681		
		長崎県ごみ処理広域化計画の進捗管理	環境部	廃棄物対策課	0		
		木質バイオマスエネルギーの利用、未利用間伐材利用促進	農林部	林政課	9,030		
		低炭素社会対応型陶磁器素材の開発	産業労働部	産業技術課	1,996		
		(新) 海洋フロンティアプロジェクト推進事業費	産業労働部	グリーンニューディール推進室	13,132		
		第1章-1-①(事業者の活動促進)					
		未来環境条例アイドリング・ストップ普及啓発事業	環境部	未来環境推進課	0		
		総合交通対策事業	企画振興部	新幹線・総合交通対策課	2,916		
		内航海運改善資金貸付金	企画振興部	新幹線・総合交通対策課	3,000		
		長崎県運輸事業振興助成補助金	企画振興部	新幹線・総合交通対策課	162,284		
		沿岸漁業改善資金貸付金(特会)	水産部	漁政課	356,884		
		漁船リニューアル支援事業(融資ぶらす)	水産部	漁政課	23,200		
		新生水産県ながさき総合支援事業	水産部	漁政課	164,378		
		長崎EV&ITSプロジェクト推進事業	産業労働部	グリーンニューディール推進室	118,322		
		長崎県EV・ITS普及促進事業	産業労働部	グリーンニューディール推進室	7,595		
		未来環境条例温室効果ガス排出削減計画書制度	環境部	未来環境推進課	148		
		環境物品等調達方針推進事業	環境部	未来環境推進課	69		
		県庁エコオフィスプラン進行管理事業	環境部	未来環境推進課	620		
		長崎県庁EMS運営費	環境部	環境政策課	1,069		
		フロン対策推進事業	環境部	未来環境推進課	1,253		
		省エネ診断の活用によるエネルギー関連の見える化と設備更新、改修の促進	環境部	未来環境推進課	3,236		
		エコスクールの推進	教育庁	教育環境整備課	10,000		
		第1節-1-①(県民の活動促進)					
		「みんなで止めよう温暖化」推進事業	環境部	未来環境推進課	15,171		
		県下一斉ノーマイカーデー運動推進事業	環境部	未来環境推進課	234		
		エコドライブ普及促進事業	環境部	未来環境推進課	0		
		(新)九州版炭素マイレージ制度	環境部	未来環境推進課	4,208		
		第1節-1-①(環境に配慮したまちづくり)					
		JR長崎本線連続立体交差事業	土木部	都市計画課	16,011,700		
		道路建設事業全般	土木部	道路建設課	20,780,902		
		(新) 対馬プロジェクト推進事業費	産業労働部	グリーンニューディール推進室	4,328		
		(新) 西海プロジェクト推進事業費	産業労働部	グリーンニューディール推進室	3,712		
		第1節-1-①(県民・団体等との連携・協働)					
		市町・NPO等関係団体協働・連携推進事業	環境部	未来環境推進課	6,969		
		温室効果ガスの吸収作用の保全と強化	第1節-1-②				
			森林環境整備保全事業	農林部	森林整備室	1,080,542	
			水産環境整備事業	水産部	漁港漁場課	250,500	
			(新) 水産多面的機能発揮対策事業費	水産部	資源管理課	50,100	
			(新) 藻場回復技術実証推進事業費	水産部	資源管理課	19,805	
			(再) 木質バイオマスエネルギーの利用、未利用間伐材利用促進	農林部	林政課	9,030	
		(新) 環境保全型農業直接支援対策事業	農林部	農業経営課	31,236		
		へ地球適応温暖化	第1節-1-③				
			砂防事業 地すべり対策事業 急傾斜地崩壊対策事業	土木部	砂防課	4,422,680	
			病害虫発生予察費	農林部	農業経営課	5,987	

大項目	中項目	事務事業名	担当部局名	担当課名	事業費 (単位：千円)
広域的な環境汚染対策の推進	オゾン層の保護対策	第1節-2-①			
		長崎県大気汚染監視テレメータシステム管理運営	環境部	環境政策課	55,341
広域的な環境汚染対策の推進	酸性雨対策	第1節-2-②			
		(再) フロン対策推進事業	環境部	未来環境推進課	1,253
広域的な環境汚染対策の推進	油対策の推進	第1節-2-③			
		酸性雨モニタリング	環境部	環境政策課	12,165
広域的な環境汚染対策の推進	漂着ごみ・漂流	関係県（九州地方知事会）における観測体制整備の連携	環境部		
		工場監視指導事業(大気)	環境部	環境政策課	1,198
広域的な環境汚染対策の推進	力の環の際た推的保進協の全	第1節-2-④			
		(財) 海と渚環境美化・油濁対策機構負担金	水産部	資源管理課	81
広域的な環境汚染対策の推進	力の環の際た推的保進協の全	離島漁業再生支援交付金事業	水産部	漁政課	649,049
		海岸環境保全対策推進事業	環境部	廃棄物対策課	18,825
広域的な環境汚染対策の推進	力の環の際た推的保進協の全	「漂流油等による長崎県沿岸汚染対策要綱」の運用	危機管理監	危機管理課	6
		第1節-2-⑤			
広域的な環境汚染対策の推進	力の環の際た推的保進協の全	日韓海峡沿岸環境技術交流事業	環境部	未来環境推進課	1,683

小計（再掲事業についても、事業費として計上。総事業費であり、環境関連の抽出事業費ではない。） 44,326,518

基本目標Ⅱ 環境への負荷の削減と循環型社会づくり

大項目	中項目	事務事業名	担当部局名	担当課名	事業費 (単位：千円)	
廃棄物対策の推進	発生・排出物の抑制	第2節-1-①				
		園芸用廃プラスチック総合対策費	農林部	農産園芸課	600	
		ゴミゼロながさき推進事業	環境部	未来環境推進課	7,778	
	廃棄物の再資源化の推進	第2節-1-②				
		リサイクル製品活用促進事業	環境部	未来環境推進課	1,114	
		(再) ゴミゼロながさき推進事業	環境部	未来環境推進課	7,778	
		公共工事全般	土木部	建設企画課	0	
		島原半島良質堆肥広域流通促進事業	農林部	畜産課	15,000	
		(新) エコフィード利活用畜産経営安定チャレンジ事業	農林部	畜産課	6,010	
		建設リサイクル促進事業	土木部	建設企画課	0	
	(再)長崎県ごみ処理広域化計画の進捗管理	環境部	廃棄物対策課	0		
	廃棄物の適正処理の推進	第2節-1-③				
		(再) 園芸用廃プラスチック総合対策費	農林部	農産園芸課	600	
		(再) 長崎県ごみ処理広域化計画の進捗管理	環境部	廃棄物対策課	0	
		ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進事業	環境部	廃棄物対策課	48,992	
産業廃棄物処理施設監視指導費 廃棄物不適正処理対策事業 政令市適正処理支援事業		環境部	廃棄物対策課	85,049		
産業廃棄物審査指導費		環境部	廃棄物対策課	5,732		
産業廃棄物処理業者等情報管理費		環境部	廃棄物対策課	4,062		
産業廃棄物処分場環境対策事業		環境部	廃棄物対策課	12,296		
F R P 漁船廃船処理対策事業		水産部	資源管理課	4,974		
大気環境の保全	大気汚染防止対策の推進	第2節-2-①				
		(再) 工場監視指導事業(大気)	環境部	環境政策課	1,198	
		「長崎県アスベスト対策連絡会議」の運営管理	環境部	環境政策課	0	
		(再) 長崎県大気汚染監視テレメータシステム管理運営	環境部	環境政策課	55,341	
		有害大気汚染物質調査分析業務	環境部	環境政策課	4,594	
	アスベスト改修事業	土木部	建築課	17,570		
	自動車排出ガスの抑制対策の推進	第2節-2-②				
		(再) 総合交通対策事業	企画振興部	新幹線・総合交通対策課	2,916	
		(再) 道路建設事業全般	土木部	道路建設課	20,780,902	
		(再) J R 長崎本線連続立体交差事業	土木部	都市計画課	1,601,700	
		(再) 県下一斉ノーマイカーデー運動推進事業	環境部	未来環境推進課	234	
		(再) エコドライブ普及促進事業	環境部	未来環境推進課	0	
		(再) 長崎県運輸事業振興助成補助金	企画振興部	新幹線・総合交通対策課	162,284	
	(再) 自動車排ガス測定	環境部	環境政策課	0		
	水環境の保全	海域・河川・湖沼等の水質保全対策の推進	第2節-3-①			
工場監視指導事業(水質)			環境部	環境政策課	3,737	
環境監視測定事業(水質)			環境部	環境政策課	24,002	
環境アセスメント審査費			環境部	環境政策課	3,433	
環境監視測定事業(地下水)			環境部	環境政策課	3,077	
諫早湾干拓調整池水辺環境空間づくり事業			環境部	環境政策課	19,969	
(再) 水産環境整備事業			水産部	漁港漁場課	250,500	
大村湾の水といのちを育む事業			環境部	環境政策課	16,398	
島原半島窒素負荷低減対策費			農林部	農業経営課	3,145	
諫早湾周辺地域環境保全型農業推進事業			農林部	諫早湾干拓課	12,133	
(再) (新) 水産多面的機能発揮対策事業費			水産部	資源管理課	50,100	
(再) 藻場回復技術実証推進事業費			水産部	資源管理課	19,805	
島原半島地下水汚染対策			環境部	環境政策課	1,554	
有害赤潮等総合対策事業費			水産部	資源管理課	3,520	

大項目	中項目	事務事業名	担当部局名	担当課名	事業費 (単位：千円)	
水環境の保全	生活排水対策の推進	第2節-3-②				
		浄化槽設置整備費	環境部	水環境対策課	299,966	
		長崎県污水处理施設整備促進交付金費	環境部	水環境対策課	18,364	
		(新) 流域別下水道整備総合計画策定費	環境部	水環境対策課	19,260	
		(補助) 漁港漁場地域整備交付金事業(漁業集落環境整備事業)	水産部	漁港漁場課	222,850	
		(単独) 農村漁村生活環境整備事業交付金費	水産部	漁港漁場課	10,000	
		大村湾南部流域下水道事業	環境部	水環境対策課	801,870	
		(再) 大村湾の水といのちを育む事業	環境部	環境政策課	16,398	
	(再) 諫早湾干拓調整池水辺環境空間づくり事業	環境部	環境政策課	19,969		
	対策の推進	工場・事業場の排水	第2節-3-③			
(再) 工場監視指導事業(水質)			環境部	環境政策課	3,737	
水の循環	水利用	第2節-3-④				
		雨水・再生水利用促進に向けた情報提供	環境部	水環境対策課	0	
		水資源政策費	環境部	水環境対策課	1,158	
土壌・地盤環境の保全	土壌環境の保全	第2節-4-①				
		土壌汚染対策法適正執行	環境部	環境政策課	0	
		(再) 工場監視指導事業(水質)	環境部	環境政策課	3,737	
		人と環境にやさしい農業対策事業	農林部	農業経営課	15,748	
		(再) 島原半島窒素負荷低減対策費	農林部	農業経営課	3,145	
	(再) 島原半島地下水汚染対策	環境部	環境政策課	1,554		
	地盤環境の保全	第2節-4-②				
		水道施設整備事業指導監督費	環境部	水環境対策課	5,892	
		地盤沈下の測定と監視体制整備	環境部	環境政策課	0	
			代替水源の確保推進	環境部	水環境対策課	0
騒音・振動・悪臭対策の推進	騒音・振動・悪臭対策の推進	第2節-5-①				
		環境調査・測定事業(騒音・振動・悪臭)	環境部	環境政策課	1,038	
		自動車騒音常時監視事業	環境部	環境政策課	603	
		(再) 道路建設事業全般	土木部	道路建設課	20,780,902	
		沿道環境改善事業	土木部	道路維持課	23,000	
化学物質の環境リスク対策の推進	化学物質の適正管理	第2節-6-①				
		化学物質管理促進事業	環境部	環境政策課	725	
		緊急時の環境汚染実態調査等の実施	環境部	環境政策課	0	
	市内化学物質の削減(環境ホルモンの削減)	第2節-6-②				
		全国的な調査研究への参画と汚染実態把握	環境部	環境政策課	0	
		汚染状況把握の推進	環境部	環境政策課	0	
	減シダインオオの削キ	第2節-6-③				
ダイオキシン類対策事業		環境部	環境政策課	20,293		
		(再) 長崎県ごみ処理広域化計画の進捗管理	環境部	廃棄物対策課	0	

小計(再掲事業についても、事業費として計上。総事業費であり、環境関連の抽出事業費ではない。) 45,508,306

基本目標Ⅲ 人と自然とが共生する快適な環境づくり

大項目	中項目	事務事業名	担当部局名	担当課名	事業費 (単位：千円)	
生物多様性の保全	自然環境の監視・調査研究の推進	第3節-1-①				
		希少野生動植物保全事業費	環境部	自然環境課	2,166	
		鳥獣保護費	環境部	自然環境課	7,224	
		鳥獣保護費	農林部	農政課	1,853	
		ツシヤママネコ保護増殖事業費	環境部	自然環境課	14,000	
		自然公園指導員等による監視	環境部	自然環境課	0	
		狩猟取締費	環境部	自然環境課	5,161	
		狩猟取締費	農林部	農政課	8,441	
		野生鳥獣管理事業費	農林部	農政課	4,647	
		外来生物に関する情報収集と普及啓発	環境部	自然環境課	0	
		(新)ふるさと自然再生事業	環境部	自然環境課	6,410	
	野生動植物種の保護 生態系の保全と再生	第3節-1-②				
		(再)希少野生動植物保全事業費	環境部	自然環境課	2,166	
		自然公園計画検討費	環境部	自然環境課	382	
		(再)鳥獣保護費	環境部	自然環境課	7,224	
		(再)鳥獣保護費	農林部	農政課	1,853	
		(再)狩猟取締費	環境部	自然環境課	5,161	
		(再)狩猟取締費	農林部	農政課	8,441	
		(再)(新)野生鳥獣管理事業費	農林部	農政課	4,647	
		負傷鳥獣救護活動強化事業費	環境部	自然環境課	6,000	
		(再)(新)水産多面的機能発揮対策事業費	水産部	資源管理課	50,100	
		(再)藻場回復技術実証推進事業費	水産部	資源管理課	19,805	
		(再)離島漁業再生支援交付金事業	水産部	漁政課	649,049	
		緑といきもの賑わい事業	環境部	自然環境課	18,469	
		用地基金による土地買収	環境部	自然環境課	0	
		自然環境情報ネットワーク	環境部	自然環境課	0	
		鳥獣害に強い地域づくり総合対策事業 長崎県鳥獣被害防止総合対策事業	農林部	農政課	1,360,314	
		(再)(新)環境保全型農業直接支援対策事業	農林部	農業経営課	31,236	
		ふるさと緑の生活環境基盤整備事業	農林部	林政課		
		(再)(新)ふるさと自然再生事業	環境部	自然環境課	6,410	
自然とのつながりの回復	自然とのふれあいの場の保全・整備	第3節-2-①				
		自然公園等総合整備事業	環境部	自然環境課	18,812	
		自然公園標識設置費	環境部	自然環境課	987	
		自然公園維持管理費	環境部	自然環境課	8,288	
		自然公園施設補修費	環境部	自然環境課	3,569	
		雲仙公園維持管理費	環境部	自然環境課	25,712	
		宝原道路維持管理費	環境部	自然環境課	2,469	
		県民の森管理事業費	農林部	林政課	68,637	
	グリーン・ツーリズム推進費事業	農林部	農政課	3,340		
	自然とのふれあいの機会の提供	第3節-2-②				
		自然に親しむ運動推進費	環境部	自然環境課	808	
		(再)県民の森管理事業費	農林部	林政課	68,637	
		ふるさと輝くみんなの水辺づくり事業	土木部	河川課	100,000	

大項目	中項目	事務事業名	担当部局名	担当課名	事業費 (単位：千円)	
自然とのつながりの回復	社会経済活動における適切な活用	第3節-2-③				
		河川整備計画調査事業	土木部	河川課	14,000	
		海砂採取対策事業	土木部	監理課	26,036	
		代替骨材の確保に関する取り組み推進	土木部	建設企画課	0	
		中山間地域直接支払	農林部	農政課	1,116,950	
		中山間ふるさと・水と土保全対策	農林部	農政課	9,100	
		農地・水保全管理支払	農林部	農政課	218,000	
		(再) (新) 水産多面的機能発揮対策事業費	水産部	資源管理課	50,100	
		(再) 藻場回復技術実証推進事業費	水産部	資源管理課	19,805	
		(補助) 水産基盤整備事業	水産部	漁港漁場課	963,125	
		(補助) 漁港漁場地域整備交付金事業費(地域水産物供給基盤整備事業)	水産部	漁港漁場課	222,450	
	(再) (新) ふるさと自然再生事業	環境部	自然環境課	6,410		
	社会経済活動における適切な活用	第3節-2-③				
		治山事業	農林部	森林整備室	3,439,551	
		長崎水害緊急ダム事業	土木部	河川課	305,000	
		石木ダム事業	土木部	河川課	1,640,000	
		河川改修事業	土木部	河川課	980,700	
		(再) ふるさと輝くみんなの水辺づくり事業	土木部	河川課	100,000	
		海岸堤防等老朽化対策緊急事業	土木部	港湾課	259,350	
		高潮対策事業	土木部	港湾課	654,555	
(再) 森林環境整備保全事業		農林部	森林整備室	1,080,542		
(再) 自然に親しむ運動推進費		環境部	自然環境課	808		
(再) 水産環境整備事業	水産部	漁港漁場課	250,500			
快適な生活環境と歴史的環境の保全と創造	快適な生活環境の創造と美しいふるさとづくりの推進	第3節-3-①				
		無電柱化推進事業	土木部	道路維持課	765,000	
		(再) 長崎水害緊急ダム事業	土木部	河川課	305,000	
		(再) 石木ダム事業	土木部	河川課	1,640,000	
		(再) 河川改修事業	土木部	河川課	980,700	
		(再) 海岸堤防等老朽化対策緊急事業	土木部	港湾課	259,350	
		(再) 高潮対策事業(河川)	土木部	港湾課	65,455	
		海岸環境整備事業	土木部	港湾課	503,206	
		(再) 治山事業	農林部	森林整備室	3,439,551	
		花のある街かどづくり事業	環境部	自然環境課	3,221	
		(再) 緑といきもの賑わい事業	環境部	自然環境課	18,469	
		県民参加の地域づくり事業	土木部	河川課	14,289	
		(再) ふるさと輝くみんなの水辺づくり事業	土木部	河川課	100,000	
		長崎らしい景観形成推進事業	土木部	都市計画課	15,494	
		(再) 新生水産県ながさき総合支援事業	水産部	漁政課	164,378	
		屋外広告物法に基づく適正な規制・誘導	土木部	都市計画課	8,481	
		環境保全活動推進事業	環境部	未来環境推進課	4,138	
	県民参加の森林づくり事業	農林部	林政課	18,000		
	の歴史的環境の保全と創造	第3節-3-②				
		(再) 長崎らしい景観形成推進事業	土木部	都市計画課	15,494	
文化財調査管理		教育庁	学芸文化課	70,907		
		「伝え守ろう! わがまちの文化遺産」活用事業	教育庁	学芸文化課	1,813	

小計(再掲事業についても、事業費として計上。総事業費であり、環境関連の抽出事業費ではない。) 22,272,346

基本目標Ⅳ 県民・事業者・行政のパートナーシップによる環境づくり

大項目	中項目	事務事業名	担当部局名	担当課名	事業費 (単位：千円)	
環境教育・環境学習等の推進	学校等における環境教育・環境学習等の推進	第4節-1-①				
		環境教育に関する教職員研修の充実	教育庁	義務教育課	45,176	
		(再) 大村湾の水といのちを守り育む事業	環境部	環境政策課	16,398	
		開かれた環境保健研究センター推進事業	環境部	環境政策課(環保研)	3,468	
		子どもたちの「しま」体感促進事業	教育庁	義務教育課	1,150	
		(再) 環境保全活動推進事業	環境部	未来環境推進課	4,138	
		(再) 鳥獣保護費	環境部	自然環境課	7,224	
	「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」に基づく、環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する計画の推進	環境部	未来環境推進課	4,138		
	社会における環境教育・環境学習の推進	第4節-1-②				
		(再) 環境保全活動推進事業	環境部	未来環境推進課	4,138	
		緑化推進費	農林部	林政課	4,354	
		消費者活動支援事業(新生活運動推進事業)	県民生活部	食糧安全・消費生活課	3,408	
		(新) 日本の宝「しま」体感交流事業	教育庁	生涯学習課	6,106	
		(再) 自然に親しむ運動	環境部	自然環境課	808	
(再) 鳥獣保護費		環境部	自然環境課	7,224		
(再) 市町・NPO等関係団体協働・連携推進事業	環境部	未来環境推進課	6,969			
(再) 「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」に基づく、環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する計画の推進	環境部	未来環境推進課	4,138			
自主的な環境保全行動の推進	県・市町村の環境組の推進	第4節-2-①				
		(再) 長崎県庁EMS運営	環境部	環境政策課	1,069	
		(再) 県庁エコオフィスプランの推進	環境部	未来環境推進課	620	
		(再) 「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」に基づく、環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する計画の推進	環境部	未来環境推進課	4,138	
	向県民の環境保全に向けた取組の推進	第4節-2-②				
		(再) ゴミゼロながさき推進事業	環境部	未来環境推進課	7,778	
		(再) 開かれた環境保健研究センター推進事業	環境部	環境政策課(環保研)	3,468	
		(再) 「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」に基づく、環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する計画の推進	環境部	未来環境推進課	4,138	
	(再) 「みんなで止めよう温暖化」推進事業	環境部	未来環境推進課	15,171		
	事業者の環境保全に向けた取組の推進	第4節-2-③				
		(新) アジアへの環境貢献プロジェクト推進事業	環境部	環境政策課	5,928	
		(再) ゴミゼロながさき推進事業	環境部	未来環境推進課	7,778	
		(再) 長崎県庁EMS運営費	環境部	環境政策課	1,069	
		(再) 「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」に基づく、環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する計画の推進	環境部	未来環境推進課	4,138	
(再) 「みんなで止めよう温暖化」推進事業	環境部	未来環境推進課	15,171			
環境情報の収集・発信の強化	情報提供機会の拡大	第4節-3-①				
		環境情報発信事業	環境部	環境政策課	4,962	
		(再) 開かれた環境保健研究センター推進事業	環境部	環境政策課(環保研)	3,468	
	(再) 市町・NPO等関係団体協働・連携推進事業	環境部	未来環境推進課	6,969		
	情報共有の推進	第4節-3-②				
		(再) 環境情報発信事業	環境部	環境政策課	4,962	
(再) 市町・NPO等関係団体協働・連携推進事業		環境部	未来環境推進課	6,969		

小計(再掲事業についても、事業費として計上。総事業費であり、環境関連の抽出事業費ではない。)

216,633

環境保全のための共通の基盤的施策

大項目	中項目	事務事業名	担当部局名	担当課名	事業費 (単位：千円)	
環境保全のための共通の基盤的施策	地適 推利 進用 な の土	第5節-①				
		土地利用基本計画管理事業	企画振興部	土地対策室	1,862	
		国土利用計画管理運営事業	企画振興部	土地対策室	2,945	
	調査研究・ 技術開発の 推進・監視 観測の充実	第5節-②				
		環境放射能水準調査（文部科学省）	環境部	環境政策課	10,449	
		環境放射線等モニタリング調査（環境省）	環境部	環境政策課	1,016	
		緊急時環境放射線モニタリング（原子力災害対策関係）	環境部	環境政策課	0	
		閉鎖性水域大村湾及びその流域における溶存有機物に関する研究	環境部	環境政策課（環保研）	2,173	
		廃ガラス・陶磁器くずを活用した二枚貝（アサリ）生息場の造成事業	環境部	環境政策課（環保研）	1,387	
		施肥合理化技術の確立	農林部	農政課（農技〇）	1,029	
		人工林資源の循環利用を可能にする技術の開発	農林部	農政課（農技〇）	1,584	
		気候温暖化に対応したカンキツ栽培技術の開発	農林部	農政課（農技〇）	1,520	
		温州ミカンにおける天敵利用技術の開発	農林部	農政課（農技〇）	1,436	
		地球温暖化に対応した高品質ビワ新品種の開発と温暖化進行後の適地変化予測	農林部	農政課（農技〇）	7,300	
		（新）環境変化に対応した藻類増養殖基礎技術開発	水産部	漁政課（総合水試）	7,429	
		低・未利用資源を活用した堆肥化時の悪臭低減と高窒素堆肥の調整技術の開発	農林部	農政課（農技〇）	2,493	
	新エネルギー産業等プロジェクト推進事業	産業労働部	グリーンニューディール推進室	36,876		
	（再）有害赤潮等総合対策事業費	水産部	資源管理課	3,520		
	環境産業の 育成	第5節-③				
		ナガサキ型新産業創造ファンド事業	産業労働部			
		新事業チャレンジ応援事業	産業労働部	産業振興課		
		長崎県地場企業支援ファンド事業	産業労働部			
		次世代環境エネルギー技術誘致・連携発信事業	産業労働部	グリーンニューディール推進室	16,365	
		（再）（新）対馬プロジェクト推進事業費	産業労働部	グリーンニューディール推進室	4,328	
		（再）（新）西海プロジェクト推進事業費	産業労働部	グリーンニューディール推進室	3,712	
		（新）長崎未来型エネルギー自給自足団地プロジェクト推進事業費	産業労働部	グリーンニューディール推進室	4,155	
		（再）アジアへの環境貢献人材育成推進事業	環境部	環境政策課	5,928	
		（新）海外展開支援プロジェクト推進事業費	産業労働部	グリーンニューディール推進室	16,280	
	（再）エコスクールの推進	教育庁	教育環境整備課	10,000		
	環境配慮の 推進	第5節-④				
		環境アセスメント審査費	環境部	環境政策課	3,433	
		環境保全協定事業	環境部	環境政策課	0	
			環境配慮し真に基づいた公共工事の実施	環境部	環境政策課	0
適正競争と 公害苦情 処理の 適正化	第5節-⑤					
	公害苦情受付	環境部	環境政策課	4,962		
	公害紛争処理	環境部	環境政策課	4,962		
普通適理 及用切ムシ のとなス	第5節-⑥					
	（再）長崎県庁EMS運営費	環境部	環境政策課	1,069		

大項目	中項目	事務事業名	担当部局名	担当課名	事業費 (単位：千円)
環境保全の 的ための 施策の 共通の 基盤	せ果環 手るを境 立た促保 てため進全 のさ効	第5節-⑦			
		デポジット制度の推進	環境部	未来環境推進課	7,778
		産廃税を活用した取り組み	環境部	未来環境推進課	79,245
		(再)人と環境にやさしい農業対策費(長崎県版GAP)	農林部	農業経営課	15,748
	規制的 用措置の 活	第5節-⑧			
		(再)工場監視指導事業(水質)	環境部	環境政策課	3,737
		(再)自然公園計画検討費	環境部	自然環境課	382
		(再)希少野生動植物保全事業費	環境部	自然環境課	2,166
	(新)(再)ふるさと自然再生事業	環境部	自然環境課	6,410	

小計(再掲事業についても、事業費として計上。総事業費であり、環境関連の抽出事業費ではない。) 273,679

用語解説

〈あ〉

ISO14001

環境への負荷を低減させることを目的に、組織の事業活動全般を管理・改善していく環境マネジメントシステムの国際規格のことです。本県は15年3月に取得し、平成21年3月までの6年間運用しました。

アイドリングストップ

駐停車中の自動車のエンジンを切ること。

アイドリングストップ&スタートシステム

バスの停止・発進に合わせ、エンジンの自動停止、自動再始動を行う装置。

赤潮

プランクトンの異常増殖により海水が着色する現象であり、有害プランクトンや、一時的に酸素消費量が増大することによる酸素欠乏のため、魚介類のへい死など、漁業被害を伴うこともあります。

赤潮は閉鎖性水域で起こりやすく、窒素、リン等の栄養塩類の流入等による富栄養化の進行が基本的発生原因とされていますが、底質から海水への溶出及び降雨、河川水の大量流入による塩素量の低下等の原因も指摘されています。

悪臭物質

悪臭は一般に悪臭を有する多種類の物質により構成されていることが多いですが、悪臭防止法では、通常悪臭の発生源として問題になっているパルプ工場、石油化学工場、魚腸骨処理場等から排出される悪臭の代表的な構成成分であり、不快な臭いの原因となり、生活環境を損なうおそれのある22物質を特定悪臭物質として指定し、工場・事業場からの排出規制等を行っています。

アスベスト(石綿)

アスベスト(石綿)は、極めて細い天然の鉱物繊維で、熱、摩擦、酸やアルカリに強く、丈夫で変化しにくいという特性を持っていることから、建材(吹き付け材、保温・断熱材、スレート材など)、摩擦材(自動車のブレーキライニングやブレーキパッドなど)、シール断熱材(石綿紡織品、ガスケットなど)といった様々な工業製品に使用されてきましたが、空中に飛散するアスベストを大量に吸引した場合に、肺がんや中皮腫を発症する発がん性が問題となり、現在では、原則として製造・使用等が禁止されています。

大気汚染防止法では、アスベスト含有量が0.1%を超える吹き付け材、保温・断熱材及び耐火被覆材の除去等を行う場合は事前に届出が必要であり、作業基準も定めら

れています。また、工場・事業場からの排出についても規制されています。

アセトアルデヒド（CH₃CHO）

刺激臭をもつ無色の液体で、水、アルコール、エーテルによく溶けます。合成樹脂などの原料に使用されています。腐ったキャベツのような臭いがし、特定悪臭物質22種の中の一つでもあります。

RDF（アール ディー エフ）

ごみ由来の燃料（Refuse Derived Fuel）のことで、代表的なものとして可燃ごみを固形化したものがあります。

アンモニア（NH₃）

刺激臭のある無色の気体で圧縮することによって常温でも簡単に液化します。畜産、鶏糞乾燥、し尿処理場などが発生源で、粘膜刺激、呼吸器刺激などの作用があります。し尿のような臭いがし、特定悪臭物質22種の中の一つでもあります。

硫黄酸化物（SO_x）

硫黄（S）と酸素（O）とが結合してできています。代表的なものとして二酸化硫黄（亜硫酸ガスSO₂）、三酸化硫黄（無水硫酸SO₃）などがあります。二酸化硫黄は刺激性の強いガスで、1～10ppm程度で呼吸機能に影響を及ぼします。我が国の硫黄酸化物による大気汚染の主な原因は火山等の自然現象のものを除くと、石油系燃料の燃焼によって排出されるものがほとんどです。

石綿（アスベスト） アスベストの項参照

磯焼け

大型海藻が消滅し、海底の岩や石が露出した状態。

イタイイタイ病

富山県神通川流域に発生した腎病変と骨軟化症などを合併する病気。身体中の骨がゆがんだりひびが入ったりして、患者が「痛い、痛い」と訴えることから、イタイイタイ病と命名されています。

移動発生源と固定発生源

大気汚染物質の発生源は、固定発生源と移動発生源に分類されます。固定発生源としては、工場のボイラー、金属加熱炉、硝子溶解炉等の生産設備と事業場の冷暖房ボイラー、焼却炉等があり、移動発生源としては、自動車、船舶、航空機等があります。移動発生源については、国において自動車の排ガス規制が実施されています。

一酸化炭素（CO）

無味、無臭、無色、無刺激の空気より少し軽いガスで、有機物の不完全燃焼により発生します。大気汚染として問題となる部分は、自動車の排出ガスによるものです。このガスを体内に吸入すると、血液（赤血球）中のヘモグロビンと結合し酸素供給能力を妨げ中枢神経をマヒさせ、貧血症をおこすことがあります。

一酸化窒素（NO）

無色の気体で液化しにくく空気よりやや重く、空気または酸素に触れると赤褐色の二酸化窒素（NO₂）に変わります。一酸化窒素は、血液中のヘモグロビンと結合し中枢神経系の症状が現れます。

一般環境大気測定局

住宅地や商業地域など一般的な環境を測定する施設をいいます。沿道の自動車排出ガスを測定する施設は、自動車排出ガス測定局といいます。

一般廃棄物

日常生活に伴って家庭から排出されるごみやし尿が代表的なものです。商店などの事業所から排出される紙くずなど産業廃棄物に該当しないものも含まれます。

一般粉じん発生施設

採石場のベルトコンベア、ふるい、堆積状など粉じんを発生する施設をいいます。一方、特定粉じん発生施設は、石綿粉じんを発生する施設をいいます。

インタープリター

言葉の意味は「通訳」ですが、自然観察、自然体験などの活動を通して、自然を保護する心を育て、自然にやさしい生活の実践を促すため、自然が発する様々な言葉を人間の言葉に翻訳して伝える人をいいます（interpret＝通訳）。一般的には植生や野生動物などの自然物だけでなく、地域の文化や歴史などを含めた対象の背後に潜む意味や関係性を読み解き、伝える活動を行なう人を総称し、一般には、自然観察インストラクターなどと同義に用いられることも多いです。なお、インタープリターの行なう活動をインタープリテーション（自然解説と訳されることも多い）といいます。

上乗せ排水規制

ばい煙または排出水の排出の規制に関して総理府令で定める全国一律の排出基準または排水基準にかえて適用するものとして、都道府県が条例で定めたより厳しい排出基準または排水基準です。

エコショップ

簡易包装の実施や買い物袋の持参の奨励、飲料用パックやトレイなどの店頭回収、再生原料を使用した製品の販売や事業所での利用促進、業務上発生する廃棄物の資

源化など環境に配慮した事業活動を実施している小売り店舗等をエコショップとして認定しています。

エコツーリズム

自然や人文環境を損なわない範囲で、自然観察や先住民の生活や歴史を学ぶ、新しいスタイルの観光形態。

エコドライブ 省燃費運転の項参照

SS（浮遊物質量）

SSとは、Suspended Solid（懸濁物質）の略称で、水中に浮遊している物量のことをいい、一定量の水をろ紙でこし、乾燥してその重量を測ることとされており、数値（mg/L）が大きい程、水質汚濁の著しいことを示します。

OD（オキシデーション・ディッチ）型

活性汚泥法汚水処理方法の一種でオキシデーションディッチと呼ばれる酸化溝型のばっ気槽を使用します。維持管理が簡単で運転経費が安いのが特色です。

汚水処理人口普及率（％）

行政人口に対する、下水道及びその類似施設が利用できる人口の割合。

オゾン

オゾン（ O_3 ）は、空気中での放電などにより発生します。酸化性の強い臭気のある気体で、強い殺菌力があります。

オゾン層

地表から20～40kmの上空に、オゾンが高濃度に存在する層があります。これをオゾン層といいます。太陽からくる紫外線のうち、特に生物に有害な波長（UV-B）を吸収しています。近年、オゾン層がフロンガスによって破壊され、オゾンホールが発生しています。

汚濁負荷量

排出される汚濁物質（BODやCODなどで表される汚れなど水質を悪化させる原因物質の量）をいい、主としてBOD、CODなどの1日当たりの重さ（トンやkg）で表されます。これは、家庭や工場などの汚濁源から排出される水量と汚濁物質の濃度の積によって計算されます。海域などの水域の状況などによっては濃度規制だけで不十分で、いかに汚濁負荷量を削減するかが重要となります。

汚泥

産業廃棄物の代表的なものの1つです。工場排水、下水処理等の水処理施設の沈

殿槽などに溜まる泥状物のものをいいます。

温室効果ガス

地球の温度は、太陽から注がれる日射エネルギーと地球が宇宙に向けて放出する熱放射エネルギーとのつりあいによって保たれています。大気中には、熱放射エネルギー（赤外線）を吸収する「温室効果ガス」と呼ばれる気体があります。

温室効果ガスには二酸化炭素、メタン、フロンガスなどがあります。

〈か〉

海底耕うん

浅海の海底を漁具によって耕したり、干潟をブルドーザー等で耕すことで、水産生物の生息環境を改善します。

化学的酸素要求量（COD）

Chemical Oxygen Demand（化学的酸素要求量）の略称であり、海水や湖沼の有機汚濁物質等による汚れの度合いを示す指標です。水中の有機物等汚染源となる物質を、通常、過マンガン酸カリウム等の酸化剤で酸化するときに消費される酸素量をmg/Lで表したものであり、数値が高いほど水中の汚染物質の量も多いということを示します。

ガス工作物

都市ガスなどのガスを製造するために用いる装置や設備。ガスの貯蔵タンクやガス反応施設などをいう。

カドミウム（Cd）

カドミウムによる環境汚染は、従来亜鉛精錬所、メッキ工場や電気機器工場などの周辺でみられました。大量のカドミウムが長期間にわたって体内に入ると慢性中毒になり、腎臓障害をおこし、カルシウム不足となり骨軟性をおこします。水質汚濁による「イタイイタイ病」の原因物質はカドミウムといわれています。

環境アドバイザー

県では、県民の方が企画する環境に関する講演会や研修会、自然観察会などに環境についての有識者や実践活動家を講師（環境アドバイザー）として派遣しています。

環境影響評価（環境アセスメント）

環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業の実施にあたり、その環境に及ぼす影響について事前に調査、予測及び評価を行うとともに、必要な保全対策や代替案の比較検討等を含む総合的な事前評価を行うことをいいます。

我が国では、環境影響評価法又は地方自治体の条例によるもの（法アセス・条例アセス）と、個別法令等によるもの（いわゆるミニアセス等）が実施されています。

環境家計簿

家庭における電気やガスなどの使用量を毎月記帳し、使用量の削減に取り組みます。

環境基準

環境基本法第16条は、政府は「大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれの人の健康を保護し、及び生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準」として定めることとしています。

環境基準は行政上の目標値であり、直接工場等を規制するための規制基準とは異なります。

環境基準点

環境基準の水域類型指定が行われた水域において、環境基準の達成状況を把握するための地点です。

環境保全協定（公害防止協定）

地方公共団体と企業、住民団体と企業などの間で、環境保全（公害防止）のために必要な措置を取り決める協定のことをいいます。公害に関する各種の規制法令を補い、地域の特殊性に応じた有効な公害規制を弾力的に実施することができるため、法律や条例の規制と並ぶ有力な環境保全（公害防止）上の手段として広く利用されています。

環境ホルモン（外因性内分泌かく乱化学物質）

本来、ホルモンは私たちの身体の中で男女の違いを形成したり、健康を維持していく上で大切な働きをしています。「環境ホルモン」とは、「動物の生体内に取り込まれた場合に、本来、その生体内で営まれている正常なホルモン作用に影響を与える外因性の物質」とされており、科学的には「外因性内分泌かく乱化学物質」といいます。

環境モニタリング

生物環境や生態系、大気質や水質などの状態を監視することです。

官能試験（三点比較臭袋法） 臭気指数の項参照

京都議定書

地球温暖化対策に関する国際会議である「地球温暖化防止京都会議」において、温室効果ガス削減目標や国際的な仕組みなど、合意したことが「京都議定書」とし

てまとめられ、平成17年2月16日に発効しました。

京都議定書目標達成計画

京都議定書の発効を受け、地球温暖化対策推進法に基づき平成17年4月28日に策定された、京都議定書における我が国の6%削減約束をより確実に達成するために必要な措置を定めた計画です。

「目標達成のための対策と施策」として、自主行動計画の推進、住宅・建築物の省エネ性能の向上、トップランナー機器等の対策、工場・事業場の省エネ対策の徹底等、さらに「速やかに検討すべき課題」として、国内排出量取引制度や環境税、ライフスタイルの見直し、サマータイムの導入が挙げられています。

距離減衰

音が空気の抵抗や吸収によって距離が遠くなるほど伝わらなくなる現象をいいます。

グリーン購入

再生製品や廃棄したときのリサイクルのしやすさ、省エネルギー製品など環境への影響ができるだけ少ない製品や資材を購入することです。

グリーン・ツーリズム

緑豊かな農山漁村地域において、その自然、文化、人々との交流を楽しむ、滞在型の余暇活動の総称。

クロム

クロム酸、重クロム酸カリ、重クロム酸ソーダ等の六価クロムは、強力な酸化剤として金属の洗浄、装置の防食等に用いられます。六価クロムの毒性は強く、消化器、肺等から吸収されて浮腫、潰瘍を生じます。

景観法

日本の都市、農山漁村等における良好な景観の保全・形成を促進するための法律（国土交通省所管、環境省等共管）で、日本初の景観に関する総合的な法律として平成16年6月制定されました。（施行は12月）。

景観行政団体

地域における景観行政を担う主体で、景観計画を策定し、良好な景観形成のための規制・誘導等を行うことができます。都道府県、政令市、中核市は景観法により自動的に、その他の自治体は知事への協議を経て景観行政団体になることができます。

K値規制

大気汚染防止法のばい煙発生施設から排出される硫黄酸化物の規制の方法。これ

は、大気汚染の程度によって全国を16段階の地域に分け、それぞれの係数（K値）を決め、計算式により求められた許容量をこえる硫黄酸化物の排出を制限するものです。施設が集合して設置されている地域ほど規制が厳しく、その値も小さくなっています。

$$q = K \times H e^2 \times 10^{-3}$$

q：規制値（SO_x×Nm³/h）

He：有効煙突高（m）

下水道処理人口普及率

行政人口に対する、下水道処理区域内人口の割合。

健康項目

公共用水域の水質汚濁に係る環境基準で、人の健康を保護するうえで維持するが望ましい基準として設定された項目です。これには、カドミウム等の蓄積性のある重金属類と科学技術の進歩で人工的に作り出されたPCB及びトリクロロエチレン等の26項目があります。基準値は項目ごとに定められています。

公害

「環境基本法」によると、公害とは、「事業活動その他の人の活動にともなって生ずる相当範囲にわたる、①大気汚染、②水質汚濁、（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、③土壌汚染、④騒音、⑤振動、⑥地盤沈下（鉱物の掘採のための土地の掘さくによるものを除く。）及び⑦悪臭によって人の健康又は生活環境にかかわる被害が生ずることをいう」と定義し、行政的に取り組む公害の対象を限定しており、この7公害を通常「典型7公害」と呼んでいます。

光化学オキシダント（O_x）

大気中の窒素酸化物と炭化水素が強い紫外線によって光化学反応をおこして生成されるオゾン（O₃）、アルデヒド（RCHO）、PAN（パーオキシアセチルナイトレート）等の酸化力の強い物質の総称です。光化学オキシダントの大部分がオゾンといわれています。このオキシダントが原因で起こるいわゆる光化学スモッグは、日差しの強い夏季に多く発生し、目をチカチカさせたりすることがあります。

光化学スモッグ

自動車や工場等から排出される窒素酸化物やガス状の炭化水素が太陽光線の紫外線のエネルギーによる光化学反応で生成するオキシダントはオゾンなどの酸化性物質を主体としてスモッグ（煙霧）となって目を刺激し、くしゃみや涙を誘発するほか植物の葉を白く枯らしたりします。

この現象は日差しの強い夏に多く発生するといわれています。

黄砂

黄砂は、中国大陸内陸部のタクラマカン砂漠、ゴビ砂漠や黄土高原など、乾燥・半乾燥地域で、風によって数千メートルの高度にまで巻き上げられた土壌・鉱物粒子が偏西風に乗って日本に飛来し、大気中に浮遊あるいは降下する現象です。

風によって大気中に巻き上げられた黄砂は、発源地域周辺の農業生産や生活環境にしばしば重大な被害を与えるばかりでなく、大気中に浮遊し、黄砂粒子を核とした雲の発生・降水過程を通して地球全体の気候に影響を及ぼしています。

公共用水域

河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他の公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝きよ、かんがい用水路その他公共の用に供される水路（公共下水道及び流域下水道であって終末処理場を有しているものを除く。）等の総称です。

固定発生源と移動発生源

大気汚染物質の発生源は、固定移動発生源と移動発生源に分類されます。固定発生源としては、工場のボイラー、金属加熱炉、硝子溶解炉等の生産設備と事業場の冷暖房ボイラー、焼却炉等があり、移動発生源としては、自動車、船舶、航空機等があります。移動発生源については、国において自動車の排ガス規制が実施されています。

こどもエコクラブ

小中学生が地域で自主的に環境保全や環境学習に取り組む全国的な活動です。市町村を通じた登録制度になっています。

コプラナーPCB（コプラナー塩化ビフェニル）

ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン（PCDD）及びポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）と類似した生理作用を示す一群のPCB類です。ダイオキシン類対策特別措置法で規定するダイオキシン類に含まれます。

コミュニティ・プラント

地域し尿処理施設のこと。下水道事業の計画区域外に設置される市町村が事業主体となる汚水処理施設。（計画区域人口が101人以上3万人未満）

コンポスト化

生ごみや有機性汚泥などを微生物により発酵し堆肥化すること。堆肥は肥料や土壌改良材として利用します。

〈さ〉

最終処分場

廃棄物を埋立処分する場所や施設・設備の総体をいいます。埋立の方式により遮断型、管理型、安定型の3つに区分されます。

サーマル・リサイクル

熱を回収することにより、リサイクル利用を図るものです。代表的なものとして、ごみ発電等の余熱利用があります。

産業廃棄物

廃棄物のうち、事業活動に伴って生じた燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類など19種類のものをいいます。産業廃棄物は事業者が自らの責任で適正に処理する義務があります。

産業廃棄物処理計画

改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律第11条の規定に基づき、知事が区域(県)内の廃棄物の適正処理を図るため基本事項を定めたもので、本県では平成8年4月に第4次産業廃棄物処理計画を策定しています。

平成12年6月の法改正により、平成13年4月からは一般廃棄物を含めた廃棄物処理計画を策定することになりました。

酸性雨

酸性度の強い雨のことです。化石燃料等の燃焼によって生じる硫黄酸化物や窒素酸化物が大気中で硫酸や硝酸などに変化し、これらが取り込まれて酸性雨となります。生態系の破壊や建造物の腐食などの被害を及ぼします。

シアン化合物

めっき工場や金属精錬加工場などで使用されています。極めて毒性が強く、摂取すると通常では数秒ないし数分で中毒症状が現れ、頭痛、めまい、意識障害、けいれん及び体温降下を起こし、数分で死亡することがあります。

四塩化炭素(CCl₄)

機械器具の脱脂、しみ抜き、殺虫剤などに使われる揮発性の有機塩素化合物です。オゾン層破壊物質であり、平成7年度末で生産全廃となっています。

COD 化学的酸素要求量の項参照

自治事務

地方公共団体が処理する事務のうち、法定受託事務以外のものをいい、地方の判断と責任で遂行する事務をいいます。

自動車排出ガス

自動車排出ガスとは、自動車の運行に伴い発生する人の健康又は生活環境に被害を生ずるおそれのある物質で、一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物、粒子状物質及び鉛化合物の5物質が定められています。

シミュレーション

多くのデータを基に、現実や将来的な場面を想定してモデル（見本や実験装置）を作り、水質や大気の状態などについて変化や将来の結果を分析・予測する方法です。コンピュータを使って分析・予測する方法が多く用いられています。

臭気指数

臭気指数とは、気体又は水に係る悪臭の程度を示す指標で、気体の臭気指数は「三点比較式臭袋法」という方法により算出します。

具体的には、無臭空気を満たした3個1組の袋に1個に試料臭気を注入し、他の2個の袋と臭いの区別ができなくなるまで希釈した倍数を求め、この希釈倍数を基礎として臭気指数を求めます。

省エネルギー診断

建物の空調設備や照明機器、熱源供給設備などのエネルギー使用量を調査・分析し、省エネルギー化を進める改善策を提案するものです。

浄化槽

し尿と生活雑排水を沈殿分解あるいは微生物の作用による腐敗又は酸化分解等の方法によって処理し、それを消毒し、放流する施設をいいます。

硝酸性窒素（ $\text{NO}_3\text{-N}$ ）及び亜硝酸性窒素（ $\text{NO}_2\text{-N}$ ）

硝酸塩及び亜硝酸塩のことです。硝酸塩は、自然界の多くの食物、特に野菜中に存在しており、これらを含む食品や水を人が摂取してもほとんど影響はありませんが、胃酸の分泌が十分でない乳児では、胃の中の酸性度が弱いため、腸内細菌によって硝酸塩が亜硝酸塩に還元されます。体内に吸収された亜硝酸塩が血液中のヘモグロビンと強く結合し酸素の運搬を阻害するため、酸欠状態を引き起こすことがあります。（メトヘモグロビン血症によるチアノーゼ状態）地下水中にこれらが含まれる原因として、一般的に窒素肥料、畜舎排水、生活排水等の人為的な原因が考えられます。

省燃費運転（エコドライブ）

おだやかな運転（急停車・急発進、急加速などをしない）を行うことにより、燃料を節約して二酸化炭素の削減に寄与すること。

振動レベル

振動レベルとは、振動の加速度をdBで表した加速度レベルに振動感覚補正を加えたもので、単位としてはデシベル（dB）が用いられます。通常、振動感覚補正

回路をもつ振動計により測定した値で示されます。

水産資源

海や河川、湖沼等から生産される生物資源をいいます。資源とは人間にとって利用価値のあるものですから、水生動植物すべてが水産資源であるわけではありません。鉱物資源と異なり、適正に管理すると、持続的利用が可能です。

水素イオン濃度（pH）

溶液中の水素イオンの濃度をpHという記号で表します。pH7.0を中性とし、それ以上をアルカリ性、それ以下を酸性といいます。

スチレン（ $C_6H_5CH=CH_2$ ）

無色透明の可燃性液体で都市ガスのような臭いがします。特定悪臭物質の一つでもあります。アルコール、エーテル、アセトン等の有機溶剤によく溶けます。ポリスチレン、合成ゴムなどの原料に使用されています。

生活排水

台所、洗濯、風呂などからの生活雑排水とし尿とを合わせて生活排水といいます。生活雑排水は、下水道や浄化槽等に接続している家庭では、し尿とともに処理をされますが、その他の家庭では未処理のまま流されており、河川等の公共用水域の大きな汚濁原因になっています。

生態系

生物群集（植物群集と動物群集）及びそれらを取りまく自然界の物理的、化学的環境要因が総合された物質系をさします。

生物化学的酸素要求量（BOD）

Biochemical Oxygen Demand（生物化学的酸素要求量）の略称で、河川の水中や工場排水中の汚染物質（有機物）が微生物によって無機化あるいはガス化されるときに必要とされる酸素量のこと、単位は一般的にmg/Lで表します。この数値が大きくなれば、その河川などの水中には汚染物質が多く水質が汚濁していることを意味します。

生物多様性

生物多様性条約など一般には、①様々な生物の相互作用から構成される様々な生態系の存在＝生態系の多様性、②様々な生物種が存在する＝種の多様性、③種は同じでも持っている遺伝子が異なる＝遺伝的多様性、という3つの階層で多様性を捉え、それぞれ保全が必要とされています。

生物多様性は生命の豊かさを包括的に表した広い概念で、その保全は、食料や薬品などの生物資源のみならず、人間が生存していく上で不可欠の生存基盤（ライフサポ

ートシステム)としても重要です。反面、人間活動の拡大とともに、生物多様性は低下しつつあり、地球環境問題のひとつとなっています。

ゼロエミッション (Zero Emission)

循環再利用を徹底し、廃棄物ゼロ社会を構築しようとする考え方で、国連大学が提唱したものです。

騒音レベル

騒音計の周波数補正回路をA特性(人間の耳の感覚に近い周波数補正を行ったもの)として測定したときの指示値で、A特性音圧レベルともいいます。なお、騒音レベルはデシベル(dB)で表します。

[日常生活等における騒音レベルの例]

- 120 dB 飛行機のジェットエンジンの近く
- 110 dB 自動車の警笛(前方2m)、リベット打ち作業音
- 100 dB 電車が通るときのガード下

〈た〉

第二次長崎県温暖化対策実行計画(県庁エコオフィスプラン)

地球温暖化対策の推進に関する法律により、自ら排出する温室効果ガスを抑制するため、国、都道府県、市町村に、その策定・実行・公表が義務付けられているもの。(平成17年8月策定)

ダイオキシン類

平成11年7月に公布された「ダイオキシン類対策特別措置法」においてはポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン(PCDD)及びポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)にコプラナー塩化ビフェニル(コプラナーPCB)を含めてダイオキシン類と定義されています。塩素がついている数や位置でPCDDは75種類、PCDFは135種類、コプラナーPCBは12種類の仲間がありますが、これらのうち毒性があるとみなされるのは29種類です。

WECPNL(加重等価平均感覚騒音レベル)

Weighted Equivalent Continuous Perceived Noise Level(加重等価平均感覚騒音レベル)の略航空機による騒音のうるささに着目した評価単位であり、加重等価平均感覚騒音レベルといわれます。航空機騒音の大きさ、頻度、飛行時間帯を考慮し求めます。

炭化水素(HC)

炭素と水素だけからなる有機化合物の総称です。石油、石油ガスの主成分であり、溶剤、塗料、医薬品及びプラスチック製品などの原料として使用されています。さ

らに自動車排出ガスにも含まれています。環境大気中のメタンを除いた炭化水素（非メタン炭化水素）は、窒素酸化物とともに光化学オキシダントの主原因物質のため、光化学オキシダント生成の防止のための濃度指針が定められています。

地下水

地表面より下に存在している水を地下水といいます。存在状態によって、不圧地下水（自由地下水ともいい、地盤の隙間を介して河川水や湖沼水などの地表水と通じています。）と被圧地下水（粘土層のような難透水層の下の帯水層に存在し、大気圧よりも大きな圧力を受けている地下水）に分けられます。また、不圧地下水を揚水するために掘られた井戸を「浅井戸」、被圧地下水を揚水するために掘られた井戸を「深井戸」といいます。

地球温暖化対策の推進に関する法律（地球温暖化対策推進法）

地球温暖化が地球全体の環境に深刻に影響することから、気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼさない水準で大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させ、地球の温暖化を防止するために、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに地球温暖化対策の推進を図ることを目的に、1998年（平成10年）10月に公布されました。

窒素酸化物（NO_x）

窒素と酸素の反応によって生成する窒素酸化物は、一酸化窒素（NO）、二酸化窒素（NO₂）、三酸化二窒素（N₂O₃）及び五酸化二窒素（N₂O₅）などが知られています。このうち大気汚染の原因となるのはNO、NO₂です。二酸化窒素は刺激性のガスで、その毒性はかなり強く、これを吸入すると肺の奥及び肺毛細管まで進入し、肺水腫を起こして死亡することがあります。

窒素流動（flux）調査

農作地などへの施肥によって、過剰に投与された窒素の流出状況を調査します。

地盤沈下

地盤沈下は、過剰な地下水の採取等によって、主として粘土層が収縮するために生じる現象です。地下水は、雨水や河川水等の地下浸透により補給されますが、この補給に見合う以上の汲み上げが行われると、帯水層の水圧が低下（地下水位が低下）し、粘土層に含まれている水（間隔水）が帯水層に排出されて粘土層が収縮します。そのため、地表部では地盤沈下として認められるものです。

地盤沈下は、比較的緩慢な現象で徐々に進行します。また、他の公害と違って、いったん地盤沈下が起こると元に戻ることはほとんどありません。

注意報発令

大気の汚染が著しくなり、人の健康または生活環境に被害が生じるおそれがある

場合として、大気汚染防止法施行令第11条の濃度になった場合、知事は広く一般的に周知するとともに、ばい煙を排出する者や自動車の使用者、運転者などにばい煙の排出量の減少又は、自動車の運行の自主的制限について協力を求めることです。

沖積層

ほぼ二万年前から現代までに生成した地層で、砂礫・粘土・泥炭などからなります。現代の河辺・海浜などの表層をなす堆積物はこれに属します。

長期暴露

二酸化窒素など大気の汚染は、短期間、高濃度で人の健康や植物被害などをもたらし場合とそれほど高い濃度ではないが長時間の吸引などで被害を生じる場合があります。大気的环境基準では、短期暴露と長期暴露が考慮されています。

DDT

農業用殺虫剤。中枢神経、肝臓に有害でかつては大量に使用されましたが、残留性が問題となり使用が禁止されています。

低公害車

走行時の排出ガス、騒音等環境負荷が小さく、環境の改善を図ることができる自動車をいいます。現在、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリット自動車及び電気自動車の4種類がこれにあたります。

底質

陸上では岩石や土壌、水界では底泥、岩石底が代表的な底質です。底質は、生物の分布を左右する最も重要な環境要因の一つです。有機物で強度に汚濁されると、底質中に酸素が欠乏し、多くの生物が死滅します。

テトラクロロエチレン

無色透明のエーテル様芳香のある重い液体で水に不溶、不燃性。ドライクリーニング用洗浄剤、金属の脱脂・洗浄剤、セルロースエステル及びエーテルの混合物溶剤、フロンガス、ふっ素樹脂の原料として使用されます。

デシベル

音響工学、振動規制等で用いられる単位で、ある一定値を基準にしたレベル量です。すなわち一定値を A_0 、測定値を A としたとき次の式で示されます。

$$dB = 10 \log (A/A_0)$$

デポジット制度

預り金払い戻し制度のことです。代表的な例としてわが国のビール瓶等で行われているように、一定金額を上乗せして販売し、返却する時預り金が払い戻される方

式です。

テレメータシステム

各地に設置した測定局のデータを中央監視センター等に設置した親局が収集し、データの処理、管理等を行う一連のシステムをいいます。本県の大気汚染常時監視テレメータシステムは、平成12年度末現在、大気環境を50局で、発電所の排出ガスを7局の計57局で汚染状況を監視しています。

電気工作物

電気を作るために用いる装置、設備（ボイラーやベルトコンベア、石炭ストッカーなど）。一義的には電気事業法による規制を受けます。

電気集じん機

静電気によって微小な粒子状物質を吸着させる装置でばい煙中のばいじんを除去します。ほかにバグフィルターや湿式集じん機、サイクロン集じん機などがあります。

TEQ（毒性等量）

Toxicity Equivalents の略。ダイオキシン類は多くの異性体を持ち、それぞれ毒性の強さが異なります。異性体の中で最も毒性の強い2, 3, 7, 8-TCDDの毒性を1として、各異性体の毒性を毒性等価係数（TEF）により、換算した量。各異性体ごとに濃度とTEFの積を求め、これを総和したものをダイオキシン類濃度のTEQ換算値といいます。TEQとも表記します。

透明度

水の澄明さを表します。通常、透明度板（白色で直径30cm）を船上などから船の上を下ろし透明度板に記したマークが見えなくなるまでの水深です。

特定建設作業

建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音を発生する作業であって、騒音規制法政令で定めるものをいい、びょう打機を使用する作業、さく岩機を使用する作業等5種類の建設作業が定められています。

特定施設

騒音規制法及び振動規制法では“工場又は事業場に設置される施設のうち、著しい騒音や振動を発生する施設”を、水質汚濁防止法では“工場又は事業場に設置される施設のうち、人の健康及び生活環境に被害を生ずるおそれのある物質を含む汚水や排水を排出する施設”を、さらに、ダイオキシン類対策特別措置法では、“工場又は事業場に設置される施設のうち、ダイオキシン類を発生し、これを大気中に排出したり、これを含む汚水や廃液を排出する施設”を特定施設と定め、各法で規

制対象施設としています。

特定フロン

1985年3月オゾン層の保護に関するウィーン条約が採択され、同条約に関する「モントリオール議定書」が1987年9月に採択され、1989年1月に発効しました。この議定書では、CFC-11、CFC-12、CFC-113、CFC-114、CFC-115の5種類を特定フロンと定義しており、特定フロンについては1995年（平成7年）末で生産が全廃になっています。

特別管理産業廃棄物

産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性、その他の人の健康又は生活環境に係わる被害を生じるおそれがある性状を有するものとして法令で定められたものをいいます。

土壌汚染

土壌が、重金属・酸性降下物、肥料、除草剤などの農薬、ごみの不衛生処分などによって汚染されることをいいます。なお、「農用地の土壌の汚染防止法等に関する法律」では、特定有害物質としてカドミウム、銅、ヒ素及びその化合物が指定されています。

トリクロロエチレン

クロロホルム臭のある無色透明の揮発性、不燃性の液体で水に難溶。金属、機械部品などの脱脂・洗浄剤、一般溶剤、塗料の希釈液及び剥離液、抽出剤、熱媒体、殺菌剤、医薬品等の有機合成原料として使用されています。

1, 1, 1-トリクロロエタン (CH_3CCl_3)

金属洗浄、溶剤、接着剤などに使われる揮発性の有機塩素化合物です。化学的には安定していますが、空気、熱、光などによって分解します。急性毒性は低いですが、クロロホルムと同様な麻醉性があり、肝臓、腎臓障害などを起こします。オゾン層破壊物質であり、平成7年末で生産が全廃になっています。

1, 1, 2-トリクロロエタン ($\text{CHCl}_2-\text{CH}_2\text{Cl}$)

水に溶けにくい無色の液体で、揮発性の有機塩素化合物です。不燃性で水より重く、用途は溶剤、粘着剤、塗料等です。人への影響としては、中枢神経の抑制、肝臓障害、腎臓傷害等を起こします。

トリブチルスズ 有機スズの項参照

〈な〉

75%値

BOD（河川）、COD（海域、湖沼）の環境基準を評価する値で、年間の全測定データ（日間平均値）を小さい方から順に数えて全体の75%に該当する値です。

ナノグラム（ng）

10⁻⁹グラム（10億分の1グラム）

二酸化硫黄（SO₂）

硫黄を含む燃料（石油、石炭等）の燃焼時に硫黄が酸化されて二酸化硫黄（SO₂）と三酸化硫黄（SO₃）が発生しますが、大部分はSO₂です。二酸化硫黄や三酸化硫黄等を総称して硫黄酸化物といい、大気汚染の原因となります。無色、刺激臭があり、粘膜質、特に気道に対する刺激作用があります。

二酸化窒素（NO₂） 窒素酸化物（NO_x）の項を参照

ノニルフェノール

主として工業用洗剤の原料として使用されており、環境省が平成13年8月、魚類に対してホルモンかく乱作用があると認定しました。

ノルマル立方メートル毎時（Nm³/h）

温度が零度、圧力が1気圧の状態に換算した時間当たりの気体の排出量などを表す単位です。

〈は〉

ばい煙

硫黄酸化物、ばいじん及び有害物質の総称です。ばいじんは、燃料、その他の物の燃焼又は熱源としての電気の使用等から発生するすすや固体粒子をいいます。有害物質は、物の燃焼、合成、分解等に伴って発生するカドミウム、塩素、フッ素、鉛、窒素酸化物などの人の健康又は生活環境に有害な物質をいいます。

ハイブリッド車

低公害車的一种で、低速では電気を使い、高速ではガソリンを使って走る自動車、または、エンジンを使って発電し、その電力でモーターを回して走る自動車のことです。

ハロン

臭素原子を含むフルオロカーボン（メタン、エタンなどの炭化水素の水素原子の一部をフッ素原子で置換した化合物）の総称。ハロンは、フロン同様にオゾン層破壊物質として「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」により平成

6年1月より生産及び消費が全廃とされています。主なハロンガスは、ハロン1211 (CF_2ClBr)、ハロン1301 (CF_3Br)、ハロン2402 ($\text{CF}_2\text{BrCF}_2\text{Br}$)で消火剤として利用されていました。

PRTR (環境汚染物質排出移動登録)

Pollutant Release and Transfer Registerの略称で、大気、河川、湖沼など環境中に大量に排出する事業者に対し、削減努力を促すとともに、管理、情報公開を求める化学物質管理の新しいシステムで、欧米で導入が進んでおり、日本では平成11年7月に法制化されました。

BOD 生物化学的酸素要求量の項参照

ピコグラム (pg)

10^{-12} グラム (1兆分の1グラム)

PCB (ポリ塩化ビフェニル)

PCBは、化学的に安定であり、熱安定性にもすぐれた物質で、絶縁油、潤滑油、ノーカーボン紙、インク等多くの分野で使用されていました。カネミ油症事件の原因物質で、環境汚染物質として注目され大きな社会問題となったため、現在製造が禁止され保管中のものについても一定期間内に適正処理することが義務付けられています。

ヒ素

金属と非金属との中間的性質。有毒。半導体、農薬、医薬品等の原料。

ppm

parts per millionの略で、100万分の1を1ppmといい、濃度を表す単位として使用されます。水の場合は、1kg (約1リットル)中のミリグラム数を表し、大気の場合は 1m^3 中 1cm^3 のガス容量を表します。

ppb

parts per billionの略で、10億分の1を1ppbといい、濃度を表す単位として使用されます。

容量比、重量比ともに濃度や含有率を表示するために用いますが、一般に気体の場合は容積比で表示します。たとえば、亜硫酸(SO_2)1ppbとは空気 $1,000\text{m}^3$ 中に SO_2 が 1cm^3 含まれている状態をいいます。

ppt

parts per trillionの略で、1兆分の1を1pptといい、濃度を表す単位として使用

されます。

PPP

Polluter Pays Principle の略。

環境汚染防止のコスト（費用）は汚染原因者が支払うべきであるとの考えをいい、一般には汚染者負担の原則といわれています。

環境汚染のうえに成立する商品のコストの中に環境汚染の代価が盛り込まれていることを要請するものであり、環境を汚染する商品の生産者に対する公害防止のための補助金等の支払いを禁止し、公平な経済競争の確保を目的とする考え方であり、昭和47年にOECDの環境委員会が採用しました。

フィージビリティスタディ (Feasibility Study)

実現の可能性を探るための予備的な検討、調査。

富栄養化

水域での生物の繁殖が活発になる現象を一般に富栄養化といい、この現象は淡水、海水を問わず水中の栄養塩類（窒素、リン等）の増加により起こるとされています、富栄養化自体は、水産業等にとって生産力が増加するなど好影響を与える面もありますが、実際には水質が不安定となり海域での赤潮、湖沼でのアオコの発生や水道の臭い水の原因となることもあり、環境に悪影響を及ぼすことが多くなっています。

フタル酸エステル類

プラスチック類の可塑剤として使用されており、ホルモンかく乱作用が疑われているため、環境省で研究が進められています。

ふっ素

刺激臭の強い気体で、強い反応性に富みます。水中ではフッ化物の形で存在します。飲料水中に過量で斑状歯。

浮遊物質（SS）

Suspended Solid（懸濁物質）の略称で、水中に浮遊している物量のことをいい、一定量の水をろ紙でこし、乾燥してその重量を測ることとされており、数値（mg/L）が大きい程水質汚濁の著しいことを示します。

浮遊粒子状物質（SPM：Suspended Particulate Matter）

浮遊粉じんのうちで、粒子径が10μm以下のものをいいます。粒子が小さいので人の気道や肺胞に沈着し、呼吸器に影響を及ぼします。

ブルー・ツーリズム

島や沿海部の漁村に滞在し、魅力的で充実した海辺での生活体験を通じて、心と体

をリフレッシュさせる余暇活動の総称。漁業体験、漁村の生活体験、海の自然観察を中心とした様々なメニューが各地で実施されています。

フロン

「フロン」は日本で使われている呼称で、正式には「クロロフルオロカーボン」といい、炭化水素に塩素やフッ素が結びついた化合物の総称です。このうち、クロロフルオロカーボン（CFC）、ハイドロクロロフルオロカーボン（HCFC）、ハロン、四塩化炭素、1,1,1-トリクロロエタン、臭化メチル及びヒドロプロモフルオロカーボン（HFC）の7物質がオゾン層を破壊する物質として、「モントリオール議定書」で生産量及び消費量の削減が義務づけられています。

閉鎖性水域

地形等により水の交換が悪い内湾、内海、湖沼等の水域のことです。

保安林

森林の持つ公益的機能をそれぞれの目的に応じ持続的に発揮させるため森林法に基づき農林水産大臣及び知事が指定し、一定の制限が課せられている森林です。

〈ま〉

マイクログラム（ μg ）

10^{-6} グラム（100万分の1グラム）

マテリアル・リサイクル

物質の性質を変えないで素材のまま活用するリサイクル方法のことをいいます。プラスチックからプラスチック、紙から紙に利用するなど、材料としてそのまま利用するためのリサイクルです。

マニフェスト

産業廃棄物の不法投棄などの不適正処理を防ぐため、産業廃棄物の運搬や処理を処理業者に委託する場合、種類や数量を明記した「管理票」を使用しなければなりません。この管理票を、マニフェストといいます。

面評価

道路に面する地域に係る環境基準の評価方法で、従来の測定点における環境基準との比較から、道路端から50mの範囲内の全ての住居等について、推計した騒音レベルと環境基準を比較し、環境基準を達成する戸数とその割合により評価するものです。

藻場

海の中で海藻が多くある場所、陸上の森に例えられます。

〈や〉

有機スズ

内分泌かく乱作用を有すると疑われている有機スズは、トリブチルスズ（TPT）です。船底塗料や漁網の汚染防止剤として広く普及しました。有機スズのうち、トリブチルスズオキド（TBT O）は1990年に製造・輸入が禁止され、その他の有機スズも使用自粛の行政指導等により、現在は、外航船を除き使用されていません。

有機リン

有機リン化合物は殺虫剤として、パラチオン、マラソン、スミチオン、クロルチオン等の名で使用されています。

有機リン殺虫剤は殺虫力が強く人間にも有害であり、浸透力が強く、体についたり吸収したりすると、頭痛がおきたり手足がしびれたり、ひどいときには死さえ招きます。

要請限度

自動車騒音が、その限度を超えていることにより、道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると認められる時は、市町村長は都道府県公安委員会に交通規制等の措置をとるよう要請することができます。

予測無影響濃度

生物に対する毒性試験において作用を受けない最大濃度（最大無作用濃度）に安全係数を乗じた濃度です。環境ホルモンでは、安全係数を10分の1としています。

〈ら〉

リサイクル（Recycle、再生利用）

使用済みの製品、材料などを原材料として形を変えて再生し、新しい製品、材料として使用することをいいます。

リデュース（Reduce、ごみの減量化）

生産工程で出るごみを減らしたり、使用済み製品の発生量を減らすことにより、ごみの発生を抑えることをいいます。具体的には、原材料使用量を減らすような製品設計上の工夫をしたり、製品の寿命を長くしたり、生産工程での歩留まり（原材料に対する製品の比率）を上げたり、消費者が製品を長く使うことがリデュースに

つながります。

リユース（Reuse、再使用）

ビールびんなどのように、ひとつの製品をできる限り長く、繰り返して使用することをいいます。

流域下水道

2つ以上の市町村からの下水を受け、処理するための下水道で終末処理場と幹線管渠から成ります。事業主体は原則として都道府県です。

六価クロム

クロム化合物の中でも6価のクロムのこと。クロム酸（ CrO_3 ）、重クロム酸カリ（ $\text{K}_2\text{Cr}_2\text{O}_7$ ）、重クロム酸ソーダ（ $\text{Na}_2\text{Cr}_2\text{O}_7$ ）等が主なもので、強力な酸化剤として働くため、金属の洗浄、装置の防食等に用いられます。

6価クロムの毒性は強く、消化器、肺等から吸収されて浮腫、潰瘍を生じます。

〈わ〉

ワークショップ

課題に対する共通認識や解決策を導き出すために参加者が自主的に活動する講習会をいいます。